

加賀藩史料

第參編

自寛永拾八年
至寛文貳年

加賀藩史料第三編

寛永十八年

正月十九日。神尾圖書之直信濃松本にて歿す。

〔神尾系圖〕

神尾之直。始名五郎八、圖書と號す。實は尾州產堀田安休末子四男なり。神尾甚右衛門は堀田又右衛門近き親類故、從利家公以神尾氏、堀田末子之内一人、數度加州ゟ御招之所不及御請。厥後無據任仰、以五郎八神尾方ゟ養子に遣す。後圖書と改。利長公御子小將被召出、神尾甚右衛門名跡に被仰付、度々御加增有て九千石被下之。天正十三乙酉年末森御陣御供仕、此時手柄あり末森記に詳し。利長公關野今の高岡なり。御隱居、御家老被仰付、相役松平伯耆康定。淺井左馬御知行被召上、後伯耆之直相役。利長公御逝去後、利常公御代大阪家康之御陣御供仕、御凱陣後隱居仕候所、家督九千石は嫡子秀直ゟ被下、隱居料二千石被下置、宗是と改。然處元和五年覃病氣御斷申上、二千石隱居料指上げ洛陽ゟ越。依之右隱居料二千石秀直に被下之。寛永十六己卯年堀田加賀守より、圖書義、私不遁者に候間被下候樣に、光高公ゟ御申達被成候處、利常公ゟ被仰、御返事可被遊旨にて、

利常公へ被仰上候處、如何樣共被任其意旨御返事有之、同年秋信州松本ゟ相越、城代にて知行五千石喰む。寛永十八辛巳年正月十九日死去、春秋七十九、法名柱天院殿一峰宗是居士。配は前田源峰女、法名說溪宗與大姉、死去年月日不知。國泰寺には元和三年九月十七日とあり。直武數代には、每月十七日靈供あり、其忌月等不知。說溪宗與大姉、享年且誕生年月問合に付、誕生緣組年月等不相知趣等申遣所、重而死去元和二年九月十七日に無相違與申來候。

正月廿七日。前田利常書を酒井忠勝に與へて、曩に光高の東照宮勸請の請の許されたるを謝す。

〔國初遺文〕

舊冬筑前守致御目見候刻、權現樣御宮於國本勸請被仰付候御禮申上候處、忝上意之趣申聞、誠以難有仕合御座候。彌以御席可然樣被仰上可被下候。將又拙者義御取成之由、每度過分之至存候。爲御禮令啓達候、恐惶謹言。

正月廿七日　松平肥前守利常　判

酒井讃岐守樣　人々御中

二月七日。家中若黨・小者・草履取の給銀に關する法規を定む。

〔萬治已前定書〕

定

一、百三十目　上　かち・若黨

一、百二十目　中

一、百十匁　下

一、百目・九十五匁・九十目　上　小者

一、八十五匁・八十目・七十五匁　中

一、七十目・六十五匁・六十目　下

一、七十五匁・七十目・六十五匁　上　ざうり取

一、六十目・五十五匁・五十目　中

一、四十五匁・四十目・三十五匁　下

一、右家中若黨・小者・ざうり取給銀如此遣、召置べく候。他國へ立歸之供に召連候はゞ、江戸ゟ五匁、京都ゟ三匁、其外道中遠近に隨ひ、少宛路銀可遣之。令逗留ば、路銀之外增銀十匁宛遣之、不可及路銀事。付り、一年切りもの召置日限より三十日切、給銀可相渡事。

一、取逃並致曲事令欠落者は、妻子請人にかゝり可申候。其外之走人、奉行人に相斷、指圖次第請人手前穿鑿いたすべく事。

一、人づかひあしき主人ゟ奉公仕儀、迷惑之由斷候ものあまた於有之は、奉行人より奉公人不可及相渡事。

一、一年切之奉公人曲事有之、せいばい仕候ば、奉行所へ斷可申付也。若至當坐成敗申付候者、其科之子細、急度奉行所ゟ相斷、則奉行人方より可言上事。

右奉公人、郡奉行より奉行人ゟ請取、上中下令吟味、給銀上中下書出、主人ゟ可相渡者也。

寛永十八年二月七日

〔萬治巳前定書〕

定　小々姓相抱候下々給銀之事

一、百四十目　上　かち・若黨
　　百三十目　中
　　百二十目　下

一、百五匁・百目・九十五匁　上　小者

一、九十目・八十五匁・八十目　中

一、七十五匁・七十目・六十六匁　下

一、八十目・七十五匁・七十目　上　ざうり取

一、六十五匁・六十目・五十五匁　中

一、五十目・四十五匁・四十目　下

一、右若黨・小者・ざうり取給銀如此遣、是よりすへ御文言年號月日目前。

二月廿一日。給人の小者・草履取として百姓を使役する場合に關する法規を定む。

〔萬治已前定書〕

一、諸給人從知行所未進之方に、爲普代從前々召置候小者・ざうり取之事、百姓を普代召置候儀者有之間敷候條、未進高應年數被相極其限、召仕候者暇を遣候樣に可被申觸事。

一、從知行所年記に召置候小者・草履取、斷右同前之事。

一、從百姓方納得にて、先主人ゟ奉公可仕と申者之義は各別之事。

一、御隱居樣・淡路守樣・飛驒守樣御領分、從先知召置候者、先可被吟味候。勿論筑前守樣御領分・明知分可爲同前候。但金澤衆居成之給人知より召置候下々之儀者、唯今不及御穿鑿事。

一、在々百姓之外あたまふり、何も郡奉行中より相改、奉公人に可仕候。付り、在鄕奉公人其村々可入程之人數致吟味、其外は御家中可爲奉公人事。

一、萬一奉公人に數不足候者、在々百姓之內、當耕作不仕候而も田地あらし不申候所々、郡

年記は年季なるべし

御隱居は利常、淡路守は利次、飛驒守は利治、筑前守は光高

此文書を寛永六年に當つるものあれども非なり、利次利治分封後にして光高の存生する巳年は寛永十八年以外にあるべからす

奉行衆より堅相改、奉公人村中へあて可申事。

一、諸奉公人、先主より相對にて奉公仕外、不立歸もの彌相改、奉公人渡奉行より別主人ゐ可被相渡事。

右之條々急度可被相改旨、重而被仰出候。先知より普代年記に召置候給人並百姓斷、御公事場にて被聞屆被申渡候樣尤候、以上。

巳二月廿一日

右之外書狀にて申遣覺

一、御奉行人より奉公人相渡候儀、はか取不申に付、相對に而給銀御定之外過分に召置候者之儀も、主人より奉行所ゐ遣之、給銀相究候樣にと被仰出候事。

一、給銀御定に付而、奉公人早速不罷出見合、三月末にも罷出もの〻儀者、年中之給銀致月割候而可相渡之旨、是又可被仰觸候事。

二月廿一日　　今枝民部

本多安房守殿

横山山城守殿

奥村因幡守殿

奥村河内守殿

二月廿六日。百姓の年貢米上納の日限及び割合を定む。

〔河合覚書〕

歩入米之次第

一、定納百石之内。

十　石　八月・九月中。

六十石　十月・十一月中。

三十石　十二月中。

右收納之次第、大形此圖りを以、百姓之勝手可被申付候也。

寛永十八年二月廿六日

和田八左衛門
栗田與左衛門
辻　平　丞
前波和右衛門
宮　城　釆　女
今　枝　民　部

二月廿九日。大僧正天海、前田氏の出自を源氏に定むべきことを利常に勸告す。

〔古文章大全〕

將軍樣御機嫌能、筑州も無事候間、可御心易候。仍家之系圖書出被仰付候由承候。貴家は菅家之由御物語候。幸權現樣御在世之時より、被爲成氏長者、其嫡孫に御座候間、今度被仰上、可被任源家候哉、不可過御塩味候。筑州ゟ茂此段物語申候。先可申東照權現樣御建立珍重候。無大社には不入御事と存、輕々与我等任讃岐守之指圖、酒井讃州被申談、木原木工申付候。無申迄候得共、在所の義御見立御尤存候、恐惶謹言。

二月廿九日　　大僧正

小松中納言殿　人々御中

右寛永十八年二月廿九日天台山座主より參候寫。

〔前田家雜錄〕

一、大猷院樣御代、陽廣院樣より御家の御系圖御用に而被上之時、家光公御歌。

誰が植ゑし種とはしらで賤が屋のおのづからなる梅の花がさ。

系圖撰進は寛永廿年なり

三月廿四日。給人の使役する小者・草履取に關する法規を補ふ。

〔萬治已前定書〕

覺

一、能美・新川兩郡より、此跡に召置候小者・草履取、至當春以相對居成に召仕候外、暇を遣候人々、其者之名在所之村付、並請人之名慥書記、急速當御奉行へ可被相渡候。當町中者之儀は、町御奉行へ書付可被出事。

一、右暇を乞ひ、當春出候もの、郡居所於不知者、請人之在所を以、御分領切に書出し可被申。請人手前郡御奉行衆並所御奉行衆令穿鑿、彼奉公人御分領切に、其御郡奉行へ可相渡候事。

一、金澤御分、石川・河北・利波・中郡・氷見・能州口兩郡之內之儀は、右斷同前に金澤年寄中ゟ早速書付遣可被申事。

一、淡路守樣御分、富田下總守方へ斷、同前に書付遣可被申事。

一、飛驒守樣御分、玉井市正方へ斷、同前に書付遣可被申事。

一、金澤御家中之儀も、右之通くみ〴〵より、當地御郡奉行へ早速書付可被遣之旨、年寄衆ゟ申遣候。富田下總守・玉井市正方ゟも同前に申遣候事。

能美新川は利常の隱居領

金澤御分は光高領

中郡は越中射水能州口兩郡は羽咋鹿島

一、御家中面々召仕候鐵炮之者・小者之せがれ・弟・親類縁者、其主人に召遣候外、奉公仕來者、又は可致奉公もの、不隱置樣急度被相改、人數主人より書付、長谷川少太夫・石川次郎助方へ可被相渡候事。

右處被仰出也。

巳三月廿四日

この巳年亦寛永六年なりとするものあれども非なり

四月廿一日。前田光高書を大聖寺侯前田利治に與へて竹田牛黄圓を利常に贈る。

〔陽廣院親翰〕

尙々竹田ごわうゑん一合に相印をおし進上候。おこをいたされ上られ候べく候。

此御書道より御手前へ被遣候を、此方參候間只今進上候。

田中へ御迎に進上候阿部傳右衞門罷歸候。道中いよ〳〵御機嫌能被成御座、千秋萬歲目出度奉存候。然者竹田ごわうゑん御用之由被仰下候、則進上仕候。早々可被指上候。自然御くわくらん氣も被成御座候ての義候やと、御機嫌之御樣子具承度候。早々御吉左右可被申越候。御前へは御六ヶ敷可有之と、御手前まで申入事候、恐々謹言。

おこな本のまゝ、御試みの義歟

卯月廿一日　　筑前判

四月廿八日。前田利常參覲せしを以て登營して德川家光に謁す。

〔德川實紀〕

四月廿八日、小松中納言利常卿はじめ參覲九人。

〔政隣記〕

一、三月中旬利常公江戶御參勤。

三月中旬とあるは四月中旬なるべし

〔三壺記〕

利常公江戶へ御發足の事

同年の暮より春へかけて、中納言利常公御領分知行分け被仰出、越中新川郡は御隱居分に成ければ、葛卷藏人・前田八左衞門・山崎半左衞門に御馬廻一組被遣置、新川御收納小成物山奉行會所大原二郞右衞門・前田兵左衞門に勘定人を被遣、役々を御定被仰出。正月の御禮として三ヶ國者不及申、江戶・上方より御用人共小松に充滿す。御子樣方より御名代の御禮、歲暮より年頭迄の規式相濟、小松中は人馬乘物すき間もなく定市のごとくなり。金澤前田孫九郞と前田長松一所に被召出、長松丸は對馬守に被成、一萬石の御折紙、孫九郞は志摩守に被成、七千石の御一行頂戴せられ、別而長次郞に三千石被遣、權之助に被成、家中侍ども人わけして、

同年は寬永十七年

當年は云々以下誤なるべし

それ〴〵に勤けり。當年は筑前守殿も入國なり、いそぎ御參勤可被成とて、三月中旬に江戸へ御發駕被成けり。

五月十日。幕府の令を奉じ、領內に於ける吉利支丹宗徒吟味に關する法を定む。

〔萬治已前定書〕

覺

一、吉利支丹宗旨之者、分領之內於有之は、とらへ指上候義可爲御奉公事。

一、右宗旨就穿鑿、分領境關所などはよく相改、往還之者不自由之旨。如有來往還無滯樣可有之。若吉利支丹宗旨御改之儀就有之は、一兩月日限を究關所など堅改、其外餘日可爲如常々之事。

一、人返之義、上下によらず、他國へ相越十年も十五年も有付、其所に而妻子をも持候者、國本之諸親類へつよく懸り、召返候儀有間敷候。但曲人は可爲各別事。

一、諸事江戸如御法、儉約を可被用事。

一、來年國回之上使可被遣候。假に被仰出候得者、行當り可被申候間、兼而仕置等爲可被得其意、唯今より被仰出事。

右條々巳五月十日、於御城御老中口上を以被仰出、重而公方樣出御被仰出之通、可被得其意候。諸事如江戶御法可有沙汰之由、御直之上意、其上御能被仰付處也。

寬永十八年五月十日

六月十六日。前田光高病むを以て德川家光使を遣はして之を問はしむ。

〔天寬日記〕

六月十六日

一、松平筑前守所勞付、爲上使阿部豐後守被遣之。爲御禮父肥前守登營。寬永日記

六月廿七日。前田利常病むを以て德川家光使を遣はして之を問はしむ。

〔天寬日記〕

六月廿七日

一、松平肥前守所勞に付而、爲上使安藤伊賀守被遣、御菓子被下之。御日記

夏。金澤馬坂に高源院を建立す。

〔寺社來歷〕　高源院由來書

當院者寬永十八年夏開山春堯和尙建立に而、當歲四十五年に罷成候。

一、開山春堯和尙、高德院樣御息女御福樣御緣類故、御養子之出家に被爲成、遍參中より立身出世迄御取立被遊に付、爲奉謝御厚恩、得微妙院樣御意、於御當地大豆田に、近藤甲斐下屋敷之內千歩餘寺地に申請、一宇致建立、御福樣御守本尊藥師如來像並御位牌安置仕、高源院者御福樣御院號に御座候。然處に萬治二年の春、右の屋敷御用地に被召上、其後住持代々替地之儀訴訟仕候得共、屋敷替地不被下候故、只今の所に致請地居住仕候。

一、微妙院樣御位牌並御茶料、中村惣左衞門与申者寄附仕置候。

右之外、由來緣起並御寄進狀等無御座候、以上。

貞享二年丑七月十五日　　金澤馬坂曹洞宗高源院　舜山

この前文は十七年五月二日に出せり

七月十七日。前田利常柳營に於いて子小姓の躍を德川家光の觀覽に供す。

〔德川實紀〕

七月十七日云々、此日西城にて酒井讃岐守忠勝御茶を献ず。はてゝ還御の後、夜中猿樂七番あり。小松中納言利常卿より躍を御覽に供す、又七番なり。諸老臣・諸番頭見物せしめ給ひ、歩行頭以上は饗膳を給ふ。

〔三壺記〕

其後上樣御望にて、御城西の丸へ子供を上げさせられ、又御見物被遊。利常公御感被成、又

々躍を手替り被仰付、御取立被成、重而被召上御見物被爲候樣にと、酒井讃岐殿に御內談被成ければ、讃岐殿被仰上候樣は、頃保科彈正殿躍取立可被備台覽之御內意有て、達上聞たてまつり候處に、上意に、何とをとり子と云ものは六ヶ敷事か、さのみになく心易き事かと御尋被成候に付、拙子申上候者、中々六ヶ敷事共にてこそ御座候へ、小身ものなどは、一年の物成にて難成御座候旨申上候處に、左樣に六ヶ敷儀にて有ならば、重て何方より爲見可申と申候とも、且而見間敷旨申候へと上意被成候間、必々御無用に可被成由、讃岐殿被仰候へば、相心得存候由被仰、躍之儀は止みにけり。重而上覽被成候はゞ、國々より可被上躰と、讃岐守殿心仕たるよしの取沙汰也。

八月三日。德川家光の世子家綱生れ、前田利常直に登營して之を賀す。

〔天寬日記〕

八月三日

一、筑前守樣ゟ、大姬君樣被爲入る後、將軍樣上意には、手前餘程の年に候へども、男子無之候間、筑前守を養子に可被成と被思召候間、肥前樣にも其段相談可申旨、老中迄被仰出候。何茂御尤と被申上、肥前守樣ゟ此旨御申候所、上樣末御子の御出生被遊間敷御年にも無御座候間、追付若君樣御誕生可被成候間、まづ〳〵御延引被遊候樣にと被仰上候て、右御相談は

竹千代は後の家綱にしてその出生は八月三日に在り

止居申候。翌年上様御召仕の女中懐妊有之候由御聞被成、肥前守様申候所、殊之外御滿足に被思召候。程なく竹千代樣御出生被成候へば、上樣御悦にて先肥前守方へ早く知らせ可申と、上意にて申來候。夜中の事にて候處、肥前守樣には御革袴計召候て御出、御ぐしは御とき被成候故、たばね御髮のまゝにて御登城被成候。諸大名衆にも、聞付次第追々登城有之、いづれも髮ゆひ上下にて御座候。中納言樣は上座に被成御座候て、拙者儀は承ると目出度と存候て、上下着候事も、さばき髮にも心付不申罷出候處、近習に召仕候小姓ども、此革袴を持出申ゆゑ、乘物に乘申時分、やう〳〵着候て罷出候故、此仕合と被仰候へば、皆御尤の儀と被申候。其御容躰見事成由、いづれも感じ被申候。上樣にも其段御聞被成候而、肥前守は外の仁と違ひ、左樣に存じ可申と上意有之候。扨御歸の刻、何も出入衆に、直に筑前守方ゐ御出候へと御約束被成、能御役者どもにも、直に是より筑前守方へ參、今日の御悦びを囃子候へと御意ゆゑ、各御城より御上屋敷ゐ御入、御役者どもにも不殘參上、結構なる御振舞、目出度儀と御酒もりにて、御囃子有之候。今日の儀故、此三家樣はじめ其外よりも、役者ども宿へ呼に被遣候得ば、今日は御城より直に筑前守樣ゐ被召寄、いまだ歸り不申候由にて、當日には御悦び成不申、御三家樣の內にても五七日御祝儀相延申方も御座候。

〔松梅語園〕

本文は後日の事なれども家綱の誕生に關するを以てこゝに附載す

一、大猷院様若君様御誕生の砌、金春權兵衛・石井仁兵衛上方より江戸江被召寄御能。此時幸五郎次郎と仁兵衛定家を可打に番付極而、當日に成五郎次郎俄に煩出し申不參。中納言様御聞と等しく幸小左衛門に被仰付旨、五郎次郎仕形大に惡敷思召、仁兵衛相手に成申間敷者にあらずと也。只今呼に被遣とて三反崎孫市被仰出、不參は踏込引立可參旨被仰。小左衛門汗を流し、御意之趣申遣し、たとへ御屋敷に而果るとも可參由申遣により、孫市と途中に而行逢而同道して罷越。少氣色宜罷成候に付罷出、御使と道にて行合申旨申上。御機嫌直り御能無恙相濟也。仁兵衛も忝がり、又鼓も此時より上手に成る事江戸中風聞す。

利常光高舊冬より服といふは誤なり

八月九日。徳川家綱誕生後七夜に當るを以て、前田利常・光高共に登營して之を祝す。

〔袂草〕

一、家綱公御誕生七夜の御祝儀の時、尾張・紀伊・水戸御目見の刻、若君・家光公一所に御着座、御前へ利常公・光高公も御出。又御參宮於神前御目見の所に、利常・光高舊冬より服にて無御出座。達上聞還御の刻、井伊掃部直孝宅へ御成候。彼亭へ御父子様ともに御出向、御目見有也。

〔徳川實紀〕

九日。若君七夜御祝ありて、御名を竹千代君と稱し奉る。特旨もて大僧正天海、御名奉りし

とぞ。三家諸大名まう登り、御酒賜ふ。若君初めて三家・三世子並松平右京大夫賴重・小松中納言利常卿・松平筑前守光高・松平越後守光長・酒井河内守忠淸・戸田左門氏鐵・永井信濃守尙政・靑山大藏少輔幸成・諸老臣拜謁し、大僧正天海も拜し拜る。

八月九日。前田光高越中礪波郡埴生八幡社の神主に命じ德川家綱の爲に祈禱せしむ。

〔越中古文書〕

猶以御札之義、此者に可被差越候。御急之儀候之條、御油斷有間敷候、以上。

江戸若君樣就御誕生、彌御息災之御祈禱被致執行、急度可被差上旨、從筑前守樣被仰下候之條、可被得其意候。爲其令申候、恐々謹言。

八月九日　　横　大膳允
　　　　　　奥　河內守
　　　　　　奥　因幡守
　　　　　　横　山城守
　　　　　　本　安房守

埴生神主

壻は權太夫なり後文参看

八月九日。鋸引の刑を加賀石川郡宮腰に行ふ。

〔本藩年譜〕

八月九日宮腰にて鋸引の罪科あり。伴無理兵衛壻は、左分利權太夫子大助なり。伴氏の家僕浪人をかたらひ、大助を切殺し、其金鐔を盜む。因是也。

〔竹園雜記〕

鋸曳被仰付事。

寛永十八年宮腰口と泉野口と兩所にて鋸引被仰付候。意趣は伴無理兵衛娘は、佐分利權太夫妻女也。妾腹に男子出生、大助と名付、無類の器量よし也。寵愛の子故、大小美々敷拵、金鍔をさゝせて世間を勤めさす。大助十五歲也。或時無理兵衛若黨一人、無理兵衛手前有之牢人一人申合、大助を伴ひ宮腰へ見物に倡ひ出し、則若宮近所の田の中に而、右兩人之者謀て大助を切殺し、大小を取りてけり。此者共は宅へ歸りて申樣は、大助殿は何方へ御越候哉、相尋候へ共御見え不成候とて、さあらぬ躰にもてなし、笑止がりて有之けり。然所にかの大小の雜物共を、無理兵衛屋敷の內に埋置けるを、穿鑿仕出して、兩人を無心許と思ひ、召捕て御吟味の處に、白狀に及び、宮腰口・泉野口にて鋸引に被仰付事濟けり。其頃幼少の者に、餘り花麗に拵、供廻りもなく輕々敷は行步等に出す事も遠慮せしと也。

村井兵部諱は長朝

八月二十日。東照宮の靈代江戸を發して金澤に向ふ。

〔國初遺文〕

今度東照權院爲御迎、村井兵部少輔殿、爰元首尾能今日奉守出御候。無異儀可爲著御候間、御法事等首尾能樣御取持任入候。仍東照權現門前之義、末代之義候間、民少御相談候て御寄附の義、御次而に筑前守へ可被達候。先以其後は不申談、疎遠之至候。我等も從去月中旬相煩、于今平臥之躰候。大方得驗氣候間可御心易候。委曲常照院可申候、恐々謹言。

八月廿日　　大僧正

西尾隼人殿　人々御中

〔袖裏雜記〕

加州金澤東照宮御起立之元由

一、加州金澤東照宮御起立之元由は、後水尾院之御宇元和二年、前大相國家康公於駿州府中被遂薨御、則同國葬久能寺ゟ。然後慈眼大師、大相國遺言之旨台德院樣ゟ被有言上、且又達後水尾院天聽候處、勅命・台命無御別條之上、大相國薨御翌年元和三年、從久能寺移御尊體於野州日光山、築新社奉崇神、此時始而從禁裏被贈東照宮大權現神號。是則從攝州阿威山移多武峯、大織冠之例有之也。其後武州東叡山、尾州・紀州・水戶各勸請大權現有之。加州東照宮

寛永二十年とあるは誤なるべし陽光院は陽廣院の前法名

寛文三年は元年歟

この文書は貞享三年六月のものなるべしとの考あり

は其後、先日光御門主御代、寛永廿年御國御先主陽光院様、公義被遂言上、嚴命無御別條上、御宮御起立有之段、御造營之內於京都御大佛師、兼而被彫刻大權現、加州御遷宮等被執行之。自爾以降當年迄四十四年歟。御宮御起立御願御成就之上、準尾紀兩國之例、諸色可披露之旨、兼而御沙汰雖有之候、御先主無程御逝去に付、其不及御沙汰候。件之樣子故、定之御社領・寺領等無之候。御遷座之砌より、當分爲御供米一ヶ月十石充被獻之候。

一、大猷院樣御佛殿御造立、寛文三年より同二年出來。同年六月廿日御位牌御供養御法事等御執行、則別當寺留守居に、松壽院光尊ね被申付相勤候。爲御茶湯米例年十石充被獻之候。

一、嚴有院樣假御佛殿御位牌所、延寶八年に出來、同年九月廿三日御供養御法事等、常照院實與相勤候。爲御茶湯米例年十石被獻之候。

右由來如斯御座候以上。

年號月日　　常照院判

不破彥三殿

富田治部左衛門殿

〔政隣記〕

一、金澤御城に東照大權現之御廟を爲造、其爲別當上野東叡山寛永寺御門主之院家常照院を

松植院前文に松壽院とあり

御招請、御祭禮之御規式被勤之。其後毎年四月十七日、暨正・五・九月法樂之大般若被轉讀之。金澤中天台一宗勤之。常照院は江戸ゟ歸院して、爲代弟子松植院を被越、年々相勤之。常照院加州に來臨之時、惣曲輪之内御宮之下に、別當屋敷とて一院を構令居之。常照歸院之後松植院此院に常住す。常照院は此以後、權現堂之社務を東叡山に乍在勤之。其後常照院日光御宮之役者たる住心院に遷り、常照院は加州不破氏之息に讓之、次之常照院是也。此常照院相續て、加州權現堂之別當社務也。乍然其身は江戸にて、加州祭禮之儀は松植院勤之。松植院遷化後は國僧より勤之。別當屋敷を神護寺と稱す。松植院遷化以後、金澤天台宗三ヶ寺勤之。看坊頭才川寺町安住寺、御宮護摩執行役人金澤卯辰最勝寺、同かぎ取横山之西照寺、如此相勤也。扨又御宮に番人を被指置、御城中所々番所之如作法、御馬廻之内より晝夜一人宛、下番足輕以下も如諸番所之相勤之、御宮番所と云。最初は御番人着到之帳不附、其後より御城中如作法、毎日着到附記之。但[　　]年より御馬廻御番人御止。

八月。前田利常江戸穴八幡社遷宮の資を助く。

〔前田家雜錄〕

一、寛永十八年八月武州牛込穴八幡社建立、利常公より人夫數百人御助成あり。且遷宮の時餠酒肴を多く送り給はりて賑之しむと云々。光松山放生寺と號す。

寛永十八年には光高在國にあらず

十月。金澤城外に高札を立て、津田勘兵衛が切支丹の徒なることを誣告するものあり。

〔本藩年譜〕

十月金澤追手門外に高札を立、津田勘兵衛吉利支丹宗門たりと。勘兵衛に至ては聊無其事。曹洞宗禪龍寺の檀越たり。然れども何者か遺恨あつて無實の札を立ける哉、大法たるが故に江戸へ呼來り、慶安四年四月廿日本郷の旅宿にて病死す。

〔金澤古蹟志〕

津田勘兵衛重次傳

重次は遠江守重久入道道供の二男、初め和泉と稱す。父重久初め關白秀次公に奉仕す。秀次公事ありし明年、慶長元吾藩の招に應じ藩士と成り、五千五百石を領し、慶長十四年致仕し、重次家を繼ぎ、後一萬石を領知す。子孫鳳卿が新刊韓子解詁後叙に云。家祖遠州君重久。平内府之正冑。伏見城之世主云々。慶長中告老。仲子重次。稱和泉。後更勘兵衛。襲職。父子相繼。守大聖寺城者十餘年。大坂之役以宿將從。在中軍預參謀略。重次兄弟。率私徒領先鋒。雪夜攻眞田丸。先衆傅壘。炮矢如雨。徽幟正々。北陸之兵無出其右者云々。重次沙汰農政。掌讞刑獄。統平副旨。尋至參政云々。三壺記に云、寛永十八年秋の末に、津田勘兵衛御成の

用意とて、作事等をいとなみ、道具の拵京・大坂へ人橋を懸けられる。然處に津田勘兵衞は、切支丹の宗門たる事紛れなしと、大手の辻に高札を立る。光高君被聞召、利常卿御在江戸なるにより、飛脚を以被仰上ける處に、先づ勘兵衞を江戸へ被指越、申分けも仕るやうにとの事なれば、早々江戸へ參りけり。證もなき義とは思召けれ共、其昔の切支丹の吟味は、ころびければ事濟みけるに、今程の吟味は、親の代に切支丹にて、子は他宗なれ共遁れがたし。然る故に猪子九郎左衞門・横田彌五兵衞・金瘡の不亂坊・宮腰達磨寺の不樂坊、其外足輕已下迄も、江戸より指來るに任せて江戸へ被遣。安江町酒屋九郎次郎は佃源太左衞門の聟なるを、是も指越に付江戸へ被召寄。津田勘兵衞は其昔少年の時分は年久し、いか成緣にて左樣の事も有けるにやと、皆人知るものなし。其昔は若き者の伊達する者は、是非に此宗門に成りて珠數を首に掛、吉利支丹の道具にこんたつとやらんいふ物を腰にさげて、是を威勢とする事なれば、勘兵衞義も幼少の時左樣の事もや有しやらんと、推量許にて究りたる事もなし。殊更父遠江守道空年忌にて、宮腰口の禪龍寺にて、百日の江湖迄大法會を執行せられ、佛神に歸依して正・五・九月は兩愛宕へ參られ、大盤若讀誦にて祈禱あり。いかなる災難ぞと申しけり。右高札立けるにより、公事場より添札の寫。

津田勘兵衞、先年吉利支丹宗門御改に而、高山南坊流罪之刻、彼宗門ころび候得共、內心

道空前に道供とあり

は立歸候樣に、當廿日此所に札を立候。乍去札之書樣不慥候に付、入御披見候事難成候間、七日之內ひそかに爲告知、其身罷出御穿鑿落着、最前御定之御褒美之上、增被下候樣に可申上候。此事申顯候はゞ、右之札意趣可爲立者也。

十月廿一日

奧村源左衛門

岡島市郞兵衛

小塚藤右衛門

右板津左兵衛書調被立置けれ共、何之事も重而無之、乍去難指置江戶へ下向也と。或說に、南町の上の端に柴屋と云町人あり。日本にたばこはやり來る時、此柴屋と云者初めて金澤にて賣初め、刻たば粉など仕けり。をどり歌の留にも、柴屋たばこやらんしやらやとうたひけり。此町人申分仕出し、津田勘兵衛批判にて、申分は負に成て張付に掛りけり。此一類は、勘兵衛を意恨に思ひける由申傳たり。若し此一類の末々の者ありて、札を立けるにやと諸人申ならしけり。かくて勘兵衛江戶へ參着有て、利常公より言上被成けれども、證據もなき事なれば、湯島の町に徒に年月を送り、本鄕五丁目へ宿をかへて被住けるが、慶安四年五月二十日終に病死を遂げられ、子息伊織・半佑兩人、病中孝行を盡し、禪寺へ移し葬送し、加州へ被罷歸、哀なる事共也。父の津田遠江は、與三郞と申時、明智日向守の家人にて、若年たり

といへども、一騎當千の剛の者にて、備前長光の刀を明智より賜はり、本能寺への先手也。其後高野山にありしを、秀吉公被召出、關白秀次公へ御付被成しが、關白殿御生害の後、今枝內記と一所に被召寄、道空と申して勘兵衛に家督を讓り、光高君へ武功の咄共申上、御寵愛不斜。勘兵衛は御分國郡中の沙汰共、如何樣とも存寄次第に可仕旨被仰出、諸代官に下司を成したり。惣領の娘に松平伯耆の次男を養子聟とし、津田伊兵衛と名付、其娘子を葛卷內藏助に嫁娶被仰付。與十郎十四歲の時、伊兵衛子息龍之助十一歲、切々能を興行せられ、面不懸に松風・村雨に成り、又或時は熊野・朝顏と成りて、家來木村右衛門作が脇にて、山崎仁右衛門が狂言、大名・小名參會、見物夥しく繁昌の折節、かゝる笑止成事出來と袖をしぼらぬ人もなし。

十一月二十日。前田利常の姉千世姬歿す。

〔前田家譜〕

千代姬又は長姬。初め肥後侯細川忠興の男忠隆に嫁し、後藩臣村井長次の室となる。天正八年五月七日生る。母は芳春院。寬永十八年十一月二十日歿す。享年六十二。法號は春香院。野田山に葬る。

〔壬子集錄〕　香壽院覺書

一、しゆんかういん樣は御ちよ樣と申候。六十二にて十一月廿日御しきやうにて御座候。

十二月二日。德川家光使を遣はして千代姬の遠逝を弔す。

〔天寬日記〕

十二月二日

一、爲上使松平筑前守ヘ新庄美作守、松平肥前守ヘ能勢次左衞門被差遣之。是依肥前守姊死去也。寬永日記

十二月廿八日。小松に於いて罪人に鋸引の刑を科す。

〔小松舊記〕

十二月廿七日

一、礫木・鋸引に逢申女子之木、東町材木屋共より出し申候。礫木鋸引の作り木仕候者共、惣町木履屋共仕申候。竹鋸共に釘鉸鋸は鍛冶町より出し申候。

一、同廿八日に鋸引に成申女子、□□□幟紙三枚入申候。京町木屋より出し申候。右の女子歲は十三に罷成申由に候。

是歲　前田利常越中立山の本社を再興す。

〔寺社來歴〕　岩峅寺由來書

一、從徽妙院樣、寛永十八年に立山峯の御本社御再興被爲成候。

是歳。奥村源左衞門・岡島市郎兵衞・小塚藤右衞門、加賀藩の公事場奉行となる。

〔藩國官職通考〕

公事場奉行　四　人

一人は寺社奉行より兼帶す。又御馬廻頭よりも勤之。定番頭御小將頭より勤む先例有。

夫公事場の起元知る處なし。傳聞、公事場は關白家役所名にして、太閤家より高德公へ賜ふの號と云。然れども其事分明ならず。諸記に見ゆる事なきゆゑ確徵とすべきなし。若くは聚樂御拜領のときにも有か、考ふべし。公義へは公事裁斷所と申上ると云。左あれば公事場とは押立たることにも非ず。場の字重きことならば、御算用場の名義いかん。當參考。又其奉行の始めも知れず。古へは常に年寄衆出席ありし成べし。微妙公の御代、卯辰某院の小僧住持を殺害したるとき、篠原出羽これを斷ずること見えたり。寛永十八年陽廣公御入國の時、奥村源左衞門長元源左衞門祖・岡島市郎兵衞一陳・小塚藤右衞門某勤之。或云、此三人を此ときの御算用場奉行と云。何れ此頃は、當役より御算用場・寺社兩奉行を兼帶すと見ゆ。〇又云寛永十七八年の頃、留帳奥村・岡島・小塚竝宮城采女・葛卷藏人五人の名見ゆと云。右年間以後には津田勘兵衞重次傳上に見ゆ。慶長十四年の頃御小將頭にして、寛永十三年七月御家老と成と津田家記にあれば、寛永以後當役たると云ひ難し。其事尙追考すべし。脇田九郞兵衞直賢哲九郞祖勤之、皆御小將頭たり。此時組頭より加ること本文の如し。萬治二年の頃、横山右近守知正保三年より勤之とあり。菊池大學直辰後十六郎と號す。今の大學

七世の祖、家譜には今玆當役と成と有。兩人にて勤之。以來連綿。貞享三年十一月野村與三兵衛重德御馬廻頭〇隼人祖四代目被命、以後御馬廻頭より一人充加り勤之。元祿九年野村與三兵衛、定番頭にて再當職を兼帶し、同十五年十二月西尾四郎左衛門御小將頭にて勤之の先例あり。右年より四人と成來る也。正德年中以後、組頭より加り勤むる事中絕。安永五年二月原五郎左衛門元成御馬廻頭被命、以來又臨時組頭より加り勤る事に成たり。

寛永十九年

正月八日。前田光高夫人江戶に在りて額直しを行ふ。

〔天寛日記〕

正月八日

一、加賀姬君樣御ひたへなほしに付一種二荷被遣。

姬君とあるは德川家光の養女なればなり

正月。本多政重德川家光よりその子政朝の定婚を命ぜらる。

〔德川實紀〕

正月。この月松平筑前守光高が家司本多安房守政重を召て、時服・羽織・馬を給ひ、長子帶刀政朝定婚の事面命し給ふ。三浦志摩守正次が女をめとりしなり。

政朝は本多氏二世政長の兄なり

〔天寛日記〕

家督後初て參府といへば十七年なるが故に誤なり

松平加賀守光高家督後初而參府、家老本多安房守政重供に而參府之時、猷廟御前に召て、時服・羽織・御馬を賜ひ、同氏帶刀政朝へ緣組の上意有て、三浦志摩守正次の女を娶る。

〔德川實紀〕

寛永十七年五月廿八日下總國榎本の領主本多犬千代歲わづかに五歲にして死したり。よつて所領一萬八千石收公せられ、榎本の地へは使番能勢治左衞門賴重、書院番內藤四郞左衞門正次をつかはされ、在番は松平式部大輔忠次に仰付らる。この犬千代は佐渡守正信が三子大隅守忠純が孫にて、大隅守政遂が長子なりしが、この月十三日卒せしかば、家遂にたゆべかりしを曾祖正信が勤勞を思召、正信が二子加賀の家の老安房守政重が子帶刀政朝を、寛永十九年四月朔日に至り召出され、新に釆邑五千石賜り、其祭を奉せしめらる。

二月八日。加賀石川郡佐那武社の宮橋築造を命ず。

〔國事雜抄〕

寺中宮橋之義、兩神主理候。彼地御建立之義候間、右之橋急度被申付尤候。猶兩神主可申入候、恐々謹言。

二月八日　　横　大膳允　名判

神　式部　名判

奥　河内守　名判
前　出雲守　名判

原田又右衛門殿
山口彌五兵衛殿
伴　嘉右衛門殿
金子孫右衛門殿

今年宮橋二ヶ所被仰付候、御奉行山口彌五兵衛殿也。

四月九日。前田光高江戸を發して日光に赴く。

〔天寛日記〕

四月九日

一、尾張大納言殿並松平筑前守・內藤帶刀、佐野通日光に今日發足云々。猷廟日記

〔德川實紀〕

四月八日尾紀水三卿及松平越後守光長・松平筑前守光高・松平右京大夫賴重、御先に日光山にまかるべしとて暇賜ふ。

九日尾張亞相並松平筑前守光高・內藤帶刀忠興けふ發程し、佐野をへて日光に赴く。

本文徳川家光の事に係る。

四月十六日。徳川家光日光に在りて使を前田光高に遣はす。

〔徳川實紀〕

四月十六日辰刻、宇都宮城を出で給ひ、大澤にて晝のおもの阿部對馬守重次奉る。御精進なり。本多將監景次昨夜江戸より歸り來りて、若君の御氣色聞え上奉る。大澤の宿にて浴湯し給ひ、山に渡らせ給ふ。保科肥後守正之・松平式部大輔忠次・松平越中守定綱、今市の町口にて拜謁す。井伊靱負佐直滋・內藤豐前守信照、並に公卿館伴奉はりし輩、那須の人々同く拜し、松平右衞門大夫正綱・秋元但馬守泰朝、下馬の木戶口にて拜し奉る。山に着御の後、尾紀水三卿に御側久世大和守廣之、大僧正天海へ中根壹岐守正盛、青蓮院門跡尊純法親王並に花山院大納言定好卿・園前中納言基音卿・堀川宰相康胤卿へ高家吉良若狹守義冬、菊亭右大將經季卿・飛鳥井前大納言雅宣卿・阿野大納言實顯卿へは今川刑部大輔直房、高倉中納言永慶卿へは使番櫻井庄之助勝成、松平越後守光長・松平筑前守光高へは能勢治左衞門賴重遣はさる。

四月十八日。徳川家光日光東照宮の祭典を行ひ前田光高之に侍座す。

〔天寛日記〕

四月十八日

一、今日御祭禮御執行、巳刻御棧敷へ御成、御半袴・御劔吉良侍從役之。御次の間に、尾紀兩

亞相・水戸黄門。三之間、越後少將・加賀少將・高松侍從・出雲侍從・彦根少將・山形侍從・井伊侍從・若狹侍從・松本侍從・松平式部少輔・內藤帶刀・內藤豐前守、此外近習之面々伺公。寛永日記

〔德川實紀〕

四月十八日云々。御本社にわたらせ給ひ、御拜あり云々。次に尾紀水三卿進拜し、御先に御寶塔に赴かる。松平越後守光長・松平筑前守光高・松平右京大夫賴重、松平出羽守直政、御先に瑞垣の外へ退く。こゝをまかで給ひ、御寶塔へ詣給ふとき、光長・光高・賴重・直政もまいるべしとの仰ごとありて、この四人從ひ奉る。

四月廿五日。前田光高日光山より歸り德川家光に謁す。

〔德川實紀〕

四月廿五日尾紀水三卿並松平越後守光長・松平筑前守光高・松平出羽守直政・松平右京大夫賴重日光山より歸謁す。

五月三日。前田利常、德川家光に謁して暇を給はりたるを謝す。大聖寺侯前田利治亦同じ。

〔天寛日記〕

五月三日

一、午刻御黒書院出御、松平肥前守御目見。是昨日御暇被下御禮也。松平筑前守・同淡路守・同飛驒守御目見。筑前守・淡路守者父肥前守御暇被下依而也。飛驒守には御暇被下付而也。寛永日記

〔德川實紀〕

五月三日小松中納言利常卿・松平飛驒守利治・松平下總守忠明・高力攝津守忠房就封のいとまたまふ。

〔三壺記〕

小松中納言利常公歸國之事

同年五月二日に江戸御發駕被成、小松へ下通り御歸城難なく被爲成處に、掛橋の爪あるひは嶋田近所迄、御家中御迎に被罷出處に、何と哉らん御機嫌の御樣躰宜しからぬ御有樣なりと、何も登城いたし被相詰ける處に、小松に御留守勤ける物頭・出頭人ども、唯々越中の堺迄も、善光寺・高田迄も迎に可罷出處に、皆やど〳〵に罷有事、更に心懸なき處なり。如何成用所も有べき事なり。江戸半途迄は江戸より送る、國よりは又半途迄可罷出に、沙汰のかぎりと御意惡敷、何も閉門被仰付。結句金澤まで相詰る衆、又は江戸より御供勤ける人々、はや翌

五月二日發駕とあるは誤なるべし

日より被召上、御用ども被仰付。小松衆難義してこそ居られけれ。されども頓而御赦免被仰出、御用相勤らる、三ッ俣に御亭を被仰付、或は中土居の御普請莪島の御花畠等被仰付出來す。

六月朔日。金澤町の諸法度を定めて之を令す。

〔國初遺文〕

町中定

一、今度町中被仰出御ヶ條之表、自今以後町人下々迄、堅可相守義專一之事。

一、町人着類過分之仕合有之間敷候。最前御家中ゟ被仰出品々、絹・羽二重・紬迄可着之。ゑり・袖つきに至迄、右之外御停止之旨被仰出候條、町人之義、先以右守御定を、應分限可用之、追而被仰出可有之事。

一、町人不依誰々、作法しだらくに相見ゟ候者、又者侍衆ゟ對し慮外構敷仕合於有之は、見聞次第に曲言可被仰付事。

一、町人不依誰々、犬を飼候義、或は夜こなど遣候義、或は侍衆与致同道罷越候義、可爲曲言則其町中より見聞次第、肝煎方迄爲相知、肝煎方より急度此方ゟ可申斷候。若隱置候者、其町人肝煎共に可爲越度事。附、へりなど童部共愛する爲に飼置候義、可爲格別事。

夜こは野狐歟

へりは鳥歟

一、町人かけの諸勝負仕義、堅御停止候條、子供若き者下々迄、親主人より常々急度可申付候。若違背仕者於有之者、其身之義は不及申、親主人並宿本共に可爲越度候。惣而かけの勝負を好候者、盜賊同事被思召之旨候條、可成其意事。

一、町人諸職人。不依誰々拋家職、不應身に作法不屆之樣に思召候條、自今以後堅可相嗜義專一之事。

一、町人みせ棚に居候者、其みせは人集をいたし、かゝらざる人言世間噂など高雜談仕、或はふせり有之、或は高腰を懸、しだらく成作法有之間敷候事。

一、町人子供若き者下々迄、ほうからげ、とぢあみがさを着、かぶきたる躰、又は辻立、並小うた・謠など高聲にうたひありき候儀有間敷候。見付聞付次第、不依誰々當座に可申付事。

一、町人・子供・ろくしやく・ざうり取以下、あしたをはき候義有之間敷候。其もの分にしたがひ高下可有之。若相背者於有之は、其身之義は不及申、主人迄可爲越度事。

一、町人子供以下人集をいたし、猥之爲躰相見は候者於有之者、其町中として令吟味、急度此方は可申斷事。

一、町屋之二階より、晝夜によらず小便など仕下し候義於有之者沙汰之限、自然旅人宿など、其旅人猥之作法於有之者、其亭主越度可申付候條、常々旅人又は子供下々迄堅可申付候

与頭は組頭

事。附り、二階よりてうず水抔捨候義、又はつばきをはき、二階のさま戶を明開および出、往還之者を見おろしさげすみ申義、是又曲言に可申付事。

一、町人長脇指さし申間鋪候。或は白山或は安江參、或は宮腰、其外諸見物之折柄刀をさし、奉公人ににせ候躰、見付次第可爲曲言事。

一、町人諸見物之時、男女一所に入込候義有之間敷候。町中下々迄常々油斷仕まじき事。

一、町中しちや方、此跡々行衞不知しち物取來るに付て、上方・江戶如御法度之、自今以後質に取候刻、慥成請人を爲相立、しち物取可申候。自然其段不念に仕、後日盜物などしちに取候義於有之者、しちや並請人手前遂穿鑿、越度有之者急度曲言可被仰付之旨候條、向後彌念を入しち物取可申事。

一、町々十人組之內にて、一人宛与頭を立置、諸事町方御用以下有之時、与頭より取持令可相談事。

右條々、今度金澤町中御法度被仰出旨を以、如此書出通、自今以後人々油斷仕間敷候。若違背仕者於有之者、見付聞付次第、其科之依輕重急度可申付候。此度之被仰出以後、ゆるがせに無き樣に可申付旨御諚候條、彌晝夜共に堅固可相嗜者也。

寬永十九年六月朔日

長瀨五郞右衞門

六月二日。幕府前田利常に高札の案文を與へ、百姓をして所務を懈ることなからしむ。

〔寸錦雑編〕

諸國在々所々、就去年之耕作損亡、民間窮困之由被聞召及、此上若當作も於不熟者、土民可臨飢之間、宜相計之旨上意候。自然右之趣百姓等傳承候而、至秋之所務令難澁者、可爲曲言候。因茲高札之符案差添遣之候。領內に被立之尤候、恐々謹言。

六月二日　阿部對馬守
阿部豐後守
松守伊豆守

松平肥前守殿　人々御中

〔寸錦雑編〕

諸國在々所々田畠不荒之様、入情可爲耕作、若立毛損亡無之所、申掠年貢等令難澁族於有之は、可爲曲事者也。

六月　日

右今度從公儀被仰出候之條、堅可相守者也

寛永十九年六月廿七日　判（利常）

六月六日。前田利常加賀能美郡河原山村の諸役を免除す。

〔國初遺文〕

加州能美郡之内河原山村、依爲國堺、諸役令赦免所如件。

寛永十九年六月六日　判（利常）

河原山村惣百姓中

六月廿五日。德川家光、前田光高に巣鷹を贈る。

〔德川實紀〕

六月廿五日尾紀水三世子並松平筑前守光高へ巣鷹二つゝ給ふ。

七月十八日。越中礪波郡五ケ山等の百姓に借米を許す。

〔袖裏見聞錄〕

一筆申入候。

一、五ケ山中・氷見町・石動町・立野町・佐賀野町・戸出新町、御借米之儀理申付而、中納言樣に得御意申候處、則可被成御借旨被仰出、被成下御印二通之寫進之候。

一、右所々御借米當り分、別紙書付遣之候。何茂急度被相渡、借狀可有御請取候。
一、右は借米高直拂に仕、當暮取立、急度可指上旨被仰出候旨、無滯樣內々被仰聞候。
一、五ヶ山中之者共、臨致借用度旨理申候。御手前御裁許臨之內を以、三百俵可被借渡候、恐々謹言。

午七月十八日

横　大膳亮康玄　判
神　式部少長治　判
奥　河內守榮政　判
前　出雲守貞重　判
本　安房守政重　判

篠嶋豐前守殿　人々御中

七月。百姓より給人に上納すべき夫銀に米を以て代ふるを禁ず。

〔眞館覺書〕

一、御給人知行出之節、百姓上中下鬮取を以、知行高之內百姓誰何十何石、誰は何十石何斗与百姓持高百姓分け書上置候義は、御軍用其外御給人方人夫入用之時分、右百姓を屋敷ゟ呼越可申に付、耕作稼之指支に成候故、元和六年夫銀与申、定納百石に付百四十目充、三月半

夫銀を定めたるは元和三年正月十一日なり

銀子を以て云々誤脱あるべし

同年は寛永十九年なり

分、九月半分、給人屋敷ゟ相納、御藏入知共御土藏ゟ致上納候所、給人は多分右夫銀代米を以納置、後月に至、米直段宜時分賣拂、銀子を以指上申に付、米納に仕間敷、若相背候はゞ、代銀もおさへ候樣御横目御書出之旨、寛永十九年七月横山大膳樣・今枝民部樣・奥村河内守樣より、御郡奉行石黒覺左衛門殿ゟ御書立を以被仰渡、夫より皆銀納に相成。

七月。前田利常の從臣加賀能美郡三谷にて爭鬪す。

〔三壺記〕

三谷喧嘩之事

同年七月は、小松町中所々の橋爪にて躍ども盛なり。利常公被聞召上、申分無之樣に申付よと、古市左近・奉行長谷川少太夫・石川二郎助に被申渡、御先番の小道具のものども召つれ、所々けいごいたし、をどらせけり。三谷には、小幡右京殿屋敷にはすまひをとらせ、近所の在々より大力望のものどもあつまり、相撲おびたゞしく有りければ、小幡右京殿・同下野殿・堀三郎兵衛殿、其外小松より若き衆あつまりけり。又三谷の村中には、をどりおびたゞ敷して、爰にも人群集す。然るに黒田賴母、黒りんずに紅裏のなげ頭巾をかぶり、若盛の事なれば裝束美々敷をどり場に走廻り見る所に、津田玄蕃頭子小姓二人に若黨一人指添へて、小松よりをどりに出、ふくめんにてたんだおなきあれおもふかたへとをどりければ、諸人目を付、

面白かりつる折ふし、頼母此子供に付て、色々の戯言の上に、ふく面をおつとりければ、一人の子小姓立まはり、狼藉なりとて刀をぬき、頼母を一打討ければ、堀采女うしろに有て切留る。覆面とられし子小姓も刀をぬき、頼母と二つ三つ切合せけるが、頼母難なく討留て、子小姓二人は果にけり。其時相撲もをどりもくづれて、頼母は宿へ引取りかんびやうす。小松よりはせ來る人數は幾千萬、されども三谷はしづまりて音もせず。明朝に成て津田玄蕃是非とも敵を取るべしと腹立、尤至極せり。前田内藏允殿被仰けるは、玄蕃被仰尤にては候へども、頼母儀はまさしく御從弟の事なれば、又ものと相手に成がたし。兎角御耳に立て、御意次第に可然とて、有まゝに御耳に立られければ、頼母は御追放に被仰付、玄蕃堪忍可仕旨御意有之、不及是非其通にて相濟。玄蕃は門番を兩人成敗被申付、つれて出ける若黨追放被申付事濟。それより先其年はをどり・相撲は止みにけり。

八月三日。徳川家光、前田光高の子小姓を召して舞踊せしむ。

〔天寛日記〕

八月三日

一、御能をどり有之、筑前守小姓をどり被仰付、御帷子小姓共へ被下。寛正慶記

〔徳川實紀〕

若君は徳川家綱
御覽は徳川家光なり

八月三日若君御誕辰により昵近の人々、其他物頭へ餅・酒・吸物を給ふ。(中略)。次に風流御覽ぜらる。此事つかふまつりたる松平筑前守光高が兒小姓等へ、帷子をかづけ給ふ。

八月十六日。徳川家光、前田光高に放鷹の暇を與ふ。

〔徳川實紀〕

八月十六日松平陸奥守忠宗のもとへ安藤伊賀守重元、松平筑前守光高のもとへ池田帶刀長賢御使し、ともに放鷹のいとまを與ふ。

八月十八日。徳川家光、前田利常の女富姫の將に八條宮に嫁せんとするを以て物を賜ふ。

〔天寬日記〕

八月十八日

一、松平肥前守息女に、銀子三百枚・卷物五十被下之。是八條殿に緣邊之儀に付而也。寬永日記

〔徳川實紀〕

八月十八日小松中納言利常卿女子を、八條中務卿智忠親王定婚により、銀三百枚、卷物五十つかはさる。

八月廿二日。前田光高命じて鐵炮を藏する倉庫の床下に鹽を置かしむ。

〔前田因幡藏文書〕

一筆令申候。てつほうぐらの板敷之下へ、しほを入置度候。秋中に可然候。西尾かたへも右之通申遣候間、被申談可然樣尤候。賴入候、謹言。

八月廿二日　　筑　前

奧村因幡殿

前田出雲殿

右御請

堀部彌八郎爲御使罷下候刻、被成下御書、謹而致頂戴候。就者此御地御城中御用之儀、西尾隼人方へも被仰下通、畏奉存候。此以前も少申付置候。猶以御城中相改、重而自是可申上候、恐惶謹言。

九月六日　　奧村因幡守

前田出雲守

今枝民部殿

八月廿七日。前田利常の女富姬八條宮に嫁せんが爲江戸を發す。

〔温故雜錄〕

今度八條殿へ松平筑前守妹就祝言、來る廿七日當御地被致發足候。女上下六十八人之内ふり袖七人・ごぜ一人、乘物廿一丁之内相乘物一丁、江戶より上京仕候條、箱根・今切御關所無異儀相通候樣に、御手形可被下候。若以來右女數之内出入御座候はゞ、私共可申分候。爲後日、仍證文如件。

寬永十九年午八月廿二日

松平筑前守内

今枝民部

奥村河内

酒井和泉守樣

牧野内匠頭樣

杉浦内藏允樣　人々御中

〔前田家雜錄〕

一、八條智忠親王の御簾中福姬君、寬永十八年九月十二日江戶御發駕御上京。道中御供御家老奥村河内・人持熊澤兵庫三千石・御馬廻井上淸左衛門千二百石・高木勘解由千石・林助太夫千石・澤田治左衛門千石・大原次郎右衛門千石・岡本宗助、此外末四人有之。

福姬とあるは富姬なるべし

十五年九月十二日とあるは誤なるべし

〔三壺記〕

八條樣御祝儀之事

公方樣より內々上意にて御緣組被仰出、洛陽桂の御所八條の宮へ、利常公の御姬君おふう樣御輿入に究り、御用意出來し、江戶より九月十二日に京都へ御發足被成けり。奥村河內・熊澤兵庫・石川忠左衛門・森權太夫、其外多勢御供にて京着被遊、目出度御祝儀相濟。姬君は國母樣へ入らせられ、御對面被成、御進物ども其々に上させ給ふ。光高公より閏九月四日に、伴八矢を小松へ爲御使者、御馬代銀五十枚・御樽肴、津田玄蕃迄披露可仕旨、御書にて被仰上。玄蕃御披露申ければ、御滿足之旨御返書被成、使者に銀子御腰物被下、八矢は江戶へ罷歸る。

九月三日。前田利常命じて加賀能美郡小松なる稻荷社の位置を轉ぜしむ。

〔寺院來歷〕　別當山伏養源坊由來書

微妙院樣小松御入城被爲成候時、稻荷宮地町並に罷成申候に付、爲御替地津田玄蕃殿奉に而、今枝與右衛門殿・淺野藤左衛門殿・野村治兵衛殿御奉行に而、寬永十九年九月三日に百四十七步宮地當社ゟ被爲下置候御事。

一、當稻荷屋敷あわらにて御座候處に、微妙院樣御鷹狩に御出被爲成候時分、梯之上より稻荷屋敷御覽被遊候而、地形もり上候樣に、多田權內殿御奉行に而被仰付、則時に地形出來仕

おふう樣は富姬の誤

九月十二日發足は誤なるべし

此時利常は小松に在り

あわらは芦原歟

候御事。

九月九日。江戸辰口邸に於いて井內清兵衞、有澤太郎左衞門を斬り、坂井與右衞門は清兵衞を討たんとして亦創けらる。

〔前田家雜錄〕

寛永十九年九月九日御小將組坂井與右衞門・有澤太郎左衞門取次役にて、御上屋敷御色代相詰、其日之御禮に御出之御面々書付上申に付、御徒澤田三郎右衞門与申御帳付と三人、御番所御屛風之外に有之、同御番所御屛風之內に、水原清左衞門並御中小將津田與三郎・井上六左衞門一座有之候。然處井內清兵衞通り掛り、大脇指に而太郎左衞門せなか二刀斬。三刀目に與右衞門見付、清兵衞を突立、廊下口まいら戸に押付る。太郎左衞門追懸、清兵衞を切付る。又太郎左衞門を突立る所に、清兵衞面に血ながれ、目くらみ、與右衞門せなか腰を切るにより、又清兵衞を押へ突立る。夫より御色代口へ突立、脇指を押へ候處に、手之內疵付、脇指取放候處に、清兵衞御色代に与風出申候。太郎左衞門・與右衞門も引付出る。與右衞門手之內よりあかはしり候に付、與右衞門中脇指を拔、兩人たゝき合候をたゝき拂候節、兩人疵付候。其節山森吉兵衞御番所にて聞付かけ出、清兵衞を押留申候刻、津田忠兵衞も聞付、御玄關口よりかけ入、太郎左衞門を押へ留申候。其時太郎左衞門たふれ申候。清兵衞は吉兵衞留候而、

あかは赤なるべし

御番所ゟつれはいり申候。與右衛門をば渡邊清右衛門同道仕、御番所へはいり申候。太郎左衛門は御色代に而其まゝ果申候。伴八矢・水野勘兵衛・北川久兵衛、御番所に而相尋、清兵衛意趣申分不分明、前後之次第右之衆ゟ拙者語申候。其時澤田三郎右衛門罷出不取合義、勘兵衛に與右衛門語申候。勘兵衛つよく三郎右衛門をしかり申候處、言句を不申候。清兵衛は切腹、吉見半左衛門介錯仕候。其以後意趣之義、光高公御尋被成共しれ不申候。與右衛門手負御番引罷在、北川久兵衛を御使に被仰付、疵之樣子御尋、難有仕合奉存候。其後御暇申上、上州伊加保ゟ湯治、痛平愈御番に罷出候。御夜詰に光高公御前ゟ被召出、疵御尋、則御前近く被召出候而疵御覽、今一度湯治致養生候樣、難有御意之上、判金二枚御手自被下、追付いかほゟ湯治ニ廻歸府仕候。同廿年四月利常公御參勤、御上屋敷より或夜與右衛門御使に罷越候處、杉本次郎左衛門御使に而被仰出、御自筆にて氽卷御腰物・判金二枚御書出拜領仕候。此儀存寄無御座段、次郎左衛門迄窺候處、不存寄旨其身申候者、去年於御番所御小將共申分仕候刻、裁許宜仕候段被聞召上候付而、被思召付候由可申聞旨御意之由、次郎左衛門申候。其節之儀御聽相立候程之儀に無御座候處、難有奉存候旨御請上申候。其夜御上屋敷ゟ罷歸、委細申上候處、御前ゟ被召出、御機嫌能、今夜之内に御禮に可罷越旨、小泉小左衛門被成御添、御禮被遣由忝御意に而罷越候處、御夜詰濟候而、杉本旅宿ゟ小左衛門同道罷越申置候。其後

難有御噂被仰出旨承置。

右坂井與右衞門覺書之寫。寛永十九年には與右衞門三十三歳之時也。

〔桑華字苑〕

寛永の末、筑前守樣御代たつの口の御屋敷にて、九月九日御色代御禮衆の淸帳を調とて、七ツ半時頃にくつろぎの間の屛風の外にて、坂井與右衞門は西の方屛風のわきに居る。有澤太郎左衞門は東の方に與右衞門とむかひ合て居る。澤田三郎兵衞と云歩行衆に、淸帳をかゝせ居たる處に、中小姓井內淸兵衞奧より來り、一尺七八寸の脇指を拔き、有澤太郎左衞門を後より覺えたるかと、右のかたさきより左の方へ少すじかひて一刀切る。與右衞門むかひより見てつゝ立、二の太刀を切らせず、淸兵衞が脇指の柄に取付、東の方鑓の間の方へ押立て行所に、太郎左衞門一尺三寸計の脇指をぬき、與右衞門後より淸兵衞のみけんを切る。與右衞門是は片取さえになるべきとおもひ、淸兵衞をつきはなし、太郎左衞門に取つき、西の方屛風の方ゟ押立行處に、又淸兵衞與右衞門後より太郎左衞門みけんを切る。太刀あまりて與右衞門後に少切付る。與右衞門太郎左衞門をはなし、又淸兵衞に取付。此時は柄を取はづし、脇指の身に取付。淸兵衞くり引にひきければ、與右衞門右の手の內をくられて脇指をはなし、與右衞門脇指をぬきてあひしらひて見けれども、手の內をくられ血出ける故か、脇指を取お

とす。兩人は切合ける。與右衞門何とすべきと思ふ所に、淸兵衞何とか思ひけん鑓の間より御色代の方ゟ行。太郎左衞門はすぐに御番衆の居る所より、御色代の方ゟ行先にて出合、ぬぐひ板の上にて又切合所を、山森吉兵衞御使より歸りて、寄付の間の次にて、上下をぬぎて居けるが、是を見て刀をぬき、間ゟはいり、太郎左衞門をさやのこじりにてつき、淸兵衞を刀にてあひしらふ。其内に大門にかいの上に、津田忠兵衞ごふくのさいきよして居けるが、けんくわと聞き懸來るに、はや太郎左衞門たふれて、氣ちがひに出合たるぞ、何の覺も無きぞ、水をくれよと云て死す。淸兵衞は手も淺き故不死。乾の角のやぐらの下ゟつれて行き、水野勘兵衞を以て樣子を御尋の所に、淸兵衞申上る。此跡難有上意も御座候間、一度奉公仕度と心懸罷在處に、太郎左衞門に對し、かんにんなりがたき仕合御座候て、かくの通に御座候、早々切腹仕度旨申上る。則切腹す。いこんの樣子終に不知、坂井與右衞門語る。

一、右有澤太郎左衞門舍弟有澤孫作、其日非番にて湯嶋の旅宿に一兩人はなして居けるが、御屋敷にけんくわ有之と云ふ。一座の者何も出る。道中にて誰やらんと問ば、有澤太郎左衞門と云、相手はたれとも不知。扨御屋敷ゟ行ければ、おびたゞしき人にて、わけもなし。御色代の前しらすに、坂井與右衞門のり物にのり、身內血になりて居たるを、孫作扨はあひては與右衞門と見えたり、及不是非與右衞門を可討果と近付處を、與右衞門早く見付、孫作か、

太郎左衞門相手は井內清兵衞なり、我等はさえ人なるぞと云。孫作扨は淸兵衞は何方に居るぞ、太郎左衞門はいかにと問。太郎左衞門は早果たり、清兵衞はいまだ存命にて、けんくわの様子御ぎんみなると云。其時孫作與頭北川久兵衞に取付、太郎左衞門果申上は、片時もはやく、清兵衞被仰付可被下儀と申上る。久兵衞答、唯今はや被仰付るぞ、何しに御延引可被成と云内に、清兵衞切腹したりと云。孫作是を聞て、太郎左衞門死がいの所ゑ行取付、しうたん不及是非。孫作仕形見事なりと取沙汰なり。

此の月は大盡なり

九月晦日。徳川家光、前田利常に鶴を贈る爲使者を命ず。

〔徳川實紀〕

九月三十日小松中納言利常へ鶴つかはさるゝにより、加州小松の居城へ、本多美作守忠相御使命ぜられ、けふいとま給ふ。

九月。加賀能美郡那谷寺の三重塔婆成る。

新君は徳川家綱をいふ

〔塔婆露盤銘〕

奉創建立那谷寺寶塔一宇者。爲容恒河沙菩薩之瑤座。救一切繋縛之群萠也。倚賴斯誠心。幕府千秋。新君萬年。及自臣至子孫雲仍。武德長遠。家運繁榮。各保康寧躋壽域。永蒙安富尊顯之冥助矣。

寛永十九壬歳九月吉日

大檀越従三位黄門兼肥前守加越能前大牧源朝臣利常卿敬白

冶工當國釜屋宮崎彦九郎藤原朝臣吉綱

〔本多氏藏文書〕

（この文書年紀不詳）

那谷寺之坊主、寺造立仕度之由に付、奉加之事申入候處、面々施入之趣、法印罷越委細申聞候。新地之儀に候所令滿足候。此段何れも可被申聞候、謹言。

六月廿六日　　肥前利常

本多安房守殿

横山山城守殿

〔三壺記〕

（前掲の如く那谷寺三重塔が寛永十九年既に成れるより見れば本文正保元年とするは非なり）

江沼郡那谷觀音の事

正保元年秋の頃、利常公御鷹野の折節、那谷の岩屋を御覽可有とて御出有ける所に、高さ十丈計の石山に、老木枯木茂りあひ、藤葛はひまとふ山の間に洞有て、其中に觀音堂を建、眞言坊主一人花王院と申ける。是を召し縁記を御尋の所に、坊主畏て縁起の卷物取出し、其次第を申上る。傳へ聞く當山は人皇四十四代元正天皇の御宇、養老年中の事成に、越前國雄智

の山中に泰澄と云行者有。此所へ來り巖の影を見物し、暫く逗留有りし時、朝暮此の山に紫雲たなびき、空中に觀世音の像を拜し奉る。泰澄不思議の思ひをなし、靈佛靈神のましますやと讀經して、巖の麓に徘徊有し所へ、鳥一羽飛來り、浮石の上にとまり、こゝ〳〵とつゝきけり。不思議に思ひ、石を除け掘て見れば、御長六寸六歩の閻浮檀金にて鑄立たる觀音にてましします。扨こそと思ひ、所の吏官に命じ、岩洞に堂を建て安置し奉り、讀經通夜せられ、暫くまどろむ夢の中に、僧一人來つて、『加賀の國末久方に守るらん幾世を經てかこゝにありけん。』此夢想を蒙りて有難き思ひをなし、可然僧を置き社堂を守らしむ。瑞現あらたにまし〳〵、寛和年中に花山法皇此の岩谷寺へ御幸し給ひ、山の景を叡覽有り。和國に珍敷仙窟也と、則此山に皇居なし給ひ、入寛禪定法皇と號し奉る。其時分勅使立て、左大辨宰相下向也。暫逗留の所を今に勅使村と云ならはし候。近鄕の山々を法皇御幸有て、御見物度々に及び、少し御歩の所を人恐れ沓をぬぎ往還す。はだし坂と云は是也。法皇崩御の御時、天より天蓋下り、御輿の上に覆ひけるを、天蓋橋と今に申候。葬り奉る所を菩提と申在所、是にて御座候。入寛法皇御在世の時、三十三所の札所に可被成とて、三十三ヶ所の初は熊野、終は美濃の谷汲にて打納む。前後の寺を取、那谷寺と號し、岩屋寺を改らる。寺家二百五十ヶ寺又は三百ヶ寺に及ぶ事も有。甲冑を帶する衆徒三百餘、國中兵亂の節は一方の味方となる。

名所の古跡にて候へども、其後荒果て酒がめ酢壺のかけのみ殘り申候と申上ければ、利常公追付御再建可被成とて、石切の勘七に岩にきざはしを仰付られ、所々に石燈籠・石堂など作らせ立させられ、京・大坂より唐木御取寄、御堂御建立有て、御祈願所と被成けり。かゝる越の山中に、無垢世界の有べきとは誰か知るべき。祈願誠を以てすれば利あらずといふ事なし。此縁記御尋の節、御供廻りの人々在所の肝煎方に休息す。亭主の祖母一人百八歳に成と云。此祖母申けるは、我信長様・太閤様の御時代より存命仕候。此谷々山々に大材木二抱三抱の木生茂り、日影も見えぬ程にて、寺社の廻廊入違ひ有けるを、柴田殿の時分より伐採て、小松・大聖寺の用木薪に成て、皆丸山に成申由物語致しけり。

〔菱憩記聞〕

串茶屋

一、當村の茶屋女、那谷御普請の砌、微妙院樣より御免にて茶屋女出來たりと云傳ふ。金城より茶屋女の事御尋あり、御日記等御詮義有らせられけれど定かならず。此云傳の趣を被仰遣しとぞ。又一說に當村茶屋女出來たる事は、いつの比かしれず、至而古き事なりと云。

閏九月廿八日。前田利常その女富姫の成婚を謝して、物を徳川家光に上つる。

捨りはすたり

〔德川實紀〕

閏九月廿八日小松中納言利常卿の長女、八條中書王に定婚を謝し、黄門より樽肴、筑前守光高は時服を献ず。

秋。前に凶作に依りて米價の騰貴せしもの初めて下る。

〔改作雜集錄〕

壬午寬永十九年、今年金澤米直一石の價六十四匁饑饉に依てなり。秋に至て大に價下て一石十八・九匁。

〔新山田畔書〕

一、寬永十七年・十八年兩年耕作不出來にて、鄉保及難義、是は六月・七月艮方より、くろあいの風吹て不止、草木皆不盛して民の食物斷、諸給人に收納をせぬ故、士中へ百姓共連寄、水をくれ糺明し、百姓の家財は云に不及、人馬を代易て補へども、更に不足。小松には人々手前何程の未進と云事、帳面に記し御覽に入。千石に二百五十石・三百石に及。半納は自公義御借米被下、給人に納所し、半納は捨りになる。何も不及是非、儉約になりける。下々の奉公人は、未進の方に出、其外の下々男女は、扶持方計にて召仕ける。江戶より至京洛、北國筋の海道は、人馬の餓死路次に間もなく臥たり。十九年の夏に至て、金澤米五斗に付三十二匁の高直五三日有て、夫より其年豐饒にて、暮には金澤米五斗に九匁也。

本文の越前書と似たれども飢饉は十八年の不作によりて十九年春夏の候に甚しかりしなるべく十九年に不作とするは誤なるべし

〔三壺記〕

天下飢饉之事

寛永十八年の耕作、霖雨にて散々不出來にて、在々難澁に及ぶ。其上に尙十九年又立毛之地悉白田と成、百姓手前にはみ物もなし。諸給人に未進し、難儀に及ぶに付、小松にも金澤にも、在々より百姓どもめしよせ、水をくれ糺明し、家財は不及申、人馬を代替て、是を補ふといへども、更に及事にあらず。小松には、人々手前に何程の未進といふ事、帳面に記し御披見に入奉る。千石に二百石や二百五十石づゝは未進有。其に付半分は、公儀より百姓に御貸被成、給人に是を收納す。半分給人の損に成にけり。小松・金澤には、其とし下々の奉公人、扶持のみにて奉公す。江戸・上方町々宿々在々所々、餓死之人馬は足のふみ所なく、道の邊の飢人所せまきまでみち〳〵て哀なりける世の中、前代未聞成有さまなり。

十月七日。前田光高に狩場及び浴湯の暇を賜ふ。

〔德川實紀〕

十月七日松平筑前守光高のもとへ阿部對馬守重次御使して、狩場並浴湯の暇賜ふべきむね仰遣はさる。

十月十一日。大聖寺侯前田利治參覲せしを以て德川家光に謁す。

〔天寛日記〕

十月十一日

一、午の後刻御黑書院出御、御上段御着座。

松平飛驒守

（下略）

右何れも參勤に付進物品々献之。次

松平肥前守使者

葛卷藏人

右御目見、是去頃本多美作守爲上使差遣爲御禮也。

十月十五日。富山侯前田利次、德川家光に謁して就國の暇を賜ひたるを謝す。

〔天寛日記〕

十月十五日

一、未刻御黑書院出御。

松平淡路守

右御目見。是昨日の御暇被下に付、上使並呉服被遣之御禮、重而御馬一疋被下候。

十月十七日。越中礪波郡五ケ山に鹽の貸附を命ず。

〔袖裏見聞錄〕

城之端着鹽之內三百五十石、五ヶ山へ借し申候間、相渡可申候。即後之裁許をも、其方可仕候者也。

寬永十九年十月十七日　(利常)判

篠島豐前

十月十九日。百姓の借米返納及び租額減免に關する法を定む。

〔萬治已前定書〕

覺

一、當城御借米、若相滯村々於有之者、給人申付、無滯指上申樣に可仕候。當年は公儀御米御かし被爲成候故、無恙耕作仕候得者、右之通可有之候事。

一、當年は山方以下、所々より作毛惡敷所、免相用捨不仕、如先免之收納可仕与申給人有之候者、公儀へ相斷候樣、百姓に可申付候。

一、當年は例年に替、走百姓多有之事候間、當年貢米走跡十村懸りに成間敷事。然上諸百姓

借は貸なり

旁作食可申本のまゝ

走不申候様、十村手前におゐて、堅縮り可仕事。

一、諸百姓來年耕作之儀、田畠植付申迄は、其給人に見合、はごくみ作いたさせ候様に心得可然候。至夏給人手立に難及、かつへ申所有之者、公儀ゟ申上、作食御借被成候様可仕候。如斯之上者、百姓手前殘置候者、可爲曲事事。

一、相給人多在々百姓之手前、若當夏作食借不申給人有之候はゞ、其手前は當暮之所、旁作食可申給人並には納所仕間敷候。

午十月十九日

十月廿一日。徳川家光、相摸の狩場にある前田光高に使者を遣して物を贈る。

〔徳川實紀〕

十月廿一日松平筑前守光高相州東郡の狩場へ、書院番小堀九郎長衛正中御使して、鷹並に菓子を給ふ。

十月廿七日。徳川家光、前田利常に遣す使者を命ず。

〔徳川實紀〕

十月廿七日小松中納言利常卿へ鷹たまはるにより、鷹師越智彌三右衛門吉次、加州小松への御使奉はり、いとまたまふ。

十一月八日。百姓より給人の下代・下人等に與ふべき食料に關する法を定む。

〔萬治已前定書〕

諸給人下代賄定之事

一、知行取下代一日に二升賄、下人一人一升賄、此外之人いくたりつれ候とも、自分賄たるべく候。

一、かちもの並小者一升賄。

一、下人つれ候下代上下二升賄。

一、下代馬乘候事、面々知行所村迄りたるべし。六里之外のせまじき事。

一、翌年至夏米拂藏宿へ下代遣、則賄百姓に懸申間敷候。付り、未進取立之儀者、其在所へ罷越可申付事。

午十一月八日

十一月十五日。金澤町の祝義・法會等に關する規程を定む。

〔國初遺文〕

定

一、振舞一汁二菜、酒三篇。附り、祝言振舞之義者、一汁三菜、酒同前之事。

一、歳暮・年頭並五節句共に、祝義取やり仕まじき事。

一、祝言之前後、町中より爲祝義、樽を入申間敷候。但祝言之取扱仕者、又は一門之義は可爲各別。附、祝言以後、水あびせ申義仕間敷事。

一、年忌に相當り候者、心あて三ヶ一程寺被遣、齋・非時仕間鋪事。

一、當年者世上つまり、町中商賣爾々無之体に相聞候間、朝夕之内、飯之ざうすいを仕、下々迄たべさせ、身躰相續候樣に可有之事。

右之條々違背仕間鋪候。此外費に可成義、可令遠慮者也。

寛永十九年十一月十五日　　長瀬五郎右衛門

金澤町中

十二月朔日。前田光高狩場より歸り德川家光に謁す。

〔德川實紀〕

十二月朔日松平筑前守光高狩場より歸謁し、鶴五隻献ず。

身躰は身代

利常の小松に入りたるは寛永十七年にして四年目は同二十年なれどもこれは十六年小松分封より數へしなるべし然らざれば明正月は利常在小松にあらず

是歳。小松城內に亭榭園囿を營む。

〔政隣記〕

一、今年小松三俣之川岸、同川中等に、御亭出來。並葭島之御花畠等被仰付。

是歳。前田利常諸士に命じて嫁娶せしむ。

〔松梅語園〕

一、中納言樣小松へ御越被成四年目に、御家中娘持者共有付可申樣無之、難義仕由達御聽に、何も父母難義可仕旨御意、不依大身小身、妻不持者、又娘妹等取持仕候者、以書付達御聽、婚禮被仰付。三日之內などゝ押付て被仰出、大身は十五日或は廿日などと被仰付、少日限延候へば物入なり、身が云付れば、笠計でやるにより物が不入とて、急に被仰付と也。明正月に、人持分御前に而水御掛被成、金子權右衞門・矢嶋平左衞門・小澤九右衞門被仰付。二之御丸に被成御坐時之事成に、御居間と御次之間に雁を御入置被成處有、三間に五間充之場也。右之者共は、下帶計にて是に居也。水あびせ揃申と申上、さらば懸可申とて、躶にして何茂上より下るゝと、其儘右役人御前にて水を懸る。人に懸る樣なれども、とらへ而不居者逃去により、皆々とらへ而居により、あびせても水かゝり申由語也。水懸り申者も、御臺所に而御料理御酒被下也。歷々は何も、右役人へ小袖一ッ宛被下也。殿樣之御意かゝりたりとて、

左馬助は本多政長、御姫樣は春姫正保三年十二月嫁娶

其後は離別之沙汰なし、物不入、金銀やりとりなし、何も忝り申義無限。從是小身者嫁を取も達御聽也。其迄は人持中迄入御耳、殘は下に而申合也。自然に御前より御指圖之事は、人により有也。夫より一兩年過て、本多左馬介へ御姫君樣被爲入、明る正月父子共に小松へ年始之御禮に被參時、津田玄蕃・竹田市三郎・古市左近に申合、御近習若き者共、浴衣一ッに而、右父子へ水を懸る。小さき水桶を金銀に仕、松竹鶴龜を書て持、玄蕃先に進み、追々に七八人出て安房守へ先懸る、少被懸て、目出度けれ共身をばゆるせ〳〵と被申被逃内に、左馬介をば御指圖に而御臺所より御逃し、扱なほしに御扱被成、左馬介方に而大き成祝有、御前へも御肴上る。

寛永二十年

正月十一日。小松天秤座の運上銀に對する領收書を與ふ。

〔小松舊記〕

當町天秤屋御運上銀目錄並に庭帳小拂之目錄、銀座より上申候に付、吟味仕指上申候、以上。

今枝與右衞門
淺野藤左衞門

寛永十九年正月より同十二月晦日迄、小松町天秤座封賃掛賃裏判賃取立指上申候銀子之事。

合一貫九百二十六匁　　朱封銀

此内

六十七匁九分五厘　　紙筆墨並針口直し賃

五百目　　私給銀

〆五百六十七匁九分五厘

引殘而

一貫三百五十八匁五厘　　只今上ヶ申候。

右取立申銀子、並庭帳四帳同小拂方之目錄一通指上申候、以上。

寛永二十年正月十一日　　天秤座　長右衛門

町御奉行所

寛永十九年分小松町天秤座諸賃銀子一貫三百五十八匁五厘。

右所請取如件。

寛永二十年正月十一日　　今枝與右衛門

淺野藤左衛門

三月廿九日。小松に於いて罪人を刑せんが爲磔木を造らしむ。

〔小松舊記〕

三月廿九日

一、磔木二本拵可申旨被仰付候に付、木材者木屋方、大工者大嶋屋見世指物ゟ申付、鋏者鍛治久右衞門に申付候事。

五月十二日。德川家光使を遣はして大聖寺侯前田利治の病を問はしむ。

〔天寛日記〕

五月十二日

一、松平飛驒守依所勞、爲上使朽木民部少輔被遣之。並壽三、可被用針治之旨に付召具云々。

右之爲御禮、松平肥前守・同筑前守登城、謁松平伊豆守退去。

〔德川實紀〕

五月十二日松平飛驒守利治所勞により、朽木民部少輔稙綱御使し、針醫坂壽三幽玄を具して治療せしむ。

六月三日。前田光高、切支丹教徒の領内に來航するものを嚴査せしむ。

〔古文書大全〕

今度筑州大島ゟ從異國伴天連四人・いるまん一人・同宿五人差渡候處、松平右衛門佐番之者相改捕之、則從右衛門佐、長崎之奉行山島權八所ゟ遣之由注進候。常々入念候故、小船密々渡候處、早速見分搦捕之義御機嫌之御事候。就者於領內海上見渡之處に、不斷番之者差置、無由斷可有穿鑿旨被仰出候。可得被其意候、恐々謹言。

五月廿九日

阿部對馬守

阿部豐後守

松平伊豆守

松平筑前守殿

〔蕪墨集〕

今度筑州大島ゟ、從異國吉利支丹著船之處に、松平右衛門佐番之者相改、搦捕之就致注進候奉書到來候之條寫遣之候。領內津々浦々、常々無油斷相改候樣、所々奉行人郡奉行並所々町人百姓に至迄、急度可被申付候。其上家中諸侍共連々可成其意候由、是又可被申渡候。能州之義は、海邊數ヶ所之條、別而可被入念事肝要候、謹言。

六月三日　筑前（光高）

本多安房守殿
横山山城守殿
奥村河內守殿
横山大膳亮殿
前田出雲守殿

六月五日。加賀石川郡野田山の取締を桃雲寺に命ず。

〔加賀石川郡桃雲寺藏文書〕

覺

一、貴寺ゟ御寄進被成候野田山者、御國御先祖高德院樣御廟所近付、若從公義不知案內、御用木申來候共、御書之趣被仰聞、當時之奉行人承引無之候者、本多安房守・横山山城守へ可被及御斷候事。

一、御墓山之內ゟ、近所之村百姓並遊山人、放入牛馬野火事。

一、於野田山之內、不依何者殺生仕事。

右今度從少將樣被仰出、御制度之趣に候條、自今已後可被得其意候、以上。

桃雲寺創立の事は慶長五年春の條に在り

少將は前田光高

前田出雲守興重　判
神尾式部少長頼　判
横山大膳亮康玄　判
未六月五日
野田桃雲寺

興重は後の利重即ち利里なるべし

六月八日。徳川家光、前田光高に就封の暇を與ふ。

〔天寛日記〕

六月八日
一、松平筑前守ゟ松平伊豆守上使御暇、銀千枚、袷百被下之、從若君樣牧野内匠頭爲上使、御袷五十被遣之。

六月九日。前田光高、徳川家光に謁して暇を賜ひたるを謝す。

〔天寛日記〕

六月九日
一、午後刻御黑書院出御、松平筑前守昨日御暇被下御禮。退去之後松平肥前守御目見。是筑前守御暇之御禮也。退座之以後、今度之御暇目出度被思召候間、御料理可被仰付之由、右兩輩ゟ（酒井讃岐守 阿部豐後守）傳上意之旨。即刻於御黑書院御料理被下之。過而阿部豐後守を以、於御園御茶

可被下之旨、重而被仰出、次井伊掃部頭可相加之由上意付而、肥前守・筑前守・掃部頭御圍に入。此時御茶御菓子出る。

右御置合之御道具、所謂、

御かけ物　ホッカン
御花入　彈正
御茶入　ならしば
御茶碗　大炊
御釜　妙門あられ
御水指　喰違
御茶杓　紫竹
御香箱　ソンセイ
御盆　ふちしゆ

御花御手自被遊之。

御茶道小堀遠江守被仰付之。

右御茶湯過、御圍之御勝手に肥前守・筑前守退去。此時御盃御吸物出、各足打に載之付而、肥

前守は中納言たる之間、三方に而可出之由依上意、居之被召上、御盃肥前守頂戴之。右終而御馬二疋鶴捉え御鷹並巣鷂、筑前守拜領之。

一、於御白書院、筑前守家老今枝民部、御帷子・御羽織等被下之旨、豐後守傳之。猷廟日記

〔德川實紀〕

六月九日松平筑前守光高就封の暇を給ふ。父中納言利常卿も拜謁し謝し奉る。よて黒木書院にて饗行はれ、かさねて御茶室に召れ、黄門並光高に御茶給ふ。井伊掃部頭直孝も之に加はり、花は御みづから遊ばされ、茶は小堀遠江守政一かはりてつかふまつる。はてゝ御茶所の副室にて酒肴を給はり、利常卿は三位以上たるによて三方、其外は足打なり。光高には殊更馬二疋、鶴捉の鷹及巣鷂を下さる。

暇を賜ひたるは八日、賜謁は九日なり

御みづからは家光

六月廿一日。前田利常切支丹類族の捜査を領内に命ず。

〔本多氏藏文書〕

きりしたんの事伊豆原權之助申狀

一、瀨川茂左衞門、南坊に在之、以後不破彦三方に致奉公相はて、せがれも無之由申候。果候歟、せがれも無之候歟、其所遂吟味可被申越候。

一、永澤太郎右衞門、是も南坊在之候。是は最前江戸にても指候かと覺候。土方掃部方に罷

南坊は高山右近

在旨候。其妻子能州に居候に付、當春被穿鑿之由候。彌吟味候而樣子聞度候。
一、入江五郎兵衞、是も南坊に罷在、已後土方かたに有之果候之由。其なごり聞届度候。土方かたへ狀成共被遣、樣子具に承可被申越候。廿二三に成せがれ有之由候。右之者共早々に遂吟味可被申越候、謹言。

六月廿一日　　肥前利常判

本多安房守殿

橫山山城守殿

七月朔日。前田利常切支丹の嫌疑者を江戸に送るべきを命す。

〔本多氏藏文書〕

一、井上筑後殿より不亂・幸三・乘物や少九郎儀に付而、筑前守方へ狀之うつし見申候。道中いかにも念を入、早々遣可申候。則不亂共へ遣申候。妻子之儀は此方にとめ置候、謹言。

七月朔日　　肥前利常判

本多安房守殿

橫山山城守殿

不亂を小松より金澤に遣し江戸に送らしめたるなり

七月七日。前田光高使を幕府に遣してその封國に着したることを告げし

む。

〔天寛日記〕

七月七日

一、松平筑前守御暇被下、在所參着に付、以前田志摩爲御禮、加賀絹五十疋・御樽肴進上之。彼使者御前ゟ被召出、退去之後、志摩太刀目錄を以、自分之御禮。退去之後御暇、御帷子・單物等拜領之。阿部對馬守列座有而、太田備中守渡之。席躑躅之間也。

七月九日。百姓の新米賣買を九月に至るまで停止せしむ。

〔河合錄〕

新米諸百姓中賣買之義、來る九月中迄御停止候。當秋夫銀御公領・給人知共に、米を以大形銀高程請取置、則十月直段次第百姓爲拂、銀子可請取候。但百姓勝手に而、銀子を以納所仕義は可爲格別候。米賣買御横目被仰付候條、右相背百姓持參米並買主、其代銀おさへ可申旨被仰出候條、此旨郡中宿々ゟ急度申觸候、恐惶謹言。

未七月九日　　横山大膳亮

今枝民部

奥村河内守

篠嶋豐前殿

伊藤内膳殿

右之通御法度被仰出候條、少も無相違在々堅縮り可仕候。若猥之仕合於有之は可致迷惑候。則所に御横目廻り申候間、可得其意者也。

未七月十日

伊　内膳

篠　豐前

中郡十村肝煎中

八月六日。能登羽咋郡寶達金山の產金を上納し、之に對する代銀支拂を受く。

〔國初遺文〕

請取申銀子之事

合四百六十六匁九分七厘　　朱封銀

右者玉金子五十七匁八分指上ゲ申代銀として、慥に請取申候。直段之義は、金澤てんぴんや相場書指上げ申所、如件。

能州ほうだつ金山

中郡は越中射水郡

寛永廿年八月六日　　三右衛門判

河合傳次殿

青木與兵衛殿

福田喜左衛門殿

九月五日。徳川家光、前田光高の封地に派遣する使者を命ず。

〔徳川實紀〕

九月五日松平筑前守光高が封地に、書院番頭新庄美作守直房御使命せられていとまたまふ。

九月廿五日。前田利常命じて切支丹類族園田長太夫等を糺明せしむ。

〔國初遺文〕

園田味齋せがれ長太夫・八郎兵衛兩人事、親並兄弟宗門之張本人に候へば、不詳ながらも難遁義に候上、數人白狀に載之候條、又所をも替、於會所遂糺明可然候之間、右兩人早々會所ゟ可相渡候、以上。

九月廿五日　　利常印

前田志摩守殿

今枝彌平次殿

不詳は不祥なるべし

古屋所左衞門殿
山本久左衞門殿

同年は寛永二十年

秋。小松の士宮部彌三右衞門の妻その婢の爲に刺さる。

〔三壺記〕

宮部彌三右衞門妻下女に被殺事。

同年秋中の事成に、小松葭嶋之内宮部彌三右衞門は、御城御番に上り、留守之内に內房うたゝねして有ける所を、小仕之小女子十四歲に成けるが、脇指をぬき、右之胸さき一太刀打所、をとなしき女ども聞付て、小女子をとらへ、近所なる衆をよびよせ、手負をばかんびやういたし、其內に彌三右衞門も被罷歸、吟味せらるゝ。子息の市郎右衞門は江戸へ御供なれば、母存生之內にあはせたき旨、相談の上を以、江戸へ早飛脚にて申遣。中納言樣へ御耳に立、市郎右衞門罷歸らざれども、母存命にて、種々かんびやういたすといへども終に死去せるらゝ。小女子はとらへ置て、亡母の法事忌中も相濟、彼女子を糺明し、同類又は賴みたるものあらば、有のまゝに申せとて、樣々のかしやくのせめ殘る所なし。然共人の賴にもあらず、同類もなし。日頃彌三右衞門內房、きびしく人をつかひなし、常に恐れ有けるに、去方より音信として、木類の菓子到來す。彼女子に預け置けるに、誰か盜みけるにや、又は鼠にとら

今井は今江

れぬる哉、奥の耳に立つならば、日頃の手なみも覺えたり、たゞきりころし自害せんにしかじと思ひ、小者部屋へ行て脇指取て出、仕りたる旨白狀に及ぶ。今井の松原へ馬に乘せてつれ行、竹のこぎりにて引かせ、其後張付に懸たりけり。其頃寄合所にて、老人どもかたりけるは、主人の命を取る事八逆罪の科なり、尤重科是に過ぎたるはなし。されどもやきがねを身の明き所なくあて、其上になまりをいかけ、命あるかなきかとおもふばかりに、宮部がせめらるゝ事、あまり過ぎたるかしやくなり。

〔政隣記〕

今秋小松御馬廻宮部彌三衞門妻女を、同人召使の十四歳なる小女脇指を以切殺。依之彼小女を能美郡今江の於松原に、竹鋸にて爲引之、其後磔に被仰付。

十月十八日。前田光高將に參覲せんとするを以て金澤城番の勤務に關し諭示す。

私は前田出雲貞重

〔前田貞醇家藏文書〕

未の十月江戸御下向前、同十八日御城番之儀、奥村因幡守宅に而御意。

一、奥村因幡守儀は、御家之御取立之御家老なれば、御家をはなれ申筈の者にて無之候へ者、御城代仕らで不叶者之儀、私も御家之子之儀なれば、其通に候間、兩人に御預被成候也。

一、御番之外に、御用も候間、助番をも可被仰付となり。
一、因幡は行步不叶候條、火事等之刻は不罷出共、加番人共と相談仕致下知、火もちかく候者、其々之請取之所々ゟ可遣と也。
一、因幡も不罷出候而不叶時は、もとより可罷出旨申候間、彌右之通も因幡に可被仰渡候御意之趣、具に因幡に私も可申渡と也。
一、火事之刻は、惣樣河北・石川の兩御門を入、兩腰掛の前に置、火を見合、近く成候者、其時下知可仕旨也。
一、惣別城代之心得、御城は兩人ゟ被成御預候からは、御國之仕置こそ、老中可申付候へ、城中之儀におゐては、兩人之外老中へも構はせ申間敷心得との御意也。
一、不慮も出來候而、城を持時は、老中始て二之丸に置、一切本丸ゟ不入、諸事可談合候。本丸ゟ入而、若し心替も有之、內より亂ては不叶候也。其內因幡は年寄候條、本丸を不動、某は口へも出、老中とも可談合候而、其上の下知可然と也。
一、同事出來之時、人數可出儀ならば、御切紙をも可被下候。左もなきにはむざと不散儀可然と也。
一、當城は、北の丸御局屋敷大事之所なり。か樣の所へは物馴たる用にもたち、としもより

候可然仁を可遣御意也。然ば幸屋敷所も能候間、笹原可然と也。
一、返々老中はじめ本丸へは不入、二之丸に置令相談、其々に手分を仕、人数可遣と也。
同日御留守中之儀被仰渡。
一、御留守中御用之儀、是跡は諸奉行手前不殘、年寄共に談合故事多候。此度は御留守中には、御用之儀其奉行〳〵の手前に而埒明申付、其餘之不叶儀歟、又は他國への儀は、相談之上を以可申付候。然者御用之品すくなく候て、仕よかるべしとの御事。
一、諸事談合仕らば、先存通を被申候へ。其上は我等存寄通をも可申と申、向の心承可然と。
一、安房守・山城守は年寄候。河内・民部は江戸ゟ被召連、大膳は煩、式部果候上は、仕よきやうに被成候間、御留守中御用可申付旨也。
一、小松樣御用、何共調にくゝ有之候ても、此御用かけて、小松樣御腹立なれば御爲と存、並他國ゟ之開等もあしき儀も候へ者、是又御爲なれ者、兎角之儀なく先可調候。然上は手間も不入と也。
一、御城之儀並御國御用、其外何事にても滞事は、江戸ゟ可致言上候。又言上仕れば日柄延、御爲にあしき儀、小松御用歟、他國ゟ之事歟、其外にも可有之候。其分は無御意共可仕儀也。
一、惣別か儀之御用不被仰付候とても、御爲あしき儀、又は御爲可然儀は、計にても可申上

笹原は篠原監物重好なるべし

計にても本のまゝ

儀也。

一、諸奉行手前之儀、緩々と被成御在國候者、悉く被仰付、少も御尋申上儀もなく、其手前々々にて埒明樣に可被成候へ共、急御下向故其儀は無之、されまそれ〲に有增の事、御頭書を以被仰出おかるゝ上は、六借く尋申事は有之間敷候事也。

一、同御留守之事、加須屋平左衞門に被仰置儀。

○御留守中萬事御賴被成候上は、脇ゟ無構可申付候。江戶へ得御意度儀候者、是又餘仁に無構、早速可申上旨也。

○不寄何事致言上候者、いかにも文短に分之聞ゟ申樣に、書狀調候而可申上候也。

○御城中儀は、四人令相談可申上旨也。

一、同今枝彌平次に被仰置由に而、同月廿五日之朝參被申は、今度被仰置御意之通申聞、御國御仕置等之儀、彌平次存寄之通某ゟ可被申聞之由御意也。

○御鷹場御横目之儀、並兩川待網之事被申聞也。

十月二十日。前田光高能登羽咋郡妙成寺に土地を寄進す。

〔考據摘錄〕

一、能州羽咋郡柴垣村之內三十石八斗七升五合事。

一、同村大堀野山之內、竪三百六十間横三百間事。
此內三石九斗三升五合柴垣新開在之。
　高合三十四石八斗一升
右令寄附訖。全可被寺務之狀如件。
　　寛永二十年十月廿日　　　　光高印
　　　瀧谷妙成寺

〔寺院來歷〕貞享二年由來書
從陽廣院殿、寛永二十年に寺領三十四石八斗餘、御印被下置候事。

十月廿二日。前田光高江戸に向ひて出發す。

〔政隣記〕
一、十月廿二日光高公俄に御參勤、是は北之御方御產之御催に依て也。

十月廿七日。前田光高參覲の途武藏熊谷に於いて夢想の句を得。

〔大野木克寛日記〕
寛永廿年十月清泰院樣御產御催之旨、金澤ゟ注進、即日光高公御發駕之儀被仰出、同月廿二日御發駕被遊、廿七日武州熊谷驛御出被遊、御駕籠之中に而暫御眠之處、被蒙御夢想之句候

由。御目覺られ、御駕際脇田小左衛門御供致し罷越候を被召、只今少御睡眠之內、御夢想を被得候とて、御唱被遊候。

ひらくより梅は千里の香哉

小左衛門奉之、扨々目出度御夢想之句、追付若君樣御誕生与奉祝候。廿八日御着府。

〔袂　艸〕

一、大姬樣御產近寄に付、光高公加州より急御參勤、信州古間と云所にて、御駕籠に御眠の內御夢想、開くより梅は千里の匂哉、此事を御側に供しける吉田忠左衛門に被仰聞けり。果して相公樣御出生なり。

〔前田家雜錄〕　杉本三丞覺書

一、大姬君樣清泰院樣御事也御產近より候に付、光高公金澤より、急に御參勤、信州古間に而御駕輿の內に、御眠被遊候內御夢想。

ひらくより梅は千里の匂ひ哉

此御夢想を御側に御供仕吉田忠左衛門に被仰聞候と也。果して綱紀公御誕生被遊候也。

〔松梅語園〕

一、加賀守樣御誕生之時は、筑前守樣御在國也。大姬君樣御腹氣被爲付と、早飛脚に而申來

夢想を得たるを信州古間とするは前文と異なり

り、江戸御下屋敷ゟは、明八つ時分御左右有。御安産有之。一七夜御上屋敷に御詰被成、御下屋敷より御次番其外御用人不殘御上屋敷ゟ相詰なり。筑前守様は、御左右御聞被成と、其まゝ金澤御發駕、五日半に江戸へ御越被成。中納言様田中まで御迎に御手廻之内五人、其外に坂本御立被遊御一左右有と、櫛之はを引く如く御迎に段々御出し被成也。筑前守様坂本より三十二里一息に御越被成、江戸ゟは晝之九半時に被爲入、上使之御禮に其儘御登城、御前ゟ御出御懇之上意なり。毎日毎夜御進物奥方ゟ持つどひたる事、全勢記に無計。万菊様御出生之時も、御同事と云共、筑前守様御在世とは替る様に被存也。中納言様毎日御上屋敷ゟ御詰候得共、夜は御下屋敷ゟ御歸也。

十一月十二日。前田光高夫人安産の祈禱札を領内の社寺より上つる。

〔微妙院様御裏書〕

大姫君様御産御平安之御祈禱之御札、當月分那谷・白山・立山・石動山執行者共、書狀相添、只今爲持上申候條、可有御披露候、恐々謹言。

十一月十二日　　前田内藏亮

奥野主馬

松本二郎左衞門様　人々御中

廿六日は十六日誤

十一月十六日。前田光高の長子綱紀江戸に生る。

〔天寛日記〕

十一月十六日

一、加賀之姫君様御産御男子出生に付、紀伊宰相殿登城。紀州日記

〔政隣記〕

十一月廿六日綱紀公江戸於本郷邸御誕生。御性楊柳木任御先蹤犬千代丸与被稱。御父は光高公、御母は將軍家光公御長女、御歳十七、後に號清泰院殿と。御傅今枝民部・靑山將監、御抱守野村七左衛門千石・吉田覺右衛門五百石・和田小右衛門四百石・宮井市左衛門四百石・今井左太夫三百五十石・渡邊左兵衛同上・今村勘右衛門三百石・渡邊半十郎二百石、御乳母中山局、和田伊兵衛女新右衛門妹也。御乳母子和田治郎兵衛。

〔大野木克寛日記〕

十一月十六日若君様御誕生、犬千代と奉稱。是宰相綱紀公之御事也。此旨利常公聞召、御夢想之句御披、百韻御興行御座候由。其表八句。

ひらくより梅は千里の香哉

聲心よき宿の鶯　光高公

春になり朝の庭の雪晴れて 利常公

光長閑にてらす池水 犬千代丸御代作

岩が根の浪を霞める夜半の月 昌程

船つなぎ置流はるけし 昌佐

雨に猶影しげるらしむら柳 相也

早苗そよめく小田の夕露 永原土佐孝治

〔三壺記〕

光高公の御若君御誕生之事

寛永廿年の春は、中納言様江戸御參勤、光高公金澤ゑ入らせられければ、江戸より此とし上使として、田中主殿介殿御こし、松任迄光高様御迎に御出、御馳走人寺西主馬・鶴見左門也。堤町淺野屋にて御賄、御馳走申ばかりなし。頓而それより罷歸られ、とや角と有内に、十月之頃にも成ければ、光高公北の御方、御産のもよほしましますに付、江戸より早々御參勤被成可然旨、御内書有に付て、俄に十月廿二日御發駕被成、晝夜のさかひもなく、七日に道中御座被成、同廿八日に御參着有て、追付御登城被成ければ、公方様一入御機嫌能、御目見被成けり。さて御城中より御上屋敷ゑ、女中方の御見舞くしのはを引ごとく、表座敷は御一門

中・御老中・御出入之人々、日夜さし集らせたまひ、御振舞出、御門外は馬乘物の立所なし。十二月十六日には御安產被成、殊更若君にて、上下の大悅申ばかりなし。御抱守吉田覺右衞門・渡邊左兵衞・今井左太夫・今村勘右衞門を被仰付、則犬千代丸樣と號し奉り、園繞渴仰言語に不及、御一門中其外御家中よりの、御腰物・御脇指・御產着・樽肴筆紙に及ぶべき處にあらず。御分國上下萬民押なべて、家々醉賞の聲止事なし。

十二月は十一月なり

〔德川實紀〕

十一月十五日大姬御方平かに出產ありて男子生れたまふ。

十五日とせしは十六日の前夜寅刻たりしが故なるべし

十六日大姬御方の安產を賀して、三家まうのぼらる。

十六日以下幕府の事に關す

十七日大姬君御產を賀せられ、家門より二種一荷づゝさゝげらる。

十八日大姬君御產の祝とて、譜第の衆を召し、鶴の饗行はる。其座に渡御ありて、酒をすゝめ給ふ。

〔續漸得雜記〕

一、加賀樣御誕生御祝御樽代、町中肝煎參上申候。御城よりは何も不被下候。

十一月廿二日。德川家光、前田綱紀の生誕を祝して物を光高夫人等に賜ふ。

本文は切支丹改奉行なり

〔德川實紀〕
二十二日、大姫君御產の祝とて、姫君へ銀五百枚・紗綾二百卷・五種五荷、生子犬千代に產衣十襲・十荷十種遣はさる。松平筑前守光高へ銀三百枚・時服廿、父中納言利常卿へ銀二百枚・時服十、弟淡路守利次へ銀百枚・時服六賜ふ。黃門父子まう登り謝し奉る。御前にて光高へは、御盃にそへて御脇差一口並に時服二十、黃門へは時服十、淡路守時服五下さる。若君よりは、姫君へ綿並に樽肴、犬千代へ產衣五襲贈らせらる。

十一月廿九日。前田光高在國の吏の切支丹宗門改の勞を犒ふ。

〔國初遺文〕
分國中吉利支丹宗門之義付而、面々日夜情被出候故、中納言殿被加御意、大形吟味相極候由、尤に候。公儀御奉行と申、國之爲かたぐ以、彌無油斷可被入念候事、かん要候。永々辛身之程令察候、謹言。

十一月廿九日　　筑　前　判

前田志摩守殿

〔中川典克藏文書〕
此度御改御奉行

大正寺は大聖寺

前田出雲殿。同志摩殿。今枝彌平次殿。古屋所左衛門殿。山本久左衛門殿。小松より湯原八五郞殿。

十二月廿一日。奧村因幡易英歿す。

〔奧村家譜〕

奧村因幡易英永福二男

元龜二年辛未生尾州荒子。稱又十郞。中比主殿・備後。初諱榮鄕。隨父有軍勞。天正十二年甲申末森陣。易英十四歲。與父永福籠城。頻自城中發矢。防佐々之兵。同十八年庚寅秀吉公攻北條氏。入關東。拔八王寺・松枝城。時易英有功。慶長五年庚子八月三日從瑞龍公攻大正寺城。易英一番踰鐘丸屛入城中。敵以短兵切易英之足。不退却取敵首。此時加賜二千石。同十九年甲寅九月大坂陣。微妙公攻眞田丸。易英等爲先鋒。城中頻放砲銃。如雷電急雨。先手之兵頗亂。微妙公遣人。言易英曰。敵勢甚强。不可駐師。宜少退焉。易英答曰。此處不防戰。則敵必乘勝而來。我雖鬪死何退陣場哉。遂力戰不去。于時易英被疵一箇所。微妙公每々感其武功。即告神祖尤稱勇。有上意。直問易英疵之淺深。後年於江府賜御馬。鞍置也。御馬自薩州大守所献。黑毛名以呂波。其後微妙公。加賜秩祿四千五百石。元和元年乙卯大坂再亂之時。承微妙公之嚴命。留守于加州金澤城。同二年丙辰國老。同年淡路守利次御誕生。同三年丁巳飛驒守利治公御誕生。安藝

守光晟公夫人。八條智忠親王君夫人御誕生之時。易英蒙徽妙公嚴命。每度於產屋祝射蟇目。度々賜加恩。及快心隱居。領三千三百石。遂至一萬四千四百五十石。內百五十石與力知。寬永八年辛未命前軍部將。同二十年癸未易英七十有三。上書請致仕。陽廣公許之。易英獻御刀國則。又請領與其祿一萬四百五十石嫡孫庸禮。二千石易貞。千石正富。千石直定。(多賀左近)陽廣公亦許之。且賜致仕領千石。同年十二月二十一日卒金澤。享年七十有三。妻横山半喜長隆女。天正十一年癸未生越前府中。寬文十一年辛亥歿金澤。享年八十有九。有子。男三人女二人。長和忠。次易貞。次正富。和忠慶長八年癸卯生金澤。稱主殿。初諱榮之。賜食祿千石。仕奉徽妙公。及陽廣公。寬永十六年己卯十月廿七日。先於父病歿京師。享年三十有七。妻成瀨內藏助正吉女。易貞生國同右。稱又十郎。貞享二年乙丑歿金澤。享年五十有五。正富生國同右。稱權佐。養子也。實多賀左兵衛秀識二男。延寶五年丁巳四月歿東武。享年五十有三。女子嫁多賀左兵衛。次女早世也。

〔金澤古蹟志〕

奥村因幡易英傳

易英は伊豫守永福の次子にて、幼名を又十郎と稱す。野田山墓記に、初諱榮鄉、後改易英、號因幡。元龜二年歲次辛未某月某日產於尾州愛智郡荒子邑とあり。家譜及び家記等を按に、

天正十一年五月父兄に從うて、能登の末森に入城す、翌十二年佐々成政末森城を襲ひける時、十四歳にて初て武功を顯す。利家卿之を賞して召仕はれ、此時より奉仕す。同十七年より世子利長卿へ屬せられ、家祿千石を賜りける。翌十八年關東松枝・八王寺の城責、及び慶長五年加州大聖寺の城攻に武功を顯し。同十九年大坂陣に眞田丸に於て鐵炮疵を被らる。家祿慶加恩ありて一萬千百五十石を賜る。寛永元年に父永福卒す。永福隱居料三千三百石易英に加恩ありて、都合一萬四千四百五十石を領し、執政の一人と成り、金澤城の留守居たる事凡三十年。寛永二十年十二月廿一日歿す、享年七十三。墳墓を野田山に築きたり。易英父永福末森籠城之功に依、利家卿賜はる處の着料の甲冑をば易英に傳與し、易英其孫庸禮へ傳へけるを、庸禮其由を利常卿へ申告して、寛文元年綱紀卿入封の時之を献ず。公今枝近義に命じて、甲匣記を作らしめ、其櫃に記載せしむ。又鳩巢文集に、奥村家鑑銘並序を載たり。序中に云、奥村君伯亮。有古鏡甚偉。君嘗告余曰。此我祖因州君遺物也。子盍爲我銘之。余曰爲人子孫者。在祖考之器。雖骨角羽毛之微。猶將存而傳焉。況於鏡乎哉。銘而藏之宜矣云々と。是もまた由縁ある古鏡ならんか。

〔松梅語園〕

一、中納言樣金澤御普請之時分、御すり切被成候。上方に而御借り銀三千貫目相調、御借狀

御判、御直に被成樣にと、奧村因幡被申上、以之外御機嫌損じ、對馬・因幡などが判に而埒明可申義を、我等判を乞事不屆之儀と思召とて、散々御怒被成と云共、因幡押而被申上は、願くば向後とても御直に御仕置被遊宜奉存由被申上、不思議に思召、細々と御仕置之事御尋被遊、奉行頭人共之私曲顯る。殊御存之手前に夥敷私曲有。七八成所を公儀ゐは四五に上る。依之下谷長左衞門など御成敗、從是御仕置御直に被成と也。

是歲。百姓の田畑を永代賣買することを禁ず。

〔地方凡例錄〕

一、永代賣之事

田畑を永代に賣渡しては、百姓家督に離れ、有德なる百姓は益々田地多く成り、小百姓は次第に潰れ、後は一村の田地も一兩人にて所持し、又は他村の百姓の物と成に付、寬永二十未年以來、永代賣買嚴しく制禁に成る。若し密かに田畑を永代に賣渡すものありて露顯するときは、賣主牢舍の上所拂ひ、本人果たるときは子同罪、買主は田畑を取上過料なり。本人死する時は子同罪、證人は過料、本人死すれば子は構なし。名主は役儀取放す定法なり。又質物證文に年季なく、或は子々孫々まで名田致すべく、又は受返すべき文言のなき質地、又讓り渡すべき由緖もなき者へ、田畑を讓り渡して禮金を取たる分は、何れも永代賣に準じて所

名田本のまゝ

置することなり。
一、田地永代賣買之事。
是は古へより停止の樣に申せども、寛永以前は制禁もなかりしことゝ見えたり。尤も田地を賣つて百姓を止め、町人になることは、德川氏祖宗の時代禁ぜられたり。又上古は口田・永業田と田地に二樣あり。口分田と云は、古令に男子廿歲にして口分田を給ひ、六十一歲になれば之を還す。口分田は朝廷へ還し奉るものゆゑ、賣買することならず。永業田と云は、永々其家々に持傳へたる田地にて、是は我物なれば勝手次第に賣買す。又田宅・家財・奴婢を賣買するは、和漢共古法なり。至て貧ければ、右の品々も賣らずしては叶はざることもあり。然れども今は上古の法令は廢絕したれば、寛永以後永代賣は堅く停止なれば、古を以て今を論ずるには及ばざることなれども、古法のことも知て、今代の法を守る可きならんかと、古法例を記し置ものなり。

正保元年

正月二十日。前田光高書を金澤の老臣に與へて政務に勵精せしむ。
〔前田貞醇藏文書〕

先度定置候用日、けたいなく被相勤候由聞及候。おの〱被入情候故と存事候。大分之用所之義候間、いよ〱留守中諸事用共不相滯樣、尤に候。若々手前にてきわめがたき義有之候はゞ、早々可被申越候、謹言。

正月廿日　　名(光高)　判

前田出雲守殿

前田志摩守殿

成瀨內藏助殿

〔前田貞醇藏文書〕

尙々大分之用之儀候間、ゆだん是あるまじく候よし。

分國いよ〱無事に候哉、具にうけ給りたく候。奥村因幡守殿死去之事候間、諸事仕置等ゆだんあるまじく候。さいぜん用日をさだめ置候通無相違候由、被入情候故と存事候。何にても奉行所にてきはめがたき事候はゞ、早々可被申越候、謹言。

正月廿日　　ちくぜん　判

前田出雲守殿

二月朔日。德川家光使を遣して前田光高の病を問ふ。

〔德川實紀〕

二月朔日松平筑前守光高病痾によて、朽木民部少輔稙綱もことはせたまふ。

二月五日。大聖寺侯前田利治書を以て光高の今夕小堀政一を訪ふや否やを質す。

〔今枝氏藏文書〕

尙々時分之義被申聞可給候、以上。

返々御前可然樣賴入候。

今晩小堀遠江守方ゟ被成御出候義、彌相究候哉承度候。內々は今晩本阿彌かたへ參候約束仕候へども、手前不叶用所有之由に而相延申候。左樣に候はゞ何時にても御供可申候間、被成御座時分被申聞可給候。昨日は一日客來有之失念故、書狀を以不申入候。尙後刻面之節萬端可申達候、恐々謹言。

二月五日　　　　判

今枝民部殿　　　　松飛驒

二月七日。前田綱紀江戶山王宮に社參す。

〔政隣記〕

一、二月七日辰刻、犬千代樣御宮參（江戸山王也）直に本郷利常公之御邸ゟ被爲入、御祝儀之御規式。

二月十二日。前田光高夫人、綱紀を携へて德川家光に謁す。

〔政隣記〕

一、二月十二日公方樣ゟ犬千代樣始而御目見、淸泰院樣御登城、於奥方御一所御對顏。

〔德川實紀〕

十二日大姫の御方犬千代丸を伴ひてまうのぼり給ふ。犬千代丸誕生の後始めてまう登りければ、愛染國俊の御刀をたまはり、若君より包家の御刀賜はる。犬千代丸より太刀・銀三枚・百小袖三十三種・二荷、若君へは太刀・銀二百枚・小袖十三種・二荷献す。父の松平筑前守光高は、御座所にて拜謁し、御盃下され、太刀・銀二百枚・綿百把献す。祖父中納言利常卿、太刀馬代・綿百把、淡路守利次より太刀馬代・加賀絹二十反、若君へは光高より太刀・銀百枚・綿百把、利常卿より太刀馬代・綿百把、利次より太刀馬代・加賀絹二十反献す。

二月十六日。中川長勝家臣中の切支丹類族に關して報告す。

〔中川典克藏文書〕

御家禮牧村市左衞門、寛永十六年に病死付候由、先日蒙仰候。彼市左衞門せがれ有之候はゞ内々にてしまり可被仰付置候。左樣候はゞ年比其者之名、今日中に被書付候て可被指越候。自然御手前に有之不申候はゞ、何方に罷在候哉、有所知申候はゞ可被仰越候、恐々。

二月十六日　　安房
　　　　　　　山城

中川八郎右衞門樣

〔中川典克藏文書〕

此跡高山南坊・鈴木孫左衞門所に致奉公候者、家禮中急度穿鑿仕候得共、男女に不依一人も無御座候。併牧村市左衞門と申者、此已前召置候。高山南坊に罷有之由候へども、寛永十六年に病死仕候。市左衞門せがれ一人御座候、年廿一に罷成候。掃除坊主に召仕、有喜と申候。しまり申付置候。以來召置候者之内にも、右兩人所に奉公仕候者承候はゞ、早速可申上候。爲後日御請狀如件。

二月十六日　　　　中川八郎右衞門

横山山城守殿

有喜後文に道喜とせり道の字の草體より有と誤れるなるべし

二月廿五日。前田光高在國の吏の切支丹宗門改の勞を犒ふ。

〔今枝氏藏文書〕

尙々そこもと相替儀者早々可申聞候。かまをつかはし候とて、ちやのゆなど今時分無用候。なぐさみにつね〴〵み可申候。

度々被入念飛脚指越令祝着。きりしたんせんさく中納言殿より具被加御意候由、せんさくのはかも可參と存事候。いよ〳〵ゆだんなく志摩守可被申談候。爰許相替事無之候。民部晝夜用等申付、ほねをり申事候。一段そくさいに候。氣遣有まじく候。其方かれこれ用共多苦勞候。殊六ヶ敷せんさく共に候。此かまわれ〳〵茶湯に□、中納言殿遠州へも茶をたて申なぐさにまいらせ候、氣入候哉しと。

二月廿五日　　　　ちくせん

今枝彌平次殿

四月九日。前田利常眼疾に罹るを以て德川家光使を遣して之を問はしむ。

〔德川實紀〕

九日小松中納言利常卿眼病によつて、御側中根壹岐守正盛御使す。

四月廿六日。在藩の吏金澤城石壘の修築に關し前田光高の指揮を仰ぐ。

〔前田貞醇藏文書〕

昨月は三月なり

一筆令啓達候。仍當地御城辰巳之方崩石垣御普請、昨月朔日より山森吉兵衛申付候處、御藥藏之下並堤兩方より指水强、切立追々崩、御藥藏迄無心元奉存候處、堤之石垣水ぎはへ込土、吉兵衛申付、指水大形止、石垣今程過半出來仕候。右之通御座候故、存之外永引申候。指水之躰、多分跡々より御藥藏之下にたまり可有之樣に、何も見申候。左候者御藥へもしめり上り可申候と奉存候。然し御普請所繪圖吉兵衛申付指越候間、則上申候。以御次而被掛御目、御好御座候者可被仰越候。此度石垣堀迄相究候者、重而被成御覽、御普請被仰付候儀難被成可有御座候哉、御普請少殘申樣に仕廻置候ては如何可有御座と、西尾・山森なども申義御座候。將又方々御普請所多御座候而、役人不足に付、安房守申談御雇出入申付候。右之趣被達御耳可被下候、恐々謹言。

四月廿六日　　　　前田出雲守

落合勘解由殿

磯松一郎兵衛殿　人々御中

四月廿六日。金澤の城下大に火く。

〔參議公年表〕

一、四月廿六日金澤城下大火。

四月廿八日。前田利常就封の爲德川家光に辭見す。

〔德川實紀〕

四月廿八日小松中納言利常卿歸國の辭見し奉る。御座所にて酒吸物たまはり御盃くださる。このとき高麗茶碗器鹽・大鷹三聯・馬二疋つかはさる。筑前守光高・淡路守利次も拜謁して謝し奉る。黄門は二九へ參りて、若君にも拜謁す。

五月三日　幕醫啓通院意安明日前田光高の病を診すべきを報ず。

〔湯淺家傳書〕

先刻預貴札候處、致他行御報令延引候。然者明朝筑前樣御脈之義被仰下候。得其意存候。必御見舞可申上候。唯今自是御報可申上と存候處、重而預御使候。猶明日可得御意候、恐惶謹言。

五月三日　　啓通院意安法印

今枝民部樣

五月七日。前田光高金澤城石壘の修築に關し在藩の吏に書を與ふ。

〔前田貞醇藏文書〕

尙々大數之儀相尋事有之由、早々此方へ可被申越候。こまかなる儀者、窺不及被申候間、其方にて爲三人相談候而、可然樣可被申付候、以上。

書狀並繪圖之通遂披見候。くづれ石垣普請之事、西尾・山森爲兩人相談仕、可然樣可申付候。樣子此方へ相尋候內、遲引候而又々くづれ候儀も可有之候之間、急速はか取候樣に可被申付候事肝要候。薬藏之儀者、脇へ取可申候間無其構、以來迄石垣つよく候樣に可被入念候。若又此方へ窺候はで不叶儀於有之者、繪圖いかにも濃々と念を入、所々迄委書付候而可相越候。今度之繪圖荒々敷候故、合点無之候之條、可被得其意候。爲其早々申遣事候、謹言。

五月七日　名判

前田出雲守殿

西尾隼人殿

山森吉兵衞殿

五月七日。長連頼能登鳳至郡穴水に長谷部信連の廟を建立す。

〔能登古文書〕

穴水大町村長谷部神社　棟札

表　信連御魂屋堂御建立、能州大守長谷部朝臣廿四代孝子長九郎左衞門連頼。

濃々はこまごま

長谷部神社とは明治以後の號なり

聖衆在中天　　奉　行

勅定山　迦陵頻伽聲　　笠松仁兵衞

哀愍衆生故　　櫻井二良兵衞

我等今敬禮　　土井與三郎

大工 坂上宗左衞門

寛永廿一年五月七日　　願主法印祐傳

裏　若末法世人　長誦此眞言

刀兵不能害　水火不焚漂

五月十八日。小松の絹問屋等絹の相場書を上つる。

〔小松舊記〕

絹相場之儀御尋被成候に付書上申候事。

一、四月廿三日絹目百目に付銀子二十六匁廻に買申候。

一、五月九日に絹百目に付銀子二十六匁廻に買申候。

申五月十八日　　菊屋三郎右衞門

清水屋太左衞門

右者並絹買合之相場、少茂相違無御座候、已上。

廣田源太夫殿

伊藤權右衛門殿

當町絹問屋菊屋三郎右衛門・淸水屋太左衛門書出之相場書、吟味仕上げ申通相違無御座候、以上。

申五月十九日

伊藤權右衛門

廣田源太夫

六月朔日。前田光高中庸の抄の借覽を求む。

〔舊藩遺文〕

尙々一返見申候て、早々返進可申候間、其御心得に而御かし賴入候。他見禁之候。

又今朝者下やしきにて得御意、本望之至候。何事も〳〵懸御目可申承候、以上。

我等氣色之儀委ロ上に申入候。然者明壽院いたされ候中庸之抄、なぐさみに一返見申度候。若中庸の抄無之候はゞ、大學の抄に而も御かし可給候。度々御秘本かり申候て忝存候、恐々謹言。

六月朔日　　判

武田道安老　人々中　　松筑前守

六月九日。前田光高書を以て前田貞里の病狀を問ふ。

〔前田貞醇藏文書〕

この比所勞いかゞ候哉無心許候。爲見廻以使者令申候。急速上京候而、被遂養生尤に候。病症之躰前田志摩守方より申こし候。今之內ゆだん候はゞ永引候はんよし、こゝもと大い衆被申候條、可得其意候。併炎暑之時分、遠路氣力成がたく候はゞ、京都よりいしをよび下し候樣に、河內守・志摩守方へ申遣候間、心しづかに保養肝要候。委曲奥村彌左衛門申含候、謹言。

六月九日　　判

前田出雲守殿　　筑前

右之通河內・志摩方へ御書、並病症大醫衆ゟ被成御尋。被申分御頭書は別帳に記置。

大いは大醫

六月十六日。前田光高再び書を以て前田貞里の病を問ふ。

〔前田貞醇藏文書〕

尙々養生之段覺書にくはしく申つかはし候、以上。

今度就所勞、金澤城番其外用所之儀指除、可被遂保養旨依申遣候、以使者さかな一種到來、被入念候段欣然之至候。病症六ヶ敷樣爰許いしや衆も被申候間、諸事かまひなく、ゆる〳〵養生肝要候、謹言。

六月十六日　　　　　　　　　　　　判

前田出雲守殿　　　　　　筑　前

七月十四日。中川長勝再び家臣中の切支丹類族に關し報告す。

〔中川典克藏文書〕

一、吉利支丹御改に付而、私家禮竹林市左衛門と申者御座候旨御尋に候へ共、私召仕候内に者、右之名字之者無御座候。

一、牧村市左衛門と申者、當春御尋之刻、以書付如申上候、寛永十六年五月廿四日果申候。

一、右市左衛門せがれ、かたわ者に御座候に付、さうじ坊主に召仕候。名者道喜と申候。則しまり仕置申候。

一、市左衛門女並女子三人御座候。女子之内一人柴田柄瀨方に奉公人之由申候。道喜母・妹二人者、私手前しまり仕置候。

一、竹林と申名字之儀、市左衛門兄竹林傳左衛門と申、是者小幡右京與力之由御座候。六七年以前に果申旨、右道喜申候、以上。

寛永二十一年七月十四日　　　　中川八郎右衛門長勝　印

本多安房守殿

横山山城守殿

七月十九日。前田光高又前田貞里の病を問ふ。

〔前田貞醇藏文書〕

尚々大病と存候。心永養生いたされ候はずば、早速は本ぶく成申まじく候。そくさいに候へば、以來何樣之禮をも、忠義をもはげまるべき事に存じ申候、以上。

此間氣分いかゞ候哉無心許候。爰許者土用過候て、土用之内よりも暑氣之事候。玄哲藥いよいよ相應之事候哉。少々得驗候とても、大病之事候間、養生ゆだんあるまじく候。先度如申遣、養生一ぺん之心得尤候。此方などへも、禮に書狀被越候事も無用に候。我らかやうに申うへは、ほうばい中へはもちろん之事に候、謹言。

七月十九日　　　　　　判

前田出雲守殿　　　　　　筑前

八月六日。目安場の横目に關する職務章程を定む。

〔萬治已前定書〕

定

一、目安奉行批判之出言、從初日至于落着、一言も不殘、善惡ともに日々可書記。難究儀、

算用場之面々其外年寄り中ゟ令相談、吟味之次第、一々同前可書記置事。
一、右日記之紙面、目安奉行人其外誰々によらす、不可他見事。
一、目安並返答跡書、目安奉行人批判之通、帳面に記可相認置事。
一、目安奉行批判並就訴訟人申分、兩人是非之沙汰一言申出間敷事。
一、訴訟人擧狀之事、目安奉行於手前、或令相滯、或贔負偏頗之躰、所及見聞於有之者、書付可上之事。
一、於目安場、兩人一切裁許之仕合令禁止事。
一、爲横目上者、目安奉行と一切申談義不可有之。見聞之通可書記事。
右條々存此旨不可違背者也。

寛永二十一年八月六日　印（光高）

永井主馬殿

吉田瀬兵衞殿

〔城端古文書〕

八月。越中礪波郡城端町に高札を立つ。

定　城ヶ端町

一、人賣買、公儀如仰出堅被停止訖。若猥之輩於有之者、其輕重をわかち、或死罪、或籠舍、可爲過料事。付、口入人同罪之事。

一、手負たるもの不可隱置事。

一、一駄荷四十貫目、乘かけ荷二十貫目之事。

一、城々端より高岡迄、駄賃一駄に付錢二百二文、銀子に而は二匁七分四厘、荷物なくして令乘ば百二十四文、銀子に而は一匁六分八厘。今石動へは百三十九文、銀子に而は一匁八分九厘、荷物なくしては八十六文、銀子にては一匁一分六厘。井波へは六十文、銀子にては八分一厘、荷物なき時は三十七文、銀子に而五分。金澤へは二百三十文、銀子に而は三匁一分一厘、荷物なくしては百四十一文、銀子に而は一匁九分一厘。竹橋へは百九十九文、銀子に而は二匁六分九厘、荷物なき時は百二十二文、銀子に而は一匁六分五厘。歸馬之駄賃同前。

付、人足賃は馬之半分たるべき事。

一、馬次に馬無之時は、先々宿迄可相通事。

一、往還人夜中たりといふも、御定駄賃にて無滯可通事。

一、宿賃・薪代共に主人十文、下人六文、馬十文たるべし。人馬賃・宿賃以下、御定之外增錢取申もの有之者、其身被行曲事、同行事可爲同罪。其町肝煎爲過料五貫文、其外は家一間よ

り百文宛可出之。申顯輩に可被下事。

右可相守此旨。若於違背輩者、可被處曲事者也。依而如件。

寛永二十一年八月　日

横山山城守

本多安房守

九月廿五日。徳川家光、前田利常・光高の屢封内に於いて切支丹の嫌疑あるものを捕縛したるを賞す。

〔徳川實紀〕

九月二十五日小松中納言利常卿封地にてしばしば天主教の徒を搦取りて府に送る事、御氣色にかなへりとて奉書を下さる。筑前守光高がもとへも、使番齋藤左源太利政もて、その旨仰下さる。

九月廿八日。前田光高在藩の老臣横山長治に湯治を許す。

〔横山家古文書〕

用之義共被相調次第、さむみにむかひ候はぬ先に、早々入湯尤に候。湯數無用候。此茶道中にてのなぐさみにとまいらせ候。ちや入者あしく候へ共、くすりなどかはり、おもしろく候

間、是又なぐさみに御とめ候べく候。委細口上に申のぶべく候、謹言。

九月廿八日　　　判

山城殿　　筑前

十村肝煎は十村に同じ

十一月廿二日。越中新川郡十村肝煎の職務に關する法規を定む。

〔杉木氏小留帳〕

新川郡十村肝煎役之御定

一、敷借米利立、御代官より觸次第、早速百姓共に申渡、はからせ可申事。

一、作食米借用仕度と申百姓手前、能々吟味仕、作食奉行へ理申、借用いたさせ可申候。御米請取申刻、ふゑ米・くさり米など、代官より相渡候はゞ、公儀ゟ御理可申上事。

一、右作食米代銀子、作食奉行より觸無之共、兼而申付、不行當樣にせこを入、取立候樣可仕候事。

一、耕作之時分、草修理之刻村々廻り、百姓少茂由斷不仕樣に可申付事。

一、水損・日損無之樣に、兼而より御理可申上候。當座に不行當樣に相心得可申事。

一、新百姓有之村々に、一步苅之刻、奉行人より不申觸共、早速罷出可申事。

一、駄賃傳馬奉行人より觸次第、早々罷出不相滯樣に可仕事。

ほい、ばい木共に薪材

大納言は利家

一、公儀被召上候繩・こも・莚・ぬか・わら・馬之草・ほい・ばい木以下、前田八左衛門・山崎半左衛門・青木五左衛門より申觸次第に、早速致持參、奉行人に相渡、則切手を取、代銀子富田右衛門尉・前田八左衛門裏判を以請取、賣主どもに可相渡候事。

一、右之外誰々用事申付候共、承引仕間鋪候。御留守之時御用之事候はゞ、富田右衛門尉・前田八左衛門・山崎半左衛門・青木五左衛門、令相談可申付候條、左樣に可相心得候事。

右條々被仰出候。堅可相守者也。

寛永廿一年十一月廿二日

富田右衛門尉

前田八左衛門

山崎半左衛門

新川十村中

十二月六日。加賀石川郡佐那武社の神職その寄進地に關して愁訴す。

〔國初遺文〕

乍恐申上候。

寺中兩神主

一、寺中明神社領、三百六十歩一反之時分二町之處、天正十四年に大納言樣より御寄進被爲成、永不可有相違之旨、御印頂戴仕候。其より御代々不相替致拜領、利常樣御一行頂戴仕候。

今度宮腰御検地就被爲成候、社領分も棹御入被成候。三百歩一反に被成候者、出分可有御座候樣に奉存候。御代々御寄進之地、第一大納言樣御印に、永代不有相違之旨に御座候條、如先規御寄進被爲成候樣に被仰上可被下候。則御印兩通寫指上申候、以上。

寛永二十一年十二月六日　　神主　河崎將監

同　河崎權丞

河内守樣

隼人正樣

十二月七日。加賀石川郡宮腰町に検地を行ひその圖帳を附與す。

〔御條目等書上帳〕

石川郡之内惣高廻御検地圖帳之事

先高　宮腰町

一、九百三十四石五斗六合

内

三十石　千六百二十五坪御竿出目、此高八石一斗二升五合、但、三十石寺中社領之内より出目。

主計は中山氏

免記載なし

二十石　　主計御扶持方領。

七十六石二斗五升　　町中居屋敷。

七石五斗九升　　新　道。

一石四斗　　鍛冶七人分。但一人に付四十坪宛。

五　斗　　福嶋清兵衛居屋屋敷歩數百坪。

七　石　　加茂瓜居屋敷、船數二十三艘、一艘に付六十坪、肝煎一人は八十坪。

四石一斗　　御舟かこひ屋敷八百二十坪。

〆百四十六石八斗四升　　引　方

十七石二斗二升六合　　不　足

當毛付高

一、七百七十石四斗四升　　打　立

此　免

已　上

右江川道畦塚除、相極打渡處如件。

寛永二十一年十二月七日　林　九郎右衛門　判印

吉田久左衛門　判印

宮腰町中

十二月十二日。加賀石川郡白山七社惣長吏、社殿造營に關する綸旨を頂戴す。

〔考據摘錄〕

加州白山禪頂・同權現造營之事、勸都鄙奉加、勵再興功、可爲神妙旨、天氣所候也。仍執達如件。

寛永二十一年十二月十二日　右中將判

白山七社惣長吏法印御房

是歳。越中高岡瑞龍寺に於ける前田利長の墓碑を築く。

〔前田家雜錄〕

一、正保元年高岡瑞龍寺英賢樣御石塔、淺加左京奉行たり。寺の山門佐久間彌左衛門奉行。

惣長吏の名は澄羽

英賢は前田利長法名

正月廿三日。前田綱紀髪直の儀を行ふ。

〔政隣記〕

一、今年春犬千代様御髪置に付、脇田九兵衛直賢如鐵入道は、子供多出生之儘所持仕に付、白髪を指上。依之従光高公金子一枚・御小袖一重、従犬千代様御脇指康光、従御母君清泰院様也銀子十枚・御小袖一重被下之。並御同女様より、九兵衛妻女に銀子十枚・薄繪御小袖一重被下之。又御祝儀之發句可差上旨就御意に。

薄繪は箔繪

戴くや千年初の春の雪　直賢

みどりも春になびく呉竹　光高公

長閑なる池の岩ほに鶴の居て　同

〔徳川實紀〕

正月廿三日松平筑前守光高長子犬千代、髪置の式行ふよし聞えければ、數々の賜物あり。

二月十五日。上國に輸出する米穀の取扱に關する法規を定む。

〔國初遺文〕

定

一、御登米請取刻、御横目比良左内・堀彌右衛門も罷出、吟味可仕事。
一、奉行人被仰付、被爲登候米之內、善惡心得之事。
一、代官方より爲登候米之內、去年米は其月の高直拂に、銀子を請取可申候。
但、四ヶ一迄は如此、三ヶ一よりは登米請取月より、大津拂直段之平均を以、小松御算用場に而遂勘定、銀子可上事。
一、御米拂之刻、自然月を延拂付候はゞ其月日、同銀子取立候月日書付、其所々に御横目印判押可申候。拂銀月を延不申樣に、成ほど情に入可申事。
一、御米拂銀取立候刻も、成田彌五兵衛方へ渡候刻も、左內・彌右衛門と帳に印判押、彌五兵衛方へ可相渡事。
一、拂銀取立次第、早速彌五兵衛方ゟ可相渡、五貫目に而も十貫目に而も、貫之外はした渡申間敷候。はした銀は、左內・彌右衛門相封付、追而たし可相渡事。
一、御米拂候月々の帳、左內・彌右衛門印を押、毎日〱に成田彌五兵衛方ゟ渡可申事。
一、淡路守樣御登米は、此趣に裁許可仕候。代銀も同前之事。
一、今津・新川より登米、各年に菱屋源次藏へ入可申事。

一、猿樂米之事、成田彌五兵衞方より小野喜左衞門にも申談斷、銀子に而相渡候樣に可仕事。

一、大津御屋敷修理之事、大分之義に候はゞ言上可仕候。少分之義は、彌五兵衞令相談修理可仕事。

一、町役被下小拂之事、左內·彌右衞門申談令吟味、成田彌五兵衞方より算用可仕事。

一、始而罷登候刻、小野喜左衞門方彌五兵衞つれて參、引合斷可申入候。年禮には參間敷事。

一、言上可仕事於有之は、早船之もの之內、路銀積遣可指越。但急之事に無之候はゞ、彌五兵衞方より之便宜に可申越事。

一、自然急用之事に而、成田彌五兵衞申談候間茂無之候はゞ、左內·彌右衞門令相談、いかほど成共、早速銀子相渡し、其以後彌五兵衞方へ可申斷事。

一、左內·彌右衞門每月米改見可申候。廻しに而も見可申事。

一、銀見勘三郎に、爲賃銀一貫目に付一匁宛可遣事。

一、萬事左內·彌右衞門令申談、左樣に無之においては越度たるべき事。

右之趣依仰如件。

正保二年二月十五日　　　　前田內藏允　判

岡部馬左衞門殿

二宮八郎左衛門殿

瑞龍院墓碑のことは正保元年に出でたり

二月十五日。前田利常小松を發して江戸に向ふ。

〔三壺記〕

小松中納言利常公江戸御發駕之事

正保二年二月十五日未明に御發駕、二之丸御假屋よりぞ出御なる。松任にて御辨當、津幡近所御鷹にて、今石動へ被爲入、方々へ御鷹ども、御小姓衆を一人づゝ被仰付被遣。利常公も葦毛の小荷駄馬に、すがみのにてめされ、御鷹野に方々へ出させられ、御餌柄どもおびたゞ敷持參す。市川五助・小倉四郎兵衛御餌柄の裁許、武藤少兵衛は、何れの御鷹何方にて何を取申候と、鷹師の手前より指出を取て御披見に入奉る。方々よりの御進物どもおびたゞ敷、中川彌左衛門目録を以進物取次御披見に入奉る。五日石動に御逗留あそばし、高岡へいらせられ、晝は右之通御鷹野、夜詰に成ては、金澤衆諸奉行夜詰して御用共承る。中村久越奉りて申渡す。御餌柄ども、金澤小松侍共に、人持物頭より次第〳〵に拜領被仰下。宮城釆女・淺加左京は、高岡瑞龍院樣の御墓の石塔之工地を爲作、御披見に入奉りて御好を承り、繁久寺御建立之工地も被仰出。越中は昔より、川たくさんにて橋かけずと申て、七ふしぎの一つなり。然るに越中所々の川どもに橋を被仰付、工地を作り御披見にて、それ〳〵の御好被仰

昌山英賢居士は前田利長

三月廿八日參着、四月朔日の登城とあるは誤なり

この事廿五日の以前に在らざるべからず

付。何も大川ども舟渡しにて、在々運送之御調物荷物を、川へなげうち難儀仕、常に願ひし事なれば、此度橋被仰付難有さよと、上下萬人のよろこび申ばかりなし。昌山英賢居士の御年忌にも成らせられければ、報恩謝徳の御志、廣大無邊成御事、末代迄も忝とぞ申ける。越中に三十日計御逗留にて、江戸へ三月廿八日御參着、四月朔日御登城。それより毎年之通、御使番は未明より終日、方々太刀馬代御土産を持參し、卯月四日に光高公の御屋形へ、御口祝の御振舞、御一門中指あつまらせたまて、御祝儀萬々目出度計にておはします。

三月廿五日。前田利常參覲して徳川家光に謁す。

〔徳川實紀〕

三月廿五日小松中納言はじめ參覲十一人。

〔三壺記〕

三月廿八日利常公の江戸へ御着之日、光高公は板橋の少江戸の方迄出させられ、御馬よりこんでおりさせたまひ、御乘物之御手前へ走付かせられける所に、利常公御乘物より出させたまひ、互に御つくばひ被成、道中御機嫌能御着目出度奉存由被仰上ければ、其方御無事珍重に存候、はや〳〵さきへ御入ましませと御意之所に、光高公畏奉存候、御先へ參候、御屋敷に內藤外記・高木筑後なども罷越待居られ候よし被仰候へば、心得て御申候へと御意有て、御

乘物に召御下屋敷へいらせたまふ。御門の下に犬千代樣御座被成、利常公早々戸を開御對面被成、御屋形にて御振舞有。光高公も犬千代殿も、御上屋敷へ被爲入。

三月廿九日。小堀政一、前田光高來訪の際會はざりしを謝す。

〔湯淺家傳書〕

今朝尊書、其已後是ゟ被成御座候由。扨も〳〵忝次第に奉存候。今日も登城仕、只今罷歸、又御用候而他行仕候。夜前進上申候茶碗、御意に入申由、近頃〳〵めでたく大慶仕候、恐惶謹言。

三月廿九日　判

筑前樣進上　小堀遠江守

三月。前田利常越中高岡繁久寺に土地を寄進す。

〔越中古文書〕

寄附地之事

一、五萬三千七百步餘

於中郡關野ニ

右令寄附候條、今後謹念可有、依而寄附書如件。

中郡は射水郡

謹念本のまま

利常判　繁久寺

四月五日。白山鳴動す。

〔混見摘寫〕

一、正保二年酉の四月五日・同廿六日なり申候。これは筑前樣御逝去。

なり申候は白山の事なり

四月五日。前田光高暴かに江戸に卒す。

〔德川實紀〕

四月五日松平筑前守光高頓死の聞えありければ、三家・諸大名まうのぼり御氣色うかゞふ。光高がもとへは、酒井讃岐守忠勝・阿部豐後守忠秋をつかはさる。

御氣色は將軍のなり

〔御日記〕

六日、松平筑前守光高本名、前田肥前守利常六子也。今朝茶の湯にて老中を招請す。酒井讃岐守忠勝・松平伊豆守信綱・阿部豐後守忠秋は、御月番たる故に不參。饗應果て後、數寄屋にて茶を立んと、勝手にて支度する間に、亭主筑前守頓死したり。巳の刻の事也。勝手取持の高木筑後守居たりけるが、坐席へ出て斯く申。老中驚て醫師衆を殘置、療治を加へ可見由にて、坐を乞各歸宅す。筑前守終に不蘇生。理なる哉、近習の小姓の爲に弑せられたりと也。隱密なれば披露なし。

六日は五日の誤

前田光高變死のことは誤傳なり

〔古文章大全〕

筑前守殿、今五日之朝辰之刻、御胸御痛疾指出、一兩度吐逆被成、御目舞、其儘御絶候御事、不及是非候。中納言殿御愁傷御取亂可有推量候。就其金澤・小松家中面々、不寄誰々、末々之者迄、一人も爰許爲見廻參間敷之旨、堅可被申付由、中納言殿就御內意、我等方より申入候。爲其使者兩人遣之候。委細佐分又は高山藤兵衞口上可申候、恐々謹言。

四月五日　　　　松　飛驒守

本多安房守殿

飛驒守は前田利治

〔三壺記〕

卯月四日に利常公の御口祝の御振舞濟、翌日五日には酒井讃岐殿正客にて、小堀左馬殿・酒井雅樂殿、其外御一門中を御上屋敷へ御振舞と相究。利常公御入被成候樣に被仰上處に、昨日はや御祝儀も相濟、今日は昨日の御困勞にて、御斟酌に思召けれども、是非共御出被遊、御あいさつ被遊被下樣にと、光高公御賴に付、五日に御上屋敷へ出御成、讃岐殿・宮城越前殿・小堀左馬殿・溝口金十郞殿・岡田將監殿・安藝守殿・織田出雲殿・中根壹岐殿・內藤外記殿・筑後殿・前田右近殿御兄弟・横山內記殿・本多帶刀殿、何も御表御勝手の御振舞御膳も濟、御盃の臺出で、御酒宴半に光高公御目暈心地にて、正氣以之外取うしなはせ給ひければ、何も肝を消

安藝守は淺野光晟

し興さめて、安藝守殿は御うしろをかゝへさせたまへば、飛驒守殿は御ひたひをもたせられ、御氣付薬針治灸治とり〴〵様々の御あつかひにて、御醫者玄琢法印被召寄、灸治可被成とて、寸法のためにぬきほをこはれければ青木權十郎意得てもとゆひをぬき、押のべてあてがひけり。それより灸を被成けれども、次第〳〵に御面形も替らせたまひて、あつきばかりにあきれはて、御客衆は殊更あきれ果給ひ、つるなき弓に羽ぬけ鳥の風情なり。御奥方へ聞えければ、北の御方あつとばかりの御聲にて、すでにたえ入らせたまひけり。今朝の御膳も未だ上ざれば、何も難儀に存奉る所に、少し光高公の御氣色御取直し、粥を上り候はんと、奥にてかゆをこしらへ、表へ御膳を出しけり。其時北の御方も、少しよみがへらせたまひければ、御相伴の御ために、かゆをめし上られ候へとて、つぼね岩崎・今井・松村すゝめ奉り、少上げまいらせけり。北の御方御心付かせられければ、是非共表へ御出被成、御氣色の御様躰を御覽有たき由被仰、幾度も取て出させ給へども、女中ども取付、御客衆未御座候由申上留め奉る。しばらく東西しづまり、人聲打絶、途方うしなひ、あきれ果たる有さまは、言語にたえたる御事なり。御客衆もつら〳〵に成て立給ひ、御一門衆は御次に伺公なり。利常公御一人御なげき入らせおはします。竹田市三郎は神田の御屋敷へ人を遣し、御前に人もなし、早々誰ぞ可被參旨。石黒權平神田の御屋敷御次に御留守いたし、河合宗仁・福田彦左衞門・出野善

太郎など寄合、御上屋敷の御左右を耳を立て有之所へ、市三郎よりの使來る。別所三平・河口長太郎・山本五郎三郎を、早々被參候樣に申遣し、御上屋敷へ被參けり。青木權十郎は、利常公の御有樣を見奉りまいらせ、すゝみ出御前に參、謹而申上る。乍憚御なげきは言語に絶し奉る。され共殿樣左樣に御なげき被成ては、下々は常夜のやみと成計にて御座候。犬千代樣御座被成上は、御力を添へさせられ候はゞ、諸人難有可奉存と申上る。其時利常公も、實もとやおぼしめされけん、御涙を押ぬぐはせ給ひ、奥へずつと入らせられ、御前樣に御意被成けるは、犬千代未幼少なり、筑前は居申されず、其方より外のたより無之と、御袖を御顔に押しあてゝ、御聲を出させ給ひて御なげき被成ければ、北の御方はわつとばかりの御聲にて、はやたえ入らせ給ひしかば、惣女中一度にどつと泣立て、御殿もゆるぐばかりなり。それより利常公は神田へ入らせたまひて、奥へずつと入らせられ、三日御膳も上りたまはず。江戸中は御上屋敷近所・やよすがしばた、馬乘物幾千萬の御見舞、武家町方押なべて、知るも知らぬも此君をおしみ奉り、袖をしぼらぬはなかりけり。金澤へ飛脚立て、御分國は不及申、道中宿々馬繼に、上下老若一子の別れも物かはと、伏しづみてぞなげきける。坂本に兵士をすゑ置給ひつゝ、金澤並國々よりの弔衆を帳に付返しにけり。利次公は先達て江戸へ御着府被成、中納言樣に御目見え被成けれども、何の御あいさつもましまさず。それより御遺骸を加

州へ送り奉る御用意こそせられけれ。

〔三壺記〕

江戸廣德寺に、光高公の御座敷を以て御影堂を御建立被成、一七日大法事被執行。公方樣より御名代の御燒香、其外御老中御一門御參詣筆紙に不及、洛陽桂の御所八條の宮樣より、御追善として紺紙金泥の法華妙典如來壽量品御自筆に被遊、御奧書に、右志所北陸道加越能三州之大守菅原朝臣光高三十一歲にして、孟夏初五日卒去せられ畢ぬ、予結婚姻而經四霜、雖然終に未面、哀悼之悲淚深而如海、仍紺紙金泥之一軸書寫之、而以靈魂之備、於牌前而修善提者也、如此一軸、天良居士之御牌前被爲備之也。

〔政隣記〕

一、陽廣院殿爲御追善、八條智忠親王御手自紺紙金泥之法華經書寫被成、江戶ゟ被進。其經の奧に御追善之言葉を被添、悼之御詠歌有。くもりなきこころもの玉のひかりにてのりのおしへの道はまよはじ。

〔三壺記〕

其頃御家禮の面々寄合て、尊靈の御事を愛着慕執いたし申けるは、上樣御一門も數多おはしましけれども、光高公程御念頃に被成たる御人ましまさず。御鷹野に御成候時、將軍樣光高

公の御手を引合、御物がたりなど被遊し御有様を拜み奉る時も、御威光天下にあまねくして、御城下馬より御式臺迄、所々の御番所のれき〳〵、何れも下馬にて拜禮せらるゝ。御牽馬を御先へ立て、江戸中を御座被成時は、御三人衆よりいかめしくすぐれて見えさせ給ひけり。文武兼ねそなはらせたまひて、和歌の道荷ひいでさせ給ひ、折々あそばし置かるゝ御言の葉、都鄙遠國にても取さたいたす事餘にこえたり。御慈悲深くして、御遠慮つよし。如何樣かゝる名將の御隱れ可被成とて、天の告もや有ぬらん、其としの正月の御詠歌に、我ことし三十字に餘る一文字の歌によまるゝ年のかず〳〵、とあそばされしもふしぎなり。其とし小松利常公、淺間のだけの下をとほらせ給ふに、おびたゞ敷大鳴一ついたしければ、御供中是は御大名にたゝりけるよし、あやしやとぞ申ける。いまだきずゐの有けれども略せしむ。

〔國初遺文〕

武野燭談云、越前宰相忠昌卿が御館は、今の龍の口北廉にして、向ふは加賀の筑前守光高朝臣まし〳〵ける。然るに筑前守早世有ける比、此忠昌卿日頃大酒成とて、醫師何某諫けるに、忠昌卿狂歌。むかうなる加賀の筑前下戸なれど三十一で病死をぞする。

按に正保二年四月陽廣公逝去の頃なるべし。然るに忠昌卿も、同年八月逝去し給へるとは、不思議の事と云べし。

〔松梅語園〕

一、微妙院様御時分、陽廣院様御逝去金澤へ可告來朝、板津八兵衛鷹を据、門前へ罷出候得ば、人三人通り候。一人は殊之外顔之形横へ長く、今一人は竪へ長く、又一人は事の外丸く有之。何も常之人に而無之、懸通行申候。餘り不思議に存、何とも難心得事と、心の内に考候は、長く丸く横長三ッに而候間、何とぞ三ヶ國へひゞく程之事出來可申前表哉と存、家へ入其まゝ書狀調、近所之脇田九兵衛方へ、此比逢不申趣、扨は三ヶ國へひゞき申程の珍事は無之哉、替りたる義御座候由尋申候。委細は逢候而可申旨、右狀認遣候處、九兵衛より返書に、相替義無之旨申來候。然處其日の夕飯後、江戸より早飛脚參着、四月五日陽廣院様御逝去之旨告來候。不思議成事に候旨、藤田平兵衛咄申候。通る程之者、足が地に付不申様に、八兵衛見申候と申說有之候得共、右實正之由に候。八兵衛は近頃迄物頭に而候、板津權佐親に而候。

前田光高行狀

〔松雲公夜話〕

一、陽廣院様御幼少の御時分、元和七年初而江戸ゟ御參府、四十餘日御逗留。同年御歸國被遊候。是は大御臺様御覽被遊度由にて、御幼少に候得共、江戸ゟ被爲入候旨、右同年七月十

二日御物語被遊候。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、陽廣公御幼稚之時、御緣先に御出被成御座、御近邊之人も四五人も御側に罷在候。あれ空中に何やらん見ゆる鳥の何鳥やと被仰候。何茂成程何と申鳥にて候哉与人々申内、老人一人罷在、何とも不申候故、其方何故默して罷在哉与被仰候。私は幾重に見申すも、何も見え不申候と申上候得ば、おれも左樣に思ふと被仰候得ば、彼是申上候人は不興に見えし。人は唯實を以すべし、假にも面諛の心あるまじく也。

御物語は前田綱紀なり

〔夜話之抄〕

一、或人の曰、陽廣院殿いまだ部屋住の時、本多安房守政重毒を可奉進といふ風聞有て、御父子樣の御耳に立けれども、兩公ながら且而御取相もなかりしと也。安房など何の爲に筑前守に毒をを可飼哉、さやうに申觸す者をば成敗を可申付と、大殿被仰しとなり。大殿はさも可有御座、若殿は御若輩の時なるに、名譽の御事と申沙汰せし。兩公御心根符合可感賞と云々。

大殿は前田利常

〔夜話之抄〕

一、或人の曰、陽廣院殿いまだ十五六の御歲、江戸より御歸之時、越後國山下に於て浪の付

山下は親不知をいふ

く事夥敷刻、伴八矢といふ者御先乘して歸、爲言上曰、浪およたゞしく着申候、私は罷通候得共、御前には御越被成儀成難く覺候と申ければ、陽廣院殿某は罷越と申所を御立腹にて、汝は人に越えたるにもあらず、御身また汝におとらせらるべきにあらずとて、御馬に被召、夥敷浪間を被乘越しに、紹鐵御馬の口に取付、是は如何なる御事に候哉、此難所を御通可被成筈にあらず、八矢言葉誤と達て奉留といへども、無御承引、御ふり切、終に御越被成しが、上下ともに以之外濡れ申よし。

〔夜話之抄〕

一、陽廣院殿十八の御歳、江戸より御歸國之節、倶利伽羅の坂より越中を御覽ありて、何よりいづこまでが越中の內ぞと御尋候へば、あなたよりこなたまで越中の內と御傍衆申上ければ、我等も餘程の大名なり、百廿萬石之內廿萬石は江戸中へのまひないにつかひても、殘て百萬石これあれば、餘程の大名と被仰しとなり。

まひないはまかないなるべし

〔前田家雜錄〕　杉本義隣覺書

陽光院は陽廣院の前法名

一、大猷院樣御代、芝筋出火に付增上寺ゟ陽光院樣成御座候。其節之儀、私親九右衛門常々物語仕候を承申候。年號月日は承候得共失念仕候。

この火災は寛永十八年正月晦日のものなり

一、九右衛門申候は、增上寺火消之儀御賴被成候。就夫家中之者共、何茂不殘可罷越旨御觸

に御座候。其時分は龍口御屋敷ゟ相詰申者共は、手寄之町屋に借宅仕候。九右衛門儀も、新小田原町に罷在候刻、仲間之者共互にしらせ合、九人連に而増上寺へ走り付申處に、本堂へはしご指懸有之候。其際に御馬を被立被成御座、九人之者罷越候を御覽、うへゟあがれ〳〵と御直に御下知被遊候。其刻御馬の廻りに、御供之者十三四人、本堂之上には人數廿四五人相見ゟ候。其内追々何茂罷越、其上微妙院樣御在江戸に而被成御座候故、本郷御屋敷より段々に人數かさなり、後には本堂の上ひしと人數ふさぎ申、火を防申內火も鎭り、增上寺も無恙候由申候。

一、御歸には本郷御屋敷ゟ直に被爲入候。此節は九右衛門茂御供仕候處に、長町之內に而、御跡之方騷動致し候を御尋被成候得者、上使之由に而、此方御人數之內を乘まはり申御旗本衆有之旨、誰哉覽申上候得者、此方も上使と可申候、必通し申間敷と御意に而、御先御跡之騎馬一騎打に九人御座候處、御聲高く、佐々木道求を始騎馬の爲打樣惡しきと御意に而、御先六人も三騎宛橫に並び、御跡三人も橫に並び、騎馬を爲打申候。又誰之指圖に候哉、火消圓座並飛口を持申者共も、皆橫にいたし、道幅一ぱいに行列を立申候故、乘込申御旗本衆、跡へも先へもぬけ申事難成、御行列之中に挾まれ被參候。御行列を成程靜にと御意に而、そろ〳〵と被成御座候處、長町の行當り之屋敷之前より、右之御旗本衆、駿河臺の方へ被乘拔

候由、九右衛門物語仕候。

一、右火事之儀に付、横山外記殿御物語候は、増上寺火事以後翌日か、本郷御屋敷ゟ御見廻衆多御座候而、御對面之刻、御見廻衆被申上候は、昨日者筑前守殿、増上寺火消之儀御賴に御座候處、早速御越被成、其上御寺茂危く候處に被出御精、御家中茂烟の中に罷在、嚴敷防ぎ申候由、於殿中是のみ御沙汰に御座候旨被申上候得者、微妙院樣御意に、身は尤共不存候、筑前守若輩故に而候、火は相手に難成ものに候、若筑前守など怪我を致し候而は、公儀之御爲もよろしからず候、筑前守が樣成大名は、難防候者其分に燒候而、本の如く増上寺を建て上げるが、大名の御奉公に而候と、御挨拶被遊候得者、一座衆重而とかく申上事も無之由、外記殿物語を承候。

右之趣就御尋、私親九右衛門並横山外記殿御物語之趣、覺申通書記掛御目申候。覺書等に仕置候物者無御座候、以上。

十二月十日　　　　杉本三丞

大野木舍人樣

〔天寛日記〕

一、少將光高樣ゟ大姫君御輿入之後、江戸桶町より出火有之候節、風烈にて大火になり候刻、

爲上使能勢治左衞門殿をもつて、光高樣ゑ上意には、風强く候而、次第に大火になり、增上寺危く被思召候間、火を取防候樣御賴被成候旨なり。依之即刻御出遊され候。其節御途中にて何人やらん、上使に而候間罷通候由にて、御行列を乘切可申と被仕候時、光高樣御意には、手前も上使にて罷通候と被仰候へば、其仁脇道より被參候。誠によき御當話と諸人奉感候。さて增上寺へ御着、上下とも必死の樣子にて防留申候。上樣にも御滿足なされ、諸人も御手柄と申候。然る處翌日御城にて、酒井雅樂頭殿ゑ、利常公御逢被成、被仰候は、昨日火事にて筑前守御賴、增上寺へ罷越、火を防ぎ候旨承り候。然ども筑前守儀は、若き者にて候ゆゑ尤成事に候へども、沙汰の限り成儀と叱り申事に候。向後右樣の儀被仰付候とも、昨日の樣には御座有間敷候。其子細は火事にて萬一過ちなど仕候ては、御奉公には相成まじく候。其御奉公には、增上寺抔燒候はゞ、何ヶ度も作り候て上げ可申候。筑前守儀は、何事ぞ有之候時は、御奉公仕ものにて候所、火事抔にて過ち仕候ては、無詮儀に候。重而は左樣に御心得可被下旨仰候所、讃岐殿はじめ、各手を打申され、御尤々と御感じ有之。其段早々被達上聞候所、中納言申され候所、尤至極に思召候。昨日筑前守を御賴被遊候儀は、御誤之旨上意有之候由。小松物語 利常夜話

〔夜話之抄〕

一、或人の曰、此已前増上寺火事の時、陽廣院殿御請取にて御出之刻、跡より二三千石も可取身上の旗本衆、上使々々とて奉り、御供中を突拔通る時、陽廣院殿、身も上使にて有之、通し申間敷旨に付て、若者ども遮留ければ、其道をとほる事不叶して、脇道より往れしとなり。

〔松雲公夜話〕

一、陽廣院樣御時分、増上寺近邊大火之時、俄に上使有之由に付、何事に候哉などゝ思召候處、増上寺邊大火危樣子に候間、御人數被差出候樣にとの上使也。因玆上使御送り被遊、直に御玄關にて御上下被爲取、御火事裝束被爲召、追付御出、追々御供中もかけ着申旨、享保五年庚子二月廿日拜聽仕候。

拜聽は前田綱紀よりなり

〔桑華字苑〕

一、微妙院樣・筑前樣の御前にて、小堀遠江守比能き釜をほり出し申候と語られければ、筑前守樣御あいさつに、古田織部は天下のそうしやうなれども、終にほり出しをせられたる沙汰不承と被仰ければ、少場さめて在けり。後微妙院樣、先日筑前遠州ゑのあいさつは、さりとてはきつき事を被申たり、乍去きびはよかつたと御笑被成候由。

〔桑華字苑〕

一、或時光高公小堀遠州を茶の湯に御招待、遠州あいさつに、御茶の湯出來可申上樣なし、併御露次の御さうじ餘りにきれい過申候。光高公のたまはく、しからばぶさうじなるがよく候哉。遠州のいはく、ぶさうじなるは猶あしく候、光高公左あらばきれいなるとぶきれいなるとの間がよく候哉と。遠州の曰、それもあしく御座候と被申ける。

〔殘囊拾玉集〕

一、光高公、陸奥守殿などへ家光公御茶被進候時、西の丸の方の御露地入の節、正宗被申候は、扨々廣き事野の樣に御座候と也。光高公は不都合に被思召候て、御答の御挨拶なかりし由の事。

〔夜話之抄〕

一、陽廣院殿は取分け萬に御要心有しが、就中若君誕生之前は、猶以の儀なりしと。其子細は、其頃御入魂之旗本衆など屋敷へ被參ては、兒小姓ども通に出る刻、右の人々貴殿などゝは頓而傍輩に成可申とざれ言ども申、すべて陽廣院殿を諸人譽のゝしり、或は天下は陽廣院殿へ渡べきなど申せし故、いかう御氣遣被成けるとなり。御逝去の節も人々不審せしと云々。頓死の性により早速に躰くづるも是ありと或人申せし也。微妙院殿も、或者のすゝめによりて、金性丸など御懷中の事もありしとなり。

若君は德川家綱

〔高卑雜談抄〕

一、陽廣公御代江戶の樣子を聞に、當世より事多き事は、第一淸泰院樣御座なされ、むづかしき事は偖置、五節句には御老中御廣式へ御出、其歸りには表へ御音信、勿論正月には太刀御持參御禮被仰上、其外御威勢故に方々御勤も多く、殊に陽廣公御部屋住にて御人少にありしかども、能埒明、物の間違などはさしてなかりしとかや。紹鐵一人して御用捌れしに、御屋敷にて勤前は、成程口に居て御用を達し、六ヶ敷事は脇よりは且而見えざりし。其子細は御隱密之儀は、陽廣公与紹鐵と指向ひにて御相談相濟、大形の儀は紹鐵直筆にて、御前にて調御用を達する程ゆゑ、外よりはひそ〳〵と氣遣敷といふ事もなかりしとかや。

〔重輯雜談〕

一、前に言通に、次第の不同年號の前後を不顧故、老中の体昔今の差別を記す。尤各別の体たらく也。先當國にていはゞ本鄕の御亭へ御成の時、陽廣公老中の前を被通に、卒度手を御つき、膝を不被付に御通あるに、土井・酒井の面々疊に手を突平伏也。上使の時も殊外に替れり。脇々は如當國にこそはなけれ、老中より諸侯方をば急度被敬、陪臣にても家老をば、旗本衆より慇懃にあひしらはれける、さも可有事也。

〔夜話之抄〕

一、紀伊亞相公は下へちかく被成、年寄中も殊之外心安相見え候由、陽廣院殿於御前竹田道庵申上らる。殿被聞召それは能儀に候、上下之間近く候はでは、萬不可成儀と被仰しと云々。

〔桑華字苑〕

一、筑前守様御家とく初て御入國の時、金澤御城にて前田刑部を御前ゐ被召出、其方は毛利長門にゆゐしよ在之やと御尋被成、少ゆゐしよ御座候て、前々より御目をかけられ候と申上る。江戸にて長州、其方事我等に念比に被申間、此旨其方ゐ云届たると云を、長州ゐ可申遣旨被仰付、則飛脚周防の國ゐ遣す。進物ざうがん鐙二掛、長門殿より卷物多く拜領す。

〔懷慧夜話〕

一、陽廣院様御若き時、御側の者共吉原ゐ罷越候義、度々御異見を被加候へ共不相止。其後御意被成候は、吉原ゐ罷越候とて、御刑罰に被仰付事にては決而無之候。然共此儀を承、致安堵罷越候者は、臆病者と可被思召由被仰出。此御意の後御家中の者共、吉原ゐ行事ひしと相止し也。

〔癸巳雜誌〕

陽廣公御意、近習衆へ被仰出けるは、事の外しだらくに不作法なる詰様と被思召訖、相嗜可然候、如此被仰出、重て無作法に候者、迷惑には被仰付候間、其とても向後心得可仕との由

云々。吉田段助談略

〔懷惠夜話〕

一、陽廣院樣御將棊御好被遊、谷與左衞門七兵衞親三百石。度々御相手に爲被召候。或時御相手にて指候時分、御前に水栗を上申候處、與左衞門右之栗を引寄、手に取候而口に入申候。御近習の衆しゐと申を心付、迷惑平伏仕居申候。栗は袂に入申候。御前には何の御構なく、させ〳〵と御意被遊候ゆゑ、頭を上さし申候。御將棊濟退出之後、御近習之衆に、其方共心得惡敷候、與左衞門常の時先程の樣成事有之物に候哉、將棊に指入せき候て、現に成居申ゆゑに候。夫ゆゑ御相手にも被遊候。常の敬ひ申候はゞ、御慰にも不被爲成候由御意被遊候由。

〔懷惠夜話〕

一、陽廣院樣御次にて、何茂御慈悲深く忝儀を取々申候內、或者誠に難有義、あの殿樣御意に候はゞ、悴之首にても切可申与申候。此儀御聞被遊、本之者にて無之と、御顏をしがめられ、殊之殊御憎み被成候由。

〔國初遺文〕

一、陽廣院樣小松に御越被成、淺井繩手一卷始終御聞可被成由にて、半右衞門殿被召連、山代橋迄御出被成、御尋之義段々逐一に被申上候處に、御歸被成路次にて、御召御座被成候。

御羽織御手づから頂戴被成候。其刻森權太夫殿御小姓にて御供仕罷在候由之事。

〔享保雜志〕

一、少將光高公の御時、吉田大藏が持弓を、公方へ御献上之事有て被取出有けるを、泊番之若者共、ひそかに兩三人行て引見。其内一人無心得引見に、握下に虫入有て引折たり。何茂驚程に彼者曰、此上は不及力、腹を切てあやまりを可謝と身作らふ。伴なひし者共、弓を折たるは其方なれども、伴なひて來しは我々茂同事也、其方一人切腹して、我々見のがすべきか、何茂切腹せんとて用意する。番頭聞付、先押留言上に及。光高公被聞召、私に引見處不調法なれ共、握下に虫入は心付ざる事も有らんが、若不知して公方に而引折ては、我面目を失ふ事也。今折たるは此方の幸也、迷惑せしむべからずと被仰ければ、人々かんるいを流しけると也。

〔可觀小說〕

一、陽廣公東都の御屋形に被成御座候時、一つの白鷺を畜しめ給ふ。甚馴良にして、後には放ち畜にしぬ。御庭中に居といへども、公外より還り給ふ時出て迎ひ、外へ出給ふ時は起て送りぬ。諸人奇怪の思ひをなす。邸内を翺翔すれば、衆ことごとく是を知て崇敬す。公も甚鍾愛し給ふ。或時士人某が許へ、東都の浪士來訪へり。士人公命を奉じて使に出て不在。浪

士常に心安きが故に、留守ながらも其許に待ちて居ぬ。時に一隻の白鷺小庭に來遊ぶ。浪士謂く野鳥なりと、杖を以其首を打つに、一打にして倒れぬ。浪士大に喜び、主人の來るを待て、共に食はんと思ひ、其鷺を燕居の釘にかけ置ぬ。暫く有て主人外より歸り、浪士と相話す。扨釘に懸たる鷺を見て、大に駭き、公平生御鍾愛の趣を云。浪士も甚恐怖し、急ぎ始終を書記し、組頭を以て言上し、主人は蟄居しぬ。公聞之仰出るゝは、其者必蟄居さすべからず。鷺の事御不便に思召といへども、鷺故各迷惑致し候義、御本意に非ず候。か様の義有之も、畢竟御數奇被遊過候故と御後悔被遊候。向後は御畜鳥抔可被差止と思召候之旨被仰出候。聞人感泣を催さゞるは無かりけるよし。私に謂、公御盛德の事、于今人口に膾炙すと雖、此鷺の一事衆美聚るといふべし。百歲の後といへども、臣子の身として聞之て豈感泣追慕の情に堪ふべけんや。古人の所謂明君賢主は爲畜產不害人と、公誠に優々爲之矣。

〔可觀小說〕

一、陽廣公或時御醫師覺與へ御意被成候は、士には大臣小臣有。先小身の士は、何にても一藝を好み、上手にも成て、人の師匠をする位には不至とも、遊藝は善人也。大臣之子は、後には其家の執政もする故に、是は格別也。然に何藝を好むとも、名聞を第一にし、誠に蹴鞠など用にも不立事を强ちに數奇、上京して飛鳥井などに逢て、蹴鞠の免しを取、國に歸りて

は小臣の蹴鞠すき共を集め、免狀取たるとて羨まれて嬉敷思ひ、手跡は諸藝の主とて、學問の便によし、然に筆道の稽古とて八幡山ゟ上り、瀧本坊の弟子になり、其身大臣故師匠も諂ひ、殊之外ほむるを嬉しがり、人にも語り悦ぶ。ヶ樣之事は人に寄事也。大身には不似合、其身能意得可仕。凡我等前之事は、御前沙汰とて不口外事作法也。乍然か樣之噂は、其方抔念頭成者ゟは語りてもよしと被仰候由。是は定而津田當玄蕃部舍棲の時、內藏助と云時、右之樣子も有之思召に不叶、覺與は先玄蕃別而悃意故に付如此歟と、推量之よし。

〔今枝氏藏文書〕

尙々此たき物動作之由申候間、なぐさみ候べく候。具成事は馬介口上申出し候。

動作本の儘

其方久々被相詰、萬事我等事大切被存、おもひより之段も不殘申上、まんぞく申事候。ぢきぢきには禮も申がたく、これ以後猶以我等あしき儀も候はゞ、時をうつさずいけんして可給候。一人としてほねおりのだん、中納言殿へ次而以可申候、謹言。

二月十二日

民部殿　ちくせん

民部は今枝直恒

〔微陽兩公遺事〕

一、陽廣院樣後藤顯乘方に、產後額に附候無双之妙藥有之段達御聽、御家中流布仕候樣に被

成度候由被仰聽候。顯乘御請申上候は、家之秘藥に御座候間、御前迄には御傳受可仕候。廣くは御免被下候樣に奉申上候。重而御意被遊候は、諸人のために思召候、御傳受に不及候由被仰出候。顯乘至極難有奉存、則可奉傳候由申上候。依而澤田次郎右衞門傳受被仰付候。其後次郎右衞門迄に而は、隱便に被思召候由にて、觀音之下堂子安別當に詠可申旨御意に而、今以子安堂より、此藥御國中へ出し候事。

〔殘囊拾玉集〕

一、正宗ね光高公を招請の時、正宗光高公の御脇差の鍔を見て、扨々見事さう成御鍔にて候、不苦は御脇差共に拜見仕度と、一向所望有之候へ共、何の替たる物にても無之候と被仰候て、終に脇差御取不被成と也。脇差御取候はゞ、御腰明申とて出さんと、金百枚計の結構なる道具を拵へ、勝手に近習者に爲持置、待掛て居申候由也。後利常公御聞候て、出來したりと被仰、御蔭にて御悅の由也。

〔續漸得雜記〕

一、陽廣院樣御刀は兼卷、鐵拵卷懸のりうご、御鞘常之通、御鮫見事成物にて、表は白し、裏は塗たるなり。

〔夜話之抄〕

一、陽廣院殿御前に、旗本衆中河市左衛門といふ仁居て、吉田大内藏に弓所望せらる。殿も御覽可被成と有て、大内藏矢九筋持出、八本まで當り候時、殿与風御立被成、九本目之矢をば御覽もなくて奥へ入せ給ふ。其時中河殊之外感歎せられしと云々。

此談前田利常の事とするものあれども悪しゝといへり

〔前田家雜錄〕

一、松平新太郎光政の家來熊澤次郎八は心學者なり。後浪人して剃髪了海と號し、京都に居住す。門弟彼を崇敬して藤樹先生と稱す。居宅門前に藤の木あるが故に、光高公心學を御崇敬、佐々木道求を以、竊に金澤ゟ被召寄、堤町に旅宿暫居住す。利常公追日御聽被遊、好事は誰に何にても聽くがよしと御噂之由也。此了海は昔於金澤、前田三左衛門と致喧嘩たる坂部市右衛門父次郎兵衛被放御扶持、上方ゟ致流浪、後江州に居住、儲たる男是熊澤次郎八也。

藤樹先生とあるは誤なり

〔袂草〕

一、利常公小松御隱居後、金澤御城本丸に有之石の內、御庭石御用にて、瀧長兵衛取に被遣、則人足召連、石川門迄來る處、番人曰、何方りも斷無之故入る事不成と云。依之長兵衛、本多安房・横山山城に申達る處、當御城の事、光高公より兩人に被預置事なれば光高公御意なくて、御城中の草木の葉にても私として上げ難き旨申故、長兵衛も空しく歸つて言上す。安房・山城は早飛脚を以、江戸ゟ此事注進す。時に光高公より、兩人に御書被下て曰、中納言殿御

通用とあらば、譬大手石垣の角石にても、櫓を壞しても可上之との御文言にて、御端書に歌、芦の葉を落せば雁の聲立てゝたがはぬ子は親のわづらひ。

〔殘嚢拾玉集〕

一、陽廣院光高公の歌は、秋の雁の越の海上を渡り來る時、若き雁共の芦の葉を咋はへさせて、海上遠く翅翼疲れたる時、咋はへたる芦の葉を海上にならべて、其上に暫く休み、又立上る時咋上て飛。其時芦の葉を咋はふる事を嫌ひて聲を立る時は、葉なく成て海上に休む便りなし。依て若雁疲れて死する、親雁の歎く筈也と云心を被遊たる御歌と云。芦の葉をふくめる雁の聲立てゝ心なき子はおやのわづらひ。

利常公小松ゟ御隱居の後、金澤の御庭の立石御用の旨にて、佃源太左衞門人夫を連て來る。城中の番衆其旨を不知とて不入之。佃小松ゟ歸て其旨を言上す。利常公番人の警守尤の旨御意也。其時光高公東武被成御座、此事を御聞、番人不心得也、小松より御用とあらば、縱ひ金城の殿閣をこぼち給ふ共、いなむべき故なし、增して立石等に於てをや、事の實否を不計は不覺の旨也と、年寄衆ゟ御親翰を被遊、其時如何思召けん、右の歌を御詠じ、御端書に被遊被下たりと云々。

〔桑華字苑〕

一、或時筑前守様・淡路守様・飛驒守様被爲御座時、中納言様より高田慶安を以て被仰下。自然の事在らば、三人の者共は、我等を旗本にして先手をせんと思ふべし、我等の在る間は、其方共に中々先はさすまじ、何と存ずる可申上と。筑前守様御兩人様の御かほを御覽被成、慶安に御むかひ、何分にも御下知をまもり可申と御請。中納言様御滿足の由。

〔殘嚢拾玉集〕

一、利常公江戸に被成御座時、京の町人笹屋善四郎出頭被仰付、御用の取次仕候。或時光高公・淡路守様・飛驒守様御三人御機嫌伺に被爲入、御次に被成御座、右善四郎を以て、御機嫌伺に罷出候段被仰上候。其旨申上候へば、御意に、三人の者共江、事の出來たる時は何とするぞと尋ねよと被仰候。善四郎存は、是は承違かと乍存、問返し奉る事も成不申、御次江罷出いかゞ可申と乍存、麁抹にして可申上と存、御三人様江奉向、右御意の通を私の承違にも御座候やと申上候へば、光高公被仰候は、是は乍假初大事之儀也、御請早速可被申上と被仰候へば、御兩方様は光高公を御伺被成御座候へば、光高公御意に、事の出來仕候時分は、何様御下知に可奉隨儀と被仰候。善四郎肝をつぶしながら、其段申上候へば、左右云たるかとて、御料理を可被進候、通候へと御意にて、御居間え御通にて、利常公は御自身御献立を被遊、能々の御機嫌にて、御園にて御茶も被進候。御料理の時、御究屈に有らんかと御出不被遊候

由。御出入の衆迚も、毎日御機嫌伺に被參候衆有之故、其内より幸に御相伴被仰談候方々も有之しと也。

〔夜話之抄〕

一、或時陽廣院殿・淡州公・飛州主御兄弟三人、微妙院殿の御屋敷に御詰ありしとき、微妙院殿より御三人衆へ御使にて、只今何事にても有之刻、公方より御憑候はゞ、軍法はいかゞ可被成候哉、微妙院殿は御年寄候得ども、御三人方には御負有まじきよし被仰出。飛驒守殿先達而御返事可被仰と被成候處を、陽廣院殿以之外御嗔にて、則御返事被仰上。中納言殿御下知に候はゞ、於私は人に先をさせまじき由と云々。大殿御機嫌能くて、追付御三人之内へ、芦屋のあられ釜を被遣候時、また飛驒殿指出、是は私拜領可仕とて、取給はんと仕給ふ時、陽廣院殿此返事は我等申上候うへは、此釜は誰へも遣候事ならずとて、無理に御取被成しと云々。

〔夜話之抄〕

一、或人曰、於小松微妙院殿御咄衆を被喚て、陽廣院殿は此地へ御越候而、城之様子いづくを肝要に被擧候やと御尋有しかば、日外御入被成候節、就中三之丸石垣を殊之外御擧被成候と申上げれば、さもあるべし、筑前ならでは此虎口合點致されまじきと仰られ、御滿足がり

被成けるとなり。

〔甲申雜書〕

一、武康曰、御上屋布陽廣公へ御振廻に御越、事の外御機嫌能御歸有て、九里氏を御使に被遣ければ、陽廣公にも御大慶がり、右の御使者に、巻物常体よりは多被下、御滿足の体也ける。歸て其趣を申上るに、又陽廣公より御使名を忘。有ける。御返答を被仰て、おれも筑前には負間布と仰にて、御衣桁にかゝり居ける御衣類を、一抱被遣ける。此内には、尤御小袖・御上下などは云ふに不及、御下帶も有けるとぞ。微妙公の御風儀と陽廣公の御風儀、前々より記すとほり格別の体にて、御一風づゝありて、毎度感興し奉る事、とりぐに有之、此頃の物語後々は知人も有間布と遺恨也。

御振廻に御越は利常のことなり

〔微妙公夜話〕

一、肥前守様・筑前守様御同道にて、御座敷より御庭ゟ御出之時分、筑前守様御先ゟ御おり被遊、御緣の下飛石の上に御座候御草履を御直し、肥前守様ゟ召せられ候。肥前守様、左様には不被成物に候と、御時宜御座候而、御召被遊候。藤田氏咄。

〔桑華字苑〕

一、或時公方大いういん様より、光高様ゟ初鮭を被進之。其を鹽に被仰付、早飛脚にて小松

利常公に被進之。四五日過て又鮭を御拜領被成、御料理被仰付、御家禮中に被下、則御膳に付る。筑前樣是を不上、今枝民部如何と申上る。最前小松に被進たる鮭、遠路にていまだ小松に參着すまじ、利常樣より先に鮭を上る事、御本意ならずと御意にて、其時不上と、村田先吉左衞門語る。

〔續漸得雜記〕

一、陽廣公と淡路守樣御兄弟御連、何方に候哉濱邊御遊覽被爲入候砌、よほどの舟陸に上り有之候を、淡路守樣御推被成候處、容易に脇へ參り候。人中にてか樣の御力業被成候事、陽廣院樣御意には不入御樣子也。翌日御兄弟樣象戲御指被遊候時、淡路守樣歩を御突被成候へば、陽廣公御指にて御押へ被遊候て、御手被引候へば、淡路守樣彼歩をおし可被成と被成候へども、歩動き不申候。其時陽廣公、それ見やつたかと御意にて、御笑被遊候由。彼御押へ被遊候歩、將棊盤へめいり込候よし。淡路守樣御力量御自慢被遊候に付、如此被遊候由。陽廣公の御力量夥敷事之旨、古人の咄候とて、佐々木左兵衞話。

〔夜話之抄〕

一、ある人の曰、陽廣院殿のとき江戸於御屋敷、或者の脇指失たり。其脇指書院の緣の下に有しが、脇指の柄に破寸袋を懸て置ければ、陽廣院殿被聞召、此盜人をば、早速可顯、屋敷

この談は前田利常のことを誤れるなるべし萬治元年利常行状の條參照

中掃除坊主共の脇指を集よと仰ければ、即時に脇指ども集りぬ。其時寸袋を右の集たる脇指どもに掛て御覽有ければ、其中に能く合たる脇指あり。其主を引出して尋られしに、無疑其坊主盜たるに極りしとなり。御智慮のさとき事にあらずや。

〔懷惠夜話〕

一、陽廣院樣は理の御迅き御生得也。獅々の首に付たる鈴を如何して取候はんと、御出入之衆執々批判仕候處、御出被遊、何事を詮義被致候哉と御聞被成、言下に、夫は付たる者に爲取候が能候と御意。何茂御當話を感じ奉るとなり。

〔松梅語園〕

一、或時定家卿筆に而、歌のよみかた之書記候文の懸物、京極安智被求、事之外珍敷物に而、微妙院樣ゟ被懸御目候。勝たる物に候故、御覽置被遊候樣に陽廣院樣ゟ被仰進、必御寫被遊まじき旨被仰遣候處、陽廣院樣御覽被遊、珍敷物に候間、何とぞ御寫置被遊度被思召、脇田九兵衞などへ御相談に而、則御自ら御寫被遊候所、御寫仕廻被遊候時分、与風御筆御取落墨付申候。事之外御迷惑がり、如何可被遊哉与御意に付、九兵衞申上候は、私持參仕、如何樣にも宜敷樣に可申上旨申に付、左候はゞ宜樣に仕候得と御意に付、則持參仕、右之御樣子微妙院樣ゟ申上候得ば、左樣之事可有御座と被思召、御寫不被遊候樣に被仰進候。安智へは可

先生は室鳩巣

然様に可被仰遣候間、此段申上候様に御意に付、罷歸其趣申上御安堵被遊候。安智ハ微妙院様より御使者を以、右之旨趣被仰遣、餘り珍敷物故、筑前守寫申候處、墨を附麁抹の義に御座候、寫不申様被仰越候へ共、右之趣に候旨御斷被仰遣、墨之附たるまゝに而被遣候。安智御口上之趣御聞被成候而、御使者に御逢被成、被入御念候趣御答御座候而、扨是は御使者へ之物語に候、か様に墨附候而も、落し申義最易き事に候間、被爲落何事なく御返可被成所、御貞信成御事奉感心旨御申、見事成御様子に御座候。其已後墨を御おとさせ候而又被遣、被懸御目候旨に候。九兵衞物語に御座候旨、慥成事に候与脇田氏咄。

〔可觀小說〕

一、陽廣公の御時、南光坊天海を招請の事あり。御書院棚の飾に御什物之公任之朗詠集被爲置候。天海、公の御度量を窺見んとおもひ、右朗詠集を幾度も玩覽し、扨被申上候は、近頃見事成ものに候、拙僧拜受仕度存候旨申候へば、御笑被成候而、則御贈被成候旨被仰候。天海おしいたゞき、その儘携へ被罷歸候時分、御式臺に而御小將衆ヘ挨拶にて、是は今日拙僧がみやげにて候間、追而可有御上之旨に而、右朗詠集相渡退出にて候。其後天海此事を申出し、少將公御度量御すぐれ被成候、御顏面少も變じ不申候とて致嘆稱候よし。亥九月五日先生話。

〔殘囊拾玉集〕

一、光高公は、或時上野慈眼大師、南光坊の時御招請被遊、御書院床に、前に云ひたる定家の伊勢物語を御飾置被遊候處、南光坊被申候は、是を愚僧に被下候へと也。光高公即答に、易き御用取て御越被成候へと被仰候。其御樣子少も御思案の躰無御座候由。扨御饗應濟御歸候時分、懷中して被立候。御式臺にて御暇乞申、御式臺を被出候が被立歸、今朝罷出候時分、何ぞしかと仕たる土產物上申度奉存候處、失念仕申候。今朝之持參物を只今差上候とて、懷中より右の本を被取出、是は則定家親筆の伊勢物語、天下一部の名物にて御座候、御重寳被遊御秘藏可被成与被差出候を、光高公御笑被成、御慰に緩々御覽候へと被仰候へば、御近習衆と呼候而、御大事の御道具慥に御渡申被罷歸候。光高公御意に、身が器量を試さん爲、おどけをめさると被仰御笑の由。利常公御聞候而、筑前守出來されたると御悅有たる由。大師も、御蔭にても御所望申と、其儘御取御歸候へと被仰候。大度成御識量と被感候由。

御蔭本の儘

〔袂草〕

一、光高公御代、御家中面々勝手方困窮及難儀段被聞召、和州奈良の有德の町人、御家中へ銀子貸渡可申間、急度年寄衆裁許にて、返濟の時節無相違樣にと約す。然るに何角延引に成行、予が父正勝事、歌學はなかりしか共、事に觸狂歌などは口輕によまれし也。されば此貸銀を奈良がしと名目を付て、今日明日と待ける內、春よりの催し終秋迄に移りもて行時に、

正勝は由比五郎左衞門

正勝歌、ならがしの梢に秋は來れ共まだかりがねの聲は聞えず。此歌諸人譽たりしこ、予幼少の時物語をし、自賛せられしを側にて聞しが、其後は此歌も忘れける處、去る古き人の覺書の中に、右の歌書付、此歌由比氏の作也、中院通村卿、此歌を聞給、當時の名歌也、今世選集などあらば、これらなん必ずもるまじき歌也と宣し由、覺書に有。爰にて昔親の自賛を思出記之。彼卿は借銀の歌とは知不給也。

〔袂　草〕

陽廣院殿光高公敎戒の御百首。

君

春夏は六つの半におきそめてくれて五つにいねたるぞよき。

秋冬は五つなかばにおきそめてくるれば四つの半にぞぬる。

しばらくも月日のおんと天地のまことの道にはなるべからず。

天よりもうけし心をこゝろにてあきらかにする人ぞ人たる。

いにしへの聖の道をよく聞きておよばぬまでも身にはおこなへ。

我こゝろたゞしてこそは國民をあらたにすとは云べかりけれ。

訟を聞てたゞすは常の人なからぬやうに道をおこなへ。

こぼれおつ軒端のかやも立ずして木をけづらぬは君の家哉。
みなし子をめぐむ心のふかき世はいかでか民も背きはつべき。
よき人をよきと見ながら用ひぬは是ぞまことのおこたれるゆゑ。
家にまづおしへしてこその後に法度を背く者は罰すれ。
氣にあふもあはぬいさめも先づ聞きて捨てるすてぬは君の心よ。
主たる人軍の道を聞くならば七書の旨をふかく知るべし。
上は上下は庶人にいたるまでむよくは家のつゞくずゐ相。
おほく見て惡しきを捨てつゝしみておこなふ時は悔ぞすくなき。
學なくてもし能き事をする人は灯もたぬやみのよの道。
百千々の文の道をばよめる共身におこなはぬ人は人かは。
色好み美食このみに酒このみ利欲好みは家の滅亡。
君と臣こゝろひとつにもつならば其賞罰は正しかるべき。
上と下道をおこなふ時にこそ神のめぐみは有りとこそきけ。

臣

主たる人あやまちあらばひそかにも筆にいはせていさめ有べし。

國ひとつ一つの城をもつ人は文を學びて道をしるべし。
朝起て先は主人に目見えして扱そのゝちに用をたすべし。
主人よりおほせ出しをよく聞てもるゝ所の外を達せよ。
主の事を譽ると聞くと其人に奥の心はゆるすべからず。
人は只腹立がほのなきやうにたしなみてこそ物はいひよき。
とがもなく主人の前を遠のけば次第に物は云ひにくゝなる。
かしらたるものは我身の依怙なくてすなほ成べき人を取立て。
勇むべき武士たる人は軍法をしるが上にも知りたるぞよき。
馬は只武士たるものゝ足なれば獸ながら恩のふかさよ。
さりがたき私用たりとも先闕きて人の訴訟を聞てたゞせよ。
かうまんに奢る心の出くるは心にこゝろ油斷するゆゑ。
盜人は用心すればいらぬもの侫かんものにこゝろゆるすな。
財寶は只うち捨てゝねがはくはすこし成とも文を達せよ。
軍にもすこしの利をば目にかけず惣勝するは良將のわざ。
なが刀大さし物におも具足癖馬をすく武者は武者かは。

誰とても物ずきだての付からは奢の種となるも程なし。
侍は心丈夫にたくましく上やはらかに華奢成るぞよき。
すゑて見よ武士たる人は大鷹の鶴をも取てなりの華奢さよ。
愚なる人いとけなき人新座ものの行儀作法を敎へ立べし。

使

てる時と曇れる時の使する人の目利の肝要と聞く。
つねぐ\に將に軍法よく尋ね事に及んでまごふべからず。
さきの事跡に來るもの問ふときは見て來しことを中にかたるな。
我かゝり敵のかゝりを見るかゝり是に功者の入事ぞかし。
かゝる敵引べき敵の色を見て大將に來て早く云べし。
云ひつくる使の事を打捨て立身するは私ぞかし。
早く引き輕く歸りて大將に敵のてだてを云ふぞかん要。
大將の前にて利口云ひ散しよく見て來ぬはふかく成べし。
鳥さわぎけだものはしる所には心をつくるものとこそきけ。
森はやし岡やま里に細き道心つくべき所とぞきく。

組頭

組頭いたすべき身のたしなみは先づ依怙贔負なきが第一。
主人より御下知のあらば御請して其組々に早くふるべし。
軍法の左り右りのそなへをばかねて定よくみのめん〳〵。
よき人は深くかんじて惡きをばいけんをいうてなほらぬはさけ。
主人より御尋あらば人々の能きも惡きもすぐに云べし。

咄之者

はなしする人の作法をよく見れば惡きは多く能はすくなし。
上たりし人の詞を請けてこそ咄はすると聞傳へけれ。
先出でゝ座敷の鹽のぬけぬこそ噺の者の肝要ぞかし。
古き事覺えて云ふぞおもしろき咄の種は書物なるべし。
理づよなることのは計いはずとも咄のものはあやをくはへよ。

役人

役人となるべき人の心持りちぎを先に置きてこそいへ。
我が役をりちぎに勤め行ひてむづかしぶりをするぞいむべし。

小將は小姓に同じ

我役を先さし置て人の役にかゝりたがるは役はつとめじ。
他の人の役をつとめぬ不奉公見て笑ふ程我をたしなめ。
つねぐに預るものゝ手廻しを能くしておくはきどくなりけり。

小々將

心よくかたちの能きは小々姓の我身の爲の果報なりけれ。
其かたちぶたごなりとも行儀さへ能きは主人の氣には入もの。
ほう杖や柱から紙戸障子に寄かゝらぬは行儀なるべし。
我よりも年のゆきたる人は只親と思ひて禮をつくせよ。
式しやうの銚子ひさげに高盛や數寄屋の通ひ是ぞ能くせよ。
前髮のあるもあらぬもたしなめや耳にきたなきしはぶきのこゑ。
湯をあびて身にわろき香のなき樣に伽羅薰物の匂ひたやすな。
薰物も伽羅も丁子も沈香もほのかにきくがなつかしき哉。
取分けて小々姓衆の脇指や刀の柄をあたらしくまけ。
わけもなきみだり咄にげらくとしたる笑は心淺しも。
朝ごとに髮をすきつゝ鏡見て督てはな毛に心ゆるすな。

手と足の爪もかゝらぬやうにせよたまりたがるは黑き垢なり。
口中のわる香のあらぬ樣にせよ側成ものゝ深き迷惑。
朝おきてやうじつかはぬ其先にいき吹かけて物語すな。
ふところに書付などは無益なり落散る時の爲を思へば。
きる小袖ゑりは垢つき革袴白げる時ぞひざもぶたつく。
足袋は只皮の匂ひのなき程にあたらしきこそ見てもみよけれ。
腰にさす扇の要ぬけたるはこしにさしても見ぐるしき哉。
酒はたゞ老も若きも呑ぬこそ第一なれや兼てたしなめ。
いとけなき時より文を學ぶべし老てくやみのなきとこそきけ。

目附

小々姓の目附の者の心持酒をのまぬは第一ぞかし。
身の程をかへり見つゝも座を去て心しづめて行儀たゞせよ。
常々に喧嘩口論なき樣に心をつけて目をもはなすな。
小々姓のみだり咄につき合て馴々しきは見ても見ぐるし。
小々姓のむざとつき合ふ故により中のよしあし有と知るべし。

宿々をかはり〴〵に廻りつゝ其日の懈怠あるは曲事。
中のよきあしきの有は申事云ひ出すべきもとゐ成べし。
狀ふみの取あつかひに念入て他所より來るは猶も改め。
何方も見ゆる所に吳座敷きてめざとにぬるは横目なりけり。
小々姓の小もの仲間ぞうり取しだらく者は主に届けよ。

掃除坊主

人よりも先に起つゝ雜巾や羽箒は猶こしに絶すな。
目の早き掃除奉行も非を入れぬやうに座敷をはき拂せよ。
人に只よくつかはれぬ坊主めは打たゝかるゝ筈と知るべし。
少づゝ物を盜める坊主めはやがて斬らるゝ相と知るべし。
はき拂ひ我身の役をつとむれば思ひもよらぬ祿を求むる。
見ん人の笑草にぞ書あつむ我がつれ〴〵の百の言の葉。

〔前田家雜錄〕　杉本義隣覺書

一、光高公御遊獵之節越中氷見にて御詠歌。
　田子の海浦山かけて詠れば大和にはあらじ氷見のから島。

又いづれの春にて有けん、野田桃雲寺御參詣の時。

色に香に何かわすれん梅の花もとの根ざしの深き心を。

又ある時の御詠歌。

筆にさへ及ばぬ富士の面影を水にはうつす田子の浦浪。

〔續漸得雜記〕

一、陽廣公御作の一本種・自論記・百首の御歌等の事、大猷院様より何ぞ御作被上候様御所望にて、一本種御撰被爲上候旨。

〔可観小説〕

一、陽廣公御作の一本種・自論記・百首御歌等の事、自論記は淺井源左衞門一政(菊池十六郎秋涯實父)學問を好申義御存被遊、御自作之物拜見被仰付候內、自論記其一也。一政はじめは御近習御勤候所、病身に罷成御斷申上、引籠罷在候へども、不絶懇に被遊、右之御自作も拜見被仰付候。毎度夜分深更に及候而、手水し袴着し拜見之義、秋涯十歲內外之義にて、慥に覺申候。一本種は井上三太夫祖父六左衞門、御小將御納戶役相勤覺罷在候。大猷院様理學御好被遊、陽廣公御學問好之事御聞被遊、何ぞ御作り被上候様に御所望に而、一本種御撰被爲上候旨、六左衞門並佐々木道求・板津檢校等語申候と秋涯話。百首御詠歌は慥に御作之義、横山山城守拜

見之後書狀有之候に付、疑無之事。

〔續漸得雜記〕

陽廣公御初作

世上盛衰如晝夜。物來事去思無邪。當時風景之予意。秋有月兮春有花。

〔續漸得雜記〕

陽廣公玉泉寺天神御勸請百韻御連歌

猶匂へ神ます庭の梅の花　光高公

松みどりたつ玉垣のうち　白桂

鶯の上毛の霜と雪とけて　昌桂

〔續漸得雜記〕

夜氣平旦のこゝろを　陽廣公

おき出て物にまじらぬ朝のまのこゝろやもとのこゝろなるらん

〔續漸得雜記〕

一、松雲公御抱守吉田覺右衞門、御次にて御小々姓一色數馬に、繪を書て遣し候に付、御次賑はしく候に付、陽廣公何事にてにぎやかに候哉と御尋に付、其段申上候處、御取寄御覽被

遊候處、馬を幾つも書遣し候に付、則御讃御自筆に被遊候て被下候。

　一色にさても數馬をかく繪かな

右一色方に重寶して、于今取持いたし候也。

〔關屋政春古兵談〕

陽光院様の御詠歌

老て猶かひ有人の年の緒のひかれてわれも春にあはゞや。

いとひつる心の風も絶はてゝ春にまかする花の色かな。

陽光院は陽廣院の前法名

四月六日。德川家光使を遣はして前田利常を慰問せしむ。

〔德川實紀〕

四月六日つとめて小松中納言のもとへ、松平伊豆守信綱つかはされ、光高が事を弔せられ、夕暮に又阿部豊後守忠秋をつかはさる。

□小松中納言のもとへ、松平伊豆守信綱をもて鶴をつかはさる。このほどさうじなれば、開葷のため下さるゝとぞ聞えし。

原本日附を脱す

四月十一日。德川家光使を金澤に遣はして前田光高の葬儀に列せしむ。

〔德川實紀〕

四月十一日松平筑前守光高が喪を封地に送りて埋葬するよし聞えければ、使番齋藤左源太利政に暇下されて加州につかはされ、香銀五百枚たまふ。

四月十九日。前田光高の遺骸金澤に着す。

〔三壺記〕

御遺骸加州へ送奉る事

御遺骸を金棺に納奉り、金澤へ送奉る。御供の人々は、青山織部・宮崎彌左衞門・脇田小平・石黑左近・伊崎彦兵衞・矢部覺左衞門・氏家久兵衞・加藤半右衞門・長谷川三右衞門・古江五兵衞、其外御歩行・料理人・板前、宿々にて御靈供を備へ奉る。廣德寺より出家一人相具し奉り、金澤へ入らせ給ひ、天德寺へ移し奉り、御葬送之規式相濟、御遺骨高野山へ送り奉る。其時の御供に、金澤より前田志摩守殿、小松より小幡下野殿と有之處に、下野殿病氣に取結び、寺西若狹と相究り、富山より近藤甲斐殿、大聖寺より才監物御供なり。其外步行・料理人何も御供をなし奉り、高野山天德寺にて御法事御執行御位牌・石塔造立し奉り、何も罷歸らるゝ。

天德寺は天德院

高野山天德寺も天德院なり

〔續漸得雜記〕

一筆致啓上候。筑前守當月五日於江戶死去に付而、死骸昨十九日金澤參着候而、當地於天德

院法事被申付候。作善相濟次第、遺骨高野山ゟ爲差登、於貴寺法事御執行候様可仕旨、肥前守方より被申越候。前田志摩守・小幡下野守、遺骨をもり可罷登候旨被申付候。左様に候者、貴地此地爲諷經御下向被成候事、必御無用に御座候。爲其以飛脚申入候、恐惶謹言。

貴地は貴寺なるべし

卯月廿日

本多安房守　判

横山山城守　判

高野山天德院　御同宿中

〔政隣記〕

一、四月五日光高公御逝去、無御病氣御頓死、御遺骸金澤天德寺ゟ奉移、江戸より之御供廣德寺之出家一人、靑山織部・宮崎彌左衞門・脇田小平・石黑左近・伊崎彥兵衞・矢部覺左衞門・氏家久兵衞・加藤半左衞門・長谷川三右衞門・古江五兵衞等、天德寺に而御葬送之規式調、御遺骸は高野山ゟ奉移、御供從金澤前田志摩了心、從小松は寺西若狹、富山より近藤甲斐、大聖寺より才監物等、從將軍家御香奠銀五百枚、上使以齋藤左源太殿被進之。上使天德寺ゟ參詣也。御請安房・山城上之如左。

從公方樣爲松平筑前守御香奠、銀子五百枚被下、謹而奉拜上候。則作善執行仕候。上意之趣松平肥前守殿ゟ可申聞候、以上。

本多安房守
横山山城守
齋藤左源太殿

四月。淺井一政等前田光高に殉死す。

〔政隣記〕

御葬送以後殉死之面々。

淺井源右衞門。御馬廻組、是は元和年中より利常公被召出、光高公御幼少之時、爲副傅令枝民部に被加奉仕す。其舊功之好みに依て殉死仕由也。淺井備後守之後也。

小笹善四郎。御馬廻組、是は寛永年中すまふの盛成時分、山城國鳥羽之里より被召出相勤。其後御厚恩を蒙りし故、殉死仕由也。

〔重輯雜談〕

一、正保二年四月五日陽廣公御逝去に付て、淺井源右衞門藤一政殉死。忌明て其子政右(後源右衞門初鹿之助と云々)彌八郎を召して、千三百石の領を千石と三百石と兄弟に被下、歸宅せしに、御夜詰に急に又召て、政右に別知を陽廣公より被仰付置けるを御失念被成候とて、改て本知其儘政右に、政右部屋住の知三百石を彌八郎に被下、何とぞ思召有て如此か、但御失念實か、多分は

思召有ての事なるべし。政右事は、別錄の系圖の類に記す。彌八郎は菊地大學直辰養嗣と成、武康と云。直辰隱居の砌は、十六郎直辰入道是空と云、武康後に又十六郎と稱す。元祿六年加增して三千七百石となる、內五百石は与力知也。直辰隱居の時、武康領本領共に三千二百石。內五百石は與力知也。武康領は淺井家より配知。

五月六日。前田光高の遺骨を奉じて使者を高野山に赴かしむ。

〔續漸得雜記〕

一筆令啓上候。陽廣院殿遺骨高野山ゟ被指上候付、前田志摩守・寺西若狹守指添被申候條、於御當山貴寺作善可有御執行旨、肥前守被申候條、可被成其御心得候。此度筑前致供候淺井源右衞門・小篠善四郞骨料相添遣申候條、彼者共之骨をも被籠置候而尤存候。法事之樣子委細兩使口上可申述候、恐惶謹言。

五月六日　　本多安房守　判

　　　　　　橫山山城守　判

高野山天德院　御同宿中

五月十日。金澤天德院に前田光高の追悼法會を營む。

〔三壺記〕

於金澤御法事之事

五月十日は尊靈の三十五日にて、五日の大法會を天德寺にして御執行被成けり。導師の智識は、其頃天德寺泉滴和尙遷化にて、未だ後住も不定。爰に小松玉龍寺八代目の大平山德岩叟文堯和尙は、惠學和尙に玉龍寺をゆづり、金澤へ隱居せられ、龍淵寺と云。是を導師に被仰付。然るゆゑは、第一天德寺泉滴和尙の門弟にて、大玄の一流なり。此時節御領國の曹洞宗の知識達を竹篦下になし、祖意の活法を唱へ、法問有事なれば、年若成智識は成がたし。此和尙其頃一の大老なり、北國無双の智識也。金澤にて源峯居士・利齋大姉の御夫婦の御位牌もましますゆゑ、前田・横山・今枝家・岡嶋家、何も崇敬の御事にて撰出され、御廻向をこそせられけり。尊靈の御戒名は陽廣院殿前羽林莊巖天良居士と號し奉る。御分國之儀は不及申、上方の惣祿の智識達、諷經納經使僧の群集筆紙に盡すに不及、非人施行獄舍の開闢、罪科の輕重押なべて慈助を施し給ふ事、難有かりける次第なり。

利齋は利犀なるべし

〔政隣記〕

一、五月十日光高公依三十五日之大法會御執行、導師者龍淵寺之文堯和尙也。天德寺泉滴和尙遷化に而無住故也。奉號陽廣院殿前羽林莊巖天良大居士与。

五月十二日。故前田光高夫人淸泰院臨月なるを以て幕府醫師を遣はす。

本文閏五月十三日とするもの前書と異なり

〔徳川實紀〕

五月十二日大姫御方產月によつて、醫員大膳亮三悅を加賀の邸に附置かしむ。

五月廿九日。故前田光高の次子萬菊丸生る。

〔徳川實紀〕

五月廿九日、大姫の御方安產し給ひ、男子生れ給ひしかば、尾・紀兩卿本城に使して賀せらる。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

閏五月十三日陽廣公の小君萬菊丸を生、伴八矢還事を司どる。此免身あつてより小君を淸泰院と稱す。

〔三壺記〕

萬菊様御誕生之事

角て淸泰院殿は恩愛別離之御淚に、御衣のたもとのひる間もなし。御若君は三歲の御時なれば、何之御辨もましまさず、いたいけにおはしませば、御愛さうをなされて、しばしがほどの忘れ草に、露の間の御機嫌も直らせたまひ、御ゑみ顏を見奉りて、女中たちは心よげに安堵の思ひをなすといへども、又思しめし出されては、心の月もかきくもり、時雨るゝ雨に御たもとのひる間もなし。月日を送らせ給ひ、閏五月十三日に御安產をぞなされける。殊に御若君様なれば、萬菊様と申奉り、伴八矢に諸事御用ども承、守護仕候様にと被仰付、金澤小

松より子小姓として宮城左平太・佃源八・神戸左兵衞・橋爪長三郎・行山丹助を被召寄、萬菊様へ仕へ奉る。是に付ても御母上様之、尊靈の御事を御忘れなさるゝ隙もなく、なにゝ付てもしんきんを御なやましたまへども、せめて御兄弟ましませば、たがひに御たのもしくおはしますを賴に御なぐさみ、月日をおくらせたまひけり。

閏五月三日。前田孝知遁世の志を以て金澤を發し上國に赴く。

〔前田貞醇文書〕

前田志摩守小松用所御座候由に而、昨夕此地罷出、大聖寺より今晩申越候は、近年陽廣院様御懇に被召仕、殊に母祖心に別而被爲懸御目候御儀、忝奉存候間、責而之御奉公に、一代遂出家捧御茶堂可申旨に而、上方へ罷登候、不慮之仕合に付、爲御案内以飛脚申上候。此旨被立御耳可被下候、恐々謹言。

閏五月四日子之刻　　　前田出雲守

山崎長兵衞殿

（昨夕は三日なり）
（茶堂は茶湯なるべし）

〔政隣記〕

一、前田志摩於高野剃髮道心す。名を了心と號。

六月十三日。前田綱紀父光高の封を襲ぐ。

〔德川實紀〕

六月十三日、酒井讃岐守忠勝・松平伊豆守信綱を加州の邸に御使し、故松平筑前守光高が原封百二萬五千石を、長子犬千代丸に襲がしめらる。されど犬千代丸未だ幼年なれば、祖父中納言封國の政事を治むべしと仰下さる。

〔金澤市中古文書〕

今十三日爲上使酒井讃岐守殿・松平伊豆守殿を以、筑前跡職の義、犬千代幼少に候得共無相違被仰付候。我等老後病者、辛勞被思召候へ共可見立旨、重疊忝上意之趣、難有仕合に候。右之趣人持物頭、其外面々可被申聞候、謹言。

六月十三日　　肥前 利常 判

本多安房守殿

横山山城守殿

〔三壺記〕

犬千代丸殿御家督之事

將軍家光公は、筑前守光高公の北の御方の、餘り御なげきせつなりと上聞に達しければ、尤

道理至極せり、年の盛といひ、文武二道にして、北國筋の大將日本一の大名なり、我等も愛惜愁傷の心深しといへども、老少不定は上下をへだてぬ事なれば、なげきてもせんなし。筑前守もとのわらんべになられたりとおもはるべし。犬千代永代三ヶ國別儀なき旨被仰出、此上にはかへらぬ執着をひるがへし、犬千代機嫌能成長なるべきやうに守り立たまふ事、亡父も滿足たるべきよし、祖心・あふみなどへ御ふくめられ、北の御方へ上使として被仰ければ、さすが北の御かたも、御尤とおぼし召、御心をとり直させ給ひ、御禮被仰上けり。十二ひとへの紅錦繡の御小袖をめしかへさせられ、淸泰院樣と號し奉り、御とし十九歲の花の御盛をかゝる御事、天上の五衰といふもかやうの御事なるべしと、諸人袖をしぼりけり。あゝ下々には何をなげかん、おろかなる事どもやと、念佛申す外はなし。

〔續漸得雜記〕

一、加賀樣御家督御祝義樽肴江戶に而上申候。町より年寄分五人江戶ゟ參候。御城よりは町中ゟは不被下候。かみや武兵衞・淺野屋次郎兵衞・越前屋親喜右衞門・香林坊喜兵衞・道金屋彌右衞門、此五人の者ゟ被下候。

一、犬千代樣ゟ御次目之御祝義、金澤町中より指上入用覺。

一、銀子十枚、御禮銀四百三十目、朱封銀。

一、御肴五種、剌鯖五十剌・鯣二十連・鰹二十連・昆布二十束・大根二十把。

一、御樽二荷、加賀菊酒。

一、九百四十五匁者江戸參上申町年寄五人路銀。但一人に付而

一、八十六匁は上下之駄賃。

一、六十目は上下道中之遣、但日數廿日にて。

一、四十三匁は江戸に而逗留日數十日之遣。

三口〆百八十九匁。

右惣町より余荷之義、肝煎中令相談、入用可相調者也。

正保二年六月廿三日　長瀨五郞右衞門

金澤町　肝煎中

六月十九日。大聖寺侯前田利治金澤に牒して萬石以下の士綱紀就封の賀使を派すること勿らしむ。

〔古文章大全〕

今度筑前守殿領分、犬千代樣ゟ被仰出候付而、早々家中之者共飛脚指越無用之由、中納言殿被仰候。其故者、御兩上樣御禮相濟以後自是可申遣候間、其節家中之者は、不殘急度祝儀指

上尤候。今度之儀者、一萬石以上先飛脚差越可申候。其方兩三人之儀者格別候之間、早々使者を以、家中之者共目出度奉存候旨可被申上候。爲其申遣候、恐々謹言。

六月十九日　松　飛驒守

横　山　山　城殿

長九郎左衞門殿

本多安房守殿

八月廿一日。前田綱紀徳川家光に謁して就封の恩を謝す。

〔徳川實紀〕

八月廿一日故松平筑前守光高長子犬千代丸、襲封の謝恩に登營あり。淸泰院御方、次子萬菊丸引具しまう登らるれば、留守居杉浦内藏允正友迎として遣はさる。犬千代丸・萬菊丸ともに奥にまう登り、犬千代丸は黑木書院に召して御對面あり。久信の太刀・銀千枚・時服五十・綿千把献ず。次に祖父小松中納言利常卿も、太刀馬代銀二百枚・時服十献じて謝恩し、飛驒守利治も太刀馬代に八講布そへて献じ謝し奉る。次に大納言殿黑木書院に出まし、犬千代丸より正恒の太刀・銀五百枚・時服二十・八講布献じ謝し奉る。かくて兩御所奥に入らせ給ひ、萬菊丸拜謁あり、太刀馬代・銀百枚・時服二十献じ、大納言殿へ太刀馬代・銀百枚・時服十捧ぐ。

御所より犬千代丸へ、新藤五國光の御脇差を奥にて賜はり、大納言殿より萬菊丸へ丹州國光の御脇差を遣はさる。今日故筑前守光高が遺物、秋田正宗の刀・密庵の墨蹟・肩衝此村を奉り、大納言殿へ戸川國次の脇差・面影といふ茶壺を獻ず。

九月十二日。前田貞里金澤城代を命ぜらる。

〔前田貞醇藏文書〕

一、正保二暦酉九月十二日曉、於江戸津田玄蕃頭被仰出趣。

一、金澤御城代被仰付候間、御城之儀諸事可申付候。か樣に被仰付候とて、御城に臥申事にては無之候。病者之儀に候間、氣分能時分は、折々に罷登、諸事可申付候事。

一、御城代被仰付候とて、何樣之儀候ても、御國に迄可被爲置との事には無之候。左樣之時は先へ可被召加候。又御用候て江戸などへも可被召寄候。其段は心易存可申旨御意之由申渡。

一、河内・玄蕃など寄合候刻も、氣分能節は可罷出候。病者之儀に候間、必々氣分惡敷折節は罷出間敷候。左樣之時は、今日之寄合には何々御用有之たると、寄合濟候跡に成共承候へ者能候間、押而罷出候事仕間敷旨、御意之由申渡。

一、御城外番帳付は、各別風吹等氣遣なる刻は、御本丸番人之内兩人宛御番所へ遣相改、尤に被思召由之事。

一、二之丸番所之儀、諸事申付人追而可被仰出之旨御意之由、河内・玄蕃被申事。

一、金澤へ歸承候事、二之丸与力番帳も不付候條、御本丸定番衆之内、折々遣相改可申由御意に而有之旨、玄蕃被申に付、則御城番衆へ申渡、折々相改候ても證もなき儀に付、日々御本丸番衆參、各別に帳を付置候事。

九月十八日。横山康玄歿す。

〔横山家譜〕

横山大膳康玄。越中守山之庄に出生仕候。幼名三郎、後大膳与改申候。慶長二年瑞龍院様ゟ御目見申上、同九年被召出、御知行千石被下之、御近習相勤申候。同十九年父長知御國を退申刻、暫山州山科に屏居仕、大坂御陣之砌父子同道仕、康玄は江州大津に相留り、長知は越前ゟ罷越、微妙院様ゟ御目見仕、金澤ゟ罷越御留守相守り、康玄は直に御供仕候處、御馬廻二組御預被成候。元和元年大坂冬御陣之刻、岡山表に而相戰落居之砌、大坂方四宮五右衞門猩々緋の羽織を着し、銀の山刀の指物を指、槍を提げ堀を前に取り、小高き所に登り、士卒十騎餘り後に控候を、康玄遠方より見請之、鞭を揚堀を驅越、槍を合候處、互に犄角之戰に而、暫勝負無之候處、終に康玄打勝候而、十騎餘之士卒共に首級を得、則微妙院様ゟ指上候得者、甚御感悦被遊、過分之御恩賞被下之、御家老職被仰付候。且亦諸士軍賞被下候に依而、康玄

之僕之中岡山表におゐて有功之者ゟ被下之候。

銀一枚・御道服一つ・御帷子二つ。　齋藤兵部

銀一枚・御帷子二つ。　長谷川吉右衛門

同斷　相浦武左衛門

御單一つ・御帷子二つ。　塚本猪右衛門

鐵砲之者六人

御帷子一つ　森田源丞

同斷　山本又助

同斷　吉田久右衛門

同斷　水澤德兵衛

同斷　荒屋松右衛門

同斷　長崎新右衛門

寛永七年金澤之御城御燒失に付、將軍家ゟ御達被成御造營有之候。其頃再び大坂之戰功を御穿鑿被遊、有功の侍に御恩賞を被下候。是を武州に異說仕候。微妙院樣・陽廣院樣御出府之上被仰披在之樣に申來候に付、御父子樣江戶表ゟ御出府の節、康玄御供被仰付、御着の後數

日有之、御留守居を將軍家ゟ被召候に付、康玄罷出候樣に徽妙院樣御意に依而、殿中ゟ罷出候處品々御尋之趣、土井大炊助殿被申聞候に付、巨細に申分け仕、御別儀無御座候。其後御父子樣御登城首尾能相濟申候。瑞龍院樣より初知千石被下置、徽妙院樣より兩度御加增知拜領被仰付、都合九千石內二千石与力知に被仰付、拜領之仕候。瑞龍院樣・徽妙院樣・陽廣院樣御三世に奉仕、享年五十六歲に而、正保二年九月父に先達而病死仕候。

〔金澤市中古文書〕

一、大膳殿知行高九千石也。部屋住之內被召出、但徽妙院樣御代に成候而也。

一、岡山口働之後四千石御加增、都合九千石也。五十六年死去之由。

一、大膳殿は高山南坊聟にて候處、南坊南蠻へ御遂之時、大膳殿與離別也。其後今枝民部殿息女嫁娶也。

一、左衞門殿ゟ山城守遺跡相續被仰付刻、父子之知行引合三萬九千石之內、二萬四千石左衞門ゟ被下、六千石右近殿、四千石主膳殿、二千石隼人殿ゟ被仰付候。然共三千石之分、如何之儀に候哉不被下候に付、橫山伊織江戶ゟ罷越、今枝民部殿迄申入、樣々之事共有之。其以後三千石被下、左衞門殿知行高二萬七千石に成候由。

一、左衞門殿與方は、備前日置伊右衞門息女也。

一、左衛門殿舍弟有之、十四五之時死去之由、名は主計と申候旨に候。

一、女子之兄弟は、横山武右衛門母計也。

一、左衛門殿死去、大膳殿ゟ相續被仰付候時、二萬七千石之内二萬五千五百石被下、千五百石權八郎殿ゟ分知被仰付候。權八郎殿は左衛門殿存生之内に被召出、千石被下候。其上ゟ御配分知千五百石、都合二千五百石被下置候。大膳殿知行高右之通に候處、後ならし知に被仰付、出高を以三萬石之高に御直し被下候。

一、權八郎殿へ大膳殿知行被下候時分、三萬石無相違被下、其上自分之知行二千五百石も其まゝ被下、三萬二千五百石之高也。

一、故左衛門殿は五十五之時死去也。

〔甲申雜書〕

一、於大坂、岡山口の働の者には五百石、黑門口の手柄には二百石宛加增を被下ける。各騎馬も連て從者共し、匹夫ならぬ面々なれども、自分〳〵手柄耳にて、匹夫の働との事にて右の通なる内に、橫山大膳康玄は家來ども引廻し、七八人も手に合せける故、相應の働とて、是には拔群の加增五千石を被下。

〔桑華字苑〕

一、寛永の比横山大膳・奥村河内・今枝民部・西尾隼人〆四人、土井大炊殿ゟ茶湯に行。大炊殿御城に御隙入御歸しれず、佐久間將監を亭主に御頼、くわいせき出る。去共能時分に大炊殿御城御隙明御歸御あいさつ、公用わたくしならざるに依て、將監に亭主頼申處に、能時分に隙を仕明罷歸申候、手前をば我等可仕と被仰、くわいせき過て茶ぐわし出、大膳座上なるが、茶ぐわしを取て腰懸ゟ出る。殘る三人も大膳に付て出る。扨茶の湯過て歸る。後大炊殿將監殿ゟ、大膳こびたる事を仕たり、何と仕たる事ぞと御尋。將監の曰、我等もいぶかしく奉存、くふう仕見申候。大膳は高山南坊に茶湯を極たると承及申候、いはれのなき事は仕間敷候。我等存寄申候は、貴公は御隙なし、唯今にも御用被仰出候へば、萬事を捨御登城可被成と御意に付て、御手前をいそぎ申かと奉存と申上られければ、大炊殿、扨も尤なり、大膳も上手其方も能氣を被付たりと御ほうびの由。

一、或時二代目の今枝民部少ゟ、御小姓衆誰彼四五人茶の湯に行、大石齋宮座上なり。茶ぐわし出ると、齋宮、右の横山大膳大炊殿にての事を思ひ出してや在けん、茶ぐわしを取て腰懸ゟ出る。其日雨ふるに依てもみぢがらかさ在。片手にちやぐわしを持てからかさひらきえず。とかくしてやう〳〵からかさをひらき、片手に持、片手にはちやぐわしを持て出たれば、内ろじのさる戸にかけがねおりて在、すべきやうなきに依て、足にてかけがねをはづしたり

と、作意なき人のする事は如此。道を行も中と云事になりては如此なるべきかとなり。

〔閑窓夜話〕

一、横山大膳・篠原織部江戸に被相詰年、江戸火事の事有。大膳は御上屋鋪、織部は御下屋敷に居る。常々申談じけるは、何事によらず急成事あらば、互に知らすべしと申談る。然所に御上屋敷の近所出火也。陽廣公は御勤に御出被遊、途中より御上屋敷ゐ御急也。大膳織部方ゐ案内せられず、織部聞付而馬に乘てかけ來る、途中にて御目見仕、則御先乘被仰付、御上屋敷に來る。大膳は御上屋敷に而御右筆を呼寄、大あぐちをかきたばこをのみ、小松ゐの注進狀を調へさせらるゝ。織部直に大膳前ゐ出申けるは、兼而互に申談たる儀を違へられ、か様の大切なる事を不被仰聞、漸われら承付てはせ參じたり、如何の御所存に候哉承屆候はんと、大膳の側へねぢ、甚いかれる躰也。大膳織部をはたとにらんで、推參也と被申。織部彌いかりて脇刺を拔かんとする。大膳少もさはがず、大あぐちにてたばこをのみ居る。人々寄り織部を引立る。大膳顏色少しも違はず、注進狀を好み居られたる躰、平生のごとし。織部を虫ともおもはぬ躰也。器量誠に違たる事也と、見たるもの感じけると也。

〔殘嚢拾玉集〕

一、江戸にて篠原織部詰て居候所ゐ、横山大膳御使より被歸、暑氣の時分いかう暑きとて、

左右の袖口より扇の風をあふぎ入らるゝ躰、在合人々の挨拶も、暑氣にて御難儀可被成と崇敬の躰。篠原胸に當りたるか、其儘膝を立直し、大膳に向て、其方大坂のとき敵の實衆ね付たる働とて、御加増被下候を鼻に掛、慮外なる仕方こわめく、理不盡成躰也。大膳も脇差に手を掛て、手前に向つて慮外成と申さる。誰彼取付ひしめく中、利常公より御意には、織部無分別法外の仕方也、大膳堪忍可被致と有て、織部ゟの被仰出、其方大坂にての働は、御上にも御家中にも、皆人の知たる事也、當時横山大膳を何者と存候や、御家老被仰付置候へば、御家にて御上に次での大膳也、夫に向て只今の仕方は法外至極也、向後能く此道理を合点可仕と被仰出候へば、織部即座奉畏、迷惑仕候と折込申候由也。

〔殘嚢拾玉集〕

一、或人の咄に、志賀與左衞門太鼓の上手也、加州の故大膳は太鼓の弟子也。江戸ゟ被參候時分、與左衞門死で二代目與左衞門也。大膳連參候へと被申參候。對面有之太鼓所望、小鹽を打たり。大膳被申候は打損じ也と。與左衞門も小左衞門も違無之、如何と不合点顏色也。與左衞門申は、親敎の通違も無之候故打損不申と。大膳被申候は、其方など打損ひ申事は、人の耳に立様成事にては無之候と被申候。左様に候へば位違に候哉、何方違候哉承度と申す。大膳被申候は、刻み大き成由也。與左衞門申は、是も親の敎申候に違不申由、少しせきたる

躰にて申候。大膳被申候は、定めて其方は刻みひきく小さく可有之、夫を親與左衛門了簡して、大刻に敎へ置、能き時分に可直と思ふ內、與左衛門死たるにぞ可有之候。身が習候は小刻也。其方程の上手が位を違る事にてはなしと被申候。與左衛門未だ情を張て、罷歸候て仲間致詮儀候。四五日立、仲間の者申候は、左樣の事有間敷物にてもなし、定めて親父の心得有べし、思出して被見と申に付、左あらばと又小左衛門を賴みて、同道して大膳に見廻、先日御意候儀に付、親物語の筋少々存當り候儀も御座候。兎角私の誤にて御座候間、御免可被遊候。夫に付御物語承度旨申に付、大膳尤と被申、小鹽の外にも大事の儀も色々咄在之候。是師弟相續に付て心得可有之事也。面白き咄也。

〔乙夜之書物〕

一、或時利常公より橫山山城に御尋被爲成、其方子供大膳並式部、生得何樣の心得の者共ぞ可申上と。山城御請、大膳はいかやうに被召仕候共、御うらみなど申上る生得にて無御座候。式部儀は被召仕樣にて、大膳よりまし申儀も可在御座候。又被召仕樣にて、御うらみをも可申上氣性にて御座候と被申上。

〔金澤古蹟志〕

享保紀聞に、橫山山城守長知子息大膳康玄は、常に大酒家に付、心易く出入ける者山城守に

申けるは、何とて異見不被成候哉、かやうに大酒にては、御短命に可有御座と云。山城守返答に、我等は異見仕ざる覺悟なり。子細は大膳義、せがれながら愚鈍にも無之生付に候へば、是程の事心付ぬ筈もなく候へども、相止不申は病氣と申者なり。我等異見仕たる上にて、大酒不相止相果候ては、大膳に疵を付べしと被申けると也。然に果して短命にて候ひき。但五十六歳にて病死、左あれば短命には非ずといへり。按に大膳康玄は、正保二年九月十八日父長知に先立歿せり、故短命といへるならん。其子左衛門忠次も五十五歳にて歿す。

〔金澤古蹟志〕

横山康玄舊第

三壺記に云、元和六年十二月二十四日の夜城中奥方より出火、本丸表奥方の屋形燒失、利光卿北の丸山崎美濃屋敷へ被爲入、翌日横山大膳屋形を明けて拵へられ、利光卿並若君達御入被成、大膳は下屋敷へ引越けり云々。御作事奉行辻助左衛門・松江次郎兵衛奉りて、雪中に作事取合せ、正月下旬にはや立家に成、三月中にふすま障子の繪樣まで出來し、卯月上旬に御移徙相濟けり云々。按に右第に翌年四月まで利光卿居給ひたりしと聞ゆ。三州志鞬櫜餘考にも、元和六年庚申十二月二十四日夜金城火災、公北の丸山崎美濃家に災を避け、明日横山大膳康玄の家に移り給ふとあり。來因概覽附錄には、其頃横山長知新丸に第あり、元和の火

災に微妙公北の丸山崎美濃第轉座、其明日公曁び二三の公子、此大膳第へ移らせ給ひ、大膳は下第へ退く。翌年諸士年頭の儀禮は、新丸の大膳家にて受け給ふと云ふと載たり。今按に鞬櫜餘考に大膳康玄と記し、來因概覽には大膳長知とするは誤り也。長知は元和元年に叙爵して山城守を拜任す。元和元二年の士帳に、三萬石横山山城守、五千石は横山大膳とあり。大膳康玄は山城守長知の長男なり。慶長十年利長卿被召出、釆地千石賜之。大坂城責に軍功を顯せるにより、四千石宛兩度加恩ありて九千石拜領し、正保二年九月十八日父に先だち歿す、享年五十六。同年十二月長知致仕し、康玄の長男忠次承祖して、長知の家祿を相續せり。三州志來因概覽附錄に云、横山第新丸に在し故、後迄も新丸家と人々横山氏を呼びしと也。横山氏後今の學校境內に第地を賜り、元祿九年今の第へ轉居す。

九月二十日。能登に於ける土方領の物成をその家臣より加賀藩の老臣に報ず。

〔加越能御繪圖覺書〕

正保二年能州土方河內守知行所高物成之帳

能州鹿島郡之內。

大泊村。高計百四十石五斗一升四合、西柴山東海旱損所。

東濱村。百九十八石五斗九升七合、西柴山、東海旱損所。
花園村。百十一石二斗九升二合、柴山はゑ山少々有。
山崎村。二百十二石二斗三升七合、はゑ山柴山。
熊淵村。百八十一石三斗八升二合、はゑ山柴山水冷所。
佐々波村。二百二十五石四斗六升七合、西柴山、東海旱損所。
庵　村。四百八十六石二升、西柴山、奥はゑ山、東海旱損所。
江之泊村。二百四十七石五斗九升二合、西柴山、東海旱損所。
大野木村。二百六十一石三升二合、西草山、東海旱損所。
八　幡　村。九百十九石、柴山少旱損所。
川　田　村。八十九石四斗一升四合、柴山旱損所。
祖　濱　村。百十一石一斗二升五合、西柴山、東海旱損所。
石　崎　村。百七石七斗一升二合、西柴山少、東海旱損所。
瀬　嵐　村。百六十一石三斗七升二合、西柴山、東内海鹽入所。
谷　內　村。三百二十石二升、柴山はゑ山旱損所。
別　所　村。百七十八石三升九合、はゑ山柴山水損所。

深浦村。三十九石二斗、南柴山、北内海旱損所。
外　村。二百石八斗一升二合、西はゑ山、東内海鹽入所。
田岸村。三十二石二斗五升八合、西はゑ山、東内海。
横見村。三十七石六斗四升、西はゑ山、東海。

以上二十ヶ村

能州羽咋郡之内。
白石村。三百三十五石、柴山はゑ山少有之、水損所。
福水村。二百九石、柴山はゑ山少有之、水損所。
神子原村。三百六十二石八斗九升六合、柴山旱損所。
原　村。五十三石三斗九升二合、柴山水冷所。
四町村。五百九十一石一斗九升八合七勺、入相柴山旱損所。
太田村。四百三十六石三斗九升九合、入相柴山旱損所。
千路村。七十六石八斗、柴山。
敷波村。三百四十石五斗二升、柴山旱損所。
針山村。三十四石、柴山旱損所。

上棚村。三百六十八石三斗三升五合、はゑ柴山水損所。
二所宮村。百五十八石六斗四升、柴山旱損所。
阿津見村。六百七十二石五斗二升五合、はゑ山柴山旱損所。
野　村。百六十石八斗、東草山、西海旱損所。
安部屋村。百五十二石九升六合、東草山松林少、西海旱損所。
松木村。四十九石六斗、柴山。
豐後名村。八十二石五斗、柴山。
佛木村。三百石、はゑ山草山旱損所。

以上十七ヶ村

同鳳至郡之內。
鹿島村。五十九石四斗四升六合、西はゑ山、東內海。
鵜島村。百九十八石五斗四合、柴山少、北東內海。
大町村。五百三十八石六斗五升五合、柴山、東內海。
川島村。四百四石二斗五升五合五勺、柴山はゑ山、東內海。
天神谷村。七十五石三斗五升四合、はゑ山。

上唐川村。百九十五石七斗四升五合、水冷所。
下唐川村。三百二十八石二斗一升五合、はゑ山水冷所。
七海村。百八十三石七斗二升五合、はゑ山。
梶　村。六十四石一斗九升六合、柴山。
藤巻村。八十四石八斗八升七合五勺、はゑ山水冷所。
中の谷村。六十二石、はゑ山。
岩車村。三百一石五斗、柴山、南内海鹽入所。
鹿波村。四百五十三石八斗三升三合五勺、柴山、南内海鹽入所。
曾良村。百六十石五升、柴山、東海鹽入旱損所。
院内村。二百九十八石一斗五升八合五勺、はゑ山旱損所。
黒川村。百三十九石五斗、はゑ山水冷所。
川内村。七十六石二斗六升六合、はゑ山水冷所。
伏戸村。百一石三斗八合、柴山旱損所。
大野村。四百三十六石五斗九升六合、柴山旱損所。
時國村。二百十六石二斗三升、はゑ山旱損所。

黑島村。六十六石一斗九升四合、草山、西海。

以上二十二ヶ村

能州鈴郡之內。

眞脇村二百三十五石一斗四升三勺、草山、南海旱損所。

以上一ヶ村

合六十ヶ村

鹿島郡之分。

高〆四千三百六十六石七斗二升五合　村數二十ヶ村

羽咋郡之分。

高〆四千三百九十三石七斗一合三勺　村數十七ヶ村

鳳氣至郡之分。

高〆四千五百七十七石九斗二升三合　村數二十二ヶ村

鈴郡之分。

高〆二百三十五石一斗四升三勺　村數一ヶ村

高都合一萬三千五百七十三石四斗九升

此内一萬石　　　御印高

千五百六十五石七斗七升三合越中より能州ゟ替地之時、物成詰のこみに、古肥前守殿より請取申分。

二千七石七斗一升七合、右同時荒に御付渡し被成候分。今程毛付に申付候。

物成都合五千七百三十三石九斗一升五合

右之田方都合六百四十一町七反四畝十二歩

同　畠方都合二百六十三町一反三畝十一歩

土方河内守内

正保二年酉九月廿日　　吉田武兵衞重治　判

本多安房守殿

横山山城守殿

十月三日。德川家光、前田利常に鶴を贈る。

〔德川實紀〕

十二月三日小松黄門並松平越後守光長・松平長門守秀就・松平新太郎光政へ使番もて鶴を給ふ。

十月十四日。加賀河北郡若松村に於いて罪人を火刑に處す。

〔混見摘寫〕

正保年中、河北郡若松村百姓下女主人の妻を毒飼いたし殺候義相知、其所に而火あぶりに被仰付。

朱書に云、村井兵部家來齋藤右衛門下女、主人の女に毒飼仕及斷、糺明之上いたづら者に極り、河北郡若松村之者に付、正保二年十月十四日於若松村火あぶりに被仰付。

十一月十日。德川家光使を遣はして前田利常の病を問はしむ。

〔德川實紀〕

十一月十日小松中納言利常卿小瘡なやむよし聞えければ、御側中根壹岐守正盛御使して、菓子遣はさる。

是歳。長連頼の釆邑能登鹿島半郡の十村組を定む。

〔能州郡方舊記〕

正保二年鹿嶋河西半郡十村役

十村高畠村太郎左衛門組。

酒井村肝煎　大和　　四柳村肝煎　甚左衛門
大町村肝煎　掃部　　小金森村肝煎　豐右衛門
高畠村肝煎　兵次郎　　小田中村肝煎　善兵衛
久江村肝煎　道閑　　水白村肝煎　大老
尾崎村肝煎　平左衛門　　小竹村肝煎　庄兵衛
東馬場村最勝講村肝煎　窪田　　淺井村肝煎　右衛門
井田村肝煎　藤兵衛　　芹川村肝煎　兵衛
二宮村肝煎　室屋　　徳前村肝煎　太郎兵衛
〆十七ヶ村
十村能登部下村上野組。
鹿島路村肝煎　堂ヶ崎　　曾禰村肝煎　與三兵衛
金丸村肝煎　宮内　　能登部下村肝煎　永屋
能登部上村肝煎　市樂　　後山村肝煎　兵衛
西馬場村肝煎　六郎丸　　良川村肝煎　平内
〆八ヶ村

十村春木村源五組。

末坂村肝煎　兵衞　　　羽坂村肝煎　太郎左衞門
春木村肝煎　備後　　　大槻村肝煎　和泉
瀬戸村肝煎　次郎助　　花見月村肝煎　金吉
黑氏村肝煎　與左衞門　一青村肝煎　兵太郎

〆八ヶ村

十村高田村次郎兵衞組。

三階村肝煎　池島　　　町屋村肝煎　兵衞
滿仁村肝煎　渡邊　　　温井村肝煎　左近
伊久留村肝煎　與兵衞　七原村肝煎　中屋
吉田村肝煎　源左衞門　下村肝煎　小助
杉森村肝煎　又次郎　　高田村肝煎　三郎五郎
田鶴濱村肝煎　岡右馬　川尻村肝煎　右衞門
三引村肝煎　吉右衞門　白濱村肝煎　宗四郎
深見村肝煎　吉次

花本右衛門
本のまゝ

〆十五ヶ村

大津村肝煎　五郎兵衛　　鹽津村肝煎　六郎兵衛

笠師村肝煎　甚左衛門　　豊田村肝煎　小　池

河崎村肝煎　田　　畑　　土川村肝煎　花本右衛門

荻屋村肝煎　右近次郎

〆七ヶ村

合五十五ヶ村

能登郡水白村肝煎大老義、寛文七年同郡十村笠師村太左衛門跡組へ引越十村役被仰付、大老病死後悴勘七十村役被仰付相勤候所、御田地方に付不届有之、元祿十一年八月於所方に御刑法被仰付候。右大老義三輪氏、親者養老与云。大老二男も養老与云、水白村に殘り肝煎役相勤。同氏酒井村萬兵衛、寛文七年十村久江村道閑代り、跡組十村役被仰付、三年相勤候得共、病身に付退役相願、同十年役義御免除に付、同十一年萬兵衛跡組、芹川村肝煎兵衛十村役被仰付、代々相勤申候。笠師村勘七跡組、元祿十二年四月四日小牧村肝煎宇八郎へ、勘七持高居屋敷共拜領に而、十村役被仰付候。宇八郎義も三輪氏に而候事。右宇八郎元祿十三年十月十五日迄、小牧村宇八郎与書上候所、御改作所等、笠師村宇八郎与書上可申旨被仰渡候。

一宮は伏木にある式内氣多神社

是歳。前田利常越中射水郡一宮を再建す。

〔寺社來歴〕　一宮慶高寺由來書

當社開闢者、養老二年行基菩薩之草創、元正天皇之勅願所に而御座候旨申傳候。本社者文珠、脇座者不動・藥師に而、南北兩谷四十九坊在之候處に、先年亂世之砌より、一社一寺に罷成候。講堂勅使之舘礎石于今御座候。先規より廻國六十六部之經、當社に納來り申候御事。

一、正保二年從微妙院様、本社・拜殿・三社之御輿御建立被爲成候御事。

一、犬千代様爲御祈禱、從微妙院様、慶安三年に寺社領十石御附被爲成、則御一行于今所持仕候。寺居屋敷者、地子屋敷に而御座候。毎年正五九月御祈禱相勤、御札指上申候。代々御目見仕候御事。

一、先年之縁起致燒失候に付、先師代に新に考書仕置申候御事。

一、養老二年より當年迄九百六十八年に罷成候御事。

右之外由來並に縁起記錄御寄進狀等無御座候。以上。

越中一宮眞言宗

貞享二年七月廿七日　　慶高寺　祐　玄

正月廿一日。横山山城守長知卒す。

〔横山家譜〕

横山山城守長知

濃州多藝郡直江之庄に出生仕候。幼名三郎、後大膳、又暫武藏、其後叙爵被仰付、山城守与申候。七歳に而丹州被罷越、永谷山圓通寺に登り、大衆之内網天に懇接學字讀書仕候。天正十年於越前府中瑞龍院様ゟ被召出、御近邊相勤申候。同十一年柳ヶ瀬之刻、味方敗績に依而、衆と共に後殿仕退申節、敵大勢馳來り頻に打候に付、槍を揮ひ其驍騎を突落候處、瑞龍院様親のあたり御覽御感被遊候。秀吉公高德院様御領内越前府中を被除、加州石川河北二郡御拜領に依而、瑞龍院様松任之御城ゟ御移被遊候節御供仕、松任に居住仕候。此時初知二百石被下之。同十一年佐々成政大軍を以、末森之城責申に付、御父子様急に御出馬之砌、於津幡未明之頃高德院様被發、瑞龍院様被後候處、御旗を御陣頭之沙上に竪、火を其下に揚申候。其時瑞龍院様前鋒に御座在之、各馳往而忽東西に御陣張申候。於其末森血戰數刻、成政之兵倍奮候付、長知先鋒に罷在、稻垣與右衞門・上坂又兵衞等前軍之士与槍を臥相待申所、瑞龍院

樣亦兵を城中より被出合、打而被敗之候。長知勇略幾許也与御感悦被遊候。敵敗北之比、瑞龍院樣二の丸に御着被遊、御使を以毎度被召候に付、隨命御側に罷在候故、首級を得不申候。天正十三年御父子樣再び越中に兵を被出、佐々成政与御合戰、鳥越之城を押而御座被成候時、先驅之侍礪波表に亂入、民屋を燒働、鯨波を擧而、成政之勢木船・鳥越之二城より蜂起、惣軍懸合せ勇戰數度、互に入交り勝負を爭候處、高德院樣如何被成御座候哉罷越し奉窺候樣に、瑞龍院樣之蒙命馳參候道に而、越中勢之退散に出合、印牧次郎兵衞与槍を合、長知脇下に疵を蒙り候得共、件之御使相勤申候。秀吉公成政之領分越中川西三郡を　瑞龍院樣御拜領に付、同國守山之城に御移被遊候節、松任より守山へ罷越相勤申候。天正十五年豐前國岩石之城責之時、瑞龍院樣搦手へ御向被成候節、長知曁陰山三右衞門・太平宗左衞門与、三人先鋒に進み、長知槍を以突立拉き候之處、敵將終に降參仕候。此日數級之首を得、備高覽候處、瑞龍院樣御感悅被遊候。右御凱陣於御途中、長知之兄長秀を被召候付、長秀急に馳參候處、種村三郎四郎家來石川權右衞門与申者に泥を蹴揚候付、右權右衞門惡口を吐申を、長秀聞付不申、長知其雜言之咎を譴め杖に而撻之申候。或夜三嶋某今一人何某二人与共に下宿仕候節、半途に而相分れ、頭之淸水に立寄手洗申刻、後より不意に刀を打懸候付、何者成与寄向候處に續而打懸、相共に斬合、終に彼者を斬殺候得共、長知暈倒絶氣仕候付、瑞龍院樣被爲勞之、廣

瀨民部を被付置介抱被付。民部は其後長知に致給仕、終に家臣与成申候。天正十五年瑞龍院様御歸陣之後、勳功之爲御褒美御家老職被仰付候。同十八年上州松枝城責之時、御父子様並上杉家与、大兵を以城之四方を取圍み、數日責戰候處、城中火矢鐵砲を飛候事如雨、大兵進み兼候付、高德院様之鐵砲頭長田權右衞門、本丸に向ひ竹束を連候。瑞龍院様に茂仕寄を長知に被仰付に依而、御先に進み、權右衞門より七間餘り先に竹束を列候故、味方是に氣を得而各進み、勢に乘而攻戰候處、駿河守父子降參を乞申候。八王寺御陣之刻一番に城を乘越候處、城中より槍を以長知之膝を突候得共、走懸而登り越、悉く斬殺即時に落居仕候。瑞龍院様長知之振舞甚御感悦被遊候。此時太田但馬、長知之非先登与爭候得共、證人數多依在之、長知先登分明に御座候。慶長四年瑞龍院様、守山之城より金澤之御城に被爲入候砌御供仕、母妻子金澤に引越申候。瑞龍院様御異心を企給之旨讒訴之者有之候付、權現様被聞召、小松之城主丹羽五郎左衞門殿に討伐之將を被仰付、金澤に發向之由、細川越中守殿より申來に依而、攝州に罷越申拔き仕候様に長知に被命候付、權現様に奉謁、品々御尋有之候處、逐一申拔き仕候に依而、御別意無之、爲浮說事御領掌在之、和議御調被成候。同年於金澤八坂、禪宇一寺を建立仕、先祖之廟所与仕候。往昔勤學之師綱天を相招候處、乃來應仕候。併綱天は黑衣無出世に而、住職難仕旨辭退申聞候付、丹州圓通寺之僧融山長老相招開基与仕候。後に隱居

此書翰は慶長五年九月十五日附のものなるを以て略す

謄本のまゝ

仕、長知居地之内に庵室を結び、融山院与號申候。後世に至り石川郡泉野寺町江罷越申候。家之紋、其初は三ッ柏葉之由承傳申候。長知先に越前江移り候砌、同國大野大岫山岫慶寺に暫罷在申候。偕綱天茂又爰に來り再會仕候。長知寺を罷出候砌、綱天一句を授与仕、又卍字を畫候經帷子を附与仕候。是を戰場に肌着に仕候付、其後家之紋に相改申候。慶長五年濃州關ヶ原御陣之砌、能美郡小松之城主丹羽五郎左衛門殿兵を出し、路程を塞ぎ兵糧を掠候に依而、奉行富田越後烈敷戰申所、長知返し合せ取挾み而相戰、敵を靡し申候。夫より大聖寺之城主山口玄蕃守宗永与相戰、一番に金ヶ丸を乘取、本丸を責破候處、山口父子自殺仕候。此時金ヶ丸に建並置候大身之槍十七本を分取仕、其場之所用に仕候由、今に所持仕候。右落城に依而台德院樣より御書翰を被下候。（略）

此外台德院樣之御眞翰四通拜受仕候。慶長七年太田但馬誅伐被仰付候。長知但馬を斬付候得共、但馬刄を執而長知を刺候處、懷中之鏡に當而聳候之處を、續而打殺申候。瑞龍院樣御手槍を被提御覽被遊候。且亦半田勘右衛門罪科有之候に依而、守山之御城に而長知に殺害被仰付候。其度に御懇厚之蒙仰候。但馬知行一萬五千石、並肩衝之茶入を拜領被仰付候。右茶入之濫觴は泉州之堺千利休致所見、是を賞美仕候而小肩衝与名付申候を、高德院樣被爲求之御秘藏被成候處、秀吉公御一覽有之、厚望被成候得共秘而御贈り不被成候處、今爲忠賞拜領被

仰付候旨、御懇之被仰出之上頂戴之仕候。右等之趣を長知自記仕候而、世々相傳家珍与仕、右懐中之鏡共に今に所持仕候。慶長八年大聖寺之城を長知に可被下旨、瑞龍院樣度々被仰出候得共、堅く御辭退申上候に付、爲御城代兄長秀に在城被仰付候。同十四年讒者之事に依而、蒙御勘氣剃髮、名を道哲と相改、松山寺ゟ罷越蟄居仕、同十九年嫡子康玄三男長治を召連、山州山科に屛居仕、名を夕庵と改申候。無程比叡山に獨居仕、時日を送り候處、豐臣秀頼公將軍家に鉾楯、東西に兵を被集に依而、權現樣長知を被召慕候事每度、秀頼公茂又郡國を可被充行之旨、强而被相招候得共、二心之所存曾無之、微妙院樣大坂に趣給与聞而甚悅、幸に徵參之蒙命、二子曁家僕与共に馳參候途に二子を留置、長知は越前淺生津迄罷越候處、其忠誠を御感悅不斜蒙御懇命候。加州ゟ罷越、郡民を撫育可仕之旨御意に依而、御留守に罷在、康玄、長治は御陣之御供仕候。慶長十九年瑞龍院樣御逝去、玉泉院樣高岡之城より加州に御移之節、於西之丸新造被仰付候砌、長知宅に暫く被成御座候。元和元年大坂冬御陣之刻、微妙院樣御進發御供被仰付、於岡山表敵之備を突崩し、首級を得候而献之候。民屋を放火仕、堀田圖書丸を責敵味方齊く進み、三軍入交り相戰候處、城中火起り候而愈亂軍之處、長知再び御旗を標し味方を取纏め備を成申候。此時秀頼公生害有之候。權現樣本多佐渡守殿を以、長知有備事を御褒美被成候。微妙院樣御凱陣之後、諸士之軍賞被行候に依而、長知之家僕中、

於圖書丸有功之者に被下之候。

銀二枚、御單一ッ、御帷子二ッ　木村權兵衛

銀二枚、御帷子二ッ　松山助右衛門

同斷　長谷川五右衛門

同斷　廣瀨宇右衛門

同斷　伴太左衛門

同斷　伊藤左源太

同斷　岡本左門

家僕之中高澤猪右衛門・中川久左衛門・渡部大學・田中八右衛門・堀田重兵衛、外旗持一人、於圖書丸討死仕候。元和元年陽廣院樣御誕生、御名指上候樣に天德院樣之蒙命、犬千代樣与奉尊名候。依之本多佐渡守殿迄捧書候處、達台聽大猷院樣並御臺樣御欣然被思召候段、佐渡守奉書を以申來候。同三年於武州、徽妙院樣御屋形ゟ台德院樣御成之節、御太刀等父子三人之者与献上仕候處、白銀等拜領被仰付候。徽妙院樣參議中納言に被任候刻、叙爵被仰付山城守与申候。同六年大坂天守臺徽妙院樣御手傳之刻、長知・安房守兩人に御奉行被仰付候。元和八年天德院御建立之砌御奉行被仰付、御寺成就仕候。寛永五年於武州徽妙院樣御屋形ゟ、台德

院様・大猷院様御成之砌、父子三人之者ニ白銀等御銘々様より拜領被仰付候。御知行度々御加増被仰付、都合三萬石拜領之仕、瑞龍院様・微妙院様・陽廣院様・松雲院様御四世に奉仕、享年七十八歳に而隱居被仰付、嫡孫忠次に家督被仰付、爲隱居知嫡子康玄之支配一萬五千石內二千石與力知共拜領之仕候處、翌正保三年正月病死仕候。

〔錦里文集〕

山州刺史横山君傳

君姓小野。氏横山。諱長知。小字三郎。其先出於敏達帝。父諱長隆。母杉野氏。以永祿戊辰某月某日。生於濃州多藝郡直江庄。七歲。投丹陽永谷山圓通禪寺。學字讀書。聰敏過人。天正十年。長隆携往越前。仕前田氏。使長知委質瑞龍公。時年十有五。明年癸未。平秀吉與柴田勝家戰于江州柳瀨。長隆與長知從前田氏。陣于一方。長隆爲司旗旌。軍敗也。長隆樹旗逆敵奮勇不撓。敵兵猶豫不進。既而敵察我兵少。競進急擊。長隆奮鎗苦戰。擊殺數輩。大創而死。時年四十有五。長知屬瑞龍公。殿衆而退。短兵急接。反擊數四。斬其驍騎。瑞龍公親視。稱其壯勇。柴田氏殲焉。高德公併有賀州。當是之時。佐々成政在越中。與高德公鎭北陸。高德公築城能州末守山。使奥村永福守之。天正甲申九月。成政大兵來襲。其鋒太鋭。急攻一日一夜。城將陷。永福告急賀州。高德公與瑞龍公馳往救之。到津幡。衆有異議中沮。夜且半高德公

俄發。倉卒之際瑞龍公不及知而後。長知急執認旗。走進軍前植之沙上。擧火其下。我衆望見。以爲瑞龍公在前鋒。勇氣倍奮。高德公亦大喜。其到末守。血戰数刻。成政兵氣頗張。長知與稻垣上坂及前軍士。伏鎗相待。敵衆勢沮。瑞龍公出兵。城中併擊敗之。是日長知勇略居多。瑞龍公嘉知其可用。明年從攻鳥越城。與成政勇士印牧某。合鎗被創。天正十五年。秀吉西征島津氏。令瑞龍公與蒲生氏攻岩石城。長知與陰山大平兩士。進逼譙門。相共健鬭。長知斬馘甚夥。一日長知兄長秀。與石川某有違言。長知走進。以杖撻之。某大辱之恨之。覘長知寅夜及之。長知傷甚。猶自擊殺之。長知質性沈毅。儼然有威容。奉上弗懈。臨事多策略。瑞龍公嘉其材。擧爲家長。年始及弱冠。而一府以爲得其宜矣。秀吉之東伐也。高德公及瑞龍公。將北陸兵。由信州入關左。始攻松枝城。銃砲雨飛。衆兵難進。長知爲先鋒。急列竹笆逼城壁。先諸士二十餘步。我衆依之。鎧附競進攻陷之。其圍八王寺城。長知先衆登陣。爲鎗所刺。墮石壁間。奮激復登。衆從之入。遂拔其城。是役也。太田但馬誣長知非先登。然攻城之諸士。同證長知爲先無異言。慶長庚子瑞龍公攻大聖寺城。長知率山田氏佐藤氏及家衆若干。先登金丸。被創數所。進入子城。遂陷之。長知之勇功。於是乎大矣。間一歲。太田但馬得罪。公命長知誅之。長知手及殺之。太田勇悍之士。公自提鎗臨視。褒其捷勇。悉以太田祿賜之。牛田某有罪。公復令長知戮之。公之讓國於黃門公也。移居越中高岡城。頃之。長知有故蒙譴。恐

石庵とせるは夕庵の誤なり

本文は前掲錦里文集の正誤なり

悚斷髮。蟄居邊邑。公怒不已。故遁北地。屛居山科。以石名菴。以堅其志。慶長甲寅夏五月。公之薨也。有事於大坂。東西聚兵。幕府召募長知。豐秀頼亦誘以州郡。欲招致之。長知不應。嘆曰。我受前田氏之恩深矣。豈有他慮哉。聞黃門公之赴大坂。大喜。率康玄長治二子。馳而迎之。到越前淺生津。望黃門公旌旗。拜于馬前。願執羈靮再爲家臣。黃門公感其忠誠。許賜舊祿。謂長知。北陸之民動易煽亂。汝可往賀城鎭撫郡邑。使康玄長治從我陣間。遂令瀧氏神戶氏二部曲。假隷康玄聽其指麾。是年東西講和。諸州罷兵。明年大坂再構難。黃門公復出兵攝陽。命長知爲前鋒。率渡邊氏後藤氏。督戰數合。勇震三軍。城陷。大兵齊進。萬衆擾亂。長知率騎士。左右分列。長知復標旗指揮。收兵爲備。軍容整正。可觀可畏。黃門公大爲稱賞。公之眷遇日隆。幕府使本多正信褒長知有備。是歲閏六月。幕府有旨。賜爵朝散大夫。任山州刺史。可謂特恩也。長知歷仕瑞龍公黃門公陽廣公三世。執國政。治績著于四方。正保三年正月廿有一日。歿於金澤私館。年七十有九。有子男八人。長康玄繼。爲執政。次長治。次與治。次長淸。與治十二歲。召仕幕府。賜采邑。無子。以弟知淸爲嗣。其次某某四人。與長治同仕黃門公。有食祿。女九人皆歸名族。橫山氏之餘澤。被子孫者可謂盛矣。

〔讀橫山長知傳〕

一、母杉野氏。野字誤加、杉氏なり。

一、長知屬瑞龍公より稱其壯勇まで三十一字、他の書に於て未之見、其據處考ふべし。

一、石川某、疑くは種村三郎四郎の事ならん。

一、康玄繼爲執政非なり康玄は先父卒、其年父退隱し、嫡孫承祖となる。

右明治十七年十一月二十一日記　　　横山政和

〔關屋政春古兵談〕

本文は天正十五年秀吉西征の際のことなり此談同年にも出せり

一、高麗陣のとき、秀吉公九州名護屋に御在陣、利家公・利長公も名護屋に被成御座時、横山山城兄の横山因幡と同道して他行す。因幡は三十間程先へ行處、歩行若黨一人因幡脇をすり通りざまに、馬の蹴上を懸る。立戻りて因幡を散々惡口す。因幡も乘戻して何者ぞなど云處へ、舍弟山城來り何事ぞと云。しか〴〵と云。山城聞て誰が者かは知ね共、當家來の者と見えたり。慮外者とて事の外に打擲す。翌日種村四郎三郎方より使者にて、昨日我等家來道中にて慮外仕について御打擲被成候由、御尤に存候。則其者扶持を放し申候間、其心得可被成候。返事に、昨日道中にて慮外者有之に付て打擲仕候。貴樣御家來の由、就夫御扶持放され候旨被仰聞、得其意存候と返事す。其後程有て御本陣へ出、御夜詰過ぎて下宿するとて、宿は近し、草履取一人宛にて二三人傍輩同道にて出る。山城は小便するに下に居る。殘る衆は宿近に依て、さらば〳〵とて歸る。然所に後より、何者共なく山城を二刀切、右の肩先より

太田但馬誅罰の事は慶長七年五月四日に在り

筋違に、三つがらみの所迄切先はづれに切。山城拔合せ、我も數ヶ所を負、相手にも數ヶ所手負はす。然共山城深手なる故にころぶ。其を見て死たると思ひ退く。山城未だ死なぬぞ、比興者とゞめをさせと言葉を懸る。心得たりとて歸る處を、起ざまに横を拂ふ、相手の兩股切て落す。のつけに返す處を押付とゞめをさしたり。草履取は喧嘩よと告げに行。其に依て各かけつけ見ければ、夥しき疵中々本復などは思もよらぬ躰なれ共、正氣正しきに依て、其を頼に療治をしければ、程なく本復したり。利長公御滿足不大方、其時迄山城二千五百石領しけるが、五千石の御加增にて七千五百石に成たり。後聞けば、種村三郎四郎若黨打擲に逢ける時、三郎四郎に申けるは、今日不慮の仕合にて横山山城に打擲せられ申候、男成不申候間御暇を可申上候と斷りければ、三郎四郎一段尤也とて、刀をとらせたりと云々。古兵の語也。但此節は横山大膳と云。

〔關屋政春古兵談〕

一、太田但馬を御成敗、横山大膳（後號山城守）山崎閑齋兩人に被仰付、大膳は親類に勝尾半左衛門と云者利長公の御馬廻に有之、潜に此旨を知らする。（此時半左衛門は年寄の留書を勤めたりとも云。）扨大膳と但馬と、其石垣の御用被仰付たる帳を大膳持參して、御城の廣間にて但馬に見する。但馬座して片膝を立、大脇指を差て帳を披き一覽する處を、大膳は立ながら、菊地入道重代の物切の刀にて拔

打に眉間を切。大物切も其時何とか仕たりけん一圓不切。但馬大脇指を拔放し横に拂ふ。大膳鼻紙皆切れたれ共、身に不當。鬢鏡を懷中故、是に當りて身に不疵と云。後より勝尾半左衞門袈裟がけに切る、是も不切。半左衞門を利長公とや思けん、御情けなき事と云儘に、後ろを拂ふ。半左衞門右の肩先より腕へ懸けて少手を負ふ。其間に向より、大膳疊みかけて切、後より半左衞門切、則たゝき伏る。利長公は御長刀の鞘をはづし、御出被成、主の目を闇がし、不屆なる奴と被仰、御長刀の石突にて但馬をつかせ給へば、其時但馬物は不言、かぶりをふりたりと聞及也。或人の云、利長公御内存にて大膳に、誰にても心易き者一兩人同道せよとて、依て半左衞門を同道する。扨家來石垣の普請の帳を調上たるを、調仕立樣あしきとて散々叱り、大方手討にもすべき躰にて大聲を上げて、叱り〳〵御式代を上る。但馬何を御腹立候哉と云。大膳か樣なる不調法なる帳の調樣有之物に候や、御覽候へとて但馬の前へ帳を出す。是に依て大膳が氣色せきたる躰も不見、家來も一人其場へ召連たるもの也。大膳思慮不淺事と云傳へたり。

〔乙夜之書物〕

一、横山山城、利長公御意にちがひ御家を立退たる事子細不知、昌山寺へ入て落髮して、上意次第に切腹可仕と申て居たる處へ、三輪法壽見廻來て曰く、扨も不慮なる事なり、皆々人のさゝへなるべし、口惜き次第なり、仰分られ可申立事なり、急に取つめられては何を申て

昌山寺は松山寺

法壽は法受

才野は才の誤

もせん在べからず、弓鐵砲を備へ、何者來りたる共討立、堅固に持つめ、思召のまゝに御申分可被成と被申ければ、山城何とて左樣に可仕、御ぞうり取にても御使に被下候はゞ、其前にて切腹可仕覺悟と被申ければ、法壽それは御尤にて候得共、餘りにむねんなる事と被申。然所に本多安房高岡より來り、山城御國を立退くに極る。才野伊豆來りて、御妻子は何と被成と云。前田對馬に、我等の女も式部女も當分預て可行と存る。伊豆が云、いや〳〵それは惡く御座候。蒲生彌左衛門會津を立退申時、妻子をしうとに預け置申候を、跡にて妻子を押へられ難義仕たる例あり。誠の時對馬殿、貴殿と殿樣ともおもひかへたまはんや、唯々いづくまでも御同道御尤と申に付て、尤になり、何も同道になる。

〔續漸得雜記〕

一、慶長十九年の頃横山山城守長知流浪ゆゑ、殊之外困窮なりし。或夜夢に、左の手に燭を乗り、右の手に玉を握り行きけるに、倒れて燭も消え玉も破れたり。覺めて甚憂色あり。傍に浪人者有て聞之、甚吉夢のよし告げて即座に歌をよむ。今までのともしき事を打捨て君より祿を玉はりにけり。此年大坂陣起り、越前鯖江にて被召出、再び三萬石を領す。

〔金澤古文書〕

一、圓通院殿慶長十九年二月御國を被立退候由也。此子細は、慶長十六七年頃より、故肥前

樣御前惡敷樣に候。此故は如何樣之儀共不知。其頃故肥前樣御隱居にて富山に被成御座候。每年御鷹之鳥御家老中へ被下候處、外之面々へは如例被下、山城殿計へ不被下候に付、此義を無念に被存、剃髮して松山寺へ被引籠、御家老仲間衆迄、私儀存念有之、致剃髮寺ゟ引籠候。上之思召惡敷、如何樣にも被仰付義に候はゞ、檢使は御草履取に而も可被遣、速に切腹可仕と申越候に付、何も驚き松山寺へ被罷越候へ共、對面も無之候故、右之段爲言上、安房殿早馬にて富山へ參上、利長樣御機嫌をはからひ、山城事か樣之次第に候、御取立之者に候處、沙汰之限之仕形に御座候与被申上候へば、以之外御立腹に而、切腹可被仰付程に御意之處、安房殿被申上候は、尤不屆之仕形に候へ共、山城程之者をそこつに切腹被仰付段、天下之聞え如何に御座候。先一旦いかやうにも御なだめ、御下知被仰付可然と被申上、御國を立退被申首尾に成候。御立腹之所を御なだめ可被申上ため、安房殿態与富山へ被罷越躰之由也。

山城殿御前惡敷成候は、其時分之出頭人奥村攝津守讒申上候故之由候。上口より之沙汰迄、此攝津守惡人にて我威をふるひ、惣而我儘なる仕形之由に候。大坂御陣之時分働惡敷、後は浪人して京都にて果候由也。山城殿右之通にて上方へ被退候時分、本道は遠慮も有之由にて、宮腰より舟にて、越前三國迄のがれ、三國森田何某いかやうの筋目に候や、山城殿目かけ有之、御宿可仕と申候て、先森田が所に暫被居候。大膳殿・式部殿も此時同道にて被退候由也。

大津之町人菱屋源次、山城殿入魂之者故、右之様子聞付、舟にて三國迄迎に參、鶴賀迄山城守父子を伴ひ參候。鶴賀に暫滯留候へ共、此分に而も不事濟義に候間、大津ゟ御越之様にと、源次申候に付、大津迄被罷越候。然共大津は押立たる所に候へば、居住遠慮之由にて、坂本ゟ被引越候。其時大膳殿兄弟は坂本に置、山城殿は叡山ゟ被引籠、其時道哲と名を改被申、剃髮の心得より叡山へ被引籠時分迄は、夕庵と申候。扨叡山に閑居して被送候處、同年之冬大坂事おこり候時分、山城殿歸參被仰付可然と、公方様より御內意も添申故、急に歸參之事上方へ申參候。是は慶長十九年十月、利常様大坂表へ御發向之時分にて、山城入道指急御國へ被罷越候處、道にて利常様へ行逢ひ奉り、越前今庄にて歸參之御目見有之候。此時取次、生駒八郞右衛門也。其時御意は、此度大坂より御歸陣迄は、三ヶ國山城に御預け被成候。心之儘に仕置可仕候。御留守居御賴被成候由、御直の御意にて、直に金澤へ被歸候。大膳殿・式部殿は、坂本より大津迄被出有之候處、大坂へ御供可仕旨、山城殿より申來、大津より直に大坂へ御供也。右之通故、山城殿は翌年元和元年の夏陣に御供、前年冬は御留守居也。大膳殿・式部殿は冬夏兩度共御供也。夏陣之時大膳殿、岡山口にて猩々皮之羽織着たる武者之首被取候由也。

三月十五日。大聖寺侯前田利治加賀江沼郡山中醫王寺に土地を寄進す。

〔加賀古文書〕

山中藥師屋敷爲增地五百歩、先地引合七百七十歩令寄進所如件。

正保三年三月十五日　　飛驒守利治　判

醫王寺法印

四月。加賀・能登・越中一國一帖の高辻帳を製す。

〔金澤古文書〕

三ヶ國御帳一國一帖に仕御帳奥書調樣之覺。

加賀國四郡

惣高合四十二萬三千七百六石六斗一升

内九百五十七石九斗　　寺社領分

田方二萬千二百十六町六反八畝

畠方五千九百八十四町七反九畝十五歩

物成合十九萬千三百六十六石六升

本高之内

二十六萬千四百八十六石二斗六升　　松平犬千代領分

二萬二千四百十六石四升　　松平淡路守領分

六萬五千七百十石八斗四升　松平飛驒守領分
七萬三千四百六十三石四斗七升　松平肥前守領分
外
新田高
合一萬六千四百八十二石六斗五升
田方六百七十一町九反二畝一步
畠方四百二十四町八反四畝七步
物成五千百二十二石九斗二升
新田高之內
八千七百二十二石七斗一升　犬千代領分
七百七十石一斗八升　淡路守領分
五千六百十七石七升　飛驒守領分
千三百七十二石六斗九升　肥前守領分
能登國四郡
惣高合二十二萬五千六石一斗五升

内千八百六石八斗二升　寺社領分
田方一萬千三百三十八町六反七畝六歩
畠方三千六百六十一町七反三畝二十四歩
物成九萬千五百六十七石八斗九升
右高之内
二十一萬千四百三十二石八斗四升　松平犬千代領分
一萬三千五百七十三石三斗一升　土方河内守領分
外
新田高
合一萬五千百六十九石四斗三升　犬千代領分
田方八百二十二町三反一畝十五歩
畠方百八十八町九反八畝一歩
物成四千六百九十八石一斗六升
越中國四郡
惣高合五十九萬二千四百十五石六斗八升

内千三百六十八石二斗八升　　寺社領分

田方三萬三千五百十五町二反九畝三步

畠方五千九百七十九町八畝二十九步

物成二十二萬千四百五十石四斗

本高之內

三十三萬二千三百六十八石三斗一升　　犬千代領分

九萬百三十七石九斗二升　　淡路守領分

四千三百二十二石八斗九升　　飛驒守領分

十六萬五千五百八十六石五斗六升　　肥前守領分

外

新田高合六萬八千三百二石八斗二升

田方三千九百四十三町三段八畝一步

畠方六百十町一反四畝三步

物成二萬二千六百七十五石六斗三升

新田高之內

三萬五千三百八十石三斗三升　犬千代領分

一萬四千二百六十石七斗二升　淡路守領分

一萬八千六百六十一石七斗七升　肥前守領分

加賀越中能登三ヶ國

總本高

都合百二十四萬四百九十八石四斗四升

内四千百三十三石　寺社領

田方六萬六千七十町六反四畝九歩

畠方一萬五千六百二十五町六段二畝十二歩

物成合五十萬四千三百八十四石三斗五升

右高之内

八十萬五千二百八十七石四斗一升　松平犬千代領分

十一萬二千五百五十三石九斗六升　松平淡路守領分

七萬三十三石七斗三升　松平飛驒守領分

二十三萬九千五十石三升　松平肥前守領分

一萬三千五百七十三石三斗一升　　土方河内守領分

外

新田高

都合九萬九千九百五十四石九斗

田方五千四百三十七町六反一畝十七步

畠方千二百二十三町九反六畝十一步

物成合三萬二千四百九十六石七斗一升

右新田高之内

五萬九千二百七十二石四斗七升　　松平犬千代領分

一萬五千三十石九斗　　松平淡路守領分

五千六百十七石七升　　松平飛驒守領分

二萬三十四石四斗六升　　松平肥前守領分

正保三年丙戌四月吉日

五月二十日。前田利長の三十三回忌法會を越中高岡に行ふ。

〔三壺記〕

利長公三十三回忌之事

正保三年五月廿日は瑞龍院殿昌山英賢大居士の三十三回忌にて、内々より御寺御墓所の御造營を美々敷被仰付、御墓所の掃拭並御茶湯灯明などの御爲に、ゑび坂の繁久寺を御建立有て被召置、御分國中の曹洞宗大衆千人の都合なり。其外諷經の衆幾百人、五月朔日より廿日の御滿參迄、日々夜々の勤行、一部經頓寫、懺法施餓鬼拈香招經法問朝參首楞嚴金剛般若波羅密、一々次第殘所なく、高岡様へ御奉公せらるゝ人々は、卯月廿日より相詰て御番を勤らるゝ。津田玄蕃に宮越釆女・市川長左衛門・北川久兵衛三人、諸事御入用詰開き、御一門衆御名代の御燒香、御人持物頭一人も不殘參詣也。廿一日・廿二日・廿三日御能被仰付、出家衆其後御郡中の百姓等見物被仰付。勿論施行米百石を非人に施し給ひ、千萬重の御報謝共言語に絶する所なり。不及委細略せしむ。

七月十日。前田利常就封の暇を賜はりたる以て德川家光に辭見す。

〔德川實紀〕

七月十日次に小松中納言利常卿就封の辭見あり、御盃下され、鷹三据・鶴二据・馬二疋遣はし給ふ。大納言殿よりは吉則の御脇差を賜りしとぞ。

七月十二日。前田利常江戸を發して小松に向ふ。

〔政隣記〕

一、利常公七月十二日江戸御發駕、下通八月二日小松御歸城。

從兩御所様爲上使松平伊豆守殿・松平和泉守殿を以、一昨九日就被下御暇、翌日爲御禮登城之處、御前ゟ被召出、重疊忝上意、殊御盃頂戴、御酒御しい被成、清泰院様・犬千代・萬菊儀、在國中公方様被成御請取候。我等病者に候間、無氣遣緩々と心を延可遂養生之旨、御懇御直々被仰聞、殊鶴捉之黄鷹・巣鶴・御馬種々拜領候。其上前田帶刀儀、御奉公仕候様仕度旨、内々讃岐殿迄申入候處、被達上聞、我等存所尤被思召候、則可被召出旨、是又御直上意候。於二之丸大納言様ゟ今御目見、御指料之吉光御脇指御直拜領、忝次第候。無殘所仕合候之條可心安候。爲其申達候、恐々謹言。

七月十一日　　肥前

本多安房守殿

〔三壺記〕

小松黄門利常公御歸國之事

去年天良大居士の御逝去、萬菊様御誕生候等に付、正保三年七月迄御暇相延、七月七日に御いとま出ければ、其内に御上屋敷之御用ども今枝民部に被仰置、十二日に御發足被成、高岡

七日は九日なるべし

へ入らせられ、英賢大居士の御墓所御參詣、五七日御逗留被成、淨願寺川の橋臺等之儀、奉行人に被仰付、諸奉行ども御用等奉り、追付御立被成、八月二日に小松へ御歸城被成けり。

七月十六日。前田綱紀奇魚を徳川家光に献ず。

〔徳川實紀〕

七月十六日松平犬千代丸より、加州金澤浦にて網引得たりとて、よしへといふ魚を献ず。

八月朔日。前田利常京師頂妙寺に藏する日蓮の筆蹟を裝潢せしめしもの成る。

〔頂妙寺藏文書〕

奉修飾元祖眞翰六拾餘軸並聖敎等。

夫法王興于世也。言無言之言。以赴差萬機故佛敎起焉。敎之淺深依根之優劣。所以有半有滿有權有實焉。然後爲一。是開顯也。妙法也。伏膺之徒。悉遂本誓矣。鶴林已來。立宗申論。論師人師。森々如稻麻。亦似竹葦。或以小破大。或執偏亡圓。或崇權蔑實。彼々人情。而深奥之妙旨未有以敷暢矣。粤吾祖蓮公。宿屬冥薫。不俟親承。玄悟圓意。寔天機秀發之師也。誰若此師乎。兼亦注於懸河而沾于群品。至若下於龍管而逗于後緣。斯言若墜將來可悲矣。誠哉

累代嗣法。寶茲大化。漸至于今。四百歲也。世名靈寶。粲然弗墜焉。雖然。逮于近世。龍淵將渴。卷軸亦摧。殆爲盡靈寶。因茲緇素愁憤。日益深焉。於是前賀能越州太守黄門松平氏肥前守利常卿。粗依有願誓。頓令長安之工匠。速企靈寶之再興。其功不日而成矣。誠奇哉美哉。非太守之恩光。莊嚴何容易乎。其志願如何者。欲令幼孫松平氏犬千代公並萬菊公。軀保金剛。壽堅盤石。拂不祥之災患於千里外。施仁政之德用於諸邦內。誠哉現世安穩。法王之金言。怨敵摧滅。諸佛之讃詞。病消不死。宿王守護。令百無患多聞擁護也。然則志願尤深。守護何空乎。功德尚有餘慶。願主利常卿並門葉等。共登壽城。擧國豐寧而已云爾。

正保三年太歲丙戌八月朔日　正中山法華經寺中興十八世 洛陽 頂妙寺 中興 八代　興德院日貞

施主分法眼本阿彌光甫

工匠　菊澤藤藏

奉再興大聖眞翰　六拾餘軸並 聖敎等

正保三年太歲丙戌仲秋朔日　日貞判

本願主　松平氏肥前守利常卿

施主分法眼本阿彌光甫

八月十七日。近江大津着米の取扱に關する覺書を菱屋源次に與ふ。

〔國初遺文〕

覺

一、大津着米如跡々米改並升廻以下御横目罷在、其上を以御藏入可仕事。

一、御米拂之義、其方存寄之通拂立、直段は御藏御拂並に可被遂算用事。

一、欠米御藏並に可有算用事。

一、御米拂庭帳之上に、御横目以印判銀子取立、如跡々月々に京御藏屋敷へ相渡、切手可被取置事。

一、今津米從當年御藏並其方藏へ、半分宛每年藏入可有事。

右今度被仰出候條、無相違樣に可被相心得者也。

正保三年八月十七日　　前田内藏允

大津　菱屋源次殿

八月廿三日。近江今津村弘川の年貢米に對する皆濟狀を與ふ。

〔國初遺文〕

正保元年分江州今津弘川年貢米之事

草高二千二百六十石二斗八升二合

一、千百八十四石六斗二升五合　京升定納、口米運賃水上とも

内

五十九石六斗二升五合　口米運賃水上代官引

高三百石之物成

百四十九石六斗一升五合　角倉方ゟ遣之

八十五石三斗一升　竹生嶋花王坊今津曹澤寺寄進米肝煎給一作
不納用捨分道引取代並橋爪五兵衛扶持方共

八百九十石七升五合　大津藏入

外

四十石四升五合　借米之利足同藏入

右遂算用皆濟如件

正保三年八月廿三日　御印

今津甚右衛門

九月上旬。前田利常小松城に新殿を構ふ。

〔新山田畔書〕

一、當歲陽廣公の御事に付て御歸國、七月江戶御立、八月二日小松御着、御居間の脇御座布を被立、奉行は佃源太左衞門也。御大工渡邊伊右衞門・與四兵衞御指圖を仕、御好濟、早速に急いで出來す。追付戶障子の繪樣迄も美々布調ふ。其間に稻垣三之丞、年寄たる徒与加藤新左衞門・武部久左衞門など同道して上京、公家衆の息女京極殿と云御召仕の女中を具して歸り、九月上旬徙移也。佃常に云けるは御本丸御居間の脇に明地あり、植木花畑など被仰付はせで置る。如何なる御思案ぞと思ひけるにと語りし。此京極殿御子を誕生して、鶴松公と云けれ共御早世也。

九月十三日。前田貞里祿千五百石を加賜せらる。

〔前田貞醇藏文書〕

同九月廿六日荒木六兵衞爲御使者御加增被下。被仰出趣は。

一、近年仕置役被仰付候處、相談之儀等、ろくに申候由被聞召上候事。

一、御加增少分に候へ共、犬千代樣御幼少に候故、御儘に不被爲成、則讃岐殿・伊豆殿へ御相談被仰入、其上を以被下候事。則御兩人被仰通、民部より六兵衞迄の披露狀持參候而見せらるゝ。

一、犬千代樣へ先御禮に使者を上、罷歸次第小松へ御禮に可參事。

一、與力分御知行も、當分は自分に可仕事。

一、與力・自分之侍共來年より可申付事。

一、以來追而御取立可被成候。此分には被成被置間敷候條、彌御奉公可申上との御事。

爲加增千五百石、內七百石与力、本知合七千石全可有領納狀、如件。

正保三年九月十三日　　犬千代

利常

前田出雲守殿

右御請

御加增御一行謹而致頂戴候。殊種々難有御諚共、忝仕合冥加之至奉存候。犬千代様㠯先御禮可申上旨奉得其意候。早速江戶へ使者上申候。右之通御前宜被仰上可被下候、以上。

九月廿六日　　前田出雲

荒木六兵衞殿

十月廿四日。德川家光、前田利常に鶴を贈る。

〔德川實紀〕

十月廿四日小松黃門へ小姓番組頭石川播磨守惣長御使して鶴をつかはさる。

十一月二日。前田利常の女春姫、本多政長に嫁す。

〔袂　草〕

本田安房政長へ春姫様御入輿は、同三年丙戌十一月二日也。

〔政隣記〕

春姫様金澤より小松ゟ御呼越、此姫於金澤竹田市三郎宅にて御成長に付、松原口惣構の門を塞、晝夜往來を禁止す。此故に不明門と云。然共小松ゟ御呼越後、晝の内御門の出入を被許。扨又本多長松政長に御嫁娶、十一月二日御輿入。御行列、長柄十筋猩々皮覆入、鐵砲十挺猩々緋袋、御供に岡嶋兵庫・大橋又兵衞・原五郎左衞門・淺野藤左衞門・佃源太左衞門・福田彥左衞門等。本多安房守政重長松父也野町之端ゟ御迎に出る。

十一月十五日。幕府前田利常に重臣の子女を證人として江戶に置くことを命ず。

〔本多家代々記錄〕

證人御指出事並相止事

一、諸國の證人江戶表ゟ被指出に、其家々の重臣の子弟も指出さる。正保三年の被仰出左之

通り。

犬千代殿家中證人事

本多安房守實子ろく、横山左衛門伯母くに、長九郎左衛門實子娘つる、此三人は定詰に差置度由達上聞置候處、其通可被申付旨候。此外前田對馬從弟娘まれ、津田玄蕃實子勘十郎、成瀬内藏助娘つる、並小幡宮内實子市正、奥村因幡養子權佐、村井兵部養子てふ、奥村河内實子四郎兵衞、前田出雲養子はつ、篠原織部實娘まつ、大音主馬娘あぐり、右十人三番に仕、證人指置度由、是又言上之通可仕被仰出候。其心得に而可被仰付候、恐々謹言。

正保三年十一月十五日　杉浦内藏允　判

酒井紀伊守　判

松平肥前守殿

右之通證人被指出候處、寬文四年四月被仰出候家中證人之儀、從此以前雖指上之、御代々御相續之上は御心易被思召候。且又當年於日光山東照宮五十年回之御法事首尾能御執行、御感不斜候。諸家中證人被成御免候旨、直に被仰含候段、稻葉正則・阿部忠秋・酒井忠清より、青山因幡守・板倉内膳正・石丸石見守ゐ被仰渡候事。

十二月十四日。能登鳳至郡總持寺塔頭の六院、寺領の收納方に關する協

約を爲す。

〔國初遺文〕

一、總持寺御領分之內本地九十三石二斗之定納、京升俵に而從先規直納に被成來候へ共、當納より斗懸俵にして、御代官納被申樣に被成度旨、尤奉存候。左樣に御座候へば、京升俵を斗懸になほし申通、帳面に理り書仕り、前帳引合申樣にも可然候はん哉。

一、御寺領分御代官星野源五郞義、從先奉行被申付新地二百石餘之口米、帳面を除而被出置候。然共當年より帳面にあらはし、十石二斗七升五合星野忠兵衞に被遣度之旨、右切米高に相違無御座候はゞ、左樣に被成候而も、同事に可有御座候哉。是以先帳と引合、米高別義無之樣に可然奉存候。

一、御寺御右筆神田與三右衞門御扶持米二石七斗被遣度之由、如何樣共御意次第奉存候。

右爲御相談被仰下、一卷拜見仕候。猶以御寺僧衆被成御談合可被仰付候、以上。

正保三年戌十二月十四日　　嶋田勘右衞門　判

小森又兵衞　判

六院御納所方

裏書

右表書之通六院之以衆評、寺奉行衆ら令相談、如此相究所如件。

普藏院洞察 判
妙高庵林佐 判
洞川庵春碩 判
傳法庵春致 判
如意庵祖建 判
芳春院文意 判

正保三年十二月廿二日

星野忠兵衛殿

十二月十五日。前田利常越中高岡の繁久寺に知行所附を與ふ。

〔越中古文書〕

知行所付之事

一、十九石五斗八合　中郡　經田村
　免三ッ五歩
一、三十八石九升二合　同　西二塚村
　免三ッ四厘

合五十七石一斗五升

本高

五十石　三ッ六歩五厘

外

口米定納一石に付而八升充

夫銀定納百石に付而百四十目充、但朱銀、春秋両度。

右除山竹木、全可令収納者也。

正保三年十二月十五日　判（利常）

高岡　繁久寺

〔寺社來歴〕繁久寺由來書

當寺開闢者、永祿五年射水郡南條之城主加納中務公發起に而被致建立候。則南條に在寺仕候由申傳候。其後高岡ゟ引越罷在候處、正保三年に伊藤内膳奉に而、爲瑞龍院様御廟守、微妙院様寺御建立被爲成、寺領地に罷成、御一行頂戴仕、年頭之御札被仰付候。則寺屋鋪拜領地に而御座候。從永祿五年、至當歳百二十四年に罷成候。

當歳は貞享二年なり

十二月廿五日。歩・若黨以下の衣服佩刀に關する制限を定む。

はぶたへの次不可着の語あるべし

〔國初遺文〕

一、かぶきもの其科不輕事。

一、かち・若黨衣類、さや・ちりめん・ひら嶋・はぶたへ・きぬ・つむぎ・木綿・布着用可仕事。

一、かち・若黨道服之ゑり・かつぱのゑり・着物の袖へり・上帶・下帶・袴に不仕物之事。

びらうご　銀子一枚金二歩　若黨小者
しゆちん　同
りんず　同
しゆす　同
どんす　同
けん　同

右不殘着仕候者、奥書如定過料可出。

一、弓鐵砲之もの、きぬ・つむぎ・木綿・布之外不可着事。

一、小者・中間・ざうり取、木綿・布之外不可着事。

一、なでつけ仕間敷事。

一、下々かたなは、つか・さやかけ三尺五寸、わきざしはつか・さやかけて二尺五寸たるべ

し。是より長きは可爲曲事事。

右可相守此旨。若違犯之輩於有之者、紙面之過料主人可出之。重過之者はゝ定之過怠一倍、其身は可爲死罪之事。

正保三年十二月廿五日　　御　印

過　料

一、知行百石　米三俵
一、百石より三百石迄　同五俵
一、三百石より五百石迄　同七俵
一、五百石より千石迄　同十俵
一、千石より千五百石迄　同十五俵
一、千五百石より二千五百石迄　同二十俵
一、二千五百石より四千石迄　同二十五俵
一、四千石より五千石迄　同三十俵
一、五千石より七千石迄　同三十五俵
一、八千石より九千石迄　同四十俵

此月は大盡なり

以上

十二月晦日。大聖寺侯前田利治從四位下侍從に叙任せらる。

〔徳川實紀〕

十二月晦日從四位下侍從に叙任せらるゝ者六人。松平刑部頼元は大輔になり、播磨頼隆は守になる。其外松平飛驒守利治・松平土佐守忠義・高家品川内膳正高如・大澤兵部大輔基將なり。

是歳。加賀石川郡上野に田地を開く。

〔内外國事記〕

一、正保三年田中覺兵衛与云浪人、利常公ゟ言上、寺津村之石嶋と云所より、別に川を堀上げて、土清水之山之腰を堀廻し、牛坂之上野と云清水野を田地に開發す。

浄禪寺を玉泉寺と改め玉泉院の位牌所としたるは寛永六己巳年なりと同寺天滿宮上梁文にいへり

是歳。金澤玉泉寺を再建す。

〔寺社來歴〕 玉泉寺由來

寛永十六年二月玉泉院様十七年忌御弔より御位牌所に御定被成候。

一、正保三年當寺御建立被成候。承應三年之暮寺領六十石御寄附被遊。

〔北華文集〕

明年は明暦元年にして本文の非なること前に同じ承應三年遊行の來れりといふも亦誤なり

寛永九年十一月念八日。神殿回祿。靈像如本。職主驚巽。遷于假殿。屢奏再造於國主。時國務甚繁而未果。至正保年中。黄門利常公。神像一幅安于假殿。乃菅神之自畫而。羽林光高公之平日所珍敬也云々。

〔菅家見聞集〕

明年二月廿四日玉泉院殿三十三回忌に付、此冬より相模國藤澤山淸淨光寺住持遊行上人金澤へ來りて、泉野玉泉寺に宿し、百日の間別時六時の念佛し、越年して及來年也。今年玉泉寺屋敷替被仰付、本屋敷は淨土宗淨覺寺に渡り、劒口（ツルギ）の見付にて三千歩屋敷を被遣、御寺御建立。

〔金澤古蹟志〕

玉泉寺舊地

昌披問答に、玉泉寺の舊地は祇園の邊成覺寺の所なりと見ゆ、三壺記に云、寛永六年常善寺と云寺號を除て、玉泉寺と改められ、寺の向ふと横町・野町の際まで寺の門前に被下ければ、夥敷地子を取上げ、寺の造用に成しけり。然に明暦元年玉泉院殿の三十三回忌にならせ給へば、前年より玉泉寺屋敷替命せられ、本の寺屋敷は成覺寺に渡り、其時門前地は被召上たりとあり。按に此地を玉泉寺の寺地となし、爰に菅原天神の社殿をも造營ありしは、元和三年

なり。寛文七年の上梁文に、元和三丁巳之秋。擇地於泉野。鳩工營構、不幾月而宮成矣。と見ゆ、延寶二年の由來書にも、玉泉院殿之御願に依る、元和三年之秋越中淨禪寺に被仰付、當地ゆ天神御勸請、則淨禪寺前住別當所に有之、寛永元年迄神事相勤とあり。さて淨禪寺を玉泉寺と改稱し、玉泉院殿牌所となし、今の地へ轉地して、更に造營命ぜられたるは正保三年なり。延寶二年の由來書に、寛永十六年二月玉泉院殿十七年忌御弔より御位牌所に被定、正保三年當寺御建立被成とありて、成覺寺由來書に、正保四年玉泉寺上げ屋敷七百七十九歩三尺五寸の内四百九十六歩一尺八寸拜領被仰付と見ゆ、正保四年八月開禪寺等育和尙上申書に、野町玉泉寺と並に罷在申樣に、左之方明地之内五十間四方拜領仕度と云々。裏書に玉泉寺渡殘之內を以千五十歩可被相渡とありて、此地面は慶安四年に寶勝寺千岳和尙へ更に賜り、今少林寺の寺地也。されば三壺記に、明曆之年玉泉院殿の三十三回忌に付、前年より玉泉寺屋敷替命ぜられ、舊寺地は成覺寺へ賜るとあるは過聞にて年曆其誤れるなり。

玉泉寺と改稱したるは寛永六年

三壺記の文は元和九年に出す

正保四年

二月九日。金澤の魚問屋に誓紙を命ず。

〔加賀古文書〕

前書

一、御肴賣渡代銀二ヶ月相延候はゞ、御定利足被下候様に可申候。相滯候者、誰々に不寄、不恐權門を、急度可申上候事。

一、浦方より肴請取、不移時日代銀渡し可申候。遲々仕、浦之者共迷惑に罷成候者、私共越度に可被仰付候事。

一、最前より度々如被仰付候、御侍衆・町人いたみに罷成候様に肴高直に仕間敷事。

右書つねのごとく。

魚問屋兵右衞門・又右衞門可爲致誓紙旨被仰出候に付而、前書之案紙被下候。則靈社上卷之誓紙、日付判元見屆申候間、前書之寫進上申候。御前可然様に可被仰上候。

二月九日

宮木釆女

脇田九兵衞

津田玄蕃殿

葛卷隼人殿

〔加賀古文書〕

宮木は宮城

二月廿七日。小松一針屋市左衞門等魚問屋たることを許さる。

一、正保四年亥二月に、當地魚問屋京町一針屋市左衛門・すがなみや彌三右衛門望申候所に、私儀先年より御上使宿仕義に候間、右魚問屋私手前御上使宿之御扶持同前に可仕之由被仰出之由、町御奉行衆被仰付に付而、同二月廿七日に忝奉存御請仕、同三月朔日より跡々問屋なみに七歩の口せんを取仕切申候。就其御運上銀七十枚充、毎年指上可申之由被仰付、同年より指上申候。

一、殿樣同年三月末に江戸御發足被爲成候付、魚問屋究書付之義御町奉行樣へ御斷申上候へば、此段前田內藏允樣へ被仰上、則內藏允樣より、金澤町御奉行宮木采女樣・長瀨五郎右衛門樣被仰遣の所に、右兩御奉行衆より金澤魚問屋究之書付に御返事被遣に付、其文書私手前へ引請、則書付調、同八月朔日に上げ申所に、前田內藏允樣御うら書被遊被下候事。同八月五日之晩魚肝煎へ右究書付之品々被渡、同六日より御定之通裁許仕候也。右何れも證文跡書萬事有之候。

一、魚屋中へ賣付之銀子、二ヶ月切に御究被成、相延者御定之利足をくはへ取可申旨、其上滯申銀子不隱置可申上之旨、慶安二年三月に津田玄蕃樣・葛卷藏人樣被仰渡、則上卷誓詞被仰付上申に付、銀子二ヶ月より相延申候分、御公儀へ書上、利足取申候。然ども本銀さへ切々

に調兼申に付、いかゞ可有之と御町奉行へ淺野藤左衛門様御斷申上候へば、其分にも可仕旨被仰渡に付而、同四年正月よりは請取不申候也。利足取立申銀高覺。

一、九十四匁六分五厘　　慶安二年五月より十二月迄の間に取申銀高。

一、三百五十六匁四分二厘　　同三年一ヶ年分利銀高。

右之通迄取申候。同四年正月も少取申候へども、右之通故此分は何も相返り申候。萬事覺のため如此書置申也。

利そく取立申品々覺

右御定也。二ヶ月切之日より廿日迄は何時も利足取不申候。併十五日より廿日迄は半月之分也。利足取申も有之候。大かたは廿日迄は取不申候。此段されども究りはなく候。十四日迄の間はかたく何方よりも取不申候。何事も覺のため也。右の利足取申も藏人様へ御斷申上候。

一、慶安□年九月廿日御町奉行藤左衛門様・藏人様へ書付を以申上候は、當地魚屋ども浦方へ參、魚鳥之類買候而、其浦方よりすぐに他所へ遣し申候義は、最前申上候通り、荷物同前に御座候間、少もかまひ無御座候。但主宿へ取よせ置、手前にて賣殘申候分問屋へ出し不申、他所へ遣し申候者、口錢出し申様に被仰付被下候様にと申上候事。然れば魚屋中藤左衛門様へ被召寄、様子御尋被成候所に、あいもの中被申候は、くつや申所も尤に候間、書付之通り

に可仕与何茂被申上候。其分に候へば相對をいたし、下にて事濟義に候間、此書付之通相對にて濟候へと、藤左衞門樣被仰候に付、書付之通魚屋中がてんにて究申候也。

直恒直治共に今枝氏

二月。前田利常加賀江沼郡山代温泉に浴す。

〔今枝家譜〕

正保四年二月直恒於江戶病痾之由達于賀州。時微妙院殿爲保養浴江沼郡山代温湯。直治往彼地。請暇至東武。

三月十三日。金澤の魚問屋口錢運上等に關して誓約す。

〔加賀古文書〕

乍恐申上候

一、私共魚問屋被爲仰付候に付而、請人御供田や吉兵衞・蠟燭や仁右衞門を相立申候御事。

一、辻に而賣かひ仕物之內、鯉・鮒・海老・ざこ・きすなどには、口錢申間敷候御事。

一、金澤者直に浦方へ參候て、其者直に振賣仕者之手前、口錢取申間敷候御事。

一、他國並御國によらず、魚鳥之通荷物に、口錢取申間敷候御事。

一、金澤魚問屋之外に、商人他國より罷歸候刻、干魚之たぐひ荷物之付合に仕罷越、其者之見世にて賣申分は、口錢取申間敷候。但魚屋方へおろしうり仕候はゞ、口錢取可申候御事。

一、あいものと浦方之者賣かひ之義、跡々のごとくはんそう仕、其上魚や中へ私共より賣掛銀も、其人により少宛賣かけ、せんぐり〳〵に可仕候御事。

一、浦濱より持參仕候肴、一刻も早賣拂、六歩の口錢を取、代銀相渡し歸し可申候。惣而浦濱之者迷惑不仕候樣に、裁許可仕候御事。

一、御運上銀、當年者月茂立申候間、百枚上可申候。來年よりは一ヶ年に百二十枚宛、毎年翌年之正月中に指上可申候御事。

右之趣少も相違仕間敷候、以上。

正保四年三月十三日　　魚屋　六兵衞　判

なおい屋　太郎兵衞　判

町御奉行樣

三月十九日。前田利常小松を發して江戶に向ひ、途武藏鴻巢にて從者石黑權平人の爲に殺さる。

〔三壺記〕

正保四年三月十九日御發足被爲成、同廿九日には關東鴻巢に御泊、九ッ半に御發足被成けり。其頃專ら夜道を御好被成、晝は緩々御休息有て、宵出々々に出させ給ふ故、提灯の光は上下

晴天の星に異ならず。然るに鴻巣を出させ給ひて、本鴻巣へ一町半計に成る時分、遙の御跡夥敷亂れ合、人聲高く鳴渡る。古市左近・竹田市三郎御乘物に付き申されければ、喧嘩と相聞え、騷動仕る由申上らるゝ。利常公御踏出しの戸を明させ給ひて、誰ぞ聞いて參れと御意の處に、竹田市三郎・鹽川豐右衞門・島田又八・坂野市丞走りけり。其間御駕を立置て人聲を聞けば、人を追ひ尋る聲のみなり。御供中畏りて待ちける所へ、竹田市三郎大橋市右衞門を同心して來り、御駕の際へより、市三郎申上けるは、市右衞門被申上候へと有ければ、市右衞門申上る。石黑權平を飛驒守樣御家來江守彦左衞門若黨が切りて逃げ申候。權平は未だ存命にて御座候。其起りは御押への御跡に、湯原八丞・平岡志摩・大橋又兵衞・一木逸角・佃源太左衞門・荒木六兵衞・石黑權平、其次に私・脇田三郎四郎如斯段々に乘掛にて御供仕る處に、鞍置馬一疋に若黨一人・中間一人にて引、權平乘掛の右之脇を追懸け、横合に弓手の畠の中へ牽通す。權平馬は既に倒れんと仕る所に、權平馬より飛下り、刀を拔き追行申候處を、提灯持て何れも追懸候へば、闇の夜にて所々に小笹藪・桑原など御座候て、しばし尋候へ共見付不申候處に、彼若黨立歸て權平を三ヶ所切つて逃げ、權平は倒れてうめきの聲を聞付け、何れも寄りて鴻巣へ連行申候よし申上る。利常公御意には、其中間めはと御意の處に、市右衞門申上る。馬をひき御先を心懸て脇道を走申候處を、見付て捕へ置申候由申上る。早々江戸へ遣

し、籠へ入置可申旨御意有て、御駕を急ぎ本鴻巣へ爲入給へば、はや明六ッにぞ成りにける。御機嫌以之外に變らせ給ひて、朝御膳を上る所なれ共、御膳も不被召上、うそをあそばし、おびんの髮を逆まに立て御座被成。其内に御供中御辨當被下罷出る。其時宮城越前殿御使者進物持參し、岡島兵庫ゟ御披露被成、御返事被仰聞候へと申ければ、兵庫聞いて、か樣之時節なれば御披露難成候、先々御歸被成候へ、是迄の御越は急度可申聞候由被申、使者は罷歸る。石黑權平方へ、左近・市三郎家禮に念頃の步行、其外つき添て看病す。未だ御發駕不被成内に、河合左助參着、市三郎・左近に申しけるは、權平の手は大事に御座候、三ヶ所の疵どもいゐ合たる如く也、是れ內へ血の引たる所也。鴻巣より百人計り人足を出し、相手を尋ね申候由語りけり。利常公御出被爲成、靜まりかへつてしづ〳〵と御駕をやりければ、岡島兵庫御駕の先を走廻り、小聲に成りて、此中に飛驒樣衆の御座候はゞ、御跡へ下り給へと申されけり。飛驒樣より御步行八人、御迎の爲御供致しけるが、承るとて皆々見え隱れに御跡にさがる。犬千代樣・淡路樣衆は御供を勤けり。漸半里計も御座被成、市川理左衛門を召れければ、理左衛門御みすの際へよる。御直に何哉らん奉りて御先へ取つて出で走りけるが、蕨の渡しにて出向ひ、又御簾際にて御返事申上る。後に是を聞きければ、今枝民部方へ參り、公方樣御醫者外科の了伍と哉らんを賴み、權平方へ早々可遣旨被仰出。然共其日の暮合權平相

果る。角て江戸へ御參着被成、津田玄蕃方へ御飛脚立て、江守彥左衞門若黨の親兄弟並請人、六七人火罪に被仰付。彼若黨は板橋の一里山に上りて、股を切て書置を血にて仕置、私親請人等御赦免被成被下候へと書置て、自害して死けるを板橋の在所より注進す。利常公の御耳に立て、親受人何れも助候へと、重而御飛脚立けれども、三世の如來賊後の弓にて、皆殺されて跡になる。中間をば江戸にて御成敗被成、江守彥左衞門は御名代の御迎ながら、御使者に參り骨折て閉門す。去共頓而御赦免を蒙る也。此石黑權平先祖、昔伏見に御在城之時御用承る町人、當地へ參り金澤の眞中繁昌之所に御屋敷拜領し、むさし庄兵衞と申けり。むさしが辻の棟梁也。此者のせがれゆうにやさしく、をどり子に被召出、心は人に愛敬せられ、上を敬ひ下々によきに取つくらふ者なれば、諸人申惜みけり。餘り御近所に徘回して、冥感に狎れける事、拙き戒行哉とぞ申しける。

四月朔日。前田利常能登羽咋郡氣多神社の法式を定めて神人社僧に與ふ。

〔氣多神社藏文書〕

能州一宮法式

一、神社祭禮佛事勤行不可有怠慢事。

一、天下泰平國家安全之祈念可抽精誠事。

一、寺社作法之義、專可相守古法、若新儀於在之者、以衆評任道理可沙汰付、罪科人其外諸牢人一切不可抱置事。

一、山林竹木猥不可伐採事。

一、當社小破之時、以寄附之領分可加修理事。

右條々堅可被相守者也。

正保四年卯月朔日　　利常判

社家中

長福院

六月三日。本多安房守政重卒す。

〔本多氏由緒帳〕

一、十一世祖父　　本多元祖安房守政重

政重義佐渡守二男御座候處、文祿二年より奉仕家康公・秀忠公、慶長二年八月有故而武州江戸立退、半年程伊勢山田隱棲。然處大谷刑部少輔依招出京、同四年備前浮田黃門秀家卿應招、領知二萬石。同五年金吾中納言秀秋卿以杲藏主、備前兒嶋恩賜之由に而被招。亦從瑞龍院樣、以岡田長右衞門被爲召、則及御請候。因玆杲藏主失面目、所詮可捨命与申聞候故難默止、暫

双方ゟ不趣、高野清水与申所に在留。是歳安藝國主福嶋左衛門大夫殿頻被召、廣嶋へ罷越、領知三萬石。同七年藝州立退、無程從瑞龍院樣以稻葉左近被召寄、領知三萬石被下之、本多山城与相名乘罷在候。同九年奥州米澤上杉景勝殿實子無之、家臣直江山城守女子有之、景勝殿之爲養女、政重を以配之。以後男子も於無出生は、上杉家相續有之度之旨に付、瑞龍院樣御怡悅奥州ゟ被遣。右養女無程死去、上杉家にも實子出生、旁以慶長十六年米澤退去。夫より上京罷在候處、從瑞龍院樣以御使度々就被爲召候。則其年歸參、本多安房与相名乘申候。同年八月十二日本知三萬石拜領、但追付五萬石可被下之條、先可相越之旨に而、五萬石之御判物頂戴之。同十八年瑞龍院樣越中一國可被差上旨に付、以政重佐渡守へ被仰遣、上野介達御聽。此時江戸駿河奔走及七度、無相違越中國如前々可被進由就上意、百二十萬石全御領掌。瑞龍院樣御直、今度は政重功勞故与御懇之御意。依之慶長十九年微妙院樣、御加增拜領被仰付。右之者小松御城御預可被成由候得共、此義は奉固辭、瑞龍院樣御逝去以前、微妙院樣致御供、越中高岡へ可相越由に而、政重御座近く被召寄、御遺言、若不經年大坂於御出陣は、御家臣共雖有之、老兵行歩不可任心、幸其方功者、旁以士卒之下知萬事被成御賴旨蒙御意。同十九年大坂御陣有之、十月十四日微妙院樣從金澤御出陣、政重御供、翌年二月七日御歸國。同年重而就大坂御陣、四月十八日同斷御供、八月中旬御歸國。右兩度共諸卒政重下知与被仰出、

兩度之御供無恙相勤。依之骨折候間、慰見候得与被仰出、宗半肩衝御茶入徽妙院様御手自拜領、數度御直御懇之御意、且又家臣於大坂岡山表鑓高名御穿鑿被成、元和元年六月御褒美物被下之。同年六月叙爵被仰付。同二年家康・秀忠公ゟ御目見仕候上は、御國他國之義に不限、萬事可致差引旨御意。同八年上野介正純蒙御勘氣候得共、政重事少も氣遣仕間敷旨等御意之趣、十一月酒井雅樂頭殿・土井大炊介殿奉書到來。正保四年三月隱居被仰付、同年六月三日病死仕候。將又寛永十年旗本同姓本多故大隅守政久跡目之子四歳に而死去、依之斷絶。然處同年政重三男帶刀政相被召出、江戸へ相越五千石被下之。當時駿州靜岡在住本多彌五郎家に御座候。

一、十一世祖母　　西洞院參議時直卿女

延寶八年十二月廿八日病死仕候。

〔可觀小說〕

一、慶長十九年瑞龍公御病中、本多安房を高岡ゟ被爲召、色々御咄しの次第、天下の義、畢竟關東と大坂可爲御枠楯候。安房は功者之事に候間、御先手相勤、諸事御指引御賴思召候旨御意に候處、安房申上候は、凡軍之勝敗は兵の多少に不因事に候へば、萬一大坂方利運之軍に候はゞ、如何可奉心得候哉と被申上候處、其儀は兼而肥前も覺悟有之候、大坂勝軍に候は

肥前は前田利長

前田綱紀の談なり

〻必戰死之心得に候旨御意被成候へば、左樣に候へば都而之意得相濟候旨御請候由。板津檢校話松雲公

御自筆に御記し被遊候一册御前に有之、其第一ヶ條に此事有之旨、或人之物語之由有澤氏之話。

〔松雲公夜話〕

一、台德院殿秀忠公には御つりひげ御座候由、井伊掃部頭殿にもつりひげ有之候。此掃部殿大坂御陣之時、家來之者槍を合せ申に付、高き所にあがり、馬より下立、槍を杖につき見物して被居候處、本多安房守法名大夢足輕二百計召連罷越、挨拶いたし候處、掃部殿手前取込被申候哉、承付不被申候。安房守申候は、掃部は腰がぬけ候や、人の挨拶も聞付ぬはと、大音にて無憚申候而罷歸申候。其以後對面之節挨拶有之候旨、癸巳正月十一日の夜拜聽仕候。其以後も度々御意御座候。

〔甲申雜書〕

一、何れの時分何れの處たるも不知、仍不慥と云へ共、時の風を聞を重寶に思うて聞書する也。太閤の御世か、本多政重城普請の奉行の內として行けると云々。景勝の臣の時か、若は當國へ仕へける時か。其請取の場に蹲居しけるに、政重が家來、政重が槍を立て居る。其所へ福島正則見廻ける。如此時は陪臣は各へ槍を伏する躰なるに、政重が僕左樣の事をも不知けるか、其儘槍を立て居けるを、正則見て以ての外に氣色損じて、立てあるは誰が槍ぞと問は

るゝに、政重が槍と答ふるに、慮外者也、手討にせんと思はるゝ顔色見えて、刀に手をかけ、近々と政重が際へ三度迄立寄けるを、政重もつくばひ居ながら心得て、先をば被討間布と思ひて、刀に手を掛けて正則の顔を見詰めて、少も油斷せぬ顔つき故に、正則も成間布と思ひけるか、其場を立退き、其をこせとて槍持が方より取寄、其槍を正則自身踏折て捨て被歸。政重口惜き事に思ひけれ共、可爲樣なき勢にてこそは有つらめ、其分にして置ける。其刻政重が家人村井二郎左衛門と云者供して、側に居て危き目に逢ひけると、後迄も語りけるとて、村井が物語聞ける人の咄也。此村井後には御家へ被召出。此物語少は違あるか。併此頃の人の風俗、場を踏みたる仁の仕形は此位也。又福島が狂氣同事の体たらくは、是には不限儀なれ共、此一事にて餘は可知。城普請の大なる近年ありしを思ふに、伏見には非じ、越高田・尾名護屋・駿府・江戸・大坂・二條等の内か。然らば當御代に成りての事ならん。太閤の御代にしては不符合。兎角に此所には不立入、只何事にもせよ、政重が出居て、槍を可伏處にて不伏を、福島見て立腹の上の仕形と心得れば事濟か。彌重而可尋明記也。

本文は寛永十年前田光高の夫人入輿前のことに係る

〔三壺記〕

御屋形大形出來し、掃拭以下相濟ければ、春日つぼね御家の樣子見て參れと上意有に付、御上屋敷へ被參、御けしやうの間・御產の間・地震の間・長つぼね・御臺所・湯殿・物置等、殘る所

なく見物なり。然るに御產の間・御廣敷の住居、春日つぼねの案に相違して、奉行人を呼びよせて、此御臺所の立樣勝手左右に成りて、殊之外あしきまゝ、臺所は立直し可申旨、大音にていかられければ、奉行人げうてんして十方にくれ、頭をさげて物も申さで有りける所へ、本多安房守政重とび來りて、なういかに春日殿、今程天下大平にして、御靜穩なればこそ、かゝる御家も世にあらめ、日本國にかゝる御家のあらばこそ、いつのこうを以春日殿のこのまれ候や、又半年も懸りて、か樣の御臺どころは出來せん、遠慮ましませと申されければ、つぼね聞いて、是非ともにと申すにあらず、左樣ならばよからんと申事にてましますぞ、あら見事成御屋かたやとて、頓而登城いたさるゝ。其頃天下にはやりもの、めつた揚弓中將斐春日局にひぜんかさとて、うへこす人はなかりしに、本多にめいりぬると、皆人感じ申けり。

〔續漸得雜記〕

一、安房守政重、老後には大夢居士と自稱仕候。此安房守或宵之間に、同職橫山山城守長知方へ、暫之內御出候樣にと申遣候。此時分宅地も向合にて程近く、隨分互に懇意に仕候故、平生少々人召連往來も仕候。其時も山城守近習兩三人召連、步行にて參候へば、座敷の眞中に火鉢にあたり有之ながら、城州少用事有之申遣候、是を御覽候へ、只今江戶より飛脚參候とて、飛脚箱も脇に有之、則狀を出し候。山城守見申候得ば、十萬石可被下候間、公儀へ可

罷出候、左様はゞ御老中を可被仰付と申趣之御内證に候。偖々目出度、一段之事之旨山城守挨拶有之候所、我等抔が行きて能きものには非ずとて、則其火にて右之狀を焚き棄ける。是を見置給ひ候得と迄申候旨。此咄は則山城守申出し候ては感申候を承候と、私共傍輩の內徒小頭齋藤四郎兵衞与申者有之、其者之親四郎兵衞へ每も物語候旨、四郎兵衞儀私兄藏人へ申聞候と、藏人申候。只今存付候得ば、定而上野介殿配流の後抔、佐州君跡御取立の爲申來り候哉、不慥成義ながら承傳候處如此御座候。萬一公儀邊にて御心當被遊候事は無御座候哉。此義此方にても、其子孫として別而可申出事にても無之候得共、承合申度迄に如斯御座候。

一說に安房守御請に不及事は、如是の意趣にはあらず、罪を恐怖する也。其罪を恐怖するは己罪有にあらず、兄上野介讒を以て罪を得れば、己も欺て召寄られ、終には保つ事を不得事を計り知りて、辭を設て其召を避るのみ。誠心と直道にはあらずとの說なり。未詳其信僞如何。

〔責而者草〕

本多安房守は加賀中納言利常卿の家老なり。東照宮より遣はされ候人にて、思慮ある人なり。越後の小栗五郎左衞門は隣國と云ひ、常々安房守を慕ひ、或時安房守江戶へ出府とて高田を通りける時、五郎左衞門出向ひ、幸の儀ゆゑ屋鋪へ寄られ候へとの事なれ共、城內なれば夫

へは參るまじとて、達てことはり候に付、町屋にてもてなし、五郎左衞門が子大六若輩の時成るが、房州へ逢はせけるに、房州挨拶に、能き生立珍重の事に候、併御主人にも因り候べき、越後守樣にて御自分の御子息にいたし候へば、理發宜く相見え候間、其所心附かれて守立られ候樣にと申ける由。大六後に美作守になり、奢長じて、果して主人の仇と成る。安房守智者ゆゑ、未來の義を察し、五郎左衞門あいさつの所ちがひ申さず候と感じけり。總じて古人智惠ある人は、當分の事よりは後の義を守るに心を附けしとなり。

よせひ本のまゝ

〔續漸得雜記〕

一、中納言利常公御嫡子光高公、將軍家へ始めて御禮被仰上候付、御家老本多安房守・横山山城守を初、宗徒之老臣江戶へ被相詰、利常公安房守・山城守を召して、明日筑前守致登城に付、殿中之規式相濟、三家並門葉之方々へも可相勤。此度は光高一代のはれ場となる條、太儀ながら殿中其外にも致扈從、先々にて會釋可然と被仰渡。兩人謹て奉畏、御請申上候。翌日光高公御登城之砌、彼の兩人何と致しけるか、御供には不罷出、少將公殿中御首尾能御仕廻、其外方々御勤被成御歸館、中納言樣へ御禮被仰上候。利常公兩人之家老共は彌供に被成かと御よせひの思召にや、御自慢の御樣子也。少將樣、いや兩人は不致扈從と被仰上候處、中納言樣御氣色被爲替、兩人を被召出、急度御居直り、皆共は昨日申渡旨を背き、供いたさ

御殿にも云々本のまゝ

ざる由、何と思惟仕けるぞ、遙々下向する事何の爲にやと、以之外御怒也。兩人頓首して、暫御請におよばず。重而何と存不致屬從ぞと御憤り頻也。其時兩人頭をあげ、私共御供可仕筈とは不存候へ共、御直に被仰渡候上、先御請は申上候得共、兎角難心得致控申由申上る。利常公御面色爲替給ひ、偖は少將が供を不足に存候哉、能年はいにてと、以之外御怒り也。其時安房守、山城守何と存ずるぞ、我等共の存候とは相違いたす也。少將樣御若年に御座候得ども、御發明に被成御座事、乍恐御殿にも不被及御器量、世間にも申慣す程の御事に候。此度始而御禮被仰上方々御勤之砌、私原を御供に被召連候におゐては、加賀少將殿こそ發明人の沙汰すれども、いまだ公儀も難成にや、白髮かうべの家老共の、右左りを抱へて後見をしてありくよと申候はゞ、大き成不調法。身不肖ながら御威光にて世間に無隱白髮共にて候へば、遙々と御國より被召寄相詰罷在申所、御供と申ものは、御家の旗頭抔が歩供して、童部之宮參抔する樣に付隨ひてうろ付申筈にては有間敷と存じて、兩人は罷出不申与被申上ければ、中納言樣御顏色解けさせられ、夫を思ひてこそ皆共を呼越したれ、光高こそ果報の人よと被仰、御祝の御酒等樣々物給り、兩人を色々御饗應有之と也。誠に名を知られたる侍程有て、しほらしく御請被申上たりとて、御家中皆感じけるとぞ、君視臣手足の如くする時は、臣視君腹心のごとくすとかや。難有主從の御會釋、一度軍配を揚給はば、何れも懸命の忠戰

をとぐべく、目出度かりける御家の有樣哉と被申候。

〔松雲公夜話〕

一、本多安房守儀大夢事大猷院樣御代、每度御前にて色々御咄申上候。あまり申過し候とて、酒井讃岐殿など御笑止がり被成候由、岡田豐前殿相公樣ゟ被申上候。亦申過し候而、微妙院樣・陽廣院樣御爲に宜事多く有之候由、右同時に御意也。

〔可觀小説〕

一、本多大夢は先祖代々參河國人にて一向宗門也。加州ゟ仕官之後、本願寺末寺專光寺を檀那と定めり。或時佐州君年忌に付、其趣申含置、六月七日參詣之處に、住持失念いたし作善の用意なし。大夢其日主僧への施しの爲に、判金五枚令懷中之處、右之趣に付大に憤り、早速專光寺を出でゝ、直に伴八矢宅へ赴きて、元祖八矢にて平生大夢と無二之合口。しかぐの趣を告て、且懷中より右の判金取出し、志は同じ事に候、あの如きの坊主に施さんよりは、御手前へ進候間所用に可被仕候。扨今日より改宗し、身共屋敷之内に有之候禪宗大乘寺に歸依可仕候よし被申候へば、八矢承之、我等は日蓮宗に候得共、今日より御同然に大乘寺檀那と成りて、死しても御心安く一所に葬られ可申とて、其日より同宗同寺と成り、次男源兵衞ゟも遺命して同意せしむ。

相公は前田綱紀

佐州は本多佐渡守正信

〔加陽諸士言行筆記〕

一、陽廣公脇田平丞如鐵を御使として、安房守殿ゟ被仰遣候は、何事によらず御心得に成候儀は被聞召度候間、申上候樣にとの事也。安房守殿被聞、扨々若き殿樣には尤成義に候、何之可申上儀も無之候得共、心付候儀は可申上候、但其方誓詞いたし候哉と被尋。其儀無之与申被罷歸、其段申上、誓詞之願上可然と被申に付申上候處、尤之義と被仰出、則誓詞被仰付、重而被遣候處、安房守殿對面、思召を感ぜられ、可申上品もなく候得共、御若年故申上候、何事によらず御隱密之事は、いか樣之事にても、御心より外ゟ御洩不被成物に候、隱申事は左樣無之にては相整不申候。乍去不依何事、萬に一つも宜事は無之物に候間、隱事は毛頭無之樣御心得肝要に候。此外申上候義無之と被申候。

〔微妙公夜話〕

一、中納言樣越中へ御鷹野に被爲入、新庄に御座被遊候而、其近邊御遣被遊候所に、百姓馬に乘御目通りをとほり候へば、にくきやつとて、さんぐ〵に御うたせ、籠舍被仰付、四五日過御餌柄之鶴を武部九郎兵衛に爲御持、本多安房守方へ被下候。九郎兵衛金澤へ參り、安房守へ案内申罷越候處、安房守上下着仕、難有頂戴仕候、此鶴料理仕申候而、其方も相伴仕候へと被申、無程振廻出し申候。汁は鶴の匂ひ計りに而、鶴の身一切もなく候故、九郎兵衛申

平丞とあるは九兵衛なるべし

候は、鶴無御座匂ひ計りにて候と申候得ば、左様に可有之候、其方よりも、生鶴は給がたき故、身は我のみにくれ候得と料理人に申付間、有之間敷候。是をくはせ可申と、主の椀の内に箸にはさみ、二切三切是給候へとたまはり、扨新庄にて少御機嫌悪敷様に相聞候、笑止に存候と被申候。九郎兵衛被申候は、御前に百姓乘打仕候を、御うたせ籠舎被仰付候、にくきやつめと何茂申候由申候へば、兎角不運成所へ出申やつにて候、殿と存候へば乘打はせまいと被申候。扨御禮のため、御請くれ〴〵被申候。九郎兵衛其段罷歸、竹田市三郎を以申上候得ば、九郎兵衛御前に被召出、安房悦申候哉と御意に而、右之次第共笑申上候へば、少御思案之御様体にて、安房申候所尤候、乘打はせぬはず、其者ゆるし候へと御意にて、助かり申候と承申候。

〔微妙公夜話〕

一、中納言様未金澤に御座被遊候節、子小將すき被遊、子柄能候へば他國より茂被召抱被置、御近習に被召仕候。安房・山城申候は、御國に御人多、御普代も多御座候處、他國より被召置、御近所に被召仕候も如何に候間、此義兩人仕可申上与相談に而、登城被致、申上度義候間、兩人罷出候由、取次に而申上候得ば、何ぞ急御用と思召、急に御出、兩人被召出候處、右之段申上候へば、以之外御機嫌悪敷、推參成義くそを喰候得と被仰、奥へ御入被遊候所に、

御隠居は前田利常

兩人腹立仕、罷出候得ば、いかゞ思召候哉、兩人之者に振廻を爲喰可申と、淺香左京に被仰付候故、左京下馬迄追掛、其段申候得ば、安房申は終に給付不申物を給候へば腹ふくれ、御振廻もくはれ不申と、乘物に打乘歸申候に付而、其段申上候へば、兩人腹立仕候哉と御意に而、おもかげの御壺御取寄、御自身口を御切、茶二袋御取出し、御臺所より御肴一種宛御添候而、兩人へ被下給可申と、御使に安房へは大橋市右衞門、山城へは荒木六兵衞被遣候。山城は上下に而罷出頂戴仕、御請申上候。安房は市右衞門に逢不申、可得御意候得共、先刻御前にて給付不申ものを被下候へば、食傷致し臥有之由、使を以申候へば、市右衞門申候は、御直に被仰渡御使に御座候故、左樣之儀難申上候間、是に而覺悟申と申候へば、其時左候はゞ是へ通り候得と御申、寢所ね被呼申所に、御使之段申候得者、扨は御合点に而御機嫌も直候哉と、肩衣取寄着仕、兩種頂戴忝と御請御申上候由。

〔微妙公夜話〕

一、御隱居前、從公方樣御餌柄之鶴御拜領被遊、御家中御披き之節、安房・山城兩人前には飯椀付申間敷由御意に付、何茂する濟申時分、飯鉢に飯椀をそへ爲御持候而、兩人は年寄故、飯のあたゝか成るを能候半間、是を給候へと御意に而、兩人忝がり申事限り無御座と申候。

〔可觀小說〕

一、徴妙公小松御隠居之時、本多大夢に御茶可賜とて、或年の夏御書院に而御茶被下、風呂先の小屛風杉骨の間に、狩野探幽へ御好被成、松原の景色に雁鳧鴛鴦等松の梢に群ゐる体を圖せり。此繪を大夢言の外ほめ、御好みを奉感よし申候。御近習の衆へ、大夢は何と挨拶候哉と御尋被成候に付、右之趣申上候へば、御喜色勝れて御みえ被成候。追而何れも大夢へ尋ねけるには、水鳥の松の梢に群居候は、見も聞も不仕事に候、難心得事に候、其心の体は如何の故に候哉と申ければ、古歌に、

　　鳫の音の越路の道の遠ければ羽をやすめんと米島の松

と承候へば、此意にて御好み被成たるものと存候旨被申候。郡氏話。

或人云、二十一代集卷末の內に越路より飛つかれたる鳫の音は羽をやすめんと米濱のまつ、大夢被申候御歌は、此集の歌にて候はんよし。

〔續漸得雜記〕

一、本多彌兵衞殿親父は、大夢の嫡子也。大猷院様上意に、安房男子多く持たらば一人越せとの御事、奉畏旨に而、下宿して常に出入いたし候石川茂兵衞与申者參候へば、安房守被申は、今日上意に忰共の內一人可被召仕与被仰出候間、嫡子を可上と思ふ与被申候へば、茂兵衞承り、成程可宜候、少ぬけたそうなと申候へば、安房守、いかいたわけを云事哉と笑被申

候。其以後安房嫡子を同道に而、殿中ぉ罷出、悴共之內一人上候樣に上意に付、嫡子を上申候、二男三男之內上可申候へ共、嫡子は以之外ぬけ居候へば、五萬石取候而も、三ヶ國之仕置不仕得候間、中納言爲に御座候に付、嫡子を上申候、上樣には御ひろく御座候得ば、五萬石・三萬石取申者一人、御用に不立候而も御事も欠かれず候間、嫡子を上候由に而被召仕候也。

〔高皇雜談〕

一、本多安房守政重五萬石聟堀內膳二千石或姪婿と云者有常々半狂氣の躰にて、不宜首尾ども有之候ゆゑに、折を以妻女をも可取返と思案しけるが、或時白晝に內膳、安房宅へ見廻けれども、顏色仕形不見請事ども有之に付、安房は留守とて內膳を返しける。其曉がた、內膳が宅に不在合を考へて人を遣し、彼妻女を取返しけるに、內膳歸宅して聞き立腹し、暮合に安房亭へ來る。其裝束下にはくさり帷子を着、袴羽織鉢卷をして異相の躰也。晝入來せしを、安房にきかせざりしを、政重立腹し、定而暮合に內膳可來之間、必通し候へと堅申付置けるゆゑ、家來共爲方つきて、則安房に達しければ是へ通し候へば可對面といふを、異樣之躰何とも見分がたく候、氣違と見え申候、御對面はふつと御無用之由、家老共再三申入るといへども、同心せざるによりて無了簡、不遁成瀨內藏助知音共いへり知音の阿部甚右衞門方ぉ案內しければ、

兩人早々に馳來抑留すれども、政重不聞入ゆゑ、兩人より橫山山城守長知方へ達す。長知其儘馳來てとむれども不聞。何條事も有まじ、各御入は却而樣子もあしく候間、御歸候へといへども、三輩も不歸。安房は其比病氣なりしが、秘藏の助包の小脇指を取寄、星目釘を小刀にて拔き、つかをはづし、中心を紙にてつゝみ、其上をこよりにてさら／＼と卷いて、其こよりの先を、ふとんの外へ見ゆる程に引出し、脇指をばふとんの下に押入敷いて、其上に枕して伏す。蠟燭をば指止、油火成程細々と立て、座敷もくらき程にしなし、後に腰屛風を立、小坊主に腰をうたせて居る。山城は前廉より心得もありしや、股立紐にてもゝだちをとり、いかなる心にか、刀をば小々姓に渡して脇へ遣し、脇指計にて腰屛風の陰に隱る。成瀨・阿部は兩刀を差、もゝだちとりて長知と一所に蟄居す。偖內膳被通よといへば、本多が一老笹井伊賀千石手燭をとぼし罷出、先刻安房寐入罷在、只今目覺申候故、御出申聞候へば、病中平臥に候得共、御目に可懸と申候間、あれへ御通候へと云。內膳、安房殿可有御逢と候哉、忝儀に候とて立ち、先へ燭を持たる笹井を後より切る。笹井も拔合せて先太刀を討つ。其內政重家來ども大勢走付て、內膳を切殺す。燭も消え、味方打も有之故、笹井は脇へ退て居る。其後誰渠と先太刀の爭ある處に、笹井は誰がいか樣に申すといふ共、先太刀は我等にて候、疵口大きにて紛なく候、己後吟味の爲に扇をさしこみ置、同士討危く脇へしさり候といふによ

りて、扇のある疵は我等先太刀といふ程に、見よとて寄合吟味しければ、扇の入たる疵最上の大疵にてありしゆゑ、撿人笹井が働を感じけり。此時笹井一太刀打つとひとしく、脇差を脇に置いて、扇をさし入れしとぞ。早態なる事也。さて安房家來には、同士討か、內膳が働たるか、手負七人・死人一人ありし。內膳殺害の段、安房は憚りて、山城方より言上仕けるに、亂氣といひ、無了簡首尾なれば、さやうになくては不叶事との御意とぞ。政重・長知が仕形心得あるべけれども、下慮察しがたく、深き意味も有けるか。

〔前田家雜錄〕

一、本多安房守政重、奥州景勝に而直江山城守兼續聟養子の時、前妻は兼續女也、後妻は兼續弟小國大和守實頼女と也。

六月十一日。江戶本鄕邸にて小姓河田市十郎自害す。

〔三壺記〕

鷹栖松雲が事

同年六月十一日に、神田の御屋敷へ江戶薩摩小左衞門を被召寄、あやとりを被仰付、御一門方御出入の衆朝より御入來有て、御振舞過、別而犬千代樣と萬菊樣・岩松樣何も御入被成、牛や蝶などを樂屋より出し、懸御目なぐさめ奉る、御中入の時分に成て、子小姓中間にひそ

神田邸といふは本鄕邸に同じと越登賀三州志に見えたり

ひそさゝやき出て止事なし。又小屋〳〵にも走廻りさゝやきけり。あやとりも過、御客衆も何れも御歸有て、御小姓之内河田市十郎自害のよし御耳に立ければ、如何樣之子細ぞや無心元旨御意被成ければ、狂氣にてよもあらじ、前田權之助に參委細之儀承りて參れと被仰出。權之助畏て川田市十郎長屋へ參る。市十郎未存命なり、御意之通申されければ、市十郎涙ながら扨々難有御意哉と、手を合權之助を拜し、一々物語をぞいたしける。御茶堂鷹栖松雲事、御存知之通御前躰も宜しければ、子小姓一所に相詰、何れも隱心なく咄申處に、餘り寵恩におごり付て、澤田五郎八に執心のおもひやみがたく、我等に中をあつかへと偏に賴申に付、無是非私五郎八内談いたしければ、五郎八申けるやうは、我御奉公に被召出、江戸へ被召寄に付、父誓紙を申付たり。命の用には事によりて立べし、御法度も時の品によりて傍輩のために破る事も有り。衆道之儀はかり初めにも破る事なかれ、毛頭是を破るならば、生々世々の不孝たるべき旨申渡す。一命の用は承るべし、此儀御免あれと云。其通松雲に申渡し、おもひとまれと申置處に、松雲不機嫌にて打過、何と哉らん手前に疎々敷成る。たわけ者哉と存る處に、松雲をわきへなし、市十郎進而五郎八と密通するよし松雲かたりなして、中間の人々も不屆とやおもひけん、何れも我に疎遠いたしけり。又かへり忠のもの有て、推量之通市十郎に知らせければ、何の坊主首をはねん事は、鼠をころすよりいとやすし。女子同事の

ものを手にかけてせんなし、しよせん言上せんにしかじ。されども命をかばいて言上もせんなし、私も少は御法度を背き奉る所も有り、身をすてゝ御尋之節申わけいたさんと、態と半死に成りて待居たり。是こそ松雲度々の手紙なりとて、權之助へ相渡す。權之助罷立、御前へづゝと上り、有のまゝに申上る。殊之外御氣色替り、其坊主を先づ討ちころせと御意有て、長谷川少太夫承り、松雲所へ參、上意にて有ぞ覺悟さしませお坊といひければ、ゆるしたまへと手を合する所を、一討に打ふせたり。早々小松へ御飛脚立ちて家闕所し、子もあらば殺害可申付旨、前田内藏允奉りて、女子ははだかにして追出し、松雲いもうと去方に奉公し、此頃煩にて引籠有けるを、是も衣類道具を捨させ追出す。されども男子はなかりけり。川田事は觀妙院子にて、至而ゆふ成子なりとて、先年をどり子に被召出。根本武士の筋にて、歴々にて有けるゆゑ、一命をかろんじて申わけをいたし相手を取事、わが身に取りては成がたかるべし、嗚呼惜哉とぞ申ける。はたして市十郎も死たり。

〔菅家見聞集〕

一、六月十一日江戸神田御屋敷御一門方御尋來、薩摩小左衞門あやつりを被仰付。此節御小將河田市十郎自害す。吉田權之助を以御吟味之處に、澤田五郎八と鷹栖松雲と密通之事に依てなり。則松雲御成敗被仰付。

七月廿二日。越中礪波郡般若野嚴照寺居屋敷を賜はらんことを請ひ、次いで許さる。

〔國初遺文〕

乍恐越中利波郡般若野嚴照寺居屋敷之義に付而、御理申上候。

一、私先祖之寺屋敷は、般若野之内福岡と申所にて御座候へ共、右之福岡庄川と罷成申候故、双之在所宮森村と申所へ罷越候へば、則村中より居屋敷寄進仕、私迄數年罷在候處に、去年より地子米出候へと百姓より申候。私貧僧にて迷惑に奉存候得共、百姓任申旨地子米出申候。當國古府勝興寺・井波瑞泉寺・私共に三ヶ寺之先祖は、何茂兄弟に而御座候。然共今程私身躰、右兩寺同前には無御座候へ共、且は本寺わたいし、且は外聞と申、右屋敷之義迷惑に奉存候間、般若野之內せり谷野にて百間四方、御慈悲を以拜領仕度候。寺家門前なども御座候故、乍憚申上候。若又百間四方難被下被思召者、何分にも御意次第に拜領仕度奉存候。右之趣、御次而を以被仰上被下候者、難有可奉存候、以上。

利波郡般若野

正保四年七月廿二日　　嚴照寺判

伊藤內膳殿

長屋七郎右衞門殿

右表書之屋敷、田畠に構なく候はゞ可被相渡候。嚴照寺就罷出、少宛新開可仕由に候へ者、尤候間、其通可被申渡候、以上。

津　玄蕃　判
奥　河内守　判
横　左衞門　判
長　九郎左衞門　判
葛　隼人　判
前　出雲守　判

伊藤内膳殿
長屋七郎右衞門殿

八月朔日。小松魚問屋の營業に關する規程を定め認可を求む。

〔加賀古文書〕

乍恐申上候。

一、魚問屋口錢之儀、金澤・富山なみに六歩に可仕候。不及申上、魚鳥通り荷物に口錢取申間

敷候事。
一、御運上銀七十枚之銀子、金澤なみに、毎年翌年之正月中に指上申樣に被仰付可被下候御事。
一、魚屋方之外、當地商人他所より罷歸候刻、干魚之類荷物之付合に仕罷越、すぐ〳〵に賣申分は少もかまひ無御座候。但魚屋方並ふり賣之者におろし賣に仕候者、金澤なみに口錢出し申樣に被仰付可被下候御事。
一、こい・ふな之分は、口錢取申間敷候。其上魚屋之外、浦方より肴かひよせ、自分に遣申義少もかまひ無御座候御事。
一、魚屋方並ふり賣之者方々へ罷越、魚鳥かひ候而自身ふり賣仕候義は、少もかまひ無御座候。過分にかひ罷越候而、問屋へ案內不申入、すぐ〳〵みせに而賣不申候樣に、金澤・富山なみに被仰付可被下候御事。
右之通被爲聞召屆、被仰付被下候者、有難忝可奉存候、以上。

くつや次郎右衛門　判

正保四年八月朔日

淺野藤左衛門樣

神戸藏人樣

如斯八月五日晚に魚肝煎被仰渡、同六日より御定之通裁許仕候。

八月三日。京都紫野芳春院修營の爲藩吏を派遣出發せしむ。

〔關屋政春古兵談〕

正保四年京都紫野龍寶山大德寺の內、芳春院破損御奉行服部五右衛門と政春兩人に被仰付、御大工頭兵右衛門を御添、足輕三人御付、亥の八月三日金澤罷立。同十一月廿五日金澤へ歸着、其間透々に紫野邊を見物仕たり。

八月十三日。火災に際する金澤城警衛の部署を定む。

〔國初遺文〕

當地自然火事出來之砌之義、最前如御意、御馬廻中は堂形ゟ御出可有之。但御城御當番之內に而者、縱御非番に候共、面々御番所ゟ御出可被成候。何茂御名之下御判形候而可被越候、恐々謹言。

正保四年八月十三日

富永勘ヶ由左衛門

江守半兵衛

九月。越中射水郡古國府勝興寺の寺領を増加寄進す。

〔考據摘錄〕

上略 其後正保四年九月於射水郡矢田村、百二十五石御加増被成下、前領合二百石之寺領と相成申候。其節如何之趣に而御判物不成下候哉、何れにも其節より收納仕候。承應三年八月七日に御寄附之御判物被成下候。且光昌院と御座候は、則勝興寺之別號に而、其節は寺號院號兩樣相唱申候。

元和四年十二月參考

光昌院は本願寺準如六男良昌にて正保三年より勝興寺の住持たりしもの

右者今般寺領之御印等御書物御取調理に付、初發よりの手續爲念書上申候、以上。

戌正月　　勝興寺留守居　金剌多膳　印

寺社御奉行所

十月朔日。七日市侯前田利意の爲に加賀藩より殿閣を興造せしむ。利意將に婚せんとするを以てなり。

利房は利豐なるべし利豐は利意の初名

大和守利廣は利孝の誤

〔三壺記〕

前田右近大夫利房の屋形修造之事

同十月朔日より、前田右近殿奥方の作事初る。先年大和守利廣の造營之屋形年ふりて、おびたゞ敷破損す。其暮に右近殿嫁娶の祝儀可有とて、犬千代丸殿より御入用修造被仰付、御奉行佃源太左衞門奉り、御大工伊右衞門江戸大工理兵衞召連、指圖を究めけしやうの間・長局・

利豊は當時尙右近といへりその右近大夫となりしは萬治三年以後なり

十九日は十月なり

湯殿・雪隱・物置二階・土藏迄事新しく造作し、十一月晦日には戸障子張付繪樣金具迄かゞやく躰に出來す。其頃御上屋敷に、御飼鳥の大交籠並惣廻の駒寄等迄、古きを取退け新敷出來す。後藤木工左衞門・中村次右衞門御材木相調へて相渡す。暮へかけて事鬧敷、森權太夫・靑山織部勘定承屆、右近殿へ御入用相渡し、事濟にけり。同暮に至りて前田右近大夫殿佃源太左衞門方へ、其時の作事奉行山岡市郞兵衞を以爲御使者、吳服一重に肴を添て被遣、年寄られ、遠路之處每日曉より暮へ懸けて通ひ相詰、早速出來大悅之旨口上有。細に其由申入候處に、源太左衞門承り、此拙子何方より何を請けたる事やある、それは犬千代樣へ御上げあれ、拙子は三十六俵より千石まで度々に被下、用にも無御座、中納言樣への御奉公こそ仕候へ、右近殿への奉公にて無御座由申相返す。いかに申ても、左樣には御使者に被申間敷とて、留守のよし申て使者を相返し、進物取りて歸けり。翌年春二月、利常公佃源太左衞門を被召上、舊冬右近方より何かもらひけるやと、品川左門を以御尋候處に、何々と有のまゝにぞ申上る。御耳に立ちければ御機嫌能、銀子十枚被下、難有致拜領、歸宿して右近殿被下物を相返したる事、今更仕合したるとてよろこびかぎりなかりけり。

〔御日記〕

一、十九日諸大名の緣組を被仰付。其衆は、

松平丹波守娘を前田右近大夫に。前後略。

十一月廿一日。徳川家光、前田利常に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

十一月廿一日小松中納言利常卿へ書院番頭水野下總守定勝もて鶴を給ふ。

是歳。領國の繪圖を幕府に上つる。

〔高方覺帳〕

正保四年領國繪圖を幕府に上ぐ。

〔袖裏雜記〕

正保三年に高辻帳、並同四年に繪圖上り申。

是歳。大坂の船舶初めて領國に回漕す。

〔改作方勤仕帳〕

上方船初而御國ゟ廻申事

一、正保四年上方船、初而木屋故助市才覺に而御國ゟ廻し申候。大坂船裁許木屋助市せがれ並に升屋市郎兵衛。右之船裁許之者に者御合力無之。但船頭方より送取申候。

送取は受取なるべし

大坂御藏宿
備前屋　了　牧
同人せがれ
善左衛門
木　屋　助　市

一、二十八人扶持

一、御合力米十五石

右兩人、御登米一石に付四分宛之藏賃銀被下候事。

右兩人とは木屋助市倅及び升屋市郎兵衛なるべし

慶　安　元　年

正月十日。前田利常の子鶴丸生る。

〔本藩歴譜〕

鶴丸君一本作鶴松君慶安元年正月十日加州小松城にて生れ給ふ。御生母京極樣。園基音卿女。四年八月八日卒せらる、御年四。法號孤月院潭瑲凉秋童子と云、桃雲寺に葬る。見聞集慶安三年早世とし、或は二年とす、共に非也。

〔政隣記〕

慶安元戊子歳正月十日、京極殿腹に御男子御誕生。御三歳に而御早世。御父利常公。被號鶴松殿。

三歳は四歳なるべし

正月十九日。能登羽咋郡荻谷村の百姓等免の低減を請願す。

〔能登古文書〕

乍恐能州羽喰郡之内荻谷村百姓申上候。

高

一、五十三石六斗九升七合　荻嶋村定之内

内

十九石二斗五升　作人　竹生町村　孫　助

免七歩九りん五毛

十六石一斗六升　作人　荻谷村　七左衛門

免一つ五歩五りん

十八石二斗八升七合　荻嶋村本高

免四つ成

右の御高、寛永十七年に御ならし免一つ九歩六りんに丸毛道和様へ相渡、正保三年迄右之通に御取被成候所に、去年御給人神尾数馬様・吉田逸角様・多田次郎左衛門様・幸田慶庵様へ相渡申候所に、御免相五つ御付渡しの由、おどろき入候。去年度々御なげき申上候通、ふけ・あ

ふけあわらは泓芦原なるべし

わらにて御座候へば、年々不足參候ゆゑ、連々かじけ百姓に而、跡御免相に而さへ不罷成候所に、か様之高免御付渡し被爲成候に付而、年内度々御なげき申上候得共、御承引無御座候に付、私同名之内竹生町村孫助と申百姓、年内十一月にいねかり上置申候。今私一人に罷成、身之おきかたも無御座、迷惑仕候御事。

一、左様に御座候へば荻嶋村本高御免相同事と被仰出候。私共新開御田地と本高と、上中下ならし申様に被爲仰付可被下候。左様に無御座候へば退轉に罷成申候間、所にも有付申様に被爲成被下候はゞ、難有忝可奉存候、以上。

正保五年正月廿九日　　羽咋郡之内荻谷村　七左衛門　印

御目安場様

閏正月十日。徳川家光、前田利常に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

閏正月十日小松中納言利常卿・松平越後守光長へ鶴一隻づゝ、松平万千代以下四人へ雁一隻づゝ使番もて給はる。

閏正月十一日。金澤に於ける絹及び絲の判賃を定む。

〔小松舊記〕

絹並糸判賃銀子之覺

一、絹一疋に付而、如跡々判賃銀三分宛取可申候。練絹之義茂同前之事。
一、侍中に而仕絹、判賃同前之事。
一、竪横糸之蚊屋、絹同前之事。
一、はした絹四尋より內者運上有之間敷候事。
一、竪糸百目に付、三分充判賃銀取可申事。
一、竪糸四十目に不及分者、運上有之間敷候。四十目より上賣申におゐて者、地・他國共に、百目に三分充之算用判賃取可申事。
一、荒まじり在鄉出し糸、其儘他國ゟ賣遣候義無之事。
一、同在鄉出し糸、少に而茂繰分け賣申におゐて者、地・他國共に百目に付三分充判賃取可申事。
一、同在鄉出し糸其儘地に而賣買者、運上無之事。
右ヶ條書之通相違無之樣に裁許可仕者也。

正保五年閏正月十一日

富田內藏丞
石川忠左衞門

安江町　絹判押　黑梅屋忠兵衛

三月三日。前田利家の第五十回忌法會を行ふ。

〔壬子集錄〕　奥村因幡覺書

正保五年高德院樣五十御廻忌御法事御奉行。前田三左衞門・前田對馬・小幡九內・奥村因幡。

〔壬子集錄〕

高德院樣五十年忌慶安元年三月三日御法事之次第。

初日　早朝粥前諷經、日中懺法楞嚴咒、日暮陀羅尼坐禪。

二日　早朝粥前諷經、日中頓寫楞嚴咒、日暮陀羅尼坐禪。

三日　早朝粥前諷經、日中法門施餓鬼、滿散楞嚴咒。

御法事之次第、閑居ゟ相尋候處、右之通に御座候。御奉行者、年代久故失念之仕候。

閏六月十一日　寶圓寺

五月廿五日。前田利常柳營に上りて就封の辭見す。

〔德川實紀〕

五月廿五日小松中納言利常卿就封の辭見し、鷹馬を賜ひ、また米澤瓢簞と名付し茶入並に巢鷹をも下され、大納言殿よりも御脇差を賜ふ。

五月下旬。前田利常日光に社參し、次いで封國に歸る。

〔三壺記〕

中納言利常公根津越御歸國之事

正保五年の秋改元にて、慶安元年に成。其年正月閏有て、出替りの奉公人閏正月の二日迄切りに主人に暇をこひ、すでに罷出るもの有て、御下屋敷の馬場に、七日さかさまにつり越御成敗被仰付。其後四月は大權現樣の三十三回忌にて、將軍樣御參詣、御一門其外天下の諸侯・公家・門跡不殘、參勤之衆は日光へ直に國元より參詣して江戸へ參勤す。歸國の衆は、日光より國元へ被罷歸時節なり。利常公は日光道中もせき合、其上八條の宮被爲入、初ての御對面。其後門跡衆御振舞旁に、五月下旬に江戸御發足直に日光山へ御社參にて、直に倉ヶ野へ被爲入、それより信濃の田中の御泊の翌朝、誰々は御供、誰々は本道罷越候へと被仰付、根津越に懸らせ給ひ、田中の橋を打渡り、西の山ぎわさして出御有。犀川の河上高水にて、葦毛の御小荷駄に召して川越させ給ひ、山へかゝらせ給ひけり。一騎打の山坂の谷へ下りては峯に登り、傳馬其外不自由にて、岡島兵庫は牛に乘つて御供なり。馬の沓に事をかき、牛のくつを懸るも有、相田村の御辨當に飯米もあらざれば、粟飯をこしらへて下々に用之。其夜の御宿飯田より北に當りて、上野と云所なり。御本陣に肝煎の家、此頃作事して屋根板・敷壁の下地を出

來し、未だ壁をばぬらざりしに、屏風戸障子立廻し、御本陣にめされけり。御次番諸役人は、皆御居間の軒の下中庭に、星をいたゞき夜を明す。それより御發駕被成、其晩は越後の山の下、青海十右衞門所に御定なり。道中喰物なくて、下々飢に望み、山道如何と思召し、市川五助に被仰付、菓子をこしらへ半途迄持出し、供廻に可被下旨御意に付、御泊りにて用意し、桶並曲物櫃などに取入爲持罷出づ。されども可上所なし、あまかさりがだけのふもとに清水涌出で有ければ、御先の御供中一人づゝのみて行く程に、御先つかへて半時計御馬を立させらる。其折を得て御先へ市川五助谷峯をこし罷過ぎ、行列のものどもに菓子を手渡しにあたへけり。然る所に俄にあまかざり・まな板がだけの間より黑雲上り、一天を立覆ひ、車軸の雨しのをつくごとくにふり、雷電おびたゞ敷ひゞきければ、葦毛の御馬も驚きあやふければ、利常公御ゆかたにぬり笠をめし、御杖にて御ひろひなり、御袖より瀧をながして御あゆみなり。然る所へ大所と云村、其日の御辨當場にて有けるに、此在所之末に大河有り、飛騨と信濃と越後と三ヶ國の山あひにて、千筋の川の落合にて、糸魚川へ流れける姫川の上なれば、双方けわしき大山の谷々より瀧をながして急に落ける川なれば、峰とみねにひとしく成て、大所のはねばしを橋臺共につき流す。其通り岡島兵庫飛脚にて利常公へ申上る。然者大所とまりなるべし、誰ぞ遣はし大形に宿札をうたせよと、古市左近に被仰出。御近所に小澤九右

衞門御供す。古市小澤に被申渡。九左衞門畏て御先を走廻りて、お鳥見の松野淸右衞門、裁領山田九右衞門兩人に申渡す。兩人御先へ走りけり。然る所に中川彌左衞門・靑木主計兩人爲御迎參り行逢て、何程是へ御座有之たるぞと尋ねければ、十町ばかり此に御座候由申ければ、程なく懸付て、千度一度の所の御供なり、是は橋の落懸る時渡り濟し、其跡に橋落ちて殘るもの足ずりして居たりけり。宿札兩人參りて、武本三七・古市左近・河口長太郎・別所三平・竹田市三郞は面々に宿札打、佃源太左衞門・白井半平に異風衆・射手衆打込、其外それ〳〵に一軒に十人計づゝ打入、其外は野陣にて何も外にふしにけり。七つより天氣晴上り、御本陣に入らせたまひけり。深山の事なれば、飯米不自由成所に、岡島兵庫才覺にて、近鄕へ飛脚を在所より遣し取あつめ、御供中に出入二日分のふち方を相渡し申さるゝ。鍋に事かき、鍋一つにて幾度も飯炊き、家具一つも用ふべき物あらざれば、ふきの葉とかし葉を道惠ぬりの椀とて用之。長九郞左衞門使者進物に、御籠のもの二十人召つれ、右所に參着し有之。又茨木小刑部使者進物爲持、是も大所にて指上る。其外は川向ひの山の腹に、御迎衆と使者ども數百人並居たり。利常公御居間より正面に、少左へよりてまつ直に見えければ、古市左近にあの音信物をば、何共して此方へ取付よと被仰出。左近奉り小澤九右衞門を呼被申渡。九右衞門御露地の緣之下に畏り承る。利常公御意に、先繩を一筋何共してはれと被仰付。畏て候

と金子權右衛門を呼び、弓矢をもたせ、笠間新助同道川の緣へ出で、矢筈に細繩をくゝり付け、金子一筋射やりければ、向の峯に羽ふらせて立ちければ、迎の衆よりて是を取傳へ、濱引繩を引導き、先一番に富山の侍從利次殿の御進物、桶と箱とを結付け、五十間計の川の上をくりこす。中程にて水にひたるに、香の物の入箱一つ中にて落ちて、みなぎる水にうき沈み、岩のかどにたゝき付けられ、みぢんに成つて桶は殘りて、松岡四郎兵衛御前の緣のはな迄持參す。別所三平御そばに立ち何ぞ〳〵と有りければ、淡路樣より鮎鮓にて御座候、香の物一箱川へ流れ申候由申上。鮓にてよいはと御意被成。その次に竹の葉苞一つくゝり付けてこしけるを、山田九郎左衛門持參仕候處に、何方より何ぞと御意被成時、津田玄蕃方より生鮑にて御座候由申上る。何より能き物をこしたるよし御意被成、それより次第〳〵に狀箱進物くりこし、御本陣に御菓子肴山のごとく積みにけり。然る所へかますと云物に、米一斗ばかり入れ、岡島兵庫・新七郎左衛門・小澤・金子・笠間に申付け、川向ひに市嶋左次右衛門は濱引爲持、足輕小者十人ばかり、山の坊と云在所に有之由に付、御扶持方遣し候へと申來る。三人聞いて川向の衆に大音上げて申渡す。川向の衆耳をかたふけ顏をしがめきけども、川の流のおと百千のいかづちの鳴るごとくなり、きこえぬよしと手をふる。何れも氣の毒に思ひけり。笠間新助鼻紙一枚取出し、大石の面にひろげさせて、草の葉をもみ出し、汁にて

山のほてつと書付けて、かますに結付け川向ひへ渡す。何れも寄合開きて見る躰は、あかし物がたりをあんずるか、連歌誹諧の句を工夫いたせる有さまなり。中にも小ざかしきものゝ云ひけるは、山の坊に鐵炮衆の見えければそれへ渡せと云事なんめれと、爲持て遣す處に、後に左次右衛門慥に請取、定而御扶持成べしと心得て給候由申けり。中一日御逗留にて御發足被成、水いまだ脇の下に少さがりて深けれども、川越に江戸より堅田勘左衛門・林孫右衛門、御先番の足輕等はだかに成りて、山本伊兵衛・市川五助・子姓衆乘懸を引通し、御供中川越濟みて、利常公御馬をのり入れさせられ打上り、靑海にて御辨當被召上其日堺へ入らせらる。翌日御發駕、金澤迄御着の日御召替にめされ、淺野川より笹嶋豐前家の前九人橋にかゝらせたまひて、本多房州へ入らせられ、御竹樣の御安產之節、漸肥立給ひけるを御對面あそばされ、才川河原町にて御供中は行列みださず待請けて御供し、小松へ入らせたまひけり。

〔政隣記〕

一、五月下旬利常公江戸御發駕、日光山ゟ御社參、直に御歸城。此時信州田中之端より西の山際ゟ指てねづ越通御通、越後山の下靑海ゟ御出御歸。於金澤に本多安房宅ゟ被爲入、春姬樣に御對面。

七月。前田利常仙洞下賜の職人歌合繪卷を越中高岡瑞龍寺に寄進す。

予は森田平次

〔續漸得雜記〕

一、越中高岡瑞龍寺に、黄門利常卿寄附したまふ職人歌合繪卷物三卷あり。則利常卿の御書付あり。上卷は高倉大納言永慶卿、中卷は飛鳥井參議雅章卿、下卷は白川三位雅陳卿の筆也。此繪卷物は、慶安元年三月小川坊城大納言俊完卿、院使として江府下向の時、仙洞御所より此卷物を利常卿へ賜る爲、俊完卿へ持たせ、江府の館に於いて拜戴し給ふを、同年七月瑞龍院へ寄附し、永く當寺の什物となし給へるよし、御書付の文中に見えたり。瑞龍院は則瑞龍寺にて、當時瑞龍院と稱する故也。然る處宰相綱紀卿の時、彼繪卷物を模寫命せられ、副本となし、文庫中へ納め給へり。明治四年の春予御家錄編輯御用として、御文庫の書籍を悉く取調の際、摹本の繪卷物比較の爲め、瑞龍寺御納の本を取寄比校するに、繪圖及び調書の筆勢まで其眞を模寫し、實に何れが眞何れが寫なるか見別がたき程なり。是偏へに公の萬事御念を入れさせ給ふ故なるべし。

摹本箱上書寫　職人歌合　三卷。

此歌合者。後水尾天皇所賜我小松黄門也。公辱聖恩之餘。納之瑞龍禪寺。傳永世。余後摹謄之。以藏秘府。感恩之深不能止也。

貞享初元嘉平二十有一日　　臨慶菅綱紀謹識

九月二十日。徳川家光、前田利常に鶴を贈る爲使者を命ず。

〔徳川實紀〕

九月二十日小姓組番頭北條右近大夫氏利、加州金澤の御使奉り、いとま給ふ。これ小松中納言利常卿へ鶴たまはるゆゑなり。

秋。金澤及び小松の士の窮乏を救はんが爲貸銀を許す。

〔政隣記〕

一、今年秋金澤小松侍中勝手方御吟味、御貸銀被仰付。

十月廿三日。前田利常の女松姫生る。

〔壬子集録〕

一、陽春院様、慶安元年子の御年御誕生、日は十月二十三日、御十九歳に而、寛文六年正月十八日に御死去。御袋様は五條殿。

〔家　譜〕

松姫、慶安元年十月二十三日生。母五條局。

十月。前田利常加賀江沼郡山代温泉に澡浴す。

山代温泉に關しては慶安二年二月廿九日の條を見よ

〔參議公年表〕

一、十月微妙公江沼郡山代の温泉へ御入。

十二月朔日。加賀石川郡宮腰村の田畠を檢地し、その圖帳を附與す。

〔御條目等書上帳〕

加賀石川郡宮腰村御檢地御圖帳之事

當高

合九百四石二斗四升六合七勺　田畠屋鋪共

内

三十石は　寺中佐那武明神社領

二十石は　主計御扶持

七十六石二斗五升は　宮腰町中屋敷

三石四斗　御船かこひ場、同番人屋敷

五石八斗は　かもふり舟屋敷

五斗は　福嶋清兵衞屋敷

一石四斗は　鍛冶七人屋敷

〆百三十七石三斗五升

殘而

合七百六十六石八斗九升六合七勺

内

六石五斗八升三合三勺　　佐那武社領出分

右除江川道塚打渡所如件。

慶安元年十二月朔日

青地四郎左衞門　判印

團　七兵衞　判印

稻垣三郎左衞門　判印

小幡彥四郎　判印

服部五右衞門　判印

藤村太郎右衞門　判印

百姓中

十二月朔日。金澤卯辰八幡の神主厚見紀伊守、加賀石川・河北郡の神職を支配する由緒を言上す。

〔國事雜抄〕

卯辰八幡神職諸神主致支配事

御尋に付書付上申候

一、私義越中守山より古肥前様御當地ゟ御越被爲成候刻、御意を以御供仕、御祈禱所に被爲仰付、則御當地中諸神主、並河北・石川兩郡中在々所々に有之神職之者共、無作法に無御座様に可申渡旨、御意を以于今相替無御座候事。

一、越中利波・中郡・氷見庄之神主共之義、往古より私下派之者共に而御座候事。

一、御公義様より御用等御座候へば、私方迄被爲仰付、則面々に申渡候、以上。

慶安元年十二月一日　　八幡神主　紀伊守

〔金澤古蹟志〕

舊神官厚見氏傳

厚見氏は越中國射水郡海老坂物部八幡の神職與利幾丸の裔孫にて、元祖豐臣金道は文祿三年七月十七日從七位下に叙し、備前守を拜任す。右口宣案于今所藏す。利長卿守山に在城し給ふ頃、海老八幡宮に於て御祈禱等の義相勤たり。金道に二子あり。長男祐正は呼名紀伊と稱し、慶長四年八幡宮を卯辰山へ勸請の時供奉し來り、則卯辰八幡の神官に命せられ、金澤市

中の諸社神主及び石川・河北兩郡諸神職の惣締方を命ぜられ、明暦二年七月四日從六位上紀伊守を拜任す。

右紀伊守祐正の弟豐後正盛は、越中高岡關野稻荷社の神官に命ぜられ、越中三郡の諸神社神主の裁許命ぜられたり。利長卿高岡在城し給ふ頃、御印を載たる女奉書文、于今高岡關氏に傳來す。其寫如左。(略)

右奉書文にて兄祐正は加州の諸神主を裁許命ぜられ、弟正盛は越中の諸神主を裁許命ぜられし事知られける。祐正は厚見氏とし、正盛は關氏とすれど、兄弟兩家同姓なり。高畠氏の菅君雜錄に、卯辰八幡神職は以前は姓を與力と號す、金澤へ來て厚見氏に改とあり。又高岡氏は、慶長十五年の頃關氏に改む、初は與力丸と稱すといへり。按に高岡の稻荷神社は、貞享二年の由來書に、瑞龍公高岡御在城の刻、於御城中希有之義有之に付、別而御崇敬被成、爲御子孫繁昌京都稻荷山より、慶長十五年始て此地へ御勸請社御建立被仰付と記載し、慶長十五年四月利長卿の御願文にも、頃年以來頻旱滯而不熟百穀、惱亂士民而非常者、告神主正盛除邪難、可祈國中靜謐、定格禮、奉爲稻荷御正躰寄附而應肥前守利長謹而仰、永久爲武運子孫再拜々と載させ給へり。右高岡稻荷神社の事に據て推考するに、慶長四年三月守山物部八幡と阿尾城内なる榊葉神明の兩神靈を、金澤卯辰山の麓に更に社殿を造立命ぜられ勸請し

給ふも、前田家繁昌の御祈願にて物部八幡の神職豊臣金道が長男次男を兩社の神官に命ぜられしも、利長卿思食ありての事なりといへり。

十二月六日。前田利常神社に對する法令を布く。

〔國事雜抄〕

覺

一、社領神事並社爲造用被付置候。社人自分に取遣、宮手入も於不仕者可爲越度事。

一、社領之神主不覺悟之於作法者、社人取替可申事。

一、社人中猥成作法之事。

一、繼目之社人之事、頭並奉行所にも理可相極候。爲私不可立置候。付、新社取立候節も右同前之事。

一、例歳祭禮不可怠事。

一、夜中に祭之外むざと人集之事。

一、社領何之御代より何程被爲付、御印有之候者、頭より改帳面に書記可被上事。

一、社屋敷並社人居屋敷拜領之御印、其外證文有之者、帳面に書記可被上候事。

一、社人之內に出入有之候者、頭社へ斷埒明可申、自然相濟不申候者、奉行所ゐ相斷事。

右堅可相守旨、中納言様御意之趣也。
慶安元年十二月六日

十二月十六日。加賀石川郡佐那武社の神主等神社法度に對する請書を上つる。

〔國初遺文〕
一、今度神社御法度之旨被爲仰出趣、一々慥に承屆候。於巳來御制法之條々違背仕間敷御事。
一、爲御社領田地二町之所、從利家様天正十四年に御印、並氏子付之御印兩通頂戴仕候御事。
一、從中納言様、寛永十五年御繼目御判頂戴仕御事。
一、御宮屋敷神主居屋敷之儀、往古より有來申義に而候へば、御代々御竿入不申に付而、別而御書付無御座候。
右之趣少も相違無御座候、以上。
慶安元年十二月十六日　寺中神主　權　丞
同　將　監
岡嶋市郎兵衞様
葛卷藏人様

岡島元陳葛卷重俊共に慶安元年九月より寺社奉行たりし人

十二月廿六日。降雪多きを以て十村等に百姓を保護せしむ。

〔司農典〕

雪積り、近年の大雪に候條、跡々村廻いたし、百姓共之家損不申様可申付候。幼少の人又は年寄行歩不成者之手前は、人多も有之者之方より心を付、雪をのけ介抱いたし候之様可仕候。雪之内飢申者無之様宜支配可仕候。頭振之儀、郡御奉行より被申觸事に候。紙面見屆候者、致判形可指越也。

子十二月廿六日

園田左七
河北彌左衞門
毛利又大夫
中村助左衞門
中村彌兵衞
園田左太郎

御扶持人・十村中

是歲。加賀石川郡本吉に米廩を建つ。

〔菅綱記〕

一、石川郡本吉に米藏數間を建、奉行小澤九右衞門・澤崎太左衞門。

〔新山田畔書〕

一、小松御着已後御用ども被仰出に、先本吉の驛に御米藏を可建旨、小澤九右衞門に被仰渡、向野と云所にて拵へ、加古左太夫・澤崎太左衞門二人奉行にて、日帳付相添、大工木挽裁許にて、本吉へ舟にて回し、早速に成就して、後又小澤奉て葭嶋の御普請被仰付、御好等を承て、數百人の人足を以、荒屋布の地形をならし、土砂數百艘の舟にて運入、盛上之造らる。

本吉は今の美川町

是歳。前田利常小松城內葭島に亭榭を造る。

〔三壺記〕

葭嶋御露地普請之事

先年葭嶋に御書院建させられ、牡丹芍藥其外畠、横地善九郎・池上又右衞門預り是を守。御書院には與力の者番を勤有けるに、廻り〳〵に辨當を持參して、其中に小泉彥左衞門とて、成田牛右衞門與力有、至而家貧乏なり。此者幼少の時は、岡嶋古備中寵愛の子小姓小泉齋宮と申けるが、備中家數多に別れて牢人いたし、成田牛右衞門與力に成、葭嶋の番を勤めしが、手前すりきりて、辨當蔬菜なりとて相番ども笑ひけり。別而掃掛坊主いろ〳〵あて言申けり。彥左衞門聞かねて、先坊主を打切て、相番共を切まくる。皆悉く切まくられてちり〴〵に成、

先年とは正保三年なり

彥左衞門は自害す。その時より廻り振舞停止せらるゝ。其喧嘩の注進今度道中山の下にて御耳に立つ。其御書院の外は小篠原にて草深く、萩薄生茂りたるを、地を三尺削りて捨、土奉行近藤加左衞門、五十餘艘の小舟を以、赤土・黒土・砂・砂利・石を運び入れ、地形六尺盛上る。惣廻り塀下の石垣は、前田彌五作奉行にて、杉野茂平・後藤木工兵衞・桑原彌七築之。人足は宮城釆女方より二百人、小澤九右衞門二百人召抱、四百人の小者共毎日罷出、御意に應じて岸藤右衞門・市嶋左次右衞門・池田長左衞門・山田九郎右衞門召つれ、追廻し相勤む。宮城内藏允は、能州より濱松のこびたるを舟に積廻し、葭嶋にて上之、池上又右衞門は金澤へ被遣、大名小名の嫌なく露地を見廻り、御意に應ずる、木竹石等を宮のこしへ廻し、舟にて葭嶋へ積廻す。金澤衆より石・植木・手水鉢・石燈籠おもひ〳〵に進上す。分部卜齋・小原少九郎御前をはなれず、木の立振を目明して、御意を請けて植させけり。分部伊左衞門はくし野より松を見立て、數千本葭嶋へ舟にて積廻す。毎日〳〵出御有之被仰付ける程に、永原大學・竹部九郎兵衞・九里覺右衞門・笠間新助、其外時によりて上木金左衞門等にも、御普請之事御頼、臺所小者を召つれ、普請の助成せらるゝ。其外若き小姓衆、一人も殘なく引綱に取付、九里覺右衞門木遣に任せ、木を引石を引、やつとやの聲天地もひゞくばかりなり。池のさやかけ作り御座敷の數々、印子の金具探幽が繪、筆紙の及ぶ所にあらず。漸成就し、金森宗和を初金澤

老中より次第〱に、何れも御茶被下けり。追付山代へ御湯治に被成御座候。其内江沼郡中の椿の木をとらせられ、葭嶋の惣廻り塀の内に植させらる、中村彌五作・同小左衛門に葭嶋を御預け、足輕十八小者二十八付置、雪のふせぎ等被仰付。

是歳。本多政長の臣本多兵庫死刑に處せらる。

〔三壺記〕

利常公小松へ被爲着城、御機嫌能品々御用共被仰出、其中に先本吉の御倉を小澤九右衛門・澤崎太左衛門に被仰付、其用意ども大形に出來候時分、小澤九右衛門に葭嶋の御普請之儀被仰出、惣奉行にて其外小奉行數多被仰付。然る所に金澤より當本多安房守登城有。去年六月三日に前房州政重病死にて、大乘寺にて大法會執行、快性院殿大夢道仲居士と號し、廟堂を造營有て、善究め美盡して孝養修行申ばかりなし。追付江戸より御折紙到來し、無異儀名跡長松殿に被仰付、當安房守是なり。然るに利常公房州に、大夢秘藏の古筆の義御尋有。安房守左樣之物は御座なき旨被仰上。利常公御意には、第一家の重寶なり、なきこともあらじ、長松せがれなればとて、家老共不知事あらじと、年寄出頭人ども被召寄、御吟味被仰付。然所に大夢往生之刻、居間より用簞笥一つ本多兵庫取出し、宿へ爲持遣す由注進せしもの有。然頓而兵庫御吟味之處、右之通露顯す。頓而大野花坂の松原にて殺害被仰付。家老共松田助右

竹姫は春姫にして慶安三年六月四日歿なり

衞門・笹井雅樂・蜂岡伊賀・大橋新丞は閉門被仰付。されども頓而御赦免にて與力に被仰付。此兵庫が事、寺田庄左衞門とて家久敷ものゝ子なり。寺田左京と名付、せがれより近習に召つかへ、殊外出頭し、本多名字を致拜領有ければ、追腹可仕ものにて有之所に、無所存成心底、天魔の入替りけるにやと、諸人申ならしけり。此年六月四日に、安房守内室於竹姫樣御病死にて、利常公の御いとをしみ、安房守殿へ御愁傷、御尤とぞ聞えける。され共忘れ形身の姫君を殘し置、御成長之節前田三左衞門殿の一子三吉殿へ緣組とぞ聞えける。

慶安二年

二月十八日。前田利常その養女犬姫に化粧田二百石を給す。

〔舊藩遺文〕

けはひ田として二百石の所まいらせおき候。永く收納有べく、仍くだんのごとし。

慶安二年二月十八日　　犬千代

犬千代在江戸につき一判かくのごとし。　　とし常

おいぬかたへ

二月廿二日。前田利常その養女犬姫を前田貞里に嫁せしむ。

〔前田貞醇藏文書〕

一、慶安二年長故九郎左衞門連賴娘犬、利常公御養子に被成、同二年二月廿二日に貞里方へ婚禮、二百石けはひ知被下る。

二月廿九日。前田利常加賀江沼郡山代温泉旅屋番堀口宗也に知行を與ふべきことを大聖寺侯利治に通ぜしむ。

〔國初遺文〕

山代湯致他屋番之間、宗也持高田地之內、高二十石之所遣置候樣に、飛驒守に可申候、謹言。

二月二十九日　肥前利常判

玉井市正殿

渡邊八右衞門殿

〔國初遺文〕

寬文十一年堀口彌三郎由緒書

一、祖父　堀口伊右衞門

生國美濃之者に而御座候。最前金森法印に罷有候處、渡邊治部と一所に被召寄、御知行四百石被下置、母衣衆被仰付、高德院樣ゟ御奉公仕候。其以後御暇申上、堀監物方に知行八百石取罷有、後牢人仕、御國之內江沼郡山代ゟ引籠病死仕候。

一、父　　　　　　　　　　　　　堀　口　草　也

せがれ之刻、堀監物方に小々姓仕、知行二百石に而罷有、其後牢人仕橫山山城方に牢人分に百五十石に而罷有、不足を申立退申處に、山城構被申に付久々牢人仕、江沼郡山代ゟ引籠罷有、利常樣御指圖に而、先飛驒守樣より御知行二十石被下、翌年御加增十石拜領仕、都合三十石被下置候處、三ヶ年以前に山代に而病死仕候。

一、　　　　　　　　　歲四十九　　堀　口　彌　三　郎

利常樣へ承應三年に被召出、明曆二年に御知行百石被下置候。

享保錄云、山代湯は其先微妙公及び大聖寺の利治君入湯し給ひ、御屋形並湯所の園御揚屋等作事被仰付、湯番には堀口宗也を被仰付、湯本の惣支配を致しけり。然に或年越前の但馬守殿山中へ入湯被致、山代へも御出有之、此湯は奇麗に見ゆ、此に入湯すべしと、堀口宗也を呼出し、湯之內外に奇麗成園有て、鎖をおろし有之は如何、早々明け可申、彼所にて入湯せんとありしに、宗也承り、彼所は先年中納言殿入湯之砌出來被申付、私預り、園の鍵は大聖

草也は宗也

翌年は同年（慶安二）十二月の誤

寺役人共の手前へ渡り、此方のみにては難明旨申處、然ば飛脚を立らるとの事に付、宗也罷出、鍵の大聖寺に有之と申上候は全く僞にて、實は手前に預り居候。中納言殿より急度預けらるとて、鍵をも手前へ渡し罷置候へば、此度仰に背き、假令如何樣の迷惑被仰付共、是非に不及義と覺悟仕罷在候由、近習衆まで申入候處、宗也申分一通は其理有之候へ共、但馬守事は短氣者にて、其由申入候時は、如何樣に申出べき義も難知。宗也申分は、尤なれ共、まげて望に任せ然べしとあれ共、宗也更に承引せざるに付、其旨達候處、以之外成不興氣にて、早々此地を立出、急に歸られたり。宗也町端まで罷出見送りけるに、近習衆は定而手討にも致さるべしと危く覺しけるに、何の貪着もなく、布上下五具宗也へ賜りたり。右之趣微妙公の御聽に達しけるに、何の被仰出もなく、三ヶ月計過ぎ、小松葭島の御亭にて人持頭分へ御料理下され、此時宗也も召され、御料理等下されて、嫡子彌三郎を百石に召出され、公事場牢鍵番仰付られ、金澤公事場の並び紺屋坂御門の方に居屋敷賜り、爰に居住す。其子彌太郎の時、故あり追放せらる。今山代の湯處に、堀口貞右衞門とて大聖寺徒組の者あり。是は彼宗也が孫也。宗也義御預所を、一命にかけ急度相守たるが、何らの仰出されもなくて、其子を召出され、牢鍵番を命ぜらるとは、實に御名將の智にて難計處也。

按に微妙公山代温泉に入湯し給ふは、正保四年是初めなるか。今枝譜に、正保四年二月直恒

于江府病痾之由達于賀州、時微妙院殿爲保養浴江沼郡山代溫湯、直恒往彼地、請暇至東武。菅家見聞集に、慶安元年十月山代御入湯と。又山崎小右衞門筆記云、慶安二年二月廿八日中納言様山代御湯治被成と、右諸舊記を以て勘考すべし。

〔加賀古文書〕

加州山代溫泉縁起

加州江沼郡山代の温泉は、其由來を尋ぬるに、聖武天皇の御宇神龜二年とかや、行基僧正錫を越路の雪に飛ばして、白山によぢ登り給ふ時、初而爰に浴して泉の靈なる事を知り、手づから醫王善逝及び日光・月光十二神將の像を刻み、是を岩宇に安置し、温泉鎭護となし給ひ、山は靈方と呼び、寺を藥師と號せし由。夫より數百歳の星霜を經て、其地荒れすたれ、跡をだに知る人なかりしに、長德年中花山法皇北陸に御遊幸の折、加陽の吸坂に至り給ふに、遙かに山の根より、一條の氣氤氲として甑を蒸すが如し。法皇是を奇なりとし、其氣の發する所を尋ね、温泉を得て誠に澡浴ましましに、身心爽快なり。其夜の御夢に、老翁あつて語つて曰く、我瑠璃淨刹より來て、迹を此所に垂る。此泉は是吾悲願力を以て游出し、方便力を以て護持す。昔行基已に闢くといへども、荒塞して年久し。今時到り縁熟す、願くは仁者これを興復せよと。法皇愕然として夢醒め、其醫王の告なる事を知り給ひ、即ち精舍を創建

し、山代郷内の一莊を寺領に宛めて、號を改めて藥王寺と云ひ、且伴ひ給ふ所の妙覺比丘といへる僧を殘し、護國安民法を修せしめ給ふ。是より以來、浴者絡繹として八方より集り、利益連緜として萬代に濡ふ。其後天文年中越中朝倉義景、同氏敎景を遣はして加州に亂入の頃、當寺兵火に罹り灰燼す。但數軀の靈像存するにより、茅葺を結んで纔かに風雨を掩へり。時なる哉慶長五年、前田贈亞相利長公大聖寺城を攻滅し、歸路此地を過ぎ給ふ。寺主幕下に至り、當山の開闢を演說せしに、やがて恩命を下し、今の院地並に若干の山林田園を賜はり、晨香夕燈の勤めをなさしめ給へり。寬永年中に至りて小松黃門利常公、故拾遺利治公を以て、江沼郡に守たらしめ給ふ。利治公少年の時感得し給ふ所の佛像あり、爲に一宇を造營せんと欲し、先づ良材を城苑に集め給ふ所に、俄に東武に勤仕し給ふ。是に依つて其後村井長之に命じ、彼貯ふる所の堂材を山代に移し、當寺の靈像等を安置あらしむ。即ち今の藥師堂是也。其時賜はる所の親翰、櫃に藏めて重んずる事なり。後證に備へんが爲に、不文を顧みず誌し置く而已。

右山代溫泉並藥師緣記一卷は、藥王寺の舊藏にして、何人の作なる事を知らず。且書記したる年號月日も詳ならず候得共、山代溫泉の由來、此一卷の外に書傳へし書は一切無之候也。

三月十日。金澤卯辰八幡社の神主厚見紀伊守、社地の由來を上申す。

〔國事雜抄〕

金澤五社々地之由來

神主　紀伊守

一、千五十歩、八幡宮棟數五つ之御宮屋敷並私屋敷共に。右慶長四年に、横山山城守殿御奉に而、卯辰山荒地之内を以致拜領候。其以後元和二年之秋、御檢地奉行成瀨内藏介殿・加藤宗兵衞殿・山本久左衞門殿・堀掃部殿より、樣子御尋被成候に付而、山城守殿より右御奉行衆被遣候。折紙私手前に所持仕候。御印は頂戴不仕候。

紀伊守は卯辰八幡神主なり

安江八幡社人　久兵衞

一、二百十歩、宮屋敷並社人居屋敷共に。右從先規有來候。慶長九年に御屋敷奉行石川茂平殿・淺野將監殿ゟ御理り申上候へば、御竿被指除候。其後元和二年に長原土佐守殿御檢地之刻も、彌竿被指除候。御印は頂戴不仕候。

長原は永原

田井天神社人　將監

一、從先規有來候宮山之內引ならし御宮建立仕、其內に社人も罷在候。何れ之御代にも拜領不仕候。

山上春日社人　長　兵　衞
犀川神明社人　播　磨

右之通少も相違無御座候。被爲仰出候へば、一々慥に承届申渡候。向後御法度之趣相守可申候、以上。

慶安二年三月十日　　八幡神主　紀　伊　守

葛　卷　藏　人殿
岡島一郎兵衞殿

三月中旬。前田利常江戸に向ひて發す。

〔本藩御年譜〕

二年己丑三月中旬微妙公御參勤。

三月廿三日。金澤の魚問屋次郎右衞門その營業に關して誓紙を上つる。

〔加賀古文書〕

靈社上卷誓紙

一、御肴賣渡代銀、二ヶ月相延候者、如御定利足被下候樣に可申候。相滯候者、誰々に不寄、不恐權門を、急度可申上候事。

一、浦方より肴請取候はゞ、不移時日代銀渡し可申候。遅々仕、浦之者共迷惑に罷成候者、私越度に可被申付候事。
一、最前より度々如被仰付候、御侍衆・町人いたみに罷成候様に、肴高直に仕間敷候事。

慶安二年三月廿三日　　魚問屋　次郎右衛門

神戸藏人様
淺野藤左衛門様

三月廿三日。前田利常小松葭島亭に於いて老臣等を饗す。

〔前田貞醇藏文書〕

丑三月廿三日之朝於葭島御振舞事。

前田三左衛門　前田出雲守　前田内藏允　横山左衛門　津田玄蕃　葛卷隼人　前田權助　青山將監　永原土佐守

一、先古御書院迄、日出以前何も罷出也。御門に鐵炮之者罷有、げた・からかさを渡、供之者不召連、是より小澤九右衛門案内被申候。
一、五ッ時分新御書院へ利常様被爲入、荒木六兵衛方迄御案内に而、何れも御書院へ罷越、其節御露地之者、せきだ、からかさ面々に相渡。(下略)

一、御禮喜齋を以申上候處に、是より南に御寺作之御亭有之、御精進日に、被成御座所に而候、可罷越由御意之事。（下略）

四月十五日。前田利常小松多太八幡社に制札を與ふ。

〔御判書寫〕

禁　制

一、地内殺生、伐採竹木、並實盛甲代々寶物、放火盜賊亂妨狼藉之事。

右此趣相背輩於在之、可行罪科者、仍下知如件。

慶安二年四月十五日　　肥前守利常　判

四月廿八日。前田利常參覲せしを以て德川家光に謁す。

〔御日記〕

四月廿八日

一、參勤御目見之衆

袷十・八講五匹・金十枚　　松平肥前守

四月廿八日。金澤城惣構の土居及び堀等に關する規程を定む。

〔國初遺文〕

一、惣構剪採竹木事。
一、同所竹子取候事。
一、同惣構之土居並川除之上、道を付通候事。
一、同堀へ蘆芥其外むざと物を捨候事。
一、堀之土砂森口六左衞門・大山五郎左衞門兩人へ無斷取候事。
一、明屋敷之植木、同所つちを取候事。
一、諸人屋敷廻並水道、其外川除之石はづし候事。
右條數相背族於有之は、可相捕奉行人並御横目出候之條、下々堅被申付候樣に、御組中へ急度可被仰觸候、恐々謹言。

卯月廿八日

長　九郎左衞門
葛　卷　隼　人
横　山　左　衞　門
津　田　玄　蕃
奥　村　河　內

此文書慶安二年留記にありとなり

御姫様は春姫にして其母妙雲院が長久寺に葬られたるを以て此の事ありしなるべし

前田出雲

六月四日。金澤長久寺屋敷の地子銀を免除す。

〔舊藩遺文〕

從御姫様御斷に付而、日蓮宗長久寺屋敷三百五十四歩四尺一寸之所、地子被成御赦免候條、被得其意、右帳面引可被申候。爲其如此候、恐々謹言。

丑六月四日

長九郎左衛門連頼　判

前田出雲守貞里　判

葛卷隼人昌治　判

熊谷久右衛門殿

宮崎太左衛門殿

六月廿四日。小松の絹肝煎等その營業に關する誓紙を出す。

〔小松舊記〕

靈社上卷起證文前書之事

一、小松町中絹賣申相場糸目並代銀附、少茂僞不申上、有様書上可申事。

一、在郷並脇々より出申候絹買申候者、其糸目附り代銀買主有様に書上可申事。

一、絹賣買月切之指出、肝煎方へ相渡可申事。

一、御召絹たけ・はゞ並織留、跡々如御定、相違無御座様に念を入可申事。

一、御召絹之内ゟ、越中糸抔少茂まぜ、公儀を掠申義仕間敷候。附り判押不申絹賣買仕間敷候事。

一、當町絹問屋手前御穿鑿以後、被召上候御絹御算用之義、私手前々々より賣買仕申候。相場並糸目代銀、有様に書付上げ可申候事。

右之條々於相背申者、忝茂我々奉願如來上人之蒙御罰、今生に而者白癩黒癩之諸病、來世に而無間地獄に墮在仕、永劫浮世更御座有間敷候。依而如來之御裏ゟ各々指上血判如件。

六月廿四日　　肝煎

六月廿六日。道晃法親王書を以て前田綱紀の江戸にて震害を受けしことなきやを問ふ。

〔見聞雜志〕

當月廿日其許大地震之由承及驚申候。犬千代殿・萬菊殿御無事候哉承度候。爲其如斯候。於此地事外之由承及候故、其方迄申候。可預御心得候也。

六月廿六日　　判

判は後陽成天皇々子照高院道晃法親王

今枝民部どのへ

八月十三日。前田綱紀の弟萬菊丸歿す。

〔德川實紀〕

八月十三日松平犬千代丸の同母弟萬菊丸頓死す。よて小松中納言利常卿のもとへ、松平伊豆守信綱御使し、同じ事にて在江戸の諸大名は登營す。十五日萬菊丸の事によて、月次の朝會停廢せらる。

〔壬子集錄〕 天德院書付

慶安二年八月十三日

桂香院殿轉英宗機童子

〔三壺記〕

萬菊樣御隱れ被成事

慶安二年三月中旬に、中納言利常公東海道より江戸御參勤被爲成、御登城御目見之方々の御勤、先例之通目出度相濟。卯月の初之頃より、江戸中度々地震ゆる事、一日に二三度づゝの事も有、又一日に一度の事も有、御上屋敷に女中方は是に驚き、地震のゆる度每に萬菊樣を抱奉りて、地しんの間へ去る事度々に及べり。いとけなき子を驚かす事は、驚風の起る習な

四月五日は誤なり

り。何の御心もましまさず御機嫌よかりし御時、与風かゝへて走程に、頓而驚風の御心地出させ給ひて、四月五日に終に御かくれなされけり。御兄弟ましませば、何事に付ても御たよりに思召處に、空敷ならせたまへば、御母君の御なげき言語に絶する所なり。殊更御祖父利常公は、一入御難儀に思召、御出入の人々にも、長生してかゝる愁傷之儀に心きんをいたましめ、迷惑成事推量可有旨被仰、何も御尤と奉存旨被仰。扱つき奉る男女共に、御遺物を被下國へ罷歸も有り、尼に成も有しなり。御小姓どもには、御遺物として御腰物一腰づゝ被下、其上に暮に被下衣類鼻紙代等も被下、加州へ御返し被成。主君にはなれ奉りて、せんなく歸國仕事、哀なりし有さまなり。宮城次平太・神戸太兵衛・橋爪五郎三郎・山丹助・佃源八、一所に御いとま被遣。中にも佃源八は、直に高野山へ參詣いたし、御位牌を天德寺に立まいらせ、法事を執行し、日牌上げて小松へ罷歸る。高野山より具に前田內藏迄へ申來る。又江戸にて永順方へ申來る。然るゆゑに利常公の御耳に立、又清泰院様の御耳にも立ちて、何も源太左衞門に奇特之至と被仰出也。

〔金澤文書〕

萬菊様就御遠去、當十八日之飛札到來令披覽候。犬千代様御前、堅御隱密之故、不及相立御耳候し。

不及相立御耳とは飛札到來のことな犬千代郎

ち綱紀に披露せずとの意なり

八月廿八日　今　民部判

龜甲屋與助

九月十日。富山侯前田利次參覲せしを以て登營し、物を德川家光及び家綱に獻ず。

〔御日記〕

九月十日參勤御目見

銀百枚・綿百把　松平淡路守

大納言樣へ

銀二十枚・加賀染卅端　松平淡路守

九月廿二日。德川家光、前田利常に鴻を贈る。

〔德川實紀〕

九月廿二日小松中納言利常卿へ御側中根壹岐守正盛御使して、銃にて打留たまひし鴻をつかはさる。

九月廿六日。大聖寺侯前田利治に就封の暇を賜ふ。

〔御日記〕

九月廿六日松平因幡守・松平飛驒守に在所への御暇被下。

十二月七日。徳川家光、前田綱紀に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

十二月七日松平犬千代丸へ、使番川勝丹波守廣綱もて鶴を給ふ。

十二月八日。大聖寺侯前田利治加賀江沼郡山代溫泉の旅屋番堀口宗也に知行拾石を加增す。

〔國初遺文〕

爲加增十石、引合三十石以持高之内令扶助訖。全可知行狀如件。

慶安二年十二月八日　　利治判

堀口草也

是歲。米銀の貸借に關する利子の制限を定む。

〔慶長以來定書〕

御定

草也は宗也

一、丑之年より米之利足一年に二割半之事。
一、同年より銀子之利足十二ヶ月二割之事。
一、三步　三割半　四割。
一、御法度之文言有之借狀之事。
右之分利足捨に而本銀にて請取可申事。
一、四割より上之本手捨可申事。
右之條々被仰出者也。

慶安三年

正月二日。江戶本鄉邸の小姓等堺町に歌舞伎を觀覽す。

〔三壺記〕

利常公年頭之御禮に御登城之事

慶安三年の正月二日には、早朝に式正の御膳の上に、はや朝御膳被召上。御登城として先御上屋敷へ御出有て、御下屋敷緩々と人々似合の祝ひにて休息す。年內より堺町彥作歌舞伎の座に新かぶきの用意して、上方より珍敷見物のげいしやども罷下ると風聞也。今日は中納言

上屋敷は辰口邸下屋敷は本鄉邸

様、方々御禮共相濟、御上屋敷にて御膳上らせ給ふなれば、終日の御留守なり。いざや堺町へゆかんとて、上下不殘見物に出にけり。別而子小姓衆一人も不殘、彥作が二階の棧敷に弓手の座敷ふさがりけり。歌舞伎初まり裝束新敷、事珍敷組合の其中に源左衞門と云ふ三十計の男、女出立に成、置手拭をしやんといたゞき、二八二九ばかりの女性を天女のごとくに出たゝせ、東寺の野へ若菜つみに出づるとて、三人舞臺へ出でければ、定而三尊來迎と哉らんは是なるべしと、人皆有がたくおもふ顏ばせなり。然る所に好色にめでぬる大名、春の野に遊興に出で、彼女性共に二つ三つ問答の上に酒宴はじまり、土器めぐる折ふし、源左衞門立あがり扇子をひらき。

面白の海道下りや、何と語るも盡せじ、加茂川・白川打過ぎて、思ふ人にはあはだ口とや、四の宮河原や十善寺、關山三里を打過ぎて、人待本に付となん。見渡せばせたの長橋打渡り、野地篠原やかすむらん、雨はふらねど森山や、小野の宿とやすりはりたうげ、山の細道、今宵は爰に草枕、かりねの夢は頓而さめかけ、ばんはと吹けは袖寒むき伊吹颪に不破の關守、戸ざゝぬ御代こそめでたけれ。

如此舞納めければ、幾千人の見物ども、そよやげいしやうゐのきよく、又は五郎の舞姫か、いきるは死ぬるはちよい／＼と聲々によばはるは、いかづちよりはおびたゞし。是世の中に

流布する所の、源左衛門海道下りの開基なり。是非もなく面白かりける事にや、天が下に流布して、五十轆轤の麥取座頭まで、今宵は爰に草枕、かりねの夢は頓而さめかけと、少かたぎを似せてまふたにも興有顏に賞翫す。定而末世の勞氣をすくひたまはんため、歌舞の菩薩のかりに源左衛門とあらはれつる哉と、皆執着かぎりなし。源左衛門海道下のはじめなれば記しけり。

三月五日。江戸城西丸の興造に就いて前田利常等資を助く。

〔徳川實紀〕

三月五日西城構造により諸大名より献物は、尾張大納言義直卿より檜材二千本・板二千枚・さはら檜材五百挺、紀伊大納言頼宣卿より栂二千五百六十六本・板一萬五千枚・松千四百三十四本・板五千枚・檜材千本・樅板二萬枚、水戸中納言頼房卿より竹大小一萬三千本、小松中納言利常卿より鐵三千貫目、(中略)、松平淡路守利次より鐵千貫目、藤堂大學頭高次より疊千枚、松平飛驒守利治より同三百枚、(下略)。

三月廿九日。前田利常の江戸本郷邸類燒に罹る。

〔徳川實紀〕

三月廿九日本郷邊出火しければ、日光門主をとはせ給ふ。御使は對馬守重次なり。また小松

黄門の別墅もこの災に罹ければ、阿部豊後守忠秋してとはしめ給ふ。

四月三日小松黄門利常卿別墅さきに焼ければ、茶壺肩付・衾蒲團・蚊𧏚、並に雪舟及土佐某の畫屛風二双つかはさる。

〔三壺記〕

御下屋敷火事之事

慶安三年四月十九日之午の刻の事成に、天氣よくしてから風はげしく吹けるに、本郷五町目の加賀の御下屋敷へ行く道筋に、富士塚とて小山有り。其きわに小家有て火を出し、其火の粉長屋を打越し、御式臺の唐破風、獅子に牡丹のほり物の内へ吹付たり。下よりは見えけれども、中々消すべきやうはなし。天井の内に年々の微塵三尺計つもりて有ける、それにもえ付、こけら屋ねのうらをつたひて、先づ天井より御書院・御居間・御臺所へやけ通る。その内に屛風・唐紙一面に火懸りて、一軒も不殘燒失して、御亭の御土藏、御居間の御土藏、呉服土藏に火入りて、いんこ坂より下なる子小姓長屋ども押通して、御作事小屋板角の御材木、それより中町・馬場兩町、百人小屋・長柄のものゝ長屋迄、七ッ時分にやけ濟、御屋形の虹梁共に、今を盛ともえければ、犬千代樣の御土藏二ッの上に、火消衆人山をつみ重ねてふせがるゝ。利常公は其なかばに、御露地のものどもに植木をほらせ給ひて、爰かしこ御指圖にて植

四月十九日とあるは誤

させらるゝ。古市左近はみだれ髪にはち卷して、ゆかたに手拭帶して、長刀のさやを取りすて杖につきて、屋形の廻りを走廻りて下司せらるゝ。日も暮合に成ければ、惣廻り樅板を以て、角柱等ひた〳〵と立て打圍む。內はほのほにあかけれども、圍の外くらければ、奥村因幡より提灯百張、蠟燭をともし惣廻りにつらせらる。日も暮れ利常公は飛驒守利治殿の屋形にいらせたまひけり。其時の火事に塵一ッのけずして、手と身に成申されしは、武部九郎兵衞・佃源太左衞門・御料理人平井權右衞門也。其外小身衆に多有之よしきこえけり。其翌日には松平安藝守殿・前田右近太夫殿・織田出雲守殿・溝口金十郎殿・小堀左馬殿・岡田將監殿、其外に本多帶刀・横山內記、何れも人足ども被遣、千五百人餘の着帳なり。御自分足輕小人相加へ、燒柱灰などを取退け、釘鎹を拂ひ捨て、山懸りをかたはしより堀出し、地形等をならさせて、先御式臺一ッ御立前に建てさせらるべきとて、地形をつくらせ、石ずゑ等をぞすゑにけり。其間に材木は、佃源太左衞門毎日百輛ばかりの牛車にて差寄、數千人の大工松原半右衞門・西村彥兵衞惣奉行、其外請取々々の小奉行幾百人、くらきよりくらきに至りていそぎけり。

〔松梅語園〕

一、慶安元之頃江戶本鄕之御屋敷燒失仕事有。御屋敷御門前に上之足輕の家より出火仕候處、

慶安元は三の誤なり

富士日方と申風つよく吹き、御色代之唐はふの狐格子に、芦の火付たるを吹付けて、是より焼入、餘所より見てあれは〳〵と申せ共、上に居者共は不知、終に御書院之上天井迄焼通る時に見付けて、消さんとすれども思ひも不寄燃上る。中納言様御覧被成、其まゝ御露地へ御出被成、熊笹・高野つゝじ等を御近所へ見ゆる者に爲御植有て、火之所は御構不被成、古市左近御寝間の御棚に有之、御目貫・御小刀柄など入たる御簞笥を出すを御覧被成、御にらまへ被成により、取出るなと心得て、火の中へ投入るを御覧被成、不知顔に而依被成御座、人々御道具など取出さんとする者なし。後人々此事承り、何とぞ思召之有事と不審に存ずると也。

此時大火消被參、御門の内に入らんとす。御門に有之者ども斷申不入付而、外がはの長屋の腰板にかぎを懸け、大縄を付け、一放に引放様にして備へて被居と云へ共、御長屋には火不付により、是を捨て内へ入れ有。高槻勘兵衛達御聽故、火消衆其まゝ入可申、大挑土藏を被防様に可仕与被仰付。火消衆入りて御土藏を防がるゝ内に少し脇に足駄土藏と申す御土藏へ火入り不殘焼る。火消衆御露地植木之御裁許に而、御家の火消す事少も不被仰付事勘被居也。伴八矢少やけと仕、以之外御機嫌損じ、一人も火に構申間敷と御意。

〔政隣記〕

慶安三庚寅歳四月十九日午の刻、江戸本郷富士塚之小家より出火、御屋敷中悉類火、利常公

は利治公之御邸に入給ふ。依之御式臺御作事奉行は、松原半右衛門・西村彥兵衛・富田七兵衛。

〔御判物領知目錄〕

口上之覺

一、權現樣・台德院樣・大猷院樣御三代之御朱印、肥前守致頂戴候。然處慶安三年寅三月、本鄕之屋敷類火に逢候刻燒失仕候事。

一、右御三代之御朱印には、三ヶ國統肥前守致頂戴候。其後隱居仕候刻、同姓淡路守に十萬石、飛驒守に七萬石分遣候。今度御朱印之義如何樣共公儀被仰付次第奉存候。乍去淡路守・飛驒守に內談相尋申候處、兩人共御朱印面々に頂戴仕度旨申候間、可然樣御相談被成可被下事。

一、江州高嶋郡之內今津・弘川兩村におゐて高二千二百六十石二斗餘、從先規領知仕候。今日被載御朱印被下候樣仕度存候事。

右之通御老中へ被仰入可被下候。委細小笠原山城守殿・永井伊賀守殿へ申達候。此旨宜御申入可給候、以上。

四月廿三日　　松平加賀守使者

岡田豐前殿・本多美作殿へ御口上書之寫。

四月。前田利常災後大聖寺侯前田利治の邸に假住し、その新造の書院を

毀たしむ。

〔三壺記〕

飛驒守殿御屋敷をこぼつ事。

飛驒守利治殿は、春に至而中納言樣を御相伴にて、酒井讃岐殿其外御振舞可被成と思召、御書院・御次之間等を春正・二月へ懸て作らせ給ふ。御道具は五七年以前より、舛屋の次左衞門、異國の產物を取かへ引替へ御披見に入れ調上る。御座敷印子の金具、家のほり物、探幽・たはら屋が頭をかたふけて書あらはす唐繪、草花の繪樣、金銀をのべ敷、誠前代有べき事とも覺えざりし。丁寧成御座敷疊を入れけれども、未だとや角と指合ひて御振舞もなかりしに、利常公入らせ給ひて、餘り陰氣にて有之間、座敷をたゝませ可申旨古市左近奉りて、御大工半次並由兵衞に被申渡、大工・足輕數百人召つれて、彼御座敷を其日の內に取退け、跡をならし、御露地を拵へて少御假屋も立にけり。何れもけつかう成御屋敷を、手の付所も知らざりしが、君命とは云ひながら冥加恐敷御事也とぞ申ける。利治公は何分にも御意に入申樣にと、日々夜々に被仰越由ぞ聞えける。

五月朔日。徳川家光、前田綱紀の疱瘡平癒を祝す。

〔徳川實紀〕

五月朔日松平犬千代丸痘瘡平癒をほがせ給ひ、御側中根壹岐守正盛御使して、小松中納言利常卿へ時服二十つかはさる。

〔松雲公夜話〕

一、相公様御疱瘡の御時分、大猷院様御出頭の女中唐橋殿と申を、最初より御酒湯相濟申迄御附置被遊候。是は御年寄にては無之、唯今の御客あいしらひなどの躰にも候哉と被思召候。其外おこわ殿並今御一人御名失念是等茂出頭之衆に候處、御疱瘡の御様子見て可參由に而、毎日御使につかはされ候。大猷院様は萬端の儀別而御勝れ被遊、御代々の内の御名將と被思召候由、右同時に御意御座候。

相公は前田綱紀

同時とは享保五年六月十二日

〔夜話之抄〕

一、當邦君御疱瘡之前日、長庵・清庵・玄德三人談合ありて、朝御灸被成し處に、晝より御灸熱さし、翌日御疱瘡とあらはれ奉るゆゑ、此由家嚴品川左門を以微妙院殿へ申上處に、殊之外御機嫌よく、此年月御念願之處に候條、御滿足に思召候。唯今鶴を御持參被下、御料理可被仰付候間、左様に心得可申旨家嚴に被仰渡。其故面々殊之外にきほひ、悦事限なし。御灸熱より出、其上醫師衆仕損て候ゆゑ、惣様愁可申に、御一言にて諸人競ひ、却而悦申せし也。三輩も仕損とて、後まで迷惑せられしと云々。

家嚴は今枝近義の父直恒

五月朔日。金澤城の石垣地震によりて崩壞す。尋いて幕府その修理を許す。

〔國事雜抄〕

御繪圖奥書

右之通當五月朔日地震に而、石垣破損仕由從國元申越候。並去春致言上候跡々破損之所、以連々修理申付度奉存候、以上。

松平加賀守

〔國事雜抄〕

金澤城今度大風雨洪水之時、石垣三ヶ所崩付而築直之事、並堀六ヶ所埋候付而被浚之度由、繪圖之通得其意候。如元可有普請候、恐々謹言。

慶安三寅十月三日

阿部對馬守

阿部豐後守

松平伊豆守

松平犬千代殿

五月四日。前田利常柳營に登り就封の辭見す。

〔德川實紀〕

五月四日小松中納言利常卿就封の辭見ありて、大講堂といふ釜、篠目といふ茶入、並に鷹三据・馬二匹たまふ。

建家本の儘

五月五日。小松の役夫等江戸本鄕邸式臺の建築に着手す。

〔三壺記〕

御式臺建家之事

五月四日に市嶋左次右衞門は、葭嶋小者百人召つれ江戸へ到着す。松原半左衞門・富田七兵衞に被仰付、五日に足代を爲仕可申旨被仰出、左次右衞門召つれ來る小者百人に足輕五十人指加、御大工横江太郎兵衞罷出で、指圖を以て、足代をこそ立てにけれ。人足廻しとして池田長左衞門・山田九郎右衞門・松原・富田下司に隨而、端午の日朝七ッより取掛り、澤栗千本檜丸太千本、三間七寸角五百本、二間六寸角五百本、鉸五千丁にて、さんばしを四ヶ所に掛け、足代の天井は馬場のごとくに立濟し、七ッ時分に仕廻しに、夕邊着きたる人足共骨折なり、今から成共休息し、明日は建家なれば何も可罷出とて、其日の御普請は止にけり。

〔三壺記〕

御式臺建而利常公御歸國之事

端午の翌日、御式臺の小屋を取ほぐして足代の廻りに備へ置、七日には利常公出御有て、即時に立柱虹梁を組上げ、はや葺下地に成ければ、其日の内に屋根を葺立、所々に壁の下地を組入、御小姓衆・歩行迄惣がゝりに小壁の下地をかきにけり。三日の内に壁も塗り、跡より足代ごもを取のけたり。其内に御發駕の御用意相調、十三日には御いとまの爲御上使松平和泉殿被參、十九日には飛驒守殿御屋形より御發駕被成候。東海道にかゝらせ給ひ、尾張のあつたより御舟にめし、太田へ上らせたまひ、關が原に御陣をすゑられ、同廿八日には小松へ御歸着被成けり。

五月十九日。前田利常江戸を發し東海道より歸國の途に就く。

〔政隣記〕

一、五月十三日利常公御歸國之御暇上使松平和泉守殿、同十九日御發駕、上通尾張之熱田より御舟にて太田ゟ上り給ひ、關が原御通、廿八日に小松御着城。

六月。前田利常小松城中土居の庭園を修め、士人の家計を調査して救濟の法を講ず。

〔三壺記〕

小松にて中土居之御普請並儉約被仰付事

同年六月より宮城内藏奉行にて市嶋左次右衞門・岡本善太夫・池田長左衞門に御露地御小人御預け、毎日中土居へ御出被成、御普請被仰付。秋中に成りて、金澤・小松の侍大身小身共に大きなるすりきり人を御吟味被仰付、除知・人すべ等、並家を賣り道具を拂ひ、あるひは御貸銀拜借被仰付。何共申ひらきの成りがたきもの自害するも有り。跡目不被仰付人もあり。子小姓衆には家老を與力に被仰付、儉約之儀を被仰渡も有。足輕を付させられ儉約被仰付も有。足輕等は手前よきもの五七人有之て、御ほうび銀一枚・二枚被下もあり。其上に給人ども手前に、百姓ども年々に未進つもりて、給人損料有之者有て、百姓中御吟味被成、御借米を被仰付、未進等を收納被仰付もあり。それより百姓ども耕作に情を入れ、油斷なく作付たるものならば、指して未進も有間布と思召、委細に被聞召、難澁に及ぶ在々へ作食等も御貸付被成、御取立とぞ聞えける。

〔菅綱記〕

一、是年小松金澤諸士勝手方を吟味あつて貸銀を賜はる。

九月十八日。前田利常等江戶城西丸移徙を賀して物を獻つる。

〔德川實紀〕

九月十八日西城御遷りを賀して、尾・紀兩邸より臺子十餝・屛風十双づゝ、水邸より廣蓋十、屛

風五双、紀伊宰相光貞卿よりは衣桁五、水戸中將光圀卿は臺子二餝、小松中納言利常卿は褥三・刀架・櫛箱各一、松平越後守光長は重箱十、松平犬千代は家具千人前、（中略）、松平淡路守利次は屛風五双、松平飛驒守利治は塵籠三十、（下略）。

十月十九日。前田利常越中射水郡一宮に土地を寄進し綱紀の安全息災を祈禱せしむ。

〔御寄進狀寫〕

犬千代爲祈禱越中氷見庄矢田村之内二十俵之所、爲一宮神領、令寄附訖。然則長日懇祈不可怠慢者也。仍寄進狀如件。

慶安三年十月十九日　　　　利　常　判

慶　高　寺

〔寺社來歷〕

貞享二年一宮慶高寺由來書

一、正保二年從徵妙院樣、本社・拜殿・三社之御輿御建立被爲成候御事。

一、犬千代樣爲御祈禱、從徵妙院樣慶安三年に寺社領十石御附被爲成、則御一行于今所持仕

候。

十月十九日。前田利常能登羽咋郡大福寺に土地を寄進し綱紀の安全息災を祈禱せしむ。

〔御寄進狀寫〕

犬千代爲祈禱、能州羽咋郡大福寺村之内高二十石之所、大福寺觀音並六社爲寺社領令寄附訖。然則長日懇祈不可有怠慢者也。仍寄進狀如件。

慶安三年十月十九日　　利常判

大福寺

〔寺社來歷〕　貞享二年由來書

往昔は七堂伽藍寺家十二坊有之由申傳候。雖然斷絶年久、中興開山は北之坊、元龜三年に堂社再建草庵取立罷在候。從高德院樣北之坊ゟ度々御祈禱被仰付、堂社修理被仰付候節、被成下御書候。慶安三年に津田故玄蕃能登國廻り之砌、右之品々被聞屆、御書等微妙院樣被入御覽候處、爲中將樣御祈禱之、寺社領高二十石被遊寄附、御判物被成下候。同九月馬場小右衛門奉に而、觀音堂修理萱葺被仰付候。同十一月堂社寺御造營可被仰付候由に而、山上善右衛門罷下、指圖繪圖仕入御覽候。其後材木被仰付、承應元年に富木ゟ到着、明曆元年迄有之

候處、高岡瑞龍寺御建立に付、先御借り分与御座候而、右之材木彼地ゟ被遣候。七年に従中將樣觀音堂並講堂・六社之宮一宇・拜殿・鳥井二、右御造營被仰付、今以破損修理被仰付候。

十月廿八日。前田利常能登鹿島郡氣多社に土地を寄進して綱紀の安全息災を祈禱せしむ。

〔御寄進狀寫〕

犬千代爲祈禱、能州鹿島郡明神野村之内高二十俵之所、並神主兩人居屋敷、爲所口氣多大明神社領令寄附訖。然則長日懇祈不可有怠慢者也。仍寄進狀如件。

慶安三年十月廿八日　　利常判

神主　式部丞

神主　右衛門尉

〔神社來歷〕　貞享二年由來書

大納言樣本七尾御本城より、天正十七年に所口宮山を、城郭地に御見立被爲成、氣多本宮を明神野ゟ御遷、社頭御建立被爲成、明神野荒地開次第御社領に可被爲成旨、御朱印被成下、則高二十三石御社領に御付被爲成候。其砌謙信一亂以後神主中絕仕候に付、所口村百姓中支配仕候處に、慶安三年に小松中納言樣諸社領御改被爲成候時分、右百姓宮之入用等も不仕候

故、二十三石之社領被召上候。御朱印は所口村百姓方に、于今所持仕申候。慶安三年十月廿八日之日附、從中納言樣高十石並兩神主居屋敷御社領之御判之物一通、兩神主致頂戴所持仕申候。

十月廿八日。前田利常能登珠洲郡法住寺に土地を寄進し綱紀の安全息災を祈らしむ。

〔御寄進狀寫〕

犬千代爲祈禱、能州珠洲郡法住寺村之內高三十俵之所、爲吼木山法住寺領令寄附訖。然則長日懇祈不可怠慢者也。仍寄進狀如件。

慶安三年十月廿八日　利　常　判

法　住　寺

〔寺社來歷〕　貞享二年由來書

當山品々寶物、微妙院樣入御覽、表具箱同袋箱等被仰付、寺領御寄附被遊候。其外講堂一宇・鎭守白山宮一宇・拜殿一宇、從微妙院樣御代破損御修理被仰付、今以右之通に御座候。

十月廿八日。前田利常山城酬恩庵に常住料を寄進し尋いで悉く建築を新

たにす。

〔寺領御寄附御折紙寫〕

爲酬恩庵、常住料米五十石每年令寄附訖。永不可有相違者也。御寄進狀如件。

慶安三年十月廿八日　　　利　常　判

方　丈

〔寺院來歷〕

一、元和元乙卯年小松中納言樣大坂御發向之節、當寺御本陣一日御滯留被爲成、一休制法等上覽、翌旦御出馬被遊候。大坂御陣中ゟ御見廻御目見仕候。

一、酬恩庵御再興、小松中納言樣慶安三庚寅年、至當年三十六歲。中納言樣京御屋敷御留守居高田彌右衞門殿へ被仰付、京都材木屋菱屋十左衞門と申者請取申候。

一、御先祖之御牌面、當庵に相立候事、先年古市左近殿・品川左門を以申上候處に、願之通相叶、至唯今燒香相勤申候。

一、再興被仰付、出來以後小松御城下へ爲御禮、當庵輪番相勤候故、其時之役者宗晋・宗玄と申僧參上仕候節、大應・大燈・徹翁墨跡一軸充、中納言樣へ献上、其上御目見仕、黃金五十枚・綿二十把拜領仕候。外に白銀百枚・絹五十疋・綿二十把、右之宗晋・宗玄拜領仕致歸寺、一山之

衆中頂戴仕候。

一、中納言様より當庵常住料米五十石、毎年御寄附御墨付、慶安三年致頂戴所持仕、今以右之米拜領仕候。

右由來如此御座候以上。

大徳寺派禪宗

山城薪酬恩庵役者

貞享三年丙寅年七月十八日　宗　琛　印

閏十月二日。幕府富山侯前田利次に暇を賜ひて國に就かしむ。

〔御日記〕

閏十月二日、御暇被下候衆、松平右京大夫・松平淡路守・松平越後守。（下略）

十一月十三日。前田利常能登鳳至郡道下の農三郎左衞門、同郡諸橋の次郎兵衞、珠洲郡延武の延武、同郡大谷の賴兼を扶持す。

〔能登鳳至郡道下村孫左衞門藏文書〕

任天正十年十月十日先判之旨、能州鳳至郡道下村之内を以、十五俵令扶持者也。

慶安三年十一月十三日　利　常　印

道下　三郎左衛門

〔能登鳳至郡諸橋村次郎兵衛藏文書〕

任天正十一年十二月朔日先判之旨、能州鳳至郡諸橋村之內を以、二十俵令扶持者也。

慶安三年十一月十三日　印(利常)

諸橋　二郎兵衛

〔能登珠洲郡延武村延武藏文書〕

任天正十六年九月廿六日先判之旨、能州珠洲郡若山內を以、十五俵令扶持者也。

慶安三年十一月十三日　印(利常)

若山　延　武

〔國初遺文〕

任天正十三年十一月十六日先判之旨、能州珠洲郡大谷村之內を以、十五俵令扶持者也。

慶安三年十一月十三日　印(利常)

大谷　賴　兼

十一月二十日。前田利常能登鳳至郡阿岸中村の農高右近、同郡皆月の彥、同郡大澤の內記を扶持す。

〔能登鳳至郡小山村高右近藏文書〕

任天正十年十月十日先判、能州鳳至郡中村之内を以、十俵令扶持者也。

慶安三年十一月廿日　印(利常)

中村　高　右近

〔能登鳳至郡皆月村彥藏文書〕

任天正十六年九月晦日先判、能州鳳至郡皆月村之内を以、十俵令扶持者也。

慶安三年十一月廿日　印(利常)

皆月村　彥

〔能登鳳至郡大澤村內記藏文書〕

任天正十六年九月晦日先判、能州鳳至郡大澤村之内を以、十五俵令扶持者也。

慶安三年十一月廿日　印(利常)

大澤　內　記

十二月廿四日。富山侯前田利次先に綱紀の病を祈らしめたるを以て、越中礪波郡埴生社の神職に銀子を與ふ。

〔越中古文書〕

犬千代樣當夏御疱瘡被爲遊候刻、從淡路樣御祈禱被仰付候。爲御布施銀子一枚被遣候條、社家中御配分に而可有御請取候。御請之案文別紙に進之候、恐惶謹言。

十二月廿四日　　堀田掃部重昌　判

佐々伊左衛門　判

埴生社家衆中

十二月。前田利常の女辰姬生る。

〔本藩歷譜〕

辰姬、慶安三年十二月生、承應三年三月三日死去、御年五歲。

〔壬子集錄〕

おたつ樣、慶安三寅の御年、四歲にて御死去、母五條殿。

是歲。前田利常の側室京極殿小松より京師に還さる。

〔三壺記〕

京極殿歸洛之事

古市左近は江戶より御いとま被遣、京都へ被罷登、三位の局にしばらく休息して有之處に、小松より御妾の姬君京極殿を上京として、稻垣三丞被指添都へ送らせ給ふ。古市左近出向ひ、

淡路は前田利次

四歲は五歲なるべし

本文慶安三年に在り

三位の局は新山田畔書に三位殿(白川乎)に作れり

相談有て迯屆けて、左近も三丞も同道して小松へ被罷歸けり。京極殿御腹に御出生の御若君を、鶴松殿と申すが、はやく御隱ましくて、其愁傷の忘るゝ間もおはしまさず、御歸洛ましますす心の内おもひやるこそ哀なれと、いづれも袖をぞぬらしける。

慶安四年

正月二日。小松城中に能を演じ市人を召して觀覽せしむ。

〔小松舊記〕

慶安四年正月

一、二日・四日兩日之御能、町中之者共に爲御見被爲成、殊に御廣間へ被召上、御菓子・御食被下候。當町より上申進物之事。

進上

御樽　一荷。　鰹　百節。

小松町中

一、御能兩日惣町中ゟ爲御見被成、殊に御廣間迄被爲召上、御菓子・御食被下候義、難有忝奉存候。乍憚御色代迄爲冥加与奉存、爲惣名代罷上申候。御次を以可然樣被仰上可被下候、以上。

正月四日

町年寄　拾人

淺野藤左衞門殿
神戸藏人殿

正月十五日。能登鹿島郡宮前の熊甲社に土地を寄進す。

〔能登鹿嶋郡宮前村熊甲社藏文書〕

能州鹿嶋熊來庄之內熊甲山大明神、任先規宮前村田地之內を以、一反之所奉寄附訖。神事祭禮以下不可有怠慢狀如件。

慶安五年正月十五日　村井兵部少輔長朝　判

神主　但馬

正月十六日。小松の酒商等城中に納むる酒に關し誓紙を上つる。

〔小松舊記〕

酒屋中誓詞前書之事

一、御城樣ゟ被召上候酒、悪敷御座候由に而御穿鑿被爲成候義、酒主並酒屋中承り驚入申候。上り酒之儀者御心見上げ候而、十分念を入申候得共、左樣之義御座候御事、何も迷惑に奉存候。是以後被召上候酒之義、猶以吟味仕、念を入指上可申候。自然酒に手を仕候歟、又は水

杯入申、手くろ仕候者御座候を承付候者、內輪より早速御斷可申上候。爲其誓詞仕上げ申候。

右之趣於相背者忝茂。

正月十六日　　當町酒屋中

正月廿二日。前田利常能登羽咋郡相神の農彌六、同郡土橋村新兵衛、同郡中川村太郎左衛門、鹿島郡中島村太左衛門を扶持す。

〔能登羽咋郡相神村彌六藏文書〕

能州羽咋郡相神村之內を以三十俵之所、從前々令扶持訖。先彌五郎依奉公之忠聞屆、爲加增十俵引合、四十俵之所充行者也。

慶安四年正月廿二日　　（利常）印

相神村　彌六

〔能登鳳至郡小山村高右近藏文書〕

能州羽咋郡土橋村之內を以、三十俵之所令扶持訖。天正十年之先判依令燒失改遣者也。

慶安四年正月廿二日　　（利常）印

土橋村　新兵衛

〔能登羽咋郡中川村太郎左衛門藏文書〕

任天正十年八月十五日先判之旨、以能州羽咋郡中川村之内十五俵之所令扶持者也。

慶安四年正月廿二日　印(利常)

中川村　太郎左衛門

〔能登文書〕

任天正十年九月朔日先判之旨、以能州鹿嶋郡熊來鄕內三十俵之所令扶持者也。

慶安四年正月廿二日　印(利常)

中嶋村　太左衛門

二月二日。金澤卯辰八幡の神主厚見左京、配下神社の居屋敷の由來を寺社奉行に上申す。

〔國初遺文〕

居屋敷由緒御改に付而申上候

一、千五十步餘　八幡宮神主　左　京

棟數五ッ之御宮屋敷、並私居屋敷共に。

右從利長樣、慶長四年に横山山城守殿御奉に而、卯辰山荒地之內に御宮御立被成候。社人居屋敷共に致拜領候。御印頂戴不仕候。其以後元和二年に、御檢地御奉行成瀨內藏助殿・加藤宗

兵衛殿・堀掃部殿・山本久左衛門殿、樣子御尋被成候に付、山城守殿へ御斷申上候へば、右御奉行衆へ被遣候折紙、私手前に所持仕候。

右之外三十三步請地、每年御地子銀上げ申候。

一、二百十步　　安江八幡社人　土　佐　判

宮屋敷、其内に社人も罷在候。

右從先規有來候、慶長十九年に御檢地御奉行石川茂平殿・淺野將監殿に御斷申上候へば、御竿被指除候。其後元和二年に永原土佐守殿御檢地之刻も、御竿被指除候。御印は無御座候、以上。

一、二百七步餘　　當宮屋布　　天神社人　將　監　判

但社人居屋敷右之内に罷在候。

一、二百四十五步　　古御宮屋敷

右之古御宮屋敷明申時、少々きゐん仕候處に、慶長二年御檢地御奉行藤村太郎右衛門殿・服部五右衛門殿御竿被入、田井村百姓方ゟ地子出し申候。右山之内田井村領分、天神御宮從先規有來候、以上。

右面々下神主手前相改、如此書記上申處如件。

慶安四年二月二日　　　八幡宮神主左　京　判

岡嶋市郎兵衛殿

葛　卷　藏　人殿

二月十八日。贋銀行使者の調査を寺社に命ず。

〔國事雜抄〕

近年似銀取遣仕候者、樣子書付可被上之旨、寺社方ゟ急度可被仰觸候。爲其申入候、恐々謹言。

慶安四年二月十八日　　　今枝彌平次

橫　山　右　近

奥村因幡守

岡嶋市郎兵衛殿

葛　卷　藏　人殿

右三人衆より如此申來候條、御一宗中被相改、面々書付御取置候而、頭寺より之書付可被指上候。越中・能州ゟも急度可被仰觸候、恐々謹言。

二月十八日　　　葛　卷　藏　人

近年似銀取遣仕義御座候者、可申上旨被仰出候通奉得其意、下神主中吟味仕候へ共、似銀取遣仕たる神主無御座候。以來脇より申出候者、如何樣共可被仰付候、以上。

慶安四年二月廿日　　八幡宮神主　左京

岡嶋市郎兵衛殿

葛卷藏人殿

三月十一日。小松の彫刻師に命じ銀座に使用する印判・極印を製せしむ。

〔小松舊記〕

靈社起證文前書之事

一、今度品々之銀座印判彫申義、私に被仰付候。則御請仕候。出來次第に相渡可申候御事。

一、銀子に打申極印、最前親權太夫に上卷誓紙被仰付、金澤・富山銀座江ほり候而遣申候。今以私に被仰付候之旨畏奉存候御事。

一、印判・極印私自分に調、似符似銀仕間敷御事。

右之印判・極印共に、如何樣之者に而茂囑託〔　〕誂申候共、彫申義者不及申、其者當座に御公儀樣江御斷可申上候。自然隱置、餘人より被聞召上候者、私儀者不及申上、一類共に曲事

に可被仰付候。右之通於相背申忝茂――。

慶安四年三月十一日　　近江屋　權太夫　判
　　　　　　　　　　　同　　　吉兵衛　判

三月廿六日。小松の桶屋等、桶の賣價に關して誓紙を上つる。

〔小松舊記〕

當町桶屋中誓詞前書之事

一、年内金澤桶屋共仕上げ申桶之直段、私共被仰付、桶之帳被遣候に付、直段も品々付札仕上申候處、付札之内五匁六分安き所一ヶ所、二匁八分高き所一ヶ所御座候に付、御穿鑿被爲成、不念成仕上迷惑申候。人拵に被頼申義者毛頭無御座候。隨分大事に奉存、何れ茂桶屋共致寄合、町賣直段をも問合、吟味仕念を入申候得共、餘日無御座時分に而、夜明仕候故帳面見そこなひ、何共迷惑仕候御事。

一、是以來之儀者、念を入直段付可仕候。手前商賣之桶又脇賣之直段合致吟味、毛頭依怙贔屓不仕、有樣に直段仕上可申候事。

右之條々於相背者――。

慶安四年三月廿六日　　小松町中　桶　屋　中

四月十日。江戸上野附近の火災に前田利常東照宮を守護す。

〔德川實紀〕

四月十一日昨夜の火東叡山に近かりしに小松中納言利常卿御宮守護のため速にまかりたるをもて小姓組番頭安藤伊賀守重元御使して慰勞せらる。

四月十七日。前田綱紀江戸東照宮に銅燈籠を寄進す。

〔古案記〕

江戸上野金燈籠御寄進也

銘之寫

奉獻銅燈籠　兩基

武藏國　東叡山

東照宮　廣前

慶安四年四月十七日加賀・能登・越中三國主菅原姓松平犬千代丸。

右一くだりうしろに

冶士　鳥居權佐正信

四月二十日。德川家光薨ず。

我如く以下本のまゝ

〔新山田畔書〕

一、慶安四年三月公方就御不例、大名の參勤例より早く各參府也。四月廿日御他界故、歸國衆の御暇沙汰なし。仍江戸中以の外の詰人也。銘々當分の氣遣、又は眉をひそむる体にて在けるが、或時各登城候樣にと、諸大名へ老中より申來り、諸侯方登城也。御筋目衆迄か不殘か。又被仰渡の品も本文と替り別義か。本文少難心得、髓不髓難覺悟、追て可尋考なり。江戸中に此事無隱故、皆人耳を傾く。其日に至り登城有て、二時計過ぎて何れも歸館あるに、老功の町人下馬へ往き、世上の体を考へ辻占を聞き、大名衆の歸るを見て宿々へ歸りて、妻子共を呼集め、心易く酒も茶も緩々と呑候へ、天下は一段と御靜謐也。其を奈何と云ふに、度々如此刻を伺ひ見るに、大名衆の供の者の足早く、さながら飛鳥の如くにしどろもどろなるは、騷布事の驗也。又靜なる時は、供中の足音しと〳〵と靜かに柏子揃ふ。今般御城より被歸衆の供の足音、偖も〳〵見事聞事に閑にして、柏子揃ひたり。我如く禪門など唯有事也と語聞かせけると也。公御歸館已後、中村久悅・古市左近御前にあるに、御咄の上に、老中の被云は、大名共當春の御暇を不出、押留各在江戸に可仕や、又例の通替之衆に御暇可被遣やと相談ありしに、御一門方始め何の挨拶もなし。仍予進出で、何れも如何思召にや、我々存ずる所は竹千代樣御機嫌能御座なされ候上に、何方に誰やの者か野心を可存、急ぎ御暇被遣可然候。それを奈何と申すに、交替の面々の人數多く在府いたし候て、

不圖いさかひ喧嘩など出來候はゞ、品に因て小事が大事に可成候。小事の大事には成り安き物に候へば、早速の御暇御尤と存ずと云ひければ、三卿方も老中も、尤也、御暇衆は早々御暇被遣樣に可有之との事に究りて、各退出せしと御意ありし故、兩人御尤の仰と感賞し奉りける。其後段々に御暇にて歸國衆江戶を被發ける。此說慥なる共不實共云。知易かるべき事なり、追て尋明めて可記也。

〔夜話之抄〕

一、大猷公御他界已後、徵妙院殿小松へ御歸城被成、二三日ありて、長爐之座敷に伊藤內膳・菊地大學など罷在處へ、品川左門を以、於當地用人を尋候へども、無之は理に候。江戶にて今度公方御他界之砌、登城せし處に、小出大和守番所に殊之外顏色おとろへ、氣分不宜躰にて、常のごとく居事も不成哉、橫になりて居候に因つて、此方より、見申處御顏色もあしく候、此節被入御情御勤之事、御苦身ながら御尤に候とて、使を遣しければ、思召付られ忝存候、御覽のごとく、御番所にも中々たまられ可申とは不存候へども、唯今の時分ゆゑ何とぞと存、今朝より押而罷出候、何十人ともなく國持大名衆登城いたされ候へども、御使被下、私氣分御尋被成候は、貴殿と松平伊豆守殿唯二人にて候と被申越候。漸江戶にも人はこれなしと存候へと被仰出候と云々。

〔殘囊拾玉集〕

一、家光公薨去の時、一七日時分より歟、利常公そろ〳〵御露地普請被遊候。江戸中に沙汰の限りと申候。此品を御家老も、御出入の御心安衆も、取沙汰を申上候へば、御意には、拙者は御奉公と思ひ庭普請爲致候、難心得御沙汰と被仰候。御出入の衆、如何の思召と被尋候へば、御意には拙者申付候故、旗本衆もそろ〳〵普請など致すべし。中納言殿さへ如此なれば不苦と申べし。拙者不致ば仕手は在之まじく候。其時は江戸中の日雇の者など難儀致し、火を付け盗を致し、追剝など可有之候。然ればいかい騷動あらんと御意に候。御老中方も聞被申候て、奥の手は不知御方と御噂の由、時勢にもよるべき事共也。

五月下旬。金澤小立野に於いて水車を用ひ火藥を製す。

〔本藩年譜〕

五月下旬、小立野石引町波着寺の邊にして、鐵炮の藥を水車を以府かしむ。此起本は浪人高原一兵衞と云者、此製法を工夫し、御扶持米を給はらば此事可勤と申す故に、會所へ召出し、其製法を問ひ尋ね、異風組和田勘右衞門及び大工山上善右衞門少聞之、相共計之を、遂に高原に不謀して水車成就す。高原本意を失ひ無聊なり。後横山左衞門家に仕ふ。自此以來商人、油をはたくに水車を用ふるは模之也。小立野調藥所、經七年而後移土淸水。

七月廿八日。前田利常、由井正雪等陰謀の顚末を藩吏に報ず。

〔慶安四年抄〕

今年夏より秋へかけて、由井正雪・丸橋忠彌惡逆御吟味、正雪は駿河府中にて自害す。忠彌は於江戸生捕、同類悉く罪科被仰付訖。其節利常公より、金澤老中へ被遣候御書如左。

此書中之通、小松之者共にも玄蕃方より急度可申聞候、以上。

從跡々在江戸牢人之內、由井正雪・丸橋忠彌、今度催惡黨、企盜賊之由訴人有之、丸橋同類六七人被召捕。正雪は最前に駿州に相越候に付、被懸追手候處、於彼地令自害由に而、右就御穿鑿、箱根・碓氷之關所へ一兩日往還不通候。其許へ相聞候者可爲氣遣候。併別條無之候間、得其意、下々迄神妙に可申渡候、謹言。

七月廿八日　　　　肥前利常

年寄中

〔微妙公夜話〕

一、由比嘯雪・丸橋忠彌一卷之時分、內藤外記殿御出之節、世上別事も無之候哉と、微妙公被仰候得者、外記殿此中浪人共騷動に付、紀州殿御印物右浪人共方に有之与取沙汰有之候而、紀州殿も御迷惑がり、老中も如何之事と被申候由を、專取沙汰有之候由御申候得ば、からくと御笑、末々町人共などは、譯を不存候而左樣之事を可申候。各など近頃不足なる事を被申

候。今日公方樣御立候故、三人衆も手前共初、何茂尊敬仕候。公方樣をつぶし紀州殿をたゝせては、此肥前も三日は爲持申まじく候。多分陸奥・薩摩ぉ左樣に可被存候。夫程之事合點せぬ老中には有之間敷、しかれば左樣之沙汰は、武士之沙汰には有之まじく候。何か氣之毒なる事に紀州可被思召候哉と御意候。一座之御旗本衆、御尤成事と被申候。其後紀州樣御聞御悅被遊、御老中方も尤成事、肥前殿一言に而江戸中之浮說止申由、御申候由に候。不破平左衞門咄。

〔松梅語園〕

一、或時後藤程乘御見廻に參、御前に罷出。御機嫌克時分に而、替事もなきか、何方へも不參やと御尋也。程乘申は、何事も不承候、先日紀伊樣へ參、御前へも罷出候得共、替事も不承候と申上る。紀伊殿へ參たらば申せ、世間の御謀反と申ならす、人が知つては不成物じやと申せと也。程乘も笑ひて、世間には誠にむざと仕たる事を申候、一向左樣に而は無御座事を一扁に申と申上ければ、笑止〳〵と御笑也。

八月廿一日。前田利常江戸本鄕邸成りたるを以て之に移る。

〔慶安四年抄〕

慶安四年辛卯年利常公江戸御參勤、利次公の御屋形に御住居有りて、神田御屋敷去年火事跡

神田御屋敷は本鄕邸に同じ

之御作事被仰付、成就に付、八月廿一日御移徙。

九月廿三日。金澤惣町年寄頭の制を定む。

〔續漸得雜記〕

一、慶安四年金澤惣町年寄頭可被仰付旨に而、町中所久敷町人御撰被成、二十人年寄頭被仰付、鬮取被仰付。其内十人は當時年寄頭、今十人は二番代与相定。二人充一番より五番迄組合相勤。當時勤之内、死去人又は病氣等にて御斷申上候砌、二番代之内より段々相勤申極に相定。辛卯九月廿三日より年寄頭初而被仰付候。惣町中年寄頭之覺。

一番　材木町　田井や市兵衛　　二番　今町　出雲や彦右衛門
　　　尾張町　森下や八左衛門　　　　材木町　紙や六右衛門
三番　堤町　藥や庄兵衛　　四番　安江町　淺野や次郎右衛門
　　　同町　三ヶや九郎兵衛　　　　尾張町　津幡や與三右衛門
五番　河原町　笹や十兵衛
　　　同町　蒔繪や又右衛門

二番替組

一番　中町　鶴や市郎右衛門　　二番　材木町　石浦や伊兵衛

三番　堅町　今市や仁兵衞　四番　袋町　茶や太兵衞
五番　堤町　玉鉾や孫兵衞　六番　新町　金屋次兵衞
七番　南町　中や彥右衞門　八番　今町　金屋太郞右衞門
九番　今町　福久屋次郞左衞門　十番　南町　紙屋七郞右衞門

十月二日。前田利常口切茶等を德川家光に献ず。

〔德川實紀〕

十月二日小松中納言利常卿より、口切茶並二種一荷献ず。

十一月四日。伽耶院札を有せざる山伏及び諸勸進人の入國を禁ず。

〔國事雜抄〕

伽耶院札を持不申山伏、並當夏以來、從他國相越候諸勸進人御停止候條、可被得其意候。自然左樣もの於有之者、宿借申間敷由、寺社方急度可被相觸候、恐々謹言。

慶安四年十一月四日　奧村河內守
津田玄蕃頭
長九郞左衞門
前田出雲守

岡嶋一郎兵衛殿

葛巻藏人殿

寄合所より如此申來候條寫遣候。何も下山伏・下神主中へも急度可被申渡候。右紙面御覽候者、名下判形候而可被相越候、以上。

十一月五日

岡嶋一郎兵衛

葛巻藏人

大學院

勸明院

不動院

左京殿

大和殿

十一月十日。小松の天秤屋山上屋長右衛門をして誓紙を上つらしむ。

〔小松舊記〕

一、小松天秤座山上屋長右衛門、正保二年六月九日に相果申候に付、其年より五ヶ年之間弟長兵衛、右長右衛門仕候如誓詞仕候而、今長右衛門に罷成、終誓詞不仕候に付相改、只今誓

詞仕候に付前書之覺。

天罰起證文前書之事

一、小松銀座封賃・掛賃・裏判賃、親子兄弟に而御座候共、座庭帳に相添上げ可申御事。

一、手前より贗がね包を出し申間敷候御事。

一、紙・筆・墨取盜申間敷候御事。

一、銀子相改封付申刻、善惡有樣に可仕、親子兄弟に而御座候共、依怙贔屓仕間敷候御事。

一、御土藏ゐ罷上り包申銀高、親子兄弟に而茂他言仕間敷候。其上諸方より上り、善惡念を入可申御事。

一、被仰付候兩替之儀、其時々相場次第に兩替仕、上げ可申候御事。

一、御土藏ゐ罷上り申刻、御隱密がましき御事承候共、他言仕間敷候御事。

右之條々於相背者、忝茂――。

慶安四年十一月十日

天秤屋　長右衞門

同　手代　甚右衞門

同　六右衞門

御會所樣

町御奉行様

一、右之通御佛之裏血判に而御座候、並請狀之事。

十一月廿八日。能登鹿島郡和倉温泉の湯税に對して領收書を與ふ。

〔故新錄〕

慶安四年分小物成方、能州鹿嶋郡和倉村湯賃銀子之事。

合七十目者　　朱封銀

右之銀子御土藏へ指上、御金奉行原八郎右衞門・千秋太郎左衞門切手之表に而相濟訖。追而御印に此手形取替可遣候者也。

慶安四年十一月廿八日　　富田内藏助判

石川忠左衞門判

觀音町　少五郎方へ

十二月十七日。今枝民部直恒歿す。

〔諸士系譜〕

今枝民部直恒、實日置伊右衞門忠勝五男。度々加俸、合一萬二千五百石。陽廣公傅。寛永十四御家老。後松雲公傅。慶安四十二二十七死。室前田源峰女。

本文は今枝直重及び直恒の碑銘なり
重直正に直重に作るべし

朝散太夫內史今枝君墓碑銘

君氏今枝。諱重直。小字彌八。世爲濃州士族。中略。寬永四年病卒於私第。享年七十有四。葬之金澤野田山麓。君娶平松氏。無子。以姪直恒立嗣。直恒勤愼貞亮。寬和有才略。黃門公甚嘉之。選於衆擧爲家相。故羽林筑州公之傅。與聞國政。筑州公聰明秀發。日就月將。仁聲威望。軒翥諸侯之右。大猷廟數稱直恒輔導有方。正保乙酉。筑州公奄逝于東武。今羽林公年僅三歲也。黃門公慟謂直恒曰。我老遘斯難。天之棄我。我復何言。然國乃祖先之國也。我可以我私負我祖先乎。其汝克敬嗣傅我孫。其保其護。綏我邦家。直恒稽首泣血而受命。誓絕鄉思。保祐訓護。鞠躬盡瘁。越七歲歿東武寓舍。病革也。黃門公枉駕臨視。執手悲訣。君臣之遇可謂盛矣。遂命男近義。復秉國柄繼保傅之任。近義黽勉惕厲。夙夜匪懈十有一年。羽林公德器早就。英譽四馳。萬治辛丑以幕府之鈞命。始就領國。三州之士民愛戴畏敬。莫不沐恩霈而肅威風。詩云靡不有初鮮克有終。直恒·近義堂構相承。輔養之勞可謂有終者。而其聲華行實。烏奕乎累葉。蓋復今枝氏餘蔭之未艾者也。初直恒欲爲君擇善地。改卜幽竁而不果。洛之艮隅高野之墟。群山縈紆。瀏乎淸泉。葱然茂樹。瑕丘之樂。佳城之嚮。於是乎在。近義多方求獲之。遷葬祖考祖妣。考與妣之四柩。蓋成先志也。且因其山屬台嶺。爲營一梵刹。鳥革翬飛。

輪奐可覩。復運巨石自泉州螭。其首。龜其趺。銘其祖之功行。夫有先人之美而不知之不智也。知而不傳之不仁也。不仁不智何以立人之朝。而示後之人乎。此近義之所以汲汲於鐫刻也。直恒娶前田氏對馬守長種之女。有子男五人。近義其嗣也。次某。次某。長平近義者二人早亡。女四人皆適名士焉。近義属余。請爲之銘者數矣。辭不得巳。爲書其顚末。併述餘慶延于後嗣。

銘曰。

有菀令枝。託根濃陽。士林抽潁。英氣維揚。奮拔姉川。陷堅摧强。殿長島兵。鳴小牧槍。豊臣之姓。太夫之藿。卓犖榮選。烜赫佘望。臨慶之國。玆垂休祥。是橋是梓。不柔不剛。輔導濟美。條葉騰芳。台嶠西麓。山廻水長。窅窅玄宅。蕭蕭白楊。勒辭貞石。永世無疆。

十二月廿九日。前田貞里閉門を命ぜらる。

〔私用覺書〕

一、慶安四年十二月十七日出雲拜知指上。下屋敷へ引籠。依之右樣子爲可被聞召、飛驒守利治公より神谷治部金澤へ被遣、同廿五日玉井市正も下着。

一、於江戸中納言樣より、小松者御飛脚被遣、荒木六兵衛十二月廿九日に參着、上屋敷へ可移之旨也。依之其夜上屋敷へ移閉門。

〔前田利治消息〕

倘々さても〳〵少氣成儀みかぎり申事に候。又は我々を世になし物に被存事口惜敷候。併其方のがれざる中に候へば、何とて見捨可申や。心を大佛程に御持尤候、以上。

今度其方除知金之儀に付、色々爰元へ取沙汰相聞候に付不審に存、先神谷治部申遣候。此儀中納言殿、諸家中手前も寛申様にと思召、被仰渡候と存事に候。此方行詰り何共不罷成候はゞ、四十貫目や五十貫目の事にて左様の働、去とては其方に不似合覺悟に候。其方など、中納言殿爪の端にても有之候故、倘以笑止に思召被仰付候と存候。幸拙子在所に有之上は、我々を世になし者のうかれ者と可被存とは不存。たとへ千貫目二千貫の儀にても、一たんは爰元へ走込談合も可有之事を、中納言殿御目利にて、未若年にも有之候を、三ヶ國の仕置人の人數にも御入候に、左様に少氣にては御目利もちがひ、又は諸人存事も其方爲如何と存候。併觸様などの惡敷、國に當候などゝて、左様の義にて有之をも不存候。其段にても、倘以中納言殿にめんじ、又は我々も物の數に無之候得共、爰元に居申候間我々にもめんじ、堪忍尤に候。金の事に候者はやく上方へ申遣候。彌返事次第追々調申様に、さた可申付候、恐々謹言。

極月十九日　　松　飛騨　判

前田出雲守殿

〔前田貞里消息〕

出雲守は出雲なるべし

御直筆御書謹而頂戴、其上御使者神谷治部被仰含御意之趣、寔以忝仕合冥加至極奉存候。然者今度私存寄之通御座候而逼塞仕候者、幸御在城之儀候間、可奉得御内意候處に、其儀無御座候段御意承、驚奉存候。如御諚たくわへ銀者、御家中寛申様にと思召、被仰付候へども、近年爰許上下事之外行詰遣書仕候付、貯銀所持不仕候故、御觸も御座候而、種々存立之者餘多可有御座體、連々承及申候間、不慮之儀御座候へば御為如何奉存、私儀は御家子に而、他所へ罷越者にも無御座候へ者、御外聞別儀御座有間敷候條、此段中納言様被聞召上、惣様之貯銀於御赦免者可然儀与奉存候。又私急度被仰付候はゞ、御斷申上度ものも遠慮仕、御家中しづまり申候へば御為と一重に奉存、右之仕合御座候條、此上は私儀御捨可被下候。加様之儀申立候はゞ推參に奉存候而、幸と如此御斷申上候。憚をも不顧存意之通申上候。御懇之御諚之品々、有難儀是非を不得申上候。此旨宜被仰上可被下候、恐々謹言。

十二月十九日　　　　前田出雲守

神谷治部殿

〔前田貞里書置〕

一、我等果候はゞ、傳兵衞多分供可仕覺悟と見及候。第一何十人共仕候ても何の用にも不立事候。ケ様に申は、人聞候てはおかしく可有之候へ共、我等常に心を盡候て聞置候趣も有之

候。定而不入事に情を入候樣に、人々可存候へ共、一度は御奉公之用に可立覺悟に候。無左ものも御用に立候へ共、其は人により候。又味違事候。我等果候上は、又勝に傳置度候へ共、其時分人は其心持により申趣候故、事付置用に立事に無之候間、傳兵衛寫置又勝成人にしたがい、申傳候樣にと存候。人は死候事は一向にやすき物、いきて忠をつくす事はしにくき道に候。此段傳兵衛は知たる事に候へ共、分をも不知ものゝ惡口を可防ため、留り候趣同心仕兼可申候。死て捨候身を、いきて身をすて、惡口をおい候て、又勝に奉公申事は、我等供仕候より上之忠に而候間、能々異見被申聞可給候。各も可被分別、又勝成人之上に候へば、此趣不申置候。幼少之者候へば、別御扶持被下、成人候ても人並之御奉公申候ては不足に候。其身幼少より御取立、其上備前ゟ我等代にも場無之、御奉公不申候へば、三代之御奉公又勝に積候。其身尤各取立可給事は不及申候。右傳度と申事候。各別之事候へども、わけを不知人は、さぞおかしく可有之候。せめて又勝代に一廉御奉公を申候へかしと計候、以上。

霜月　日　　　　　出　雲

大谷瀨兵衛殿

山中權左衛門殿

大谷伊左衛門殿

飯塚三郎兵衛殿

〔前田貞里書置〕

我ら病じやに候ゆへとゝのへ置申候。

一、はて候事ぜひなく候。その方はわかく候まゝ、九郎左衛門どの御さしづしだいに、いづかたへも御こし、もつともに御入候。

一、なべたらいでき候ても、ちいさき子に候。あとめも下されず、其うへわれら御爲にちがい申候ゆへ、御なげきも不申上候まゝ、子供之事たのみ入申候。そくさいにそだち候はゞ、なへたらはしゆつけ、又むすめどもはあまになりとも、さなく候はゞ御内のものに下され候やうにと、九郎左衛門並さひやうへどのへたのみおき申候。われらはて候うへは、さやうにさたなしになされ候がよく候まゝ、その御心へ候べく候。又はゝことねん頃に御申候てたまわり候べく候。

一、ひやうばんと申さうし、二はこそれへいだし候へと申おき候。いかにも能々御ためおき候て、なべたら十五六になり候はゞ、御渡し候べく候。又ひきいだしに入おき候すこしづゝのさうしは御わたし候ましく候。がくもんもことの外すき候て、よくがくもんいたし候と御きゝ候はゞ、一いろづゝ御わたし候べく候。がくもんぶすきのていに候ては、やうにたち申

九郎左衛門は長連頼

なべたらは鍋太郎なるべし

左兵衛は長連頼の子元連

さず、ばちのあたる物に候まゝ、やいて御すて候べく候。さたのなきやうにかくして御おき候べく候かしく。

十二月　日　　いづも判

なべたらはゝ　参

〔前田貞里書置〕

各如被存候我等病者故調置候。

一、皆々奉公被盡心候儀能存候へ共、我等儀えたえり無之故取立候事無之、第一無念第二無面目候。家頼中も同前不便存候。能心得申聞可給候事。

一、兩殿様へ可申出品も無之候間、せがれの時より我等には不似過分之御知行被下置、剰御加増迄拜領忝奉存旨、又は何之御奉公も不申上迷惑仕候由、遺書相調候。中納言様へは拜領之大燈之御掛物並からかねの百目銃鐵炮二丁、加賀守様へは從陽廣院様被下候染付御茶碗・梨子地之小鞍鐙皆具上候間、仍以九郎左衛門殿へ御尋申候て、御指圖次第上可被申候。則與頭三左衛門殿へ添狀も調置候事。

一、今程はせがれ出來候間、跡目之儀何とぞ可申上様与と存衆も可有之候。尤に候へども、幼少之分並借金有之者は、跡は不被仰付様能存、其上不應御意我等に付、申上は笑止候故不

申上候。若子供成人申候はゞ出家比丘尼に成給り候樣にと、九郎左衞門殿御父子賴置候。皆々跡目之望など少も無之儀候條、早々身代有付之才覺候樣にと可被申渡候事。

一、母事いかにも不便候へ共、右之仕合に候へば不申上候。何被成候とも我等にはなれられ候上は無是非儀候間、名を知人も無之樣に、同は上方へ被參候樣にと申置候間、可被得其意候。乍去是も手前不如意之我等跡候へば可難成と存候。此儀も不成候は、無了簡儀可申儀もなく候間、如何樣とも成果可被申候。不及是非候。又御はつ事、同前候事。

一、借金銀・買がゝり埒明候樣に、第一賴候。いかに精を被出ともすべき樣有之間敷候間、常に無如在四五人之衆相談被申、中々用可立道具は有之間敷候へども、似合〳〵に遣可被申候。うり申はあまりに見苦候。乍去それとても不埒明候へば、無是非候間、埒之立候樣被仕可給候事。

一、九郎左衞門殿御父子へ遺書調置候。早々進之可被申候。九郎左衞門殿へるすん壺並大藏射之弓、左兵衞尉殿へ左馬助射之弓、兼空上人へは卷物相添進之申候事。其外何も形見遣度候へ共、先條之通候得者不及了簡候事。

一、評判之箱二有之候。女所へ可被相渡候。やき桐之箱一、是は母所へ渡可給候事。

一、跡書共並分も無之反古共可有之候。不殘爲燒捨可被申候事。

一、我等取置候儀は、別紙之通に可被仕候事。

右品々賴入候。余は常に如在無之衆相談被申、九郎左衞門殿へも被相尋、可然樣に被仕可給候。存生內懇之儀も無之、死後に又色々申置情を爲盡候事、不及是非候、以上。

極月　日　　　　出雲貞重判

土谷瀨兵衞殿

山中權左衞門殿

土谷伊左衞門殿

小田傳兵衞殿

〔前田貞里書置〕

申置之事。

一、我等取置之趣、いかにもかるく沙汰なしに被申付、儀式やかましき事は餘無用、死骸は野田之すそ野之內、人目無之所に埋可被置候事。

一、法事も不入事に存候得共、餘如何に候はゞ、三十五日時分に成り、隱密に而少唯一日可有執行候。右之通被違候はゞ、後世之可爲遺恨候。寺は何方にても不苦候。但我等は不應御意者之趣、其上以後とても、理をまげ御意に應る事は不及覺悟候而、被仰付果候はゞ、寶圓

貞重は貞里の前名

利重は貞重の誤なるべし

寺へは無用之事。

一、家頼之上一人も落髮不仕候樣に堅可被申付候事。

右之外書付別紙に有之候間、追而可爲披見候、以上。

十二月　日　　出　雲

大谷瀨兵衞殿

山中種左衞門殿

大谷伊左衞門殿

小田傳兵衞殿

〔金澤古蹟志〕

前田出雲利重傳話

武家耳底記に云、加州黄門公小松に被爲入、前田出雲は金澤の大老を勤めけり。御仕置の事共小松へ訴へければ、外の御用多く不被仰出。爰に先年ならかしの御銀とて、諸士不勝手の者拜領し、知行の內を除知して濟しけるに、借銀皆濟すれど、如何の間違にや除知不歸、諸士難儀しけるが、いか成者のなしけん。

ならかしの木末の秋は過ぬれどまだかりがねの音ぞ聞えぬ。

などゝ狂歌をよみもてはやしければ、出雲聞いてかやうの外聞いかがなり、最早御參勤も近ければ、小松へ參り是非に願はんとて、數ヶ條を書上げて小松へ參り、御前へ出で右の書附を指上ければ、御覽被成、せがれめがと御意にて、書附は御投被成。出雲何共不申上、風と立ちて御次へ出で、人々に何の挨拶もなく、直に金澤へ歸り、所存有之由にて妻を長如庵方へ返し、本多房州へ斷りけるは、我諸士の爲を思ひ、小松に至り御仕置の延々成事を奉願ける處、かやう〳〵の被成方也。我若輩なりといへども、今家老の列に有りて輕からず。然るにせがれめなどとの御意は、思召有りての事と存ず。下屋敷へ引籠申也。左候はゞ定而檢使被仰付、切腹可仕と存候由申、子息又勝後號備前を引連れ、下屋敷へ引入り、家來中何れも暇を遣す間、今日中に家を明け可立退旨申渡し、皆散々に成けれ共、御一門の事なれば此分には成難しと、何れも彼方此方にたよりて、主人の先途を待ちけると也。出雲は、家老の者共外近習纔に七八人にて、下屋敷に引籠る。其內黃門公は參勤し給ひけるが、江戶にて被仰出けるは、出雲殊之外立腹の躰也、淡路・飛驒にあつかひ候へとの御意也。淡路樣は江戶に居給ひ、出雲方へ書狀指越さる。飛驒樣は御在所より御出、松任まで御越、御使者を以出雲へ被仰越、今般引籠被申仕形尤千萬也、黃門公も今は殊の外御難義に思召、我等兩人に扱候へと御意也、存じ直して被出候へ、御留守中御城下へ御越の義は、遠慮被成不被罷出候はゞ、幾

日に而も此所に御滯留被成よし被仰を、出雲返答に、誠に難有次第也、別の所存を以引籠候にても無御座、諸士爲めを存じ訴へける處、御貪着無之候へば、諸士の上に有て其任に不叶、上に思召も共通なれば有りて甲斐なし、所詮檢使を引請切腹と存候也。今般の願一々被仰出、諸士の爲めに能成候はゞ、御出被下に不及罷出可申候。若又我等を御たらし、罷出候様に被遊、願事相叶不申候はゞ、たとひ此方へ御出、首を被刎候共罷出申間敷と、存じ切たる返答なり。委細御聞屆被成たり、願の義は御請合被成、早可被仰出、若し御延引ならば、七萬石の御身上を被懸ても御願可被成、とかく不被罷出時は御爲も如何也と、再往の御使にて、十日餘り滯留被成たり。此上にて出雲罷出、願事段々一色も不殘被仰越、飛驒樣も御歸被成けり。是より人々出雲に眼を替る也。出雲は生付溫和にして實躰、天然に威有て、人に將たるの器量備はれり。那波道圓出雲が人となりを譽めて、北國一番の人物也といへり。其後出雲が門前に、何者かしたりけん高札を建たり。

ゆるぐ共よもやぬけまじ金澤に出雲の守のあらんかぎりは。

江戶にて淡路樣御見廻被成けるに、黃門公被仰ける。今般飛驒きつう骨を折りて出雲を漸に出しけるとなり。我等も死場近し、安房・山城も年寄たり、末々犬千代の爲めいかゞと心許なかりしに、出雲がやうな者共が出來て安堵すると御意也と。此一事黃門公思召有て被成懸た

る事也と、心有者は奉感也といへり。按に、ならかしとて諸士へ城付銀を貸附の事、拾纂名言記に載たり。其傳話に云、利常卿御意被成。筑前上方よりならかしとて銀子を家中へかりて貸す、若きにより合點ゆかず。一旦は如何にも能きやうにあらんなれど、後は大に家中つまるべし。成程苦しき金をかりては、人々心に油斷なくつゝしむにより、手前仕直す道理ありと御意被成、小將頭の裁許に四千石御城銀とて四百貫目程御出し、御馬廻御城銀とて御馬廻頭へ五百貫目程出、又諸頭中へ組の人數に應じて百日銀とて出る。是は何に而も急成御用懸の時、無利先かり、百日目急度返上仕。かやうに御城銀出ても、強く催促付て、かりて多くてならざるに付て、千秋太郎左衞門・原八郎右衞門に被仰付千貫目出る。返上方は彌以て強く催促付るといへども、出す事又不成者多により、自分人數御積り有て、分限により食を喰申積りもあり、又雜水を給申圖り、野菜肴を不給圖りも有て、知行米を追いだし、是にて御城銀の利あげ本入など仕るやうに被仰付。此の積りにも外不合者は、知行不殘御取上有て、人數に應じ五人扶持・七人扶持被下、御城銀返上濟みて本知を被返下也。右之通にても、すり切不絕により御苦勞被遊也。是は上方銀利足年々他國へぬける也、御城銀出れば利足御藏に有て、他國へぬけざる御工夫と聞えたりとあり。御城銀といふは、城附銀とも呼びて軍用金なり。

加賀郡はこの頃河北郡といへり次の能登郡の鹿島郡たること亦同じ

是歲。前田利常領內の改作法實施に着手す。

〔改作法勤仕帳〕

御郡中段々改作被仰付年月之事

一、承應元年十月より明曆二年十月迄　能美郡
一、慶安四年より明曆元年迄　石川郡
一、同　斷　加賀郡
一、同　斷　礪波郡
一、慶安四年二月より明曆元年迄　射水郡
一、慶安四年正月より明曆三年迄　新川郡
一、萬治元年九月より改作に被仰付　新川郡之內百八ヶ村、淡路守樣先御領知
一、萬治三年九月より改作被仰付　同郡之內六ヶ村、飛驒守樣先御領知
一、承應二年二月より明曆元年迄　羽咋郡
一、同　斷　能登郡
一、寬文十一年より改作被仰付　同郡之內五十九ヶ村、長故九郎左衞門先知
一、承應元年十月より同二年迄　鳳至郡

一、同　断　　　珠洲郡

〔廳事通載〕

慶安元年御領國惣御檢地被仰付候處、大分出高有之村、石川郡に而十四ヶ村、其年御納所仕、翌年半納所も不仕、未進に成居申候。同三年に十四ヶ村、刈上に被仰付村々。

乾垣内村　上林村　中林村　馬替村　橋爪村　北笹塚村　藥師堂村　有松村　圓光寺村

寺地村　田井村　牛坂村　笠舞村　牛首村

〆十四ヶ村。

右村々へ御奉行御出、足輕御附被成、其村々百姓手懸させ不被成、御郡より平夫爲出、刈上に被仰付候。有物御圖り立、四歩は百姓へ被下、六歩は御免相に御圖り被成候得ば、百姓共難儀仕候に付、慶安四年ゆり直し御檢地被仰付、高減り申候。同年より十四ヶ村並其外も少々御改作被仰付候。

〔御國改作起本〕

一、御改作以前は、年々之作毛之上を以見立、其上にて免之上げ下げ有之、豐年には多く免上り、凶年には免少し下る。一段之田には何程出來申候哉、爾々存知たる者もなく、田を作る百姓も知る者稀に而、百姓共心付申爲に被遊候哉、年々御領國中所々一步苅被仰付、自

然と御領國中之地心を御存知被遊、百姓共ゟ茂一步に何程有之と云事心付申躰之由語被申候事。

〔三壺記〕

加州にて御分領御改作御心見の事。

同年笹田太右衞門・村田長助・栗山太左衞門と申もの三人、秋田酒田大石田へ御用有て被遣、江戸へ罷歸て言上仕る處に、御機嫌に應じ拜領など被仰付、加州へ御用被仰付、御返し被成けり。金澤にて江守半兵衞・堀與左衞門を上奉行にて、右三人に足輕十五人被下、石川・河北兩郡之內、難澁之在々を野廻して耕作被仰付、作食農具人馬の入用被相渡、御取立被成處に、立毛の地を約にいたし、江堀野毛石塚等も發開し、寸地も損毛無之樣に爲仕候處に、過分の未進等の出來すべき道理なく、其年の風俗を他にくらべて見る所に、作毛倍して見えければ、其翌年より陀羅尼寺村の九郞左衞門、嶋尻の刑部、嶋の二郞右衞門、戸出村の又右衞門、二塚の又兵衞、其外三ヶ國之年寄たる長百姓どもに、奉行人を立て被仰渡、段々に御作食を被相渡、五三年之內には御分領一統の御改作にぞ成にけり。誠難有被成樣哉と、武士も百姓も忝奉存、誠を盡して業々を勤めければ、農人といへども義の道有にや、未進毛頭仕らざるのみならず、分際相應に高物成を全くして、未進隱田私曲の申分はなかりけり。

同年は慶安四年

〔理塵集〕

一、慶安四年の頃御家中侍中何茂不勝手に成、御領國百姓も困窮して、貢米も相滯り、未進並借銀質物も多く、田畠にも精を不入、年々おとろへ、其頃は初秋より、御家中侍中よりも知行所村々へ、催促とて人を遣はし置き、せたげ取りし也。其内は催促人を百姓方より賄申、夫にても遲滯せし者は、呼寄せて拷問或は水ぜめ抔にし、しめくゝり責め取りし也。强き百姓はこたへしかども、弱くかはりもなき者は高を賣り、家財農具を代にかへ年貢し、其にても不足せし時は、未進米とて貸米に成りし也。右之趣を常々利常公聞召し、不便成事に被思召、兼而之御工夫に付、百姓手前一々吟味有て、押領の者は夫々咎に被仰付、無據不勝手の者は、年々の御貸附物未進米捨に被成、其上に作食米御貸し、米出來の時奉行〳〵を附置かれ、村々の地の善惡御吟味、御取上一村〳〵の出來米御聞屆、永代給人を百姓与取合なく、未進米も出來不致樣に被遊度被思召、先かじけ百姓なれば、石川郡の內山の內三十一ヶ村、御こゝろみに被仰付御覽有べきとて、尾添村・中宮村より中の峠まで被仰付、奉行人は松崎三郎左衞門・園田佐七・岡本小左衞門、與力二人、足輕三十人被仰付、扨村の高に應じ、又百姓一人〳〵の家內親兄弟妻子家來等人馬の食物、並夏冬の着類、鹽味噌農具、其外養ひ抔の代物に至るまで、一々指詰圖り渡し被下也。年々御救の御敷貸米・未進米、又給人よりの未進

米、不殘捨に被仰付、其外之借銀質物御穿鑿被成、高利之分は捨り、御定の利足一歩七より上の高利は御取上なし。御定の利足の分は、貸主は御城へ被召寄、奉行人之前にて濟し被下、其内闘りにもならざる押領者、高借銀の者をば、追出し百姓とて、手と身とばかりにて追出し、御收納滯なく請合申百姓と入替に被成し也。三十一ヶ村之御入銀九十貫目餘、御土藏より出し被下し也。右之通りに被成、作り付精に入れしに、作も倍々に出來成就せしなり。扨十月に至り、來春の作食米、村々に藏を建て、作食奉行を附け納め置かれ、春に至り取出し渡し遣はさるゝ也。若作食米も滯る者は、是を追出しに被成也。右之通事調ひし故、右三人の奉行の上奉行とはなけれども、前田七郎兵衞御改作の義相續、御意を可伺由被仰渡也。夫より五十ヶ村・七十ヶ村と手分して、段々奉行人・與力・算用者・足輕等に至るまで被仰付、加州四郡相濟、越中は山本淸三郎に與力・算用者、能州は郡奉行兩人に被仰渡也。十村共をも小松御城御次へ被召寄、御懇之御意之上、拜領・御料理抔被下。右之通にて百姓成立に依て、三ヶ國一統御改作の法相極り、是より諸給人中の、向後百姓へ催促と申義被相止、惣じて御改作の百姓へ、給人と取合なき樣堅く被仰渡也。

〔高澤草稿集〕

御國御財用符合せざる根元を考るに、其品表裏二ッより事起ると見えたり。其一ッには御家

風廣大に成り、御財用多くいるゆゑなり。又ひとつは御郡かじけ、年々無是非御償米出で、御損失ある故なり。いにしへより此御國は、御取箇多からざる土地と見えたり。しかるを亂世戰功の御恩賞に、段々多く御知行出ありて、御臺所入は少分なれども、御國風惣て質朴にて、御財用出方すくなく、夫にて漸く出納御符合くらゐにてもありしなり。微妙公此根元に思召ありて、御改作を始められたりと承りおよびたり。此御改作にて、御家中侍中は定免に成りて、人々取箇、累年ならしては大分減少のつもりなれども、其以前と違ひ、凶作の知行所不納の愁なく、毎年同事に收納する事ゆゑ、難有御法と奉存、心服したる樣子なり。又百姓は過分の敷借御すまし被下、難有さのあまり、其上凶作の年は見立引免可被仰付よしゆゑ、大かたせい一ぱいの上げ免に仕たる樣子なり。それさへ微妙公は、無理成免上げせざるやうに御意ありし由舊記に見えたり。

〔御直言覺書〕

一、改作方之御用被仰付候節、百姓中之儀を彼是御意被成候時分、左門・久越ゟ御咄被遊候は、一向宗は土民之宗旨には一段宜敷候。色々之六ヶ敷事申聞候而は合點不仕候。加樣之者には手短に敎候が宜敷候。惣而親鸞上人は利發成人に而候。毎日之御坊參、夜之内より參詣、朝之內に仕舞候而、人々えかせぎに取掛申候。晩茂かせぎを仕舞、夕方御坊參仕候。此方之

左門は品川氏久越は中村氏

分國は、大形一向宗に而候。門跡も國守ゟは不背様に被仕躰に候由御意被成候處、左門・久越御意之通に御座候。久越御請には、南無阿彌陀佛与申候得ば、佛に罷成候与存候。是が實之一向宗に而御座候由申上候。

〔御直言覺書〕

一、或時左門久越ゟ御意被成候は、百姓共を程近指置候抔と申者有之由に候。夫者何茂しらぬやつの申事に候。加様之大き成仕置を申付候時分は、次第を立て遠く指置候而は、物事埒明申義に而は無之候。百姓等に而茂、上ゟ近く成候与存候得ば、悦競ひ志迄違ひ、進申物にて候。左候得ば仕置等も仕能候。口脇白きやつぱらが、士民を程近指置候与、我等之事を譏申躰与承候由、御意被遊候。

〔御直言覺書〕

一、改作方之御用を、第一伊藤内膳重正・菊地大學直辰相勤候。改作奉行は山下清三郎・河北彌左衛門・園田佐七抔相勤申候。此外に茂有之躰に御座候得共、其儀は慥に覺不申候。此等之人々は朝茂年寄よりは早く罷出、十村等を集置き、夫々御用之筋を申付け、又は人々之手前をも承届申躰に相見え申候。右之十村共は、裏御式臺之脇、板之間に筵を敷候而有之所に相詰罷在候。其所ゟ改作奉行罷出有之、御用之品承届又は申付候躰に御座候。其席ゟ久越杯

罷出、御用之筋承屆、御前ゟ參出、幾度も往來仕候。其所は御前ゟ茂程近御座候に付、久越並十村等之聲茂聞え申候。品により久越大聲をあげ、呵申事茂御座候。其時分は、何事に而候哉、又久越が負候哉抔与御笑交に御意被成候。

〔御直言覺書〕

一、小松に而は御仕置方之御用多御座候に付而、朝茂早被爲成、御晝奥御居間に被成御座、御手水・御髮等茂被爲揚、御膳茂其所に而被召上候。又御樣子次第、表之御居間ゟ御出、其所に而御手水・御髮・御膳相濟候儀茂御座候。表御居間ゟ御出被成、御用初候時分は、左門・久越御膳之內より御前ゟ罷出有之候。勿論對馬・因幡・玄蕃、其外御役人共、且又輕き人々、十村百姓迄茂罷出、夫々之席に相詰、彼是御用勤申候。尤八時頃迄は、其所に而御用被聞召、相濟候得ば御奥ゟ被爲入候。御用多御時分は、夕御膳茂表御居間に而被召上儀茂御座候。惣而朝茂御用相勤候者、遲罷出候得ば不應御意、御呵被遊候。

一、小松は毎度夜に入御用被聞召候。因玆暮時以前より、晝之通御役人中何茂罷出候。御居間並御用相勤候席に燭を立候而、追付表御居間ゟ御出被遊、御用被聞召候。是は勿論御用之多少により、四時比又は九時分に茂相濟申候。

〔御直言覺書〕

一、小松に相詰罷在候十村、其外百姓之內に茂罷出有之者共ゟは、正月は御臺所に而御料理被下、且又餅をかゞみと申候而、大きに仕候を一重宛被下候。御料理之上には、酒を爲給候樣に与御意に而、改作奉行等取持爲給、其上に而うたはせ候樣にと御意被遊、諷などうたひ申候。其躰御前ゟ聞え候に付而、加古喜八郎・同長吉与申小坊主被召仕候、此者共に樣子見て參候樣に与被仰付、此人々附候而罷在、見屆達御聽候。時により私共に茂見て參候へと被仰付事茂御座候。惣而十村等ゟは、御褒美与して被下候品は、皮羽織に而御座候。村廻仕候時分風ふせぎに可仕旨、改作奉行迄被仰出被下之候。又久越直に申渡候者茂有之候。

〔微陽兩公御遺事〕

一、微妙院樣御領國改作被仰付御時分、百姓共御憐愍被思召候條、何事に而も田地方之義、望候はゞ存出可申上候由可申渡旨、伊藤內膳・前田七郎兵衞等へ御諚に候。依是御家中諸士放鷹之事、田畠荒廢仕難澁之趣、百姓共奉願候。達御聽御立腹被遊、耕作無爲に被仰付度御素意、畢竟侍之成立御用に相立候思召候。か樣之義不覃御許容之旨被仰出候事。

〔御國改作起本〕

一、御改作之砌、小松近邊之在々ゟ、御家中之鷹切々入込所有之、田畠荒申に付、鷹野御法度に可被仰付候哉、但兎を御用捨可被遊候哉与窺被申處に、小松近在迄も無之、金澤近在も

其通と思召候。數十年之間如何仕候哉与被仰出候得ば、誰御請申上候者もなくなり申候。只今は何方哉覽、年々見立を乞免切、異名に鷹野兎と申由語被申候事。

是歲。津田勘兵衛重次歿す。

〔津田氏由緒〕

一、八世之祖父　　　　　　　　津田故勘兵衛重次

瑞龍院樣慶長二年被召出、御知行五百五十石被下置、同年十一月百石御加増、御大小將組に而御奉公申上候。被召出候之節名半四郎、其後大學に相改申候。同六年微妙院樣小松被成御座候刻被爲附、御部屋住之御奉公相勤申候。同八年二百石御加増、御小將頭被仰付、同十四年父道供隱居奉願候處、拜領知五千五百石、並御鐵炮足輕共勘兵衛に被爲附、大聖寺御城番相勤申候。其節名和泉守に相改、其後武州ゟ御使罷越候刻、微妙院樣以御意、勘兵衛に相改申候。勘兵衛に被下置候御知行五百五十石道供ゟ被下置候。勘兵衛大阪表働之儀、元和二年・寬永八年御吟味之上、兩度御加増三千五百石之內、千五百石與力知、同十三年千石御加増、都合一萬石之御知行頂戴仕、慶安四年病死仕候。

二月廿七日。前田利常の女熊姫生る。

〔壬子集錄〕

一、御くま樣辰の御年、御誕生日二月廿七日、御袋福正院殿。

〔家　譜〕

熊姫。承應元年二月二十七日生、母は寺尾氏、正德五年二月八日歿、享年六十四。

二月。廣瀨助左衞門及び黑川作左衞門等、逃走せる盜賊を越前に於いて捕縛す。

〔廣瀨助左衞門由緖〕

慶安五年二月盜賊人越前ゟ欠落仕候に付、黑川作左衞門・廣瀨助左衞門並御足輕五人被指添、追手に被遣候。方々相尋、水落長泉寺に而盜賊人見付、無異儀召捕、せがれ並母・女・其身共四人召捕申候。盜賊見付候ば、越前家老中ゟ案內申、差圖次第可仕旨、當地御年寄中より紙面被遣候。然共夜中与申、遲々仕義不罷成、何方ゟ茂不及案內召捕申候。助左衞門義、越前家老中ゟ之紙面持參可仕處、召捕候時分薄手三ヶ所負、見苦敷御座候に付、黑川作左衞門持參仕候。其節越前家老中、不承、其場に而御馳走も不致候由被申聞、御返事請取罷歸之上申候

處、當座之爲御褒美、黑川作左衞門に銀子一枚、助左衞門に銀子二枚被下之候。同年微妙院樣從江戸御歸城被遊、右之首尾彌被聞召上、首尾能仕旨御意に而、同年八月御知行百五十石被下置、組外組に被仰付、其上私宅作事被仰付被爲下、足輕五人御預、其後御印之御書出を以、右之五人並才料之者十三人御預被爲成、重而九人、以上二十二人裁許仕罷在候處、微妙院樣御逝去被爲成候以後、萬治二年定番御徒組に被仰付。寛文十一年七十歲に罷成申に付、右役義御赦免被爲成、延寶二年病死仕候。助左衞門儀幼少より、外祖父廣瀨故藤左衞門養育仕、御奉公に罷出申に付、廣瀨を名乘申候。

同年八月云々は廣瀨助左衞門のことなり

四月二十日。前田綱紀銅燈籠を江戸上野德川家光の廟前に上つる。

〔古文章大全〕

奉拜上銅燈籠兩基武州東叡山大猷院尊前。

加賀能登越中三國主　松平犬千代丸

慶安五年四月廿日

四月晦日。前田利常江戸より歸國の途越中堺に於いて木村彌兵衞を自刄せしむ。

この月は小盡なり

〔菅家見聞集〕

承應元年四月下旬利常公小松ゟ御歸城、此時御使番高槻勘兵衞と御進物小拂奉行與力木村彌兵衞、信州於丹波島御旅宿に喧嘩。然共双方押分て無事。同四月晦日越中之堺ゟ御着之日、大橋又兵衞に被仰渡、木村彌兵衞切腹す、高槻は無別義。

〔三壺記〕

慶安五年四月下旬には小松ゟ御發駕被爲成、信州丹波島柳島六左衞門所に御陣を召され、道中道橋掃拭御馳走の方々へ御進物を被遣。信州松代の城水野大和守殿へ八講布十疋被遣、御使番は高槻勘兵衞、御口上を承り、小拂奉行山田彌五左衞門・木村彌兵衞に白布を爲包、熨斗添へて渡され候へ、請取可申旨申達す。山田彌五左衞門承り、此方は小拂と御進物品々取込にて候間、夫にて紙を御請取、坊主共に爲包御越候へと云ふ。高槻聞て、私共はあなたへ參り、御口上申達する役人也。其方包みて渡せと云ふ。彌五左衞門聞いて御尤に候へ共、江戸・小松などにては左樣に致し候へ共、爰は旅泊の御事なり。紙は御右筆所に有り、のしは御臺所に有り、受取りて爲包御持參あれと云ふ。高槻聞いて、扨々合點のゆかぬ男哉、たはけ者共なりと云ひ捨て御次へ入る所を、木村彌兵衞聞き兼て、如何に勘兵衞、何と宣ふぞとて、脇刺抜て追懸る。藤重宗旬それに有合せて、木村をいだき留めたり。宗旬脇指に手障りて、

少し切りて血を流す。去共木村脇指さゝせて押とゞめ、御耳にも立間敷所に、宗句を御前に召され候由、津田內藏助奉りて呼申されけれ共、手のあかを拭ひ包みけるまゝ、是非に及はず御耳に立ち、竹田市三郞・津田內藏助・奧村因幡殿杯に被仰渡、中直させ可申由にて、兩人呼び付け中直り、盃の取りかはせいたさせ、事濟みにけり。去共木村彌兵衞心は解けやらず、道中所々にて心懸けれども、勘兵衞運や强かりけん、何の異義もなく、越後・越中の堺へ八ッ時分御着にて、何茂宿々に休息す。卯月晦日七ッ半の事成に、大橋又兵衞奉りにて、木村彌兵衞を御本陣に被召けり。杉浦仁右衞門兩人木村に申渡さるゝ。今度丹渡島にて、他國と云ひ我儘なる仕合、上を恐れぬ所也、切腹可仕旨被仰出。我も人も、侍はか樣之事有物也、男道之事なれば彌兵衞可爲滿足といはれし時、彌兵衞承り、尤之次第也、高槻勘兵衞は如何にと尋申されければ、大橋又兵衞申けるは、勘兵衞も被仰付間心易思はれよとて、杉浦・大橋・木村三人同道して、木村宿所へ被參けり。折ふし河合彌助は、大筒の鐵炮の望言上仕り加州へ下る。木村山田に指加へ同役なり。彌五左衞門河合彌助に申けるは、御用有りて召れなば、此彌五左衞門こそ可被召寄に、彌兵衞を被召事無心元まゝ、參りて見んとて出にけり。十間計にて彌兵衞に行き逢ひければ、木村は、いかに彌五殿、拙子は被仰付候也、不及是非所なり。我四十に餘り五十に及ぶ、今程幾程有りても別に替る事あらじと、宿へ入り行水いたし、大

さゑん場本のまゝ

橋殿に申上度御座候、父方へ状を書き遣度と申しければ、夫程の御暇は安き事、状を緩々被調よとて、宿の後さゑん場に縁取敷並べ、何茂着座して待ちたりけり。木村は親の方へ状一通、娘の事申遣す。女の方へ名殘の文一通、朋輩中へ連判借銀之事一通、三通事念比に書き、敷皮の代に木綿ふとんに着座して、自我偈一巻讀み上げ、拙子未だ切腹を知らず、先年日夏市郎右衛門切腹之時分見て候、手ぎは不調法なるべし、介錯は誰人ぞと尋ねければ、大橋又兵衛被申は、我にかはらぬ家禮松永宗右衛門を申付たり、よく心得て仕れ。畏而宗右衛門は左の脇に畏る。彌兵衛申けるは、同じくは高槻一所に被仰付被下候へ、一目見て一度に仕り度しと云ふ。又兵衛申さるには、具足を肩に懸けぬ法もあれ、毛頭僞なし、はや事濟み可申と云ひければ、御老躰の御誓文疑申に候はず、咄たき者共御先へ參り一人もなし、勘兵衛の樣子無心元奉存由申所ね、長谷川少太夫參りければ、木村急度見て、いかに少太、勘兵衛は如何と尋ぬければ、勘兵衛ははや埒明て、見屆是へ參候由申ければ、彌兵衛聞いて荒嬉しや、去ば長谷川殿去年より御式臺にて毎日咄、只今懸御目事三世の奇縁也、其方介錯賴入るよし申ければ、少太夫辭退す。大橋殿賴に候間少太夫仕れ。畏て候とて弓手の脇にかしこまる。宮崎豐左衛門か渡邊七左衛門か村上五郎兵衛か、三人之内一人に而も逢ひたけれ共見えずとて、脇刺いたゞき心本にたつると長谷川ぬき討に致しけり。大橋又兵衛被申は、高槻勘兵

衞は閉門にて、早小松へ罷越也。木村に空誓文して聞かせ、安堵いたさせたり。何れも向後は仕も遂げざる空喧嘩無益也とて、何れも宿々へ引入けり。木村彌兵衞父は木村惣右衞門とて、前田重丸殿の家老也。せがれを山崎長門與力に被召出、江戸御供に参りけり。父惣右衞門法躰して寺へ引籠申なり。根本此申分、山田彌五左衞門仕出しけれ共、彌兵衞に譲りてかまはざりけるを、能き思案とて譽にけり。翌年江戸へ御參勤の時、善光寺の渡しにて、高槻は長谷川少太夫乘りたる舟を、荷物を載せ間敷とて爭ひけるが、長谷川少太夫申樣、いかに勘兵衞殿、木村彌五兵衞と此少太夫は違ふべし。餘りおごり給ひなば、少太夫命は塵よりは輕し、同道申さんと云ひければ、高槻少もかまはず脇へ參りけるを、おとなしきと是も人皆譽にけり。

〔微妙公夜話〕

一、高槻勘兵衞は、八百石にて微妙院樣御代御使番相勤、事外高上者、しさいらしき者にて候。有時猥成樣子有之、奥小將の內へ艶書遣申候。然所に右の如く仕候方兩人有之、則奥小將仲間故、ケ樣〳〵と咄出し候へば、今一人の者、私方へもケ樣と、別書狀取出し爲見、大笑仕候。不屆千萬にくき事に候間、返書は兩人連名にて可仕申合、御執心の方いづれにて候哉、一人に御極可被仰聞候と、連名の返事遣候へば、勘兵衞殊の外行當難義致候。其後時々

笑草に而候。藤田咄に候。微妙院様御逝去以後、餘り久敷間は無之、御暇申上、他國に罷越候。上方に後罷在、道也と申由に候。

六月十九日。加賀石川郡村井の十村與三兵衛職務に關する誓紙を上つる。

〔日　曆〕

靈社上卷起請文前書之事。

一、從御公儀様、御郡中に被仰出御用共、私共組下百姓中に急度可申渡候。乍承如在申上る百姓共御座候はゞ、其時々に吟味仕、有姿可申候事。

一、組下在々男女に不寄、ゆゑなき牢人拘置申間敷候。假令其村百姓之内に、少しゆかり有之に付抱置候共、村中として吟味仕、作法難心得牢人に候はゞ、其旨御奉行所に注進候様に、小百姓中に可申渡候御事。

一、在々川除・用水御普請所、人足圖り村々當り分之義、依怙贔屓仕間敷候。只今不仕候而不叶御普請所、又末に御指延被遊不苦所可有御座候間、左様之段有姿可申上候。付而跡々より御郡に被仰出候御法度之筋目、一々不殘可申上候御事。

一、其村並二ヶ村・三ヶ村中として可仕川除・用水御普請、開作時分迄捨置、御郡中平人夫入申様に仕間敷候。正二月中急度吟味仕、諸百姓開作手づかへ無之様に可申渡候。其上人數多

入申程成御普請有之候はゞ、諸百姓开作に指合不申以前に沙汰可仕候。付而川除に入申松の木杭木品々、並在々火事家所々より御材木申上被下候時、其所ゟ罷越、可入分村肝煎小百姓手前吟味仕可申上候。少も餘慶申請、私用たそくに仕間敷候御事。

一、組下百姓中、开作無油斷情に入候樣に申渡し、立毛苅取申時分迄度々見廻、其内無念仕百姓共有之候はゞ急度可申上候。付、常々其身不應作法仕候百姓有之候はゞ、承次第有樣是亦可申上候。毛頭見隱聞隱申間敷御事。

一、私共組下百姓中、いか樣に出入御座候共、双方申分能々承屆、其上御目安場樣・御郡奉行樣ゟ、有樣に可申上候。毛頭依怙贔屓仕間敷候御事。

一、組下百姓中、御作食米並御城米・御城銀、何れ之御奉行樣・御代官樣より借用仕候共、其時々有樣に可申上候御事。

一、御藏米・御城銀、何茂百姓中借り申刻、私共並村肝煎、小百姓共印判を請取來り、證文に押間敷候。百姓手透次第に、一人・二人に而も召連、御貸御奉行所に而、證文に直判爲致可申候。付、十村中仕上げ申書物に、名代指越代判爲致申間敷候。御公儀難去御用之義御座候か、相煩有之候はゞ、其旨書付仕、名代指越代判之御斷可申上候御事。

一、御郡奉行樣並御内衆ゟも、私共之義は不及申上、與下百姓中男女に不寄、金銀米錢酒肴

與下は組下と訓む

可遣の次由字脱歟

御借は御貸

缺字作なるべし

其外何に而も、私儀禮物持參仕間敷候。付、諸百姓いたみにも成不申由に而、手廻だての御馳走毛頭仕間敷候。與下百姓中にも、此旨堅可申渡候。其上何に而も買物被成候はゞ、脇賣直段有様に申、少も安くうり可遣申間敷候。駄賃銀、往還如御定之請取申様に可申渡候御事。

一、私共與下に御借被成候御城米・御城銀借用仕、則かり名を附手前に請込、百姓中之外に毛頭貸し申間敷候御事。

一、御定十村扶持之外、小百姓手前より何に不寄、私儀禮物取申間敷候。其上村肝煎小百姓に非分申懸仕間敷候御事。

一、組下走り百姓御座候はゞ、跡諸道具種物以下猥に無之様に、十村並村肝煎、小百姓中出合縮り申付、早速御注進可申上候御事。

一、組下小百姓之内、似合之云拘ながら田畠そこ〳〵に仕、少の請□仕、百姓に片付不申躰に有之者は、十村吟味可申上御事。

一、御城米・御城銀諸事御貸物、小百姓の內に相加り、少茂借用仕間敷候御事。

一、私與下の百姓の內に入、たのもし仕間敷候。假組下の内に而無御座、他所之内に入候而も、曾而たのもしの人數に罷成申間敷候御事。

右之條々相背申間敷候。於違背仕者、忝も――。

慶安五年六月十九日

石川郡村井十村　與三兵衛

七月二十日。前田利常越中高岡の繁久寺に守廟の料を扶持す。

〔國初遺文〕

高岡御廟領之事

一、三十一石二斗五升　田地二町四反。火ともし五人、但一人付四反八畝宛。

一、十石四斗　田地八反五歩切米。内火ともし頭藤一、五石四斗三人扶持。

一、三十七石　田地二町七反八畝。掃除者十八人、但内頭一人は二反三畝、殘十七人者一反五畝宛。

合高九十石

右人員に令扶持訖。以來有闕時者、撰其者被入之、無懈怠樣可有下知。依寄進狀如件。

慶安五年七月廿日　利　常　判

繁　久　寺

八月四日。前田利常越中神通川川尻の漁場所屬を定む。

〔國初遺文〕

神通川尻、東之湊者附東岩瀨、西之湊者附西岩瀨可漁獵。雖替川筋、自今以後可爲如此定者也。

慶安五年八月四日

東岩瀨　十村肝煎

西岩瀨　十村肝煎

〔利常〕判

八月十四日。奥村河内榮政京師に歿す。

〔奥村家譜〕

榮政　河内。

天正十八年。生于越中守山城下放生津舘。初稱勝兵衞。後改玄蕃。母山崎氏閑齋長鏡女。慶長八年十四歲。利常公賜祿一千石。同十一年娶富田氏。越後重政女。生四男一女。同十九年攝州大坂之役。屬于先鋒。元和元年同所之役。屬于先鋒。得首一級。元和六年父榮明卒。利常公賜世祿一萬三千六百五十石。命一隊將。同九年公方家上洛。利常公到于大津。榮政從之。同年四月榮政私第失火。利常公恤其災。賜定家卿小倉山莊之色紙一張平兼盛之和歌。及杉大木千丁。寬永三年利常公之長女。嫁于森右近大夫忠廣。爲謝鈞命。令榮政到武陽。納拜之後。秀忠公賜黑馬。家光公賜鹿毛馬竝時服。同年公方家上洛。後水尾院幸於二條城。時爲大路之護衞。利常公將令森列槊二百本。公在大津。逆旅恐難遽辨。榮政承命。馳到于京師。多少經略。不數日而得之。裝飾合于公意。頻稱榮政之才略矣。此時森忠廣賜宴於榮政。且賜利光刀。榮政逹之

於利常公。公好其名字偶合。故獻其刀。公此時諱利光公。同七年秋利常公・光高公。光臨于榮政之宅。
同八年四月十四日金城火。榮政之宅亦嬰餘煙。先代所傳之口宣。及公家所賜之書判印章。文
武器物。茶堂之珍寶。盡燬亡矣。唯餘于先年所嬰定家卿小倉山之色紙一幅耳。近臣抱去而得無恙。後爲
遺物獻之。父子所賜之奉祿之命書。訴其燒失而後更賜之。同十年光高公尙大姬君。淸泰院殿。其
乘輿。酒井雅樂忠世與利常公有受與之禮。榮政爲擯收之。其貝桶酒井讃岐守空印與飛驒守利治公有受與之禮。奥村和忠收之。同年除
日。光高公令榮政行追儺之儀。賜時服。同十一年公方家上洛。攝州大坂城郭造營功成。遂入
御焉。利常公在京師。令榮政爲幣使。獻酒肴以賀之。時列國之侯伯。未有其儀。故當路猶豫。
且不達之。榮政述公之敬意。而言意暢達於是啓之。公方家好公之恭勤。允榮政納拜。賜時服。
公稱之。其後列侯之幣相貫魚云々。同十二年利常公。承公方家之命。築江府筋違橋之石壁。
榮政幹焉。功成而公方家允納拜。賜白銀及時服。同十八年光高公初歸國。令榮政爲使節。到
于武陽以拜謝。公方家賜時服。同十九年利常公之第三女。嫁于八條智忠親王。天香院殿是也。榮政爲
從衞乘輿。自女院御所入于八條殿。其間榮政扈從之。着烏帽子素襖。合巹第三日之賀。賜布衣一裝。
旣復命于小松。利常公賜秀則刀。同二十年光高公光臨于榮政之第。情意懇款。而懷所安于棚
茶器而還矣。後更賜茶器瀨戸肩衝。同年綱紀公降誕。榮政承光高公之命。行鳴弦蟇目之儀七晝夜。
公賀之賜白銀五十枚。小君賜白銀三十枚。翌年許歸北越。時綱紀公賜宇津刀。光高公慰其勞。

有徵二男榮從之命。榮政既歸。榮從到于武陽。未仕而卒病死。慶安元年利常公徵三男榮張。同二年賜祿二千十石。共二千一十石者與力領也。四男榮相背質于武都。到榮政歿後。利常公特賜祿一千石。是皆榮政寵遇之餘澤也。同四年武陽賊徒由比正雪・丸橋忠彌者。將作亂。事發而所族矣。此時利常公在江府。馳使節。令榮政爲留守于金澤城。承應元年疾病。將求醫療於京師。爲請而上洛。然遂不治。八月十四日卒于洛下逆旅。享年六十三歳。火葬於紫巖。卜冢於野田。浮屠氏追稱永昌院竹巖宗淸。女子嫁近藤甲斐光賀。

八月廿七日。前田利常石川郡の十村等に作食米の取扱に關する規定を示す。

〔十村舊記〕

覺

一、作食米高、別紙に印を遣候事。

一、作食米利足二和利也。切米は藏に入置、百姓共面々之名を指札に仕、奉行人・組十村相符を付置、百姓共に借渡候刻者、指札之通り渡し可申候。利足分者、堂形上奉行に可相渡事。

一、作食借渡候時分は、十村共可爲見計事。

一、納米あらためて可然与存候時分は、幾度にても奉行人と致相談、樣子見屆損候にておゐて

者、百姓中として早速可爲直之。藏無障候に、米惡敷候てそこね候者其分也。藏の難にて米そこね候におゐては利足之內を以、不足之分たしつかはし可申候。但米そこね候てたし候分は、奉行・十村帳に付上可申事。

一、作食米、十村共催促仕におよばず、早速納候樣に心得可仕事。

一、公儀之用ありといふとも、早速百姓隙明候樣に可仕旨、郡奉行並代官に申付候條、其通可相心得事。

一、十村肝煎役、第一縮りのために候條、百姓中かたくしめしを仕べし。若公儀にそむき、いたづら者有之者、急度公儀ゟ可申上候。於疎略者可爲曲事に付、小百姓成立候樣に可入情候事。

一、十村役之外之儀、郡奉行代官申付候共承引仕間敷者也。

慶安五年八月廿七日 印(利常)

石川郡　十村肝煎中

十村肝煎は十村に同じ

九月二日。加賀石川郡松任古城に建てられたる米藏の勤務に關し村肝煎より誓紙を上つる。

〔日曆〕

起請文前書之事。

一、松任古城に御藏出來仕に付、晝は村肝煎二人、夜は右之肝煎に人足二人宛、相詰可申候御事。

一、御藏御材木並切はづれ竹木に不寄、少も取隱し申間敷候。其上晝夜ともに、番急度可仕候。若し無沙汰候而、ぬすまれ申に付而は、何分にも曲言に可被仰付候御事。

一、御藏御普請人足出申刻、平夫無油斷情に入、御普請仕候樣に可仕候。若平夫油斷仕におゐては、村肝煎越度に可被仰付候御事。

一、御藏御用之釘・かすがい、少も取ちらし不申樣に可仕候御事。

一、大工衆道具不寄何、猥に不仕候樣に可仕候御事。

右之條々於相背に、忝も八幡大菩薩・天滿大自在天神部類、本願如來保人之御罰可罷蒙者也。依而起請文如件。

慶安五年九月二日　　組下肝煎

御郡御奉行樣

保人は聖人なるべし

九月十五日。前田綱紀能登鹿島郡石動山天平寺に土地を寄進す。

〔能登志〕

天正十九年利家卿先判五十石、今又百石附之、引合百五十石、以能州鹿嶋郡多根村之内令寄進訖。全可有領知狀、仍如件。

慶安五年九月十五日　　犬千代

犬千代就在江戸一判如此

利常判

能州　石動山天平寺

九月廿五日。前田利常寺社奉行の職務に關して命を下す。

〔國事雜抄〕

覺

一、寺社勤行祭禮無懈怠樣可申渡事。

一、寺領・社領者、宮寺之祭禮並修理等のために付置事。

一、諸寺の住持、不作法成義於有之者、穿鑿之上を以、住持入替申べし。跡出家中みだりなる族無之樣可申付事。付、非法執行事、令停止之條可吟味事。

一、諸寺之後住並新寺取たつる義、私として不致沙汰。其宗旨之頭寺令吟味、奉行ゟ斷相極候樣可申付事。

一、吉利支丹宗門常々可相改、最前彼宗門かはるといふも、色々方便有之候間、念を入べし。初而寺を求め候もの、急度可吟味事。

一、法度をそむくもの、或者分國を追放し、或はゆくゑしらざる牢人、社中抱置べからず、若左様之ものかくし置候者、可爲曲事旨可申付事。

一、佛事法會之外、夜中に人を集、夜談義不執行様に可申付事。

一、山伏勸進之義者、伽耶院札次第可申付事。

一、諸宗出入之義、其頭寺より一宗中令相談、大形之義は下にて濟様に申付べし。若不相濟義者、奉行ゑ相斷候様に可申渡、斷次第遂吟味、早速可埒明事。

一、寺社中一ヶ年に一兩度廻り可申事。

一、寺社方修理普請申付候刻、兩人かはる〲折々罷出様子見計、奉行人無油斷様に可申付事。

右條々相守、諸寺社ゑ可申渡者也。

慶安五年九月廿五日　印（利常）

岡嶋一郎兵衞殿

葛卷藏人殿

秋。前田利常小松城内葭島に數寄屋を築く。

〔三壺記〕

承應元年江戸より御歸國之節、御大工伊右衞門を山崎へ被遣、遠州の指圖之數寄屋を指圖被仰付、御大工八右衞門を南都へ被遣、利休指圖の數寄屋を寫させ、直に上方より小松へ歸着す。此二つの御數奇屋を、九里覺右衞門と山本清三郎に被仰付、其年秋中へ懸て爲作らるゝ。御横目に篠原大學を被仰渡、作事毎日見廻り申さるゝ。利常公毎日御出被爲成、山崎松屋源三郎すきやを遠州座敷と申けり。其時に山本清三郎に百石の御加増にて、二百五十石に成り、御小姓組に被仰付。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

承應元年壬辰夏四月微妙公還城、葭島に茶室を造事二區、其一は小堀遠州好み、其一は千利休の法に傚ふ。

四月は五月なるべし

十月。小松の同心廣田源太夫切腹を命ぜらる。

〔三壺記〕

小松町同心廣田源太夫事

同年十月上旬之頃、小松にて侍屋數に明家有り。是は子細有て跡目なきの家なり。然る故に

たや番にいやしき佗人有之、うかれ妻を置き、町人ども四五人出入して酒宴を催す。近所のもの是を見て、人あつめする事にくき仕合とて、幾度もしかりけれども事共せず。見れば町人見えつるとて、源太夫に申けれども其あらためもなく、結句源太夫は、いはれざる吟味哉とあざ笑ふよしを聞いて、近所之もの腹を立、頓て書付を以言上に及ぶ。利常公聞召、殊之外成御立腹にて、淺野藤左衞門へ被仰付、町人同類ども四五人取て籠舎被仰付、岡嶋兵庫・平岡志摩に被仰付、家財闕所し符を付け、御吟味の處に、町人ども、廣田源太夫も兼而存知之處にて、私どもいたづらに出合仕るに候はず、たや番は日用すぎのものなれば折々やとひ遣申候。又日用を賴度時分は、此者餘人をやとひくれ候ゆゑ、目を懸申候由申上る。淺野藤左衞門は、終に左樣之出合仕事不存候由申上らるゝ。廣田源太夫は藤左衞門殿へ申入たる由申上る。色々御吟味候處に源太夫は町中よりまひないを取て、不吟味するよし上聞に達す。にくき仕合なりとて、源太夫父子切腹被仰付、たや番人御追放にて、町人どもいづれも小松にて歷々成ものどもなれば、出頭衆より宜被仰上けるにや、頓て御赦免被仰出、忝奉存けり。此廣田源太夫事、町中より銀子十枚づゝの合力銀を被下、さして分際もなき奉公人にて、町人といへども歷々のものどもを、家來同事のあひしらひ、脇より見ての見ぐるしさ、然れども町人は猶以て頭を地に付けて、ばかいんぎんにうやまひけり。成程位高に大へいなれば、町

人共うやまふと心得たるこそ、おごりのいたす所なれど、諸人にくまぬものはなし。

是歳。金澤城中に時鐘を置く。

〔本藩歴譜〕

承應元年壬辰、時鐘を鑄て城西に置かる。

〔御直言覺書〕

一、承應之比与覺申候。金澤に初而時鐘被仰付候。有時久越於御前申候は、今程金澤にも時鐘被仰付、宜事に御座候由申上候得ば、何之能事有之候哉、時鐘無之候而茂、成々に成申物に候。世の中作法等宜成候故、時鐘茂無之得ば難叶物之樣に何茂存候。金澤にて有之、小松には未申付候得共、何とぞ用事の欠候事も有之候哉与御意被遊候。其時久越御尤成儀之由御請申上候。

是歳。大聖寺の足輕盜を爲して捕へられ火刑に行はる。

〔三壺記〕

大正持にて夜盜共捕事

同年大正持御領分在々所へ、五人七人の同類にて夜盜に入り、縛り置きて取て出るもあり、切ころして取て行く時もあり。御吟味有てとらへんとすれども しれざりけり。有時下栗津村

同年は承應元年

の肝煎へ押よせて切ころし、家に火を懸け立退く時も有り、又潮津村の肝煎兵左衛門所へ七人忍び入る所を、亭主、心得たり、來國光の二尺八寸是に有り、一人もあます間敷とて、刀をぬき出でければ、退散して見えざりけり。有時江戸詰の足輕の家へ亂入、女と子供二人切殺し、家の内に埋て家財を取、まるげ取て行く。玉井市正・織田左近其外、にくき次第どもなり、いかにもしてあらはさんと、日々夜々の談合の處に、下粟津村の百姓、其燒込の夜人かげを見て、大正寺へあとを付入り見てあれば、渡邊八右衛門拜領の足輕町へ入ると見屆て、覺束なくはおもへども、卒度家老衆へ内通す。渡邊八右衛門所に馬捕の耳のきこえぬものあり。三年耳ふさがりて更に物を聞く事なし。此もの常に人々の言をきけば、預り足輕どもいたづらするとおもひ入りて、猶耳きこえぬ躰なりけり。盗人共二三人寄合ひて、彼足輕の宿へ馬捕をつれ行きて、道具をもたせ來りけり。猶中間は知らぬ躰にて何を預けておかれたるやとしらぬていにもてなし、是は大事なるべしと、俄に耳あきに成りて、渡邊八右衛門へひそかに品々の事を告知らせ、我此三年の間耳をつぶして罷有るといへども、誠の耳聾にて候はず、それ故言葉の末を聞き請けて、委細に申上るよし申ければ、八右衛門、よくこそ知らせたれ、猶耳をつぶしてをれと、しばし思案せらるゝ所へ、御家老衆より登城あるべきよし申來る。八右衛門いそぎ登城して相談を聞き屆け、我等に御まかせ候へとてやどへ歸り、大將

とかしづく戸水長右衞門と云ふ足輕を居間迄呼び、爰へ近くよれ、御用可申渡とて、近くと呼びければ、足輕脇指をぬいてわきに置き、そばへよりける所を、八右衞門押へて繩を懸けて、奥の露地へつれ行き、柱にくゝり付けて置き、又中林彌七郎を右之通にしてからめ取り、同所にくゝり付け置き、四人迄捕へてくゝり付け、又二人は式臺に帳そろばん置き勘定して有りけるを押ふせ、手わけしてからめ取る。六人之内に盗人の子供二人、是も家々にてからめ取り、十九人籠舍させ、御吟味被仰付處に、一々白狀に及ぶ。然る所にうしほづ兵左衞門おもひける所へ入りたる事を物がたり、いそぎ兵左衞門をめしふを以て呼よせらる。兵左衞門おもひけるは、先年金物・土の物にふるき道具有之ば、早々可申上との御ふれなり、來國光の御たづねかとおそろしながら罷登り候へば、夜盗の事を尋ねらるゝ。いかにも盗人申す通にて御座候。則其國光の刀を指上申すとて指上る。手柄をいたし盗人を追返す事、比類なき次第なり。刀を上ぐる代として、銀子五十枚被下て歸りけり。さて九人の夜盜ども、下口の山際へならべて火罪被仰付、幼少の男子を盗人どもの目の前にて首を討ち、おや〳〵になげ付ければ、其首をかゝへて、くろやきに成りて死にけり。それより盜賊人少しもなく、御領分のものども心やすく臥にけり。其翌年は飛驒守利治公、御臺所入不如意にて、中納言樣へ御意を得させ給ひて、一萬五千石分御家中金澤へ被召寄人々は、玉井市正・織田織部・由比五兵衞・水越三

前田利治の従士を減じたることは承應二年に出せり

右衞門・杉谷九左衞門・平野源左衞門・水野内匠・長屋五郎左衞門・長屋源右衞門に毛利又助・渡邊八右衞門、綱利公より扶助なし下され、忠勤油斷なかりけり。

是歲。前田利常越中新川郡大岩山日石寺を祈願所とす。

〔寺社來歷〕 大岩山日石寺由來

一、慶安五年從徽妙院樣、加賀守樣御祈願寺に被仰付御事。

一、不動堂並拜殿・奥院・鐘突堂御建立、山林竹木居屋敷並寺領知、從徽妙院樣被仰付候御事。

一、客殿庫裏以下、寛文二年に御建立被仰付候御事。

承應二年

正月十五日。前田利常加賀河北郡大熊村の十村兵右衞門を扶持す。

〔加賀古文書〕

加州河北郡持高之內、一町三反百三十二步、物成二十俵。

右者所しまりの爲令扶持者也。

承應二年正月十五日　印（利常）

十村肝煎　大熊村　兵右衞門

正月十六日。越中新川郡陀羅尼寺村の十村九郎左衛門等扶持を給はりたるを謝す。

〔十村舊記〕

一、三十俵　物成　新川郡だらにじ村　九郎左衛門
一、二十俵　同　同郡江上村　三郎左衛門
一、二十俵　同　河北郡大熊村　兵右衛門
一、二十俵　同　石川郡熱野村　庄兵衛
一、二十俵　同　中郡下條村　瀬兵衛
一、二十俵　同　同郡嶋村　次郎右衛門
一、四十俵　同　利波郡戸出村　又兵衛
一、二十俵　同　同郡田中村　角兵衛
一、二十俵　同　石川郡田井村　五兵衛

右之通、私共持高之內致拜領、御印謹而頂戴仕、難有忝冥加至極奉存候。此上者湯水之中ニ入候共、身を痛可申与不奉存、難有忝奉存候。乍憚可然樣被仰上可被下候、以上。

承應二　正月十六日

伊藤内膳様
山本清三郎様
菊地大學様

正月。十村等郡内巡廻に際し鑓を携ふるを許さる。

〔十村舊記〕

覺

一、御鑓一本　御馬一疋　戸出村　又右衛門
一、御鑓一本　宮丸村　次郎四郎
一、御鑓一本　田中村　覺兵衛
一、御馬一疋　御鑓一本　嶋村　次郎右衛門
一、御鑓一本　下條村　瀨兵衛
一、御鑓一本　大熊村　兵右衛門
一、御鑓一本　御供田村　勘四郎
一、御鑓一本　熱野村　少兵衛
一、御鑓一本　田井村　五兵衛

一、御鑓一本　御馬一疋　　嶋　尻　村　　刑　　部
一、御鑓一本　御馬一疋　　二　塚　村　　又　兵　衞
一、御鑓一本　　　　　　　だらにじ村　九郎左衞門
一、御鑓一本　只今富山御領　上飯野村　　三　　助
一、御鑓一本　　　　　　　江　上　村　　三郎左衞門

〆

右承應二年正月小松に而拜領仕候。御郡廻り申時分爲持可申旨被仰出候。

〔元祿六年戸出村又八書出〕

御扶持人十村御城中高足仕候義、並御料理頂戴被仰付候年號御尋に御座候。高足之義は留も御座候へ共、私共先祖慶長年中より十村役被仰付、正保之比より御改作被仰出候御樣子に而、右御用相勤、御城中へ罷登り、小松御城御夜話等にも罷登り御次ゟ罷出。承應元年戸出村又兵衞・田中村角兵衞十村頭に被仰付、同二年右兩人御扶持頂戴、同年御馬・御槍等も拜領被仰付候義、先祖之者留書內に御座候。右之趣に而御次等へも度々罷出候義に候得者、高足仕候義と奉存候。

〔廳事通載〕

一、承應二年正月於小松、十村共之內御鑓拜領被仰付候。其節御請書付扣等、田井村次郎吉方に有之候。其後十村へ御鑓等拜領之義無之候。貞享年中十村由緒御改有之候。尤微妙院樣御代御扶持被下候者共、御郡々より書上る。右帳面之扣別冊に有之候。

二月十五日。鯨の浦方に漂着したる際分配すべき比率を能登の十村に諭す。

〔上田舊記〕

浦方寄鯨割符御定

一、五步、鯨寄申在所。四步、鯨寄申左右六ヶ村に。一步、寄鯨在所後三ヶ村に。〆十ヶ村割符之事。

三ヶ國浦方寄鯨有之時分割符仕樣御定

一、鯨寄候居村に十步之圖を以五步可被下候事。

右居村濱ならび兩脇三ヶ村宛六ヶ村に二步宛。三ヶ村つゞき無之、二ヶ村在之候而も同前之事。

一、居村近所里方三ヶ村一步宛可被下事。

右之趣被仰出候條、可成其意、鯨寄候はゞ御在國之時分は、早々小松に可申上候。御留守之

刻は、此方ゟ可及案内者也。

承應二年二月十五日

横山右近

奥村河内

能州四郡十村中

二月十八日。徳川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

二月十八日松平犬千代はじめ、御使もて鶴給はるもの五人。

三月十八日。能登鳳至・珠洲二郡の間役人を命ず。

〔筒井舊記〕

能州奥郡間役人

輪島 安藤加右衛門 中居十村 三右衛門

甲 村肝煎 左藤兵衛 宇川十村 清左衛門

宇出津 彌三右衛門 眞浦村肝煎 六兵衛

小木十村 五郎右衛門 立壁 次郎兵衛

戀路村肝煎 孫右衛門 鵜飼村肝煎 勘兵衛

間はまと訓み港灣をいふ

宇川は鵜川

飯田上戸　飯田町　清兵衛　蛸島　川端
三崎　重左衛門　のろし　十村七兵衛
折戸　村肝煎　七郎左衛門　高屋　長丞
馬緤　權丞　皆月　十村　九郎右衛門
鹿磯　藤右衛門　劒地村　五右衛門
大澤　十村　內記　鵜入　村肝煎　九郎兵衛
右之通被仰付候條、御定之通間役取立、金森長右衛門・松宮權右衛方へ可相渡候、以上。
承應二年三月十八日　伊藤內膳判
山本淸三郎判
菊地大學判
安藤加右衛門殿
右百姓中

三月十九日。前田利常能登七尾の氷見屋助右衛門に先例によりて宅地及び田地を與ふ。

〔能登文書〕

任天正十年九月先判之旨、居屋敷分百五十歩並田地三反令扶持訖。全可進退也。仍如件。

承應二年三月十九日　判(利常)

能州七尾庄　氷見屋助右衛門

三月廿一日。前田利常先例に據り能登鹿島郡鵜浦の右衛門に一宮神事の鵜を捕ふるが爲土地を扶持す。

〔國初遺文〕

任天正十三年先判之旨、能州一宮神事爲鵜田、二反之地充行訖。全可進退也、仍如件。

承應二年三月廿一日　判(利常)

能州鹿島郡鵜浦　右衛門

三月廿二日。前田利常能登羽咋郡上田の舞々三郎太夫に居屋敷を與ふ。

〔國初遺文〕

於能州羽咋郡押水庄上田村居屋敷三百五十歩之所、任天正年中先判之旨宛行訖。諸役等無相違令免除者也。仍如件。

承應二年三月廿二日

舞々三郎太夫

寶暦十四年舊蹟等調書云、能登國羽咋郡上田村舞々三郎太夫御印引屋敷高一石七斗五升。按に右は天正年中高德公判書を以諸役免除被命處、證書紛失等にて更に微妙公より賜りたるなるべし。されば右三郎太夫は、高德公の時扶持し給へる幸若太夫にて、天正以來羽咋郡上田村に居住したる者ならんか。

四月八日。西本願寺光圓書を前田利常に致して越中射水郡古國府勝興寺の殊遇を受くるを謝す。

〔越中古文書〕

尙々勝興寺へ、過分の屋敷被遣、色々御懇之通具承、萬事大慶不過之候。尙追而可申入候、以上。

近日江戸へ御立之由、御苦身令察候。爲御見廻以使札申入候。仍扇子二箱令進覽候。書音之驗迄候、恐々謹言。

卯月八日　　本門光圓判

小松中納言殿　玉床下

四月廿三日。前田利常參覲したるを以て德川家綱に謁す。

〔御日記〕

四月十二日。小松中納言利常參勤之由也。

四月十八日。小松中納言去十二日就當着、上使松平伊豆守信綱を被遣。

四月廿三日。今日の參勤衆御禮は、

金十枚・袷十・八講五十疋・鮫廿本・虎皮五枚。　松平肥前守

六月廿二日。前田利常越中礪波郡中田川の浚渫を命ず。

〔國初遺文〕

辨財天之上、中田川と柳瀨川へわかれ候所、たゞ今は大分にやなぜ川へ水來、中田川へすくなく水落候よしに候間、中田川水多餘候樣に、瀨をさらへさせ見可申候、以上。

六月廿二日　印(利常)

二塚　又兵衞

戶出　又右衞門

下條　瀨兵衞

越中地名考云、庄川は水源飛驒國高山より出で、五ケ山之山中にて數川合流し、庄川の地に

て初て山を離るゝ故に、此處を庄川の咽喉なりと云。依て此地を辨才天前と呼べり。是庄川第一の普請所にて、堤防堰埭の構堤容易からず。

一、寶暦十四年舊蹟等調書云、庄辨才天・庄金剛寺村領・庄川中島東西十間程南北二十間程也。松竹槻椿等生茂居候。惣川之中に成、洪水之節も水乘不申候。

一、三壺記云、天正十三年十一月廿七日殊之外成大地震にて、木船の城をゆり沈めたり。此日の地震に、庄川の河上山一つ闕て、庄川の水口をふさぎければ、庄川は河原に成たり。老功の者申は、此水一度は流れ出るべし。其時川縁の在々は押流されん事必定也と云まゝに、増山・宮山・佐賀野へ立退きたれど、水口の闕山兩方にきれめ出來し、水自然と流れ出でたり。此時庄川の水口に辨才天を勸請して、今に辨才天山と呼べりと云々。

一、越中地名考に、或書記云、往古は庄の辨才天前より、西の方高瀨村を經て、野尻川・福光川へ落合、川崎村の北清水村・本郷村にて一川と成、是より小矢部川と唱へり。然るに應永三年六月の洪水に、遙か東の方へ決水して、中村川・千保川へ落重りしといへり。

閏六月廿八日。百姓の取扱に關し能登の十村等に令を傳ふ。

〔筒井氏舊記〕

一、開作地在々御借物等、急々取立百姓之勝手惡、迷惑仕義、縱御奉行・御代官中より申渡

餘慶は多分の意

候共、品取立申間敷候事。

一、りちぎ成百姓は、公義を大事に存、手前無之候ても、御收納方を專にいたし、只今上候半と申者可有之候。又大ちやく成百姓は、作り餘慶候ても、納所難成可申候間、左樣の所能々念を入、見合次第百姓成立候樣指引可仕候事。

一、村々耕作かせぎ、無油斷情を出候樣可申付候事。

右被仰出候趣可得其意候、以上。

壬六月廿八日　　　　青山織部判

御扶持被下候十村中

右巳七月十九日宇出津に而頂戴、御本紙は宇出津御土藏に有。

七月三日。前田利常書を徳川家綱に献ず。

〔徳川實紀〕

七月三日小松中納言利常卿より、鳥羽僧正書馬の軸物を献ず。

九月十二日。富山侯前田利次日光社參の爲に暇を賜ふ。

〔御日記〕

九月十二日松平淡路守日光參詣之御暇被下之。

九月廿四日。大聖寺侯前田利治就國の暇を賜ふ。

〔御日記〕

九月廿四日御暇出申衆は、

松平飛驒守　（以下人名略）

御小袖二十

右之面々明廿五日登城可仕之由也。

十月十六日。徳川家綱、前田利常に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

十一月十六日小松中納言利常卿・松平越後守光長へ御使して鶴を給ふ。

〔徳川實紀〕

十一月廿九日。けふ小松中納言利常卿はじめ、封地に鶴たまはるもの四人。

十一月十八日。徳川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

十一月十八日。けふ御使もて松平犬千代はじめ、鶴賜はるもの四人。

十一月廿九日。金澤の酒肝煎酒價を定めて屆出づ。

本文は誤なるべし利常此時在府なればなり

〔小松舊記〕

就御尋乍恐申上候。

一、酒一升　今升此代取込銀七分宛、今升米二升四合代。

右者當月十日より直段極り申候。米之直段一俵を小舛六斗五升与いたし、朱封十六匁、此歩一割半掛候而、こま銀十八匁四分に成申候。此銀右六斗五升之舛數に割候得者、小舛一升之米二分八厘三毛に當り申候に付、定之二升四合に掛申候得者、六分八厘与成申候。然處跡々之御算用に茂六厘・七厘までは五厘に立、八厘・九厘は一分に立來申に付而、七分に賣申候、以上。

承應二年十一月廿九日　金澤酒肝煎　太郎兵衛

町御奉行様

是歳　領内十村の一部に收納代官を命ず。

〔埴生氏覺書〕

一、承應二歳より十村に御代官被仰付、萬治元年御領國一統十村に御代官被仰付、侍御代官上り申候。

是歳。大聖寺侯前田利治の從士を減じて加賀藩に屬せしむ。

今年は承應二年

渡部は渡邊なるべし

午左衛門とあるは平左衛門なるべし

由井は由比

〔慶安四辛卯年云々抄〕

今年大正持利治公御勝手就不調知行高一萬五千石分侍廿四人金澤へ被召寄面々。

玉井市正　　織田織部
水野内匠　　渡部八右衛門
五百石 織田八太夫　　五百石 鶴見勘助
三百五十石 平野源左衛門　　三百石 江尾才記
三百石 改田午左衛門　　三百石 水越三右衛門
二百五十石 宮北彌兵衛　　二百石 木村宇左衛門
二百石 由井五兵衛　　二百石 杉岡九左衛門
二百石 津田喜左衛門　　百五十石 河地九右衛門
百五十石 毛利義太夫　　百五十石 吉田治右衛門
百五十石 長屋源右衛門　　百五十石 小森四郎兵衛
百五十石 佐賀次郎兵衛　　百石 佐久間長右衛門
百石 山本孫右衛門　　百石 毛利亦助

富山より被召寄面々

松平久兵衛
那古屋藏人
馬場孫左衛門
丹羽織部
堀　才之助

承應三年

正月四日。越中礪波郡井波町本年の豆腐税を定め、又猥に之を製造販賣することを禁ず。

〔越中古文書〕

承應三年分井波町豆腐役、朱封銀七十目に御請可仕旨、書付上候之條、則申付訖。豆腐寸法並賣直段、跡々より可爲如有來。自然役人之外、猥豆腐商賣仕もの於有之は、相改急度可申上。右運上銀來る十一月中に指上可遂皆濟、追而御印申下可遣之者也。

午正月四日

小寺甚右衛門　判
津田二郎左衛門　判

井波町　源右衛門

正月十二日。前田綱紀柳營に於いて首服し、諱を綱利といひ、正四位下左近衛權少將に叙任せらる。

〔徳川實紀〕

正月十二日松平犬千代首服加へられ、御名の一字給はり、正四位少將に叙任し、加賀守綱利後綱紀にと稱す。よつて綱利より國安の太刀・金五十枚、綿五百把さゝげ奉る。御盃に來國次の御脇差給はる。祖父の中納言利常卿も太刀・金十枚・時服十さゝげ謝し奉る。一門の輩もおなじ。

〔古文章〕

松平加賀守正四位下少將被仰付候條、口宣儀傳奏衆へ被申入相調候之樣尤に候。恐々謹言。

正月十二日

阿部豐後守

松平伊豆守

酒井雅樂頭

板倉周防守殿

政隣記に此文書を承應二年十二月廿七日附とせるものは誤なるべし

〔御日記〕

一、十二日松平犬千代元服御禮、官位被仰付。

金五十枚・綿五百把・御太刀國安献上。

御諱字並御脇差二字國俊拜領。

正四位少將　松平加賀守綱利

金十枚・小袖十・御太刀秀光献上。

小松中納言

〔金澤市中古文書〕

今日犬千代元服被仰付、御字被下、名乘綱利、正四位少將加賀守被成候。中將にも可被仰付与被思召候得共、其段就難被成、一階御進被成由上意候。於御前首尾無殘處、大慶不過之候。右之通家中之面々可申聞、何茂二丸に寄合、酒を給悅可申候、謹言。

正月十一日　　　肥前

本多安房守殿　　長九郎左衞門殿

前田三左衞門殿　　横山左衞門殿

前田對馬殿　　小幡宮內殿

前田丹後殿　　津田玄蕃殿

奥村因幡殿

十一日は十二日なるべし。

〔三壺記〕

十一歳は十二歳

十二月は閏十二月なり

綱利といへるは承應三年にあり

犬千代様御任官之事

承應三年甲午正月十二日犬千代様御年十一歳にて、加賀守四位少將に御任官被爲成、利常公と御同道にて御登城被成、口宣の御書御頂戴あそばされ、公方様より來國次の御腰物御拜領被成、御上屋敷にて御一門御出入衆、千秋萬歳の御祝儀萬々之儀、神田の御屋敷へ入らせられ、御一門御出入衆不殘御來駕有て、京都の役者も相詰たり。五々三の御振舞の上に御酒盛に成、役者立て仕舞を仕る。御代を治め給ふ事六萬八千歳とかや。御祝言半の時分、蓬萊山の御盃の臺中納言様より加賀守様へ進ぜらるゝ。其時太郎作正宗の御腰物・愛染國俊の御脇差を、岡田將監披露にて御頂戴あそばさるゝ。百塚の侍從利次公より來國行御腰物、安藝侍從光盛より二字國俊、彈正忠光廣より長谷部國重を被進。少將様より公方様へ粟田口國安、中納言様へ一文字、淡路様へ新藤五國廣、安藝様へ長吉、彈正様へ二字國俊、何茂御脇指を御進上なり。利常公より公方様へ、備前秀光の御脇指に御樽肴にて上させらる。今枝民部を初時分御屋敷に有合ふ人々、御歩行・算用人を御振舞被下。此頃迄御幼君にてましますに、かく御成長ならせられ、此御祝儀に逢ひ奉る事誠以難有奉存事かぎりなし。それより中年三年過、萬治元年十二月廿七日に四位の中將に任ぜられ、綱利公と申奉る。千秋萬歳萬々歳と上

京都より云々とあるはいかゞ

廿七日は四月なり

下押ならべて悦び奉る。

〔慶安四辛卯年云々抄〕

承應三甲年正月十二日京都より口宣下着御頂戴可有之旨にて、綱利公御登城、于時御歳十二也。利常公御同道也。公方樣より爲御祝儀、來國次之御腰物御拜領、爲御禮粟田口國安之御刀御献上。利常公より備前秀光の御脇刺並御樽肴御献上之。此時在江戶之御家來下々迄御振舞被下。利常公より綱利公へ、太郞作正宗の御腰物、愛染國俊の御脇刺を、岡田將監殿を以被進之。富山利次公より來國行御刀被進之。安藝光盛公より二字國俊御刀被進之。同御嫡彈正光廣より長谷部國茂刀被進之。綱利公より利常公へ一文字御刀被獻。利次公へ新藤五國廣御刀被進之。安藝少將殿へ長吉御刀被進之。同彈正殿へ二字國俊御刀被進之。

四月廿七日。前田利常就封の暇を受く。

〔御日記〕

一、廿七日御暇被下候衆。

銀五百枚　袷五十　　松平肥前守

四月。領內の神主に組合を組織すべきを命ず。

〔國事雜抄〕

加賀守は綱紀中納言は利常

承應三年なりとあり

尙々[　　]のちり神主候はゞ、加賀守樣御領分相改、組合可被申付候。中納言樣御歸國已前に帳可指上候、以上。

加賀守樣御領分越中神主共組合申付、人々爲致判形、兩人之奥判を調、帳面二册可指越候。帳面調樣之義は、案紙遣候間可有其意得候。帳面出來候者、早々可有持參候、恐々謹言。

四月廿五日　　茨木右衛門判
　　　　　　　葛卷藏人判

埴生神主
高岡稻荷神主　豐後殿

〔國事雜抄〕

一、今度組合之義被仰出候而、其方と我等と一所に與合被仰付候。然所私下神主共之義に付て、以來何樣之出入又は御法度相背申趣御座候共、我等手前にて致吟味、其方へは少もかまはせ申間敷候。則寺社御奉行樣、旁茨木右衛門殿・山森吉兵衛殿、何茂御前にて書付相極申上候儀は、違背申間敷候。爲其一筆如件。

承應三年十二月廿一日　　黒津舟神主　瀨兵衛判

寺中神主

将監殿

権丞殿

七月廿九日。諸給人の下代を知行所に遣はすを禁ず。

〔理塵集〕

爲御意急度申入候。三ヶ國改作地村々ゟ、諸給人中より下代等遣之申間敷候。滯儀於有之は、其手合〳〵改作御奉行迄可申斷候。向後改作地ゟ下代共遣之候給人有之候者、百姓方より急度可申上旨被仰付候間、右之趣被得其意、御家中一統に可被相觸旨被仰出候、恐々謹言。

承應三年七月廿九日

奥村因幡

津田玄蕃

前田三左衞門殿

本多安房殿

前田對馬殿

長九郎左衞門殿

奥村河內殿

横山左衞門殿

御在無之は御座在之なるべし

七月。前田利常千岳和尙を以て加賀河北郡傳燈寺村傳燈寺の住持たらしむ。

〔寺社來歷〕 傳燈寺由來

瑞應山傳燈寺開山佛林惠日禪師、時代は延慶元年にて御座候。自是至今年數凡三百七十八年に成申候。開山之傳記等無御座候故委細不申上候。從中興開山之由來申上候。微妙院樣小松に御在無之御時、千岳者金澤泉野寺町少林寺に罷有候。從微妙院樣被仰出者、千岳に不替弟子一人指越候得與申來候。其時千岳より爲使僧弟子見龍を小松へ遣申候。然處從微妙院樣、津田故玄蕃を以被仰出は、傳燈寺を千岳に可被下思召に候間、千岳如何可申候哉、早々罷歸千岳に御意之趣可申仲之旨被仰渡候。其時見龍申上は、傳燈寺之義、根本紀州由良之興國寺法燈國師之派に而御座候得共、只今者傳燈寺本寺紀州由良之興國寺茂從紀州樣再興被成、拙僧共本寺妙心寺末寺に被仰付候間、千岳違背者申上間敷と存候得共、早々罷歸千岳に御意之趣可申聞と申上候。重而津田故玄蕃を以被仰出者、傳燈寺本寺由良之興國寺さへ妙心寺末寺に成申候上者、傳燈寺之儀者不及申事に候間、罷歸千岳に御請上候得と被仰渡候。扨見龍罷歸、千岳に御意之趣爲申聞候處に忝奉存、千岳小松へ伺公仕御請申上候。右之趣微妙院樣被

聞召上、茅葺古寺御寢捨、御再興新敷御建立被成、其上寺領四十石御加增、先知引合百石之御一行千岳頂戴仕、承應三年に千岳入寺仕候。傳燈寺者微妙院樣御取立被成、千岳に被下候故、傳燈寺中興開山者千岳に而御座候。千岳住持之內小松へ御召、度々時服・御菓子並に味雲亭と三字有之額を拜領仕候。扨又千岳金澤に罷有候時、從天子紫衣頂戴仕候。右種々忝奉存、老衰仕候得共傳燈寺に六七年住持職相勤申候。漸及八十歲申に付、住持職難勤を以、至當御代に隱居之訴訟申上候處に、千岳願之通弟子見龍に後住仰付候。見龍永々住持職相勤罷有候處に、延寶四年に隱居之訴訟申上候得者、早速願之通に被仰付、拙僧後住に被仰渡候。拙僧迄三代相續仕住持職相勤申候。開山時代より山林竹木共に附來、堺目正御座候。于今支配仕候。制札茂被下置有之候。

一、緣起寄進狀等無御座候以上。

貞享二年二月十二日　　傳燈寺　活　堂　判

不　破　彥　三殿

富田治部左衞門殿

〔三壺記〕　萬治元年微妙公就薨去傳燈寺千岳追悼文

去承應甲午之秋七月。不意呼令登城。彼隱居告曰。當城有故刹。名曰傳灯。雖然屋廬湫隘、

柱石傾斜。唯存故基而已。若作和上終焉地者。即可作新矣。天心之餘咽于老淚。不獲答而首肯焉。同八月上旬課匠作寮。打鼓普請。盡善盡美。翌年三月落成矣。不移時日入寺。

八月七日。前田利常越中射水郡古國府勝興寺に寺領所附を與ふ。

〔勝興寺藏文書〕

寺領所附之事　越中

一、高九十一石二斗五升　氷見庄　矢田村

免五つ

一、高七十五石　同庄　古府村

免五つ

高〆百六十六石二斗五升

本高二百石

外口米定納一石に付八升宛

夫銀定納百石に付百四十目宛

但朱封銀　春秋兩度。

右除山川竹木全可令收納者也。

古府は古國府、光昌院は勝興寺の住職

承應三年八月七日　　　　　　　　　　判（利常）

氷見庄古府　光　昌　院

八月七日。前田利常越中射水郡氷見光禪寺に寺領を寄進す。

〔寺院來歷〕　貞享二年光禪寺由來書

一、當寺開闢者、嘉曆元年開山者瑩山和尚之上足明峯和尚に而候。已前より傳候墨付之物無之候故、檀越之發起人茂知不申候。

一、微妙院樣寺領之御一行拜領仕、則年頭之御目見今以被仰付候。

〔御寄進狀寫〕

越中氷見光禪寺地子米六石八斗之所、爲寺領令寄附畢。全可有收納者也。

承應三年八月七日　　　　　　判（利常）

光　禪　寺

八月十二日。越中礪波郡の十村に諸給人の收納する免率を錄進せしむ。

〔三百二條舊記〕

急度申遣候。

一、加賀守樣御分領、正保三年・四年諸給人知行所一統、三步免上げ申樣被仰付候。右之免今

以用捨不仕給人書出可申事。

一、先免之内五歩・七歩用捨いたし候給人、右三歩免于今收納仕候も、先免之内或者不足、或先免に收納仕候哉、其段無相違樣書上可申事。

一、諸給人收納之村免書出可申事。

一、右帳面御急に候條、早々相調可指上者也。

八月十二日

伊藤内膳

菊地大學

利波郡十村中

八月十六日。領内に於ける少額の取引に錢貨の使用を命ず。

〔國事雜抄〕

定

一、少分之賣買之義は、御分國一統錢づかひに可仕事。

一、銀子之義、今迄之ごとく極印銀・取込銀ともとりやり可仕事。

一、錢近日上方より御取寄、問屋可被仰付事。

右被仰出者也。

承應三年八月十六日　　富永勘解由左衛門　判
　　　　　　　　　　　脇田九兵衛　判
町年寄十八
本町肝煎中

〔御直言覺書〕

一、承應年中之始迄は、御領國中錢遣に而無之、白銀を細に切置きつかひ申候。又は米を小舛にて計候而賣物等買整へ、日用を達申候。承應三年之比、御領國中も錢遣に被仰付候。其時分久越申上候は、萬買物整候には結構成儀と申上候處、世間錢遣に成申候故、此方之國中茂其通に不申付候得ば用事整不申候。然共買物自由に成候は、おのづから末々迄整安候に付而、後日に至候而輕き下々迄、勝手の爲には、見て置候へ、宜かる間敷候。久越が、鼻の先之能事迄を申候由、御意被遊候。

八月十七日。前田利常越中高岡稻荷社に改めて社領を寄進す。

〔寺社來歷〕

高岡稻荷御供料由來

寛永十四年より十八ヶ年後、稻荷御社御供料被仰付子細左之通り。

中郡は射水

利常樣越中へ被爲遊御出候砌、於稻荷社御祈禱折々被仰出候。利長樣御勸請之義委曲御尋に付、奉申上候義者、深思召を以御自直作之御神躰御勸請被爲遊候趣申上候處、御社領之義御尋に付、寛永十三年迄御神供米料之田地も御座候得共、寛永十四年御供米料之田はた三千步計御上ゟ御取場に而、あはら村御高へ取結に相成候而、五社之宮修覆料宮地とも打込之地而、五千步之御竿除に而御寄附御座候。御社領は無御座候旨申上候得者、神祭並に月並御祈禱之砌、備物いかゞと御尋に候砌、私先祖より申上候義者、無祿之社家故格別備物之義者相獻兼候趣申上候處、右稻荷社之義、格別之趣を以追而御沙汰可有之旨に候條、前々之通無怠慢御祈禱相勤候樣被仰渡。其後小松表におゐて御詮義之上、寛永年中に御取揚被成候かはりとして、上關村御高之内十二石五斗御社領御寄附爲仰付候條、右收納を以、御祭禮並月並御祈禱之砌備物等相辨可申旨御意を以頂戴仕候。御判物左之通り。

社領所付事

一、十二石五斗　　中郡　上　關　村

免三つ五步

外に口米定納一石に付八升宛　　但し朱封銀

夫銀定納百石に付百四十目　　春　秋　兩　度

右除山川竹木全可令收納者也。

承應三年八月十七日　　印(利常)

高岡稲荷神主　豐　後　殿

右御定之通社納仕候處、明暦三年中郡之間平均免被仰付候に付、稲荷御社領免相增候に付御印物左之通り。

社領所付事

一、十二石五斗　　射水郡　上　關　村

免四つ一步

定納五石一斗二升五合

外夫銀口米等如御定

右之通可有收納候。追而御印可被下所如件。

明暦三年十二月十二日

奥　村　因　幡　判

津　田　玄　蕃　判

菊　地　大　學　判

前　田　對　馬　判

高岡稻荷神主　豐　後　殿

九月十日。錢貨と銀貨との交換比例を定む。

〔國事雜抄〕

定

一、少分之賣買之義者、御分國一統錢づかひに可仕事。
一、銀子之義は、今迄之ごとく極印銀・取込銀ともにとりやり可仕事。
一、錢一貫文に付、極印銀十八匁之直段にとりやり可仕事。
一、錢屋手前より賣出し候直段之外、一步之利子あひを取うり可申事。
一、御藏ゟ上候錢之義も可爲極直段事。
右之趣被仰出候條、堅可相守者也。

承應三年九月十日

小　幡　宮　內　判
奧　村　因　幡　判
津　田　玄　蕃　判
長　九郎左衛門　判

金　澤　町　中

九月十一日。越中礪波郡に一作五歩の平均免上を命ず。

〔改作方根元舊記類集〕

利波郡在々、當作毛能候付て、手上免之儀御意次第に上可申由訴訟申上候通、相立御耳きとくに被思召、應勝手可申付旨被仰出候條、當一作五歩平均免を上可申候。爲百姓中無高下様に可致收納所如件。

午九月十一日　　菊地大學

伊藤内膳

利波郡十村中　小百姓中

九月廿一日。大聖寺侯前田利治、米澤侯上杉綱勝の姉を娶る。

〔御日記〕

九月廿一日

一、今日上杉播磨守姉松平飛驒守へ祝言相調。

九月廿七日。後光明天皇崩ぜしを以て幕府前田利常に特赦を行はしむ。

〔古文章〕

主上崩御付而被行赦候。然者於諸國在々所々、存其旨罪科之輩可赦免旨被仰出候。雖不及申

候此節候間、大科之外者被赦之尤存候、恐々謹言。

九月廿七日

阿部豐後守忠秋

松平伊豆守信綱

酒井雅樂頭忠淸

松平肥前守殿

九月。加賀石川郡二俣村等に於ける杣百姓の由來を錄進す。

〔國初遺文〕

乍恐石川郡之內才川奥四ヶ村杣百姓申上る。

一、大納言樣御代より諸役御捨免御印頂戴仕忝奉存候處、中納言樣御書を寛永十三年之暮に頂戴仕候御事。

一、大納言樣御代より、度々御陣に而被爲召遣候。東陣・唐陣・大坂兩度之御陣・大坂御普請にも被爲召出、今以中納言樣之木登り杣二人被爲召出候御事。

一、其上何方に而も、御分國御用義に御座候へば、三十人に而も五十人而も、御用次第被爲召出候御事。

右之通相違無御座候、以上。

大納言は利家

中納言は利常

承應三年九月

二又村肝煎　太兵衛
金谷村肝煎　次郎兵衛
日尾村肝煎　八郎左衛門
見定村肝煎　次郎兵衛

御算用場様

十月四日。錢貨と銀貨との交換比例を改定す。

〔國事雜抄〕

定

一、少分賣買之義は、御分國錢づかひに可仕事。
一、錢一貫文に付極印銀拾七匁三分之直段に取やり可仕事。
一、御藏ゟ上候錢之儀も可爲極直段事。付、錢屋手前より賣出し候直段極之外、一步之利あいを取、うり可申事。
右之趣被仰出候條堅可相守者也。

承應三年十月四日

小幡宮内判
奥村因幡判

津田玄蕃判
長九郎左衞門判

金澤町中

十一月十六日。用水の修理及び黃蓮の採取に關する規程を定む。

〔日曆〕

用水御定

高千石之處、五百人入候者百姓可仕候。外五百人入候者給人より可被成。外人足入候者平夫被仰付、日用銀可被下候旨。

一、用水人足遣は、其組六十村共に被仰付、其上に御横目御付被成、人足數帳面に記置、後日可上旨被仰出候。

一、用水材木、扶持之十村並其十村吟味仕り、材木もらひ申處に相極り申に付ては、山奉行衆ゟ帳面調上げ、材木請取直段仕、打銀之內を以御土藏ゟ上可申旨被仰出候。

一、黃蓮堀候事最前御赦免被爲成候へ共、左樣に候へば黃蓮すたり候間、十村共みつくろひ堀候由。大分小分によらず賣上させ可申候。御奉行を被仰付候へば、百姓共すみ申樣に相開候間、十村共見計可申付候。直段は何ほどに而も、百姓損不仕、忝存候樣に可仕候。若黃蓮

無之組有之候得ば、跡々はかはせ候樣に相聞候。必左樣之義仕間敷候。黄蓮有之山々大形知れ可申候間、左樣に可相心得候。代物十村切手次第に、笹島豊前方より相渡候樣に被仰出候、以上。

十一月十六日　　伊藤内膳

三ヶ國十村共惣連判

十一月十七日。前田利常能登鳳至郡鹿磯の藤右衛門を扶持す。

〔能登鳳至郡鹿磯村藤右衛門藏文書〕

能州鳳至郡鹿磯村之内を以、亡父藤右衛門に如遣三反百歩之所令扶持者也。

承應三年十一月十七日　印（利常）

鹿磯　藤右衛門

十一月廿二日。前田利常加賀河北郡大熊村兵右衛門の扶持を増加す。

〔加賀古文書〕

加州河北郡持高之内爲加増六反百六十八歩、田地引合二町。右者所しまりのため令扶持者也。

承應三年十一月廿二日　印（利常）

大熊村　兵右衛門

十一月廿六日。前田利常加賀石川郡吉野村彌兵衛を扶持す。

〔國初遺文〕

加州石川郡持高之内九反、物成十八俵。

右者所しまりのため令扶持者也。

承應三年十一月廿六日　　印（利常）

吉野村　彌兵衛

十一月廿七日。家中青年諸士の行狀に關して訓戒す。

〔御定書〕

御家中諸侍若者共、惡敷友にまじらざるやうに、常々異見可仕候。親々難中義於有之は、組頭ゟ致相談、能成立候やうに可相心得旨、被仰出者也。

承應三年十一月廿七日　　津田玄蕃

奥村因幡

十一月廿七日。加賀石川・河北二郡秋收の成績可ならざるを上申す。

〔十村舊記〕

乍恐石川郡・河北郡十村共申上候。

一、當年秋入悪敷御座候に付、稲ほせ不申、御米やはらかく而御藏入成兼申候。然共只今迄者、随分与ほし候而御藏入仕候得共、今程者雪も御座候に付而、籾ほし申義も罷成不申、御公領分御納所手間取候間奉得其意候。やはらか米之義、御拂米に茂被仰付可被下候。其上水入所之内所々より籾、殊之外やはらかに御座候而、御米に成不申候分は、先籾に而御米相應程御納被成、天氣次第御米に仕候様に被仰付被下候者、百姓彌々難有忝可奉存候、以上。

承應三年十一月廿七日　　石川・河北十村共連判

伊藤内膳殿

江守半兵衞殿

富田内藏殿

十二月三日。前田綱紀金澤玉泉寺に寺領を寄進す。

〔御寄進狀寫〕

以分國之内六十石之所、令寄進訖。全可有寺納之狀、仍如件。

承應三年十二月三日　　加賀少將綱利

加賀守就在江戸一判如此。

小松中納言　利常

玉泉寺

十二月三日。前田綱紀越中高岡瑞龍寺に改めて寺領を寄進す。

〔御寄附狀寫〕

以分國之內、從先年寺納之地相改、加而三百石之所令寄附畢。全可有所務之狀、仍如件。

承應三年十二月三日　　加賀少將　綱利

加賀守就在江戶一判如此。

小松中納言　利常

瑞龍院

十二月三日。前田綱紀越中高岡繁久寺に寺領を寄進す。

〔御寄進狀寫〕

爲瑞龍院殿御廟守、寺領以分國之內五十石之所令寄附畢。全可有寺納、仍如件。

承應三年十二月三日　　加賀少將　綱利

加賀守就在江戶一判如此。

小松中納言　利常

十二月三日。前田綱紀加賀石川郡傳燈寺村傳燈寺に寺領を增加寄進す。

〔御寄進狀寫〕

以分國之內、爲加增四十石先知引合百石之處令寄附訖。全可有寺納狀、仍如件。

承應三年十二月三日　加賀少將　綱利

加賀守就在江戶一判如此。

小松中納言　利常

傳燈寺

十二月三日。前田綱紀金澤經王寺に寺領を寄進す。

〔御寄進狀寫〕

以分國之內五十石之所令寄進畢。全可有寺納之狀、仍如件。

承應三年十二月三日　加賀少將　綱利

加賀守就在江戶一判如此。

小松中納言　利常

經王寺

〔寺社來歷〕　經王寺由來書

承應三年十二月三日從中納言樣、五十石之寺領被仰付、則御印所持仕候。

十二月三日。前田綱紀能登鳳至郡道下村寶泉寺に寺領を寄進す。

〔御印書寫〕

天正十年十月任先判之旨、能州道下之內を以十俵令寄附畢。全可有寺納狀、仍如件。

承應三年十二月三日　　加賀少將　綱利

加賀守就在江戶一判如此。

小松中納言　利常

寶泉寺　護摩堂坊

十二月三日。前田綱紀金澤天德院に寺領を寄進す。

〔御寄附狀寫〕

以分國之內、五百石之所令寄附畢。全可有寺納之狀、仍如件。

承應三年十二月三日　　加賀少將　綱利

加賀守就在江戶一判如此。

小松中納言　利常

この升は新京升といへども寛文の新京升と異なり

十二月四日。諸給人の收納に新升を用ひしむ。

〔三百二條舊記〕

一、當年貢米古升に而納候給人於有之は、新京升を以百姓へ爲廻、出目不足之分指引算用可仕候。向後古升に而收納仕間敷旨、給人中ゟ被仰出候條、右之趣百姓中へ堅可申付者也。

承應三年年十二月四日

奥村源左衛門

菊地大學

伊藤内膳

明暦元年

正月廿一日。前田利常能登羽咋郡相神村彌六を扶持す。

〔能登古文書〕

能州羽咋郡相神村持高之内を以、所しまりのため田地一町三反百歩内三反百歩、先祖奉公忠聞屆、慶安四年令加增候。令扶持畢。仍如件。

承應四年正月廿一日　(利常)印

劍は後の鶴來

二月十八日。能登鳳至・珠洲二郡の百姓に上書の手續を示す。

〔能登古文書〕

能州奥兩郡百姓中、若書付上度もの候はゞ、珠洲郡若山村延武・鳳至郡道下村三郎左衞門・同郡諸橋村二郎兵衞、右之人々手より〳〵可相渡旨被仰出者也。

承應四年二月十八日

奥村因幡判
津田玄蕃判
前田對馬判
横山左衞門判

百姓中

二月二十四日　玉泉院夫人の三十三回忌を金澤玉泉寺に行ふ。

〔三壺記〕

明曆元年二月廿四日は玉泉院三十三回忌に爲當給へば、其前年玉泉寺屋敷替を被仰付、本屋敷は淨土寺淨覺寺に渡り、劍口の見付にて三千歩屋敷を被遣、御寺御建立、殊更天滿天神堂を第一に御造營被成。其祥月には御法事被仰付御執行有て、利常公も小松より御參詣有て御

燒香被遊、御下向被成けり。金澤御老中寺に相詰、御門の外迄御迎に出られ、御目見せられけり。

三月四日。能登の製鹽者に貸與したる米穀に對し返納する鹽の比率を復舊增額す。

〔筒井舊記〕

能州鹽代、米一俵に付鹽六俵充上米候得共、濱中之ため近年一俵充御用捨被成候。鹽高おほく出來之由就申上、先年のごとく六俵充被仰付候條、可得其意候也。

承應四年三月四日

津田玄蕃

奧村因幡

前田對馬

能州　濱方　鹽燒中

三月四日。前田內藏允知辰歿す。

〔前田氏家譜〕

前田內藏允、知辰、倉松、吉包。母妾春慶院。元和五年七月五日山城國鞍馬に而出生、寬永

五年十歳之時、父知好卒後加賀國に來、金澤西町之屋敷に居住。其後火事之節類燒、依之田井口江戸御局屋敷に移、從利常公鶴見左門高成を以被召、奥村因幡易英後見に而三ヶ年之間御賄被下。同八年七月廿五日十三歳之時、新知二千石被下、同十年樹正院樣御養女、竹屋中納言光長之娘与縁組被仰付。同十一年五月廿三日十六歳之時、樹正院樣御遠去。同六月廿六日御同所樣之御知行千五百石御引足、先知都合三千石被下、內千石與力知被仰付。同十二年六月十七歳之時、樹正院樣之御屋敷高岡町に有之、此御屋敷に移婚姻相整。同十八年利常公小松御隱居之節御供被仰付。同廿一年七月七日廿六歳之時、御加增知千二百石被下之、內五百石與力知被仰付。後小松御城代、其外諸事御用被仰付。承應元年より江戶御留守中、折々金澤に罷出、御家老職並之御用相勤。同二年二月十三日三十五歳之時、右御加增之折紙被下之、先知都合五千四百石、內千五百石與力知被仰付。同四年正月七日より瘧之樣に煩、三月四日三十七歳に而死去、金澤寶圓寺に葬、野田山に墓有之、戒名左之通。

惠林院殿華隱常春居士。

三月十一日。錢貨と極印銀との交換比率を定む。

〔國事雜抄〕

覺

一、少分之義者、御分國一統錢づかひに可仕事。

一、錢一貫文に付、極印銀十九匁之直段に取やり可仕。付、御藏ゟ上候錢直段同前之事。

一、錢屋手前より賣出候直段、一貫文に付十九匁二分之事。

右御定之通如此、與中ゟ可申渡者也。

承應四年三月十一日

前田對馬印
津田玄蕃印
奥村因幡印
小幡宮内印

金澤町中

三月十三日。能登鳳至・珠洲二郡に於ける拂米の相場を定む。

〔筒井舊記〕

覺

一、能州奥兩郡米拂直段、金澤町其月之相場に二匁增之事。

一、畠方御收納米之代、直段同前之事。

一、小物成米代、石に付而二十八匁之事。

右之通御定に候。重而替御極有之迄者、此旨可相心得者也。

承應四年三月十三日

津田玄蕃

奥村因幡

前田對馬

能州奥郡　百姓中

三月二十日。前田利常越中高岡瑞龍寺に制札を與ふ。

制　札

高岡瑞龍院境內

一、猥剪採竹木事。

一、殺生之事。

一、牢人隱置事。

右堅令停止訖。若違犯之輩於有之者、可處嚴科者也。

承應四年三月二十日　利　常　判

春。加賀・能登・越中三州の町夫を定む。

〔國事雜抄〕

覺

一、四千人　小松町　一、五百人内二百人明暦二年増　松任町
一、一萬二千人　金澤町　一、三千人　宮腰町
一、七百人　石動町　一、千人　氷見町
一、千五百人　高岡町　一、千人　魚津町
一、三千六百人内六百人明暦二年増　七尾町　一、四千人　宇出津町
一、七百五十人　輪島町　一、六百五十人　中居町
一、百五十人　水島村　一、二百人　津幡村
一、二百五十人　野々市村　一、百五十人　竹橋村

右明暦元年春被定之。

四月十二日。前田利常先に參觀せしを以て、登城して物を德川家綱に上つる。

〔御日記〕

四月十二日

參勤御禮衆。

八講布五十疋・袷十・金子十枚。　小松中納言

四月十八日。徳川家綱使を以て前田利常の病を訪はしむ。

〔徳川實紀〕

四月十八日小松中納言利常卿病により、書院番頭稲葉伊勢守正吉もて訪せらる。

四月廿一日。前田利常越中高岡瑞龍寺に寺領所付を給す。

〔越中古文書〕

寺領所付之事

一ヶ村之草高四十八石之内　越中利波郡

一、百九十二石三斗七升四合　手洗野村

免五ッ七歩七厘

定納百十一石

折紙高三百石　免三ッ七歩

右除山川竹木、夫銀・口米如定全可被收納者也。

承應四年四月廿一日　印(利常)

高岡瑞龍院

四月廿一日。前田利常越中礪波郡今石動永傳寺に寺領所付を給す。

〔越中古文書〕

寺領所付之事

一ヶ村草高三百七十二石之内　越中利波郡

一、二十三石八斗七升九合　畠中村

免六ッ六歩二厘

一ヶ村草高二百十一石之内　同郡

一、四石八斗七合　小矢部村

免五ッ八厘

草高合二十八石六斗八升六合

定納十八石二斗五升

折紙高五十石　免三ッ六歩五厘

右除山川竹木、夫銀・口米如定全可被收納者也。

承應四年四月廿一日　(利常)印

今石動　永傳寺

四月廿一日。前田利常金澤永久寺に寺領所付を給す。

〔御印所付寫〕

寺領所付之事

一ヶ村草高五百四十九石之内　越中利波郡

一、三十四石九斗六升七合　頭川村

免五ッ五歩

定納十九石二斗三升二合

折紙高五十石　免三ッ八歩四厘七毛 内二歩四厘七毛着米免

右除山川竹木、夫銀・口米如定全可被收納者也。

承應四年四月廿一日　印（利常）

金澤　永久寺

〔寺院來歷〕　貞享二年由來書

微妙院樣爲御用、寬永四年に淺野川寺屋敷被召上、則寺屋敷爲替地九百六十一歩、於卯辰山只今之屋敷拜領仕候。且又門前屋敷五反被召上、爲替地御寺領百石被下置候處、慶安年中倶利伽羅長樂寺住持秀照死去仕候處、跡職之義に付秀照弟子共及諍論候處、微妙院樣相立御耳、

當寺住持秀緣を倶利伽羅長樂寺住持に被爲仰付、永久寺者右百石之內五十石被召上、秀照弟子傳堯を永久寺住持被爲仰付候。

五月廿六日。前田利常大聖寺侯利治を遣はし、その病を問はれたるを德川家綱に謝せしむ。

〔御日記〕

五月廿六日

一、松平肥前守病氣爲可被爲問、爲上使久世大和守を以、御菓子を被下、爲御禮同氏飛驒守登城。

六月。加賀藩加賀石川郡尾添の百姓に白山嶺上の神祠を造營せしむ。

〔三壺記〕

明暦元年三月中旬に利常公江戶へ御參覲被遊、綱利公も御母君も御對面にて御機嫌宜敷御座被成、例年のごとく諸方の御勤御登城より打續相濟けり。然る所に淸泰院樣より利常公ね被仰上、加州白山の社御建立可被成由被仰けるに付、金澤老中へ被仰入、寺社方破損奉行人に、御大工橫江太郞兵衞被相添、白山へ被遣指圖を究、尾添の者杣取申付、材木等も伐寄御用意せし所に、越前領島・牛首の者共、十六ヶ村の名主牛首の藤兵衞大將として何も罷出、加州よ

本文は四月十八日の慰問に對するものにはあらざるべし

中旬は誤なり

白山造營の事今年に初まれる企圖にあらざるは七月十日の條を見て知るべし

此の事六月にあること七月十日の條參照

越前守は松平光通

り此社建立のいはれなし。是は越前の社なれば、中々其方よりいらふ事おもひもよらずと諍論に及ぶ。尾添の者共は十六ヶ村を討たやし、社を建立せんと云。いやまてしばし、下にて埒の明事有べからずと、奉行人御扶持人大工共ま〻撫置、金澤へ歸而其通御老中へ申上る。又尾添より何も金澤へ參、私どもに御任せ被成、御存知なき體に被仰付被下候ば、十六ヶ村の奴原を悉滅却して、此方存分に達し可申旨うつたへ申上ければ、老中いかつて、にくき奴原のせんぎ哉、下として申分仕儀有之ば、悉張付に懸んと申されければ、無是非山へ歸りてはがみをしてぞ有にける。

七月三日。越前藩、加賀石川郡尾添の百姓が白山嶺上の神祠を造營せんとしたるに抗議す。

〔白山爭論一件〕

爲御立願今度越前國白山社頭御造營可被成由にて、人夫少々登山之由申來候。左候ば此方ゟ可有御斷義、如何と存內、越前守御暇被下歸國に付而申達候へば、御立願と有之上は、いづれの國に社頭造營も可有之事歟。然共古來より國之守護修覆申付來義、其上今程は從公儀御預け領の事に候へば、左樣之分越前守若く候而難心得候間、寺社奉行衆へも相尋、可爲其上之儀候條、無子細可有御造營筈候ば、幸杣取牛首・風嵐之者仕來、遷宮平泉寺賢聖院執行之義

從前之例に候へば、所之者をも申付、人足等御馳走可申由、越前守被申候條、左樣御心得可被仰上候、以上。

七月三日　　　使者　波々伯部九郎兵衞

七月十日。加賀藩の老臣等越前藩の抗議を江戸の前田利常に報ず。

〔白山爭論一件〕

明暦元年未七月三日越前より之使者口上之趣、同七月十日奥村因幡・津田玄蕃・前田對馬方より江戸へ言上之留。

白山堂御家中奉加にて立直させ可申旨被仰出、大工請取にいたし材木伐出候儀、日用以下も尾添村之者共請取に、稲垣三丞相極置候通、當春雪中に堂六ッ分の材木伐置候に付、去月立させ可申と仕候處、越前領牛首・風嵐兩村と尾添村と此以前より論有之由。就ては今度牛首・風嵐より妨可申旨にて、越前領之百姓白山堂へ罷上り有之由申に付、尾添村之者共に樣子相尋候處、右之通紛無之故、尾添村と越前領出入も仕出し候へは如何敷奉存、白山領當年作事不申付候間、請取之大工共にも可罷歸旨申渡、尾添村之者共にも其通爲申聞、作事手初も不仕樣止置申候。

一、去年大工太郎兵衞罷越仕候繪圖上之申候。

伊勢守の守字は衍

此書狀は十四日申刻江戸着なり

一、白山堂之義に付而、今月三日松平越前守殿家老本多內藏介・狛伊勢守、有賀小右衞門方より、爲使者波々伯部九兵衞与申者小松迄指越、前田權之助・永原土佐方ゟ口上覺書仕持參申入候付、土佐・權之助申候は、用所ども申付候者共金澤に罷在候間、爲申聞追而返事可仕旨申入、使者相返し候。則越前よりの口上覺書上之申候。

一、越前への返事未申遣候。如何返事可仕候哉。白山堂破損之旨、尾添村之者共申に付、材木內々用意仕置候樣にと奉行人申渡之旨に候、唯今建立と申義にて無之候。ケ樣にも可申遣候哉。右之通に得御內意、越前守ゟ之返事仕樣御意之通、早速可被仰下候。爲其以繼飛脚申上候、恐々謹言。

七月十日

奥村因幡

津田玄蕃

前田對馬

御小姓中

〔微妙公夜話〕

一、江戸に微妙公被爲入候節、御國より早飛脚參候。白山之事越前と爭論之義申來候へば、遠藤數馬を召候而、松平伊豆守殿へ參候而、白山之義如此申越候。越前守殿年若に候故、不

家嚴は今枝民部近義

了簡に御座候。只今公方様幼少之節に候間、従此方如何様之事候而も、貪着仕間敷候由、申遣候旨可申入候由被仰付候。右之趣伊豆守殿へ數馬罷越申入候へば、御尤千萬成思召候。明日言上、中間中へも可申談候。兎角宜敷越前守殿へ可申入候。御忠義之思召感心仕、不始于今義に奉存候由申來候旨、藤田内藏允咄承候。

〔今枝直方筆記〕

一、白山公事之節、家嚴微妙院殿之爲御使、老中を廻候。其刻御口上之趣は、上様未御幼少に御座候、且亦越前殿光通も若御座候。我等年老たる身として、何角と申はいかゞに候間、今の内は其分に致こらへ罷有候。我等孫の代に成、訴訟申上るために我々堪忍仕候段を、證據人に引可申候間、さやうに御心得可被成旨被仰遣候也。

〔續漸得雜記〕

一、微妙院様諸事御無造作成御事、皆人于今聞傳へ申通に候。夫故御國役人中も一統無造作成事共に候。先年白山之爭論初て仕出し、加州中宮村・尾添村より遷宮に致登山候者共を、越前領白山の麓の村の者共大勢隱れ罷在、加州御領之者共大勢追下し候。其砌少々病付申者共も有之候に付、其品委曲十村共より御算用場へ及注進候故、其趣御在江戸に付、早飛脚を以て、江戸表へ言上有之候處、御飛脚到來言上仕候砌は、御露地へ御出被遊、藤田内藏助は御

腰物を持罷出候。然處飛脚到來之言上箱、品川左門取次に而指上候へば、早速開候様御意に付、左門披指上候へば、一往御覽之上遠藤數馬を被召出、即時に松平伊豆守殿へ御使罷越、御口上に、加州白山へ尾添・中宮村之者共致登山候へば、越前領之者共大勢罷出、加州之者共を追下、理不盡之仕形に候へども、大勢に被追立引退候。依之加州兩村之者共、重而其意趣を仕返可申爲、登山可仕与皆々相望候へ共、役人共承り堅相止置候由申越候へば、氣遣義は無之候へ共、公方様も未御年若に御座候處、ヶ様之仕形有之様にいたし被申候越前殿、不心得与存候由被仰遣候。則内藏允御腰物を持罷在承候。無造作にして速成事共、ヶ様之所御口上之御使、當世には決而無之事に候。夫故末々風俗も、皆順々手短埒明申事に候由、内藏物語也。

七月二十日。加賀藩の老臣白山嶺上神祠造營の事に關し越前藩に回答す。

〔白山爭論一件〕

一筆令啓達候。先日小松迄御使者被指越由候へ共、金澤に罷有、御使にも不懸御目候。然者白山建立之義付而被仰越通、委細承屆申候。社頭破損仕候間致建立度旨、尾添村百姓共申故、其分に申付候。惣而御隣國之義候條、境目等之出入無之様にと、連々中納言申付置候。此度も尾添村之百姓共、申分御座候得共聞入不申候。寺社御奉行衆へ可有御尋由、其段は如何様にも御勝手次第存候。彌造營可仕との義候者、自是御相談可申入候。可預其御心得候、恐惶

謹言。

七月廿日

奥村因幡
津田玄蕃
小幡宮內
前田對馬
長九郎左衛門

本多內藏助樣
狛伊勢樣
有賀小右衛門樣

七月廿二日。越前藩の老臣更に白山の事に就いて書を加賀藩に致す。

〔白山爭論一件〕

先日小松迄以使者申入候付而、連署之御札令拜見候。最前使者口上之趣御聞屆被成候由、尤存候。御隣國之義候條、境目等出入無之樣に、連々被仰付候旨被入御念義共に御座候。猶期後音之時候、恐惶謹言。

七月廿二日

有賀小右衛門

狛　伊勢
本多内藏助

長九郎左衞門樣
前田對馬樣
小幡宮內樣
津田玄蕃樣
奧村因幡樣

八月十二日　今枝近義白山の事に關し幕府に使したる顚末を在金澤の老臣に告ぐ。

〔白山爭論一件〕

今度白山出入之義、酒井讃岐殿三人之御年寄へ、內證之爲御使私被遣候御口上之覺

一、加賀國白山之社頭破損仕候付而、致修理度由所之者及斷候故、其分に申付、去年少々材木など切置、當夏雪消、大工一人尾添村の百姓四五人召連、伐置候材木見可申ため白山へ登り申候處、越前領之者共大勢集り有之、尾添より登り申者を見付、事之外さわぎ、打殺可申體ゆゑ、此方は小勢之義、旁內陣迄不參、加賀室より罷歸候事。

一、其後小松迄、越前殿家老共より以使者、口上覺書之通申越候事。

一、加賀の白山と申義は、古來紛も無御座候。書籍等にものり申由候。先年柴田三左衛門越前打入之刻、佐久間玄蕃と、にごりすみ川を限り境目と申談候と哉覽、石川郡之内白山の麓十六ヶ村越前領に罷成候。併尾添・荒谷・中宮三ヶ村今以加賀領に御座候。先規より尾添村之百姓、白山之別當仕候由來分明之旨申候。金澤より四里上に、下白山と申神社御座候。其より八九里上白山之麓に尾添之在所有之、尾添より三里上檜宿宮と申社御座候。又三里上にあま池、又三里上に內陣、其より十町程西へより御前之社御座候。檜宿宮・あま池迄は越前領之ものかまひ不申候。內陣・御前兩社迄越前領內に候、加賀より造營爲致間敷と申事。

一、五十餘年以前、青木紀伊守へ申候て、越前領より御前・內陣兩社建立仕候付而、尾添之者共申分仕、つちをうたせ不申候事、於于今山內に隱無御座候由申候へ共、久敷義故其節之樣子慥に不存候。廿年計以前、松平但馬殿より右之兩社御建立之刻、尾添之ものども本多安房・橫山々城方迄及斷候へ共、立願御座候へば、筑紫の果奥州之果よりも建立仕習に候。殊隣國之義、何角申ぶん仕不入義に候。重而又破損仕候者、此方よりも修理いたすべく候間、且而かまひ申間敷旨申付置由に候。先規より越前領のもの杣取遷宮をも仕來る由、只今色々とそれをこうに申物にて御座候はんと存候事。

一、縦あなたより申分御座候共、斷之品可有之處に、十六ヶ村之者を相催、弓・鐵炮を持、石倉をつきはり番を置、加州よりの建立妨可申由、理不盡之裁許に御座候。其上越前殿家老三人より、使者口上覺書之通も、少おつかけたるやうに聞え申候。定而越前には、加賀より卒爾之建立企候へ共、白山へ登り申もの追下し、建立をもやめさせ候などゝ可申成候。此段は急度御訴訟申上候はで不叶義候へ共、當家御代々別而御厚恩受申候。今程公方樣御幼少に候へば、何樣之義をも致堪忍、公儀御苦惱がましき義申上間敷と常々覺悟仕候。其故此度は無心をやめ、表向御訴訟不申上候。併國之用に不立山と申ながら境目之義、其儘打捨置申段も難成候。以來公方樣御成仁被遊候はゞ、急度訴訟可申上候。內々其御心得被成可被下候事。

一、此上にも彼兩社此方より之建立をとめ置、越前殿より修理被申付候へば、あなたの理運之樣に罷成、以來御訴訟も難成候間、若左樣仕合に候はゞ、只今とても又御訴訟申上義可有御座候事。

一、越前之もの共如何樣之義を仕懸候共、且而取合申まじくの旨堅申遣候へ共、百姓と申內にも山中之ものは、猪・猿同前のやつばらにて、此方之下知をも事により用不申候間、若越前の者とたゝきあひ申樣成義も可有之候哉難計候。內々其御心得被成可被下候事。

一、右御口上之趣、松平伊豆殿委細御聞屆、越前よりの口上覺書、並大工太郎兵衛書付をも、

能々御覽被成候。太郎兵衞書付爲御心得寫進之候。

一、先年鶴來之隱居被上之候、大澄大師自筆とやらん白山之緣記可有之候。其外尾添村百姓先規より白山の御もり別當に付申由、由來證據に可成義共能々相尋、被聞屆可被申上旨御意候。

一、十六ヶ村之者共、于今はり番をする用心仕體に候哉、人を遣彼在々の樣子能々御聞屆、可有御申上候。卒爾に不功成もの被遣候ば、あなたにけどり結句惡事に可罷成候。不及申大事に候條、能々可被入御念候。越前殿より、自然修理など御申付候はんとの支度候者、早々可有御注進候。右一局、越前にての取沙汰をも御聞屆尤候。

一、尾添村百姓之書付之內に、五十三年以前北村宗甫白山建立之刻、靑木紀伊守へ申斷、越前領之もの共立申由書のせ申候。宗甫・紀伊守如何樣之仁にて候哉、御聞屆候て委御書付可被指越候。

一、右之一局伊藤內膳・菊池大學兩人被相談、畢竟は公儀沙汰にも可罷成候條、證據に可成義可有言上旨御意候。十六ヶ村之もの共おごり、弓・鐵炮などとりあつかひ候義、何より以公義ゐ之非義候之故、是一ッにてもこなたの申立に成事候。左樣之段委細御聞屆、具可被仰越候。

一、白山之繪圖、加賀・越前・美濃へかゝり申體、山內十六ヶ村・にごりすみ川・尾添村・中宮・

大澄は泰澄

荒谷・さら・吉野・鵜來・白山等具に御記、道のり迄書付可有御上候。

一、右一巻之義、其地にて色々取沙汰有之由風聞仕候。此紙面之通一圓沙汰無之樣に、能々可被入御念候。尾添其外在々のもの共被召寄、樣子御尋候共、是又沙汰なきやうに、堅可被仰付事肝要に候、以上。

八月十二日申の刻　　今枝民部判

前田對馬殿

津田玄蕃殿

奥村因幡殿

是歳。小松の商金平屋、酒・酢等を城中に納入するを以て誓紙を上つる。

〔加賀古文書〕

誓紙前書之事

一、御城樣へ酒品々並かす・酢御上げ被成候付而、私共取あつかひ申道具少もそさうに不仕、念を入可申候。其上何にても、ごくがましきもの一切とりあつかひ仕間敷候。不及申、人にたのまれ、ぞくたくをとり、毒のたぐひあしきもの手にも取申間敷候。其外はうばい共の中に、あしきものとりあつかひ仕候を見付候はゞ、少もかくしおき不申、早速相斷可申事。

右之趣於相背者、忝も梵天帝釋四大天王、惣而日本中六十餘州大小神祇、伊豆箱根□所權現・三島大明神・八幡大菩薩・春日大明神・天滿大自在天神、神罰冥罸親類眷屬各可罷蒙者也。仍起請文如件。

承應四年

金平や五郎右衞門内　ふく　血判

外十八人連　血判

十村若干名に馬及び槍を許されたること承應二年に在り。然らば本文は一般に帶刀を許したるなるべし。

明曆二年

正月十三日。十村等隨意に帶刀することを許さる。

〔上田源助舊記〕

一、十村帶刀之儀者、明曆二年正月十三日小松御在城之砌、中村久悦殿方に而刀指候義被仰出候所、帶刀之義者勝手次第に被仰付置被下候樣、其節御請申上候事。

三月廿二日。金澤に於いて近藤傳吉・中島九郎兵衞互に相爭ふ。

〔混見摘寫〕

利常公御代、近藤傳吉・中嶋九郎兵衞喧嘩の起は、近藤傳吉は近藤治右衞門四百石御馬廻組二男にて、二百石被下御奉公申上候。大嶋彌左衞門弟子に而、素鎗の上手也。則免を得て鎗の師をする

處、弟子大勢有。中嶋九郎兵衞は御小將組二百石被下。佐久間伊右衞門は佐久間彌右衞門子に而佐久間市右衞門兄、笹島又八は笹島七兵衞弟にて浪人也。福田彌右衞門は御小將組三百石被下。土山四郎兵衞は御馬廻組二百石被下、是和田次郎兵衞實父也。津田八丞は津田次郎右衞門弟にて浪人也。後藤太右衞門は某の子に而浪人也。木村市十郎は御馬廻組木村甚左衞門二百石取のせがれにて十五歲也。右の人々何れも傳吉弟子に而、別而心易申合、會日の寄合せし也。市十郎は器量はさのみ勝れね共、心ざま訛しく聞えけり。津田八丞と兄弟の契約す。此の事相弟子の中に、知るも不知も有けり。太右衞門常々申しけるは、市十郎は若衆と云ふ者に非ず、どこにも人のほるゝ所はなきと云ひける。然るに明曆二丙申中春、於稽古所交鎗仕ふ。市十郎と太右衞門合手の番に當り、互に挑み諍ふ時、木村の鎗後藤が額に中りければ、面の笹折れて、竹刀の先にて疵付血流れければ、後藤扨も憎に被遊たりとて血を拭ふ。木村竹刀を捨て走り寄り、是は〳〵、御目は無恙やとて、血留を付け樣々介抱す。後藤は爲差事に非ず、却而雖致迷惑、色々愛らしき心入共成りければ、其節の介抱に心を留てより、執心止事を不得、中嶋九郎兵衞は別而心易ければ彼に媒を賴む。中嶋心得て、則市十郎が元へ行きて、爾々と口說きければ、木村我等式左樣に思召事不淺、乍去津田八丞と申契りし筋目あれば、於此事免させ給へと云ふ。中嶋、扨々左樣に候哉、何れも心易中の事なれ共、後藤

も不知ぞ有けん、我も不知けりとて、後藤に委く語りければ、太右衛門申は、我等も仄に角と聞傳へけれ共、思ひ難止故に貴方を賴みし此上は、津田方へ行てもらひくれ候樣にと、一向に歎き賴みける故に、中嶋も彼是と相談、往來事繁き故に、父甚左衛門洩れ聞きて心うき事に思ひ、近藤傳吉・土山四郎兵衛・福田彌右衛門・笹島又八・佐久間伊右衛門を賴み、父も一同して評義し、扱を入れて津田八丞共知音をきらせ、此の上は心をなだめ給はれと、甚左衛門諸共に後藤方へ行きて云ひ聞せければ、先は師命をも重んじ、且惣樣一同申所さすがに違背難仕、無是非領掌しければ、互に無爲に成にけり。扨數日過ぎける處に、近藤傳吉津田・木村に合宿して、事を不時の稽古によせて、津田・木村を呼んで竊に出合せ、如元云ひかはすと世間に沙汰あり。後藤是を聞き、甚憤りて中嶋を呼んで、爾々の沙汰を貴方不知事不可有と怒りければ、中嶋が云く、其方申分尤也、我曾而此沙汰を不聞、兎角傳吉殿に逢ひ、委く尋ねて其上の時宜に可寄、必疎忽の振廻不可有と云ひて立別れけり。翌日三月廿二日の早朝、近藤方へ中嶋行きて、少用事有りと云ひ入れたり。傳吉は常の事なれば、何心なく呼び通しけり。中嶋着座、此程津田・木村と一味して再會させ給ふとや、此事覺え給ふべしと脇指を拔き、左の肩先を丁と切る。傳吉是は存も不寄と云ひながら、脇指拔いで中島が眉間を切付け、脇指はゞき本二三寸より折れてけり。中島も目に血入りて、少猶豫する內、近藤あたりを見

れば、三四尺脇に兄四郎左衛門大脇刺有を、及びかゝりて柄を取て引寄ければ、折金疊の縁にかゝりて、身計抜たり。幸と起き歸り樣に、及びかゝり切りければ、袈裟懸に一刀で切留めたり。父治右衛門兄四郎左衛門も勝手に居けれ共、程遠ければ是を不知、事過ぎて父兄並家來共集り、一家へもしらせ門を堅めたり。利常公は御在江戸故、老中より委細言上候處に、傳吉は手疵可爲養生とて、父治右衛門と佐久間彌右衛門に御預。傳吉は彌右衛門小舅也。此時松平家へも御內意有之、各より侍・足輕等被附警固しけり。是近藤家へ續きたる故也。傳吉手疵癒えて後、横山外記此時式部と云なりに御預け、外記御用有之、江戸へ被召に付、不破彥三へ御預け、其年御歸國以後御吟味有之、津田八丞・後藤太右衛門兩人切腹也。福田彌右衛門・土山四郎兵衛・笹島又八・佐久間伊右衛門四人は御追放、木村市十郎は能州へ御追籠、數ヶ年經て後甚左衛門死後被召返、跡目被仰付、後左兵衛也。近藤傳吉は御隱密にて、宮腰より船に乘せて西國へ被遣。其後の事知者なし。宮腰迄送人、不破彥三家來並與力不殘、其外近藤治右衛門・木村甚左衛門・佐久間源右衛門也。御荷物と號し、大長持にすかしをして是に入れ舁出すと也。但警固の人々は鎗の鞘を外し、鐵砲に火繩を挾み、嚴重の行粧といふ也。

三月廿九日。富山侯前田利次の小姓相鬪爭す。

〔新山田畔書〕

明暦二年三月廿九日越の富山城下騷動の事あり。利次主子小姓共吟味して被召抱中に、其比は梶原左内と橋本主殿二人に上越す出頭なく、悃に被召仕、廿歳に餘る時分なるに、又速水助之丞と云ふ無類の小姓を被抱て、此若衆に續く者なき御寵愛也。然るに梶原は此速水に密通度々に及ぶ。其の比橋本は、兒小姓の目付ながら頭也。又徒與に上田市佐と云ふ兒小姓目付あり。橋本は大目付也。仍て上田是に隨ひて勤む。上田は梶原が仕立の者なるを、申上げて被召出故、梶原は先の主也、寄親也。右の一秘を兎やせん角やせんと案じ煩ひ、はや諸人の目に餘り、家中に隱なき体故、予梶原が恩を蒙りたれ共、又主君に背き奉る事は重罪と思案して、橋本に其の事を語りけるに、主殿其方は梶原が取立也、予も梶原と一所に御奉公に出で無他事、暫く上へ達する事無用也と散々にしかりける故、上田聞き、御尤には候へ共、主命を背く事恐入る所に候、脇より聞え候はゞ同罪たるべしと曰ひけるが、頓て書付を調へて申上る。利次公いかなる思召にか、何共不被仰付。其内に誰共不知、主殿より申上げたると由家中に沙汰あり。梶原・速水御前何とやらん疎々布成りければ、偖は主殿訟へたるならんと心得、主殿を左内惡みけれ共、主殿は夢にも不知して、此者共予を不宜思ふ体あるは不思議也。兎角此事は穩便に可難成とて、其時に書付を以て初て言上に及ぶ。利次公聞召し、梶原を被召て兩目付の書付を左内に被下、汝不屆と思へ共、隨分取立て、用も云ひ付け置也。小松

には他國者を堅不抱との御制止なれ共、それをも不承引右之通也。只今急度申付る物ならば、予目達たるとて外聞も不宜。仍て今度は赦免する也。向後堅く嗜み候へと被仰。梶原忝御禮申上げて退出し、歸宅してける。梶原老母一人在りて、妻はなし。左内母に向ひ、主命を背候由人に被訴無是非候。仍て訟人を討殺して自害可仕と存也。母者人をば京へ送り可申、御用意候へと云ふ。母聞いて京へとは何事ぞ、武士の家に生れて左樣の事不可有、只一所に自害をせんに何の苦か可有や、早々智略を回し候へと云ふ。梶原悦び、廿九日晝より秋山志摩助方へ、梶原・橋本和睦の振廻と究めければ、其前に埒明んとて、下女下男共に暇を遣し、衣類銀子を取らせ、宿々へ行き支度して、明日は二上の社・大岩參りせよ、立願有之ぞと言ひ付ればゞ、何れも主命と云ひ、旁悅びて下宿す。其後上田市佐を呼び、掃除坊主林清と速水助佐と、左内が家來上坂次右衞門申合、市佐に菓子肴を令食、今度我等を詰進せし返禮を申さん、覺悟せよとて手取り足執り繩を掛け、手々に鋸・のみ・錐・鎌などを以てなぶり殺にして、面の皮を剝ぎ臺所の庭へ抛出し、左内は早九ッ時分になれば、秋山方へ行かんとて母に暇乞を仕り、家來の上坂に申合せ、速水・林清に跡の義示合せ、暇乞して行く。速水と林清・上坂は、早左内は秋山方へ着ぬらん、いざ母御前覺悟仕給へとて小脇指を出す。母取りて各能仕廻候へとて心元に刺立る。速水仍て留めを刺して、茶の間の圍爐裏に認置きし炭四五俵移しかけ火を

掛け、大形姿も替る頃、次左衛門は秋山方へ案内に可參とてやり、助佐・林清は上坂が秋山着かんと思ふ比、最早火を付けんとて松明にて所々に火を燃し付け、五百石の身上には過分の家作の亭夥布燃上る。秋山方には梶原・橋本を呼び、相伴には徒與大森五兵衞、無類の小歌謡ひを召寄せ、料理過ぎ、互の宿意を殘す間布とて、盃取かはし酒宴になる。斯處へ上坂來り左内に逢度しと云ふ。左内立ちて宿を仕廻ひたるかと問ふに、早火をも付けたるにて候半、能仕廻候と云ふを聞き、心得たるとて座布へ歸り、主殿介に用有とて呼立て、露地へ出で、今度の一巻兎角に堪忍仕がたしとて、大脇指を拔く。主殿心得たりと拔合せ、相討に兩人同枕に倒れ伏す。此首尾聞なれしとは違ひたり。玄關へ主殿を呼出し、左内手づから主殿を切伏たるに、上坂留めの事をいへば、留に不及切り離れたりと云時、所方よりの申付にこそ有つらめ、上拔刀を拔きて左内を切殺と云々。上坂兩人の樣子を見て、自害をせんと仕る處を、秋山・大森二人して押へ、捕縄を云ひ付る時、未の上刻御城中火事よと呼はる聲頻にて、何れも驅着る處に、御城にてはなく、梶原が宅也とて、皆々火本へ走付て見れば、門を開き中庭に酒二樽の鏡を執り、柄杓を立て、速水鎗を持ち林清は長刀持ちて、入る者あれば上下の無構突伏切伏酒汲みて呑働ける。此所も小門を明置、入者をば曾我の十番切の如く、二人して切りけると云ふ。いづれが是ならんや、可尋。死人九人・手負十二人と云ふ。富田右衞門が給人一人馬上より突落さる。徒與の何の淸右衞門と云ふも討れたると云ふ。火盛過時分、いざ〳〵とて速水・林淸刺違へて死にたり。吟味共有て、林淸が一味七人成敗、上坂事何もなし、可爲成敗か。左内・主殿は五

寶永三年なり

百石宛、速水は二百五十石、何れも他國者共也。富山騒動とは是也。

三月。加賀石川郡湯涌村より湯税を徵すること初めて見ゆ。

〔温故集録〕

加賀國石川郡湯涌村湯役銀之義御尋

石川郡湯涌村湯役銀上、初年號相知不申候。明暦二年三月定小物成取立帳面、御印に而成被爲下、小松にて私親五郎兵衞に被仰付候。帳面之内に　湯涌村湯役銀百七十二匁と御座候。只今以其通に取立申候。何れも定小物成、其時分一統に被仰付候と奉存候。定而中宮村湯役銀も、右之時分之御帳面に御書出可被遊と奉存候。其時分被爲下候御帳面は、御公義より箱共に被爲下候。其上書には承應三年と御座候得共、明暦三年に御成替被爲下候樣奉存候へ共、委細は相知不申候、以上。

十月十七日　　田井村　二郎吉

加州産物記に云、湯涌温泉何頃より出初候哉、謂等も知者無之。惣而切疵・頭痛其外温瘡・打身等痛に功能有之。河合良温の温泉記に云、加賀州石川郡湯涌村有温泉出焉。諸沈痾敗疾之者。浴而獲治者、何啻萬億數也。至若其瘡疥與折傷撲損諸症。則其功驗駛峻。甚於湯之灌雪也云。俗傳。養老年間僧泰澄。披榛莽於硫黄之山也。遂到此曰。後世知我者覰于此。乃穿地則靈泉

迸出焉。爾來救治民疾苦者。至今千有餘年。猶一日矣。蓋聖僧現瑞之所由然也云。湯室之側民舍爲伍。舍皆頗宏壯。南邊居者曰理兵衞。北者曰新右衞門。東者曰半左衞門。曰五兵衞。半左衞門則理兵衞之族。別立門戶者也。北隅者曰九兵衞。五戶與湯之利。以待病客。客至則授一室居之。炊爨供給隨其欲。以爲生業也云々。

按に、享保・元文中に撰みたる享元塵餘志、及び加州產物記等に、石川郡湯涌溫泉の濫觴等、其謂聞傳者無之由記載すれば、養老年間僧泰澄が事を云へるは、元文以後の俗說にて、全く輓近の妄誕なる事著明なり。

五月二日。前田利常越中新川郡大岩山日石寺に寺領を寄進す。

〔金澤市中古文書〕

越中新川郡大岩村日岩寺之不動者、靈驗殊勝之本尊也。雖然古來寺領無之。今加賀少將綱利朝臣、武運長久息災爲祈禱、茗荷谷村之內を以二十石之處令寄附畢。全可寺納、彌無怠慢可被抽丹誠、仍寄進狀如件。

明曆二年五月二日　　中納言利常　判

大岩不動御房

異本に日石寺住持とあるものあり

五月三日。加賀河北郡竹橋・津幡の驛馬に關して令す。

〔國初遺文〕

覺

一、侍町人金澤ゟ之屆米、百姓馬に付通り候義無用候。竹橋・津幡兩宿之馬を以、金澤ゟ可相屆事。

一、一ヶ月之內、十日は竹橋、廿日は津幡より馬可相通事。

一、田地持之者共、自身農具取、耕作可情出事。

右之通被仰出者也。

明曆二年五月三日

奧村因幡

津田玄蕃

前田對馬

津幡町中

五月。前田利常就封の暇を得て小松に歸城す。

〔政隣記〕

一、四月利常公御暇出、五月御發駕、小松ゟ御歸城。

六月廿四日。百姓自から勵精するを以て改作奉行を置かざることを告ぐ。

〔十村舊記〕

一、改作御奉行之儀に付、最前御印を十村中ゟ被下置候得ども、此頃百姓心得能がてんいたし、御奉行を付させられ候よりも増りたる躰に付而、御奉行も不被仰付、右之御印被召返候由、百姓中ゟ可申觸旨被仰出也。

明暦二年六月廿四日

前田對馬

津田玄蕃

十村中

七月五日。百姓の借物を禁じ、藩有金穀の貸附を乞ふことを許す。

〔三百二條舊記〕

一、是跡度々被仰出候得共、彌向後御領國中諸百姓脇借仕間敷候。萬一借候は而不叶首尾有之候者、其十村を以御公儀ゟ斷、御城銀米かり候へと申渡候へと、七月五日御夜詰に久越樣を以被仰出、同六日に川西十村ゟ觸渡儀申渡申候。此義重而此旨猥之義候得者、曲言に可被仰付旨、同七日菊地大學樣を以被仰出候。

右明暦二年小松に而先祖覺帳に有る。

七月六日。耕作を勵まざる百姓を打殺すを得べきを告ぐ。

〔三百二條舊記〕

一、百姓之下人之內、作不仕徒者之義者、打ころし候ても不苦候由申渡候歟覺申候哉。向後彌右之通に心得候へと、七月六日之御書詰に中村久越樣を以被仰出候。

明曆二年小松に而先祖覺帳に有る。

八月七日。明年以降百姓の吉初銀上納を要せざるべきを告ぐ。

〔五十嵐五考補遺〕

御公領分吉初銀御免除被成候。明曆三年より上げ申間敷旨被仰出候條、可成其意候也。

明曆二年八月七日

前田對馬判

奧村因幡判

津田玄蕃判

利波郡　百姓中

右本紙は畠村源二郎方に持傳へたる由、元文四年の寫あり。又承應二年の反古に。

一、承應三年分御吉初銀只今指上度由、百姓中御斷申上候處、御取置被成間敷由被仰候得ども、百姓ども勝手にて御座候間、是非とも御取立被成可被下と御詫言申上候條、御受取被

成被下忝奉存候。以來におゐて何角申上候者、此書付を以何分にも越度に可被仰付候。爲其連判書附指上申所如件。

承應二年十月廿八日　　　　　　　　皀與　三清村　九左衛門

坂井助右衛門様

承應三年分隱田地御吉初銀指上申御事

高十七石

一、一分八厘　　　　朱封銀也。但四分半入とも。

右吉初銀指上申所相違無御座候、以上。

午正月九日　　　　　　　　　　三清村　九左衛門

林　勘助様

右之如く來年之分、今年の十月に御給人ゑ指上しもあり、村々の便利に任せしと見えたり。

〔五十嵐五考吉初銀考〕

吉初銀と云ふは、春中税して上たる事と見えたり。草高一石に付一厘なり。高島庄助所持夫銀受取書。

寛永十年分五十里村道重村春夫銀之事

高三石八斗二升五合に付而

一、三匁八毛二味　　吉初銀今極五十里村助左衛門 道重村 長右衛門

一、一匁六分七厘四毛　　夫銀今極印

右四歩半分受取所如件。

酉卯月四日

深町新九郎

小林九郎兵衛

篤好曰く、四歩半とは銀目一匁に付四厘五毛の入目と見ゆたり。寛永十四年閏三月三日定廿三條の内、吉初銀三月中、春夫銀五月中、秋夫銀年切、代官より可指上。若日限於相延者、利足同前之事。萬治以前御定書。按に前項に利足銀子二割とあり。

微妙公小松城に隱居の後、正月に吉初と稱し、十村及び百姓に酒を賜ふ。其舊記左の如し。

正月十村を初、三ヶ國を取立申百姓共、小松御臺所へ被召寄、吉初と御意被成、御振廻御酒被下、其上に百姓共藝盡し仕、罷歸申時、大き成御鏡餅一重充頂戴仕也。一日三百人程宛、十日程も罷上るかと覺申也。拾纂名言記

八月十七日。前田利常村肝煎・十村等の事に關し諮問す。

〔廳事通載〕

一、明暦二年八月十七日御夜詰に、中村久悦殿奉に而、三ヶ國村肝煎給米、何方より取候与御尋被成候に付、村中より取申由申上候。

一、同御夜詰に中村久悦殿奉に而、十村扶持何程与被仰出候に付、御知行同事に御扶持被下、人數しまり方として、鍬一丁に京升二升宛取申由申上候事。

一、同御夜詰に中村久悦殿奉に而、十村武具等は所持いたすかと御尋に付、拜領之武具馬具並に所持武具等御座候由申上候。遠所並村廻に罷出候衆、鑓等爲持候かと御尋被成候得共、村廻に罷出候節は爲持不申と申上候事。

一、八月十八日御夜詰に久悦殿・市三郎殿を以、向後未進有之候者、給人共より届無之内に、此未進を何故未進に罷成候、追而仕出し申筈候と、十村より給人之宿へ達置可申旨、三ヶ國十村中ゟ可申渡旨被仰出候事。

一、八月十八日御夜詰に久悦殿奉に而、當年手上免致候義入情と被思召候。十村殿様ゟ申上候義、何に而も心中につゝみ申間敷与被仰事。

右覺書は明暦二年也。此か條之内押野より寫取候品も有之事。

八月晦日。歩苅を越中礪波郡石坂出村に行ひ、以てその規模を示す。

〔河合錄〕

是月は大盡なり

歩苅之事

一、歩苅は免相を極る法也。惣高之出來米何程有之を計り見る爲め也。

其法、明暦二年八月晦日礪波郡石坂出村吉兵衞田地苅上田に被仰付、向後一歩苅之圖り如斯与被仰出候趣、則格帳に有之、左之通り。

明暦二年八月晦日山本又四郎被仰付、御郡中田地出來米御覽可被成旨に付、礪波郡石坂出村吉兵衞田地苅上田に被仰付候事。

一、上田四歩苅　　此籾五升七合

一、中田四歩苅　　此籾五升一合

一、下田四歩苅　　此籾三升二合

歩數〆　十二歩

籾　〆　一斗四升

右一歩に藁數二把平均一反に付六十束。

右之籾高、高橋作右衞門・坂井忠兵衞に爲致申候。

右一歩苅之籾、御扶持人島尻村刑部相見仕、免圖り上げ可申旨、御意に付有米圖候覺。

一、五合八勺三才右二折にして一歩に當り、此米一反當り二石九升八勺。但三百六十歩一反

にして。

内二斗四升一合六勺　　　口米夫銀

但夫銀石に付二十八匁宛にして一石八斗五升七合。

此米免に仕候得者十二免三步。此内六步百姓ゟ被下候而、四步御收納にして、五ッ成に可被召上分。

右之通中村久越を以被仰出、向後一步苅圖り如此。

八月。金澤本願寺に芝居を構へ歌舞伎を興行す。

〔政隣記〕

一、八月従江戸歌舞妓座日向太夫加州ゟ來り、於本願寺芝居を構へ、歌舞伎を興行す。金澤貴賤見物す。

九月四日。百姓の怠惰を戒めその監督を嚴にすべきを十村に令す。

〔三百二條舊記〕

覺

一、今度田地に出來米何程有之物に候哉、可被聞召候上、古免願海寺村、今開水役村、其外所々一步苅被仰付候所に、高免者其免に應じ、下免は其免に應じ、御納所之一ばいに餘り米

有之候。然者百姓之手前不成、かじけ候ものは皆々いたづらものにて、酒杯をくらひたふれ申ゆゑに候間、組々十村中より不殘一人〳〵に申聞せ、合点いたさせ可申候。なまがてんに仕者は、追出し可被仰付候間得其意、十村中より可申上候。組々之百姓ゆゑなき事にかじけ候者、十村不裁許故に候。如斯被仰出候上者、十村大事之義に候間、能々可爲心得候。いたづら者有之候者兼而可申上候、以上。

申九月四日　　伊藤内膳

十村中

九月十一日。大聖寺侯前田利治參覲せしを以て徳川家綱に謁す。

〔御日記〕

九月十一日參勤御禮。

加賀染三十端・銀十枚　　松平飛驒守

九月十三日。能登四郡內に於いて鐵炮を放つを禁ず。

〔能州郡方舊記〕

能州に而鐵炮打候義、相立御耳に候條、改作所へ猥に入込候事各吟味不仕義沙汰之限之旨被

仰出、向後四郡共鐵炮爲打申間敷旨御意に候條、可被得其意候、恐々謹言。

九月十三日

津田玄蕃

奥村因幡

前田對馬

本多安房

富田治太夫殿

近藤次郎右衛門殿

〔能州郡方舊記〕

能州四郡鐵炮打多、農人夫共野邊へ氣遣敷存出兼候旨、其上鐵炮におぢ鳥おり不申候に付、網さし共鳥取不申、迷惑がり候旨相立御耳に候得者、四郡共鐵炮打候義御停止に被仰出候間、難有奉存、隨分情出し、網さし鳥取可申候、以上。

九月十八日

津田宇右衛門

羽咋・鹿島　十村中

津田宇右衛門は口郡の奉行なり

九月廿三日。前田光高の後室清泰院逝去す。

〔古案記〕

一筆令啓達候。淸泰院殿五七日御不豫之處、俄に差詰、種々雖御養生候不相叶、昨曉御逝去候。公方樣御愁傷不大形候。其方心底御推察之御事候。此由可相達之旨、依上意如斯候、恐々謹言。

九月廿四日

阿部豐後守忠秋

松平伊豆守信綱

酒井雅樂頭忠淸

松平肥前守殿

〔古案記〕

九月廿四日之奉書致拜見候。就淸泰院殿御逝去、忝上意之趣謹而承知仕候。御病中上使被進、養生之儀種々被爲入御意候旨、於拙子忝奉存候。至于老後加樣之仕合迷惑存候。右之通宜願御披露候、恐々謹言。

九月廿九日

松平肥前守

酒井雅樂頭殿

松平伊豆守殿

阿部豐後守殿

〔古案記〕

清泰院様御逝去絶言語、御同意に存候。加賀守殿御愁歎之由候得共、氣色替義無之候間、第一可御心安候。折柄淡州方・飛州方在府故、萬指引之由に候。御在國之内に候へば、今枝民部・青山將監等諸事可難計与存事に候。御遺骸之義は、一昨夜に入傳通院へ御越被成候。御葬禮も於寺内有之由に候。從公儀松平雲州・曾根源左衛門被爲付置候、恐々謹言。

九月廿七日　　水戸中納言賴房

小松中納言殿

〔徳川實紀〕

九月廿二日清泰院大猷院殿御養女、松平筑前守光高室。御方なやみおもらせ給ふよし聞えければ、夜中内藤式部少輔正次を加賀の邸につかはさる。

廿三日この曉清泰院御方うせ給ふよし聞召驚かせ給ひ、御頭痛なやませ給へば、塙宗悦直貞御藥奉る。又御方のからをば傳通院におくり、松平加賀守綱紀より法事行ふにより、寺社奉行松平出雲守勝隆・留守居本多美作守忠相・酒井紀伊守忠吉、勘定頭曾根源左衛門吉次・村越次左衛門勝吉、目付は一人づゝ寺にまかり、其事つかさどるべしと仰付らる。夕かけて諸大名まうのぼり御氣色うかゞふ。

驚かせ給ひは徳川家綱なり

廿四日御忌により三縁山の御まうでなし。御氣色うかゞふ輩昨日のごとし。又音樂停禁七日たるべき旨仰出さる。

廿五日三家まうのぼり、明日より御精進とかせ給ふべき旨聞え上らる。松平加賀守綱紀のもとに、酒井雅樂頭忠清・松平伊豆守信綱・阿部豐後守忠秋御使し、賻銀五千枚給はる。今宵傳通院におくり進らするにより、寺社奉行松平出雲守勝隆・留守居本多美作守忠相供奉にまかり、歩行頭久貝賴母正倫・神尾内膳元清、所屬引つれて護送し、目付小田喜兵衞順直は御先にまかる。屬吏も同じ。又御精進永く遊ばさるべき盛慮なりしに、三家よりあながちに聞え上らるゝ旨により、明朝より御開暈ある旨、酒井雅樂頭忠清もて仰出さる。

廿八日此夜淸泰院御方葬儀行はるゝによりて、松平加賀守綱紀鈍色の狩衣に濃なしの烏帽子を着し參拜す。

廿九日同じ法事始により、酒井雅樂頭忠清・松平伊豆守信綱寺に參る。三家は御所に使奉り、御けしき伺はる。

十月廿九日松平加賀守綱紀開葷すべき旨仰下され、傅役もて鶴を下さる。

〔壬子集錄〕 如來寺書付

明曆二年九月廿三日

清泰院殿法譽性榮大禪定　神　儀

右被仰渡候通御戒名書上申候、以上。

閏六月八日　如來寺秀譽判

篠原織部殿

永原左京殿

〔水戸家家譜〕

女子。名大姫君。初名絲姫。實水戸威公女。寛永八年辛未十二月十日爲大猷公養女。時五歲。九年壬申五月十日入城中。十二月十三日許嫁松平筑前守光高。十年癸酉十二月五日禮成。生二子。長加賀守綱利。次萬菊丸（天三歲）。光高卒後爲尼。號清泰院。明暦二年丙申九月二十三日逝。年三十。二十五日葬于小石川傳通院。法名法譽性榮。

〔水戸家々譜〕

女子。名絲。母野澤氏。（名喜佐。寛永四年丁卯十二月五日卒于江戸邸。葬于四谷勝興寺。法名月溪貞心。號玉寶院。）寛永四年丁卯十一月二十七日生于山手邸。八年辛未十二月爲大猷公養女。改名大姫。

〔松雲公夜話〕

一、清泰院樣御逝去の御時分、傳通院へ被爲入、御葬送之御儀式御座候。其御場に相公樣並

淡路守様・飛驒守様先達而御出被遊候。御火屋之脇に御疊を敷有之所に御着座被遊、御葬送の御供御行列には、相公様も御加り不被遊候。相公様には藤色の御直垂被爲召候。殘御兩方様は、常々の御直垂にて御座候。御附人塚原治左衞門殿、其外御侍衆、額に三角の卍と申ものをあて御供也。上﨟衆・御年寄・女中も、御寺まで被參候へ共、御葬場ゟ御供は無之候。輕き女中兩人御供有之候。何哉覽役儀有之事に候由。己亥四月六日の夜御意也。

〔三壺記〕

清泰院様御遠行之事

明暦二年八月廿三日に綱利公の御母君御違例之所に、醫術の法は誠に天下をうごかし、天神地祇に宿願有て殘所なしといへども、天上の五衰のがれがたく、御年卅歳にて御遠行あそばしければ、御果報天下にならびなき御事なれども、十九歳にて恩愛の御別れに御心をいたましめられ、せめて忘れ形見の御若君を、御成長の程を、二葉の松の千代かけて、見まくおぼしめされける御心の程こそ御痛はしけれと、上下萬人の愁たん筆にも申つくしがたし。御めしつかひの女中ども、唯生殘りたる命をうらむる外はなし。御遺骸を金棺に納め奉り、傳通院へ移奉り、一七日之御法事に千部の御經讀誦にて、大法會を御執行有り。御戒名を清泰院殿法譽昌榮大姉と號し奉る。御召仕の女中何れも様をかへらるゝ中にも、今井・松村・岩崎は、

御意は前田綱紀

昌榮は性榮

公方様・天壽院様・高田様への御使等勤められければ、しばし其まゝ勤めらる。御局永順・じゆさい、其外の人々へ、御中屋敷に新宅被仰付うつり、傳通院にて御影堂の御前へ日々の參詣なり。さて小松にて先年越前の高瀬より智識を召よせられ、小庵を結び、當分の間御先祖の御位牌を立させられ、御崇敬有けるに、其智識遷化の後、津田玄蕃取持ちて金澤より智識を被召寄有之けるに、清泰院様の御爲に俄に寺を造立被仰付、瑞鳳寺と號し、則清泰院様の十月廿八日は三十五日にあたらせ給ひて、金澤・小松の智識被召寄、御法事執行被仰付。中納言様御參詣の御事なれば、金澤より御老中不殘參詣、別而奥村因幡・津田玄蕃、初中後の惣御奉行にて、諸事裁許被相勤、後々に至而卯辰山の如來寺を小立野へ引越し、御寺御影堂金銀をちりばめ御造營被成、何も參詣不懈。此の如來寺は台德院様の御位牌を立させられ、御崇敬之筋目なれば、御菩提所とぞ成されける。

〔松梅語園〕

一、清泰院様ㇵ公儀より被進候御屋敷は、牛込の末高田に有之候。御逝去已後御屋敷に被居候御附衆も引取申、此方より被附置候御奉行・足輕等も急に引取候様にと之事に候由。其段利常公御聞被成、御不快に而、御老中へ兼松小右衞門被遣、清泰院殿御屋敷御追立被成候、如何之事に候哉と被仰遣候へば、尾張大納言殿御望御拜領に付、能瀬治左衞門ㇵ申渡候、其

牛込邸を上地とせし次第に就きては尚明暦三年七月九日の條に出せり

義に而可有之旨申來候。彌御機嫌惡敷、御用番之御老中へ御越被成、淸泰院殿屋敷、筑前守家來共大勢罷有候處、急に追立被成候に付、行當り難義いたし候。淸泰院殿御拜領之地に候得ば、犬千代筑前屋敷之義に候。左候得ば手前へ御相談も可有御座義之所に、曾て不承候段難心得候。尾張御取立之由。然ば屋敷望次第取勝と奉存候。左候得ば此方にも了簡御座候。此段承度參事候旨被仰候處、御老中御行當、右之趣御自分樣へ不申入義、同役中無念之仕合に御座候。仰之通御尤至極に候、申談自是可申進間、左樣御心得被下候樣に御挨拶に而、御歸被成候所、松平美作守を以、同役中無念之義迷惑仕候、御家中被指置候替地、何方に而成共御望次第御拜領之樣に可申談候間、早速御見立被成可被仰上候由申來候。御返事には、委細被仰聞候通致承知候。取勝之樣に被存候に付、左候はゞ存寄有之に付相伺申候。此上は替地被下に及不申候間、右之御屋敷指上申候旨被仰上候。然ば替地御拜領不被成候得ば、底意解不申候と御老中思召候哉、重而御望被成候樣に再三申來候に付、左候ば所は何方に而も無構候間、御渡被成候樣にと被仰遣候而、駒込之御屋敷御請取被成候。右之御屋敷は牛込穴八幡之邊也。尾張樣にも外に而被進、右之御屋敷は其後小身衆大勢へ渡候。其邊を淸泰屋敷と申候。

〔松梅語園〕

一、松平筑前守後室清泰院殿逝去之時、江戸廣德寺書付清泰院殿と被調候を、樣書に可仕旨寺社奉行申せども、出家之作法樣書には難成と也。伊豆守聞いて、尤也、然らば向後公方樣を殿と可被調、只今迄何も樣と被調候義難心得と也。是によりて樣書にする也。

〔微妙公夜話〕

一、筑前守樣御逝去一兩年有て、俄に御客有之候而、御伽羅御用に候へども、折節御前にも拂底に而、御土藏ゐ取に參候間無之候故、御意被成候は、清泰院樣ゐ參候而、被下候樣に可申上旨、いさい被仰進候處、清泰院樣御返答に、伽羅御用之由、安き御事に御座候。乍然筑前樣に御離被成候而は、左樣の品何方に御置被遊候も御存不被遊候。御近習には無御座候間、御急の御用と被仰進候へば、御用に御立被成がたく思召候旨被仰進候。中納言樣御聞被遊、偖々此方のあやまちに候、御返事御尤と御意に而、御落涙被遊候。竹田氏咄。

〔今枝文書〕

返々下々の物どもまで、おぼしめしつけさせられ、もくろくのごとくいたゞきまいらせ候とて、かたじけながりまいらせ候、ま事に〳〵御心にかけさせられ候て、ひとしほかたじけながりまいらせ候。御禮も申つくしがたく存まいらせ候。なほめでたく〳〵かしく。

此御使歸候よし、一筆申入まいらせ候。まづ〳〵そこほどそれさまま御きげんのよしうけ給候。

めでたくうれしくぞんじまいらせ候。こゝほどめづらしきたばこぼんくだされ候。ま事にみ事にて、とりぐ〵ながめ入まいらせ候。ならびにそこほどにていたし候とて、ぬのめがみ・きぬまで色々くだされ候。事おほき御中に、ひとしほ御心ざしのほど御うれしくぞんじ候、いづれもく〵そくさいにてさふらひまいらせ候。御心やすくおぼしめしなされ候べく候、めでたくかしく。

この消息年紀不詳中納言は利常

中納言様　　　　清泰院

〔加賀古文書〕

返々、そこほど御きげんの御事、一しほめでたく存じ候。私事もはや常のごとくそくさいにさふらひ候。御氣遣被成まじく候、めで度かしく。

御念頃に仰られ、御ふみくだされ、かずく〵かたじけなくぞんじ候。仰のごとく時分がら、世もことのほかあつさにて御座候へども、御機嫌よく御座なされ候よし、かたぐ〵めでたくよろこびぞんじ候。御やしきにも、御うもじ様・御ひもじ様、御そくさいの御事、めでたく悦候。おほせくだされ候ごとく、私事ひと頃はちと氣分あしく御座候て、もり雲仙薬たべ候。今はどすきく〵とよく御座候まゝ、御心やすく思ぼしめされ候べく候、めでたくかしく。

筑前守内

本文は誤謬にして清春院の逸事なることは湯淺祇庸のいへるが如くなるべし

〔續漸得雜記〕

一、芳春院樣江戸ゑ證人に被爲入候時、家康公御屛風の繪に吉野山を書て下に篝を燒模樣あり。家康公被仰しは、此繪は宜敷繪さうなれども、不付事を書たる者也と御意也。芳春院樣聞召、吉野山しげる梢のくらければひるも鵜舟のかゞり燒なり、と申古歌の心やらんと被仰也。家康公御感有て、則其屛風を芳春院樣ゑ被進しと也。

湯淺祇庸付紙

私義存候は、清泰夫人御入輿後、御居間に晝鵜川篝火之圖あり。陽廣公御覽被成、晝篝火に而鵜を仕ふ圖御笑ありければ、清泰夫人、夫は古歌を御存無御座故に候。御大名は和歌をも御心得候は急と仰られ御あやまり、夫より御歌を好ませらると云。

大井川岸の茂みも深ければ、晝も鵜舟にとぼす篝火。

九月。加賀石川郡泉野と寺地山との間に新田を拓く。

〔菅綱記〕

一、九月金澤城南泉野より、寺地山迄の松林を伐り斷、其跡に新田を開く。松原市右衞門・郡勘三郎・金森長右衞門・久世平右衞門・和田平兵衞・葛野藤太夫等勤之。

十月十三日。大阪の商人等加賀藩の登米船運賃に關する約定書を提出す。

〔國初遺文〕

御雇船之義に付指上申一札之事

一、越中より大阪まで御屆米百石に付運賃、米十七石五斗に御請可申上御事。

一、加賀より大阪まで御屆米百石に付運賃、米十七石に御請可申上御事。

一、百石に付前銀百目充御借し可被下御事。

右之通に被爲仰付被下候はゞ可奉忝存候。御雇船之義者、成程能船吟味仕借立、其上に而御奉行衆へ御見分に入、船數何程に而も、二月中に當地川口出船いたさせ、御國本ゟ四月中に參着仕候樣に可仕候。請人之義は志方源兵衛・伊丹屋又右衛門・桔梗屋七右衛門相立可申、後日之證文如件。

明曆二年申十月十三日

川崎屋　喜左衛門

吉文字屋　喜兵衛

小島屋　長兵衛

山本瀨兵衛殿

近岡屋彌右衛門殿

十月廿一日。駕籠に乘る者の制限を定む。

〔菅綱記〕

一、十月廿一日命あつて、明年二月朔日を限り、千石以下の者轎を停止。

十一月八日。前田利常小物成の税額を定む。

〔上田源助舊記〕

小物成銀取立樣之覺

一、間　役　一人乘より七人迄、一人六分宛、八人乘より一匁宛。

一、械　役　渡海舟は一人七匁宛、獵舟は一人五匁、獵舟に而も商仕候はゞ渡海舟並に而引水主なし。

一、破損舟　一番舟は無役、二番舟は半役、三番舟より丸役、獵舟は正・二月無役、三月半役、四月より丸役。

一、新舟網舟共に　其年は半役、翌年より丸役。

一、借り舟　他國他領より借り申分丸役、御領分より借申分貸主方より御役可仕、貸主方より其所の散役取立人より切手を取可相渡事。

一、賣　　　船　他國ゟ賣申分は三月迄無役、四月より丸役。御領分之內ゟ賣候はゞ、其年より賣主退轉、買主方より役銀可上。但賣劵狀添上可申事。

一、買　　　船　他國より買申分は、其年半役、翌年より丸役。御領分より買候はゞ買主方より丸役、賣主先役退轉。但買劵狀添上可申事。

一、乘下し船　十人乘を乘下し、二十人乘に仕登りには、十人之增械分共に本役。

一、紺屋役　宿方一軒に付十五匁宛。

一、室屋役　宿方一軒に付十匁宛。

一、油屋役　臼一つに付八匁宛。但水車臼者十六匁宛、請賣一人に付三匁宛。

一、炭竈役　竈一つに付十三匁宛。

一、鍛冶炭役　家一軒に付五匁。

右之通取立方被仰渡候。

一、あ　こ　網　舟一艘に付二匁宛。

一、いわし細網　同斷五匁宛。

一、大網一筒　二十目。

右者明暦二年十一月八日如斯小松に而相極申候。

十二月二十日。前田利常加賀石川・河北二郡の百姓が概ね貢租を皆濟したるを賞す。

〔十村舊記〕

一、石川・河北兩郡在々五百十二ヶ村之内百九十八ヶ村、當月十四日迄に皆濟仕候由聞屆候。高幷免大形致手上候所、早速皆濟之儀心得よく情を出候故、當年は一入手柄仕候也。

明暦二年十二月廿日　(利常)印

皆濟村々百姓中

十二月廿六日。前田利常加賀河北郡百姓の貢租を皆濟したることを賞す。

〔加賀古文書〕

河北郡當月十四日迄皆濟仕殘百三十四ヶ村、同廿三日迄皆濟仕候由聞屆候。高並免大分に致手上候處、皆濟之義心得よく精を出故に候。當年は一入手柄仕候也。

明暦二年十二月廿六日　(利常)印

皆濟村々百姓中

是歳。越中高岡瑞龍寺を興造す。

惠比坂は海老坂

〔三壺記〕

越中瑞龍院再興之事

高岡の肥前守利長公の御菩提所並御墓所御造營可被成とて、正保年中に山門をば佐久間彌右衛門御奉行にて成就す。御墓所並塔頭之繁久寺御建立成りにけり。此御寺は昔の守山に御在城之時、惠比坂の繁久寺とて御參詣の寺なるを、御墓所に移させ給ふなり。扨明暦年中に御大工山上善右衛門善廣に被仰付、漢朝の金山寺の指圖を工地を爲作御覽有て、品々御好出來之。御奉行人替々高岡に相詰、諸役人共油斷なくいそぎければ、北國無双の大伽藍成就せり。大方丈には御本尊に尊靈の御位牌を奉崇建、額は則瑞龍寺と隱元禪師の手跡也。御佛殿には唐佛の釋迦如來、兩脇に大現・達摩の兩尊者、並文珠・普賢の二大菩薩、額は右同筆にて大佛殿とぞかゝれたる。禪堂には陳如尊者を安置して、額を枯木堂と打たれたり。大庫裡に韋駄天、額は講釋堂とぞ書かれける。衆寮は茶堂、小方丈は式臺也。小庫裏は飯臺座、浴室は湯殿にて拔多婆夢尊者、淨頭は雪隱にて烏芻婆摩明王、鐘樓堂のかねの銘は、隱元禪師筆跡也。山門には觀音菩薩・十六羅漢、鎭守堂には大慈大悲の觀音薩埵、龍天白山勸請し、本寺には三百石永代の寺領をよせられ、塔頭・繁久寺に百石、東漸庵・法性庵・林洞庵・龜古庵・康見寺等に、五十石・三十石づゝ寺領を付させ給ひ、御茶湯の御茶毎年星野上林より新壺に爲詰上さ

午より申は承應三年より明暦二年までなり

せらるゝ。日々夜々の渇仰油斷なかりけり。午未申のとし三年懸て御普請なれば、言語に絶する美々しさ、天下無双の大伽藍、職掌の御寺造り、北國に珍らしき御事なりと、見る人目をおどろかす。誠に御代を繼がせらるゝ報恩謝徳の御心ざし、甚深無上の御孝養有がたかりし御事也。漸く御法事等相濟ければ、追々に御一門並御老中より、御佛殿の御かざりの佛具、所々の置物ども寄進、中々筆紙に盡す事及がたき夥敷御事。

〔混見摘寫〕

越中高岡瑞龍寺御建立、善盡美盡筆にも不及結構也。自然之時は御城にも被成、手づかへなき樣にとの御事は、山門に上り見れば六七里眼前に見え、御墓所は寺より引下りて往還の下邊、下れば妻手也。下略。

〔寺社來歷〕

瑞龍寺由來

本文は三壷記と建築始終の年を異にす

當寺者慶長年中瑞龍院樣富山御在城之時分、御意を以開山廣山和尙從金澤寶圓寺御招被爲成、其後慶長十八年に高岡ゟ引越、寶圓寺与號一宇創建、瑞龍院樣御逝去之後瑞龍寺与改り申候由。寺領知三百石寄附被爲成、即御一行並御制法之御判物御座候。其已後明暦二年より再興之御普請始り、寛文三年に御寺成就仕候。寺屋敷惣步數三萬三千六百四十三步、拜領地

に而御座候。内三千六百九十歩者下馬道折廻し、千五百歩者東漸院屋敷、千百歩者龜占庵屋敷、千百歩者法性庵屋敷、千百歩者林洞庵屋敷、何茂拜領地に御座候。

一、當寺塔司東漸院・龜占庵・法性庵・林洞庵者、微妙院樣御代に被仰付候。

〔高岡開闢由來〕

一、瑞龍寺御開闢は、瑞龍院樣富山御在城之時分、御意を以開山廣山和尚御招被成、慶長十八年高岡へ右和尚引越、法圓寺与號一宇御建立、瑞龍院樣御逝去之後、瑞龍寺与寺號改申候。

御再興之年號並御奉行等之事

一、山門・鐘樓御建立正保年中。御奉行佐久間彌左衞門・山路九郎兵衞。御大工山上善右衞門・黑田太右衞門。

一、大方丈御建立明暦年中、立前御奉行奥村河內殿・笹島市右衞門・中村新丞。加御奉行近藤數馬・澤崎太右衞門。御大工山上善右衞門・中村半次。

一、小方丈書院共明暦年中。御奉行富田七兵衞・澤崎太右衞門。御大工右兩人。

一、衆寮明暦年中。所替御建立。

一、御佛殿御建立萬治年中。

一、大庫裏御同斷。御奉行前田賴母殿・小西吉右衞門・林忠左衞門・笹島市右衞門・松崎十左衞

門・寺西新七・笹島庄右衛門。御大工右兩人。

一、小庫裏御建立萬治年中。御奉行中田助佐・坂野市丞。御大工同斷。

一、山門・鐘樓・惣門萬治年中所替御建立。御奉行笹島市右衛門・寺西新七・笹島庄右衛門・松江元助。御大工同斷。

一、降頭・廻廊・鎭守堂・風呂屋・禪堂・裏門・柵門寛文年中に至出來。御奉行寺西新七・印牧庄大夫・笹島市右衛門・杉江兵助。御大工山上善右衛門・中村新丞。

右御再興は、正保年中より追々諸堂御建立被仰付候。明暦二年二月より御普請初め、寛文三年五月迄御寺成就仕候。

一、寺領三百石御寄附、則御一行並御制法之御判物御座候。

一、寺屋敷總歩數三萬三千六百四十三歩御拜領地之内、三千六百九十歩下馬道打廻、千五百歩東漸院屋敷、千百歩龜占庵屋敷、千百歩林洞庵屋敷、千百歩法性庵屋敷。

一、山門額　高岡山　一、方丈額　瑞龍寺　一、大庫裏額　香積堂

一、禪堂額　枯木堂春睡　一、降頭額　降頭　一、風呂屋額　浴室

一、佛殿額　大雄殿、但黄檗隱元書、印二。

一、祝聖・修正・陞座　此三枚春睡、名なし。

○中略

一、三百石　瑞龍寺。　五十石　塔頭知識東漸院。　三十三石　塔司平僧林洞庵。　三十三石同龜占庵。　三十三石　同法性庵。

是歳。百姓自から手上高を申請して貢租の額を增す。

〔廳事通載〕

一、明曆二年手上高、御奉行御見圖り無御座、村々より御改作に被仰付候故、あせくろ直し申に付上申候。書付村々肝煎小松へ罷越、御斷申上候。村々へ被下候御印にも、百姓方より上るに付無檢地と被成下候。

〔改作方舊記附錄〕

一、明曆二年三ヶ國一統手上免、郡々ゟ御奉行餘多御出、一手合に十村三四人宛被召連、作立毛御見圖之上、類免見分、上免被仰付候。高免の村は步留に被成、厘のはね上免迄上げ申候。

是歳。給人の收納すべき免の率を增加す。

〔十村舊記〕

一、三　ッ　三　步　加州先年より御給人に被下免。

一、三　　　歩　　明暦二年より増免被下候。其年は御藏返米被下、同三年より所付御直被下。

〆三ッ六歩

一、三ッ六歩五厘　　越中先年より御給人に被下免。

一、二歩四厘七毛　　着米免

〆三ッ八歩九厘七毛

一、二　歩　三　毛　　越中明暦二年増免被下候。其年は御藏返米被下候。同三年より所付御直し被下候。

三口〆四ッ一歩　　但能州も越中同前也。

一、三　ッ　五　歩　　能美郡先年より御給人被下免。

一、二　　　歩　　明暦二年より増免被下候。

〆　三　ッ　七　歩　　か様に御座候得共、加州免三ッ六歩と有之に付、明暦後御給人に渡るは三ッ六歩と被下候。

承應二年九月とあるは前說と異なり

〔改作雜集錄〕

承應二年九月御家中の人々采地、平均免を以て増給はる。先知免は、能登・越中三ッ九歩、加

三年目は改作開始よりにして亦承應二年なり

州は三ッ五歩、小松の士は三ッ六歩なり。然るに此度越中四ッ一歩、加州三ッ六歩、小松衆には三ッ七歩平均に被下。依之金澤より惣代の御禮として、前田丹後長時小松に參上す。小松衆は萬治元年金澤へ引越後も、加州免元の如く被下之。死後跡目のとき、一統の通り平均免にて被下之。

〔拾纂名言記〕

三年目の暮に十村共に被仰付、百姓ども手前以之外に仕直し、殿樣御損被遊に、其禮に百姓ども働可有事かと思召之由、前田七郎兵衞・伊藤內膳など十村共に申渡す。十村共も近年の作十分滿ち申事も、殿樣御慈悲の下る故也。內々下にて申合候間、彌惣百姓中に申開け、免を上げ、少し御恩を報じ申すより外は無御座とて、百姓ども方より免五歩三ヶ國ともに上るなり。是を手上免と申也。偖五歩の內三歩、御家中侍どもに被下て、三歩免拜領と申也。其迄は平均越中・能州三ッ八分、加賀知は三ッ三歩也。是より御家中の平均免四ッ一歩・三ッ六歩に罷成なり。其上に小松者には越中知行新川まで被下、遠方なるとて小松者は加賀國三ッ七歩被下也。金澤に被召寄ても、小松者は三ッ七歩被下也。遺跡に罷成ては三ッ六歩被下也。其後は改作奉行出來て、如先例於今御家中侍、日水損無構御收納米を御足被下候事は、日本國中にも無其隱。右手上免五歩內二歩御殘被成候事は、御藏へ御收納被成計にはあらず。日損

水損の事毎年可有之ために、二歩御收納米に被遊との御事なり。只今は夥敷日水損川崩等、莫大なる御損被成、御家中拜領仕義忝難有義とて奉賀也。

明暦三年

正月十一日。金澤寶圓寺等の祠堂銀取扱を町人紙屋武兵衞に命ず。

〔金澤文書〕

覺

一、四貫三百五十目二分四厘　寶圓寺祠堂銀

一、二貫二百八十八匁五分六厘　玉泉寺祠堂銀

一、二貫五百三十七匁九分　經王寺祠堂銀

合九貫百七十六匁七分　朱封本銀

右年中一和利にかし付、一和利之内二歩其方に被下候。八歩之利銀年々取立、寺社奉行方へ可相渡候。若借人之内取立候義不成もの有之候はゞ、斷可申上旨被仰出者也。

明暦三年正月十一日　津田玄蕃判

奥村因幡判

正月十九日。江戸に大火あり、辰口の加賀藩上屋敷類燒す。

〔關屋政春古兵談〕

一、明暦三年正月十八日江戸本郷御屋敷の內、大門東の方の長屋の內に僑居の時、山鹿勘右衛門甚五左衛門弟、後に四郎左衛門と云。來て、雄鑑の講釋する約束にて、千田次太夫は九ッ時分より來て咄して居る。山鹿氏未だ來らざる內、八ッ時分に本郷八町目の後、丸山邊に火事と云ふ。風事の外强し。則大門の上へ上りて見るに、火本本妙寺といふ法華寺也。火先飛ぶ樣に本郷一丁目の邊へ出で、湯島ゟ燒出る。是は〱といふ內に今枝民部被出、此火は御上屋敷辰口也。へは無氣遣、此御屋敷へは、風はよけれ共火本へ近く候間、非番衆は不殘何茂此屋敷に被居尤と也。風乾の方より息も不成程吹たり。火先扇像と成て、駿河臺・須田町・吉原今の三谷は此火事後に移るなり。の方へ、海端迄も燒行く躰也。扨本鄕は一町目より風上へ、町並そろ〱と燒上りては風下へ火先向くに依つて、金助町天神前の茶屋も燒る。か樣に風上へ火あがりて、本鄕六町目へ火移り候はば、御屋敷も風下に成可申とて、御家中の衆本鄕五町目の町屋の家の上へあがり防げ共、町人は一人もなし、何共防ぎ難し。然所に馬に乘り、茶色の皮道服に杉立の散しの在を着し、

金のふくべの鞘の鑓を爲持、上下十二三人にて町を上下駈廻る。此方の衆に向ひ、各は誰人の衆など問ふ。加賀守家禮と云ふ。加賀守とは誰ぞ。松平加賀守者共也。御手前は火消衆ならば、家の上へ御上り候へ。我々は火消しに家の上へ上ると云ひければ、返事もせず追分の方へ行たり。後聞けば有賀藤十郎と云ふ火付也しと聞えたり。扨火は本郷五町目の御城道の切にて留る。御屋敷坤の角の塀に火付て、大門の方へ三十間程焼る。去共今枝民部・青山織部など眼前にて消し留る。最早心安し、さらば御上屋敷へ御見廻に行けとて、各同道して出ければ、夜の六ッ半時前ならん、闇なれ共火事の砌なる故あかるく、筋違橋迄行きたれば、橋焼落ちて不被通。其より歸るとて見れば、本多能登守殿の土藏へ火入りたると見えて、窓より火先出るすさまじゝ。其より御弓町へ行きければ、早火は鎮る。闇さに難儀ながら、漸く水道橋へ出で、本鷹匠町を通り、一ッ橋の渡り松平伊豆守殿前へ出で、御屋敷へ行く。去共火事神田橋切に、石町・本町・京町迄焼け、鐵炮洲端迄にて留る。御屋敷無恙目出度、御臺所にて御料理被下、歸宿仕ければ五半時に成る。

一、翌日十九日當番なるに依つて、未明に用意し、團七兵衞馬に乘つて、筋違橋は落ちたるに依つて、水道橋へ懸り、本鷹匠町を通し、林道春の前へ出でたれば、道春は焼けて、廣小路久保源兵衞殿なども焼ける。神田橋並に升形は無恙、焼跡に切殺されたる死人多し。

一、御屋敷は昨夜の人の入込にて、色代もよごれければ、四ッ時分迄も掃除する。去共餘所より使者も御見廻もなし。昨日火事に逢たる衆の方へ、御見廻に使者被遣。政春は村上次郎左衞門殿へ御使者に當り行きたるに、燒跡には人一人もなし、何方へ參ることも不知と云ふ。土屋對馬殿無二の知音故、若對馬殿に力御入候哉と、其時對馬殿屋敷代官町なる故、爰へ行きたれども居不給、先も不知、不及是非對馬殿より歸る。竹橋を渡る時、小石川の方に火事在りとて、往來の者立留りて乾の方を見る。政春も馬を留め見れ共、火事共塵埃共不見分、いや火事にてはなし、ほこり也。風強きに依つてほこり強し。風も昨日の風よりは強し。是に火事など出來候はゞたまる物かなど、人々言ひけるを聞きて歸り、村上殿在所知れず、尋可申樣も右之通に無是非歸ると申上る。扨少し間有て小石川火事出來と云ふ。政春云、昨今如此の仕合在り、火事にてはあるまじと云へば、家の上へ足輕上りて、火事に極り申候、二つに成つて燒申候と云ふ。さらば見手被遣よとて、中川八右衞門馬に乘り馳て行き、早歸りて、只今水戸橋へ火掛りたりと云ふ。不破伊織來りて、水戸橋へは御使者に成りて參候へば、氣も無御座躰に候と被申上。然所に今枝民部、番所〱を廻りて被申渡は、此大風に此大火事は唯事に非ず、第一火を防ぎだては必無用に候。御道具も燒けても不苦候、其儘燒き可被申候。殿樣の事は不及申、下々迄も無恙出候事專一に候。御臺所にて何れも食を早く喰可申

候と也。扨色代の上へ村上助右衞門・前波甚右衞門・政春三人上り見合はするに、天壽院様御殿へ火掛り申時分に、早大名町松平新太郎殿近所ゟ火掛る。又下馬の邊にも燒上る。扨御城二の丸に火掛る。其より御城中不殘天守迄も燒上る。前後村上と政春は色代の上にて見る。扨大名町不殘數寄屋町の邊迄燒くるに、此方御屋敷・越前殿などは別儀なし。其内に本鷹匠町よりの火先、土井遠江殿へ來りて越前殿ゟ付く。其時村上も政春も下へおりて、裏御門の方へ行きたれば、早殿様は糟毛の御馬に召し、上下三百計りも在らん歟御供仕り、裏の御門より御出被成、誰やらん十二三人程連れたる馬上三人、越前殿方より大和橋の方へ退る。先は殿様御出を見て駈けて通る。二番司の人、出合頭に殿様に行合ふに依つて、通すまじと支る。通る人の云ふ、上様の御使番なるぞと云ふ。此方の衆是を聞て通す。鍛冶橋を二騎連にて大和橋の方へ掛通る。御使番にては有まじきが、早き當話を云ひたると也。扨道三河岸を御通り、火の粉夥敷、常盤橋の内にては、小笠原右近殿前より來る者共多く、中々押しも分け難し。升形の内には、諸道具引散して捨たるは、算を亂したる様なり。御馬の口は村上小七郎・片岡助右衞門取り、常盤橋を御出被成候へば、昨日十八日の火事に、橋の外は不殘燒けたるに依つて、野へ出たる様にて心安し。去共橋共皆燒けて御通被成難しと云ふ。和泉殿橋の下新橋と云ふは無何事、是を御通り可被成とて、本町・傳馬町へ御出被成、燒死たる者道端に無

限、人とは不見、木のかぶの燒けたる樣にて、能く見れば人の死たる也。新橋は無何事御通り、下谷へ御出、無緣坂より本鄕の御屋敷へ御入被成候。右傳馬町御通りの時分に、御城の方に大きなる鐵炮の音す。是は御城の鐵炮の藥に火の移りたる音と後に聞え、又夜の五つ時分に、保科肥後守樣芝の御屋敷にて、鐵炮の藥藏に火入りて夥敷鳴りたると云ふ。是は本鄕へは不聞也。

〔關屋政春古兵談〕

一、廿日九半時時分に、御敷の內馬場の方に煙出で、火事よと云ふ。何方の佐々木道求より火出る。御屋敷中上を下へ返す。去共風なし、天氣長閑成東の方より少吹く。飛驒樣御出、然共火消道具もなし、手振にてあきれたる計り也。其內に靑山織部・高橋傳右衞門・松宮宗右衞門家にて留る。村上次郎左衞門殿、昨日十九日より御屋敷の內村上助右衞門方へ被參候而居被申、駈廻り給ふ樣子一段見事也。政春居申御門へも馬に駈來り、若公儀火消番衆被參候共、加賀守手廻にて火消申候間、御入被成に及不申とて、公儀衆入申間敷と申付られ候。火消番衆も道迄被參候へ共、早火消え申に付て道より被歸と後に承り候。御屋敷へは誰も不被參候。

一、中門の向、同心衆の裏鐵炮的場の邊は、十八日・十九日の燒出されども、車長持の上に

何方本のまゝ

鑓・長刀・太刀を抜身にして立て、其脇に女房小童を置き、晝夜不寝におめきさけぶ。其隙に泥坊よと云へば、惣様寄り、知も不知も喚ぶ聲聞え、天地も闇く、榊原式部殿塀の外皂莢（サイカシハラ）を、火付居るかと大身の鑓を抜身にし、三十人計宛晝夜廻る。寒き事手足も縮み龜ゑ、辛風吹いてすさまじ。

一、同十九日暮前に、深川泥坊追拂被遣。堀與右衛門・青山織部・高田勘右衛門、御小姓の中川八右衛門・片岡助左衛門等也。泥坊も皆何方へ行きたるか、一人も不居、皆曉方に歸る。

〔御直言覺書〕

一、明暦三年酉正月十八日・九日兩日江戸大火事之由注進早飛脚、正月廿四日晝前大形同時小松ヘ參着仕候處、殊之外無御心許被思召御樣子に而候。其次之御左右を御尋被遊候。追付前田對馬・横山左衛門を江戸ヘ可被遣旨被仰出候。淡路守樣には其節小松に御有合被成候。火事之儀富山に而御聞候而御越被成候哉、其段は慥覺不申候。淡路守樣にも江戸ヘ御越被成候樣に被仰出、小松御城より直に御發足被成筈にて、御城におゐて御茶漬を被爲乞、御腰に御付被成候金子御用之由に而、古市主計其比孫三郎其段申上、一歩を二百紙に包み淡路守樣ヘ指上げ、御發足に御座候。然所に荒井之御關所指留候由に而、道より御歸被成候。どなたにても江戸より御下知無之御面々は、御越被成候儀成不申由に候。微妙院樣にも江戸之御樣子

次第御參勤可被遊旨被仰出候得共、御在國之御面々江戶より御下知無之候而は、御關所相通不申旨申來、御參勤之御用意は相止申候。江戶兩度之御飛脚參候以後、相公樣より御手廻之内近藤喜三郎を御使に被遣候。公方樣には無御別條西之丸ゟ被爲入候。加賀樣は無御滯本鄉之御屋敷ゟ御退被成候由申上候。其節喜三郎申候は、公方樣には西之丸ゟ被爲入与申御沙汰に而御座候得共、上野とも、又井伊掃部頭殿屋敷・酒井讃岐守殿下屋敷又は河越樣とも、色々に取沙汰仕由申上候。右火事に付而、金澤より前田三左衞門・長九郎左衞門・横山左衞門・小幡宮内抔、小松ゟ段々致伺公候。本多安房守は、前廉より小松ゟ參居申躰に御座候。前田對馬・奧村因幡・津田玄蕃は小松に相詰罷在候。金澤より致伺候者共、追々早速御前ゟ被召出、御挨拶有之候。三左衞門・宮内は御前近被爲召、密に御意も御座候。九郎左衞門は江戶に如何樣成事有之候与も、其方事は此方より不申遣候はゞ、金澤を明申間敷候。追付罷歸候樣にと御意に御座候。

一、右之後江戶より飛驒守樣早飛脚到來、白木之御狀箱參候に付而、左門御前ゟ致持參入御覽候得ば、御披見被遊、左門を被爲召、飛驒守方よりの書狀に、江戶之躰何とも合點不參、兵亂之躰に相見え候。然所加賀守樣方に人數少候而何とも可仕樣無之候。四日四夜夜之目を寢不申由申來候。若猶めく、人之者を我者にする事を不知故にて候。か樣之時節抔、四日

四夜寢不申候とて何程之事か可有之哉與、御機嫌惡敷被成候。

一、右之比今枝民部方より早飛脚を以、江戸之御様子段々言上仕候。其紙面に、加賀守様を水戸様殊之外御懇にて、御大切に被思食躰に候。江戸に与風仕たる事出來候はゞ幸御屋敷續に而候間、御一手に御成可被成候。其上御様子次第、水戸ゟ御同道可被成候。水戸之城は殊之外要害宜候。此城に御籠被成候而、江戸中之躰御見合、諸國之様子をも御考可被成候。其上には又如何様にも御思案出來可仕候由、民部に被仰聞候旨言上仕候由に御座候處、民部が水戸殿を頼に存躰に候、如此に候へば、加賀守は水戸殿へ最早人質にとられ候与申物に候、是はこわい人にて候、大事之儀に而候由、左門ゟ御意被遊候。

〔松雲公夜話〕

一、酉の年正月十八日・十九日江戸大火の時分、十九日龍の口御上屋敷御類燒。此時相公様御十五、御馬上にて御立退の節、大和橋へ御懸り被遊候得ば、あなたより森美作守殿（作州津山の城主拾八萬）石、（先年増上寺に而御法事之節喧嘩身躰相果申候。）御行合、人込に而よけ申道無之候に付、相公様御先供之者と、美作守殿先供のものと、鳶口に而打合申候。其内に相公様には御通り過被遊候。御跡の御供を切り、美作守殿は御通り被成候。夫より常盤橋ゟ御懸りの時分、升形の邊にて女中乘物相見え申候。込合おし合申内に、乘物を押つぶし、其上に段々人込合、乘物みじんにくだけ、大勢乘物の

同年は享保八年
御意は前田綱紀

うへゝのぼり申候。其内に乘物も見え不申候。定而女中はふみころされ可申と被思召候由、

右同年十二月十八日御意也。

二月十一日。給人の居屋敷に關する法規を定む。

〔萬治已前定書〕

覺

一、親跡目兄弟被仰付、知行高より居屋敷歩數不足仕候共、兩年不致收納候以前、屋敷拜領仕度旨書付取次被申間敷候。然共何とぞ兄弟一所に罷在儀難成斷に候者、其趣組頭奥書にしるし取次可被上候事。

一、親兄弟に懸り罷在候者被召出候共、右同斷事。

一、射手・異風・與力・御鷹飼・御奉行小算用之者、右同斷之事。

一、新參被召出候面々、他國者は勿論、御國之者に而も親兄弟に懸り居不申者は、被召出其身勝手次第居屋敷可被下事。

一、親兄弟有之候ても、其屋敷一所に罷在候儀難成、浪人之內より別家に罷在候者、其身斷次第御屋鋪可被下之事。

以上

二月十五日。小松郊外梯の天滿宮造營成る。

〔菅家見聞集〕

明曆三年春、小松懸橋之川緣に天神之社御造立、御本尊は菅相丞御自筆之御影なり。京都北野より沙門能順を被召寄、別當に被附、社領百石、外に月次連歌之料米三十石被宛行。當社大工棟梁山上善右衞門、棟札は傳燈寺之千岳和尙、棟札之月日は明曆三年二月二十五日、施主は加越能三州從三位中納言兼行肥前守菅原朝臣利常。大工は入唐自横山喜春十七代、山上善右衞門尉喜廣。

〔三壺記〕

明曆三年には、小松掛橋の川緣に天滿天神堂を御建立被仰付、御本尊は忝も菅相丞の御自筆にあそばし置給ひけるを、御求め出され、久々御秘藏被成置、山本彌次右衞門を御使として、京都にて表具被仰付、此堂に安置せられけり。御大工山上善右衞門に指圖被仰出、善盡し美盡し、御造營成就して松梅櫻植木共、並神前かな灯籠、其外之具足どもおもひ〳〵に御家中より寄進せられ、柴山内記・生駒三九郎に被仰付、寄進の品々帳面に記し奉入御披覽。扨京都より、於北野歌道之宗匠といはれし能觀・能順・能說とて、父子三人被召寄、御移徙に連歌百

韻相濟。則能順沙門を被召置、別當に被仰付、掛橋村にて百石之社領被付、月次之連歌の料三十石被宛行。御家之元祖菅原根元の御社なれば、御子孫榮久の棟札を千岳和尙に被仰付。謹上再拜敬啓。加越能三州使君。忝爲北野天滿天神之玄孫。依是於于加陽新府。擇地潔處而新建菅原社。加之又營玉樓金殿之寺。召能順行者爲看司。恰表太宰府中觀世音寺乎。至矣盡矣。于然遷宮三日以前。倏忽而就予見請立柱上梁札。依國命難忍。不及揶揄。作俚語之文而充于社棟札。更不畏菅君之靈鑑。不憚世俗之人口。一筆句下者也。越庶幾愛憐伢比丘短才不敏棄照鑑矣。

銘曰

能美故郡。　賀陽新府。　懸橋之北。
安宅之東。　相地潔處。　建社河涘。
迺是菅君宗廟。　最其松氏寺宮。
　杜徹黃土。　棟聳碧空。
神德爲靈驗。　流如矢月如弓。
神影爲淸操。　松自青梅自紅。
　寺臨水際。　殿並境中。

希願人滿足。　恭敬衆盈豐。
戴之則如有冥顯。　仰之則尊無始終所。
庶幾者
要衛蘭省花盛。　必依檀信節崇。
更冀
國家安泰。　佛法紹隆。
塊不割雨。　條不鳴風。
明暦三丁酉春二月廿五日
大功德主　加越能三州從三位中納言兼行肥前守菅原朝臣利常。
大工　入唐自横山喜春十七代山上善右衛門尉喜廣。
前三住妙心現傳燈千岳叟叨謹誌焉。

〔金澤古蹟志〕

山上善右衛門喜廣傳

喜廣は金澤大工の鼻祖なり。昌披問答に大工に二流あり、建仁寺流・永平寺流と云。建仁寺流は横山權頭吉春より山上氏へ傳來せり。永平寺流は平内吉政より安田氏へ傳來すといへり。

三壺記に、明暦三年に利常卿加賀國小松梯天滿宮を建立し給ふ時、御大工山上善右衛門に指圖被仰付、善美を盡し造營方落成す。棟札をば傳燈寺千岳和尙に被命とありて、右棟札に大工入唐自横山喜春十七代山上善右衛門尉喜廣と書載せたり。小松城考に云、明曆元年天滿宮を梯河濱に新に建立なり。本社は良匠山上善右衛門に命じ、京北野天神社狀を四分一に縮造すと云。奠器も亦北野の諸器を模作し寄納あり。其詳なる事は天神社記にありといへり。湯淺祇庸の藩國職員考に、山上善右衛門は寛永五年に召出され、稟米五十俵賜へり。其後微妙公壺曲尺の義を尋給へり。七堂伽藍の地所等を指上て、委細申上げるに甚御感あり。依て正保三年に知行百石になし下さる。其子伊左衛門と云。伊左衛門の時に至ては切米にて賜りたりとぞ。按に寛永四年の士帳に、未相極不申衆とある人々の内に、三十石能州大工衆森五郎右衛門とあり。一本には木村五郎右衛門とあり。此外に宍生は三百石清兵衛、百石久左衛門、七十石杢兵衛、五十石源兵衛、五十石清右衛門、四十石三右衛門、人數六人知行高六百十石とあり。但し金澤大工とて給知の者は無かりしゆゑに、寛永五年に山上善右衛門をば召抱えられしと聞ゆ。舊藩中は御大工とて扶持切米を賜はれるもの數人ありて、平大工の惣裁をなしたり。

三月十日。喧嘩口論及び火災に關する法規を定む。

〔御定書〕

定

一、喧嘩口論之節、親子兄弟其外雖爲知音、其場へ出向仕間敷候。勿論荷擔之輩於有之者、本人より可爲曲言事。

一、出入に取むすび有之輩と、無故儀一味仕間敷事。

一、於城中申事之砌、脇之番共むざと立さはぎ申間敷事。

一、喧嘩口論之刻、組頭共罷出可裁許事。

一、火事出來之刻、其場ゟ親子・兄弟・むこ・しうと・こじうと・おぢ・おい並家來之者、此外罷出候事堅令停止候。火鎭候共、其日其夜之内に爲見廻使者を遣間敷事。

一、火事城ゟ遠、氣遣無之節者登城仕間敷候。但早鐘つくにおゐては可罷出事。

一、火事城ゟ近候共、居屋敷火じたに候はゞ不及罷出、自分之火をふせぎ可申事。

右於相背曲言可申付者也。

明暦三年三月十日　　御印

三月十七日。前田利常能登鳳至郡總持寺の寺領を增加寄進す。

〔御寄進狀寫〕

總持寺領、以能州鳳至郡之內加七十六石七升二合、先知引合四百石之所令寄附者也。仍如件。

明曆三年三月十七日　中納言利常　判

總持寺

以總持寺領四百石之內、三十石之物成令寄附于當院畢。右全可有寺領者也。仍如件。

明曆三年三月十七日　中納言利常　判

芳春院

三月廿二日。前田利常金澤の老臣等に執務の心得を諭す。

〔萬治已前定書〕

覺

一、押立たる儀者可爲一統連判候、輕品々不及連判、如別紙其々可有裁許候。但留守中之儀者、當分輕用事も、依事安房・九郎左衞門・左衞門相加助可申事。

一、縱不及連判義も、難心得儀は互可有相談事。

一、用番如跡々替々可相勤。但九郎左衞門者可用捨事。

一、伊豫・民部者、寄合中之役儀雖令用捨、可及相談義於有之者、聊無遠慮可申談候事。

一、用人中可相達用事、如別紙申付候間、及相談儀者無遠慮可申談事。

一、當留守中之儀一入出情、萬端無滯樣裁許尤之事。
一、在江戸之內者、跡目・緣組・屋敷等、其外不□義は不及申越。但十月以前死去人之事、自江戸茂可申付候條可申越事。
附、十月以後死去人、並不依何內々承置可然品者、內證に而可申達事。
一、當年之儀者、先如前々跡目之品、何茂存寄之趣別紙可申越事。
一、留守中寄合之義可爲如先規候。併急用又者用事繁多之節者、式日之外何ヶ度も寄合可有相談事。
一、公事場出座之事、可爲跡々之通候。但、公事場奉行人江戸へ申越用事有之節者、何茂具に遂吟味、存寄趣候はゞ可申越候事。
一、自然江戸に何廉之事有之共、下知無之以前、不寄誰々不罷越樣に可相心得事。
右相違有間敷候。此外隨兼々申付旨、無滯樣可申談者也。

酉三月廿三日　（利常）印

本多安房殿
長九郎左衞門殿
橫山左衞門殿

前田對馬殿

奥村因幡殿

〔萬治已前定書〕

覺

一、公儀御用御法度事。

一、吉利支丹宗門改之事。

一、女過書判形之事。

一、家中緣組之事。

一、參宮又は爲養生上京或湯治暇之事。

一、養子望候者之事。

一、望屋敷之事。

一、何によらず侍中訴訟之事。

一、外より申來浪人之事。

一、他國と出入之事。

一、侍中國中立退候刻之事。

一、侍中曲言並喧嘩等仕出、當座裁許無之不叶儀之事。

一、侍分殺害申付事。

右可有裁許候。但吉利支丹宗門改、女過書、國之内暇等之義、一統不及連判、安房・九郎左衛門可有裁許候。其外輕用事之儀者、對馬・因幡可申付候。委細來夏歸城之節急度以定書可申渡候間、可有其心得候以上。

酉三月廿三日

本多安房殿

長九郎左衛門殿

横山左衛門殿

前田對馬殿

奥村因幡殿

三月廿七日。組頭たるべきものゝ心得を示す。

〔萬治已前定書〕

覺

一、向後御家中御仕置之儀、急度御正可被成与被思召候付而、今度年寄中其外役々をも御究

被成候事。

一、年寄中之義者勿論、其外御家中之風俗宜、心得も惡無之樣にと被思召候。然者其組頭共儀者、侍之頭をも被仰付置候上者、萬事風俗宜、組中之手本にも罷成候樣に心得可仕事。左樣に無之候得者、組頭被仰付候詮も無之与被思召候事。

一、組中之者共、心得惡敷無之樣に、此段能々相心得可申候。人々善惡をも能考置、御尋之刻具に申上樣に可仕事。

一、與中之者共介抱仕、成立候樣に相心得可申事。

一、頭共心得疎略に仕候はゞ、御聞届急度可被仰付候事。

一、猶以速々御仕置之儀可被仰出候。唯今被仰聞候通、與中人々召寄爲申聞儀与は不被思召候。速々語置申樣に可仕事。

三月廿七日

三月廿七日。前田利常小松を發して參覲の途に着く。

〔政隣記〕

一、利常公下通御參勤、三月廿七日小松御發駕、四月二日御着府、綱利公蕨迄御迎に御出。

著府は下文に七日に作るを是とすべし

三月廿八日。前田利常能登羽咋郡氣多社の社領を增加寄進す。

〔御寄進狀寫〕

能州一宮社領之事

一、五十石　社家社僧共可執行也　御供祭祀料

一、六十五石　大宮司二人

一、百四十石　神人十九人、神子一人

一、六十五石　長福院

一、十　石　正覺院

一、十　石　藥師院

一、十　石　地藏院

高合三百五十石內　二百石先規社領。百五拾石今加之。

右令寄附訖。紙面之通可配納焉。御供並祭祀勤行等不可有怠慢者也。仍如件。

明曆三年三月廿八日　中納言利常判

社官社僧中

四月七日。前田利常江戸に着す。

〔御日記〕

四月廿五日。小松に於いて茶商人の問屋に納むべき役銀を定む。

〔小松舊記〕

當御地茶問屋龍助町山田屋茂右衛門・大文字町茶屋孫右衛門兩人、御銀四十枚に定役に望、則被仰付候之間、兩人方に而賣買可仕定書之覺。

一、上茶・地茶見世賣並ふり賣仕候人々より、去年御請如申上候、買本銀に四步宛之御役銀之事。

一、他國より煎茶持參仕賣申候者、其宿より吟味仕、賣銀高に四步宛御役銀之事。

一、買置茶當地に而賣候者、問屋方ゟ相斷、買本銀高に四步宛御役銀之事。

一、在々より當地茶賣出し候者、問屋方に而賣買可致候。脇々に而直賣買有間敷候事。

一、湊・安宅兩所より舟に而他國ゟ下候茶、此外御役はづれ所ゟ出申茶、去年御請如申上候、茶一駄に付銀子二匁五分宛可出御役銀候事。

右之通各組中裏家借家迄御觸被成、御役銀之義者、兩問屋方ゟ相違無之被相渡候樣可被仰越候、以上。

明曆三年四月廿五日　　金津屋　宗左衛門

村井屋　五郎兵衛
御町肝煎中
地方肝煎中
散町肝煎中

四月廿九日。加賀藩の老臣等、幕府の日蓮宗不受不施派を禁止したる旨を告ぐ。

〔萬治已前定書〕

覺

一、向後不受不施日蓮宗寺院寺請に取申間敷候。去十五日從殿中北條安房守殿・高木伊勢守殿・保田若狹守殿・石黑太郎左衞門に就被仰渡候、其趣委細立御耳候處、御領國中男女下々迄、不受不施之宗門がへ可申渡由被仰出候事。

一、不受不施受不施に宗門をかへ候旨申候ても、內證不受不施に仕罷在出家も有之候間、此段被入念申渡、不受不施之出家受不施之宗門に改候樣に、常々寺社奉行可被致吟味候。不受不施之寺院僧中、曾而御構は無之候。檀方之輩自今以後右之宗旨に罷成儀御停止被仰付候へ者、おのづから彼寺院斷絕候旨、北條安房守殿御申候由の事。

一、不受不施をかへ候而何之宗門に改候由、其身並寺院之書付を取可被出候。寺之義者、寺社奉行へ申渡可承屆事。

右之趣被得其意、御家來下々迄急度可被仰渡候、以上。

酉四月廿九日

横山左衛門
長九郎左衛門
本多安房

今枝民部殿

四月。前田利常改作法によりて收納の皆濟となれることを幕府に報ず。

〔菅君榮名記〕

一、改作に被仰付候初年、三ヶ國惣皆濟仕候義早飛脚參候處に、聞番呼候へと被仰、葭田內膳罷出候へば、松平伊豆守殿へ罷越候而、只今國許より早飛脚指越候、內々申入置候百姓方收納之義、無相違皆濟仕申候旨申越候、御案內申入候由可申与被仰出候。內膳も、是は早夜四時過に候處、明日にても不遲事与奉存候得共罷越候へば、取次も不合點なる顏付。大かた比は夜半過、伊豆守殿も御休み可被成与存候處、暫候て書院之處に段々火を立申候。いかゞと存候へば、伊豆守懸御目御返答可申候由、通候へとて罷出候。伊豆守殿御逢、御國許百姓

本文四月に係くるもの今其出典を詳にせず假といへとも之に據りに是月に次第す

方内々被仰聞候通に御申付候處に、惣者濟仕候旨早飛脚到來候旨、扨々珍重御滿足察入奉存。今夜にも達上聞度候得ども、及深更候間明朝言上可仕候。上様にも御喜悦に可被思召候。御手柄成義と奉感候旨御返答被仰聞、罷歸申上候。扨々大事之儀与初而存候旨、奥田内膳も申候旨、藤田內藏允殿咄承候。

〔前田家譜〕

明曆三年四月封內の田制及び稅制の法成るを、留後より健步を以て報ず。利常即ち人をして之を老中松平伊豆守に告げしめて曰、嘗て內告する所稅制の法、久しく大將軍及び執事の憂をなす。而して今其成るを留後より報ず。敢て之を家に宿せず、即ち以て執事に聞すと云々。

〔御國御改作起本〕

一、或人云、御改作之義者、中納言様御隱居以前に御心付被遊故、安房守殿・山城守殿ゟ御內談被遊候得共、か様之義能義とは無御存知、御欲の深き故士民を御貪り被成候与計御了簡に而、安房守殿はゐねふりに而、山城殿ばかり、末之手間に成申事を御工夫被成、每度之御請に付、つかへに成申事計被仰上候由。御夜話之時、安房殿いびきを御かき被成候故、御前に御覽不被遊樣に、安房殿の御脚を山城殿御つき被成候へば、しびれ京へのぼれ〳〵とて、鼻の先とひたひにつばき御つけ被成候へば、今夜は夜も更候間御思案被遊、追而可被仰出旨に

而止申由語被申候事。

〔御直言覺書〕

一、明暦元年之春御參覲前、品川左門朝御城ゟ罷出候時分、御前近被爲召具之、御居間と表之御居間との間ゟ御側近被爲召候。其時分私御前に相詰罷在候得共、御隱密之御用与奉存退候得ば、其儘可罷在申御意に御座候。左門能致合點、玄蕃・對馬・因幡ゟ可爲申聞候。此改作方之儀は、數十年苦勞仕、色々工夫を以申付候處、此節に至り成就して、大慶安堵成事に候。此仕置の元をとくと合點仕間敷候。終に唯今迄誰茂不申聞候。玄蕃・對馬・因幡抔茂、推量には何与存候哉、百姓共之仕置は心易儀と存候哉、一圓左樣に而は無之。此三ヶ國は一揆國と而、從信長之時分、一向宗之門跡信長ゟ敵對して、北國之一揆發り候。信長より所々夫々縮之城主を被指置候。加賀・越中は別而百姓心だて惡敷、國主ゟ茂手ごはり申候。能州は左程に茂無之候。取分石川・河北殊之外大ちやく者共、山入に一場〱に罷在、何靡申時は早取籠申候。就夫石川・河北は世間に茂荒物与申候。佐久間玄蕃を被指置候。石川より上之方は、柴田修理持分に而有之候。柴田与佐久間はをぢをひにて候故、互に申談仕置被仕候。越中は佐々内藏助、能州は大納言殿ゟ給候。其以後三ヶ國此方之領分に成、大納言殿・故肥前殿無油斷嚴敷被申付候。我等之代に成候而は、次第に治り鬮敷事無之、國之仕置迄に成候故、何とぞ仕

様茂可有之事与存、大ちやく者・手ごはり候者をば、首を刎ねはりつけに申付、嚴敷仕置仕候に付而、次第に宜成申候而、其後は氣遣仕程之儀は無之候。然共油斷は成不申候。最前は、侍中に遣置候知行分茂、中々定之通に納所仕事は無之、半分程茂未進仕迄に而、侍中殊之外致難儀、年々暮には侍中より、夫々知行所ゟ催促人を遣置き、所方を責申候得共、中々埒明不申候に付而、百姓を呼寄せ、すねを挾み、梯子にあみつけ、水を呑ませ責候。就夫加様之儀を氣之毒と存、色々工夫を以申付候得ば、加州・能州之六ヶ敷所々茂、下知に順ひ心易成候。能州は人柄律義に候故、心易き國にて候。最早改作之法茂埒明候に付、向後無相違收納仕候様、免を定め所附を侍中ゟ遣候。最前は何廉致違背候處、唯今は所により百姓之方より免上可申与申出、手上免を願候。是は百姓中心當て直り、此方之氣に入様仕度与存故に而候。是が唯之事に而成申物にては無之候。我等數十年苦勞して、色々工夫を以申付候得ば、おのづから致成就候。改作方之儀、加賀守自身の仕置に罷成候時分、後々に至り無相違様に可仕候。加賀守年若に候間、何茂儀別而無油斷心掛可申候。何茂が内に茂、仕置方之用事不仕時分は、替役之者ゟ可申傳候。百姓には油斷之成申事に而無之候。奉行役人之心之内を察候而、其様子により早心を替へ申物にて候。唯今此上に成候而は、嚴敷致跡々の様に仕茂不宜候。又和過候得ば早奢り申物に而候。此所仕置之肝要に候。最早此方之存儘に罷成儀に候間、此

上は餘嚴敷不仕が宜敷候。郡方之事、是程心易仕候儀、加賀守ゟ大成働与存候。追而此等之用事勤候者を可申付候。郡方仕置之儀、随分無油斷加賀守能致承知候樣に相心得、何茂可申談候。未左門に茂終不申聞候得共、筋大形に茂合點仕可罷在候由、御意被成候。左門其時御請に、乍憚御尤成儀に奉存候旨申上、落涙之躰に而御前を罷立候。其以後、右三人之御請は承不申候。惣而御用之義に付而、三人之者名を御意被成候時分は、何時茂玄蕃を先に被仰、其次に對馬・因幡与御意被成候。惣而於御國御用之儀は、玄蕃は棟取之樣に相見申候。改作方御仕置相濟、侍中ゟ所附被下候時分、右調候御用前田內藏允ゟ被仰付、圭付相勤申候。

〔御直言覺書〕

一、有時左門久越ゟ御意被成候は、松平伊豆守殿爲上使被參候時分、郡方之仕置之事被聞及、名譽成仕置にて候由被申候而被感候に付、後々如何可有之哉与申入候處、後々に至候而茂相違有之間敷与存候由被申旨、御咄に而御座候。又有時松平越後守より茂、改作方之被成樣之儀、御役人中迄尋に參候由達御聽候得ば、其刻越後守殿之躰に而、此方之眞似は成申間敷由御意に而、御笑被遊候。

五月十四日。加賀藩江戸辰口に於ける上屋敷の替地を受く。

〔御日記〕

辰口の上屋敷は本年正月十九日罹災

牛込邸の替地として駒込を得たることは明暦二年九月廿三日の條にも記せり本郷の旗本同心屋敷の地は尙その外に得たるなり

五月十四日

一、松平加賀守上屋鋪の替地に、東門跡那須衆三人の屋鋪拜領。

七月九日。加賀藩江戸本郷に於ける旗本同心屋敷の地を受く。

〔御日記〕

七月九日。本多丹下・朝比奈左近・坪内惣兵衛、右三人の同心屋鋪を松平肥前守に被下、爲御禮松平加賀守登城。

〔松雲公夜話〕

一、清泰院樣御屋敷牛込に而六萬坪餘有之候之處、清泰院樣御逝去以後、（或説に三年目と申候。）尾張樣御拜領也。朔望廿八日などの內に而候哉与御覺被遊候。微妙院樣御前ゟ品川左門罷出、只今溝口源右衛門殿御出、牛込の御屋敷尾張殿ゟ被遣候旨、只今承り候由被申候段申上候得ば、微妙院樣御意に、それは曾而御合點不參候由被仰出候得ば、源右衛門殿難心得候得共、慥に承候由申候旨、左門申上候。然處彈正樣御出之由申上候得ば、彈正よべと御意、追付御居間ゟ御通り候得ば、只今如此被聞召候、御聞無之哉与御意候得ば、彈正樣被仰候は、唯今尾張殿へ參り、即懸御目候處、今日右御屋敷御拜領之由直に被仰聞候由御申上候得ば、左候へば無相違事に候と御意にて、以外御機嫌損じ申候。扨御意には、東鑑に在之和田軍なども、屋敷

の事よりおこり申儀に候などと御意に付、何茂驚申候。其外彼是御意ども御座候由。追付前田帯刀呼に遣し候へ、岩崎（是は御近習へも毎度罷出候年寄女中。）よりお梅殿・近江殿へ、（兩人共に御城御女中衆。）かやうに而は無之候處、如何之御事に候哉の旨文にて諄に遣候得と被仰付。その以後帯刀殿御出、御僉義候へ共決し不申候。帯刀殿御申候は、兎角右御屋敷被指上候得ば、事濟申儀に候由被申上候得ば、左候はゞ其方松平伊豆守殿ゟ罷越申達候得与被仰、帯刀殿即伊豆殿ゟ御越、右御屋敷之樣子御申候得ば、言之外御違逆にて、未御上げ無之候段曾而心付不申、清泰院様御逝去已後追付上り申と迄相心得、不念之至に候由御返答に御申之由。其以後あなたより御詫言之様になり、右之御替地は何方に而成共、御望次第御屋敷可被遣旨に付、左様に候はゞ近藤登之助殿向同心屋敷を、不殘本郷御屋敷ゟ御添御望之由。此所二萬歩。相殘る四萬歩は駒込に而御望之旨。且又前田帯刀屋敷所持不仕候間、右御拜領之内に而三千坪被遣度旨（是は牛込の御屋敷六萬歩餘有之に付、右二ヶ所に而六萬歩其餘歩也。）御願之所、其通に御拜領被遊候。但脇々に而は同心屋敷など御請取候得ば、引料御拜領之御方より被遣候得共、右之趣に付中納言様よりは不被下候由、右之段々享保二年七月拜聽仕候事。長入組たる儀に候間、多分相違之儀可有御座与奉存候。

〔松雲公夜話〕

一、右御屋敷之儀、外に而申候趣書付申候事も御座候に付、左に寫置申候。

清泰院樣御逝去被遊三年目に當り、牛込の清泰院樣御中屋敷、尾張大納言樣御拜領被成度旨言上有之候處、御老中御合點に而御取次被成候由、中納言樣御耳に入、未明之事成に御居間書院へ御出被成、淡路を呼にやれと御意也。其時御氣色、何樣唯事とは不奉存、何も罷出御前に祗候仕候。淡路樣御前ゟ御出被成と其儘御召、何哉覽御相談被遊と、岡田將監呼に遣可申旨被仰哉被爲入、御膳上る也。將監被參又御出、淡路樣御三人に而御相談有而、將監殿被歸也、後承れば松平伊豆守殿ゟ御使に被遣由也。犬千代牛込の中屋敷望申衆有之樣に承及候、左樣に御座候哉、此屋敷上申覺無御座に付而、家來共住宅仕候、虛實承度將監を賴被遣由被仰遣と承りたり。將監殿其日の七時過被歸、被申上候は、伊豆守殿御返事には、被仰下通り致承知候。尾張殿此屋敷拜領仕度旨付而、何茂得上意申候。然處未御上無之段聊不存、只今承驚入候。私一人の御返事可仕樣無御座、仲間ゟも申達、自是御返事可仕由也。扨追而御老中より、將監殿呼に參、御返事には、被仰越通委細承知、何茂行當り申候。此屋敷清泰院樣御拜領故、御逝去以後上申筈と計心得、一往尋に進不申事、何も無念之至に候。然共右之仕合早上聞に達申候間、何とぞ御思案之上を以、宜樣には仕度旨申來。利常樣御聞被成、此度は塚原治左衞門殿御賴被成仰遣候は、將監に被仰越通具に致承知候。此屋敷は清泰院殿拜領付而、死去之後上り申筈と被思召候由、心得がたく候。天下之御制法、一度親に被下物、子

四萬歩は六萬歩なるべし

の物に不成御詮に候得ば、清泰院殿御死去之後此屋敷上り不申事、犬千代は幼少の事に候得ば私不念に候。又親に被下物子の支配に成筈に於而は、此屋敷に限上可申子細とは不存候。即最前上不申所、治左衞門存之上に付而、只今賴申進候由被仰遣也。御老中至極被成先非御悔、何共跡ゟも先へも不行事に成由也。扨御老中御相談之上に而、重而被仰越候は、仰之通委細至極也、此儀は唯最前上るとばかり存有之、不念より事發り達上聞、何れも迷惑仕也、牛込御屋敷の歩數程、何方に而成共御望被成可被仰上候、達上聞御存分に可仕と被仰越。是にて利常樣御腹御居被成、被入御念被仰下、委細致承知候。此上は追而屋敷望申に而可有之候。其節は賴存由に而事濟。終而後西は本鄉を切、東は天澤寺を切、近藤登之助を切、中御屋敷御望叶也。牛込御屋敷四萬歩有之に依而、駒込に而殘所御拜領被成。此時前田又勝殿御屋敷無御所持に依而、八百歩苗木山谷の上に而御取、中將樣より又勝殿ゟ被遣也。右牛込御屋敷之事、以岡田將監被仰遣、未御老中より御返事無之以前に、成程御隱密に而、人々組頭心得之樣に具足持參仕たるかとあり。御射手之內靑木彌八と申者有り、御奉公被召出二三ヶ月之內、急に御供に被召連、無足に而は有之、持參不仕由申候。殘者何れも持參仕たる由申上候。是も存たるもの無之處、御屋敷事御存分に成り、事靜に濟也。靑木彌助成程隱密に而、金子一枚古市左近奉に而、具足可仕由被仰被下也。此時後れたる者は、彼組頭の物語之樣に

尋たる事は、御意なる事を人々さとる也。

〔松雲公夜話〕

一、右之御屋敷事濟、御上被成に極ると、松原半左衛門・西村彦兵衛兩人に被仰付、牛込之御屋敷御長屋引取可申候。此時鑓を持せ申間敷候。杖突申まじ。物に腰を懸有之下知仕まじ。何方より小屋は何とて崩取候由尋に來る共、如何成事とも不存と申べし。若奉行無之哉与尋るとも、左様之者一人も無之と可答候。一日之内に不殘取而明屋敷と可仕、引越足輕の妻子は、下の御屋敷足輕小屋へ、付札を以其日之内に取り、惣而足輕中、江戸ね相詰有之役人、御長柄之者、其小頭共、兩奉行申付、雜具朝之内に取濟也。扨四つより御長屋毀取、御作事ね取入に、以上人夫二千計に而、一日之内暮時分は掃除まで仕る也。翌日未明に遠藤數馬に被仰付、右御屋敷今日御上被成由被仰遣也。御老中、是は如何に早速成事かなとて御感之由也。又御長屋毀取砌、尾張様より尋ねに來て、御屋敷は上り申哉と聞に來り、何も不存由申に付而、誰ぞ奉行衆有やと問ふに、奉行たる者一人もなし、皆役人計と答ふ。尾張様扨も〳〵きこえたる事哉とて御感被成たる由、良後に取沙汰有也。右之覺書御家中方々に所持仕候由承及申候。

この文書年月不明なれどもこゝに附載す

〔江戸諸邸歩數〕

一、江戸本郷御上屋敷歩數之覺

十萬三千八百二十二歩

内一萬千八十八歩　　出雲守樣

五千七百六十二歩　　備後守樣

一、駒込御中屋敷歩數

二萬六百六十歩

一、平尾御下屋敷歩數

二十一萬七千九百三十歩

一、深川御藏屋敷歩數

二千六百六十歩

四ヶ所御屋敷歩數

都合三十二萬八千二百二十二歩

七月廿九日。前田出雲貞里歿す。

〔前田氏系圖〕

前田出雲貞里　初名貞重　幼名又勝

備前は前田利貞

慶安四年十二月廿九日閉門を命ぜられ、承應元年七月廿二日寄合所へ出座を命ぜられしも病と稱して辭せしなり

微妙院様御代元和八年十一月廿一日、備前遺領之内を以四千五百石拜領（殘千石は同日利貞異父弟佐竹五左衛門武明（内藏助養厚嫡子）被下之、貞里幼少之内可致後見様仰出、于時年六。）寛永七年（月日不知）微妙院様・陽廣院様被遊御成、其節出雲と改名被仰付。同十一年十二月廿三日佐竹五左衛門知行分千石被下之、先知都合五千五百石拜領仕。（此月八日五左衛門病死。）其後居屋鋪御貸小屋後ゟ所替被仰付。（今前田美作守孝本宅地之内。）陽廣院様御代同十七年（月日不知）御城代被仰付、同十八年（月日不知）寄合所御用被仰付、松雲院様御代正保三年九月十三日、千五百石御加増知拜領仕、内七百石與力知被仰付。右與力知之義は、御内意之趣を以與力召抱不申、先知都合七千石、全收納仕候。其以後病身に罷成、承應元年十二月（或承應三年。）御斷申上、寄合所ゟ出座不仕候。元和三年五月五日出生、明暦三年七月廿九日病死、年四十一、法號南桂院叢月道林居士、葬地野田山。

生母　長谷川太郎兵衛女、（京都處士。）名榮。寛文三年十二月廿五日病死、年六十九、法號栢樹院本源自性大姉、葬地寶勝寺境内、元祿十三年六月廿七日野田山に改葬。

妻　實者長九郎左衛門連頼女、名犬。慶安元年正月七日微妙院様御養子に被成、本多安房政長方にて用意方被仰付、同二年二月廿二日婚儀相整申候。爲粧田二百石被下置、寛文元年四月十八日病死、年二十八、法號光照院玉顔宗金大姉、葬地野田山。

〔金澤古蹟志〕

前田備前舊第

延寶金澤圖を考ふるに、富田治部左衞門第の向なる邸地を前田備前と記載し、前口四十六間二尺とありて、後地は御貸家と載せたり。其隣地は前田對馬とあり。前田家略譜に、高德公六男利貞、初名利豐、幼名御世松、又乙松丸、長而稱七兵衞、又改稱備前。慶長三年三月十六日生于山城伏見。同五年五月使神谷信濃守近孝撫育之、因稱神谷氏。同十六年十一月賜五百石、改稱前田氏。同十九年十月於江州大津賜五千石。元和六年八月二日卒、二十三歲。生母名阿千代、越前葛野坊圓福寺女也とあり。壬子集錄に載たる横山外記覺書に、前田當備前祖父備前殿は、高德院樣六十二の二つ子のよし御國にて申習し候と見え、横山志摩覺書に、備前殿御袋はおいとと申し、芳壽院樣召仕のものゝ由とあり。さて靑地禮幹の本藩略譜に、利貞子利重、幼名又勝、長稱出雲、娶長氏連賴女、明曆三年七月廿九日卒。其子貞親自稱備前、娶長氏左兵衞元連女、寶永二年十月十三日死と載たり。右延寶金澤圖に載せたる前田備前は二代備前也。

八月廿五日。小松郊外梯天滿宮に於いて初めて月次連歌を興行す。

〔菅家見聞集〕

明曆三年八月廿五日於懸橋天神、始て月次之連歌御興行。

賦何田　執筆北野能覩

千世の秋神や告けん松の聲　利常公
天滿月のすめる瑞籬　綱利公
水清き御池に浮ぶ霧晴て　利次公
砌に羽吹鶴あまた也　利治公
ひかり指眞砂の上や廣からん　御惣代
そゝぎし露の朝け靜き　能順
雨の後軒端の竹の風過て　孝治
釣簾卷上る袖の涼しさ　直賢
見る〳〵も影あらは也飛虹　清元
流の末になびく草々　方勝
岸傳ひさして小舟や下すらん　賞山
住一村や近き川づら　重政
くらかりし山のあはひも明離　重俊
岸より嶺の雪や消なん　重幸

さだか成松は嵐の宿りにて　能賀
淋しさや只室の戸の暮　執筆

九月四日。前田利次江戸に參覲せしを以て登城す。

〔御日記〕

九月四日參勤御禮。

御給三重・金馬代　松平淡路守

九月廿三日。淸泰院の一周忌法會を行ふ。

〔政隣記〕

一、九月廿三日淸泰院殿御一周忌、江戸傳通院及加州於如來寺御執行。

〔德川實紀〕

九月廿三日淸泰院御方周年の法會松平加賀守綱紀執行ふにより、酒井雅樂頭忠淸參拜し、また阿部豐後守忠秋もて、傳通院に香銀二百枚布施せらる。

九月廿七日。前田綱紀江戸城天守臺造營の命を受く。

〔御日記〕

九月廿七日御普請被仰付。

御天守石垣御普請　　松平加賀守

〔德川實紀〕

九月廿七日來年本城構造の助役を命ぜらる。天守臺は松平加賀守綱紀、內大手・二丸門・中の門・蓮池喰違は細川越中守綱利、玄關前門・富士見鹽硝郭門は丹羽左京大夫光重、切手門・中仕切の門は戸田釆女正氏信、梅林坂上下門・三丸喰違は眞田內記信政、この輩迄は石垣の助役なり。相馬長門守忠胤・內藤豐前守信照・水谷伊勢守勝隆は、その諸門造立の助役つかふまつるべしとなり。但一萬石に百人づゝ人夫出すべしとなり。

十月廿二日。明年二月以降藩士中小祿の者の乘輿を禁ず。

〔政隣記〕

一、十月廿二日之御定に、來年二月朔日より、千石以下之者乘物御停止之旨被仰渡。

十月廿五日。前田利常、德川家綱に口切茶等を献つる。

〔德川實紀〕

十月廿五日小松黃門より口切茶並に鶴を献ず。

十二月朔日。小松に於ける牢獄番人の爲に請狀を提出す。

〔小松舊記〕

籠番吉兵衞与申者被召置候に付御請合狀之事

一、此吉兵衞慥成者に御座候に付、私共御請人に罷立、籠番御奉公に出し申候。御給銀之儀者、御扶持方共一ヶ年に付百二十目宛に相定候。然處當月朔日より御奉公仕候に付、當月・來正・二ヶ月分、右御給銀月割に仕、二十目唯今被下候。來年より春取替として八十五匁可被下候。殘而三十五匁者、暮に可被下御定に而御座候御事。

一、籠番之儀、晝夜共に無怠慢爲相勤可申候御事。

一、籠舎人方ゟ、緣者親類如何樣之者に而茂爲致出入申間敷候。假令狀に而茂通路爲仕申間敷候。附り、禮儀禮物一切爲取申間敷候御事。

一、吉兵衞何方より茂構無御座候。自然不屆之儀御座候而欠落仕候者、五日之內に尋出し急度相渡可申候。御給銀之義者、其時之依御沙汰、如何樣共指引可仕候御事。

一、吉兵衞宗旨之義、吉利支丹宗門に而者無御座候。一向宗旨、小松に而淨德寺門徒に而御座候御事。

右紙面之外何樣之義御座候共、私共御請人に罷立申上候上者、急度相捌可申候。爲其御請狀

明暦三年十二月朔日　長谷川少太夫組本座御小人　加右衛門
石川郡平加村　長左衛門

町年寄　升屋七郎右衛門殿
永山與兵衛殿

十二月五日。小松に於いて問屋を經ずして煙草を賣買することを禁ず。

〔小松舊記〕

當御地たばこ賣買之儀、此跡申觸候得共、頃直賣直買有之由、問屋衆より斷に付重而申進候。爲念候間、何茂組中裏家借家ゟ茂彌被仰渡候。以來相違有之候得者、其人迷惑可仕候條、能々可被仰渡候、以上。

十二月五日　金津屋宗左衛門
村井屋五郎兵衛

本町肝煎中
地方肝煎中
散　肝煎中

是歲。越中高岡瑞龍寺の塔頭に龜占庵・法性庵を造營す。

仕上申候共、請狀取返し不申內者、何迄茂御請人に罷立申處如件。

〔寺社來歷〕

一、龜占庵者、瑞龍寺御造營之內明曆三年に、微妙院御建立被仰付候。則米三十俵被爲下、其以後萬治二年に、從加賀守樣御寺領三十石之所付御印致頂戴候。

一、法性庵者、瑞龍寺御造營之內明曆三年に、微妙院樣御建立被仰付候。則米三十俵被爲下、其以後萬治二年、從加賀守樣御寺領三十石之所付御印致頂戴候。

一、林洞庵者、瑞龍寺御造營之內微妙院樣御建立被仰付候。年號者申傳無御座候付不奉存候。萬治二年從加賀守樣御寺領三十石之所付御印致頂戴候。

一、東漸院者、瑞龍寺御造營之內微妙院樣御建立被仰付候。年號者申傳無御座候に付不奉存候。萬治二年從加賀守樣御寺領五十石之所付御印致頂戴候。

一、瑞龍寺由來書。當寺塔司東漸院・龜占庵・法性庵・林洞庵者、微妙院樣御代に被仰付候。當寺拜領地之內千五百步東漸院屋敷、千百步宛龜占庵・法性庵・林洞庵屋敷に御座候。

萬治元年

正月十一日。馬廻の士に命じて火防の爲金澤城下を巡邏せしむ。

〔河瀬雜記〕

萬治元戊戌正月十一日御馬廻高知之面々、爲火用心町廻三月朔日より十月晦日まで可相勤旨被仰出、二手合にて一日一夜四人充十二番に被仰渡。其後四手合になり一日一夜十六人充三番に勤。

〔國事昌披問答〕

一、風廻は何頃初り候哉。答云萬治元年正月十一日新命也。每歲三月朔日より十月朔日迄、馬廻組高知之內より御城下町中火之元巡察、是を風廻与云。但本名者町廻と稱す。正月人數を定、一組より四人宛之內、二人二手合にして、一晝夜四人宛、十二番四十八人。但寬文元年四手合にして、一晝夜六人宛、三番に風廻と稱す。寬文八年正月向後町廻と可稱旨奥村伊豫申渡す。

三月九日。加賀石川郡の十村等その職務に關して誓紙を上つる。

〔改作所舊記〕

天罰起請文前書之事

一、今度本高之內、御知行出に罷成候米高、帳面に伊藤內膳樣奥判被成、御代官衆ゟ被遣候處、米高少相違之儀有之に付而、御斷をも不申上、名代ども手前に而直に申付、其段御吟味

被成、則內膳樣ゟ可被仰上旨御座候得ども、此度之儀者先其分に被成御免被下候。是以來諸事しまり可仕旨被仰渡候處、誓紙を以申候御事。

一、御公儀樣諸事御用等、私共名代に裁許爲致候得ば、仕落も可有御座候間、向後御公儀樣へ上申帳面、並百姓前諸事吟味之義、十村共罷出、委細承屆御用相勤可申御事。

一、帳面判取之儀は、猶以直判可仕候。若御用に懸り有合不申候十村は、其者之名代に爲調、當地に有合申御扶持人、並餘仁之十村ゟ爲見候而、帳面以下上可申候。其十村御用所より罷歸、上置申帳面共見屆吟味可仕候。若違御座候者、それ〴〵御取次迄御斷可申上候。

右之通是以來相背不申樣に、互に吟味致可申候。名代共誓紙之儀者、私共手前に取置申候、以上。

明曆四年三月九日

おしの　太兵衞

のゝ市　次郞右衞門

ふちの上　三郞兵衞

田井

何も十村中

三月十四日。加賀藩の助役を命ぜられたる江戶城天守臺の築造工事に着

手す。

〔政隣記〕

一、去年正月江戸大火事、御城等類焼に付、今年御天守以下御殿・門・御藏等、如先規可被修造由被仰出、諸侯歴々ゟ御配當、綱利公ゟは御天守臺被仰出。依之御分國中御老中及び人持御馬廻中、並在々所々より人夫を被召寄、其員五千人、爲御普請料銀五千貫目可上之旨、金澤ゟ被仰遣。右銀道中才領人原田又右衛門・津田孫十郎・中村新丞・平井次郎兵衛、下裁許足輕五十人被指添、下道中を經て江戸に到着す。扨牛無之荷車五百輛調之、名を第八と名付、土砂木等載せ、人足を以引之。其外普請之具品々記すに不遑。御普請事始三月十四日也。天守臺從公儀之御奉行は久世大和守殿、從此方樣之惣縮御奉行本多安房・奥村河内・長左兵衛・奥村因幡、右次之奉行青山織部・菊地大學・富田內藏允、石垣爲築奉行竹田市三郎・古市左近・成瀬市正・神尾數馬・中村惣右衛門・津田宇右衛門・茨木右衛門・山崎半左衛門・三浦勘右衛門、御賄方原田又右衛門・近藤次右衛門、石奉行大窪忠左衛門・金子權右衛門、材木奉行宮崎豐右衛門・今一人、石引奉行阿部甚右衛門・森川伊織、下場廻葛野藤太夫・澤崎太左衛門、栗石支配郡勘三郎・西村六右衛門・上村八左衛門、作事奉行奥村彥三郎、荒物奉行並料紙支配木村新兵衛・村田久左衛門、手木奉行卜谷增右衛門・森口六右衛門・今一人。

四月十三日。越中神通川以西諸村に擅に用材を伐採するを禁ず。

〔三百二條舊記〕

川西在々山方・里方共、持山並屋鋪廻田畑あぜくろ迄之御用木・から竹、下に而伐採申義跡々より堅御法度に付而、雜木・小竹に而も、切手不取伐不申樣申付置、山廻り之者廻候得ば、猶以其方共組下百姓中ゟ急度可申渡候。爲其申遣もの也。

用木から竹とは所謂七木のことなるべし元和二年七月二日の條參看

戊四月十三日　篠島豐前

五郎兵衞　少右衞門

かもん　與兵衞

清兵衞　二郎右衞門

三郎右衞門　喜兵衞

五月八日。小松に於いて問屋を經ざる茶・煙草・木綿・繰綿を賣買するを禁ず。

〔國事雜抄〕

一筆令啓上候。

一、能美郡在々より當町致持參賣買仕候茶・たばこ、跡々より究申問屋に而賣買可仕候様可被仰渡候。自然脇賣仕候共、問屋ゟ相斷、其上にて賣買可被仕由可被仰付候。

一、木綿・繰綿年内より御運上相究候。就其御役等も不仕候商人、他國より在々ゟ入込、すご〳〵村傳に罷越賣申由に候。左様に有之候へば當町御運上之つかへにも罷成候間、當町商人之義是以來札を爲持賣候様与存候間、自然札持不申商人之義者、在々にて宿借賣買不仕候様、御與中ゟ可被仰渡候。

右之通従伊藤内膳様、各々ゟ可申入旨御意に付申進候。尙以面上可得御意候、恐惶謹言。

戌五月八日　　宗左衛門

　　五郎兵衛

八日市　新右衛門様

黑谷　庄兵衛様

はねた　五兵衛様

犬丸　宗右衛門様

瀬領　兵衛様

金平　二郎右衛門様

二曲　市郎右衛門様
川原村　十左衛門様

五月廿八日。越中神通川以西諸村に命じて鷄の尾を賣上げしむ。

〔三百二條舊記〕

鷄の尾御用に候間、鳥持合候もの賣上可申候。直段者十村中圖りを以、銀一匁に五百羽宛代銀相渡、桑島彦右衛門・栗田與右衛門に相渡銀高可受取之。至急御用に候間、早々可賣上候、以上。

五月廿八日　伊内膳判

越中川西　十村中

六月三日。徳川家綱、保科正之の女を前田綱紀に嫁せしむべきを命ず。

〔古文書大全〕

今朝於御前、保科肥後守殿息女、加賀守へ緣邊被仰出候。我々大慶此事候。家中面々に茂可被申聞候、謹言。

六月三日　肥前

前田三左衛門殿

伊は伊藤の略

肥前は前田利常

長九郎左衞門殿
前田對馬殿
横山左衞門殿
小幡宮內殿

〔壬申雜篇〕
明暦三年六月三日爲上使松平豆州信綱來臨、微妙公御歸國之御暇被進之、則爲御禮微妙公・當公御登城之處、保科肥州主御息女當公へ御緣邊之儀御直被仰出。○同十三日より御內證之御普請被初之、信齋並奧村因幡庸禮奉之。

信齋は村井出雲親長

〔德川實紀〕
七月三日保科肥後守正之家計窮迫たるうへ、こたび女子婚儀行ふよし聞召、金一萬兩恩賜あり。こは正之が女子を松平加賀守綱紀定婚せしによてなり。

六月廿三日。加賀石川郡佐那武社湯立執行の事に關して上申す。

〔國事雜抄〕
御尋に付申上候。
一、昔者御社領過分に御座候に付而、神子社人なども在之、湯立なども仕候と及承申候。其

後右之社領なども退轉仕、神事も絶々に罷成申候處に、大納言様御入國之節御社領被爲附候。其より至于今神事祭禮無怠慢相勤申候。湯立之義も毎年仕候へ共、其節より于今山伏を雇仕來申候。神道書物に、山伏仕候作法に御座候ども、又は不仕候物に而御座候も不存候。自餘にも湯立仕來候故、拙子共方も雇仕事に御座候。自餘不存、佐那武社におゐて神主自身湯立仕候義者、昔より不及承候、以上。

明暦四年六月廿三日　河崎權丞

河崎將監

葛巻藏人殿

山森吉兵衞殿

森權太夫殿

七月廿六日。前田綱紀保科正之の女を娶る。

〔德川實紀〕

七月廿八日保科肥後守正之の女、昨日松平加賀守綱紀が許へ入輿せしをほがせ給ひ、近江局御使して、綱紀に時服三十・三種二荷、妻に卷物三十・三種二荷、父黄門利常卿へ卷物二十・三種二荷賜ふ。

昨日とあるは廿七日なれども入輿は廿六日なるべし

〔三壺記〕

加賀守綱利公北の御方御輿入の事

萬治元年戊戌七月廿六日に、保科肥後守正之公の姫君を綱利公へ御嫁娶とぞ聞えける。內々將軍樣より御祝儀可被仰入旨上意之處、先年筑前守光高は、公方よりの御祝儀にて、例惡敷罷成候之間、此度は直々に祝儀可被成旨被仰上に付、其通りに成にけり。天下の諸侯より御念頃次第に御馳走有て、辻がため長柄などを出され、芝の御屋敷より神田の御屋敷迄、道筋地理を撰び五色の砂を敷、美々敷事筆紙の及ぶ所にあらず。尋の常の嫁娶だに貴賤群集をなす事なれば、御夫婦共に天下の御孫にてましませば、諸人御馳走は理なり。行列諸役人等は記すに及ばず、御前樣之御家老として澤野十兵衞、加州よりは久津見忠兵衞兩人を、御奥方の御家老に被仰付。御料理人長谷川所右衞門を頭分として、千里六兵衞・高橋傳右衞門・大友次兵衞、御步行に荒木久左衞門・鈴木源左衞門・伊方佐左衞門・守屋五右衞門・松本庄右衞門、小買手役に日野彌右衞門、此等芝より御供仕。則神田に小屋を被相渡、御扶持方・知行・御下行それ〴〵に被遣。御廣敷御番人前田兵左衞門・上木半兵衞・土田作右衞門・河內半助・寺西十藏・島七左衞門御廣敷に伺公す。其翌年久津見忠兵衞代人として、山口彌五兵衞加州より引越、澤野十兵衞に相司被仰付。御輿入之日當綱利公は、御天守の御普請所に被爲成御座之處

に、中納言利常公御屋敷に被爲成御座、何事も御下司被成、暮に至而綱利公被爲入、御祝職掌の次第千秋萬歳の御ことぶき、目出度かりける御事共なり。

〔前田家雜錄〕

一、萬治元年保科肥後守正之卿の御息女、相公樣ゟ御婚禮相濟候。此時利常公より、佐々木道求ゟ品川左門を以被仰遣候は、加賀守成長婚禮相調候義、身共に續而は道求滿足可仕与思召候。依之御太刀馬代被下候旨可申聞由御意之趣、左門道求ゟ演述。道求は相公樣御幼少より奉附勤仕之故也。

佐々木道求
諱は定治

〔肺肝鈔〕

一、諸家源秘錄に、羽州米澤之城主上杉播磨守藤原の綱勝とて、三十萬石の大名也。內室は奥州會津若松之城主保科肥後守源正之卿之息女也、お春とぞ申ける。此內室母の毒飼にて卒去の子細は、右正之卿は、其頃肩を双ぶる大名もなかりけると也。御息數多有。嫡子長門守正賴四品侍從に被任、次は上杉殿の內室、三番目は大助殿とて後從四位下侍從筑前守正經、四番はお松殿とて松平加賀守綱紀公之內室也。五番目はお宮殿と申、後年稻葉美濃守正則之長子丹波守正道の室とす。六番目新助殿と稱し早世。七番目は當肥後守正信也、幼名十四郞殿と申ける。斯て本腹妾腹之出入ゆゑ繼母の嫉深くして、我子を却て被殺けるこそ淺ましき

後文七月廿八日上杉綱勝の妻逝去の事あり

事なれ。本妻と申せしは、內藤左馬助政長の息女也。又妾と申は會津に有之、西方に出生也。惣領長門守殿は、明曆三年酉正月十八日・十九日の江戶炎上之節、保科殿中邸も燒ければ、長門守殿を始め、母子共に品川東海寺の寺中へ御退き、暫く相住居有ける內に、上邸は燒ざれ共、中々屋敷狹くて大勢住べき樣なしとて、普請を企て、漸く其月末に成就也。依て新營に移さるべしと有る所に、長門守御風氣重く成つて養生不叶、十八歲之二月東海寺の內にて卒去也。其後世間もしづまりぬれば、會津腹の息女お松殿、松平加賀守へ緣組究、婚禮日限成りければ、御兄弟衆一所打寄給ひしが、元來姉のお春殿、本腹と云ひ、惣領と申、上座に有けれ共、本妻のおもはくに、姉と云ひ我子ながらも不緣にて、小身上杉ゑ祝言しけるも不便也。又繼子と云ひ妾腹たれども、お松殿は仕合にて、加賀へ嫁することそ口惜けれと思ひけるに惡心を思ひ出して、後悔の種とぞ成にける。去ば今日加賀へ入輿の出るを相待所に、奧方にては御立振廻有之て、女中大きに騷ぎける折柄も、兄弟膳を取違へければ、上杉殿の奧方こそ因果の道理に責られ、實母の毒害に預り、俄に氣色違ひてたまらず、我家に歸られける其時に、直にお松殿の輿も出しけり。偖祝言は目出度調ふといへども、彼お春殿氣色段々重り、三日目に終に空敷成給ふ、痛はしき御事也。右の如く本妻欲心出たるは、我子のお宮を加賀の家へ送り、末繁昌に暮さんとの心にて、繼子に毒をば飼ひけると也。斯てお春殿死後

に、父肥後守殿立腹あり、稠敷穿鑿いたせとて、先奥方の女中一々僉義有所に、彼者終に露顯して拷問にかけられ、白狀申ける故に、其黨多くして、家中男女七十人計難義に及びけり。勿論當座斬罪切腹の者有、醫師など合せ十四五人有し也。後お宮殿も稲葉丹後守殿へ祝言有、又加賀のお松殿も、寛文六丙午四月廿四日初產の時卒去。其外肥州御息迄果、今肥後守正信計りに成給ひ、勤候せられ發明にして、仁愛を專に國民をよく勞せらるゝと云々。

家嚴は今枝民部近義

〔壬申雜篇〕

一、同廿一日加賀守樣上之御舘御移徙、小松樣には御新宅へ被爲移。○廿二日廿三日御道具來る。

一、廿六日御入輿、未明に下女五十餘人來、四つ時分に女中卅七人乘物にて來り、午之刻御輿入、此時は前後御供輿四丁・御乘替一丁也。○御供には本多作州・石谷將監。○御輿は北原釆女渡之、奥村河内請取之。御貝桶は田中三郎兵衞渡之、家嚴請取之。北原四千石 田中二千石 領之。

一、御輿供之內此方に留る面々。

六百石　澤野十兵衞。　百石　柳下甚左衞門。

百石　荒木久左衞門。　切米取　三人。

御料理人　四人。　小役人　一人。

小者・六尺・下男共に十五人。
此外に千二百石を領する遠山伊右衛門可被指越よしなれども、微妙公より御無用と被仰入不來。
一、道作辻堅以下從公儀被仰付、金助町之辻堅は松平彈正大弼主よりせらる。各子持筋を着。
一、右祝儀一卷、松平雲州・本多作州被取持也。是は肥州公へも、此方へも御入魂ゆゑ可被取持旨、御老中御指圖のよし。〇當公へ老中並人持組頭より御進物献也。小松公へは金馬代、鶴か白鳥か一羽宛上之筈に究らる。其外は例年御禮錢之通上之。御前樣へは御樽代、肥州公へは銀馬代進之。此兩段は老中幷人持與頭迄なるべし、惣樣たるべからず、慥にきかば重而可志。〇御輿入之時分、湯島・本郷・金助町之者共御馳走申上由にて、銀子被下之。

銀卅枚・三荷・鰑五百枚　　湯島六町へ
同　　前　　本郷六町へ
銀十枚・二荷・鰑二百枚　　金助町へ

一、七月廿八日御聟入之筈なれども、上杉播州之御室御卒去によつて相延、是は御前樣之姉君也。
一、八月十八日之晚、微妙公より御前樣へ、明日之御土產に被成候へとて、銀子百枚・御樽二

荷被進之。御召仕之女房四人へ銀五枚宛被下之。

一、十九日御聟入御持參之品々。

金馬代・袷單十　　肥州主へ。

繻珍十卷　　同御前へ。

右微妙公より。

金馬代・袷廿　　肥州主へ。

綿二百把　　同御前へ。

金馬代　　大之助殿へ。

金馬代　　新助殿へ。

右當公より。

一、微妙公御供奥村因幡、當公御供奥村河內・家嚴、御前樣御供靑山將監・山崎半左衞門・茨木右衞門・久津見忠兵衞・澤野十兵衞・步供十五人、御迎には本多安房也。○兩公溝口金十郎殿にて御裝束を被成。○御相伴は松平彈正大弼主・淺野又六郎殿・松平淡州主・淺野因州・松平雲州・本多作州・小堀仁右・岡田將監。○御供之面々、肥州公御取込に候間、金十郎殿にて御振舞可被下候由、微妙公より御賴にて、何も金十郎殿被振舞之。○肥州公より當公へ、御引出物と

して長光刀金五十枚究り安吉小脇指二十枚究り被進之。大之助殿吉岡一文字刀、新助殿來國行刀を被進献。○肥州主より奥村河内へ近景刀、六枚究り因幡へ了戒刀、五枚究り家嚴へ長谷部國信刀、五枚究り將監へ景秀刀四枚究賜之。○八月廿一日肥州公此方へ來臨、守家刀廿五枚究信國小脇指十五枚究御持參にて、當公へ被進之。○同日來國次刀五十枚究大之助殿へ、安吉小脇指十五枚究新助殿へ、當公より。青江次吉刀十五枚究目貫笄倶利伽羅龍、代金十五枚、作祐乘、大之助殿へ、行光小脇指十枚究新助殿へ、微妙公より被出之。○來國行刀七枚五兩北原釆女、延壽刀六枚笄之紋蜘、代二十五兩、作宗乘、田中三郎兵衛へ、當公より被下之。但御入輿之日當公御前へ被召出、御盃之上に拜領也。義景刀七枚今村傳四郎、雲次刀五枚笄紋かぎ、代金一枚五兩、作宗乘、成瀨主計へ、當公より被下之。○當公より在江戸の老中へ被下物。寫失而不知○八月十四日微妙公より則重刀十五枚究松平雲州、長義刀十五枚究本多作州へ微妙公より被遣之○廿六日より三つ目まで、方々より馬代・樽代進上之。金銀四十枚判金八十貫目銀子と云々。委細之帳は先年持けれども、公儀へあげて漸々脇より是を寫したるを幸とすまで也。

八月十日。本月より十月に至るまで小鷹を使用することを禁ず。

〔御定書〕

跡々如御定、八月・九月・十月小鷹遣之儀御停止候。縦御免之面々に候共、作毛荒し候事堅御

停止之間、御組中ゟ急度可被仰觸候、以上。
右之通寄合中申談、人持組頭中ゟ相達候間、被得其意、何茂御名之下に御判形候而可被指越候、以上。
八月十日　前田對馬

八月中旬。加賀石川郡土清水に於いて水車を用ひて火藥を製す。

火藥製造の爲水車を用ふることは慶安四年五月下旬に在り

〔河瀨雜記〕
明曆三丁酉年秋
小立野水車藥合所、聊火事之儀有に依て、町の內にて鐵炮の藥合する事御止。
萬治元年戊戌八月中旬
金澤土淸水にて、水車を以鐵炮の藥合所出來。

九月三日。前田利常封國に就かんが爲德川家綱に辭見す。

前田利常江戸發途の日は詳ならず

〔德川實紀〕
九月三日小松中納言利常卿先に就封の暇たまはりしかど、加賀守綱紀天守臺の營築奉りたるにより、おのれも封地に赴かず、しば〳〵經營の地臨督せしに、臺礎既に告竣によて、歸封せんとてもうのぼりたれば、勞詞を加へられ鷹二聯給ふ。

〔松雲公夜話〕

一、微妙院樣御逝去の年、江戸御發駕の當日御客有之、御能御座候。其最中に相公樣には、先御膳上り候樣に御意にて、いつもの御溜所にて御膳被召上候。未御湯も濟不申內に、はや御發駕の由にて御出被遊候。相公樣いつも蕨の驛迄御見送りに御越に付、御上下被爲取、御裝束被遊かへ御出被成候處、もはや御跡にならせられ候。竹町は御供の御行列にて御通り被遊がたく、茶屋町ゟ御廻り御急ぎ被成、唯今の御中屋敷板橋口御門の前の道へ御出被遊、今の御駕籠町の方を御見かへり被遊候得ば、御先供の御馬などゝ見え申程に御座候。其より御先へわらび迄御越被遊候。其時初而右之道有之候を御存じ被遊候。微妙院樣にはかやうに急に御發駕被遊、御供之者も常に心懸不申候はでは、御供にはづれ申事などゝ度々御座候由、每度御意之事。

御意は前田綱紀

九月廿三日。淸泰院の三周忌を江戸傳通院に營む。

〔德川實紀〕

淸泰院御方加賀少將光高室三周によて、松平加賀守綱紀小石川傳通院にて法事執行によて、かしこに松平伊豆守信綱代參せしめられ、香華銀二百枚つかはさる。

九月廿三日。前田利常小松城に還る。

此月は大盡なり

〔前田家譜〕

萬治元年九月二十三日利常江戸より至る。

九月晦日。加賀藩の助役せる江戸城の天守臺竣功す。

〔德川實紀〕

八月十八日松平加賀守綱紀より、天守臺の角石をけふ安置せし旨注進す。

九月晦日本城經營の地を巡視し給ふ。助役の輩拜謁す。松平加賀守綱紀には御乘物より下給ひて御詞かけられ、綱紀先導して天守臺御覽あり。

十月九日松平加賀守綱紀天守臺石壘成功して拜謁し、勞詞を加へ給ふ。其家司本多安房守・長左衞門・奥村河內・奥村因幡・今枝民部等、銀百枚・時服十・小袖六づゝ給はり、その他の家司、銀・時服給ふ事差あり。

〔湯淺家傳書〕

先日爲御案內以飛札如申入候、御天守臺御普請相濟、去月晦日公方樣丁場𛂁被爲成、一段恰合能出來仕由、御懇之上意に而忝存候。仍爲御祝儀御肴三種・兩樽令進覽候。猶期後音之節候、恐惶謹言。

十月四日　　　　松平加賀守綱利

【三壺記】

御天守臺之事

萬治元年戌のとしには、御城見付の御門より、方々の橋々の御門・橋臺等修理破損造營の儀、天下の諸侯請取〳〵に被仰付。別而御天守臺の石垣は、加賀守殿へ御頼被成ければ、加州へ被仰遣、郡中の人足、其年の收納高に應じ被遣、扶持方銀相渡り、五千人の都合被召寄。御家中より御入用割符して、知行高に應じ取立先四千貫目、原田五右衛門・中村新丞・津田孫十郎・平井次郎兵衛に裁料足輕五十人指添へて江戸へ到着す。是は先當分普請道具品々の御用意の爲と聞えけり。年内より御上屋敷におゐて、一尺五寸廻りの五十尋・七十尋の大綱を、諸國麻苧を買集て幾百本となく被仰付、空車計を十人にてもてあつかふ臺鉢と云ものを五百輛拵置、七八寸廻りのくろがね延べたる大鏈縄を幾筋となくねらせらる。樫木を以て地車・蟬車共を數十箇作り置せられ、其外藤葛にて大持籠數萬丁、鐵てこ・木てこ數萬本、御普請道具の其外に、人足以下のしやうぞくの爲、今織の羽織五百人前、だて染の帷子數千人前、手拭等に至る迄美々敷拵置かせらる。其外外居・杉重・赤飯桶、御賄之御道具、大釜・小釜それ〴〵に御點を合せて用次第に用之、筆紙に及がたき所なり。先年大坂御普請、筋違橋度々の御普請に、

九左衞門の氏を脱す

天下のもの共目を驚かす事共御覺有之に付、御氣をくばり被成置かせ給へども、久世大和守御内書を以利常公へ被仰上けるやうは、此大火事に世間も簡略たるべき所に、此御普請のみならず諸國の請取丁場も數多なり。美麗の御事を被遊なば何方もいたさるべし。然ば幾ばくの費なり。必質朴に何事も美れいがましき事指置被成可然旨被申上に付而、裝束等は御用に立ざりしなり。御普請場の脇に御小屋を懸させられ、毎日御膳被召上、利常公・綱利公毎日丁場へ御編笠にて出御有て、もみにもんでいそがせ給ふ。

〔三壺記〕

有増御役付之事

惣御奉行本多安房・奥村河内・長左兵衞・奥村因幡其次の御奉行は青山織部・森川勘解由・菊地大學・澤田宇右衞門石垣爲築の奉行人は竹田市三郎・古市左近・三崎半左衞門・成瀨大學・神尾數馬御小屋の御賄は原田又右衞門石は大窪忠左衞門・金子權右衞門、材木は宮崎豐左衞門、石引奉行阿部甚右衞門・森川伊織、丁場廻は伊崎太右衞門・葛野藤太夫に、裏栗石は郡勘三郎・西村六右衞門・上村八右衞門、作事奉行は奥村彥三郎、荒物奉行・料紙奉行村田久右衞門・木村新兵衞、御扶持人御大工渡邊伊兵衞・笹田覺左衞門・横江太郎兵衞・中山甚六、其外數年利常公の御召仕の御大工中村惣左衞門を初として、黑田左平次・田部治兵衞・九左衞門・安田八兵

衛・山田六郎右衛門等不殘相詰勤之。先年の天守臺は、慶長十一年に御城御取建之節、淺野安藝守殿請取にて、伊豆石にて高八間半につき立らる。此度は御影石を以、高七間半に二十一間四方なり。小天守の臺長十八間に横十二間也。石船着の河岸ばたより御天守臺のきわ迄、材木・板・角物を以底より積上、かすがいに付てのぼり坂にして、修羅みち玉の盤の上を走るごとくに拵へて、七千餘人の人足にて引上、地車に懸けくり上てきづきければ、四尺五尺七尺八尺の角石とても、大坂てこの羽さきに掛て、菅の小笠をあつかふごとくに見えにけり。利常公の御召仕の石切勘七を以、惣石切の目明に被仰付、美濃屋の少次郎を以大坂手木の日用頭に御定、未明より七つに至て利常公・綱利公・利治公出御被成被仰付故により、物の見事に出來す。四千人の石切を以、臺の四方に足代し、上削りをいたしければ、誠に盤の面を鉋を以削り立たるごとくなり。九月上旬には、天下の修理職木原木工頭目明にて、渡邊伊兵衛・横江太郎兵衛・笹田覺左衛門・中山甚六・中村惣右衛門罷出、すみ圖をつきて相渡す。先年の天守臺一尺八寸のひずみ有、此度は一厘のひずみなし。渡邊伊兵衛根石よりかねを卷くと見えけるが、天下無双の名人也と、天下の修理職譽ければ、末代迄の面目也と御大工伊兵衛喜悦の眉をひらきけり。其時の人足ども寄合て語けるは、御天守の石垣どもを取のけし時見てあれば、年々に佐渡の一澤より御運上の金銀とて、たばこ盆の大さ成吹ぬきの上銀ども、

何程共なく積重ね、又いつの世よりの御用哉らん、金錢數萬貫有之處に、大虹梁どもを燒たてゝは金銀をとろかしければ、わき合て丸かしに成、五百人・七百人・五十七十人にてもてあつかふ。其中に竹田市三郎・古市左近奉行にて、千人にて引出し、御城御本丸へ引入れ置。此かね金銀わきあひて、まだらに見えて、五尺・三尺のながれかゝる垂氷ども有之を、鉐・げんのふにて打おとし、筵に包み持運ぶ。目ざましき金銀也。砂にまじはり玉かねは幾千石も可有之を、利常公御老中へ被仰上、つゞまやかに是を撰出す物ならば、尙年中は此普請成就成難く見えければ、御かねの儀御用として御求被成事最安し、皆地形堀の埋土に可被成旨御相談の處に、御尤の御事なり、早々埋土に被仰付可然旨有しかば、市三郎・左近に被仰付、其より金銀に御構なく、堀候内又は地形に盛にけり。右引出したるやけがねは、三の丸にてかね吹數百人被仰付、皆吹わけて大判・小判・丁銀に成とかや。昔より御代々天下御普請多けれども、か樣に金銀の山を見たる事はなし、いかなればか樣に金銀多くましまず哉と問ければ、老功のもの申樣は、天下のかね山と云事も、天正の末慶長の初より國々に出來す、必其國の米高直に成。御運上と號して天下へかねを上げ奉り、又國の守護より諸役を掛て取上る。箔より外に金銀の費なし。世の中にかね多く成る程に、かねにつれて世間の花麗彌增り、唯はみ物のみぞたいせつに成、鰥寡孤獨依之餓死すと語る。

普請初は本年三月十四日にあり

〔松雲公夜話〕

一、御天守臺御普請出來之時、嚴有院樣被爲成上覽被遊候。此時相公樣御十六の御年也。御先立被成候樣にとの事に御座候。御草履召申儀難成由に付、御天守臺石垣の邊御門外より、御はだしに而御先立被遊候。石壇を御登り、上迄不殘上覽、御下り被遊候時も御先立被遊候。夏之義故御足袋も不被爲召、栗石に而御難義被成候。とかく公方樣の御先立は、何れに而も御草履成不申候間、當時肥後守樣並松平下總守殿など、上野增上寺・紅葉山等御成之時分御先立被成候間、御すあしに而御難義可被成と被思召候由、己亥正月廿四日御意也。

〔松雲公夜話〕

一、右御普請初の日は、徽妙院樣には御出不被遊、相公樣迄御出被遊候。きやりし六人。猩々皮の羽織に而、其外も目立申裝束に候。鳶の者も二三千人有之候。神田橋の脇御堀の上石垣五十間計崩し、其下まで船にて石を廻し、其所より石を引揚申候。（此所に御普請小屋敷十間懸り申候由。）又今の戸田山城守殿屋敷向の方御堀の上石垣も崩し、御堀に大材木にて橋懸り申候。ばいりん坂之邊も石垣崩し、十間計の橋懸り申候。七月廿九日（相公樣御婚禮の日に御座候由）ばいりん坂の邊石垣崩し申所へ、大石を引懸候處、石少々ひづみ、鳶の者・役小者坂よりなだれ候而、多くあやまちいたし、死人も御座候。此所にも小屋懸り申候。後には神田橋邊の小屋はこぼち申候由、右同時

十月初成就とするは非なり

に拜聽仕候。

〔政隣記〕

一、石切四千人、御扶持人勘七惣石切の檢見を勤。手木の者頭は美濃屋少次郎是功者也、其外關東西國の上手數多し。大工御扶持人渡邊伊兵衞等。

右御普請初り、毎日利常公・綱利公・利次公、無御懈怠御普請所ゟ御出、御手自手木を取給ひ被勵之。春夏を經て十月初成就す。

右石垣築立、合口出入等を吟味可仕ため、爲檢見從公儀御大工頭木倉木工罷出改之。公よりは渡邊伊兵衞罷出で木工に相見し、右土臺成就の上、根石より城樓臺迄かねの手を引、公儀御奉行ゟ渡之。公の御請取の丁場何方も無滯、不日に被遂大功由、御奉行久世氏被感之、丁場無異儀被請取之、伊兵衞曲尺の手功者成由被稱美。利常公は九月御歸國之御暇被進、右御普請未成就內御發駕。天守臺は十月初悉功成、十月九日丁場を公儀ゟ被相渡。翌十日朝金澤年寄中を初、御普請に加り候人々御普請奉行迄、公儀御式臺迄被召出、今度御普請中、何も骨折申由御懇之上意にて、右面々應身代銀子各拜領、何も國本ゟ罷歸休息可仕由被仰出退出す。夫より直に面々江戶御老中ゟ御禮に祗公す。右之段々相達綱利公御耳に、從綱利公も時服銀子等面々拜領被仰付、御國ゟ歸休息可仕旨被仰出、何も十月十一日江戶を立金澤に赴。

十月十二日。前田利常小松城に薨ず。

〔德川實紀〕

十月十七日小松中納言利常卿大病により、こゝ儘に在京の醫員武田道安信重いそぎ加賀に赴くべしと傳へらる。

十八日小松黄門この十二日卒去のよし聞えければ、松平加賀守綱紀のもとへ、松平伊豆守信綱をして弔せらる。

廿一日小松中納言利常卿卒去により、小姓組番頭小出越中守尹貞を加賀國につかはされ、香銀五百枚賜ふ。

廿三日松平加賀守綱紀が喪制をとはせ給ひ、御側内藤出雲守忠由御使して菓子を給はる。

十一月十八日松平加賀守綱紀開葷によて、阿部豐後守忠頼御使して鶴をたまふ。

〔たもと草〕

一、利常公文祿二癸巳年御誕生。童名犬千代丸、利長公爲御養子。慶長六年秀忠公姫七歳にて御輿金澤御城へ入。大久保相模守忠近・青山常陸介忠成御供。同十年利常公十三歳にて御家督、金澤御在城。同年任侍從、初て松平姓を賜、筑前守利光と改。同十九年甲子攝州大坂表御出陣、眞田丸に向、和睦と成御歸。翌年卯年夏の亂、將軍秀忠公御先手にて岡山に陣す。

首数三千餘討取。同年任宰相、家老本多安房・横山山城諸大夫に叙し、御歸陣有。寛永三甲子年上洛、中納言從三位叙位、于時肥前守と號。同十六年六月筑前守光高へ三ヶ國御讓、小松へ御隱居。利常公十三歳にて御家督、金澤御在城三十三年。四十六歳にて御隱居、小松に二十年御在城。六十六歳にて御逝去、萬治二年戊十月十二日。

〔三壺記〕

小松黄門利常公御逝去之事

同年利常公は保科肥後守正之公に御意被成ける樣は、今は思置事更に御座なく候。加賀守事貴公に打任せまいらせ候へば、諸事今枝民部に被仰渡被下候樣にと御申合候所に、正之公も當年は御天守臺の御普請に被入御情、長々御滯留被成、御苦勞之御事にて御座候。綱利の事御心易被思召、早速御歸國被成候へと御いとま乞被遊。九月上旬に御發駕にて、小松へ御歸城被成けり。金澤の御老中を初、人持・物頭・諸奉行人追々に御目見にて、御機嫌殊外能被成御座之處に、二の丸橋爪の御番所に樂書仕置候旨、御目付より達上聞、俄に御機嫌替らせ給ひ、御番衆御吟味にて中々きびしかりければ、其日其時の當番供廻下々迄御せんさくに成りて、三輪清右衞門若黨の書きたるに究りて、御成敗被仰付事濟にけり。それより御機嫌直らせられ、十月十二日は亥猪之御祝とて、例よりも目出度折からに、伊藤內膳は御改作之御

用近年被相勤、御領國の人民豐饒に成る、數年の思召立も成就して御大慶に思召、內膳御知行五百石御加增被仰下、難有奉存、末代迄の面目諸人うらやみ尤也。御夜詰も過ぎ、詰衆宿々へ歸り、小夜詰に成、しばらく御用ども泊番衆に被仰置、奥へ入らせ給ひ、御用所の廊下にて、御目舞の御心持にてそこに其まゝ座し給ひ、左門〱と二聲御呼被成けるを、當番別所三平・武本三七走り寄て見奉れば、はや御正氣ましまさず、御歲六十二歲にて事たえさせ給へば、兩人驚き奉り、品川左門に人をつかはし、岡本平兵衞召つれられ針を立まいらする。其內に三の丸・枇杷島へふれければ、加藤正悅・藤田道仙息繼ぎ急ぎて走り來り、御脈窺ひ奉る。其內に小松中は不殘人持衆・子小姓衆を初、何も登城せざる人はなし。金澤御老中へ飛脚到着いたしければ、其夜の內にはせ來る人々幾千人、所々の破損御普請等、御分國の浦方作業を止め、あつとばかりかんじつゝ、十方にくれたる有樣はたとへん方はなかりけり。本多政長・橫山忠次・奥村庸禮・前田孝憲・津田政忠、其外御人持衆、何も御相談有て御遺骸を入棺なし奉り、御居間に御佛壇をいとなみ、寶圓寺より老僧一人、小松國松寺の住持相添、每日每夜御靈供御茶湯香花を捧げ奉り、灯明上げ讀經して、江戶へ御飛脚上ければ、御返簡次第に葬送可執行とて、鳴を鎮めて待居たり。

〔御直言覺書〕

一、徽妙院樣御頓死被遊候に付、御遺骸御城に被成御座候內、其御席之御次にて、御近習に被召仕候者共三四人、左門始打寄、御頓死之儀を何廉申出、別而乍恐奉悔候而、彼是申候時分、左門申候者、御頓死被遊候儀一入御殘多御事に而候。常々加賀守樣御若年に御座候に付、御國之御仕置晝夜被掛御心候御樣子にて、何彼之御序には遲かつた〳〵と御意被成候。改作方之儀思食之通に罷成、侍中に被下置候御知行無滯收納仕樣に罷成候上には、侍中之御仕置御取掛可被遊御樣子之處、淸泰院樣御逝去、其上江戶大火事、並殿主臺之御普請、加賀守樣御婚禮抔に御取込被遊、御歸國茂遲候。來年御參勤迄之內には段々可被仰出處、近比乍恐殘念成御儀与申候。

〔可觀小說〕

一、微妙公の薨逝は御卒死に相究り候得共、何とぞ御覺有之候哉、五三日も前に被仰出、京都𛀁醫師を召に被遣候。未下向無之內御逝去被遊候。其內御國の醫者へも一兩輩被爲伺候處、何の御滯も無御座候旨申候而退出仕候處、御近習の衆𛀁御意は、下手共なるよし被仰候。十一日御夜詰に、古市左近承り候而、伊藤內膳以下御加增可被下候旨に而、四五人も御一行被仰付候。其內內膳𛀁之御一行に先御判被遊、御家老前田對馬𛀁御渡被成、明日もしれぬ義に候間、今晚可遣候旨御意被遊。對馬御判物を見候處、御判の點無之候に付、如何之義と存、

御點被遊候樣に可申上と存、立歸御居間の口迄持參仕候へども、又存寄候者、御失念可被遊筈之事にては無之候。定而又御加增可被下候。其時分御點可被成との御思案可被成候。只此儘頂戴可爲致と存、則內膳へ御渡候。翌日御逝去に付、其儀別而存當候は、命の點と云事有之旨、雖而人の咄しに承り候。今は內膳家に有之候由。對馬後任駿河守、隱居後源隨と申候。直に物語承り候。

〔甲申雜書〕

一、御逝去の樣子聞召、淡路守殿小松へ御越諸事御申付也。高岡の瑞龍寺早々被參、御院號瑞龍寺被付、兼て御在世の時より、瑞龍院へ御越あるべし、導師をも其方へ御頼有べしとの御約束とて、小僧どもを御棺の回りに番をさせ、其身も不離して附被居ける。其內段々に江戶へ使者飛脚をつかひ、江戶よりの御左右を各待けると也。

〔袂　草〕

一、利常公御嫡男筑前守光高公御母將軍秀忠公御娘・二男淡路守利次御母同・三男飛驒守利治御母同・女子龜鶴森右近大夫室・女子小姬早世・女子御萬松平安藝守室・女子御富八條親王室、右七人御同腹。飛驒守利明長九郎左衞門妹利治子なり爲養子大正持を讓る・女子京極腹早世・女子御松母家女房・松平越中守室・女子御熊母家女房・保科筑前守室、此外女子母家女房本多安房政長室。

十一月十九日は誤なるべし

追腹衆の事

竹田市三郎・古市左近兩人は江戸に御殘し被成、綱利公へ勤仕致し、御機嫌の御樣子を折々注進可仕由被仰置有候けるが、御逝去の御飛脚江戸へ到着す。萬事を捨て兩人は晝夜共なく馳來り、十一月十九日に小松へ歸着す。市三郎內室は淺野大助娘にて、幼少の時父母におくれ、御城にて幼き頃より成長迄そだち、市三郎へ被遣、恩愛の中なりしが、武士の娘なれば心剛にして、道中迄市三郎へ飛脚遣はし其文に。

殿樣御かくれ被遊候事、筆にも申盡し難き御事、御心の內同じ思ひに存奉りまいらせ候。然れば日頃の御心がけ、おろかにはましますまじけれども、かならず御宿へ御越候事御無用に存まいらせ候。五郎左衞門はちかむかひに出、御目にかゝりまいらせ候。我身事は去年の御いとまごひより、わかれと思ひ定め候へば、今更とは存まいらせず候。其爲一筆申まいらせ候。

と書て市三郎に出あひ、文をまゐらせければ、市三郎披見の後硯を乞ひ返事致さるゝ。

御文の通り、殿樣の御事ことのはにも申奉るべき樣は候はず。其方思し召の通りは心易く思し召候へ。五郎左衞門口上にいさい申入まいらせ候。

と書とゞめ、使に渡し、夫よりも兩人は同道にて御城迄直に上り、御次にて人々に對面し、

一期のおさめに御上下を拜領せんと、河合傳次に御召下し貳具取出させ頂戴し、是ぞ納めの拜領と、涙を流し着しつゝ、御靈前に向ひ謹んで燒香なし奉り、御次の間へ出らるゝ。其間に湯漬拵へ兩人にすゝめければ、是もおさめの飮食なりと頂戴せられ、箸を取り何茂御暇乞申とて、市三郎は立出で、乘物に乘り直に日蓮宗三光寺へ急ぎつゝ、敷皮になほり、我主君の同宗に罷成、黄泉旅行の御供致すなれば、以來禪宗たるべし。今存生の內代々の宗門なれば、是にて露命を落すなりとて、懷中より辭世と見えし物取出して三方の上に置き、何茂へ一禮して、脇指取て戴き、腹十文字に切る所を、和田十郎右衞門刀を振上げ、三千世界を一刀の及の上に滅却し、千萬の妄想を一刹那に脫して、大案の身となれり。竹田氏の手際の程、東は津輕の果、西は壹岐對馬迄取沙汰し、其かくれなかりける。辭世に曰、

君恩難謝斷生命。鮮血淋漓濯梵天。四十三年閻浮夢。無明醒盡一時闇。

君がいにし死手の山路の道芝も思ひきるにはさはらざりけり。

原三郎左衞門は先年三十人衆百二十石にて被召出、原太左衞門養子也。然るに依て養父の跡目は望も絕て思ひもよらざりし所に、太左衞門死去の跡二百石被下ければ、餘りの忝さに此恩生々世々有難し、自然の義もましまさば御供せんと思ひけり。笹田助右衞門是を聞て、心には思ふ共口にはいはぬ廣口なりと制しけるが、誠に言葉を不捨して、いさぎよく御供致し

ければ、別けて諸人感じけり。堀作兵衛は、先年金澤にて御能の時、永原大學幼少の時、横目につき登城す。又或兒小姓乘物にて登城也。永原乘物を、今一人の兒小姓の若黨押やりて、主の乘物をやらんとす。堀作兵衛彼若黨のつらを思ふざまに打たゝき、永原の乘物を先へ押立やりにける。其翌日彼若黨、作兵衛宿へ來り打果さんとする所に、人數多有て取さへ、若黨は宿へ歸る。其晩に作兵衛御耳に立ければ、彼主人に被仰付、件の若黨御成敗被仰付。作兵衞は難有し〳〵、此御恩いつの世にかはと、兼て思ひ定めて追腹致しけり。定めて我年寄て行がけの駄賃と人々思ふべし、世に名を留んと思ふ人々は、御年寄られ候共連立申さんと云儘に、いさぎよく腹十文字にかき切る。吉崎由右衞門心得て、乾坤を太刀の先に分破して、名は海老町の煙と立にけり。古市左近は城にて、竹田と一所に金棺に燒香し奉り、市三郎一所に暇乞して御城を立出けるに、富山利次公より御尋の條々有之由にて、御家來兩人出向ふ。中土居の宿所へ先立入り、樣子を承らんと有ければ、兩人申けるは別の義にては更になし、年來申談ずる通り、加賀守樣御幼少に御座候所に、御恩深き祖父利常公におくれさせ給ひ、陽廣院樣の御別れより此度は一入愁傷たるべし。市三郎・左近を江戸に付置被成事、利常公の御心を添る樣に思召ての義共也。然れば利常公の御恩を思はゞ、せめて淡路に對面迄存命せらるべしとの御使に我々罷越候上は、一時成とも見放し申儀難成と、左近にはなれず罷在る。

左近承り、御意の通り御尤にて候、とかく可奉而拜としばし留り待居たり。左近心に思ふ樣は、御供するに留ると云道あらばこそ、遲速は御供に成間敷にてもなし、利次公に日頃の御よしみあれば、御目に懸り御禮等も申上げ、寛々御供致さんと、即根に思ひ定め居たりける。其内に利次公御來駕有ければ、左近先づ畏り奉ると御請申上ければ、利次公も御安堵被成、町宿へ御入被成けり。左近は御葬送の御供を、三宅野迄相勤、御遺骸を國松寺へ送り奉り、燒香心靜に相勤、人々に暇乞ひ、いさぎよく追腹をぞ被遂けり。誠に尊靈御在世の御時、別て御念頃にして、此人に非ずしては有べからずと也。命は義に依て輕しと云事誠成かな。

不堪君恵赴黄泉。貴命切遮時暫遷。三十四年風一陣。吹開物外雪花天。

〔袂 草〕

一、利常公御在世、原故三郎左衞門と御相撲の者（名追て尋べし）と喧嘩仕、相手を切殺。然に相手常々不屆者とて、三郎左衞門御助命也。此御恩を不忘、御一代迄の命と常に存究相勤む。さて萬治元年利常公御逝去也。此三郎左衞門に女子二人有、姉は古河の城主土井遠江殿内堀助八（百五十石）に嫁す。今一人は妾腹にて十六歲、末三郎左衞門方に在之。安井故源兵衞（初名勘左衞門、右筆に被召抱、江戸御屋敷、在國には必小松に相詰る。）三郎左衞門と別懇也。其節三郎左衞門安井方へ來て云、我等事一度御恩を以唯今迄存命す。兼て存念故御供の事を願候處、其方一人迄にては却而如何に候、並みも於有之は

品川左門の殉死は之より以後なり

望の通たるべしと、老中被申聞。大形望達すべし。就其我に一人娘有、死後路頭に立ん事口惜し。是一つ此世の殘念也。他國にては下女はした仕ても不苦。幸其方武江住人也。無心に候へども江戸へ召連、內室の腰本に召仕給れと云。源兵衛聞、等閑なしと云へども、殉死の事唯今迄不承。遺恨ながら尤也。息女の事能こそ申されたれ。我男子餘多所持す。幸江戸に召連、嫡子源之丞一所にすべし、日本一の嫁といへば、三郎左衛門手を合せ悦び、追付彼娘に引合、親子の盃させ、我は假の親也、此の人眞の親なるぞ、必孝行にすべしと申含む。其後竹田市三郎・品川左門・古市左近・堀作兵衛など並出來、三郎左衛門思の儘にて殉死す。扨源兵衛江戸罷歸に付、彼娘の義兼て老中へ物語も仕置に付、此度同道と心得用意も仕處、當座に至り江戸へ參まじと云。色々敎訓すれども不聞。老中へ此段申斷、唯今行當り難義に存候、何こそ母へも公儀を以被仰渡被下候へと云。老中思案あれども事不行。于時老中の曰、兎角此娘此方へもらひ候間、江戸不及同道と也。（三郎左衛門名跡定て可被仰付存故也。又母も此娘を物種と思ひ手放しせざるも尤也。）是は各別の義、娘爲には忝次第に候。さあらば仰に任せ可申候。自然此娘不所存にも候はゞ、何時にても返し被下候へと申、源兵衛は江戸罷歸也。源之丞弟宇兵衛（宇兵衛爲には兄也。牢人也。能弓を射る。後多賀信州に牢人分に奉仕す。始源右衛門と云。早世す。）金澤に在合候由也。此者名跡にも可申上間、一所にすべしと老中宣へども、宇兵衛同心せず。其後御徒横目（歩子將、前髮有。）杉山三四郎（御横目兼役。原氏とは元來筋目有之歟可尋。杉山市丞が舍弟なり。）原が名跡に被仰付。即名も

原三郎左衛門に改、養父遺知二百石、其後段々御取立の者也。右娘と一所に成。因之堀助八妻と當三郎左衛門隱居後法名有難。と兄弟と成に付て、源兵衛方より土井殿屋敷助八夫婦へ、故三郎左衛門が遺物、或は當三郎左衛門夫婦よりの取次も、源兵衛夫婦より書通を以相達す。助八妻より所の物とて實小角豆など送る。源丞と縁談違變の事をも聞腹立し、殘念の由申越。此助八に子五人、内男子三人嫡子萬次郎、始本多中務殿に有。後御直參、筑後に改。二男小四郎、是も御直參。三男は三郎左衛門養子に成、原十郎兵衛也。御徒頭、早世す。女子二人姉妹とも手跡よきに付、一位樣へ被召出、於ふり殿於りう殿とて出頭の由なり。其後遠江殿勝手無力に付人すべ有之。助八浪人と成、古河より江戸へ引越、本郷に借宅す。程近き故、彌源兵衛ちなみ深く成、勝手方雜用なども見繼ぐ。助八名を改、茂助に成。茂助妻何かの禮に、源兵衛小屋へ參べしと云ふ。書通は度々なれども、初て對面なれば源兵衛妻は云に及、召仕の女原迄、一せきの小袖をきかざり、今や々々と相待處、先へ子供のうば二人來る内、一人は六七歳の男子を抱く。是原十郎兵衛也。正眞の在郷者にて、手足など松の皮目の如くなれば、先茶の間いろり際に指置、源兵衛召仕の女房ども出て挨拶す。扨までども茂助内儀遲參也。其内詞の端を聞けば、此うばの内一人内儀也。何れも肝をけし、奥へ請じ入る。在所にては常に畑を作、其影にて渡世す、御恥しと云。其後茂助娘於ふり、手跡中立にて舘林樣御母堂後一位樣桂昌院殿。被召出、剰出頭仕、茂助も被召出。鎖口の番を勤。綱吉公天下を知玉ひて、於りう・萬次郎・小四郎をも被召出、偏に生を替へたり。然に如何成事にか、中比於ふり綱吉公御意に背、一類御尋の處、加州に原三郎左衛門とて養方の兄弟有之由言上に付、俄公儀より被仰渡、於ふり殿を江戸御中屋敷引、御長屋の内へ押込、貞享三年十二月のことなり。追付原三郎左衛門迎に參、御國へ召連罷歸。三四年も過御赦免にて、亦一位樣召仕、年經て尼に成と云々。妹の於りう殿又出頭にて、御屋敷被參刻など上使同事也。茂助・源兵衛夫婦共にとく世を去なり。兄弟何も一位樣に奉附、

三良之哀本の儘

段々立身し、萬次郎叙爵し、堀筑後守に成。或人曰、堀助八始め安見隱岐方に奉公す。其頃原故三郎左衞門姉妹を遣。隱岐進退果て浪人す。

〔金澤古蹟志〕

左近殉死の後、寛文元年遺知三千六百三十石を弟主計相續し、奏者役を勤、延寶三年四月病死す。遺書なき故家斷絶すといへり。平次按に、野田山に古市氏の墓地あり。主計胤宗碑陰記に如左載之。

主計君。姓淸原。氏古市。諱胤宗。後改名務本。其先世領知州古市邑、因以爲氏。曾祖父祖父同稱播磨守。相繼居古市城。父胤家。仕于近衞藤信尹公。任內史。轉除左親衞。叙爵朝散大夫。娶丹波赤井氏。有子。男三人女二人。長胤□。有故爲浮屠。次胤重號左近。次則胤宗也。寛永十有九年。歳次壬午二月十有七日。產于伊賀上野。數歳來賀州。從胤重奉仕黃門公。被寵眷居恒左右。稍長賜食祿五百石。黃門公即世也。胤重三良之哀焉。今羽林公介胤宗爲胤重嗣。食其祿三千六百石。既而□爲典謁。延寶五年四月十有一日。歿于金澤私第。享年三十有六。以同月某日。葬之金澤東南野田山。配奥村庸禮女。生一女。不肖甥品川直幸謹誌。

右碑石雨露に磨滅して、文字既に滅亡せしを、漸く勘讀して爰に載す。古市氏の來歷此碑文にて知られける。配奥村氏の碑陰記ありといへども、文字全く滅亡して詳ならす。自餘の碑石追々轉倒せしが、いつしか紛失して、今主計夫婦の碑石纔に殘れり。實に嘆息せられける。

〔三壺記〕

御葬送附品川左門事

江戸より御飛脚到來し、早速葬送可執行由被仰下、能美郡三宅野に相極る。品川左門は迚もも御供仕る上は、遲速の是非有べからず、正敷尊靈の五蘊皆空の佛躰を現じましします上は、我もさまをかへ、存生の內は御靈前の御灯を捧げ奉るより外はなしとて、法躰して日夜勤行不怠。其內に高野山の常灯の火も、山本彌次右衛門持參し、三宅野に火屋を立て垣を結ひ廻し、四門を建て白土にて上ぬり、白綾の水引等其規式殘る所なく善盡して、御名代の御燒香は奥村因幡に被仰付、富山侍從利次公を初め奉り、利治公御名代の燒香は神谷治部、其外御一門老中、何茂三宅野に充滿す。山崎虎之助・國澤少次郞・杉江兵助・別所三平四人を四天王と名付く。御前宜しき人々成故に、落髮して三宅野の御供役義等相勤む。導師は寶圓寺、念誦は國松寺、其次第規式夫々に相濟、何茂下向退散也。杉江次郞左衛門・野村半兵衛夜通しに野に明して相守る。厭離穢土欣求淨刹の御有樣を見屆奉り、翌日御遺骨を靈器に納め奉り、國松寺へ入奉りて、高野山へ御送行の御用意とぞ聞えける。斯て品川左門は、今は思ひ置事なし、高野山への御供を、竹田市三郞・古市左近諸共に、黃泉の長き旅泊の御奉公を勤めんと、內室子供達に遺言し、枇杷島を今を限りと立出で、金澤へぞ趣きける。矢田治左衛門・小島九左衛

門・岡本平兵衞・櫻井左七・河田八郎兵衞、其外不殘前後左右に伴ひて、尊靈御末期の御時我を召連けれ共、御在命の御顔を拜し奉らず、定て御待なさらんと心の中に、懸橋を心静に打渡り、濱通りに輿をやる。日頃見馴し天神の石の塔を見上げつゝ、重ね上にし塔なれば、限り有てぞ見果ぬる。行衞は北の空なれや、いつも冬には黑雲の、晴間稀なる越路かな。爰は小島の里なれや、海人の笘屋も程近し。名は福島と聞きぬれど、見ればまだらに薄雲の、消え行くよりもつたなきは、ういてんぺんの世の中と、有し昔を思ひ出。昔は此山際より海邊までは七里半、板津の鄕と申しつゝ、手取川は山際を安宅の西へ出しとかや。次第〳〵に波よりて、川は直に海を出で、湊の里をなせりと聞く。斯替り行く世の中を常と思ふぞ迷ひなる。波音のごとく風荒て、うきを身につむ湊なり。渡し舟に乘んとて、

是や此彼きしならんわたし守死手の山路の道しるべせよ。

斯く口ずさみ舟より上り、山々の奧よりも積る白雪は、皆白山の類ひかな、山は動かぬ形をあらはし古今に到る。分野は是ぞ妙なる山ずみの替らぬ色ぞ誠なる。弓手や妻手の村々の秋のかりほの仕廻ひつゝ、冬籠りして見えければ、顏淵がたのしみをさこそと思ひやる内に、松任に入りぬれば、暫く茶湯を物し、下々迄飮食をいとなみければ、はやく野々市を立出で、東を詠むれば野田の松本はやしげり、是は當所の高野山、浮世の隙を明らかに、樂み極めはかり

なき、命のほどけの住み給ふと心の中に觀念し、はや金澤に入りぬれば、淺野川口材木町の町家にしばし休らひける。懸る所に脇田善左衞門參りて、折節天氣も晴れてよかりければ、御仕合などゝ挨拶是有り、裝束改め御寺へ同道也。寶圓寺には中庭に疊を敷き、廻りに垣結ひ廻し、幕を打ち待懸たり。品川に脇田介添して客殿に上り、手水うがひ心靜かに相濟し、佛前へ向ひ尊靈の御牌前に畏りて、心靜かに回向せられ、火鉢へ立寄り手をあたゝめ、しばし脇田と物語して居られけり。尊靈の御在世には、御領國は申に不及、京・大坂・堺・江戸、其外御用聞の者、此人の取次にはづるゝ事なし。夫に依りて今を最期の事なれば、大かた寺へ參詣し、客殿・衆寮・廊下に列座す。夫より品川立出で、老中を初め人持物頭、次第〳〵に暇乞へ、則是にて介錯仕れと盃をつかはし、事濟て品川被申は、我加樣に期延て御供申事、臆して遲引に及ぶと思ふ者有べし。然らばいか樣の死仕たるぞ覺束なしとの人口を恐るれば、幕を揚げて門を開き、山門の外迄みち〳〵たる者共に見物させよと、矢田治左衞門・小島九右衞門に被申付、門を開き幕を揚げて諸方を急度詠めやり、白小袖に上下着し、西に向ひ三方の上なる脇指取りいたゞき、つひに子共さへ見ぬ玉の肌へを押はだぬき、弓手の脇に押立て、ゑいやつとかけ聲して引廻しければ、河口振上る太刀の光諸共に、夢幻泡影の跡の如し。知

るもしらぬも押なべて、袖をしぼらぬ人はなし、別て與力に召仕の者共、紅涙とゞめ難くぞ見えにける。寶圓寺にて葬送し、御骨を納め、小松國松寺へ送り、御靈骨の側に置きにける。高野山への御供には、五人の追腹衆段々に行列す。閏十二月四日に高野山へ送行なし奉る。小幡宮內・九里覺右衞門・野村半兵衞・笠間新助・杉本次郎左衞門・今枝伊兵衞・加古八兵衞、其外御步行御料理人御供にて、泊々にて國松寺讀經御靈供灯明上げ、高野山天德院にて御法事執行し、御石塔御位牌造立し奉り、空敷小松へ被歸ける。哀成りける御事也。

〔菅君榮名記〕

一品川左門殿加賀守樣ゟ御附被遊候、常々御意被遊候は、微妙公御心を加賀守樣ゟ御うつし被成候は、左門に而御座候由、御意を何も承候。右の仕合兼々被仰渡も重々有之由に候。夫故に左門殿追腹の心得無之候。然處に一ヶ月たち追腹可仕由、於寶圓寺追腹。其時分材木町に借宅、明日追腹与申前日、藤田內藏允殿三十郞とて幼少の節、暇乞に參候處對面に而、御自分は加賀守樣へ幾久敷御奉公可有之候。手前は江戶より申來、追腹仕候事加賀守樣御爲に宜敷候旨に候。加賀守樣御爲に成事に候得ば、早々切腹可仕与奉存、明日切腹仕候由咄に而御座候由、藤田內藏允殿咄承候。

〔三壺記〕

脇田猪之助事

品川左門追腹の節、脇田善左衞門介抱し、先途見屆申事謂ある事也。善左衞門惣領猪之助いまだ幼少の時被召出、其頃をごり子御取立にて、一入ふりかゝり能、心根殊更御意に入、津田玄蕃・竹田市三郎につゞきし御寵愛にて有りけるに、寛永十七年に小松へ御入城の年九月七日に病死す。別けて不便に思召、病中の養生旁御念頃の御事共筆紙に盡し難し。猪之助菩提の爲とて祠堂米を安樂寺・法船寺・極樂寺三ヶ寺へ、靈供茶湯料に被下にけり。末代に至迄寺退轉有物也、其爲にと思召、永代三ヶ寺へ附けさせらる。誠に難有御事、古今稀成次第とて、善左衞門一同共冥加深く恐入所也。初中後津田玄蕃承りにて、初は御代官被仰付、百石代官付、利足を取立年々寺へ遣はせしが、公用繁多なりとて津田玄蕃・伊藤内膳奉りにて、善左衞門裁許仕候へと被仰渡けり。加樣に御愛執深き故、猪之助に似たるやとて、弟熊之助を被召出、猪之助知行被下けり。去共いまだ御執着あまりぬるにや、宮城内藏允を召れ、急ぎ京都へ參り、猪之助に似たるせがれのあるならば召連可來旨被仰渡る。內藏允畏りて、方士が楊貴妃の魂魄を尋ねて蓬萊宮に至る心地して、都へ上り尋ねければ、白川神職伯の子を猪之助に似たりとて召具し、小松へ歸着し、御目見致させければ、誠に御意に應じ、品川左門と召れ御寵愛大形ならず。然るに脇田善左衞門に被仰出けるは　此品川左門をせがれ猪之助

と存じ、隨分介抱致し可申旨御意に付、猪之助・熊之助にかへても愛想不斜、先途を見屆被申けり。最期の有樣物語りせられては、幾度か袖をしぼられしも、實に理りとしられけり。

〔三壺記〕

御遺物の事

公方樣へ

朱判正宗御脇指　目貫芥子、小刀柄七夕、梨子地蒔繪の箱に入。

漢瓢御茶入　袋二つの漢島金襴

定家筆　伊勢物語

一、本　壺　ゑくぼ　水戸中納言樣

一、中古茶入　野田遠州所持　保科肥後守樣

一、青磁口寄香爐　ひしほの手　同　大之助樣

一、鶉の繪　同　新之助樣

一、土佐筆屛風　源氏馬　同肥後守樣御內室

一、紹鷗口廣茶入、定家筆掛物書出むかしをとこ　松平安藝守樣

一、古今集爲遠筆、新渡壺、小判五千兩　同御前樣
一、天野文琳　同彈正樣
一、土佐筆屛風　扇子押繪　同御內室樣
一、古今集公賴筆、銀二百枚　おいち樣
一、信國脇指、青磁口寄香爐　長藏殿
一、延壽刀　淺野因幡守殿
一、青磁口寄香爐、來國俊脇指　淺野又六殿
一、古瀨戸肩衝針や、定家掛物、江戸本壺、左弘行刀、吉光小脇指、銀千貫目　利次公
一、古瀨戸肩衝、一休一行物住吉玉津島、橋本壺、左之刀、行光小脇指、銀千貫目　利治公
一、後拾遺集　利治公御內室樣
一、歌書卷物、銀三百枚　おむめ樣
一、貫之集、小判千兩　綱利公御前樣
一、漢丸壺、掛物寂蓮懷紙、井戸茶碗、青江刀、左安吉小脇指

左之刀本のまゝ

一、伊勢物語貞敎、蒔繪重硯箱一、金子百枚　前田美濃守様

於くま様

一、定家歌書　八條様

一、拾遺集爲相筆、新渡壺、小判五千兩　同姫君様

一、長恨歌尊圓　若君様

一、伊勢物語爲相筆　常照院殿

一、土佐筆大源氏屛風　女院様

御家來に被下御遺物の覺

一、金子三十枚、御道具十枚　前田三左衞門。

一、金子二十枚、御道具七八枚　前田丹後。

一、金子二十枚宛　前田主膳・小幡宮内・前田主殿・大音主馬。

一、金子十枚、御道具五六枚宛　前田内藏允・前田平太夫・前田權之助・前田七郎兵衞・前田木工之助・小幡三郎兵衞・村井藤十郎。

一、金子十枚宛　奧野宇兵衞・小幡右京・前田主水・松平久兵衞・神谷治部・九里覺右衞門・岡島甚七・岡島五郎兵衞・本保加右衞門・本保大藏。

一、金子三枚宛　栗田四郎左衛門・栗田權兵衛・寺西孫市・堀四郎三郎・高畠主水・田邊六兵衛・田邊助六・松六左衛門。

一、金子十五枚、御道具十五枚　本多安房。

一、金子十五枚、御道具七八枚宛　長九郎左衛門・横山左衛門・前田對馬・津田玄蕃・奥村因幡・奥村河内。

一、金子五枚、御道具二三枚宛　青山將監・寺西若狹・永原土佐・山崎長門・永原左京・富田治部左衛門・成田半右衛門・永原大學・笹島豐前・竹田五郎左衛門。

一、金子五枚宛　岡島兵庫・山森吉兵衛・菊池大學・茨木右衛門・青山織部・神尾數馬・脇田九兵衛・富永勘解由左衛門・江守覺左衛門・寺西主馬允・大橋又兵衛・湯原八之丞・伊藤內膳・淺賀左京・中村惣左衛門・青地四郎左衛門・岩田內藏助・森權大夫・淺野藤左衛門・山崎半左衛門・江守半兵衛。

一、金子五枚、御道具二三枚宛　伴雅樂之助・別所三平・古市孫三郎。

一、金子三枚　岡田三十郎・高澤牛之助・神保長八・山崎虎之助・杉江兵助・國澤主馬。

一、金子五枚　御道具二三枚　山本久左衛門。

一、金子三枚　神戸治太夫・丹羽平兵衛・福田彥左衛門。

一、金子三枚、御道具一枚五兩二枚　吉田左近・半田治兵衞・山崎小右衞門。

一、金子三枚　吉田忠左衞門・三輪藤兵衞・杉浦仁右衞門・津田宇右衞門・赤尾主殿・佐々木道求・石黑覺左衞門・前田八左衞門・野村治兵衞・吉田平兵衞・坂井與右衞門・福島豐左衞門・三浦勘右衞門・日置淸兵衞・駒井主水・古江次右衞門富田治太夫。

一、金子二枚、御道具一枚、五兩二枚　富田善左衞門・荒木六兵衞・神戸藏人・河島平左衞門・佐藤久右衞門・平岡小左衞門・杉本治郎左衞門・高田彌右衞門・成田彌五兵衞・田邊佐五右衞門・大石玄哲・加藤正悅・西村六右衞門・遠藤數馬・笹田助左衞門・山本又四郎・長谷川大學・長谷川惣兵衞・高田勘右衞門・谷與右衞門・藤田道全。

一、金子二枚　笠間源六・鷹栖勘右衞門・靑木與兵衞・安井源藏・堀田淸左衞門・久津見忠兵衞・加古八兵衞・中尾宗兵衞・野村半兵衞・今枝伊兵衞・淸水甚助・山本淸三郎・福田八右衞門。

一、小判十兩　山本治太夫・半田六郎左衞門・原九郎兵衞・坂野市之丞・根來三右衞門・大原傳兵衞・齋田彥助・佐藤儀左衞門。

一、金子一枚　宮部彌三右衞門・野村覺之丞・岩田重左衞門・長田市左衞門・澤崎太左衞門・中村小左衞門・西脇勘左衞門・今枝助太夫・阪田小平・菊尾五左衞門・安達彌兵衞・福田平

八・疋田治部・上村八左衞門・稻垣三之丞・窪田彌八郎・鴨野又右衞門・今村治太夫・櫻井九右衞門・疋田平兵衞・高畠權兵衞。

一、銀子十枚　山中喜齋・千宗室・岸玄旦。

一、銀子五枚　長谷川德左衞門・勝見作右衞門・分部卜齋・任田又右衞門・中村長右衞門・手崎權之丞。

一、小判五兩　加藤牛之助・中村半右衞門・今藤加左衞門・市島佐左衞門・小原又九郎・石川次郎助。

一、銀子二十枚　おたけ。

一、金子十枚　前田美濃殿御袋・前田三左衞門內方・高壽院・九里覺右衞門母・堀三郎兵衞後家・田中六兵衞母・玄昌院內方・靑山將監內方・多賀左近內方。

一、金子十枚　前田熊之助後室・奧村河內內方・前田又勝母・成瀨內藏介內方・前田平太夫內方・津田內藏助內方・奧野宇兵衞母・橫山式部母。

一、金子五枚　生雲院・奧村因幡內方・品川左門後家・不破彥三母・丹羽治部母・永原左京內方・富田監物內方・靑木千太郞母・松平治部內方・前田淸左衞門內方・野村木工兵衞せがれ加右衞門後家・三輪作藏母・長屋長五郎內方。

一、金子三枚　岡島市郎兵衛娘二人。
一、金子十枚、御道具は江戶にて見合可遣　御娘子樣御袋方。
一、金子三枚　淸泰院樣御袋方・淡路守樣御局・廣島御前樣御局・八條樣姫君樣御局・高尾・今井・松村・瀧野・岩崎。

小松に居殘り被申衆

赤井權右衛門・小杉久右衛門・根來善左衛門・島田淸左衛門・今井助太夫・脇田助右衛門・藤村太郎右衛門・不破八兵衛・安藤助左衛門・宇田治右衛門・河村彌右衛門・池上又右衛門・横地善九郎・岩田十左衛門・加古佐太夫・水上左太夫・岡田五左衛門・杉野善三郎・中村彥左衛門・河合助八・岡島馬左衛門。

〆二十一人。

金澤引越之次第

一番　九里覺右衛門組。　二番　大橋又兵衛組。　三番　湯原八之丞組。

御遺物は、右の外御念頃の衆など兼て被仰置衆中へ、御帳面の通被遣。略也。

〔三壺記〕

法勝寺千岳和尙追悼の事

御逝去の御跡御城代に、當分横山左衛門忠次在城せられ、諸事御用人窺に隨ひて夫々に埒明にけり。小松・金澤の御年寄衆詮義有て、御跡の儀共、上下御扶持人等、殘る者は小松に留め、引越者は可引越由被相定、齋藤長兵衛於割場夫々に申渡す。中にも御暇を被遣柿田四郎三郎は、常に尊靈の御櫛をあげ申に付、高野山へ御供の義被申渡の所に、御免あれと辭退す。是は下々迄も望みて忝奉存所也。然るに唯今辭退の所は、天の恐れを不輕次第とて、追付切腹被仰付。日頃の私意專あらはるゝ所也。傳灯寺千岳和尚は、尊靈の報恩奉謝に限りなく、せめて寸志を以て追悼の頌を書き、御牌前に納め奉る。(中略)。

右件の一紙尊靈の御牌前に備へ奉りて、回向追善申奉りけり。かくて利常公は御逝去被爲成、綱利公はいまだ御幼若の御事也、保科正之公の御後見なりといへ共、國の風俗善惡の事委細に御存知ましまさねば、金澤老中寄合ひて、今此時節御政道別て一大事也。若御成長有りて御國入被爲成迄は、諸事の縮等ゆるかせにすべからずと、我意不道の輩をば、江戸へ注進せられ滅却せしめ、跡目等の滯有之をも注進申、御一行被成下、寄合所にて頂戴せしめ、何茂安堵の思ひをなし奉る。誠に御代々の人々と云、又は御一門中の事なれば、忠節私なく賢慮をめぐらし、公義御自分の御入用御納物は會所へ申渡し、末々無滯相勤、御郡方御收納の義、諸奉行手前〳〵の勘定は、御算用場にて吟味す。其外御作事御普請方、御下行被下、足輕以

正三位は前田齊泰

下の事共、割場に於て請拂、寄合所御用所と號して諸奉行參つどひ、老中へ伺ひ命にまかせ相啰ひ、晝夜の油斷なかりけり。寛永十六年・十七年小松へ御隱居の刻、富山・大正持二ヶ所へ金澤より引越者の跡、侍屋敷所々に明地有て物淋敷、當君いまだ幼少にて久々御國入も無之、さしてはれがましき事もなし。武家町方も家宅漸破損に及ぶ。然る所に俄に小松の大小名引越、金澤中所々の明地へ屋形を建、思ひ〳〵の作事をいとなみ、金澤居住の人々も、近々殿樣御入國被成、時節旁以て指置事難成、江戸大火事の後、諸々器財雜具共跡々に倍して千金を費す。其時節小松・金澤入込普請せし故に、材木などは申に不及、大工・木引・鍛冶等に至る迄、高直成事はかりなし。又あら物等底を拂うて賣出し、千金を出し是を求む。利常公御若年の御時のごとく、むかしに立かへり、又萬歳の初りと萬民末たのもしく、快樂の思ひをなし奉りけり。

〔續漸得雜記〕

一、明治十一年五月廿六日、前田正三位公御墓參として、百日の御暇にて金澤參着罷成、七月上旬江沼郡山中温泉御出の節、小松近邊三宅野に有之微妙公の御灰塚ゟ御參詣有之處、廢藩後御灰塚の園内外の松木等甚伐荒し、此儘にては往々存在の程も難計、石碑を立、碑石に來由記し置可然との事にて、金澤御旅宿ゟ御歸舘後、永山平太ゟ被命碑銘の御代文出來すと

罷出は森田平次

先件の舊記は省略に附せり

雖、微妙公御遺骨の埋葬地、野田山とも高野山とも判然致さず。御家譜の記載方疑惑の次第有之由にて、八月三日御住居掛寺西成器より、御旅舘本多邸まで罷出候樣にとの書狀到來に付、則參向するに、右埋葬地の義尋問有之に付、記憶の趣申述、尙諸舊記取調可申旨及答候處、何分至急取調方御賴被成との事に付、左の通相認、同五日御旅舘へ持參す。

一、先件の舊記共に據て勘考仕るに、三壺記に御火葬の翌日御遺骨を靈器に納め、小松國松寺に移し、十一月四日高野山へ送り奉るとあるものは、御分骨を靈器に納め、小松なる國松寺へ移し、夫より高野山へ送り奉りたるものなり。又自他群書に、御骨十一月四日金澤寶圓寺へ被爲入、同六日より七ヶ日の間御法會御執行、御墓を野田山に奉築とあるものは、御全骨にて、拾纂名言記にも、御骨三宅野の御火屋より直に寶圓寺へ被爲入と載たれば、御火葬は十一月三日にて、翌四日御全骨は三宅野より直に寶圓寺へ移し奉り、御分骨は三宅野より先づ國松寺へ移し、同日高野へ送り奉りたること、三壺記・自他群書・拾纂名言記の三書に載たる月日と事實とにて著明ならんか。御分骨を高野山へ御納の事は、是より先陽廣公の御例なるべし。彼公の事も三壺記に、少將光高公江戶御屋敷にて御逝去、遺骸を金澤へ送り奉り、天德院にて御葬送の規式相濟、御遺骨を高野山へ送り奉る。御供には金澤より前田志摩守、小松より小幡下野と在之處、病氣に取結び寺西若狹と成、富山より近藤甲斐、大聖寺より才

監物、其外歩行・料理人何も御供し、高野山天德院にて御法事御執行、御位牌石塔造立し、何も罷歸ると記載し、此時本多・横山兩國老より、高野山天德院への書狀彼寺に所藏す。其文。（文略す）

この文は正保二年四月十九日の條に出せり

右陽廣公は、御遺骸金澤天德院境内へ御土葬なし奉りたる事は、諸舊記にも諸人も知る所なり。然るに三壺記の表には、微妙公と同樣、御遺骨を高野山へ移し奉りたる事のみを記載し、天德院の境内へ御遺骸埋葬の事を省けり。又御火葬になくして、御遺骨を高野山へ送り奉るとあるも、後人疑惑を生ずべき事なれども、既に其時の兩國老の書狀にも、遺骨と載たれば、其時代は落齒等をも遺骨と稱したるならん。然れば微妙公の御遺骨も、野田山へ御納ありしは御全骨にて、高野山へ御納ありしは御落齒などにやあらん。既に三壺記に、殉死せし品川左門の齒骨を、微妙公の御靈骨の近邊に納め、高野山へ御供すとあるなどにても著明ならんか。尙御衆評を仰ぐ。

一、今度御建築相成御灰塚の碑文中に、能美郡河田村目明野とあるもの、御改正相成可然。河田の隣邑に盲谷村と云あるを以て、彼邊の村民は、盲谷に對したる目明野なりと云傳れども、全く僻邑の俚諺なり。御灰塚の地名は、前件に載たる諸記錄どもにも、皆三宅野と記載し、三宅野は國府村の近邑にて、往古加賀の國府なる舊地なり。三宅は官舍の遺地、盲谷は

官倉の遺地にて、御倉谷を後世盲谷と誤り、三宅も日本紀に屯倉などありて御家の意なり。今諸國に三宅と云地名あるも、皆其遺地なりと云へり。又此能美郡なる三宅野御灰塚の地は、河田村に屬すれども、三宅野は河田・垣田兩村に屬すれば、碑文には能美郡德橋鄕三宅野と御記載相成方可然哉、河田村三宅野と載られては、後々地理誌家の議論起り不可然哉に奉存候。

明治十一年八月五日　　森田平次

前田利常行狀

〔耳底記〕

一、利常公御幼少の時、慶長五年石田一亂、利長公御進發二度目、小松丹羽加賀守長重と御和睦、阿方より坂井若狹子質に御座候由、此方よりは御家老中僉議にて、利長へ申上、利常公を小松へ御遣し也。此時お猿樣与申。利長公はいまだ御對面なきなり。小松にて長重、利家公の御末子とて殊之外しつし申され、御對面の度每に、どうでも後は三ヶ國の太守に可成器量ましします。利長公は若くましします、御子出生成べけれど、何と有ても後に三ヶ國は取給ふべきと申されたると也。人を見るには至てかたき事也、長重は誠に名將にて有けると、後に人皆申けると也。

〔耳底記〕

一、中納言利常卿御幼少の時は、前田源峯居士に利家卿より御預置有けるに、御妾腹なれば誰知人もなし。小松に御坐有ける內に、乳母抱奉りて、其頃高野より學清と云坊主小松ㇾ來り居る。此者人相を見る事上手成に依て、つれ來りて見する。學清手を打て、扨て〳〵目の中人に異にして、大名の相有。是は人の惣領なり。末子にても後は惣領に成べし。能く育よと云。乳母驚きて、されば〻樣〳〵と利家公の御末子の由を申す。されば社只人とは見えず、能く守立よと云。御守を望ければ則守を書て進上す。後高野に歸り、能州へ折々來る。小松へ立寄れば、必御乳母御守を望て、每歲後には高野よりも越けるとなり。後に不計數多の兄を指置、利長公の御養子に成給ひ、學清が惣領に成べきとの相を思ひ合せたり。學淸を當地に留め給ひて、小將町に侍の家の明きたる有、是を被下て學淸爰に住み、終に寺號を望て遍照寺と號す。後寺町ㇾ移りて高野遍照寺四代先也。

〔三壺記〕

利長公者加州能美・江沼兩郡御加增の御禮として御上洛あそばされ、秀賴公へ御目見え、伏見之御所にて家康公へ御對面被成、しばらく御逗留被成、追付御いとま被進、加州へ御歸國被成けり。其時小松前田對馬屋形へ入らせられ、御姉子樣と御ものがたり、ゆる〳〵あそばし佐美・笹原や安宅近所御鷹野被成、其內に御用意有て、諸橋大夫に御能被仰付、金澤より御一

門衆之子供達、夜を日につぎはせ來り見物なり。町人共白洲に並居て見物共おびたゞし。御中入之時分の事成に、美少年數多並居たる中に、十歳にもたらせたまはぬほどの少人を乳母とおぼしき女の介抱して御手を引、見物の座敷におはします。生田四郎兵衛見奉りて、此若殿者誰殿の子なるぞ、ゆうき骨柄餘にかはらせ給ふ。對馬殿の御子之內にては何と申御子なるぞとたづね申けれども、しか〳〵とおちも申さず、あざわらひてぞ居たりける。生田四郎兵衛重而申やうは、是は唯人の子にてはなし、眼の見入他にことなり。いかにも大名の子と見えさせ給ふ。是非になのりてきかせよと申ければ、おちの人申けるは、もり山にて御そだち被成しおさるさまにて御座候と申ければ、四郎兵衛手を打て、さてこそ只人とは見まいらせ候はず、扨々珍敷殿樣哉、大納言樣の乙の御若君と承及奉れども、御目見えは初なり。當年者何歳にならせたまふぞ。當年九つにならせたまふと申ければ、かきいだき奉りて少人達の上座に置奉り、是に御座候へとて、御そばにかしこまる。頓而利長公も出させられ、おさる殿を御覽有、あれはたが子と御尋之處に、生田四郎兵衛申上る、おさる樣にて御座候由申上ければ、是へ〳〵と被仰、御そばへよらせたまひてかしこまりたまひければ、さて〳〵成人いたしたり。眼の大き成たくましき作り哉と被仰。上木半兵衛を召され、なんぢ此子に付、朝夕の賄方膳部に念を入、あやまちなきやうに可仕旨被仰。其外大窪忠左衞門・青木を御守

本文この時利長初めて利常を見るとするは誤なり

おちは乳母

中納言は利常筑前守は光高

に、權內と云御ざうりとりつきまいらせ、追々に御守などつけさせらるゝ。若君殿の御よろこび、其外何も萬悅いたす。其中につぼねがよろこびは萬人にすぐれて、幾千萬の事をおもひ出、うれしなきに袖のひるまもなし。聞人共に感涙をながしけり。利長公は金澤へ御歸城なされけり。

〔松梅語園〕

一、中納言樣に、九藏とやらん御子小將、器量勝たる者にて、其比餘り無之程之小將に候。筑前樣兼而御貰被遊度被思召候而、竹田市三郎迄御內談被遊。市三郎易御事、御機嫌次第可申上旨に而、或時申上候得者、中々成不申候、去共深き所望に候へば、直に可被申聞候、人傳などに而遣す者に而者無之と御意に付、其段申上候得者、何程大望に而も、御直には可被仰上樣無之事、是非もなき事と御意に付、市三郎、御尤に奉存候、去共宜時分に御前に而私挨拶可申上候間、其時何とぞ被仰上候樣にと被申上候得者、然らば何とぞ宜樣に御願被遊候由御意に而候。或時小堀遠江守殿御夜咄に而、筑前守樣にも被爲入候而御咄被遊候時、九藏に茶持參候樣に中納言樣御意に付、御茶持出候得者、今一つと御意に而、又筑前守樣ゟ上候時、市三郎御敷居際に有之、內々の義被仰上候樣にと被申上候得共、筑前樣何之御意も暫無之候得者、中納言樣何ぞ〳〵と御意被遊候時、市三郎、九藏義御貰被遊度由申上候得ば、望か〳〵

と御意候時、筑前守様にも市三郎申上候通と被仰上候得者、可被進旨御意にて、其後御客相濟、筑前様御歸被遊候時分、御跡より可遣旨御意に而、追付參候所に千石被下候。押付爲御禮罷出候處、其段市三郎被申上候得者、知行何程とらせ候と御意に付、千石被下候由申上候得ば、扨々しわき事に候、二千石はとらせ可申と思ふたにと被仰、何ぞとらせて可返旨御意に候得共、御夜詰濟候故、只今は何も無御座候旨申上候得ば、御物置見可申旨に而、見候得共何も相應之物無御座候。御衣桁に御小袖三つ・御革袴懸り御座候と申上候得ば、其いかう共にとらせ可申旨御意に而、御寢所へ召候而御目見被仰付、隨分能勤候へ、筑前は若く候間、諸事大切に可仕候。重而此方へ參候義無用と御意被遊候。御直に御貰被遊候様にと御座候は、深き思召共有之事之由、竹田氏咄。

〔微妙公夜話〕

一、以品川氏從微妙院殿家嚴へ被仰出し候は、當公後々御仕置を如御身被成候はゞ、疾三國は可失間、唯今のまねは必不被成候様に可相心得と云々。正之公後に被仰は、肥前殿は棊ならば人の不見先手二三も先を打人也。加賀守殿抔は如定石實に被爲打可然也。

〔微妙公夜話〕

一、淡路守様・飛驒守様御兩人より、中納言様ゟ御訴訟被成候。御貸銀多く、何とも御難儀

當公は前田綱紀

本文の事は

承應二年に在り

淡路守は利次飛驒守は利治加賀守は綱紀

被成候間、御銀御貸被下候。分限よりも人も多候間、少々加賀守樣ゟ御預、其知行を以御除知に被成、夫に而御返辨被成度之旨被仰上候。其段相調、御預之御家來名ども御書付上候得ば、淡路守・飛驒守に、惡敷ものどもを加賀樣ゟ遣候ひて、何之役にも難立候間、成程能者共を遣候得と御意に而、書付は御覽無之、金澤老中ゟ御渡被成候。富山・大正持より御預のもの共、御用にも不立故金澤ゟ被遣と存、氣もふるく仕罷在候處に、此御一言に而金澤ゟ罷越候者共かたをひろげ、何茂忝悅申候。是にて御預之侍共疵も付不申、難有儀と御名將を奉感候。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、微妙公御隱居後、士十人計陽廣公より御書付、馬廻頭明御座候間、可然者御指圖可被下旨、小林檢校を以被仰上候得ば、暫御思案、筑前に家督相渡候上は、主目利次弟と御書付御返に付、其後陽廣公ゟ小林申上候處、御行當の御躰に而、某若年に候得ば御指圖可被下候儀与思召て、又右の書付御覽候へば、御爪にて右の内二人御點被成候。扨は此者共可然思召候哉と、則頭に被仰付候。御家中の人にも、中納言樣より諸事御指圖被成間敷と御意之上、筑前樣思召次第与被存候。彌諸事嗜、筑前守樣に御威光も付候と也。

〔山本源右衞門覺書〕

一、有時江戸御屋敷ゟ中納言樣被爲入、御式臺に新敷御番帳紙有之を御覽被遊、筑前樣に被

仰候は、番帳之次第高知を先に書申候、高知之者に茂、親祖父よりとらせ來候故無是非知行を多遺候へ共、小身者に而も高知に增たる者有之候間、番帳抔は器量次第書度者なり。老中・組頭抔の調申には、高知を先に書申筈。主人見候而は、はたらきの有者共を先に可然と御申被遊候。

〔微妙公夜話〕

一、大姫様清泰院様なり御輿入候而後、尾張様より筑前様を御振廻被成べき由被仰遣候。今枝民部を以中納言様へ、如何仕べしと御伺被遊候へば、御意には、尾張殿など筑前召寄られ候、何かと難申事に候と御意に付、筑前様御禮に御越、御日限も相極り、明後日と申日、中納言様今枝民部を被召、尾張殿へ筑前近日被參候由、入らざる義と御意被成。民部行當り、最前私を以て御談合被成候へば、尾張など召寄らるべきと有之を、いなとは申難き事と御意被成候に付、日限迄御極、すでに明後日に相極り、殊に御造作茂御用意共大方相調候由承り候。只今に成如何御申可被成哉と申上候へば、持病指おこり被參間敷と申遣然るべく候。造作を被成候事は、筑前不被參候ても、御馳走を請申事は同前、表向參候義は能くこれ有間敷と、御頭御ふり被成候。民部罷歸、其筑前様へ申上候得ば、其通被仰遣候。

〔松梅語園〕

一、微妙院様或時釘隱しを御大工に爲御打被遊候時分、なげしにあてがひ、ろくを極め御目にかけ候へば、御覽被遊、少脇へ寄申と御意に御座候。八幡久悦も御側に罷有、御大工も曲尺當申候故、ろくに御座候旨申上候へば、とかく脇へ寄相見え申候間、又曲尺を當見可申旨被仰候に付、かねを當候得ば、一分計脇へ寄有之候。何れも奉感。久悦申上候は、扨もつよき御目金に而候由、何も感じ奉候旨申上候へば、故肥前守殿めがね強く候旨御意被遊候。其思召は、御目がねのつよき利常様を御目立被遊、御國を御讓被遊候故、肥前守様は猶强き御目金と申思召に而被仰候。度々に古肥前守様之義を被仰、殊之外御滿足がり、忝与思召候御様子奉見請候旨、藤田氏はなし。

〔松梅語園〕

一、上通御歸之節、安房守も在江戸故、筑前守様安房守被召連、品川迄御見送御出被成候節、中納言様御乘物之内に御寢成御座候を、脇田三郎四郎御供仕、駕之先を明候得ば御目覺。筑前様御出と申上候得ば、御駕より御下り御暇乞被成、安房へも御會釋被成候得ば、存之外御暇はやく御拜領、御國中何れも悦待請可申と申上有。惣様淡路・飛驒様御逢之時は、御乘物に召ながら御通り、筑前様には御下り御座候。

〔微妙公夜話〕

一、江戸ニ御參勤之時分、高岡瑞龍寺の御墓ニ御參詣被遊候。御供仕何茂つくばひ罷在候處に、何やらんくど〳〵と被仰候。殿樣は御經を御讀被成候哉与存罷在候へば、次第〳〵に御聲高に成候而、何と思召、しらみあたまの者を御やしなひ、大國御ゆづり被遊候。程近くば毎月も參詣可仕に、所隔て常にまゐらず候と被仰、御立被成候へば、黑柹の御上下に、御淚の懸りぬれ申候を見申候て、我等も落淚仕候由、亡父瀨兵衞咄申候。

〔松梅語園〕

一、中納言樣筑前守樣へ御家督被遣後、佐々木道求を以御異見、筑前守我に生れ、益文武備るを御大賞也。併切々家來に詞を懸る也。爲將者はむざと詞不懸者也。我氣に入りたる者には、金銀・米錢・衣服等を以、念頭に目を懸る物也。子細は開敷時は可與物なき共時之言也。將之一言に而士卒死を輕する物也と仰遣。各これをかんずる。

〔微妙公夜話〕

一、或人の曰、青山織部藤孝江戸保科肥州主御屋敷におゐて、家老成瀨主計と雜談の時、陽廣院殿の御煩之時、御養生被成けるは事の外御氣づまりの上なるゆゑ、微妙院殿より御使を被立、御氣づかへ御煩敷由被聞召候間、今日より目なしどちを被成、御慰可然と被仰遣候刻、陽廣院殿よき年をして目なしどちは成間敷と被仰しかども、微妙院殿の御意の義に候間、先

瀨兵衞は山本氏

被仰上は光高なり

御返事被成御尤のよし何も申上に付て、御返事被成、それより目なしごちなど被成、一向御くるひ被成候によりて、御氣分すきと能被爲成し由語ければ、主計乃ち正之公に右の由申上る。正之公殊之外被悦て、流石の黄門公なりと讃美被成、御息筑州正經主御病氣なりしゆゑ、何事にてもして御氣の晴候やうにとの儀にて、毎度御くるひ御氣色よく成候と云々。

〔微妙公夜話〕

一、少將様ゟ御家督被進後、鹿嶋檢校を以被仰上候者、見物場・傾城町ゟ加賀者多參り候由、殿中にても又は江戸中にも沙汰仕候由承候に付、目付共遣候ひて樣子爲見候處、手前之者無御座候。御前厩に被召仕候もの共多參候由申候間、少々可被仰付候哉と被仰上候得者、利常公御聞被成候而、筑前守左様に被存候はゞ家來共不便成事に候。拙子も左様之事數度聞候得共、手前存には、家久代々役にも立、骨折申者の子孫にて、加増とらせ申渡候得共、只今は知行も少分とらせ可申餘慶なく、朝夕不便に存候。せめてかやうの事にて茂たのしませ置候へば、悦候て奉公も能仕候。筑前守おもわくに而者家來共不便成事と被仰候。檢校承、其通少將様ゟ申上候得者、手前存寄誤候。重而此段可申上と御意被成候。侍共承難有与申候。

〔菅君榮名記〕

一、或時御下屋鋪より、今枝民部殿御用有之召候。被罷出候へば、加賀守様、人に物を被下

候事を御存知不被遊候而は、御大名はならぬ事に候。御近習の者に可被下候由、金一歩二百切紫帛に包御渡被遊候。加賀守様御十歳の時分与覺申候由、吉田覺右衛門咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、微妙公御領國中、神社佛閣御建立被仰付候而は、皆以爲加賀守武運長久と御書付させ被成、扨こそ御長命萬端御中興被遊候事、微妙公御祈願の故と老人共、亡父瀬兵衛も左樣に咄申候。

〔懷恵夜話〕

一、相公樣御十五六の時、微妙公より松平伊豆守殿迄、加賀守若輩者に候へば氣隨にも可成哉、生立御心許なく候間、御近習に相詰候樣被成度思召候由被仰遣候處、伊豆守殿御答に、被仰下候趣承知仕候、併大名の氣隨成事は少も不苦事に候。御謀反さへ無之候へば、其外は如何樣にも不苦候。御若年之内御近仕、少の御過にても有之候へば如何敷候間、御無用に可被遊由被仰越候也。微妙院樣御眞實如此思召にては被仰遣間敷、如何之御賢慮有之にや、伊豆守殿大名の氣隨は不苦との御返事尤成事と、其頃とりざり申せしと也。

〔松雲公夜話〕

一、微妙院樣常に御袴被爲召候御時分、相公樣御有合被遊候得者、每度御紐御結び、御腰御

同年は享保六年

あて被遊候御請取にて御座候。且又御庭へ御出被遊、又助と申小者ゐ木の枝など御おろさせ被成候。毎度御直に又助〳〵と被爲召候由。右同年六月廿一日御意也。

〔松雲公夜話〕

一、徽妙院樣御代などは、御能曾て御無座候。御前に茂御十五までの內、嚴有院樣將軍宣下の御祝儀、並同御疱瘡以後御祝之節、御能兩度ならで御覺無御座之由、折々御意也。

〔松雲公夜話〕

一、徽妙院樣御意に、或時相公樣被成御座候處、いちご上り申候。いつも御つまみ被遊、二つ三つ被召上、大かたは相公樣ゐ被進候。其時は如何の御事に哉、相公樣ゐも不被進、表の御臺所ゐ取寄置候いちご上候樣に被仰出、即上り申候處、御膳所より上申とは、各別ちいさく相見ゐ申候得ば、以之外御機嫌損、御いかり被遊候。いつも左樣の節は、御左右之御髮すく〳〵と立申候。其時も左樣之御躰に被成御座候。御用有之候而も、中々御前ゐ出申者無之候。然處品川左門、徽妙院樣御座所よりは見ゐ不申、相公樣御座所より御見ゐ被遊候處へ罷出、相公樣御立被遊候趣相招申候。何事にかと被思召、御立被遊候得ば、ことの外御機嫌惡敷御座候間、先御立被遊可然旨申上候。此儀は若御そばつえに茂御逢可被遊哉との遠慮にて申上候由。右同時に御意之事。

〔徽妙公御發語〕

一、淡路樣ゟ御人分に、渡邊助右衞門と申もの被遣候。其者御代官にて引おひ仕、其外私曲御座候に付、御成敗も可被成旨、村小右衞門を以、中納言樣江戶に御座候節被仰上候へば、以の外御機嫌惡敷被爲成、助右衞門一門は誰々候哉、淡路律義にて是迄申越候。左樣のやつをば引張切にいたさいではと御意被成、近き親類共も迷惑に及可申體に御座候。民部に渡邊はいつ時分よりの奉公人と御尋、民部も不存候處、其內の當番人の內能存知候もの有之、助右衞門先祖は越前府中に御座候節より、大納言樣被召出御奉公仕、似合に心ばせも有之由与承り申候。其段民部申上候處に、左樣の者のぬすみはせぬ筈、兎角氣違たるべく候間、左樣に淡路方へ可申遣と御意にて、一門は不及申、御家久敷もの共いづれも忝り申候。渡邊彌三郞は助右衞門弟にて御座候故、一入有がたきと申候。

〔徽妙公御發語〕

一、於江戶淡路守樣御家來入江權兵衞御貸家より出火仕候。中納言樣達御聞、下々御穿鑿、留守に罷在申小者火無沙汰仕候故と御意被成、籠舍被仰付御成敗可成之由に御座候處に、權兵衞申上候は、尤此者留守に罷在候へども、私居申所に錠をおろし、其所より火出申候間、私無沙汰に仕、此者の儀少も不存候間、私ゟ仰付、此もの御ゆるし被下候者、一入難有可奉

存之旨、達而御訴訟申上、妻子共の方へ書置など越申候。御意を待居申處、四五日立、右の小者罷歸申に付、權兵衞如何仕候哉と相尋候へば、兩人誰人やらん御越候而、籠より御出し、罷歸りよく主に奉公いたし候へと被申由に付、委細其段淡路守樣へ申上候へば、罷出前々のごとく御奉公可仕の旨被仰渡候。其翌年淡路守樣へ中納言樣被成御座候節、權兵衞淡路守樣御腰物を持、御後に罷在候へば、淡路守樣へは御挨拶も無御座、權兵衞と御言葉を被懸、其後、淡路權兵衞に目を懸つかはれよ、役に立可申ものと御意被成候。權兵衞忝がり落涙仕候由承候。

〔微妙公御發語〕

一、淡路樣御もりは生駒内膳御付置被成候。有時江戸に而何やらん目出度折節、御酒もり御座候。中納言樣より筑前樣ゐ御腰物被進候。其夜御寢間の次迄内膳參り、竹田市三郎に申候は、筑前樣へ今日道具被進候、筑前樣は御大名に而御座候、淡路樣は御小身に御座候に、御道具も不被進候とつぶやき申候。御聞被成、市三郎御呼、内膳は酒に醉參候哉と御尋被成候處に、左樣には相見え不申、今日淡路樣へ御道具不被進事申候と申上候へば、扨々主の爲大切に存候者とて、翌日淡路へけつかう成御道具被進候由。

〔微妙公夜話〕

一、酒井讃岐守殿御出、御歸之時分御色代迄御送被成候。讃岐守殿中門迄御越之時分、何哉覽飛驒守樣へ被仰候へば、御玄關より御走付被成候而、讃岐殿へ被仰御歸被成候。其内に御玄關の上に御立御覽被成御入候。飛驒守樣何哉覽被仰上候後被爲入候。左門々々と御意、飛驒守にいふ事何もかも埒明など御意之旨。飛驒守樣之御事は能思召候体と、別所三平咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、飛驒守樣江戸より御歸に、御道中より痢病を御煩の旨申來候。言之外無御心許がり、段々御飛脚・御使又醫者も被遣候。越中境に御逗留、段々御快氣、小松へ被爲入候。扨御着被成候處、見番など御付、何方迄御越与追々申來候。御登城被成候旨達御聽哉、早御かけ出も可被遊与奉存候へば、御料理被進候。扨相濟、御前へ御出候へば、若き者うつけた煩候てと御意にて被爲入候。何茂兼而奉存とは各別なる義と驚入申候由、別所三平咄承候。

〔松梅語園〕

一、八條樣へ御縁談被仰出時分、中村久悦に御尋。八條殿は高家に而も小身なれば、能き人は有まじとの御意也。久悦申は、生嶋玄蕃と申御家老のせがれ生嶋因幡、能者とて洛中沙汰仕。第一分別者に而、八十の年寄も不及事を申と承候と申上る。歳はと御尋被成、十八歳と申上。扨々久悦たはけを申也。十八にて八十の年の智恵有ば、後は大たわけに成外はなし。

十八は十八相應が能也。さあれ後々には賴母敷所も有と御意也。

〔微妙公御發語〕

一、中納言様御姫様の內、御竹様と申候を本多長松方へ被遣候。小松より金澤へ御嫁娶の節、道中長柄十本爲御持可然之由に而、其段被申上、左様に可仕候由御意にて、小松會所奉行人共方より、御長柄は何様に可被仰付候哉と、拵等の儀伺申候處、何鑓に而も遣し可申候。安房方につねぐ長柄等多拵置可申候間、道中さへもたせ遣候へば能候と御意被成候。

〔見聞雜志〕

一、先年書付たるとは覺えけれども、菊池武康御物語を聞、且最末の殿の御詞は洩たると覺えしゆゑ、衍文をも不顧して書付ぬ。何の比にか有けむ、侯伯登城有し時、微妙公は御登城の刻、鐵御門中御門といふの內にて尾張義直卿・紀伊賴宣卿御兩殿被連立て御退出に御往合、殿は少脇へ御立退御時宜也。尾張殿も急度したる御あいさつにて、互に御先御越候へとて暫御滯留候時、御時宜によりて跡つかへ候間御越可然と、賴宣卿御申有時、尾張殿しからば能越候との御あいさつにて御越也。紀伊殿も定而輕く御時宜有て御越あらんと思召けるに、左はあらで殿の御前へつかつかと御越候て、殿の兩御手をとられ、いかに肥前殿、近き頃は御見捨と見え、御尋にも不預、御うらみに存候と被仰により、前後に大勢の往來はあり、事の外に御

難儀の躰にて、漸に御あいさつなされ、御別被成ける。御歸舘以後、今日紀伊殿に出合、扨々難義なるあいさつに逢ひ、いふべき詞もなく、忝く存などゝ漸にいひ遁れて別し也。人に被疑給ふべきしかた、人の何かとうたがふも斷也。いかに紀伊殿の物せんとおもはるゝ事有とても、我等あるうへは、うむ共すむともいはせはすまいと仰けると也。

〔徽妙公夜話〕

一、江戶御城の下乘におゐて、何時も徽妙院殿は、下馬を乘物に召ながら御座候を、足輕ども二十人計道に立塞、杖を組ちがへ兩方よりはさみたて、下馬にて候御下乘なされ候へと申時分、乘物の中をふませられ、其儘やれ〳〵と御意なされて、其杖の上を踏越て御通りなされし事度々也。或時久世三四郎番にて、爰は下馬にて候間、中納言殿にてもとほし申儀不罷成とへんばいをふまれけれども、またいつもの如くやれ〳〵と御意の事も有しと也。然處に大猷公御他界の後は、物每に殊の外御遠慮被成けるが、例のごとく御登城可被成前に、豆州只今肥前殿可有登城候、下馬へ出向、伊豆守申は只今の節は上樣にも御幼少に候、貴殿は御老人と申、上にも御大切に被思召儀に候、今より御玄關前まで乘物に可被召旨被申候へと、目付衆に被申渡。則御登城の途中へ出向、右之口上を被申達ければ、右之□を慮あり、豆州の心を被察て、被入御念被仰越候段別て忝存候、さ候はゞはや是より下乘仕とて、例の下馬

にて下乘なされしと云々。

〔微妙公夜話〕

一、微妙院殿は、金澤の城の塀あなたこなたくづれ候をも、又石垣などの潰候をも御構なく、其分に被成置、つねぐの御意にも、國持大名の居城計を用に立んと思ふは不覺第一と云々。江戸御屋敷廻りも殊之外疎なる躰也。一年大猷公上野へ被爲成、彼方此方御尋有之、あれに見えたる城構の樣なる屋敷は、加賀の肥前守屋敷にて可有之と、御不快の躰にて酒井讃州に上意あり。讃州あれは柳原が屋敷にて候、其あなたに御座候かと覺申候と被申上しかば、御機嫌もあしからざりしと也。ヶ樣之事をもきかせられて彌疎に被成けると云々。

〔殘嚢拾玉集〕

一、土井大炊殿出頭盛の時、利常公より每度の御懇意にて、出頭下り候へば其日より御遠ざかり、江戸中に何かと致取沙汰候を、御出入の何某、人口に御逢の事を被申上候へば、仰には、夫は各の了簡違也。大炊を大切に存て付屆致すに非ず、將軍樣を奉敬故なり。不應御意者ね、此方より不及付屆事也。御自分にても御出頭候はゞ、隨分此方より崇敬致し可申旨御意の由。

〔夜話之抄〕

一、台德公御他界の節、江戸在留大名衆の屋敷物騷に候へ共、微妙院殿は左樣成躰すこしも

これなく、江戸中を大石樹を爲引られ、御下屋敷御普請被仰付。江戸中にも如何の事と沙汰候よし御出入衆被聞候。唯今前公方御他界にて物騷折から、御普請等被仰付儀御遠慮可有之事に候はんやと申上ければ、徽妙院殿被爲聞、たとへ前公方御他界被成候とも、當公方被成御座候得者、何たる氣遣も無之候。其故心易存普請申付候と被仰候。大猷公後に達台聽御悅不大形候。公方も殊之外殿を大切に思召候よしと云々。

〔松梅語園〕

一、或時江戸火事に而、御城も氣遣敷候に付、御人數大下馬先迄御遣置候而、度々爲替候樣に被仰付。漸火事鎭懸候に付、御父子樣御出被遊候而、暫有之御乘物御取寄被爲召、筑前守樣にも寒風强候間、御乘物に御召候樣に被仰入候而、御小夜着御取寄、御乘物之内に被爲召候而被爲入候。明方火鎭候而、御老中方退出の時分、橋爪に御乘物有之候に付、何れも御立寄候得ば、先以御城無御別條、御機嫌能恐悅之至に存候。拙者父子も大火に成候に付、早速罷出候而、御用も有之かとよひより此所に人數を立罷在候。餘り寒く候故馬上も難成、如此仕合に候。筑前は若者に候得共、風引候得ば不入事と、達而申付候而と御意被遊候得者、何も御尤奉存候、御屋敷近く候得者、是迄御出にも不及義と御申候由。此時は龍の口に被爲入候。竹田氏はなし。

〔松梅語園〕

一、何れの頃か、江戸諸大名方之屋敷、塀之高さ八尺に御定被仰渡有之候。此方樣御屋敷之義は、塀卑く候而は見越御難義被成候間、只今迄之通に被指置度旨、御老中迄御願候得共埒明不申候に付、度々酒井讃岐守殿へ被仰入候處、讃岐守殿も難澁に而、嚴有院樣ゟ申上、私共之心得に而上聞にも不達と肥前樣存体に候間、御直に上意被仰渡候樣に仕度旨に而、則月出仕之時分、御用御座候由にて御殘被遊候處、御座之間へ被爲召候而、今般塀之高下之義一統申渡候處に、段々斷之趣被聞召届候得共、諸大名一統に申渡義天下之御仕置に候處、御三人を初め御用捨難成候間、此度之義は右之趣に被相心得、仰渡を被相守候樣に上意有之候得ば、今般塀之義一統に被仰渡候得共、願之趣御聞届被遊、願之通に可仕候間、誠以難有仕合に奉存候旨、御請被仰上候處、重而左樣に而者無之候、重き御仕置に候故、御聞届難被成旨上意に候處、近年者年寄耳遠に罷成申候、段々難有上意願之通被仰渡、忝奉存候旨被仰上候而御退出被遊。夫より直に爲御禮、御老中方御勤被成候。依之如何可有之哉と、御老中方詮義も有之由に候へば、存違に而も爲御禮御老中方迄被相勤候上は、願之通御免可被遊儀と申に而事濟申旨、竹田氏咄に候。

〔微妙公夜話〕

一、巖有院樣御代、或時微妙院樣成瀨故吉右衞門殿江御對談之時分、公方樣者御いくつに被爲成候哉与御尋之時、御十八被爲成候旨被申上候得者、能御歲にて、御仕置之儀老中任せに被遊候儀、御心得難被成事と御意に御座候旨、右同年六月廿九日拜聽仕候。

〔松梅語園〕

一、巖有院樣御代、吉崎浦之鰯宜候間被献候樣に、小松へ申來候に付、早速爲取可被遣旨に而、夜中取候而指上、早飛脚も拵置、其後津田玄蕃申上候處、御聞被遊候而何之御意も無之、二三日過候に付、先日之鰯は最早御用に立兼可申候、何日比可被遣哉、其時分爲取可申旨被相伺候處、扨々御失念被遊候、只今又取而は彌日も延候間、右之かき未損申事に而は無之候、早速認可遣旨被仰出候而、玄蕃は合點の惡敷事を申候。百里之所へ生かきなど取りに越候は、老中の十方なしと云者也。此度宜敷致遣候はゞ、每度取に可參候。無用之費と申物に候。損候而重而不申越が能と申了簡は無之候哉と御意之由。竹田氏咄に候。

〔微妙公夜話〕

一、江戸大火事の儀、金澤に相聞え候へば、微妙院樣御意被遊候は、老中氣が付不申候、町中に假舞臺を建、能をさせて諸人に見せ、心を安堵爲仕可申事に候。太閤ならば左樣に可被成候。皆老中氣が付不申と御噂に御座候。藤田氏咄。

〔松梅語園〕

一、或時中納言様御不快に而、御出仕御斷の旨被仰上候へば、其後御登城の節酒井讃岐殿被申候。先日肥前殿御出仕不成候、御氣隨出申と笑ひ〳〵被申候得ば、左様に思召候哉、年寄り疝氣持に而、指出候得ば行歩難仕候、是を御覽候得と、御きん玉を出し御みせ被成候得ば、一座の衆又々肥前様のおどけが出申と御挨拶候得ば、いや〳〵おどけに而は無之候。是を出不申候得ば、申譯が立不申と被仰候。

〔松梅語園〕

一、大猷院様御臺様御口入に而、上方より五條殿被下、四五年も有て御姬様兩人御出生後、生駒內膳へ被下嫁娶有。服部左源太御付被成、江戶より被遣。鴻之巣の泊りの夜、五條殿簞笥失る。奥へ取入る時失るか、夜の內に失るか、此義不分明。左源太大に迷惑仕、早飛脚を以言上。御聞被成、少も無御構、可罷歸旨仰下、早速以書付達上聞。書附御次へ出、御詰衆被見而、扨々中納言殿分もない事被達上聞とて笑止がる。其刻小幡勘兵衞御次に有て聞て、扨々中納言殿めいよ成事なり、何を被致も軍法之秘事にはなるゝ事なしと被感。坐中衆扨は故有事と見えたりとて、何れもがてんはゆかねども申合さるゝと也。

〔松梅語園〕

五條殿は佛光寺門跡經海僧上の女にして利常の側室

御當家は德川氏

一、大猷院様御家督被成、春日之局・堀田加賀守出頭し、天下の者崇敬。于時中納言様御自筆を以、私義當時春日の局・堀田加賀守中悪候故、入御耳置申旨、以書付被仰上。此義人々奉感と也。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、大猷院様御代被仰出は、日本の諸侯國郡の仕立、御當家を格に仕、向後可仕置旨酒井讃岐守を以被仰出、不殘奉畏候旨御請上候。中納言様御請延引に付、酒井被申は、今般各仕置之儀、詳に書記可被申上旨被仰出候處、御自分御請延引被成候、早速可被上旨演述に付、利常公仰には、上意之趣違背仕様に候へ共、少御自分にも懸御目候ての儀与存致延引候。先以拙者領國之儀は、先祖利家諸事仕置仕候通、今以申付候。然處今度御當家並に可相守旨に候へ共、左様申付候者、領國却而混亂騒敷なるべく存候得ば、此段御除奉願度旨、御序に仰上可被下候様にと御意被遊候に付、則右之通達上聞候處、御尤に被思召候旨にて落去仕候。利常公御奥意には、内府公・大納言様とは御兩輪に有之處、今當家の御仕置に何と随はんやと被思召故に、右之段被仰上候と也。

〔山本源右衛門覺書〕

一、於江戸中納言様へ御出入之衆被參、御咄之序に內藤外記殿御申候は、諸大名衆何茂諸事

上様之御風に被致候所、こなたと政宗殿には左様に無御座候と、世間取沙汰候由被申候へば、御機嫌悪敷被爲成、内府・大納言と申、兩輪のごとく太閤の時分より申候得ば、大納言は早世、内府は長生に而天下を御取、身共茂御下に成候得共、御取立の者の様には有之間敷候。政宗も自分に續いては、其心得にて候半と御申被遊候。

〔松梅語園〕

一、何頃歟、尾張様へ公方様より御頭巾被進候て、於殿中被爲召候。有時肥前守様紫の御頭巾を召御登城被遊候所に、御目付衆御停止之義如何とて、御側へ被參候而、御頭巾は御免無之候而は成不申旨被申候得ば、扨々不知成事心付不申と御意に而御取被遊、御目付衆退被申と又被召候に付、又外之御目附被參候而、右之通被申候得者、只今も誰殿被仰聞候、近頃不調法之仕合に候、頭ひえ申候而難義いたし候故、忘却いたし迷惑候、早々取候と被仰、御取被成、又召候而度々右之通に付達上聞、とかく御免被遊候は而は成申間敷由に而、其日御手自紫之御頭巾を被進候。御歸被遊候而、市三郎此頭巾一つもらはんとて、ひたと頭巾をかぶり、扨々難義成事に而有之と御意被遊候。竹田氏咄。

別所三平物語に、右之趣に而御目付衆も度々被申上候得共、御承知被成候由に而又御召被遊候故、何共成不申、諸大名のしまりに成不申候間、御老中方に被仰達可然旨、酒井讃岐

守殿へ被申入候得ば、讃岐守殿被申候は、皆心得あしく狹き事を被申候、肥前殿のまねを仕る大名、外に一人も可有之候哉、天下の大老と申ものに候故、其通に仕置きたるが一段見事に候旨被申候由。

本文老中を伊豆守とするは前文と異なり

〔徽妙公夜話〕

一、江戸殿中は頭巾を被る事御法度也。然るに御前能有之時、徽妙院殿大勢の中にて頭巾を召て御座有し故、目付衆御出入の坊主を以、殿中頭巾仕る事御法度之旨度々被申所に、御心得被成由乍被仰不被爲取候に付、目付衆豆州へ兩度迄右之通申入候へども、未頭巾をとられず候間、重而申斷、其上に而御取なく候はゞ、御法度のごとく不申達しては成間敷候。されども肥前殿の義故一應窺申旨達しければ、豆州氣分以之外損じ、左樣の心得にては御目付役成間布なり。殿中頭巾御法度とあるは、肥前殿ごとき老人に御ゆるし可被成爲なり。然るに各被申通不覺千萬と被申しと云々。

〔松梅語園〕

一、仙臺の中納言政宗、中納言樣を招請の時、政宗殿に名物の茶碗有、天下に政宗茶碗とて無隱物也。政宗云、いかに名物に而も、世に聞召し古したる物に、茶を進ずる事無面目、又御目に不懸も惜める樣にて惡しとて、たばこ盆に火入にして御出し、御相伴衆之内より密に

御耳に被入候。扨大き成馳走とて御感有ながら、きせるのはいを彼茶碗のふちに而無用捨御たゝき也。政宗勝手に而御覽有。去ればこそ茶など入れ參らせたらば氣に入まじきに、仕あてたとて悦ぶ也。又相伴衆は笑止に被存也。政宗此時中納言樣御脇指御所望に而見被申、扨々見事成御腰物哉、老後之思ひ出にヶ樣の御腰物さして見度とて頻に被申、今御出し有るかと各御顏を被見けれども、不聞振に而被成御座と也。其後相伴衆此義申出されば、中納言樣御聞、我等若きとて左樣之事にぬかれ申事にあらず、脇刺を出したらば、彼家之相傳來之脇刺を、我等腰明きたりとてくれんと思ふ。此時辭退も成まじ。又家の珍物受るも如何。其上世の聞えも憚有る事なれば如何と思ひて、不聞躰に而有しと被仰。後に聞けば其支度に而道具出して有と也。政宗聞而扨々人之腹を見ぬき、おそろしき事と御申と也。

〔山本源右衛門覺書〕

一、中納言樣政宗殿ゟ御振廻に御越被遊、緩々と御咄御座被遊候所、政宗殿中納言樣御腰物見度与被申候。雲次之御刀御指御座候所、事之外ほめ被申候。少御所望心に相見え、御相伴衆も被存候所、少しも無御貪着御歸、御上屋敷へ御立寄、御相伴衆茂御上屋敷ゟ被參候。其節被仰候は、今日拙子雲次の刀政宗望の体に被申候間、遣し可申哉と何茂可被存候得共、定而政宗所持の名物の貞宗の刀を可給躰に存候故、遣不申候と御意被遊候。其後政宗殿勝手に

居申候衆へ、御相伴衆物語候へば、主の家に傳り候貞宗を中納言殿へ進度と、袋に入れ次迄取出被申由被申候。めいよ成儀と何茂被申候由。

〔桑華字苑〕

一、伊達正宗或時利常公ゟ御茶の湯に御越、御相客有馬玄蕃殿・佐久間不閑其外一兩人、何れも明六つ時分より御出御待被成候へ共、せう客の正宗殿おそく、やう〳〵五つ過に御出、案内者御路次の方ゟ參候へば、いや〳〵先御色代ゟ可參とて、大門より御色代ゟ御入。然處に、御馳走に御茶の湯過可被懸御目とて、大鷹十もと計御色代にすゑて居る所へ、正宗殿御座候て下に御ねまり、扨も〳〵見事なる御鷹共かな、是は何、是はいかやうと一々に御尋。其所へ利常公御出被成候て、是ははし近し、何れもあなたに御待なり、先あなたへ御入被成よと被仰。正宗餘りに御鷹ども見事に御座候間、是をとくと見物仕とて、其所に緩々と御座候て私の儀は利家・利長・貴公御三人被懸御目、忝御心安奉存候、何のきやくじんも無御座候、能御家禮を一人御持被成と可被思召候。明日にも何樣の儀御座候共、一番に懸込御用に立て、御目にかけ可申候。併公方樣へ御ひぎにおいては、又御先を申請、一番に取懸可申候と被仰、から〳〵と御笑、扨御座敷ゟ御入。

〔袂　草〕

前文と稍異なるものなり

一、寶永七年の七月藤田內藏允咄。江戶にて光高公へ朝數寄に政宗御招請、利常公も御勝手へ御越。早朝の筈に候處五つ時、露路よりの筈を御色代より御通、尤御父子樣ともに御迎に御出の處、御廣間にて刀刺ながら下に居て御咄、火事の節手配の事被申出。是を次而に、我等義江戶へ隨分人數多く召連候、若御人數入用に候はゞ何時にても御用に立可申候。然ども公儀へ御背きあらば、其時は我等は御相手に候間其御心得あれと也。利常公夫は仰に不及、其段は相互に候と宣ふとなん。

〔山本源右衛門覺書〕

一、江戶本鄉御下屋敷富士見御亭にて、御出入衆御咄被成候節、織田左衛門殿御申候者、あの富士の山の頂に池有之、水も出申由不審成義と被仰候。一座之御衆も、誠にあれほど高山に水出申茂不審成義と被仰候。其時中納言樣御意には、左衛門其合點不被存か、人のあたまも血有之候と同事に候と被仰候へば、一座之御衆、扨々頓作成義と感心被申義に御座候。

〔松梅語園〕

一、辰之口御屋敷に而年頭御客有之候而、小堀遠江守殿・岡田將監殿始曆々、御旗本衆御詰候所へ、子小姓衆迄御供に而御出被遊、御坐敷を御覽被成、御床に御具足の餅有之候、是は取不申か、早く取候樣にと子小將衆へ御意に候得共、幼少之衆中々手にあひ不申候處、右御出

之御方々へ、子供中々成申間敷候、少手傳〳〵と御意被成候得ば、何も御立候て御かき被成、御勝手へ御のけ被成候由。野村氏咄。

〔松梅語園〕

一、或時小松檢校御咄之序申上。織田出雲守殿と御前樣よく被爲似、殿中に而ち風御時宜申上にも疑敷御座候ち、御旗本衆被申候と承之由也。中納言樣御意に、雲州に似たらば、定而我もたわけと見えると御笑也。

〔松梅語園〕

一、仙臺政宗云く、手前常に小松中納言殿を急度尊敬仕事、何れも不審に諸大名衆も可被存候得共、日本第一之貴は天子也、二には上樣也、第三に日本一番之大名と云は肥前守殿の事也。其故に我等崇敬申也。扨其次には手前なりと被申候。

〔松雲公夜話〕

一、中納言樣ゟ岡田豐前殿被申上候者、御家に而御客衆ゟ出申御盃以之外大きに而、今程外には曾而無御座候由被申上候得ば、中納言樣御意に、大き成が宜敷候。其子細は、被給候衆の勝手に候。給不被申衆は、大きに而茂ちいさく候而も、少被請候間同事に候旨被仰出候。是は御尤成御意に候由、即豐前殿相公樣ゟ被申上候。御前にも、成程其通りに被思召候に付、

相公は前田綱紀

于今其分に被遊置候由、右同時に御意也。

〔懷恵夜話〕

一、村上次郎左衞門殿御出、御咄之序、紀伊守殿は律義成御方に而、先日も罷越申候爲御挨拶、私宅へ御出之由被申上候處、微妙院樣御意に、紀伊守殿は生得吝き故に候。惣而大名は左樣に不動ものに候。皆の衆ゐ折々致合力候へば、務に不參候而も不苦候。紀伊守は夫を仕間敷ゆゑ、左樣に動申由御意被遊候旨。

〔殘嚢拾玉集〕

一、利常公土井大炊殿を御招請の日相極り、御馳走に作り松の能を御植させ候はんとて、江戸中を御才覺、無之とて、鎌倉の一乘院に有之作り松を御所望、千六百兩の御禮金にて事濟、御取寄の事いかゞと何も案じ申候を、大き成修羅に乘せて氣遣をして御屋敷ゐ引付る。御招請の日の朝漸來り爲御植、今日の御馳走は此松計りと御意。御相伴衆は勝手衆へ、鎌倉の一乘院の秘藏の作り松を漸致所望、今朝是ゐ引付申との御普爲聽故、正御客へ皆々被申、江戸中にも是沙汰也。實は鎌倉にて根本より引切て、根なしに引て來り候由。其儀は御隱密と也。頓て枯申と也。

〔殘嚢拾玉集〕

一、井伊故掃部頭殿武邊膝節咄有之候へば、利常公御云消被成事度々也。或時又御城にて例の咄有之候へば、利常公掃部殿際にて御足を投出され、御股を御自身御撫被成候。淡路守様早掃部頭側ゟ御立寄被成御坐候へば、利常公御立被遊候て、膝節聞候へば腰が痛むと御意。掃部腹立の由。陸奥守殿ゟ肥後守様・掃部頭殿など御振舞の時、掃部頭殿肥後守様へ被申候は、中納言様ゟ能々悦申段御禮被仰入可被下候。急度以參申入候程の事にても無之候、亦以參申上候は遠慮にも存候間、忝がり候と奉頼候由也。肥後守様御合點は不行とも、其後中納言様へ其段被仰候へば、さうあらんと被仰候由。是は少御奥意有之しか。掃部は頼母敷者也、筑前守など萬一の事あらば後楯にも可成者也と御意被成候ひしを、掃部殿早傳へ聞て右の通の由也。

〔可觀小說〕

一、大猷公薨御之後、微妙公仰候は、井伊掃部頭は扨も利根者也、大猷院様御存命之内は、我等一目をもかけぬ樣にし、只今はこぼれ懸る樣にする也、御幼君故に、我等などが氣を取、腹を立ぬ樣にするは御奉公也とて、御意被成候。

一、微妙公或時井伊掃部頭殿御見廻、御着座之所へ、公御熨斗鮑御持參也。掃部殿是は忝義と謹而御戴被成候。公御挨拶に、日外上樣忝上意有之時、我等耳に聞え不申所、御自分脇よ

以參本のまゝ

り上意之趣被仰聞候而、慥に奉承知、一代之芳志を得申候と御意之時、掃部殿左様に御意被成候義は無御座候。却而致迷惑候と有。奥村因州話。

一、酒井讃岐守殿每々御見廻、或時は微妙公御式臺迄爲御迎御出被成候。扨々忝とて手を御取被成、書院ゟ御通も有、又は御庭ゟ御出被成。讃州書院ゟ御通之後、緩々として御出座被成、御出に付路次之掃除申付、御出も不存不罷出候とおふせの事も有。

〔微妙公夜話〕

一、或人の曰、いにしへ於江戶、當酒井雅樂殿忠清いまだ河內守にて有之刻、微妙院殿へ、御振舞候はんとて、內藤善齋を以被仰入處に、善齋河內殿より直に讃岐殿の息修理大夫殿へ往きて、河內殿微妙院殿へ御越候間、貴殿にも御出候樣にと被仰旨申入らるゝ處に、畏入候則可參与ありしかば、善齋此由家嚴に申に付、家嚴奈何と思ひながら立御耳ければ、微妙院殿被聞召殊之外御悅にて、善齋仕形あしく候へども、我等爲を思ひ如斯樣子大慶と被仰しと云々。

〔閑窓夜話〕

一、板倉內膳正重矩若き時、利常公ゟ御見廻之時は、外のかた〳〵と違ひ被歸節、必次之間迄御送有て、どうでも內膳は只人ではなし、是非後には御老中には成人ぞ、奇妙な相がある

と被仰しと也。はたして御詞の如く也。

〔菅君榮名記〕

一、由比正雪・丸橋忠彌一卷之時分、內藤外記殿御出之節、世上別事も無之哉与微妙公被仰候者、外記殿此中浪人共騷動に付、紀州殿御印物右浪人共方に有之与取沙汰有之候て、紀州殿も御迷惑がり、老中も如何之事与被申由、專取沙汰仕候由御申候得ば、から〳〵と御笑、末々町人共などは、譯を不存候而左樣之事を可申候。各などゞ近頃不足成事を御申候。今日公方樣御立候故、三人衆も手前初何も尊敬仕候。公方樣をつぶし紀州殿たゝせては、此肥前も三日は爲持申間敷候。多分陸奥・薩摩も左樣に可被存候。夫程の事合點せぬ紀州殿に而無之候。夫を合點せぬ老中には有之間敷候。然ば左樣之沙汰は武士の沙汰には有之間敷候。何か氣毒なることに紀州殿可被思召与御意候。一座之御旗本衆御尤成事と御申候。其後紀州殿御聞被遊候。御老中に尤成事、肥前守殿一言にて江戶中浮說止申候由に候。不破平左衞門殿咄承候。

〔御直言覺書〕

一、讚岐守殿御招請之時分、大松亭与申御亭に而微妙院樣御咄被遊候。此屋敷は元大久保相模守殿屋敷に而候。是に有之松抔は、何茂相模殿時分の松に而候由御咄被遊候。本鄕御屋敷御居間より相見候所に、深山与申樣成所の御泉水に、掛作の御亭御座候。探幽に達磨の繪を

被仰付候。因玆達磨亭与申候。御居間与直に御見通被成候樣に被仰付候。讃岐守殿御招請の時分、右の御亭に而御菓子等出申候。讃岐守殿被仰候は、是は御露地の樣には無御座候。扨々ふるびたる見事成儀与被仰候。御相客內藤善齋被申候は、是は深山与相見申由御挨拶被申候得ば、微妙院樣御意被遊候は、仰の通に候、是は僧正ヶ谷とも可申由被仰、御笑被遊候。此邊は皆相模殿時分之樹木に而候由被仰候。

〔桑華字苑〕

一、なべ嶋信濃守殿微妙院樣ゟ御物語の由。侍は判を餘り念を入て、うつくしく常に仕間敷ものなり。我等今度嶋原在陣の內、旁々より使者飛脚を請、其の返狀に判常よりもそさうに仕たらば、陣中にて何とやらん不念のやうに人も思へば口惜く存じ、いつも仕たるごとくすゑ申候へば、狀數多く候に手間を取、何ともなんぎ仕たると被仰たるよし。

〔松雲公夜話〕

一、岡田豐前守殿は御家の事を別而心に被懸、實に御取持被成、文才茂有之、本草綱目分而數寄に而、客に覺居申由常に御申候。公義評定等之時分も、何れも存寄を申衆無之、井上河內守殿其時寺社奉行、享保元年御老中に被仰付候。河內守殿の父の由。茂文才有之に付、每度豐前守殿とせり合申由、御物語申上られ候。微妙院樣へ御出入の御旗本に茂、御一門樣方に茂、御意を押返し、無遠慮料簡を被申

上候御方は曾て無之候。尤御相談被遊候衆茂無之候得共、豊前殿ゟは毎度御相談被遊候處、別而御せり合被成候。時により微妙院様御意に入不申、御不興成事も有之候得共、終に豊前殿得心無之儀を、御挨拶に御尤などゝ被申上候事は無之候。それ故猶更微妙院様御意に入候由。巖有院様御疱瘡の時分、御酒湯御濟、別而目出度御事に候間、加賀守様に而御能御興行御祝可被遊候。豊前殿は如何被存候哉与、品川左門を以御尋被成候處、私は曾て左様に不存候、御誕生とは各別違候の間、其時の御祝程には御座有間敷と御申候得者、中納言様には御誕生より重き御祝儀に候。其子細は、御誕生は又段々御次々茂御誕生可被遊事に候得ば、假令御逝去に而も不苦候。當時御疱瘡に而若御かけ被遊候時は、天下くらやみと申ものに候。左候得ば此度の御祝儀、至極重き事に候。豊前は何と申候共、此度は重き御事の旨、左門を以御意に候得共、兎角豊前殿は御合點これなく候。其段左門申上候得ば、豊前は如何様に申候とも其分にいたし、御能可被仰付旨御意にて、御能有之候。ケ様に御せり合被申候衆は誰茂無之候由。享保三年戊戌八月十日拜聽仕候。

〔松雲公夜話〕

一、右之外には、前田日向守殿ゟは折々御相談之品茂御座候由。是は一器量有之御方に候由、右同時に御意被遊候。

〔松雲公夜話〕

一、微妙院樣御代、或時金森出雲守殿、ごなたや覽を御同道にて御出被成候節、御料理御意に應じ不申、御料理之間に被成御座、ことの外御機嫌損じ御いかり被遊候。其時分は藤重宗句・後藤演乘・桔梗屋六左衛門、其外たれかれ並前田日向守殿なども、御料理之間に御入交り御座候而、鱠など御盛被成候。右御いかりに付、諸役人何茂驚立さはぎ申候。御料理人名字失念佐左衛門と申ものうろたへ、御鱠の入候鉢を持ながらうつぶしにたふれ、おき上り得不申候。それを御覽被成、御機嫌被爲直御笑被遊候。御側に相公樣被成御座候へ者、佐左衛門何といたし候や、加賀尋候得と御意被遊候。即御立寄何と仕哉と御尋被遊候得ども、御請出不申候に付、兩度まで御尋被遊候得ば、御使がらと申、佐左衛門彌うろたへ、御請は無之、うつぶしながら跡ねしさり申候。諸人の中に而見苦敷輿がる仕形ゆゑ、それを御覽被遊、彌御笑被成御機嫌直り、其以後は指而御料理の御吟味も無之相濟申候。鱠など其邊に打散申に付、何茂以の外さはぎ申候。何茂立寄掃除など仕候由。享保五年庚子正月十三日拜聽仕候。

〔懷惠夜話〕

一、微妙院樣御代、龍の口御屋敷に被成御座候節、輕き者の內犯科の者有之、藤堂大學頭屋敷ね駈込候。御屆有之候得ば、受取に可被遣由に付、御家來遣候處、放し囚人に而相渡候。

受取申時、右科人刀を拔、散々切廻り數人手負出來、漸切留申候。此義に付大學殿と御中殊之外惡敷御座候。然處數年後、龍の口御屋敷近所夜中火事有之、早速鎭り申候。其後內藤善齋と申御出入の御城坊主御見廻申上、先日御屋敷御近火の砌は、大學ゟ見廻罷出候處、御屋敷近き由御聞、人數も被遣、樣子次第御身も出馬可仕由にて、其身も拵被申候。私も參り懸り、歸り申事不相成見合罷在候。其內火鎭り申候故其儀無御座由、御物語申上候へば、大學左樣に被申哉と繰返し御意、殊之外御機嫌よく候。其後御登城の節、御玄關に而大學殿被下候に御行違被遊、側近く御寄、火事之節之儀善齋物語に而承候由御禮被仰入候處、御屋敷御近所之義、且は大火に罷成候へば、公儀御爲と存じ人數をも出し申了簡に候處、早速鎭火大慶の由御挨拶申上候。其上に微妙院樣、重而御意被成候は、手前儀も老人の事に候間、加賀守事萬端御介抱賴入候由被仰候へば、是は不存懸儀被仰聞候、肥前殿被仰事共不存、誠しからず候由被仰候へば、何がおごけを可申哉、眞實賴入候由御意候へば、何が扱思召寄御賴被成事に候へば、涯分存寄事候はゞ、御城邊にも御介抱可申由御請合被申候。其後善齋を以ても御挨拶被仰越候。手前人がましく思召、肥前殿御賴過分成事の由、殊の外辱がり被申候。家中者・領分ゟも、都而加州者ゟ如在仕間敷由、急度被申渡候旨、先年御射手組河緣猪之吉父彌三左衞門、伊勢參宮の節津の御領に一宿仕候處、殊の外馳走仕、申渡有之故加州の御衆ゟ如在

仕らず候由申候由。

〔殘嚢拾玉集〕

一、堀田加賀守殿は、浪人の時堀田小十郎と申候て、利常公ゟ子小姓を願被申候由。五百石被下候はゞ可參と申候。三百石被下との事にて不濟候。後に利常公御意に、堀田が見ともなきつらをする。先年奉公願候節、千石にても二千石にても抱置候へば、あのつらは見ぬに殘念と被仰候由。堀田殿は手前に直を付て、奉公人に疵を付られしと、意趣に籠て居られしと云へり。

〔見聞雜志〕

一、堀田賀州は微妙公とあはず。此時の後も肥前殿奉公顏心得がたし、何ぞの時は第一の無心元仁などやうに噂有事を聞召程に、御手入を被成といへども、曾而〳〵不受、殿とは搯ちがふやうにせられしゆゑ、偖々にくきつらつきの奴也、先年手前へ七百石にて奉公に出んといひし時、元御家を望けれども不召抱、其後仕公方。色の黑かりしかば抱ざりし。其時家來にせば、今のにくきつらを見間敷物をとて、御立腹被成けれども無益。寔に器量の程は前後見合て可知、此義僉人知所也。

〔微妙公夜話〕

一、酒井讃岐守殿御心得御座候故、何方哉らん寺方之奉加帳被遣、御三人方始何茂頼入候間、先進之候、御施入可被下由申來候。御見廻衆と御咄被爲居候所へ申上候へば、安き事に候、從是可申進候、帳面留置候由御返答被成候而、何れもへ、此坊主めは大金持に可罷成候。讃州頼に而手前奉加に付申候に、如何程すくなく共金子千兩より少しは成まじく候。左候はゞ陸奥・薩摩其外諸大名も我おとらじと付可申候。左候はゞ大分の金子成可申と仰られ候。何れも承居申衆之内、讃岐守殿ゟ被申候哉、翌日奉加帳御返可被下候、追而可進之旨取返に參り申候由。脇田・小寺咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、明暦年中江戸大火事の節、酒井讃州當御屋敷へ被參、御菓子に蜜柑出ければ、取りて五六袖に入れて、かやうに仕候事皁き儀と可被思召候へども、左樣にては無之、唯今の折から脇にはヶ樣の物これなく候。加賀守殿なれば祉いかやうの菓子も御さゝへ、宿へ取て參り給はんと存、如此にいたし候と被申候也。さて家嚴を呼びて、御家の不燒は先以珍重成事にては候へども、しかしながら加賀殿などの御上には、ヶ樣の時ならでは諸人の艱苦をも御存なき物故、此御家燒て不自由成めに御逢は、能き御功に候得ば、是よりは如何程能事にても候はんも不存候。加賀殿の御身上には、此御家程の事は小分にて候へば、旁以燒申たるがまし

家嚴は今枝近義

淳澤は潤澤なるべし
民部等以下利常の語

と存候間、萬淳澤に候とも、御不自由成樣子にいたし可然候と被申也。其後品川左門を以、民部等が目には見ゐざる人なり、中々あれほどなる者もまた有まじく候、大猷公にも讃岐には七不思議有と被仰し、野人さうにて花車に、不挨拶に見えてあいさつよく、是等の類七つ有と被仰しと云々。

〔松梅語園〕

一、於殿中松平大和守殿、諸大名衆之中にて大阪御陣之咄など致、人もなげに有之躰を御覽被成候て、大和守殿之側へ御寄被成、御足をまくり、慮外ヶ間敷躰を大和守殿も御覽じ、顏色替り、既に事出來可申躰に相見え候處、淡路守樣末坐に被成御座候而笑止に被思召候得ば、何事も是なく、大和守殿も堪忍の躰に御座候。其後十日餘過候得ば、淡路守樣大和守殿へ御逢候得ば、肥前殿へ參候而申分御座候得共、公義を憚り參不申候。可然樣に御心得可被下候旨御申故、先日の御樣躰御覽候故、是はいな事と思召、其後安藝守樣へ右の樣子御物語被成候得者、夫は先日中納言殿の拙者を以、大和守殿へ被仰候は、犬千代幼少に候間、殿中などに而介抱賴入由被仰候。大和守殿大悦に候間可爲其義と、安藝守樣被仰候。ヶ樣之義御手便と被存候。

彈正大弼は淺野吉長（綱晟）なれども時代違へり本文に岩松とあるは安藝守光晟に安藝守とあるは藝守その父但馬守長晟にてもあるべし

筑前守は光高

〔松梅語園〕

一、松平長門守殿於殿中出仕之節、足袋之紐とけ申候。大ふとりにて行歩等不自由に付、中納言様御覽被遊、紐を御結び被遣候。長門守殿忝がり、其節より御家來之様に被存躰之由。

〔微妙公夜話〕

一、有時岩松様（後彈正大弼）ゐ御越被成御歸、市三郎を被召、岩松近習に遣申小將共、扨々むさき裝束にて遣申と御意被成候。安藝様御指圖にて、諸事御心まかせには被遊がたく候はんと申上候へば、土藏に是ある卷物一長持取出させ候へと御意にて、昔渡りのどんす・しゆちん百四五十卷物是有候を、此卷物岩松かたへ遣申べき旨御意にて、則右之長持取寄可申と御意にて御うつさせ、其卷物共、卷の表二尺計宛竪に切さき遣べしと也。安藝殿はしわき人にて候間、主の土藏ゐ入れ申さるべきまゝ、切かけ遣し然るべしと仰候よし。

〔松梅語園〕

一、織田出雲守殿筑前守様へ御前被違事有。佐々木道求を以中納言様より被仰遣は、雲州事、我々一度上之御不審を蒙て居たる時、無心元とて、本郷我等門の近邊に宿を借り、隱れ居て、申分立て後、不空知躰に而宿所へ被歸。ヶ様の志の者を麁末に仕事不可然と被仰遣。畏奉存とて、早速呼に被遣、御料理の上に而何となく御默し被成而被歸也。後此事傳聞、以の外忝

がり被申と也。

〔微妙公夜話〕

一、或時江戸にて溝口金助殿御出、御對面、御歸りの所にて、金助は初心にて不調法に相見候、少吉原へ行候てよからうと市三郎に被仰、御笑ひ被遊候。

〔夜話之抄〕

一、或人の曰、台德公御他界之節、微妙院殿不被得台聽、金澤へ大身者之證人ども十一人呼寄られ、大猷公へ被上し也。依て殊之外御滿足がりの由と云々。

此時武具を可有御揃、金城火事にすきと無なりぬ、且は御奉公可爲と讃州まで達而被仰入。乍不始于今御滿足被成との上意と云々。

〔微妙公夜話〕

一、岡田豐前殿御子息將監殿、中納言樣へ被參はなし被申候節、中納言樣御意被成候は、豐前殿の儀小身には候へども、上にもよく思召、老中何茂談合なども被致、人も用申候。貴殿親ほどにはなるまいと御意被成候へば、如仰親儀、御前樣を始御懇意の仕合、中々親の眞似は何事も成申儀にては無御座と奉存候。乍去私心得がたき儀御座候。私若御座候時分より、是非〳〵妻を持申樣に申候間、此義はおそく候ても不苦義と申候へば、腹を立、左候者勘當

をも可仕由申候。如何之心得にて候哉と、于今合點不參と被申上候へば、扨々存の外分別人にて、親にまけられ申人にて無之と御ほめ被成候。其後中納言樣御機嫌宜御咄の節、竹田市三郎申上候は、先日將監殿妻子持不申事御ほめ被遊候儀、御家來のもの共いまだ若く前髮など御座候ものにも、祝義仕候樣にと御指圖にて被仰渡候。其外御家中御指圖にて方々被仰付候儀、何とも合點參不申由申上候へば、いまだ合點ゆき不申候哉、親や主ははやく祝儀をいたさせ慥成がよきぞ。其身は不持かろくして居るがよきと御意被成候。何も奉感候。

〔微妙公夜話〕

一、微妙公或時内藤外記殿へ御咄に、家來共に物をとらせ候而、悅申者はつかひ能候、物をとらせて茂不悅者はむづかしく候。夫は意味を以てつかひ不申候へば合點不致候。左樣の者を大事の用に立て申と御咄候へば、外記殿奉感、今程左樣の心付有之主も無之世中と御申候由。藤田內藏允咄。

〔微妙公夜話〕

一、微妙公御居間書院・御勝手、空地之所々盆山のごとく築山被仰付、御手廻扶持衆木石を運び普請仕候節、大横目内藤外記殿御見廻候所に、是へと被仰候故、御通候而御露地被仰付候と御申候へば、今日天氣能慰に申付候、あの普請仕候者共は、手前家來の內歷々之者共之次

三男に候。國許に置申候得者、親をいたぶり氣隨に成申故、輕く呼出、爲見習江戸へ召連候。若き者身からしに普請させ候旨被仰候得者、外記殿御賴母敷義に候、いづれも御普代衆故、何を被仰付候而も御心安被召仕候旨、返々感御申候由。

〔松雲公夜話〕

一、石谷織部と申御旗本衆、微妙院樣御代御出入に御座候處、曾て御意に入不申候。朔望などに御出候而、御客衆ゟ對顔の御座敷御緣頰などに御扣御座候得ば、微妙院樣御目の上に御手を御覆ひ被成、能見え申所に候得共、あれはたれに候哉などゝ、ひたと御客衆ゟ御尋被遊候。御客衆もさすが織部殿に候と被申上儀も成がたく、にこ〳〵御笑ひに而御座候由。織部殿ことの外被致迷惑候樣子にて、每度はやく御立被成候由。

〔松雲公夜話〕

一、本多帶刀殿も彌八郎殿・彌兵衞殿の兄に御座候。御意に入不申候。顏のねぢたる樣なる生付に候故、今井・松村などはねぢ右衞門殿と申候由。

〔續漸得雜記〕

一、利光公福島丹波ゟ十萬石、渡邊草庵ゟ五萬石、龜田鐵齋ゟ五萬石可被下旨被仰渡候へども、先主構ふ故ならずと也。牢人之內、三人共に二百人扶持被下也。夫故右三人、何事もあ

らば加州ゟ參り、埋草共可成と常々申候と也。但丹波御構無之候得共、年寄故御斷申不罷越候也。

〔菅君榮名記〕

一、伊藤內膳殿祖父伊藤掃部、別所三平祖父孫次郎殿は、台德院樣御近習に被召仕候。兩人被討果候。東武實錄にも委記之由。其孫共は御家ゟ被召出候故、內膳殿は先達而被參候に付而、後三平被召出候節、幼少に御座候間、內膳殿ゟ、三平事は其方古傍輩の筋に候、介抱候樣にと微妙公被仰付候故、別而懇意に被仕候旨、別所三平咄承候。

〔微妙公御發語〕

一、中納言樣江戶へ御立可被成廿日計以前に、侍共の子供に弓をよく射申者ども御吟味被成、十人あまり御召出候。其內大窪五郎左衞門・久德彥左衞門・奧村彥三郞・不破甚助四人は、江戶への御供可仕由に而、俄に拵罷越候處、越中境御泊に而、御知行四人に被下候。是にて御家中子供弓稽古仕、情を入申候故、能弓射申者多出來、又御供などに被仰出候へば、きほひ悅申事にて御座候。

〔微妙公夜話〕

一、江戶御參勤の砌、根來善左衞門大病に而御供も不仕候所、越中境に御止宿被遊候夜、あ

れは根來善左衛門かと思召候、氣分能參候やとの御意故、中々參申樣成躰には無御座候由申上候へば、憐に御次ゟ參候樣御覽候。死たる物に而可有之候。今度江戶供不仕候を、殘念に存たる物と思召候由御意に候。翌日越後名立の驛に御宿被遊候所へ、根來善左衛門死去仕候事相知、申上候へば、夫見よ死たる物と昨夜被仰候。不便之事に候。跡目無相違こらすると早々申遣候へと、年寄中へ被仰渡候旨、別所三平咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、後藤覺乘には御懇に被遊、小松へ參り申候時分、大分銀子・絹紬など被下候。京都へ持參仕申候而、叡山下八瀨・大原之百姓共に、右銀・絹紬等をとらせ申候。覺乘に御具足・弓・鐵炮・鎗も被下候而、于所今持仕候。その名殘にて、八瀨・大原の百姓今以出入、餅などくれ申候故、返禮も仕申由、如何之事やらん不存旨、後藤演乘咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、小松に而年頭御禮之節、御風邪故一統禮に被仰付候。御前に屛風立、御禮人列座濟候而、御屛風を取拂申候。御頭巾を御取被遊候故、玄蕃殿其儘と御挨拶被申上候へば、一統禮さへ如何に候へ共、寒氣御痛候故と御意被遊候。何茂落涙仕候由に御座候。常々年頭御禮、大年の夜より御座候。次第も無之、出次第に候。大坂より竹屋市郞兵衛參あはせ、侍中の間に罷

出候。前田杢殿奏者にて、竹屋三郎兵衛と被申達候へば、年頭から二郎兵衛加増さしたは目出い〳〵と御笑被成候。

〔微妙公夜話〕

一、中納言様御鷹野に御出被遊、晝時分御供中へ御菓子被下とて、何茂芝草之上に畏罷在、赤飯被下候所、御鷹匠宇野七郎右衞門御鷹を居畏有之候。ひざの脇に四五寸計りの竹の筒有之候を御覽被遊、小々將衆を以何にて候哉と御尋被遊候へば、事の外迷惑仕体に御座候を、せり懸取次の者被尋候へば、痳病を強く煩候に付、是をはめ罷出候へ共、つくばひ申につかへ申に付、はづし置申にて御座候と申候へば、御前近く御聞被遊、扨々奉公に情を出し申ものと御意に而、小判三兩拜領仕候。

〔微妙公夜話〕

一、少將様より御口上之御使に、小塚監物を中納言様へ被遣候。御前へ被召出、御返事直に被仰付候。竹田市三郎を召、御めしおろしの小袖を、監物にとらせ可申由被仰付、御納戸奉行に申渡候。御小袖二つ廣ぶたに入、御前へ爲持被出候へば、納戸に有之分不殘出可申由被仰、いかう三つに有之候御小袖、不殘拜領仕候。人足七八人に爲持遣し申候。

〔前田家雜録〕

少將は光高

一、横山山城守・神尾圖書二人は、利長公御取立の御家老也。山城守は新丸家と云、圖書は高岡家と云て、御家中過半は、双方の荷擔人として互に不和なりしを、利常公御工夫を以和睦すと云々。

〔擢萃錄〕

一、微妙公今の堂形にて通矢被遊候。百箭御通し可被成とて、度々被爲射候得共、八九十迄は通候而、百箭には終に滿不申候。或時堂形御米倉裁許の天野藤太夫と云ものに、矢目被仰付候。其時九十二三本通り候而、今少罷成候時、其内一本答不申候。御意には、只今之矢は慥に通り候と思召候、何とてこたへ不申哉と尋候へと御意に付、御近習衆被尋候得ば、天野申候は、通り不申候、はき矢にて候由申上候。去ども慥に通り候と再三御意に付、二三度も問返し候へ共、兎角通り不申候、はき矢無紛候由御請申候。以之外御機嫌あしく、弓矢を御なげ被成御入被成候。其後何茂藤太夫へ申候は、何にも成不申義を申候、通り候と申候得ば宜敷候、今少しに成候て殘念成義、御機嫌もそこね申由申候へば、藤太夫申候は、左樣にて無之候、御前に通り候や不通候哉御覽難被成候に付、矢目被仰付候。然れば此方の目は御前の目と申ものにて候。然處通りもせぬ矢を通り候と申候儀は譯立不申候。又夫程はき矢をも通り矢之内へ御入被成度候はゞ、矢目不被仰付がよく候由申候處、其後御用候間能出候樣と

の御意にて候故、只事にては有之間敷と覺悟して罷出候へば、藤太夫儀律義に御奉公相勤候。依之御羽織二被下候。且又律儀成儀能御見屆被遊候間、向後御米方之儀勘定に不及候旨御意にて、天野一人勘定無之候。

〔松梅語園〕

一、御隱居已後、越中御鷹野之時、御餌柄の雲雀十充、脇田九兵衞・黑坂吉左衞門被下。左門方より申越候は、御意に、雲雀は年寄候得ば藥に而候間給可申候。御禮に不及候と也。此後市三郎・左近被仰付、折々兩人方へ可被下御意之由、兩人難有与落涙仕候。

〔松梅語園〕

一、中納言樣御在世中、御鷹野・御道中・御入湯之刻、大身小身によらず進物上るに、不苦御印頂戴仕也。進物奉行は與力又は御徒也。多く上る時は其夜の中、少き時者二三日有ても、御供中へ不殘分而被下、尤御請も不入也。或時小林檢校に御意被成は、道中などに而進物くるゝ、夫を供中へ分てとらするを、何れも忝と云由。いかにも左右也。我も供の者骨を折るにとらせ度と思ふ所へ、くるゝにより悅なりと被仰。此御意承、拜領仕者共忝奉存となり。

〔松梅語園〕

一、一年御下屋敷に、新御書院とて、遠州御相談に而出來、御客御招請之事有。御膳過ると御

御印頂戴とは進物献上の書面に候の捺印を得て下附を求むるなり

備前守は宇喜多秀家御簾中は秀家の夫人にして利常の姉豪姫

出。御供には子小將衆、扨は當番の御手廻、御客の時は通子小將一人宛也。其日廣瀨八十郎番に而御供に出る。御前よりは川口長太郎御腰物持罷出、御手廻は外より普請場へ廻る也。殿樣は舟之間より直に御出被成處、御露地の內御客雪隱の後藪の內に、役人一人晝寢して居。御杖にて御うち、是程急普請に扨々にくきやつ哉と御怒。おごろきて逃走。夫切れとの御意。八十郎あつと申、脇刺を拔追ひ、既に打懸んとする處に、御直に八十郎〱と召により、御前へ向きたれば、御手を御振御招被成により、追而御前へ伺公仕。逃たるかと御意により、私少遲く、追付兼と申上ければ、おゝこはいゝ事に逢たと御意也。切たらば無興にてあらんと、八十郎物語也。宇野五左衞門・矢野所左衞門兩人、御長屋前より御露地へ廻るとて是を見るにより、彼者をとらへ來候得共、御前の樣子承りてはなし遣すと也。

〔松梅語園〕

一、瀧野と申女中、備前守樣より御簾中樣に付て參たる女也。年寄たるゆゑ、大姬君樣・安藝之御前樣、其外御一門樣方の奧への御使之役也。御咄序に小林に被仰は、瀧野は定而若年より男女の道は知間敷也、人に生れて不便成事也。汝は盲目恥かるまじ、尋みよと御意也。或時瀧野に思召の旨あり、ヶ樣の御意と語る。瀧野泪を流し、忝御尋也。我等十八の年、備前守樣御前樣御供仕罷越、內々宜敷事も有らば緣にも御付可被下与被仰候得共、私生付御聞及

も有ん、人並ならぬ者故、望無御座由申上る。其躰なれば覺も無御座候得共、已に五十に餘り左樣之望彌無御座由申。檢校申は、左樣申上たらば、若似合之茶呑友だち抔被仰付たらば如何有んと云。瀧野申は望無御座。然ば若き時分、備前守樣御なぶり被成たゝ義はと云。左樣之覺も無御座候と被仰上可被下与申に付、其通達御耳。御意に、左樣には有まじけれ共、其身望に無之からは、今に成て不入物かと御意。檢校御意の通と申止ぬ。名譽成御事なり。

〔山本覺右衛門覺書〕

一、小松に而葭嶋に御普請被仰付候節、御供罷出候侍中に茂御植木を爲引候得と、品川左門に被仰付候所に、一先に山岸三十郎居る所に、三十郎には左門何共不申、誰かれ參候へと人指仕候を御覽被遊、左門贔負之者を遣候と思召候哉、其夜三十郎御召に而、大橋又兵衛と相奉行仕、明日より中土居に松を爲植候へと御意に而、忝がり申候。

〔松梅語園〕

一、小松葭嶋御書院・御數寄・御露地等御普請之砌、御手廻御射手・御異風御供に出、其まゝ於御前石木爲御引被成、及暮まで骨折により、右御書院に而每日御料理被下也。御普請仕廻、新作御書院に而、金澤老中御一門衆より先に、鶴御汁に而御茶被下也。

御掛物　一休・住吉・玉津島。御茶入　利久埋木。御勝手方小床　春擧かはらひわの御掛物。

御茶堂　山中喜齋。

一、御茶まで、御菓子被下前に、御拜領の瓢之御茶入御自身帛に御のせ、左之御手に御すゑ、右之御手に而御頭巾御取被成、拜領之茶入成間何も戴可申とて御意なり。何も謹而頂戴す。此御茶湯人持組頭相濟、小松之御小將・御馬廻・御射手・御異風、何も右之通御茶被下也。右老中御振廻之日、掛作下の御泉水より指渡七八寸計龜浮上り、向の中嶋の岸へ上り甲を干而居。分部卜齋來て尋るは、古市左近奉にて射手者誰が御供と申。大窪藤右衛門・毛利隼之助与申上る。隼之助に弓持て可罷越と申により、御本丸に參り弓矢持參仕處、向の岸へ龜上り申間、從是射取可申との御意と左近申。畏るとて懸作の高欄の下に半時計窺居と云へども、人聲に依而不出。良有て中嶋の向橋の下に而、徳兵衛と申御露地者やすにて突留。御覽被成後、左近承に而、御勝手御料理所へ廻り居可申御意也と申渡故、則罷越。良有て御料理出、御酒出時分、左近承に而御食可被下由申渡。宮城内藏御振廻奉行故、汁椀に食を入、鶴の御汁懸、上に大き成鱗鮓を置、箸計添て渡。請取頂戴仕所へ御出被成、二間程先に御立に付、左の膝を地に付て、謹で被下。御入被成、左近へ迄御禮申上、はや歸れと御意左近申に付退出、難有御事也。

〔松梅語園〕

一、正月御具足之餅、三ヶ日過不申内より、大御式臺御小小將中・射手異風中など、御番之時分御鏡餅の處ゟ參、後の方よりかき取候而燒給候。後は半分迄も取申候。或年いかゞ致候哉らん取申さず候を御覽被遊、今年は具足の餅に鼠がつかず候、如何之事に候哉氣懸りなると御意被遊候に付、何れも申談、其夜よりかき取り申候。

〔松梅語園〕

一、中納言樣御在世には、正月御具足餅、三日過と番所〳〵に崩取、燒給申故、上の飾も取、又干破多き所より小刀にて切割取程に、わづかに殘る迄也。或時江戸御居間書院の次の長圍爐裏に而、御手廻・御射手・御小將・朝夙に寄合て、御具足餅いろりに並燒立、既に可喰所へ、御書院のまいら戸明くを見れば殿也。はつと云うて人々逃る。市三郞を召御用被仰付、暫被成御座內、彼餅ふすぶり出、いろりのはたには御通子小將河田市十郞・粟田長三郞・神田才三郞畏居、顏色あかく成靑く成迷惑がる躰御覽、市三郞に其ふすぶる物取れと被仰出故に、ちり取に山盛にして取て坊主共に被渡。何之被仰出も無之故、後々迄此事不止。御前にも或時は御取寄、爲燒上る事も有。

〔松梅語園〕

一、或時之御道中御泊宿に而、每夜々々御次へ若き御小將御手廻之衆集、色々遊び事いたし

居、すまふ・首引様々の事に而夜明迄くるひ、以之外やかましく候故、竹田市三郎など組頭衆迄、あまりに大狂ひ、御寢成候事も成申間敷候、少静に有之様にと申談、其夜より何も狂ひ止み、心閑に有之候處、翌夜御意被遊候は、若き者共草臥候哉、夜前は以の外靜に候、いかゞの事に候哉と御意に付、市三郎比日あまりやかまし敷、御寢成事も御障可被遊と、頭共へ申談候而、しからせ申候と被申上候得者、扨々不入事、此間あれらが狂ひ夜を明し候故、氣遣なく寢入候。夕べは狂ひ不申候故、氣遣に而ねられず候。隨分狂ひ夜を明す様にいたさせ候得と御意に而、又其夜より大狂に成と、九里氏咄す。

〔松梅語園〕

一、昔下御屋敷御式臺に付申御書院に、團扇之間と申有。此御勝手之間を火袋之間と申也。此間之番人は、小身成御小將・御手廻衆等番仕也。夜詰過申と等しく、蠟燭のともしさしを取出させ灯させて、碁・かるたなど打而居る。後には非番之者共、御長屋より參り、夜明迄遊有之也。御横目終には達御聽。古市左近御前に有合、御意被成は、火袋の間に而若き奴原夜詰過ると寄合博奕仕由申。惣而昔より酒の醉は給醉て、能上戸は寢入而首を切事も不知、惡上戸は口をたゝき、へだふれ腰ぬけの樣に成也。去に依て自然之時の役に不立。ばくちこきは夜目を不寢により、物之用に立つ物と被仰御笑、何之被仰出も無之。御横目も重而不申上、

毎夜寄合により津田玄蕃、如何に左様之御意に而も是は餘りなる事とて、或時寄合有之處に不計參たる躰にて仕懸、何れも逃る處を押而番人共しかり、自是御屋敷に而ばくち止と也。

〔微妙公夜話〕

一、御草履取半九郎と申者、御露地などへ御出之節、毎度御供に罷候。或時品川左門に被仰候は、半九郎儀身廻むさくらしく候間、とらせ可申旨御意被成候。左門心得にて料簡はかりがたく、晩方半九郎に何を被下可申哉と伺候得ば、御聞被成、先木綿一疋十二匁、裏表之染賃三匁五分、わた三匁、以上十八匁に而は、大方きれいに成申べく候得ども、小判三兩とらせ候へと御意被成候。ヶ樣に細なる義迄も御存被遊、驚申候と左門常々物語也。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、微妙公夕御膳御上り、竹田市三郎被召、谷與右衛門に加增くれんと思ふ也と御意。市三郎奉、忝御儀可奉存、明朝建部九郎兵衛に御意之通可申渡候樣と申上。何と存じて左はいふぞ、與左衛門只今呼に遣可申候。惣て人に物をくれんと思ふ時は、即日が好、思ひ忘んか、亦其身不調法など仕出さば、志が無になる。惡くすれば後にはとらせともなく成物也と御笑。其日御夜詰に被下由也。

〔前田家雜錄〕

一、利常公江戸御參勤之刻、越後山の下御通り被遊候處、高波に而、御供之面々上下共に波に被打倒れ流る。御道具持も倒れて御鎗を波に被取處に、前田對馬御供なりしが、踏止りかの御鎗をおつ取、御跡より走ると也。御召の馬逸物故、浪荒き處御乘拔、鎗はと御尋之處に、是に持參候旨對馬申上る處に、其方は身が一番鎗の代りも可勤者也と御意有けると也。又或年中仙道御歸之刻、太田の川連日の雨に洪水にて、一日御逗留、水少引て翌日御越也。いまだ水高く、歩渡りは危し。然共御馬に而可被渡旨兼而御意故、前田對馬儀御出前に水練を入、水の淺深大石の有所々を見せて、渡しよき所に竹を建させ、夫を印に各歩渡りす。然に御馬に而御出、あの竹は誰が立候哉と御尋故に、水練を入、淺深大石有之難渡所々に竹を立申候。竹より川上を渡り被遊候樣にと、對馬申上候處に、悴めがと御意に而、川の下の惡敷所ゟ御馬を御乘込被達候處を、對馬御馬の口に取付、そこは惡敷候とて牽戻し候を、推參成と御馬の鞭に而、初に一つ後に二つ、兩度に對馬が頭を御たゝき被遊候得共、夫に不構理不盡に御馬を牽もどし、川上へ引入候へばそこを御渡し、其身も御供を勤むと云々。

〔山本源右衞門覺書〕

一、江戸より御歸國之刻、越後山下御通りの節、波餘程立申節に而、御供衆大形山の方へ付申所に、今枝伊兵衞海のかたに付御供仕候所に、波高く成り餘程ぬれ參候。堺の御殿へ被爲

入、御目通に罷出、伊兵衛に通ひ爲致可申と被仰出、罷出御通仕候所、子小將共御前に食を給申故、飯鉢を持出つぎ申候所に、御笑候而、伊兵衛初心者、女や子小將には食を多くつぎ申物に候。少宛つぎ申事初心故と御意被遊候。是は耋山の下に而、波の參り候方へ御供仕候故かと被存候。勇申事候。

〔山本源右衛門覺書〕

一、中納言樣ふだん上り申御膳も、木具にて三汁十菜計に而御座候所、岡島兵庫・九里覺右衛門御膳番にて、兩人申候は、結構成事茂、上り候へば何程拵上候而も能候へ共、此內二色三色ならで上り不申候。尾張樣・紀伊樣・水戶樣御膳は、二汁五菜計と承候。御出入之町人共、あなたへも罷越者共左樣に申候間、此義は少し御聞に達し度相談、小林檢校を以申上候所、御意には、覺右衛門・兵庫合點をせぬか、三人之御衆は公方樣御一門樣にて、今日位ぞくには身ども不成共、知行は又身共がまねが成まい。結構なる事被存候者一興〳〵。又あの衆まねをわれらがすれば、其事に懸る商人共が身すぎ不成候。大名は大名の樣成がよし、小身は又其位々に致たるが吉、是を分限相應と申也。孔子も爰を大事に被申置候と御意被遊候。御名言を兵庫も覺右衛門も其外承申者共奉感、賣人共も忝がり申由に御座候。

〔微妙公夜話〕

一、小松におゐて、竹田權兵衛に御能仰付られ御見物、御家中にも御見せ被成候節、御目通りに罷在候者ども、何茂手を付頭計を上見物仕候を御覽被成、品川左門を被爲召、たゝみ多く御取寄被成重ねさせ、其上へ御上被成御見物候へば、下々迄頭を上げ手をも付不申見物仕候。早御作と申。

〔微妙公夜話〕

一、山本瀨兵衛屋敷拜領之願書付上之申候所に、屋敷步數は身上當り程有之候哉と御尋被遊候故、不足仕候へ共、御城をも廻り候樣に仰付候故、遠方は迷惑仕候間、御城近を願申候由申上候へば、小身成者、靑栄一本も植申處無之候而は不成物に候、城のはづれ可有之候、宮内見計ひとらせ可申候之由御意にて、御城代小幡宮内殿も出見分、此通可被下旨繩張御渡候。唯今私迄住居之所に候。如斯細成事迄御心付被遊候と、亡父瀨兵衛咄承候。

私は山本源右衛門

〔微妙公夜話〕

一、江戸より御歸國之時分、越後山之下邊にて事の外あつく、御供中袷を着用仕候。山崎小左衛門袷有合不申候哉、何として有之候哉。熨斗目腰明の袷を着仕候。人々笑申候。何を申候哉と御意被遊候故、其段申上候へば、いや〳〵苦ヶ間敷候。男は時宜にあまれと申事候間、一段尤と御意被成候由、中西小右衛門咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、小松近邊御鷹場亂に殺生仕候間、重而急度觸、彌法度强、野廻茂無油斷出し申樣に御意被遊候。四五日有之、御法度場之內おしま村にて、若城小兵衞雁を二つ鐵炮にて打申候所を、野廻見付宿迄付屆、追付御前ゟ其段書付上申所に、御覽被遊、小兵衞は鐵炮稽古仕るか、呼に遣候へ由に而御召被遊候。小兵衞定而切腹可被仰付か、御扶持をも被放に而可有御座と存切、登城仕候所に、御次ゟ被召寄、小兵衞おしま村にて雁を二つ打申由、玉二つにて打申候哉と御尋。小兵衞申上候は、つなぎに打申由申上候得者、扨々能打申と御感被遊。雁は渡懸にて、今時分は料理に茂難成物に候。鐵炮の中が浦山敷と御意にて、小兵衞難有義と後々迄咄申候。

〔袂　草〕

一、藤田內藏曰、利常卿武者咄被成を承るは、必品川左門、扨は中村久越也。或る御夜話に、信長公所々働の事など御物語の時、御側に子姓兩人有、一人は耳を澄し承る、一人は眠り居る。御機嫌惡く、御傍に有る御枕を頭へ抛打給ひ、役に立間敷奴と宣ひしが、終に外樣へ出、一生立身せざると也。

一、又曰利常公度々宣、士に依て平生と戰場とは違ふ物成り。大坂落城の時町口にて、御旗

家嚴は今枝近義

本の若者ども御免候間、御先へ參りかせぎ候へと宣ふ時、日頃利發なる者思召の外にぶく相見え、亦常に物おそに見えし者殊の外利發に成悦び進みし也。疊の上とは違ひたりと御意有し也。御耻敷事なりと語らる。

〔微妙公夜話〕

一、微妙公御勤より御歸之時分、御中式臺へ被爲入候節、御出入御見廻懸候御方々、御式臺板之間迄御出迎御入候。其日雨後故、道所々惡敷候故、御供中わらんじをはき申候。不入御意候哉、御手にてまかげをさし御覽被成、何茂御客衆へ、あれ御覽候へ、伊勢の大神樂の太鼓打のざまのごとく、主に耻をかゝせ申候。あれらは手前家來にても、歷々の子供に而、國に置候へば親をせぶらかし候故、召連候へば主にもあだけ申候と仰られ、被爲入候。射手・異風など川縁市丞・毛利隼之助・松原七右衞門・大窪藤右衞門・不破四郎三郎・不破久米之助、わらじをはき申候。何茂與力陪臣の子共に候。歷々者も無之候にと存候と、大窪藤右衞門咄承候。かやうに御座候故、御旗本衆御家來中を、末々迄慇懃に被成候由承及候。

〔甲申雜書〕

一、家嚴或時京都御用を務め歸りたる侍の在ける。此者に御褒美物可被下候樣に致度と申上ければ、兩人はいかゞある事を申物哉、先とらすべき物をばとらせ、其上に算用合不宜事あ

らば、其時は頸を切ても不苦候、とらせ候へと御意にて、銀子被下。微妙公の御いき方如斯云々。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、京買手役、高田彌右衛門可被仰付候由に候處、御前に居合申人之内、彌右衛門特之外勝手すりきり、中々京都へ被遣候とも罷成まじくと申候へば、微妙公御意に、其は惡敷批判、人をつかふは心をつかふ物に候。利根成者候間可遣与思召由に而被仰付。罷登候節宗乘之みつ物一通り、祐乘之目貫一具、緞子十卷被下、是は賣候而も早速うれ可申候間、銀にいたし遣ひ候へと御意。金銀可被下處、御家來他國へ被遣節、手前不罷成与申者の例にも如何と思召候故、右之通なる也。

〔微妙公夜話〕

一、高田彌右衛門京都へ被遣、不依何御道具被召上候。此節彌右衛門に誓約可申付候哉と、御年寄中より被申上候へば、おのれが金に而何を仕候而も無御構候。此方之一錢に而も掠取申候はゞ、胴切にすると申付可遣之由、不及誓約と御意之旨。脇田九兵衛咄承候。

〔松梅語園〕

一、中納言樣江戸御詰之時、高木筑後守殿御咄之序、御家中若き者共、見物場其外町風呂へ、

夜とも云す猥に往來仕之由江戸中風聞とて、御制道可然と申上ん計に被申上。御返答にいかにも其通に候、萬事江戸の案内を知り能候。若たわけを盡し候はゞ、早々扶持を放候得ば、早速たわけしれ知行が德に成候故、制道は不仕と被仰。筑後殿御尤と也。

〔松梅語園〕

一、前田肥後殿喧嘩之由、早飛脚に而江戸へ申來候。其節御庭に被入、例の御出入有之御旗本衆大勢にて御咄被遊候處、金澤老中言上之紙面到來、則入御覽。何の御意も無之に付、玄蕃如何可被仰渡候哉と被伺候得共、御返答無之、御旗本衆に御面被遊候而、金澤より飛脚越候、同名肥後義家中の侍共と申分いたし、何も致成敗候旨申越候と迄御意に而、其已後も何の被仰出も無之相濟申候旨、竹田氏咄に候。

前田肥後は直之

〔山本源右衞門覺書〕

一、中納言様於小松、御家中年頭之御禮御請被遊、御居間へ被爲入、以之外御困被遊候由中村休悅に被仰候。休悅承、大勢之御人に而御座候間御尤と申上候得者、大勢には困もせず候、天下を取る時はいかゞ可致哉。大分の知行あのたわけ共にとらせ置きたると思ひ、困りたると御意被遊候由。

休悅は久悅にして久越と書せらるゝことも多し

〔微妙公夜話〕

一、或人の曰、微妙院殿は、人の得かたをそれ〴〵に御見立なされて被召仕候ゆゑ、御奉公も仕よく、御自分に被召仕者、または御家久しき者の子ども御贔負なされしとなり。

〔微妙公夜話〕

一、微妙院殿は人に御褒美被下に、下より積りて申上る處御意に不入、思召より多時は其をば其儘に被成置て、また外の者に積て上候へと被仰出とき、例の事なるゆゑ、初銀子五十枚と書上たるときけば、後には銀子二十枚か三十枚とつもりて申上、其内御意に入しを被仰出、御自身物を御へらし被成たる事これなしと云々。

〔微妙公夜話〕

一、或人の曰、微妙院殿被仰しは、たわけ者に跡目を被遣は惜く被思召候得ども、譜代者の他へ行きて、あさましき有様に可成段不便に被思召、跡目被下候。當羽林君の御世には、たわけ者に跡目被下衆らるべきと、御心元なく被思召旨御意なりしと云々。

當羽林は綱紀

〔菅君榮名記〕

一、微妙公御茶入御覽被遊候而、今枝伊兵衛御納戸より持參、箱より取出し上申候得者、御覽御返し、又茶入を上申候。段々左樣に仕、御前に罷在候內、品川左門殿罷出被申上候者、玄蕃申上候旨に而郡奉行願之事被申上候者、夫は御郡奉行共に鮎鮓を貰ひ申候故、玄蕃が左

様に取次申候由被仰候。玄蕃御用被勤候處も、事之外近く候故聞え申候哉、玄蕃殿直に御前ゟ罷出、只今之御意承候、成程遠所奉行共參候時分、鮎のすしを呉申候。私に御用も仰付候故、御威光を以呉申候。左候得ば御爲を彌大切に奉存候。傍輩の最負可仕様無御座候。是は尤々様に無之而者不相成事与、年寄中僉議決定申候由、繰返し〳〵被申上候。御だまり御聞被成、与風御立被爲入ざまに、聞いたわいや、玄蕃も年寄りくごくなりたわい、よきやうにせよと御意に而被爲入候。伊兵衛扨々物うき所に罷在与存、御茶入仕廻〳〵承候由。昔の年寄衆は氣强成事に候旨、伊兵衛はなし承候。

〔菅君榮名記〕

一、前田對馬殿、黄八丈の綿入羽織着用罷出候へば、年若なる人不似合思召候哉、まかげをさして御覽、あれの若殿はどなたじやと御意に候。夫を被聞候て翌日も着用、毎日〳〵着用、後にはあつくなり汗をながして着て罷出候。其後御前に召、御餌柄物被下、御懇の御意有之候。其翌日より無着用候。氣强成事を御感被成候与、脇田九兵衛殿咄承候。

〔微陽兩公御遺事〕

一、微妙院様大坂御歸陣之年、高岡邊ゟ爲御放鷹被爲成御座候。一日へわりと申在郷之砌に而、御先供原五郎左衛門に被仰付、路傍之沼土取可奉上由に候。迺上之候所、御手ゟ御請、

御楊子を以泥土之味御試被遊御樣躰に候。御歸館之後郡御奉行被召出、宜田地之旨御意に而、新開に被仰付候御事。

〔菅君榮名記〕

一、飯田忠左衛門郡奉行被仰付候時分、此所は上田、此所は中田、此處は下田与申候處に、何与仕候而委細に存候哉与御尋被成候へば、土をなめて見申候へば、上田はあまく、中田はすく、下田はにがく御座候よし申上候。扨々それ程に心懸候事、無比類事与御感被遊候。御役人は心懸違申候由、小泉勘十郎咄承候。

〔政隣記〕

微妙公御代御領國中検地竿入之節、奉行大勢被仰付、多分百石・二百石宛打出し罷歸候處、中孫右衛門義能州ゟ罷越候而、千石之地には五百石、五百石之地には二百石計宛打込罷歸候。此義何れも承り、只事は有間敷と申候處、孫右衛門ゟも律義に勤候旨にて御褒美等被下候て後に、惣検地奉行被仰付、御式臺邊に相詰罷在候。或時御近習之者ゟ御意には、中孫右衛門存知候哉と御尋之處、此頃之役人故誰も不知由申上候處、式臺に詰居候間、罷越近付に可成候。あの樣成律義者は、若き者は見知候てよしと御意被成候。

〔菅君榮名記〕

一、或年の暮、金一歩代御文匣の蓋に入、御前におかれ、人々召出被下候時分、つかみ次第つかみ頂戴退出仕、何茂片手をつき、片手にてつかみ申候。佃源太左衛門罷出、兩手にてすくひ申候故、皆片手にてつかむに、あれはと御意候へば、はつと申て兩手にすくひ申候一歩を懐中へ入、又片手にてつかみ頂戴退出仕候。扨々にくきやつと被仰御笑被遊、御機嫌よく御座候由、別所三平咄承候。

〔菅君榮名記〕

一、微妙公薨去の年、亡父瀨兵衛に子は持候やと御尋被遊候故、一人所持仕候旨申上候へば、いくつに成候哉と御尋候故、二歳に成候旨申上候得ば、それは幼少成者、何の用にも立不申候。御一生の内に被召仕候事は成不申と御意に候。伊藤内膳殿などご脇に聞て居被申て、成人の子に候はゞ可被召出被思召候て御尋の躰、難有事と何も被申候。左候へば其方は被召出、微妙公に御奉公申たると申物に候間、親の忌日よりはおもく精進可仕と申付、其通に心得、又せがれ源太にも代々申置候事に候。

〔微妙公御發語〕

一、少將樣へ御家督御ゆづり被成候而後、中納言樣へ御相談被成候は、國の仕置、第一と申事公事に而候。横山大膳能者候間、公事聞に可被仰付候哉と御伺被成候得ば、中納言樣御意

山本瀨兵衛の子源右衛門は寛文四年の生誕なる故こゝに子とあるはその兄なるべし

源太は源右衛門の子

横山大膳は康玄

候は、何事も有之候者、大膳武者奉行可申付与手前存候、公事と申者勝申者は奉行人能とおもひ、まける者は身のあやまりを不辨、奉行たう人かたがり、或依怙ひいきいたすなどゝ存ものに候。武者奉行など爲致申ものは、左樣の役人へはかけ申儀とは不思召候と被仰候。大膳に被申付候とも請申間敷と被仰候。後々承候得ば、其より以前に、以御内證とく武者奉行御申付置之由に御座候。

〔微妙公御發語〕

一、中納言樣御年若き時分より被召仕候權內と申御草履取、後には多田權內と名字付、御露地方へ被召仕候。或時御露地ゟ御出候て、權內御呼候處に、町へ罷出居不申由申候へば、暫く御立留、權內親果候而三十三年かと思召候。今日證月に候間、定而寺へ參たるものにて候はん間、相尋候へと御意に而、尋に遣候へば其通にて候。能覺、下々の義迄御心得と何茂申候。權內には弔仕候へよしにて、銀子三枚被下候。

〔微妙公夜話〕

一、御徒衆之內澤田新八事、微妙公御意に違候而閉門被仰付置候。御參勤被遊候故、小松より御發駕、金澤淺野屋に御旅宿、御立被遊候而町端迄御越候所に、金鎖橋のあなたへ新八罷出、田の際につくばひ罷在候。何れもあれは御折檻人、いかゞと存候所に、程近成御見付被

遊候而、津田新八かと御意故、其通の由申上候得者、あれは閉門させ置候、何こぞ罷出候哉と尋て參候へと御意に而、御駕籠立申候。新八に相尋候へば、御在國中は御免も可被遊かと、御待罷在候處に無御免、昨日御發駕被遊候。若は金澤に而も御免可被成かと奉存候へ共、夫も無御座候へば、最早來年迄は賴もつき申候。左候へば相果申方増と奉存候。自害可仕よりは、御目通に罷出、何茂に切殺されたるが御憤もやみ宜敷筈と奉存、罷出居申候由申上候に付、其段申上候へば御聞被遊、一年閉門させても足のいらぬやつじや、猿の皮の毛巾着をさげ申が、于今所持候哉と尋候へと御意候。尋申候へば、是に御座候由懷中より取出し相渡申候。入御覽候處に、是をさげ御供可仕之由御意に而、江戸へ御供御奉公申上候。思ひ切たる事は御免被成候事も、間々に有之候。其節におなじく御供仕申候由、鹽江半左衞門咄承候。

〔松梅語園〕

一、下通御道中に而、板垣小平歩御供仕、殊之外草臥申躰御覽被成、小平草鞋きれ申と御覽被成候、御召之草鞋とらせと御意。忝とて戴きはきかへ、又一里計つゞき候得共、終にさがり申候。堀勘左衞門義草臥申と御覽被成、是には御馬御貸候。扨其晩の泊りに而、板垣はわらじをとらせ候得共、不岩乘に而不續。勘左衞門は岩乘に而續候故、馬にのせたと御意也。不岩乘にも御言葉被置候。是には色々の思召有之由。

〔微妙公夜話〕

一、倶利伽羅長樂寺は、御通之刻罷出、前に其時節の菓物を置御禮申上候。長樂寺と御詞被懸と、何の御意も無之に、御供中どつとかけ寄、進物をばひ合取申候。長樂寺者御意を聞と逸足出し逃込被申候。左なくば踏付可申と、亡父瀨兵衞咄申候。

〔微妙公夜話〕

一、小松に御隱居之後、御家中より切々獻上物仕候。御書抔茂被下候。則岡島內膳方より、樹木の桃を一籠上げ申候所、御覽被遊、桃は手前きらひに而給不申所に、いな物をくれ申と御意被遊候へ共、內膳御前御近習衆に取持申者茂無御坐哉、其段申聞候方も無之候に付而、四五日過又右之桃を上げ申候得者、御覽被遊、內膳りちぎ者に而、近習仕者共へ手入無之とおぼし召、扨々見事成桃を度々くれ申と御滿足之段、御書に而被仰遣候。誠御名將と申御事に御座候。

〔松梅語園〕

一、或時金澤生駒內膳より、小松へ蛤を指上候所、被召上候得ば御あたり被成候。然所又十日計立、蛤を同人より献上仕候故、何れも如何可有之と、氣毒に乍存入御覽候所、流石內膳程有、近習に心易者無之にやと御意也。九里氏物語。

〔微妙公夜話〕

一、上木殿と申女中御前にて、此間私方へ熊野比丘尼參り、地獄極樂の繪を懸申候由申候へば、御意には御覽可被成とて、中土居の御座敷に懸させ、比丘尼其わけをとき申候。當番人ども、其外在合申者共何茂見物候得と被仰候。何茂罷出見物仕候よし。

〔微妙公夜話〕

一、山本瀬兵衛御用候旨、小松より召候而罷越候。取敢ず罷越候故、いつも何にても輕物上申候を打忘て參候間、何ぞ有之候はゞ借し候へ、調候而返し可申由、御臺所奉行佐藤久右衛門に申候へば、今朝何方やらんより、榮螺一折上り有之由貸し申に付、上げ申候所、夏故一つ二つくさき有之候を御覽被遊、主に物くるゝにくさり物くれる事有之物に候哉と、以之外御機嫌惡敷候。久越罷出、さん〴〵御叱之段申聞候に付、近頃迷惑仕候、急に召候故、献上物打忘罷越候に付、御臺所へ參り候而、佐藤久右衛門に何ぞ有之候はゞ借候へ、相調追付返し可申候由申候へば、榮螺をかし申候、心せきろく〳〵見屆不申候而、少あしき有之と不奉存候旨申上候。其段久越申上候得者、それが申わけに成事か、それはたわけの披露にて候。久右衛門はいなが不遁者故賴申候へ共、久右衛門といふやつ、親をかぎり子限、おれが物入用に立つを借し申やつに無之候。夫を重寶に臺所奉行にして置くを、いなが一門とて身にす

はごは捕鳥の具

るは、彌たわけの至極に候。早々調越候へと御意故、金澤へ早速申遣、榮螺取寄上申候處に、初の榮螺より大に而新敷見事、くれ候目錄に印を押て遣候へ、久右衛門のはごに瀨兵衛を懸けたるはと御笑被遊候。昨日の御叱、今日の榮螺の見事なるとて御慰に成候とて、久越申聞笑候由、亡父瀨兵衛咄承候。

〔菅君榮名記〕

一、御料理人長谷川德左衛門、先年東海道被爲入候時分、關ヶ原御泊の日、道にてはこべの見事成有之故、乘懸馬にはさみ參り候。關ヶ原には肴も無之に付、燒干鱈にはこべをたゝき入たる御汁上申候得ば、度々御かはり被召上候て、御前に召、ことの外よき御汁に候、如何仕候而存付候哉与御意故、御先ゟ參り候時分、道ばたに見事成はこべ御座候間、關ヶ原は多分肴有之間敷与、はこべを取り乘懸に付け罷越候。案の如くよき肴無御座候間、右之御汁仕候由申上候得ば、我役を心懸候事きごくと被仰、御簞笥に有之候金子包ながら被下候。金一分五十八切御座候。御汁一つ仕候而、大分の金子もらひ申候与、長谷川德左衛門自讃を承候。

〔微妙公夜話〕

一、上村孫市百姓を打擲仕候へば死申候。此義を承屈候とて、公事場へ呼寄尋申候所、孫市腹立、其首尾は不申、手前似合に男道相勤候。各は我よりよはきやつを仕伏、首取りたるさ

へ自慢顔に候。手前は我よりつよきやつを相手にし、首も半分取かけられ候を、はね返し討取申候。あたまも十文字にわられ申候とてわめき、譯立不申候。此段奥村源左衛門殿言上之所、こらへて其分にせよ、物の道理を合點するやつなれば、我等程に取立申者に候と被仰、其分に罷成候由、別所三平咄承候。

〔松梅語園〕

一、小松に被成御座候時、從江戸色々之御用有之、早飛脚足輕四人に而參着、達御聽、其飛脚は何方に居候と御尋、御玄關前罷在候由申上候得者、其飛脚之者早々搦候而、會所部屋へ入置、嚴重可申付候旨被仰出候。如何之罪科に候哉と人々申候所、一時計過、先程の飛脚足輕弱り申義も可有之候、湯漬爲給可申旨被仰出、則被下候。晩方に成、如何之躰に而罷有候と御尋有之候。草臥候哉たわいなく臥り、只今目さめ罷在候旨申上候へば、繩をとき申旨被仰出候。其後御意には、扨々早々參り、重寶成奴に候、精をもみ申者安堵仕候へば死申物に候故、其通申付候。最早不苦候、食を爲給返して爲休可申旨に而、銀子三枚被下罷歸候。不存寄義と申由。

〔重輯雜談〕

一御隱居以後於金澤、何某不知其名草履取主人へ口答せし故、手討にせんとせしに、彼者手向て

能く働くに、下女二人出で、昔今の例の悲さは、下女主人に取付さへぎるに因て、以外邪魔に成り、徒者は恣に能く働て、主人も危き程なれば、可爲樣なく、二人の下女を一太刀宛に切殺して、徒者をも無難仕廻、其以後小松へ書付を以、尤無了簡仕合と乍申、女二人迄切害候段、不調法の仕合、天道に盡きたる儀と存候、切腹被仰付候樣にと願ひ言上しければ、以の外に御機嫌損ね、殊の外の御恚にて、申度儘を申上、沙汰の限なる仕合と被仰出。偖右の者能く働たるを被思召、女にても二人取付ては、思ふ儘に難働義也。下女徒者と密通の子細など有りて、取付たるも難計事也。早く女を仕廻たらば、數箇所の手を負間布處に、女と存じ遠慮したる故、早く成敗せざるを以、手疵も數多負ひたると見ゆ。大なる手柄者、何とぞ年寄どもに、不死樣に療養申付致させ候へと被仰出。御大將の御一言にて、彼者一方ならぬ手柄者になり、女成敗の事無了簡儀ながら、讃談にも可遇に、此の難もなく、國中こぞりて譽めける。寔に早速細なる處に御心付、手柄者に被成ける事、難有名譽の御詞ならずやと竹田忠張三千五百石申ける。

〔微妙公遺事〕

一、渡邊七左衞門は、橫山左衞門殿家來にて、輕き者に候所、盜人を一町計追懸討留候。大野源兵衞は上方より參候能役者之家來に候。傍輩主人を切り、二階にすまひ罷在候を、使よ

り罷歸候て二階へ押込討留申候。不破五郎兵衞事は、父足輕に而御材木番人に候。盗人御材木を盗取候を、五郎兵衞聞付け打切申候。何茂三人共被召出、子孫も于今罷在候。甲斐々々敷者は御稱美被召仕候由。常々鷹取不申候は鳶にて候、鳶を飼置候者は無之与御意に候旨、脇田小平咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、江戸湯嶋天神に只今喧嘩有之由達御聽候へば、射手・異風番人の內片岡七郎左衞門・不破四郎三郎兩人、早々天神に罷越、此方の者に候はゞ、召連れ罷歸可申候由被仰付、罷越候所、他所の者にて此方の者は其日一人も參合不申候。罷歸其段申上候へば、一段〳〵と御機嫌能候由、片岡七郎左衞門咄承候。

〔松梅語園〕

一、江戸へ被爲入候と、御番割御張紙に而御廣間に張有之候。或年野崎宗八与今枝伊兵衞と御番張に無之候。然所不構每日〳〵御番に出申候得共、終に御意も無之候。御歸國被成候時、被仰出無之候得共、御道中御供にも罷出候而相勤候處、青海川に而御馬の脇に御刀持の御子小將ころび候を、伊兵衞手を取て引上候。宗八存候は扨々苦々敷事を仕候、晚程は定而御成敗も可被成と存罷在候へば、川を御上被遊候而、伊兵衞与御意に而御つかひ被成候。宗八は

本文は前項の異聞なり

夫よりよほど行き、草鞋切候故店に有之わらんぢを取り、はき候處に被爲入候故、代を不置走出御供致候得ば、老女一人跡より草鞋の代を不置盗人めと申追懸候故、可仕樣無之、懐中に有之候小玉銀を一つ取出、是と申し投げて參候得者、一町計被爲入候而被爲召、此山入にいちご可有之候、取りて參候樣にと被仰渡候。足輕小者召連いちご取り、境の御泊にて上之候。夫より如前々兩人共御つかひ被遊候。野村氏はなし。

〔菅君榮名記〕

一、野崎惣八・笠間源六郎、何事之違御聽御機嫌に違候哉、江戸へ御參勤、御番帳出申候節、右兩人名は無之候。御番も成申間敷哉与、組頭山崎左衞門殿に相尋候處、如此時分引込申候得ば出踊無之者に候間、不構罷出可申候。若御とがめ被成候はゞ、手前指圖之段可申上候由被申候而、御番相勤候。翌年御歸國には東海道御歸被成候。御供仕候外之者は被召仕候へ共、惣八・源六は御詞も懸り不申候。大井川に而高水如何与申上候得共、御馬上に而御渡被成候節、御歩衆御刀筒持申候者、ながれ可申与仕候を、源六御刀筒を取候而かたね、川を渡申候へ者、源六ころぶなと御詞に懸り申候。惣八うらやましく存候而、川向へ上り候得ば、御馬の沓籠さがり不參候故、脇の茶屋に有之沓を引ちぎり參候て、御中間と惣八として沓をとぢ申候。茶屋の女參候而、錢を越候得とわめき申候へども、だまりて沓うち仕廻、前巾着より

錢二十文計取出し、やかましきやつかなとつらへばらりとなげ付申候へ者、御馬上より御覽、惣八いかい事じやと御詞かゝり、夫より兩人御前直り申候由、野崎惣八咄承候。

〔山本源右衛門覺書〕

一、中納言樣小松に御座被遊候節、くし村茶屋に遊女七八人在之候。小松より若き者共參り遊申候。或時小松町人共之子供七八人參り、不殘一所に寄り酒などたべ遊申所へ、小松より侍衆の子供・牢人なご同道に而罷越申候得者、此跡飛驒守樣御道具持にて候者、筋氣を痛め、くしへ引籠罷在候家を借、右町人共女共を集申候。然所に跡より參候侍衆腹をたて、いざ邪魔を入可申とて、草履取共はゑび町の松原迄遣置、右寄申家へ大き成つぶてを打申候へば、是はらうぜき者とて、亭主刀をさし棒をつき、大戸よりのぞき、中々追懸る事は成間敷と逃返り申候へば、彼遊びに參申町人共、脇刺をぬきつれ一度に罷出、らうぜき者のがさじと申所を、外に居申候衆、心得たりとて追まくり、大方町人共は手を負ひ逃入申候。侍方には一人も手負無御座、小松へ引取申候。其節小松町奉行神戸藏人・淺野藤左衛門方へ、右案内申と早々、兩人くしへ參り樣子見屆、翌朝致言上候。彼らうぜき致し候子供親並一門共、にが〱敷事を仕出し候、其身は不及申、一類共迄も迷惑可仕旨存難儀候所、御意被遊候は、手前召仕申候侍共の子供が、町人におごされてはこまい。深手にて死申やつらは損たるべく候。深

手の者は看病いたし候様にと御意にて御座候。右親類共は、扨々難有事とよみがへり候様に申悦申候事。

〔懐惠夜話〕

一、微妙院様は、惣而何事も御分別被遊候事なく、竹を割る如くに物を被仰しなり。然るに天守臺御普請の時、御射手杉山勘左衛門清左衛門兄二百石。藤田安勝云、杉山勘左衛門御次番也、三十計りに而能男、御番等勤申躰殊外實躰に相見え候。三浦勘右衛門え御預也。勘右衛門は千石被下、御先手頭　江戸引越也。御鎗奉行松平半左衛門殿歩行の士と致口論候に付、切腹被仰付候砌は、御思案の御様子にて、竹田市三郎を召候而、爲切腹候はでは成間敷候、其段申渡候様に御意。市三郎御請申上、御前を立候得ば御呼戻し被遊、惜き事に候へ共、公義御制禁の事に候へば、腹爲切候はでは成間敷也。無了簡事に候間、切腹可仕由可申聞旨、三度迄御呼戻、御分別御決定被遊候。勘左衛門ゟ其段申渡候へ者、難有思召、兼而覺悟仕、御小屋等も仕廻置候段申候て、潔く切腹仕候由。

右口論の首尾は、喧嘩口論停止之由公義よりの制札、御普請場に立居申候。又御私の御定にも、御供に罷越候者共、御普請場見物に罷出間敷由被仰渡有之候。然處勘左衛門、傍輩二三人同道にて、大石引候を見物に出居申處へ、松本半左衛門殿先供九人・馬廻十人計馬上にて被參候。其頃供多連候事流行候由。道の折廻の所に、勘左衛門立居申候に付、先供はい〳〵と聲を懸候へ共、未

少く哉候哭除申候。勘左衛門左に〳〵と跡へしさり候て、其儘刀に手を懸候。一說に扇を以從の面を打と。右從の者も、刀を拔可申と身構ひ仕候處、半左衛門馬上より、場所惡敷候無構と被申候。勘左衛門ゟも傍輩共指留申候。則罷歸達御聽候所、右之通にて切腹被仰付候。此段追而伊豆守殿聞被申候て、御詫言可申上候處、殘念成事に候、相手被仰付候上は、從の者も切腹可申付の由の處、且而夫に及不申、いか樣共あなた了簡次第たるべく候。手前家來者、公儀御制禁に違背候故に申付候。半左衛門從の者抔相手と申にては聊無之候旨御意之由。去共半左衛門殿家來も切害被申付候由。

〔殘囊拾玉集〕

一、利常公小松より金澤の足輕番人を召せられ、其方歲罷寄候へども、無懈怠御奉公相勤申候事、神妙に思召候由にて、金子十兩被下之候にて、人々競ひ御奉公情に入相勤候由也。

〔微妙公夜話〕

一、近藤加左衛門は御露地の御用相勤申候。菊にやしなひ仕候事、七月末より仕候方宜候由上方に而申と、中村久越申上候故、其通に可仕与被仰付候。或時御國𠮷へ御出御覽被遊候へば、やしなひ仕候体に候故、如何と御尋被成候處、加左衛門かたよりやしなひ不仕事惡敷とて、仕候由申上候。さん〴〵御機嫌あしく、にくきやつと御叱、あたまを御杖にて二つ御たて、

ゝき被遊候而被爲入候。喰違の柴垣を御廻り被成、御後影を見え申時分、加左衛門あたまをなで、御露地の者共にむかひ、御主は無是非物に候、傍輩ならば安房殿にても、只一打に可仕物をと申候を、御聞被成御入候。翌日御用精に入相勤候由被仰出、御加増五十石被下候旨、近藤小左衛門咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、高澤牛之助に御加増百石被下候所に、親平右衛門横山左衛門方に罷在、陪臣の事に候得共、身にあまり難有とて、小松へ夜通しに罷越、御肴上度旨出頭衆を頼、かなたこなたと仕候内、はや御耳に立、牛之助親平右衛門悅、夜通しに金澤より參り候由、左樣に悅申には百石之加増は如何候間、今百石とらせ候へと御意に而、以上二百石御加増被下候由。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、利常公或時御參勤之節、倶利伽羅にて木の枝透奉行下座仕。何者と御尋、しか〳〵と申上る。御用出情すとて、五十石御加増即座被下、遠所御用懸りの者共油斷せず。

〔松梅語園〕

一、大阪已後御穿鑿被成、並々の者御知行二百石宛御加増被下候。天下に無之結構成御加増之由申慣候。其已後重而大阪之高名批判被仰付、御加恩之者も御座候。ケ樣之義公義より微

妙院樣ゟ御不審御座候内之由、有澤氏はなし。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、利常公御代、御小將頭・御馬廻頭等ゟ御役料知を被下時之御噂に、組の者をば每度呼寄、食にても振廻、親しくせねば樣子もしられぬ筈也。物も入るべき間御役料知を被下との事也。

〔微妙公夜話〕

一、微妙院樣九月末御歸國の節、淺間の下にて殊の外寒き日に、三人申合せ帷子を着用御供仕候。是はヶ樣の手輕き事常々御好被遊候得ば、御感にあづかり可申圖りなりしが、御覽被遊候て何之御意も無之、其夜御泊りの宿にて被仰出候は、今日帷子着用にて御供仕候者有之候、御前には殊の外御寒く、御綿入の上に御小夜着を御懸被遊候處、不岩乘にて道を苦にいたし候故と被思召候、若き者沙汰の限りと御しかり被遊候よし。

〔殘囊拾玉集〕

一、利常公侍帳を御覽被遊、一枚〳〵爪彈き被遊、あの田分〳〵と御意にて終の紙を御覽濟、犬千代は能き人持じや、手がらじやと御意の由。

〔微妙公夜話〕

一、小松にて御作事御座候節、横目にて罷出候所に御出被遊御覽、天井緣ほそく幼稚に候と

田分はたはけ

横目は山本瀨兵衞なり

て、御大工渡邊伊兵衛を事の外御しかり、張立候天井を下より御自身御つきやぶり、是皆打こはせと御意にて候故、はつと申かけ上り、材木切を以、棚のつり候而有之を、微塵に打破候へば、やめ〳〵と御意被成候。こはし不申所と相見え申候。其儘被爲入候。扨々不興成事、麁忽千萬と何れへも被申候。迷惑至極仕、御次へ罷越候而、品川左門殿を待て罷在而逢申候。只今御供、被成御覽候通麁相成事仕、迷惑仕候由、何分にも宜賴入候与申入候へば、左門殿被申候は、此間御好にて出來宜候由被仰候棚に候。不興成事に候。乍去被爲入候時分、瀨兵衛めが棚を微塵に仕候へ共、あのやうな事はしからぬが能候。若きやつを火の中へも飛入様にしたてねば、いそがはしき時に用にたゝぬと御意に候間、御しかり被遊ましく御申聞候旨、瀨兵衛咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、江戸御屋敷時廻り足輕、今夜八ツ時に廻り申者呼寄様被仰出候。割場奉行召連能出候處に、御露地之坂之御門番人を嚴敷起し、火の廻申付、深寢成し由斷成事と叱申候。奇特成事に思召候旨被仰出、金一分三切被下候旨、藤田內藏允殿咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、御次に澤田治左衛門殿抔詰罷在候所に、治左衛門殿片膝立鼻毛を拔居申を御覽。あのや

うな事を子供見習申間敷候。殿様あのやうなたはけに、大分の知行なぜに被下候哉不審に可存候。あれでも大坂にては、いふ程の事よかつた程にと被仰候由。神保八左衛門咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、故飛騨守様、何やらん中納言様御前、以之外悪敷御座候を、大橋市右衛門御前へ罷出、飛騨守様御如在無御座旨申上候所、以之外御機嫌悪敷、其方は生駒監物と咄申故、頼まれ取合せ申か、親子の中にて不調法成事を能知たる事と御意被遊候。其時重而市右衛門申上候は、監物が頼申とて、取合など申上事に而は無御座候。飛騨守様御如在無御坐事と承申故、御為と奉存ヶ様に申上候と申候時、扨も〳〵にくきやつめ哉是へ寄れと御怒、御脇刺に御手を懸られ候故、御手打に可被遊と存、自分の脇刺を次の間へなけ、丸脇にて御前へ近く罷越候へば、其時に御脇刺をさや共に御抜被遊、己めに取らせんとての事とて、御指出被遊候を頂戴仕、命を助かり、其上に御指料迄拝領仕、難有事と感涙を流申由に御座候。

〔微妙公夜話〕

一、江戸におゐて片桐石見殿ゟ茶湯に御越被遊の節、御袷三つ溝口金十郎殿まで為持可申と、其節の御召料奉行今枝伊兵衛・野村半兵衛被仰付候所、才許を付遣し申所、金十郎殿へ罷越候得者、直に石見殿へ御越と申義を承り、石見殿へ罷越居申候處、中納言様者金十郎殿ゟ御寄、

御給御乞候得共、右持參人居不申、御機嫌損御歸被遊候。伊兵衞罷出致御目見居申所に、沙汰之限りに候と御しかり被遊候へば、伊兵衞何共合點不仕、何事に而候哉覽と存居申所、左門を以段々御しかり、伊兵衞儀才許迄付念を入遣候得共、御點にはあひ不申候と申分け仕候得者、才領二人と持申者四人籠舍被仰付候に付而、伊兵衞存候は手前申分は立候得共、此分に而者いかゞと存、相司其外御近習衆に相談仕候者、此分にては難差置存候間、尤手前より金十郎殿へ致持參、あれね殿樣被爲入候と申付候得共、未此上にも念を入可申義に御座候處、御點にあひ不申段迷惑仕候間、籠舍人御免、私迷惑可被仰付と申候へ者、何茂其段は早く候由申候得共、是非可申上と品川左門に申候得者、早速申上候所に、伊兵衞左樣に申候はゞ、籠舍人共ゆるし候得と御意に而、事濟申候。忝仕合之由申候。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、加賀利常公、河和隼人を被召抱、目見の時、隼人長袴につまづき轉けるを、近習の輩笑ひければ、公以の外腹立有て、年寄たる者はか樣の事は又もあるべきなり。以後の爲なれば、笑ひたる者共に鬮をとらせ、切腹可申付と有ける故、隼人罷出、達而佗言を申て赦免有しと也。

〔松梅語園〕

一、奥村故河内病氣に付、京都に越養生いたすよし申上御暇被下。其後玄蕃に、手前などの様成大名の家老、養生に上京仕事遠慮可有事也。京は遊山所多所に而、養生には氣をほうじたるが能物に候。然共誰が家老が養生に上りてヶ様之仕形と風聞して、あれでも大國之仕置をするかと申せば、主人の爲不可然と御意。

〔微妙公夜話〕

一、奥村河内殿屋敷下之石垣潰申候而、御年寄衆被仰渡、正月八日より佐賀隼之助と兩人罷出、普請出來候。微妙公御歸城、小松に而右普請算用帳上之申候所、以の外御機嫌惡敷、是は御存知不被遊普請之旨御叱に候故、御留守中御座候故、年寄共列座申渡候に付相勤申候由申上候へば、年寄共に知行もらひ候哉と御意候故、御知行は殿樣より被下候へ共、御留守中は年寄中列座に而申渡義は、御意同事と心得申候。私共の樣成末々の者は勿論、人持歴々も違背不仕候由申上候へば、河内屋敷の下故おたるに仕候哉と御意候故、正月八日雪中にて、おたるにも迷惑に御座候へ共、御奉公故と奉存罷出候、夫が御意に違候へば大損仕候由、久越に申候旨申候に付、一々其段申上候。云ひ度まゝ申候、水くらはせと御わめき、とかく奉公すきじや、毎日朝より長園爐裏之間へ相詰候へとて、五六十日計り何の御用も無之に、毎日相詰罷在候。御畠の瓜など被下候とて、相詰罷在者共書立上り申候所御點被遊候。何茂被下

本文山本瀬兵衛の事に係る

おたる本のまゝ

候に、手前一人毎度不被下候。腰抜者之様に而見苦御座候故、七月十二日にとかく金澤へ可罷歸候、多分腹切可申、その方が埒明増と存、小松にては栗田權兵衞方を宿に仕り罷在候、權兵衞に罷歸候旨申候へば、御機嫌直り申候哉一段与申候。御暇も不被下候得共、十二日の朝早々に罷歸候。早速達御聽候哉、瀨兵衞罷在候哉と御尋、權兵衞方へも尋に參候所に、金澤へ罷歸由候申候へば、中村久越承候而、よびに遣候樣に与被仰出、早飛脚參候。午前金澤へ參着、行水仕候所へ申來。湯漬たべ、此行水が切腹前の行水と存罷越候。御夜詰半に小松へ罷着候而、久越を以其段申上候處に、左門殿の申次、玄蕃殿被申渡候は、おたる米を三十俵被下候。盆前仕拂も可仕候間、伊藤內膳へ申聞、高直拂に銀子相渡可申旨被仰出候。不存寄事、難有段申上候。今晝は、山本瀨兵衞御叱置候へば、御暇も不被下に金澤へ罷歸候故呼に參候、多分可被仰付与何茂申候處に、是は〳〵と申。覺悟に而罷越候へば各別之事に罷成、腹をさすり〳〵大分の銀子受取罷歸申と、亡父瀨兵衞咄候而淚をながし申候。

〔微妙公夜話〕

一、或人の曰、微妙院樣御髮を柳田四郎三郎といふ者に御ゆはせ被成所に、御氣に不入ときは御ぐしをほどかせられ、四郎三郎に抛付被成を、また立寄結直し候故、四郎三郎を大膽者と何茂申候。其頃津田玄蕃(一萬石餘)品川左門を以申上候は、四郎三郎儀筋目も爾と不知者に候間、

誰にても餘人に御髪を被仰付可然となり。殿、口上之通被聞召候、されども玄蕃には不似合事を申上候、彼一人に不限、三ヶ國中之者には御心被付候はでは不被成候處に、彼一人を思召候へと申段、扨々沙汰の限とて御嗔被成しと云々。

〔微妙公夜話〕

一、或人の言、一年深雪の刻、奥村又十郎易英(二千石)・笹原監物(二千五百石)重好等江戸へ被遣刻、餘なる雪故各道中乘物にて參度由御斷申上ければ、微妙院殿聞召、駕にて參度と申者はあれども、上海道を可行といふ者は無之と被仰、御嚀惡かりし故、兩人ながら駕もならず馬にて往し也。其より上海道を參者多しと云々。

〔集古雜話〕

一、前田源隨老語られ候。我等若き時分は、苦勞成事に逢申候。微妙公御意にて、足輕を兩人被遣候間、越中ゐ罷越、稲の穗をとらせて可參と仰、早速に參り取て參るなり。御意には、其方抔はかやうにつかひこまねばならぬと被仰由なり。南保玄隆はなし。

〔微妙公夜話〕

一、於小松かぶき者有之、辻立など仕候由御聞被成、長谷川庄太夫と申御小人頭を被仰付、町をも廻り申所、泥町を通候得ば、侍共の子、此頃庄太夫切々通申候條、少いため可申とて、

二三人待受候て、庄太夫通申節あてざや仕、何角申候て切可申躰に候。庄太夫直に御城ゟ罷上り、右之躰申上候得者、御意には、不謂士町を通申事哉、なぜに町屋計を不廻して、あぶなき事に逢申候と御意にて、其後士町をばしのびて漸通申由。右之親共承候而、狼籍成儀いたし候ゆゑ、いか様に可被仰付茂難計候處、扨々難有御事、何れも何事も有之候はゞ、一番に驅込可申心底と各申候。

〔微妙公夜話〕

一、微妙公御暇被下候御飛脚參候へば、御迎に何茂罷越候。城戸七左衛門・山田市左衛門・山本瀨兵衛、三人同格に而越中境迄御迎に罷越、待請御供仕候。或年何れも承懸に、我先とかけ出し候故、瀨兵衛も罷出候へば、前田對馬殿に竹橋にて追付申候所に、御迎に參候哉、同道可被成与被仰。ひた物參申內、越中境まで參、私共は例年是に待請御供仕候、御堅固に御供御歸可被成与御暇乞申上候へば、爰に居申事が有物か、手前と參候へとて、前巾着より金一歩二十切御取出、是をやる、路銀にして參候へと被仰候故、夫ならば可參かと、同道して參候へば、信州田中にて御駕籠に參合、對馬殿御目見候へば、御駕籠立候而、金澤之事御尋被遊候。十間計跡に瀨兵衛居申候へば、其所へ御駕籠參候と御覽じ付、御行なりに召候而、道中之事などご御尋被遊、御供可仕候由御意に而御供仕候。其夜善光寺御泊に而、羅紗之御羽

織被下、着用御供可仕候由被仰出候。扨境へ七左衛門・市左衛門參候而尋候得共見え不申、如何と申所へ御供仕候而參。右之段申候へば、腹立申候へ共、對馬殿、手前が是非參候へと瀨兵衛同道候而、瀨兵衛達而斷候へ共さび敷つれて參候、こらへ候へと被仰候故、絕而不申候。今時之世中に存候へばなる事に無之候。

御供仕候而參は瀨兵衛なり

〔御夜話覺書〕

一、後水尾樣与奉覺候。有時徵妙院樣ゟ御文を被進候。其時左門を被爲召、是を見よ、加樣の事何の國持大名御三卿に茂有之間敷候。此方の家は違候事の由御意に而、御機嫌能御樣子に御座候。

〔微妙公夜話〕

一、粟田四郞左衛門御法度場にて鷹遣ひ候由、御橫目書付上候得ば、津田玄蕃迄被仰出候は、四郞左衛門がおれにくれうとて、法度場にて鷹遣候よし、如此橫目書付上申候。心ざしは滿足に候得共、無用に仕候へと申渡べき由御意に候。

〔松梅語園〕

一、奥村源左衛門公事場奉行被仰付候處、世上に而源左衛門は片口の贔負つよき者に候、公事抔には不相應の者と取々申ならし候。此段御目付書上候處、源左衛門呼可申旨被仰出候。

罷出候に付、老中召連御前へ罷出候處、御意には、源左衞門義公事場奉行被仰付候所、片口につよき者に而、公事聞には不相應と何れも申由候。源左衞門最負つよき者と御聞候に而被仰付候。源左衞門ひいき仕る者は、我等のけては有間敷候。左候はゞ我等の爲の惡敷樣には仕間敷候、彌左樣にと御意之由。上下かんじ申候。

〔微妙公夜話〕

一、竹中德齋能御奉公仕、手もよく書き御用に立候。御取立被下樣に与御年寄衆より被頼候所、德齋用に立候事、とくより合點に候へ共、家中大勢に、大分の知行を、用に不立者共に遣候而、あちらへ堀込れ候。德齋一人責而おれが堀出しにさせと御意候由、別所三平咄承候。

〔松梅語園〕

一、內藤外記殿御屋敷へ御出、此間前田右近殿高尾と申傾城御請出し之由、殿中に而も脇に而も取沙汰之由咄被申候處、中納言樣御聞、若き者似會たる事を仕候。去共少身に候間、銀なども遣、氣味惡首尾も候ば、金子とらせ可申ものをと御意。其後外記殿方に而咄被申候得ば、右近はたはけと存ずれば利發者に候。中納言殿之樣成銀をくれ申御主持候はゞ、幾人に而も請可申ものをと、惡沙汰止申候。

〔松梅語園〕

一、其後江戸御供に被召連若き者之內、本鄕六丁目風呂屋に吉松と云傾城有、是に打込、三味線一挺・大脇刺一腰に成、御屋敷出仕難成者橫目申上により、津田玄蕃に被仰付、何國へ參り候哉人しれずに成也。御供之面々申は、定而御國へ被遣、多分は可有沙汰、人不知に御拂者に成たるものといふ。其後御供より歸りみれば、御國に而不相替御奉公申也。人不思議に思ひ、尋聞くに、若き者一度誤り有もの也、成程人不知に國へ歸せと御意に而、玄蕃潛に路銀合力に而御國へ御返故、御供中に知人無し。

〔微妙公夜話〕

一、境之奉行に長谷川惣兵衞と申者有之候。其者娘を微妙院樣御內意を以、市振の者方へ緣に付置候。然所に微妙院樣御逝去以後、年寄中詮議有之、惣兵衞仕形何とも難心得候、境の奉行にて罷在、娘を市振の者方へ遣候儀不屆千萬成樣に候間、切腹申付可然詮議極申候。惣兵衞申候者、是には段々子細有之事に候得共、證據無之候故、此節に到申出候ても無詮事に候旨申候て、致切腹候。其子細者、市振の者と緣者に罷成候事有之候へ者、若御用之節御味方に引付可爲申御內意と相聞ね候。微妙院樣御逝去以後此詮議有之、右之樣子御墨附御覺書等も惣兵衞所持不仕候故、誠に仕者無之、無了簡致切腹候。年寄中之詮議迄にて如此候。仕樣も可有所に、未熟成詮議にてケ樣之儀共間々有之旨に候。

道休は道求とも記さる

〔萱君榮名記〕

一、江戸御屋鋪の內、佐々木道休小屋より出火、二三軒燒失仕候。御前に茂御露地御泉水之緣に疊を敷、屛風立被爲入候。御居間に有之御道具共は、御泉水際に積有之候。御使番品川庄右衞門迄召候而、見廻衆可有之候、御間前ゟ罷出有之、屋敷之內下長屋失火候得共、家來共打消申候旨申入、御門內へ入申間敷之由被仰付候。罷立候得ば御呼懸、庄右衞門は惡筆じや、今枝伊兵衞道具も仕廻候間參候而、見廻衆之名を帳に付申候へと御意故、伊兵衞參り申候。其時分御細工人水谷少右衞門、白鞘の刀を持て泉水際御道具の方へ參候。何じやと御尋候へば、御次に此刀取落有之候故、持て參り候旨申上候。御聞被遊、おのれが役に而もなきに奇特成事に候。夫はいなにとらすると御意に候。翌日品川左門に其段申、御納戸ゟ上置可申与申候得ば、直に被下物をたれが指圖可仕与被申候而、拜領仕候。藤島の刀に候。水谷仕合惡敷候。正宗に而茂被下筈に候。內は何やらん御存無之候得共、そこにてきざくと思召候と被下候。是は微妙公之御器用の至極の所知と、品川庄右衞門咄承候。

〔萱君榮名記〕

一、吳服所大森三郎兵衞は、平九流の小歌上手に而候事被聞召及、小松ゟ參り候時分、御聞被成度候旨、內證を以仰付被遊候得ば、近年は年寄うたひ候事も無御座候得共、うたひ可申

候由申候に付而被仰付候。其上其方義歌うたひにても無之に、御意故年寄うたひ候儀御滿足被遊候。今程年寄候間、茶などたて慰候へとて、定家の文の見事成御掛物を被下、于今大森家に所持仕候。三郎兵衞難有がり、私の小歌は高直成歌とて自慢仕候由、當代三郎兵衞咄申候。

〔菅君榮名記〕

一、由比勘兵衞山奉行の時分、野田山に松を根廻し仕置候旨承付候て罷越候處、松取に參候者十人有之候へども、にげ失候て兩人召捕罷歸候。本安多房守殿の者にて、青木賴母与申給人罷越、下に而事濟申樣にあつかひ候得共、勘兵衞不承候由禁籠仕申候。江戶より微妙公御歸城被遊、勘兵衞を小松へ召候て、御奉公情に入申候由被仰出。其頃迄は勘兵衞彥市与申、亡父勘兵衞次男故配知百石被下候處、二百石御加增被下、都合三百石致拜領、名をも勘兵衞に相改可申旨被仰出候。扨又亡父勘兵衞より、大坂之時分榮螺の張懸の胄指上申候而、御歸中にて一度被召候。其後被返下之候。于今有之候哉与御尋候處、幼少に而亡父相果候故、委細の義不奉存候へども、榮螺の張懸の胄は所持仕候由申上候へば、取寄可入御覽候旨。則入御覽候處、成程〱是にて候、秘藏に仕れとて被返下。于今由比家寶に候。外祖父由比勘兵衞咄承候。

〔菅君榮名記〕

一、元祖津田玄蕃殿忠三郎与申十三の年、極寒の時分古筆を煤出し仰付候とて、器に水をいれ、古筆を御つけ候へば、うき上り申候を忠三郎おさへと御意候。はつと申して水中兩手に而押付居被申内に、御鷹野に御出被遊候。其時分朝五時に而、其日暮時分に御歸城被成御覽候へば、いまだ其をおさへ居被申候、色も替りて居被申候。是はと御意、やれ〳〵あの子に酒あつくかんして呑せと御意、さて〳〵愚癡またき男とて、御叱被遊候得共、其晩一倍御加增被下、其後出頭に候。元祖玄蕃殿の咄を、亡父瀨兵衞御談承候旨咄承候。

〔菅君榮名記〕

一、微妙公御參勤之節、小松より御供仕罷越候處、泉野入口右の方は松原に候。此處にて瀨兵衞と召候て、向の松を見て參候へと御意に候故、はつと申かけ出し參候。堀切御座候に付飛込候得ば、腰切有之候を漸くに向ねかけ上り申候て、松を見申候得共、合點茂不仕候へども先かけ出し申候故、松の大小間〳〵の遠近見候而、追付申候へば、才川橋の上に御駕籠たてられ、川の上下御覽候而被爲入候處ね走付申候。松を見申候へば、或は一尺廻或は七八寸廻入交り御座候。又間々は或六七尺・九尺も御座候旨申上候處に、被聞召何之御意も無之候。少御はやごとにて、聞請不申事も御座候得ども、押返し奉窺事難仕、かけ出し申候。夫より

御供仕、淺野屋ゟ被爲入候。私は加賀守樣者に而、御雇被召仕候故、小松衆之通に加賀守樣よりの御料理は不被下候者に候。罷歸翌朝御供に揃申筈に候處、御用候間罷出候樣に被仰出候。其後方々より上申候井樓菓子一組被下、是をたべ、火の廻り申付可被在之由御意に御座候故、泥に成候裝束仕かへ、御旅館に罷在候へば、御夜詰過頃、御右筆安井源兵衛硯紙を持、奥より出申候て、潜に御吉左右与爲知、扨暫有之、本多安房殿御呼、唯今御前ゟ召候由御申、御誘引罷出候。常々律義に御奉公仕候に付、新知被下旨安房守殿被申渡、御墨付被下頂戴候所に、情出し勤候へ、取立候半与御意に候。尤御旅館に罷在候而、与風罷出候故、上下茂着用不仕候。希代之珍事と諸人申候由、亡父瀨兵衛咄申候。

〔微妙公御發語〕

一、於小松、御慰に鯉を御取被成候御留川へ、山崎長門舟に而參り、たうあみを爲打、鯉を多取申候。御目付共書付を以、其段申上候得ば、扨々ちやうほう成事、長門祖父は閑齋と申武へん者に而召仕、大坂に而も武者大將申付、秘藏と存候者の筋故、大分の知行をとらせ置候處に、長門もういやつ、われら法度に申付候所へ罷越、魚をとり申は、一番鑓より上の手柄と御悅に而御座候。長門承、彌武勇をはげみ申候。松江兵助などゝも、長門につれられ參候と物語仕候。

祖父は山本源右衛門なり

〔菅君榮名記〕

一、祖父山本久助跡目は、伯父山本五兵衛殿へ被下候。壽福院様ゟ御附被遊候得ば、いまだ年若に御座候間、御女中様ゟ御附被成候事迷惑与御斷申上候。其後御代官ゟ仰付候へば、勘定方不案內に御座候由又斷申上候。扨このみ仕候とて、さんぐ〳〵御意に違ひ、淡路守ゟ遣候へ、小家中にては酢にももろみにもつかはれ、鹽つけさせと御意にて、富山へ被遣候。山本瀨兵衛事、牛之助とて、幼少の時分に、五兵衛富山へ參候。牛之助母は久助後妻にて、粟田元祖傳兵衛姪に而候。五兵衛与は腹違申候故、富山へ參候事もいかゞとて、粟田四郎左衛門屋敷の內に部屋仕候而、牛之助をそだて罷在候。牛之助名を瀨兵衛と改申候。其後十九歲の時、老母ぶら〳〵相煩候故、何とぞ足輕に成共御奉公させ見申度と、老母粟田久左衛門・同四郎左衛門・同權兵衛にひたすら賴申候て、小幡宮內殿不入に申入候へば、津田玄蕃ゟ相談候處、殿様御留守故何共成申間敷候。老母病中達而願候はゞ、能州の小代官にあき有之候間、夫に仕置候て、來年御歸城被遊御序に可申上由。小代官に罷成候而、能州かぶとへ罷越候。翌年御歸城被遊、御鹽の勘定帳上之申候處に、此山本瀨兵衛与申者は御存知不被遊候、何者に候哉与御尋候故、是は山本故久助末子に御座候。粟田四郎左衛門介抱仕置候而、能州小代官に召抱置候由、玄蕃殿被申上候得ば、山本五兵衛富山ゟ被遣、金澤には久助子孫も無之候。

幸の事候間、金澤ゟ召寄可被召仕候由、金澤ゟ罷出候。組外に被仰付、其後に新知被下候故に、微妙院様御厚恩に候。此首尾は御噂の趣と津田先々玄蕃殿被仰聞候由、亡父瀬兵衛咄申候。

〔山本源右衛門覺書〕

中村久悦申上候は、東海道折々通承候に、只今國大名衆御供並下々も罷通候にも、はたごとて飯を買て給申候。御國の人ばかり木賃と申、自分に食をいたし、晝飯も腰に付通申候由承候由申上候へば、惣別武士の家には、食をも燒覺え、食を腰に付様も存候筈と思召。亂國にははたごはなるまい事と御意被遊候。其後江戸に而沙汰に、侍之道今にすたり不申候は、加賀肥前殿御家中計りにて候。日本共にはたごに成候へ共、肥前殿家中迄腰兵糧付申と御申候由。

〔癸巳雜志〕

菊池武康が云、金森七之助被召出、一向宗和への御志と也。初知千五百石（十五歳の時）被下程經て御加增五百石。時に是程の御加增は、御はづかしく思召るれど、不自由に可有之と思召て被下との仰也。小事大味の御意ならずや。

〔續漸得雜記〕

一、太閤の時、越後國堀左衛門は政務宜敷、世上にて名人左衛門殿と呼申程に候。微妙公の御時、或日岡田將監被參色々御咄有之、左衛門殿の事も出で、仕置名人与申候。此間も承候へば、近習小將あがりの内、出頭の者兩人有之、萬事同樣に相勤候處、或年一人之者江加増千五百石一度に給り、一人之者へは何事も無之候。其者晉而前に替事もなく相勤候。三年過て被申渡候は、先年一人の者へ加増遣し候時、一所に可取ものをと存、奉公にもふて可申ものに候所、三年之間ため候得共、晉て其樣子も無之、猶更宜敷相勤候。奇特の事に候。依之遣し候旨にて、同じく千五百石加増給候旨咄し被申候處、微妙公、將監殿は發明人と兼て存知候へば、存外成事を被申候。それは左衛門には至極不了簡に候。左樣に氣に入る出頭の者は、大勢の內にも大切成ものに候。然るに三年の間ため申抔と申てためらひ、遲く加増呉候事は沙汰の限りと存候。若ふて候得ば家來一人捨申樣成ものに候。ふてる筈之事に候。ふてず候てうか／＼勤るやつは、何の役にも立間敷候と御意に候。同御代永原主税は、土佐末子にて大學と申候。夫故少知に候て相勤罷在候。段々御取立被成候。或時大學を召て、御硯料紙御請被遊。御前へ上之候處に、何哉らん一筆御調被成、是津田玄蕃へ其方持參相渡候樣にと御渡に付、御次へ迄罷出候處、御呼戻し被遊、右之御書付を御取返し、御引さき被成、別に御調替、玄蕃へ相渡候樣にと御意に候故、大學持參し相渡候處に、玄蕃拜見し、偖々結

構の御事、御自分へ千五百石御加増被下候旨初知行千石、此時二千五百石に成候。御意に候旨、其座にて申渡、直に御禮申上候。依之俄に高知に罷成候旨。最初に被遊候時は、知行少く思召候故御増被成候歟。又御減し被遊候歟。此公に限り御減被遊候事は無之筈。慥に最初より御増被成候ものと、時の人々申慣候旨。

〔松梅語園〕

一、江戸に而將棊指之宗桂・弟宗與御屋敷へ切々參り、津田玄蕃・竹田市三郎・笹田助左衛門・柳田四郎兵衞、御上屋敷に而は森田庄九郎・山田市内等相手にて將棊刺也。中納言様御聞、又坊主めが將棊と見えたり。それで有合者共ぬかるな。將棊に成ると一向氣違に成程に、先脇刺をはづして置、さゝすなと度々御意也。去共御前に少も御構不被成、折々は淡路様・飛驒様御出御見物の事も有、惣而二六時中御屋敷に盤有之、寄合ひて刺して居也。

〔微妙公御發語〕

一、未金澤に被成御座候節、公方様より御餌柄の鶴御拜領、御拔きの御料理、家老中より物頭迄被下、何茂頂戴仕たべ申處、金の土器二つ三方にすゑ、今日は有難目出度思召候間、御酒をたべ祝可申候。此土器は野村左馬初め可申由被仰出候。左馬難有奉存、場中ゟ罷出給初申候。諸人左馬を浦山敷と存、左馬も忝さ身に餘申候由申候。

正月は祥月

〔微妙公御發語〕

一、神尾主殿十五六の時分、松枝おろさせ申奉行被仰付候へば、事之外腹を立、元服可仕と御訴訟申上候へば、主殿此役を申付事腹立申と思召、あれらは何事も有之時は、一方の下知をもさせ申ものにて候故、海川けんなんをも見せ置申爲に候。若き故合點不仕候と思召候と被仰候。

〔菅君榮名記〕

一、京都町人御用相勤申者共、相應に御懇に被遊候旨難有がり、毎月十二日には芳春院の和尚を呼、非時仕、廻〳〵寄合申候。大森三郎兵衛・桔梗屋六右衛門・薔屋庄兵衛・ぬし道恵・後藤勘兵衛・竹田權兵衛・春藤勘右衛門・石井仁兵衛に候。毎歳十月十二日は芳春院宿番に御座候。先年在京の時分、御正月に參詣仕懸り、奥村十郎左衛門殿私宅、芳春院雲秀和尚非時振舞可申候、在京珍敷事与而則罷在。此義も雲秀和尚の被咄候而承候。

〔微妙公遺事〕

一、微妙院様御諚に候。百姓は肥も不仕、瘦も不仕様に、仕置肝要之旨御座候御事。

〔微妙公遺事〕

一、微妙公御意に、惣而百姓は鷹を仕申様成ものにて御座候。肉能候へば鳥取不申候。百姓

肥過候へば農業を踈に仕候。肉よはく候へば鳥取はなし申候、百姓つかれ候へば田畠のやしなひも仕得不申候。又百姓こやしをむさき物と存候へば、最早〳〵農作すたり申と被仰候と、津田元祖玄蕃殿御咄承候由、亡父瀬兵衛咄申候。

〔可觀小説〕

一、越中越後の山境に上の山と云村あり。三日市より境川の源を越る也。微妙公の御代、其所の百姓五人に鐵炮五挺被下、其外農具等被下、作取に被仰付候。若右之境を何者に而も忍び越る者あらば、打捨に可取よしにて、境守仕候旨所之者申候。只今は三十軒計の村也、越後奥山へ出候旨、足輕市島久兵衛咄。

〔微妙公遺事〕

一、井上兵左衛門子清左衛門親懸之時分、網張に罷越候。夜之内家來兩人先へ遣し、跡より清左衛門參候而見申候へば、百姓共畠を踏候とて口論仕、網を取申候。其所へ參候故、清左衛門申候は、理非はいかやうに候而も、侍の道具とられ候ては不罷成候間、可相返之由申聞候へ共、合點不仕候故、右之張本の百姓打切、網取返申候。殘黨追散し罷歸、直に父兵左衛門組頭へ罷越、段々申聞候て、何分にも御意次第之旨申候。組頭大橋又兵衛、尤之仕方に候、其段可申上候由、委細言上候處に、兵左衛門義は武功も有之者に候、子供も用に立可申躰、

一段之義と御意に候。其時分改作被仰付候砌、百姓方は六ケ敷御座候故、百姓共もおごり氣味に候、此義如何成可申哉無心許と、御家中に而申候へば如斯に候。格別成御義と取沙汰仕候旨、堀部養齋咄承候。

〔微妙公遺事〕

一、微妙公江戸より御歸國の刻、越中白石村の內御通の時分、百姓居屋敷之內に作り置候物を御覽、俄に御機嫌惡敷成候而、郡方成不申事、郡奉行・改作奉行共合點せぬ故とて御わめき、供の內に氣が付たる者有之候か、尋よと御意候へ共、誰も見とがめ申者無之候。人々被尋候故、山本瀨兵衞申候は、白石村中に而百姓共居屋敷に、ほうきを畠に作り置申候、此事にて候哉。ほうき木は屋腰溝緣などに植申物に候。何方にもそだち申物に候。白石にて見申候者、大豆・小豆其外何を植ても能き所に作置候を、私は如何と見申候。此外心付申事無之候由申上候。夫を御聞被成、瀨兵衞と召候て、成程それよ〳〵、小松參着候ば、伊藤內膳などへ申聞候へと御意候故、小松にて內膳殿へ委曲申入候。如斯事にもはや御心付被遊候と亡父瀨兵衞咄申候。

〔菅君榮名記〕

一、越中船見邊に今井村と申村御座候。奥村十郎左衞門殿改作奉行の時、郡廻り仕候節に、

越中新川郡
今江なり加

賀のも亦今江なり

附て參り候肝煎百姓に、小松の邊にも今井村と申有之、同名与申候へば、小松邊の出村にて御座候由申候故、是は遠所ゟの出村と申候處に、其事に御座候、微妙院樣江戶より被爲入候節、此處は田地に可罷成所与御意にて、十村共に御僉儀候へば、五百石出來可仕旨申上、山本淸三郞・園田左七など吟味仕候。小松ゟ被爲入、今井村百姓子供二十より三十迄の者、男女夫婦に被仰付、略二十軒のつもり、農具・家財も被下候而、家作出來被遣候。其時分明日罷越候与申前日に、御城ゟ御呼寄、御居間の御座ゟ被召出御覽被成候。品川左門殿ゟ、あれら御覽候へば、一段健成者共、作善可仕候。御領國は何方も同事ながら、御城近邊より遠方ゟ御遣候故、不便に思召御覽被成候旨御意へば、未だ若き者共に候へ共、一同にどつと泣出し申候。夫故于今每月十二日には御茶湯仕、村中精進仕候由申候。外の村にて、精進仕候事相尋候處に、于今堅其通与申候旨、奧村十郞左衞門殿咄承候。

〔今江組巨細掌記〕

一、微妙院樣御代、小松より今江村迄の間、村遠に而往來人難義に付、居屋敷五十步宛被下、村立被仰付、所々より相集り申由。

〔山本源右衞門覺書〕

一、金澤中侍町も町方も道惡敷候由、小松へ相聞候所に、以之外御機嫌あしく、惣而居屋敷

の邊の道などあしく仕る事は、國大名之領國をあらし申と同事に候。左様の者共は屋敷取上候へと御いかり、金澤中道作り申旨、藤田內藏允殿咄承候。

〔微妙公遺事〕

一、鶴來より金澤迄の間、道作り候様に被仰付候。奉行は人持組堀與左衞門殿・山本瀨兵衞被仰付候。窺申義有之、紙面調へ、與左衞門殿・瀨兵衞判形をならべ候。若御尋之義共可有之候間、瀨兵衞持參可仕候由申候而、小松へ罷越候へば、色々御尋共有之候。普請場へ罷出候事御尋故、鶴來近き內は鶴來に宿仕候。段々金澤の方へ罷越候故近所之在鄉へ宿仕候。六ッ時より罷出、晚は七半時比まで爲仕候旨申上候へば、晝食は如何仕候哉と御尋故、與左衞門は辨當爲持被下候、私儀は燒飯被下相勤申候由申上候所、與左衞門は辨當を振舞可申とは不申哉と御尋に、成程々々達而左様に申候へ共數日之義に候故、堅斷申候て不被下候旨申上候へば、たはけたる事共に候、此書付の判形ちいさき事に候へ共、いたくも無之事に候。辨當はくはぬば損にて候。小氣成男に候。玄蕃方より內證與左衞門へ申遣候へと御意にて、玄蕃殿より被申遣候へば、與左衞門殿、さればば左様に申處に迷惑させ申とて腹立被申候由、亡父瀨兵衞咄承候。

〔夜話之抄〕

一、或人の曰、微妙院殿は、越中の境へ御入なさるゝと等しく御仕置の事のみにて、例年他事には御心を入れざりしと云々。

〔重賴覺書〕

一、昔の色々書物共慰に候つるといへ共、つまりは其に不及。第一武道事、國之仕置、皆々高德院殿まねを仕度とおもふと、度々御意之御事。

〔微妙公夜話〕

一、微妙院殿於御國御煩被成候刻、人見慶安藥被召上。慶安御國にては萬事御徒然にて、御氣色も滯申樣に存じ候。御鷹野其外御慰被遊可然と申上ければ、殿聞召、勿論左も可有候へ共、明暮三ケ國の御仕置を思召候故、御徒然成事は是なし。家來共も左樣の義申候由被聞召候。殿をば能々胸中の廣者と諸人存と見えたりとて、慶安退出之後被仰由と云々。

〔松梅語園〕

一、小松に而一季居奉公人、申度まゝに給銀高く取申事有。是は小々姓衆、器量能者をば何程にても召抱に付、脇へも其通也。此義御聞被成、長谷川庄太夫・石川次郎助被仰付、於割場小松中之一季居奉公人召寄、上中下を分て給銀を書付、割場の印を出、先へ罷越、彼印取出主人に爲見候て、給銀直切事なし。一兩年其格なれ共、後は公義無御構、又本之ごとくな

る。然共彼格を以召置により給銀安し。然處三四年過て、奉公人頭と云事出來、誰方へはたれをやれとて、むざと抱れば、已後其奉公人を先々にてはせめ申事に成。此義御耳に入御機嫌惡敷、横目を以此頭御尋之處、其頭竹田市三郎内草履取仁兵衛の由御聞、其まゝ市三郎に仁兵衛可出由被仰下。市三郎驚、則仁兵衛を繩付にして上る。即座に毛利半四郎に被仰付、引張切に被仰付、うなづき橋に而御成敗也。小々姓中召仕之族、不殘罷出見可申旨被仰出。其後三反崎孫市草履取、仁兵衛片相手と申に付、右之沙汰孫市に可申聞風聞有故、間一日有て走る也。孫市聊不存とて申分仕。此者年季者故無請人、依之右之親籠舍被仰付と也。

〔松梅語園〕

一、小松に日用頭七郎右衞門、日用被召仕時此者入申也。公義より被下歩相之外に、私慾を構へ歩を取る。日用共腹立つといへども可仕樣なし。或時御急の御普請の時、日用共申合せて不出。終に入御耳、御機嫌損じ、引張切に可付由吉田傳七被仰付。大手口橋に而御成敗。依之其後私仕者無之。

〔松梅語園〕

一、金澤にて或浪人、友達の刀脇刺を借り、金はゞきを取燒付にして返す者有。數度重り、已にあらはれ入御耳、小松へ御召捕被成、侍之見せしめにとて、毛利半四郎に被仰付、大手

口廣みにてつり胴に被仰付。

〔山本源右衛門覺書〕

一、小松に而奥村五兵衛前に、火を付可申由札を立申所に、近所にもさわぎ、町奉行共夜行等之儀强く改め騷動仕候所、五兵衛召仕候若黨、五兵衛に申候は、此札を立申は私にて御座候。御恨御座候得共、私式之儀に御座候へば、別に意趣可仕樣も無御座候故、札を立申候。此上は如何にも被仰候得と申候。則五兵衛方より其段申上候へば、若黨以下には似合申事に而、身より罷出ヶ樣に申候は、奇特と思召候間、五兵衛に召仕、目も懸て仕ひ候はゞ、一度はやくにも立可申と御意被遊候。扨々名譽成御儀と申候。

〔微妙公夜話〕

一、御長柄之四郞兵衛と申者、盜賊に入候而被召捕、籠舍仕候。御耳に相立候所、彼者義常々親に孝行にて、其上盜などを仕る心だての者には無之と御聞被遊候。近所之者其外にも相尋、盜賊無紛候哉吟味可仕旨被仰出候に付、穿鑿有之所、近所其外知音之者ども、何茂御意之通申候。然共其身は盜に入申候。精々吟味候處、母一人養申候所、無力仕候而朝夕給申ものなく、母を餓死いたさせ申儀迷惑仕、盜に入申候由。此段申上候處、子細可有と思召候故僉議被仰付候、不便成事に候、母に一人扶持爲取可申旨被仰出、御扶持被下、其身も御免被成、

本のごとく御奉公仕候。前代未聞之儀と申候。

〔殘嚢拾玉集〕

一、利常公御代、百姓三人無實の罪にて、一人鬮取を以て斬候へと被仰出候。一人宛鬮取當り候へば、鬮に不取當者是非〳〵死鬮に替りくれと申候へども、死鬮に取當り候者替不申候に付、其趣奉達御聽候處、夫は鬮幾ッ仕候哉と御尋被仰出候故、三人に三ッ鬮を仕り爲取候と申上る。重て被仰出は、夫は必ず一つは不外、死鬮取當申仕樣也。鬮の數三人には四ッ致し、其内一ッ死鬮に仕り候を取當り申者こそ、實の死鬮なれ。致し直して見可申者也。依之鬮四ッ仕り、三人に爲取候へば、三人ともに死鬮不取當。其段申上候へば、夫見よと御意にて、三人ともに御助けと被仰出候と也。

〔菅君榮名記〕

一、毛利庄兵衛前髮有之時分は、衆道事に而騷動有之、鶴松と申者牛裂に被仰付候。唯今のつるま谷与申は、其時分より名付申候。此時取持申者、何茂御刑法に候。此内に三山市兵衛幼少より召仕候草履取有之候。此者市兵衛に御預置候處に、欠落仕候に付、市兵衛に尋出可申候。右之者出不申候はゞ、市兵衛曲事に可被仰付之旨被仰渡候處に、市兵衛相尋不申候而、毎日食料理酒を給べ、心安きものどもを呼集咄申候。何も相尋候へと申候得共、市兵衛申候

は、欠落他國ゟ參候者知れ申間敷与存候。とても尋付不申者故に、心を盡し、老人は命をおしみありき廻り、終に詰腹切申抔と人に笑れ候よりは、如此たべ度ものにてもくひたのしみ、其後切腹可仕との覺悟とて、右の通に候。扨件の草履取越前に罷在、金澤の樣子無心元存、金澤よりの旅人に承合候へば、三山市兵衞家來御仕置候者欠落仕候とて、三十日の內に不尋出候はゞ、市兵衞切腹可被仰付の旨に而、笑止成事与咄申候に付、久々の主人及迷惑候而は、生甲斐無之与存、夜中に立歸候而、御身の上に御難義の出來与承候而罷歸候、公義ゟ御出可被成旨申候へば、市兵衞扨々奇特千萬に候、手前事七十に今少の身に候、年若成者生害させ候事は不便千萬に候間、立返可申候由にて金子十兩取出し、拙者切腹取置の爲に殘し置申候金子に候得ども、炭二三俵に而濟申事候間、路銀にとらせ申候條、早々立退候樣に申付候へ共、不存寄事に候、罷歸候者が何程の御意とて立退申者に候哉与合點不仕候。何れも親類中も、此上は申上候へと、色々市兵衞に申聞、立歸申趣言上仕候。市兵衞前後の仕形も逹御聽候。被仰出候は、主人の爲難義を承及立歸申候段、奇特に被思召候に付御赦免被遊候。勝手次第可召仕申候。市兵衞義、御預り置候者爲致欠落候段は、不調法に被思候得共、久々召仕候者立歸候段不便与存候て、不省我身重而立退候樣申渡候義、御前御家來を不便に被思召候も同事に御座候故、市兵衞義御免被遊候旨被仰渡、市兵衞義は不及申、御家中一統落涙仕候。

本文は前文の異聞なるべし

三田崎は三反崎なるべく孫市の名は六九二頁に見えたり本文三山市兵衛を三山反崎孫市の譚と混ぜしなるべし

右の草履取小幡宮内殿不入達而もらはれ、尤侍に成候而少知も給候由。宮井喜兵衛は三山市兵衛与一類の旨、右の咄承候。右の草履取の義御感被思召候哉、御意被遊候者、市兵衛義小身者、取立候ても覺有之事に候。高知の者共もらひ可申事と御噂御座候故、小幡宮内殿もらひ知行遣候旨申上候得ば、左樣可有之事と御意候旨、是は亡父瀬兵衛咄承候。

〔微妙公御發語〕

一、毛利少兵衛親懸りの時分、他國より御國を望奉公人榊原文藏と申もの、山田又右衛門近付にて是を頼、牢人にて又右衛門方に罷在候。然所に少兵衛方へ度々狀を遣し、知音に罷成べきよし、左樣に無之候者、打はたし可申など申越候義、少兵衛親承、頭迄申入置候處に御耳に達、理不盡の仕合沙汰の限と御腹立にて、右の文藏からめ捕御吟味、此書狀の使仕申もの、三田崎孫市譜代の草履取の由御聽、是をも出し申樣に孫市方へ被仰渡候。此者馬坂の下に家を持、召捕に遣し候へば　岩乘者にて天神の山へかけ上り、追懸候へども取失ひ申候。後承候へば、天德院の緣の下にかくれ、夜に入り越前金津邊迄罷越申候由に御座候。此もの尋出し不申候者、孫市可被仰付之由被仰渡に付、一門知音衆御分國申追手を懸、尋候へども居不申候。然處に當地より上方ゟ通し馬に參候馬かたに、越前金津近所にて右の草履取、金澤には替儀も無之哉と尋候へば、此中三田崎孫市殿と申人の草履取欠落に付而、方々追手も

かゝり此者出不申候へば、孫市殿四五日中に切腹と承事闇敷事共と語り申候由。此段承、夜通しに右の草履取孫市方へ参、夜門をたゝき申候。何者ぞとこがめ申候へば、六藏と申候に付、門をあけ入候へば、六藏申候は、金津にて承候へば、私罷出不申候へば、御切腹の由承、身の置所も無御座罷歸申候。急ぎ公義ゟ被仰上御成敗被成候樣に被成可被下候由申候處に、孫市被申候は、其方はいまだ若く、われらは至極の歲なり。不便成事候。急ぎ何方へも罷越候へ、わかき者は行末久敷事よと被申候へども、是迄參候ものが左樣の御意とても何方へまゐり可申ものに候哉と申間に、はや一門衆懸付、繩なども懸可申由ひしめき候へば、孫市さてさて沙汰の限なる被申樣、是迄まゐり主の命にかはるものを、何と繩付に及可申哉と被申、其儘翌朝公儀ゟ案內申上候へば、其段一々御耳に立、命を請たすけ、孫市に目をかけ仕候へ由被仰渡候處に、小幡宮內孫市に、此者給り候へ由に而もらひ請、後人柄もよく候故与、知行をもとらせつかひ被申由に御座候。

〔菅君榮名記〕

一、微妙公御書物抔御覽被遊候事は不承及候。東鑑を御寢間へ被爲入候而御目の覺て御入候內御覽候。樣々女中岩崎など御前へ出申候節、東鑑にヶ樣に有と被仰候へば、それに應じ御咄を申上候。此岩崎は山田仁左衛門をばにて、書物を餘程見申候者、山田如見が娘に候与、

不破平左衞門殿咄承候。

〔前田家雜錄〕

一、微妙院樣は、いつも御床へ被爲入候而は、東鑑を御覽被遊、時々御指に而書物を御彈被遊候。是北條のと有之處に而、必如此被遊、かの時政以來の佞奸を御にくみ故にやと、御近習之衆物語有之。

〔松梅語園〕

一、微妙院樣は太閤之御家風を殊之外御ほめ被遊、何角御座候へば早御引事には、太閤之御事を被仰候。甲陽軍鑑などは曾而御覽不被遊候。常々太平記・徒然草などゝ御らん、又は猿のほうなどゝ申草紙御らん被成候。東鑑かな書に被爲寫、每度御覽被遊候。藤田氏はなし。

〔殘嚢拾玉集〕

一、家綱公御疱瘡被遊候時分、禁中御書中にいかゞ相調可申やと伺候へば、利常公御意に大樹と書候へと御好なり。利常公は常々御文盲の樣なれども、即座の御好みたりし由也。此後は當時に至て、諸國諸家公方の事を堂上方ゟ申入る書中の文法には、必ず大樹と書く事書法の樣成りたりと也。大樹は大將の唐名也。

〔松梅語園〕

一、岡田將監御夜詰に被參、御居間書院に而御咄也。將監學文咄を被申出。中納言樣御意に、先世間の景氣成により、學文は少はして吉。學文も役に不立もの也。仕樣により結句仕置て邪魔に成事も有。世中之義、善惡禮義等は身に備たる者なれば、箸の元末を知る程の者は合點行事也。不知をたはけと云也与御笑。將監被申上は、昔より文武二道と申時者、學文入可申と也。御意に、夫は世に依ての事也。終に儒者が國の仕置をせねば國不治例しもなし。孔子も國々かせぎありきたれ共、彼方此方時に不合浪人に而死す。孔子を追出す國不治かと思へば、四百年五百年間保つ。今時何の智者が云事のまゝ役に立つにてもなし。太閤は匹夫なれども、知惠と武が勝れたるにより、百五六十年の亂世天下一統に被治也。是に而被見よ。此方召遣候者には、聖賢一人もなし、皆愚人也。惡敷學文を心得れば人を見下し凶き事有。たとへば不調法者とても、人には取所有物也。夫々に見付て仕ふ事は智也。此知惠があれば、學文せね共太閤などの樣に學文第一之異朝をも切取也。此時學文一つも役に不立とて、學文惡敷と云には非ず。仕樣と見えたり。乍去大形は、人柄惡敷成かと覺るとて御笑。將監承、御尤也、乍去御前は太平記・東鑑每度御覽被成、其外古筆珍敷物を被召上御覽被成候、如何之御事に候と被申。夫は日本に住者は、日本古代の風俗を知たるが吉と思ふに依て見ると御意。將監、夫が學文に而無御座候かと被申。少御つまり被成が、いや〳〵世間の學文と云は、左

樣の事とは不思と、良有て御意にて別之御咄に成也。

〔松梅語園〕

一、或時少將樣へ、富田善左衞門を以被仰進者、筑前學文に心を寄て、數寄一段能事也。軍之心は合點不仕歟。我等家之軍法に第一秘傳有、御相傳可被遊と也。筑前樣忝被思召由御返答被仰上。則善左衞門誓紙御申付、御相傳之後、少將樣御意に、中納言樣はさして御學文之沙汰も不聞召、我親ながら覇者之名人と云ものならんかと、御咄之序に被仰候。

〔松梅語園〕

一、或時御上屋敷に而御出入衆、御料理已後色々御咄有之刻、岡田豐後守殿御申候は、世間學文時花申候へ共、肥前樣には學文の沙汰も無之候と風說仕候。學問は諸道に叶ふ物の由に御座候、第一御慰にも成申義と御申候得ば、御意には、惣而學文とて讀申書物は、我等抔之樣成者の申たる事共、書物にのせて置きたる事に候。各は左樣の了簡は有間敷と被仰候。

〔松梅語園〕

一、天德院樣御死去已後、江戶へ言上有。安房・山城御書被調時、女共死去とも輕めたる義也、又簾中死去とも不成。兩人分別難成。此事達御聽、則時被仰出、犬千代母死去と調可然となり。物早き事也。板津左兵衞執筆也。

〔殘囊拾玉集〕

一、利常公太平記の四條繩手合戰に、正行の脇に强兵弓矢を以て射伏たるを被感、又義貞の十六騎の黨を御褒め被遊候。仍之平射手異風を御近邊に被召仕は、思召立是也と云へり。

〔殘囊拾玉集〕

一、利常公御存世の時、後には坂井與右衞門・杉浦二右衞門只二人ならで足輕頭無之樣子也。足輕も二百計ならでは無之候由。是は大坂にて足輕は用に不立との御意也。亦伊達正宗は足輕を多く持、大坂にて足輕用に立しとの由也。然ば名將に候ても、其用の試み知給ふ所に依て、其心得違有事歟。且甲州流等備の本躰は侍、次では足輕と申候。是等の論は別に委く可知事也。

〔桑華字苑〕

一、或夜利常公御夜話の御あいさつに、昔越中新川郡に邊見與十郎と云侍、具足の上にばんどり蓑を着て、繩を一把腰に付、鎌を腰に指して、出る度每に敵をなびけあら勝負して、敵にも味方にもかのばんとりよといはれ、見事なるふりなりと申上る。利常公それは一段見事なるべし、我等の下にも十人計ばんざり羽織を着せ、物見役をさせんとて、其時分は御家に場數多き衆あまた在に依て、場數の多少或は其人がらを御ぎんみ在て、十二人極る。それよ

邊見は逸見

利常金の羽織衆を定めたること元和三年に出せり

我等は前田綱紀なり後元祿中又この軍裝を用ふ

り様子いろ〳〵かはり、後は金紙を切さき、ばんどり蓑の様子にしたる物の由也。我等はいまだ不見、ばんどり蓑とは田みのゝ事也。

〔袂草〕

一、御家の金のばんどり爲着玉ふ起りは、逸見與十郎（越後侍也、に景勝の侍ィ）着之。是を利常公御覽有て、夫より被仰付しと云々。

〔寸錦雜誌〕

一、指物之名、何茂利常公より、文字松原内匠に書せ被下也。其比他國にて働有之を金の羽織に被成、御國にて働有之を御使番に被仰付なり。内匠は御右筆を勤る。

〔漸得雜記〕

一、微妙院様小松に御座の時、何某とやらん云浪人、荻の指物を指て武功有と云を、小松様御聞及、被召抱度と有に、幸小松に來る。可被召抱之間、先人品を見よとて、西尾隼人以下に被仰付。然るに西尾、貴方御指物は能御物數寄也、手前へ申請度と望むを、如何にも安き儀也とて出之。其後小松様此事を聞召、沙汰の限り也。其浪人は未當地に居る乎、早々小松を追拂へ、われが功を遂げた指物を、西尾が望とてとらするは、身代を取持つゐせうにする程の奴にては、何の用にも立まじきとの御意のよし。

江戸城天守臺築造のことは萬治元年に在り

〔松梅語園〕

一、或時中納言様、越中立山之後に道有り、佐々内藏介美濃へ越る道も有、能見て可參とて、岡田助三郎・大橋甚兵衞・金森長右衞門被遣、芦崎十三郎爲案內者、食物鍋を人夫に爲持、道の樣成河原をひたと行き、信州松本へ出る也。夫より罷歸申上るは、黑部河原に付て罷越、松本へ出申候。あげろ越と申候、此道と承候。佐々越候はさら〳〵越と申樣に承候、左樣之道は見え不申候。但正月四日尾張內府公へ參候時は、足輕二百人先に立ち、雪を踏ませて參るに、山の谷雪吹埋、陸地のごとく成るにより、却而道よく候と申傳候旨承候。美濃へ越候道は五ヶ谷より越申候。是は牛馬通候由申上候事。

〔菅君榮名記〕

一、天守臺御普請場御廻り被遊候時分、品川庄右衞門御先立仕候而罷越候處、天守臺之上より竹田市三郎殿申候は、庄右衞門、ろくろの繩切申候得ばあやまち有之候、今少向の方を御案內可仕与被申候處に、庄右衞門不構由にて、鐵炮のまめまく樣成中に居ても、不中者はあたらぬと御意に候。品川久兵衞殿大阪に而御使番相勤候時、每夜御使番二三人御本陣に相詰罷在候へば、夜每に夜半に成、御袖なし御羽織、御馬に召候而御先手を御見廻り被遊候と咄申候。夫を思召候哉与存候由、品川庄右衞門殿咄承候。

軍法とは備を崩卒爾の働を爲すものは縦高名たりとも曲事たるべしとの條をいふ

〔微妙公夜話〕

一、御出入衆へ大阪咄被遊候時分、七日に手前馬之廻りに有之者共へ、軍法ゆるし申候間、先へ參候而手に合候へと申候所、はつと申かけ出申者は、十人共無之候。日頃火の中へも飛入可申と存候者、もぢ〳〵仕候。勇氣の者は餘に無之と御意候。此御咄承候度毎に、只今存命の者も可有之候、御恥敷事と汗をかき申由、藤田内藏允殿咄候。幼少より如此事を承候而、汗を流し申候内藏允殿と感仕候。

〔乙夜之書物〕

一、或時本阿彌光佐利常公ゟ語て云。加藤清正の御物語、しづがだけにて我等と間十間計先に、くろ具足着たる敵在。是を心懸て言葉をかくる。敵取返しあひちかづく處に、又右の方より金のなしうちの甲を着、何々のいとげのよろひきたる武者、長き鑓をつきかけたり。むかうに心在に依て、おもひかけずふと拂ひたれば、敵の鑓のきたるに依て、是にはかまはず、むかうのくろ武者とつき合、つひにつき伏首を取る。是は宿屋七左衛門と云者のよし。五左衛門若黨來て、鑓にてつき合つき立たり。是は宿屋七左衛門と云もの〻由後聞。右の方より鑓をつき懸たる、金のなしうちの甲着たる武者は何者ぞ、終にきかずと給ふ。今度御當地へ罷下、生田四郎兵衛方ゟ見廻申て候へば、具足の虫ぼしを仕り置申候。右清正の御物語に、金のな

しうちの甲、具足のおどしげ、少も相違無御座に付て、あまりふしんに存、清正の御物語の通四郎兵衛に語り申候へば、清正の鑓を合申事、まぎれもなき事に候得ども、唯今何と申て、我等の清正と鑓を合たるは我等と申事なるべきと存、いはぬと申候。左も在べき儀にては候へども、殘多事にて御座候と申事に御座候。御家ひろく御座候て、加樣の侍どもいかほどともかくれても居可申と申上ければ、利常公とかくの御返事なかりしと、葛卷藏人其時御小姓して、御近所に居て聞たるとて語る。

〔微妙公夜話〕

一、あたけ丸御船出來、諸大名被召候而御船遊有之候處に、御刀は何れも外の御船に御刀持一人入持申筈候故、諸大名衆何も長脇指を被帶候。肥前守樣にも御拵被遊候而御出の時分、竹田市三郎長き御脇指を被上候へば、是は御用に立不申由に而、一尺餘りの御脇指御乞被遊候に付、今日は御船遊の儀、御刀も別の御船に而御刀持一人に御座候へば、長きを御指被遊可然哉と被申上候へば、何をこうざい成事をと御意に而、短きを御帶被遊候。大き成御船に候へども、諸大名被乘候故以之外狹く、脇指帶候事成不申、御三家を始何れも脇差御取候而、脇に被指置候處に、肥前守樣には短き御脇差故障申事無御座候。始終御指被遊候。御歸被遊候而、市三郎〱、我が了簡能在之候。今日御船の內に脇指帶候は將軍と我ばかりにて有之

徳川家光の安宅丸を造りしは寛永八年

たるぞと御意被遊候。御機嫌能候。竹田氏咄。

〔微妙公夜話〕

一、御客有之時分、御居間書院の御勝手にて、臺子近く被爲入、御茶を被召上候所へ、安藝守樣被爲入御咄被遊候。山家宗佐御茶たて居申候へば、あちへ出候樣に微妙公御意に而退出仕候。長谷川内匠など小將中も立可申与仕候へば、無構之由御意に候故、其儘罷在候。扨御咄被成候は、安藝守殿世中に不慮之事有之候共、必々領國を守り、手を出さぬ物に候。最初に手出し候者、餌にかはれ申物に候。だまり有之、人々取合せ、つかれを見て出て取申物に候由被仰候。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、微妙院樣或時安藝守樣ゟ御意被成候者、今時天下の大名二つ三つに別れ候て取合可有之樣子の時軍法有、いかゞ思召哉と被仰候へば、安藝樣御律儀故、御意無之て御込り被成候に付、御意には、左樣のときは方々より手入いたし、所縁かかやう之由緒抔申者也。そなたや加賀守は、指續而の大名なれば、其とき前後の考なくはやくなるとあしき也。先両方を扱ひ、とやかくする内に、何方ゟ誰がつくと勝の負るのと申慣也。其時はとくとそこを悟りてかたつくと、必勝利と成もの也と被仰由也。

安藝守は淺野光晟

加賀守は綱紀

玄蕃は津田正忠

〔松梅語園〕

一、他國より西田覺右衞門と云浪人、伴八矢を賴み金澤へ來り、軍法を敎ふ。於小松弟子多し。中納言樣玄蕃に被仰者、家中に軍法を習之由、隙なれば惡敷遊候より者よけれ共、是も岩乘弓鐵炮稽古にはおとり候。信長・太閤御時代より手前家之軍法有之、是を折角守るが第一也。然ば一陣も不見浪人の口すぎ軍法は、何之役にも立ず。結句甲斐なしと御意。

〔松梅語園〕

一、中納言樣御若年之比、越前一伯殿公方樣御不審之義有而、既に御攻つぶし可被成沙汰之時、密に御望被成、御退治可被成由被仰上候得共、狂氣に相極て止ぬ。此事大橋全可語ていふ、中納言樣御若年より御名將之御器量也。此御望などは今時の軍者などの合點の行事にあらずと也。後聞ば全可云、ヶ樣之事江州か信州か一國も隔ては功難成。隣國者近故、御國中老若大小身浪人卑夫共不云催促被遊、皆堀之埋草に被成、手詰の勝負御本陣を以無盡に御乘取可被成御覺悟也。此事思召義理有。一伯殿本亂心之事御悟被成故也。無科者も成敗流罪、或酒興に樣々惡事、國民等違背之者多事御推量御尤之事也。古へ此格を用し名將有之也と也。

〔微妙公夜話〕

一、高岡瑞龍寺御建立被遊候節、百姓旦那共御菩提所に下々位牌立置申義、憚多く御座候間、

似合敷寺へ位牌を引申べしと寺へ斷申候を、住持下にてはいかゞ心得がたき由にて、小松へ參られ、右百姓旦那共斷申由申上られ候得ば、御意には、百姓佛・侍佛と申事候哉、佛は何茂一つと思召候間、苦からず候事也。然ども生て是ある內は差別有事に候間、旦那共へ參詣仕所別に作遣べく候間、跡々の通にいたし可申旨御意にて、住持まかり歸られ、其段百姓旦那共へ申渡され候得ば、扨々佛になり候へば、殿樣も我々も一つにて候哉、難有御事也と悅び勇み、彌信念になり、時々のでき物の初尾、並わら・薪木等に至迄、寺へ〳〵と先に上げ申候。代々の後住も悉がり、寺も富貴に御座候。とかく御名將の御言葉は、已後〳〵迄も朽申さず候。

〔微妙公夜話〕

一、或時江戸へ上通り御趣被遊候時、關ヶ原にて道脇に人多在合候を御覽被成、あれは何事にて罷出候哉と、谷與左衞門に御尋被成候故、罷越與左衞門相尋候處、東門跡御通りと承り、拜みに近鄉より罷出申と申候。其段申上候へば、御機嫌あしく、こじき坊主めを何拜み申べきやと御意にて、明る日熱田を御通被遊候節、又昨日の通り人多罷出申を御覽被遊、笠間孫六にあれは何事にて人多出申候哉と御尋に付、孫六罷越相尋候處、是も門跡御通を拜みに出申に付、其段申上候へば、さて〳〵誰もなるまい、生佛とは門跡の事と被仰候。

〔微妙公夜話〕

一、遠州金屋に御泊り被成候御宿のうしろに、人多く群集仕候。あれは何事にて候哉と、子小姓共參り見申候へと御意にて、一兩人參り見申候て罷歸り、小寺に江湖をつけ、夫にてわや付候、蓮のうつくしきが御座候故、もらひ候得共くれ申さず候と申上候へば、如何思召候哉、銀子五十枚使者を以て遣され、ヶ樣の所にて江湖など置申され候事しゆしやうに候、依て遣され候旨。其寺に寄申僧三百人餘是有、何茂きもをつぶし感じ申由、集僧共本國へ返り、何茂物語仕候故、諸國にかくれなく、御信心なる殿樣と申ならし候。

〔微妙公夜話〕

一、伊藤内膳檢地奉行いたし候節、在々に一向宗有之、寺地被下罷在候。是等御取上地子に被仰付候得ば、大分之御銀あがり可申旨申上候へば、内膳は合點せぬか、國々の仕置大形門跡より被致、我等仕置は少分之事、一向宗可重寶〳〵と御意之由。

〔松梅語園〕

一、廣嶋御前樣被仰上は、此間境町に日蓮本地と申あやつり仕之由、少々爲御見可被下と也。依之町御買手吉村九左衞門を被遣、薩摩大夫に罷越可仕之由被仰處、此あやつり舞臺・樂屋共に常々に替、色々出來も御座候間、是をこぼち持參候得者、三四日も芝居止不申候はでは

廣島御前は利常の女滿姫

難成旨申に付、九左衞門罷越其段申上候處、御扶持人の御大工被遣、繪圖に爲寫御取寄、御屋敷に其通に御建、薩摩御呼、あやつり被仰付、御小袖五・金子二十兩被下候。明日又參候様に被仰付、御出入の衆見物也。只今の節日蓮の様成坊主出不申、醫者は甚仕合、大形之病人も日蓮祈禱に而能仕候半と御笑ひ、此日も大夫に銀二十枚御小袖被下、難有と悦。

〔微妙公夜話〕

一、傳燈寺御修覆被仰付候奉行に、宮井彥九郎被仰付候時分、入用の竹葭等請取申事、金澤に而受取申間敷候。傳燈寺へ持付させ請取可申由、作事奉行に可申談候。金澤に而請取候へば、惡敷竹も相渡候。傳燈寺にて撰び受取申候に極候はゞ、撰出し申候。竹取て歸申事故、金澤にて能きを撰び越可申候由御敎被成候。加賀守様御代初之間、五三年も修理被賴間敷候。寺は他國僧も參申物に候間、五六年もこたへ申様に、入念修理可仕由被仰渡候旨、宮井彥九郎咄承候。

加賀守は綱紀

〔殘嚢拾玉集〕

一、利常公江戶本鄉御屋敷に、鹿を御放させ被遊候處、水戶様境の塀卑く候故、飛越行たり。御意に、夜更候て鹿の啼音を面白く思召候て爲御放候所、塀低く飛越候。ヶ様の事役人ども心付不申、沙汰の限りと被思召候と有之。俄に塀を高く被仰付。依之向より見越不申候。鹿

は其後何之沙汰も無之。

〔殘嚢拾玉集〕

一、瑞龍寺七堂伽藍に被仰付候時、山門の高さを假形仕り置候を御覽被遊、是は一尺高し、一尺ひきくせよと御好の處、御大工山上善右衞門、一尺迄はいかゞと五寸すべ建申候。出來の時に御覽被遊、人の目も物じや、今五寸ひきくといへば能からん物を、是にては立山下風が當りて、屋ねの上が損ぜんと被仰しと、今以て度々棟木の邊吹まくり候と云へり。

〔殘嚢拾玉集〕

一、藤堂和泉守殿利常公ゟ御見廻の時分、御心得申上候。御家禮中惡所ゟ罷越候て、若申分仕候へばいかゞに御座候。急度不參候樣に可被仰付候儀は、黑札・白札を極め門のしまり仕候由被申候へば、思召寄忝存候、其儀拙者は疾より承候へども、其分に致置候。子細はあいつらは遠方拙者一人を賴に參り居申候。拙者もあれらを賴み居申候故、隨分慰も致し、無懈怠勤候樣にと存候。前方より、罷出候時分は大勢五人も七人も同道仕罷越候へ、必ず後れを取罷歸るな、一人參候はゞ越度に可成と申付置候故、終に拙者もの申分致したる事御聞有之間敷候。夫故緩かせに致置候と御意の由。終に前方被仰渡もなかりし也。此御咄は岸村六右衞門慥に御意を承候由申候事。

〔耳底記〕

一、利常公或時江戸にて御花畠へ御出、あそこ爰御覽有、林之內に梅のこゝろよく咲たるを御覽被成、御近習の者を召候て仰られけるは、山作りし理右衞門を呼候て、あの花を一輪も殘らず皆もがせ候へ、殊之外賤敷との御意にて、理右衞門參り候て花をもぐ也。御露地を御打めぐり、花共をみな〳〵もぎ候て捨させ給ふ。其頃御家中之面々花を好き、染井の花屋より色々の花を買ひ賞翫す。是より花好ひしと止たり。一年計立ければ、御屋敷中に花を翫ぶ人なし。以後御意ありけるは、若き者共江戸詰し候て物入の上に、いはれぬ花好し候て銀子を費すによつて、我大分勘略して取らせたり。今は銀もいらず、却而悅べしと被仰しと也。

〔耳底記〕

一、金澤淺野川口に上の味噌藏あり、今の奧村市右衞門屋鋪なり。かるが故に其邊を味噌藏町と云。或時味噌藏の前に、白き犬一疋首の際を手負て伏居たり。知つたる者もあらざるに、利常公御意有けるは、味噌藏の前に犬手負てあると聞、若者ども見て參れと被仰。何某參り見合、其通申上る。聞召、偖々憎き番人め哉、夜中の番はヶ樣の事をも知べき筈成に、犬の切らるゝを知らざるは夜能臥る故也。汝參りて犬の被切たる寸を取て、其番人足輕めを其切口と同じ事に切てこいとの御意なり。何某畏て走り行、右の番人の足輕を呼出し、犬の切口

の寸を取て、夫程切て歸けり。此の沙汰隱れなく、金澤中之町亭主番共、夜々いねずして大事に勤けるとなり。

〔高澤草稿集〕

微妙公淡路守樣ゟ仰ありしは、領分四民共に、常住富める樣にして置く事はならぬ物なり。其子細は、惣而人相應におごる心は付まとうてはなれず、身上之多少にもよらず。たとへば百石取侍と百三五十石取侍と、暮方左程にかはる事もなく、奉公もおなじ事にして居れば、百三五十石取は、其三五十石は餘りてたまる筈なれども、左もなく、其三五十石は常住有物と思ふゆゑ、彼相應に奢侈心付まとうて、曾て餘る事なし。又百石取は常に百石と思うて居るゆゑ、格別貧窮にもいたらず。是も相應に少宛は奢るゆゑ、畢竟貧乏になる所は同じ位也。百姓も町人も同じ事なり。其内侍は身近き物ゆゑ、頭々ゟ申付て嚴敷儉約を守らする事肝要なり。百姓は數多にて、儉約を守らする事手の廻りかねるゆゑ、此度改作といふ事をはじめ、定免にてせい一ぱい取上げ置て、年數重るうち、必四民共に貧福中位にして置くがよし。福過れば必奢りて花車になる。侍花車に成れば武氣薄く成り、百姓花車になれば農事おこたる。又貧苦にせつなければ、百姓農をうとむなり。しかし中位にして置く事むづかしき物なり。其子細は惣而人間は、其身相應に奢る心が付まとうてはなれぬゆゑ、身上の高下にもよ

らぬなり。千石・萬石の大身も皆同じ道理なり。是を中位にして置く仕様は、先常におこたらず頭々に申付て、儉約を守らする事肝要なり。夫にても年久敷立てば、必貧窮者多くなる物なり。そこにて米銀にても出して救ふがよし。是又彼の福過ればおごりてあしきなり。侍は身近き物數も少き事ゆゑ、常の儉約嚴敷申付可行屆事。

〔徽妙公夜話〕

一、或年上海道江戸へ御越之節、日坂にて所の名物にて候間、わらび餅上候はんとて上申所、御扶持人の御菓子師共の仕候とは、格別風味も能候間、是を仕候者はいかなる者に候と御尋被成候へば、七十計成ばゝがねり申候由申上候得ば、夫をやとひ參り候へと被仰出候。即御菓子道具入候御長持の上に毛氈を敷、のせ候て參べき旨被仰出候故、其通にして參り候處、道中にて、肥前殿御通、跡にばゝを長持に乘せて通り申候、何者に候哉と所々沙汰仕候處、馬かた共見知あれば、日坂わらび餅仕るばゝにて候と申、猶々不審仕候。然處に一度もわらび餅不被仰付、江戸ゟ三日路計に成候て、右のばゝに銀子二十枚被下、籠にておくらせ御返し被遊候。罷歸り候砌、又道中にて以前の婆々こそ罷歸り候へと、馬繼毎に樣子を尋候得ば、大分御銀被下候て難有罷歸候と、婆々道すがら語申候。とかく肥前樣の御意にさへ入候へば人に成申とて、其後茶屋はたごや其外物賣に至る迄、御馳走の心ざしをはげまし、日本國に

此事相聞得申候由。

〔微妙公夜話〕

一、卯辰山に禪寺寺號失念有之候。此住持遷化、弟子坊主兩人、衣類手道具銀子等長持に入候而、組合之寺方封印、右兩人弟子預り罷在候所に、或夜盗人入候而、兄弟子を殺申候。弟弟子起合候へ共、右之体を見申候而逃申候へば、追懸あたまを一刀切申候へ共、にげ延緣の下へ隱れ、翌朝近所の寺方へ案內申候。右金銀諸道具盗取參申候。彼手負申候坊主公事場へ呼出候而、奧村因幡殿被出被聞屆候。山本瀨兵衞儀御橫目役に而罷出候。此坊主申候は、兄弟子寢申處少々間も御座候所に、ばた〳〵と申候故起出候へば、盗人血刀ふり申候故、恐しく逃出候所に、追掛後より切申候旨、あたまに八九寸計の疵負申候。緣の下へかくれ罷在候。其後人音もしづまり候へ共おそろしく、夜明申迄聲も立不申、夜明に罷出兄弟子を見候へば切殺、諸道具金銀盗取申候由申候。此趣に候間、小松へ瀨兵衞罷越候而言上候樣、因幡殿被申候而、罷越言上申候處に、是は手負申弟弟子め同類に候間、拷問可仕由御意候故、右申上候通に、弟弟子手負申候而罷在候口上之段々重而申上候へば、辯口不申罷歸、因幡へ可申聞候、因幡は合點可仕と御意候故、御無理成事と奉存候而、まかり歸、因幡殿へ右之段申候へば、何とも合點は不參候得共、殿樣の御意には奇妙成事候間、吟味仕見可申候、明日公事場へ出

候樣御申候而罷出候。翌日公事場へ右の坊主呼出、因幡殿御申は、訴人有之、其方申合せ兄弟子殺し、金銀盜取申候由申出候。此上は白狀可仕候。有体に申候はゞ、出家の事命は御免可被遊候。陳じ申候はゞ拷問可仕候。其上に白狀に而は死罪無違事候旨、段々御申聞候へば、左候はゞ白狀可仕候。浪人者兩人申合、兄弟子ころし、金銀盜取申候。先住の遺書に、兄弟子は後住の体に承及申候故、右の兄弟子相果候はゞ寺も取可申、左候はゞ諸道具銀子も返し可申候。左なくば金銀分取に可仕由、右兩人の浪人申候故、同心仕候。疵無之候はゞ、御吟味にむづかしく候半と、少疵有之可然と兩人申候而切申候由、一々白狀仕候而、同類兩人も召捕禁牢仕候。因幡殿も是は〳〵と御申候而、此段小松へ罷越可申上之由。罷越申上候へば被聞召、則御前ゐ被召出、みたか〳〵と被仰、尻餅御かち六尺計り御すり出、因幡は何というたと御意候故、罷歸申聞候へば、合點は不參候得共、殿樣御意には奇妙成事候間、吟味仕見可申候由申候而、翌日罷出、右申上候通にだまし申候へば白狀仕候旨申上候處に、奇妙成事さら〳〵無之候。手疵の見樣を合點せぬ故に候。一尺程疵口有之候と先日申候時聞くと、其坊主目同類と合點したるぞ。丸きあたまを、疵口八九寸切申程なぐりかけ切申候而、鉢われ不申事は無之候。鉢にあたり申候而は、死なずとも夢中に成可申候。公事場へ出申候て、言語あざやかに申さるゝ物に候哉。夫は申合せ、上をそと引申候疵とはや合點したるぞ。能

如此事に心を付よとの御意にて、我を折たるかと御笑被遊候て、因幡が申ても奇妙は少しもなきぞ、おなじ人間じやぞ、心を付るとうかと見るとの違じやぞと御意被遊、御機嫌にて、同類三人共生胴にせよと被仰出候と、亡父瀨兵衞咄申候。

〔微妙公夜話〕

一、微妙公被仰候は、舌切雀と申むかしを子供の語申候は、物知たる物の作りたるものにて候。あのむかしにて人間は濟申候。ぢゝが慈悲なる、はゞが不慈悲なる。ぢゞが輕き葛籠もらひたるは少慾。ばゝが重き葛籠をもらひたるは多慾、ぢゝが宿迄つゞら開かぬ事は約を違へぬ也、ばゞが道にてつゞらひらきぬる事は約を變じたる也。是を合點すれば世上は濟む事と被仰候由。藤田內藏允咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、大猷院樣御代、出仕日に林道春罷出、御大名衆へあたり物を申候而、何かとあたりて御覽候て、ごや〳〵と咄申候を微妙公御聞、道春を御部屋へ召、何事を被申候と御尋候へば、日長にも御座候故、御前何茂御慰に、あたり物を申てあたらせ申上候。夫は何事ぞと御尋故、虎の首に鈴を付、千里の野にはなし、此鈴の取樣いかゞ可仕と申事に而候旨申上候へば、夫はあたり物に而もなし、安き事じやがと被仰候。道春むづかしき物と被申上候へば、道春夫

は何を被申、最初虎の相口之者有之、鈴付申物に候間、それにとらせたるが能候由御笑候へば、道春扨々と感心申され候よし、脇田九兵衛咄承候。

〔金澤古蹟志〕

物吉兩族諍論傳說

山本基庸撰微妙公夜話錄に云、癩人共相撲と九位之介と、物もらひの境目を諍論いたし、下にてあつかふといへとも靜らず。其段御聽に達しける處、領境の事は國持大名も大事に仕也、双方堪忍不仕事尤なり。手取川原におゐて四方百間に鹿垣申付、此地を貸渡すべし。爰にて双方雌雄を決し切死致すべし。尤檢使も出し見屆候やうにいたさすべくとの御意にて、其段被仰渡候處、双方共思案致したるが、堪忍仕べきよし申上げたりけり。此由則御聽に達しける處、兎角事の次手に、今度埒明可然旨重て被仰渡といへども、是非堪忍可仕由申上けり。左候はゞ以後一言も彼是申間敷旨、双方とも證文爲仕候やう被仰出、則證文相調指上ける。何の用にも立ぬ癩ども、此度幸に悉く切死にさせ、死骸手取川へまくり流し、國中の掃除をなし、領内を奇麗にすべきと思ひ居しに、双方共堪忍が迷惑すと御笑被成たるよし。今枝伊兵衛咄承るとあり。右は利常卿小松城に養老し給ふ頃の事なりと聞ゆれば、慶安・承應の頃ならんか。利常卿の頓敏、貴賤上下の情に通じ給ふ實に驚くべし。此傳話にて見れば、相撲と

九位之介との兩支別ありて、祝儀などの勸進方をするも、利常卿の時世以前よりの事にて、相撲といふも九位之介といふも、彼祖先の呼名を以て稱號となしたるものならん。さて前件の双方諍論之事件、今枝直方自記には、或人曰、此前金澤にて穢多ども公事を仕、理非明なりかぬる時、穢多ども申けるは、かやうに埒明かね候はゞ、兩方申合し石川郡青の河原にて討果し可申旨訴へければ、菊池直辰公事場奉行たるに付、如何可有とて微妙公へ申上けるに、聞召すとひとしく、是こそ珍敷面白き事にてあるべし、其儘に捨置き果させ候へと仰出さるにより、直辰其通申渡しければ、いつとなく音なしになりて、互に引入し、寔に珍敷御裁判と云々とあり。菊池直辰は菊池大學とて、直辰が直談を其儘載せたるなれば、是はその實說の如く聞ゆ。山本氏の記載せし今枝伊兵衛の傳話は、過聞の事もあらんか。但し今枝直方自記に、穢多共とあるは過聞なるべし。物吉と穢多とは異なりけり。さて右直方自記にて見れば、物吉共の諍論は菊池大學直辰公事場奉行の時なり。藩國職員考に、横山右近守知と菊池大學直辰と兩人にて公事場奉行勤む。横山は前錄に正保三年より勤之とあり。菊池は家譜に萬治二年當役に成るとありといへり。今按に此は家譜の誤なるべし。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、江戶御上屋敷御長屋は、何茂窓なし。依之世上に、加賀の目くら多門と異名す。微妙公

之思召には、御長屋腰に而若喧嘩於有之、窓より見たる者、早速懸付不申候はゞ叶間敷候。及遲々男道もすたり可申候。とかく外ゟ見えぬ樣に致置可然との御意。

〔前田家雜錄〕

一、利常公小松の城を御幸塚ゟ可被寄御願を可被仰上と思召立候。此儀本多安房守政重聞候而、御前ゟ出て申上候は、加樣の御願も御前樣御在世には無滯調可申候。然共御前樣近年は御病者に被爲成候。若御不慮之事も候者、其後者御幸塚が御身代のつぶれと成可申候。左候得者御代々の御領國、他の物に成可申と申上候得者、御得心被成、此御願ひ御指止被成候。

〔微妙公夜話〕

一、利常樣御若年之御時、金澤御城未御普請の手合不申に付て、御普請御取立可被成と、安房・山城ゟ被仰出候事有。兩臣被申上候。此城も目出度地形に候得共、能美郡御幸塚ゟ御移可被遊かと被申上。利常樣暫御思案被成、御意には、女共煩重きにより不入物と御意也。兩臣御前を退出の後、とかく御智惠か御勝被成たりと奉賀申由。

〔殘囊拾玉集〕

一、利常公津幡に御休之節、覆盆子御上り可被遊由にて、取て上候へと被仰出候。爰許には無御座候。二三里も取に上り不申候はねば無御座と申上る。扨も殘念の事也、急ぎ覆盆子付

候へと被仰、あの山此山と御指圖被遊候て御立候。跡に津幡中寄て、御指圖の所々に覆盆子を付申候。依之此後其山々に人入候事無之。御旅屋向の城山の由也、御奥意有之歟と云々。

〔微妙公遺事〕

一、長崎より大阪迄、津々浦々船數大小付立、此舟共を借可申与申候はゞかし可申哉承り、持主を付立參候へと被仰渡、罷越帳面に仕立上之申候。此船共の內、浦々に五艘三艘、去方へ約束仕置候故難借と申者御座候、其趣書附上之申候。骨折申候由、拜領物をも仰付事濟申候。二三ヶ月相過候而、御用有之由御夜詰に召候。何之御用も不被仰出、御夜詰濟申候。奉行人中村久越も歸申躰故尋候へば、左門殿未御歸無之候、左門殿も御歸候はゞ見合御歸候へと申候而參候。例之幸若小左衛門も歸申候後、左門殿御出御誘引、御寢間へ召候て、先頃上申候帳面御出し、此船の內、外へ先約之方尋被成故、隨分相尋候へ共、少去方と申候て不申聞候旨申上候へば、其筈と御意、帳面御なげ出し火中せよと被仰出候。下書迄燒失申候。其時分は口外不仕候、年月久敷事故咄申候由、亡父瀨兵衛申候。

〔金澤古蹟志〕

御小人目附傳話

微妙公夜話錄に云、利常卿小松に於て御意被成は、金澤の侍共妾をば方々の小家に召置、か

こひ女と是を申よし聞召、沙汰の限りなる事也、小人目附を申付、誰々圍ひ置候哉、書付を以て可申上旨仰出されたり。御小人目附共其旨承りて、方々の小屋共聞出し、慥に知れたる人々六人書付指上けるに、津田玄蕃へ仰出されけるは、此書付六人の内に、妻子を持ちたる者候やとの御尋也。玄蕃思ふやう、此御容体にては、妻子を持ち、其上にかこひ女を置ては、定て御咎も仰付らるべく存じ、彌とは覺え申さず候へども、此人々は妻子を持申さぬかと覺え候よし申上たり。一兩日過ぎて、此書付に御爪點遊され、是々は妻子を持たり、妻子持共の圍女は聞えたる事也。子細は定めて山の神どもが政道を致し、内には置難きゆゑ外に置たる義尤なり。妻を持たざるものは、いかやうにも手前に抱置べき筈之處、外にかこひ置は、甚榮燿なる事なりと仰出されたり。諸承り、存知寄ざる思召御尤なる義なり、萬人の分別に及ばざる義と感じ奉りける。其後とかくの仰出されもなかりしかど、夫より妻子持も圍女を止め、妻子持たざる者は尙以て仕らずとあり。按に目附はいにしへの目代にて、是を横目ともいへり。村井長明の陳善錄に、利家樣御意被遊、横目と云事定る事あしゝ。信長公の時始めは被仰付候へども、頓て無用に被成。其故は押立横目は、結句依怙過ぎてひいきある者也。いらざる事を聞出し、秘藏の者などもあしく思ひ候也。結句かげより、あれこれに手を廻し聞合せば、實證知らるゝ者也と御意なり。德山五兵衞・齋藤刑部・寺西宗與・村井豐後など感じ

申とあり。利常卿の代には、大横目とて人持組の大身をも目附に命ぜられ、寛永四年の士帳に、御臺所御横目衆また奥方御膳所御横目衆など見ゆ、此外會所横目なども置れたるよし也。御小人目附は下々の事を聞召さん爲めに命ぜられたるものなるべし。

〔享保雜誌〕

一、利常公御若き時、御伽衆御物語申上る。御國は宜候得共、雪降中に難義の由申上候處、御意に、冬三月心安く寢るは何にも替がたしと御意の由。まことに良將は常に軍を胸に持とは、如斯の事をいふか。

〔微妙公夜話〕

一、江戸に被爲入候刻、津田玄蕃申上候は、御領分之人多く江戸へ參り、方々に罷在候間、御國へ御呼集可被成哉と伺申候得者、其儘置可申候、國之者江戸へ多參有之候、幸之儀一段之事に候。何ぞと申時は、本國に一門有之、生國へは歸りたがる物に候。扶持をもくれずに江戸に多居申は、一段〳〵と被仰候。

〔松梅語園〕

一、中村久悦上方より參、色々御咄之序に、越前船橋は荷物をおろし、雨ふりなどには迷惑之由申せば、中納言樣御聞、船橋より半道上へ上れば、大形歩渉りと御意なり。他國之事よ

く御存知也。

〔松梅語園〕

一、或時越中境關守長谷川惣兵衞被仰付、姫川に舟橋懸見可申由也。依之江戸御下向之時、越中浦より船を廻す。荻田與三兵衞と申は、隼人親也。糸魚川之城より見て、越中浦より舟夥敷廻る、何事なるやとて尋る。所の者申は、小松中納言殿より糸魚川へ舟橋被懸と申。與三兵衞聞、如何に我等小身に而も、惣兵衞此方へ可及斷事也。懸さする事は不成、押而懸るならば鐵炮を以て打といふ。惣兵衞申は、理不盡に可懸とは不申。中納言境に着て及御斷、於御承引可懸。無御承引ば惣人數之助舟にし而川尻に可置と存也とて、早飛脚に而注進す。黑部川原に而御聞被成、左申ならば押而懸る事無用と被仰、境へ御着、惣兵衞右の子細申上る。與三兵衞申處尤と被仰、明日朝四時過川端へ御着と、如例荻田・郡奉行御馳走に罷出、舟川端に着御目見仕居を御覽被成、前打与申御馬を召に依而牽出と、御前を御つまげ御馬に召すにより、扨は川を御渡し被成と御供中も心得而はあれ共、行當可仕樣なければ、尻を高くつまげ、或は脚半をとく者も有、扨一文字に御乘込被爲越、御供中も少々おくればせにはあれども、無恙皆越て、是は〳〵と人々存躰也。糸魚川町を其御馬に而御通あれば、御供の者胸の邊迄ぬれ申躰に而御供仕也。小林甚左衞門方へ御入被成、何の無御構、荻田・郡奉行に

白山公事最中とは明暦元年より寛文八年に至る間をいふ

も時服如例被下、小林にも銀子如例被下也。荻田無面目躰に越後にて申故、御宿の小林を與三兵衞・隼人共に疑ひ、小林手前以之外六ヶ敷様に御耳に入により、重而江戸御下向之刻、小林御意に違たる由被仰出、糸魚川御宿に御入不被成、御晝休靑海に替る也。小林上には苦々敷躰に而、下には忝がる也。

〔微妙公夜話〕

一、江戸におゐて御出入衆、御前にて色々御咄是有。先祖より取來儀は御指置、浪人の身にいたし候ては、手前抔何程にかゝへ申べきやと御申被成候へば、或は一萬石計にても御在付可被成哉と申方、四五千石計共申さるゝ方も是有候へども、夫は皆分限なしに被申候、我等賣物に成候はゞ、四百五十石迄は取可申と被仰候。皆々先祖より取來のみにて、一分の身程をしられぬと御意被成候。其時岡田將監殿申さるゝは、渡奉公を被成候はゞ、傍輩付合は惡く可有御座と被申候得ば、御笑被成、夫はさうあらうずと御意被成候。四百五十石との御意は、御家中は馬持の進退に候へば、馬は持申べしとの思召に候哉と申由。

〔松梅語園〕

一、或人之云、江戸富士見御亭は、白山公事最中に御建立被遊、出來候而、御老中方御招請に而右御亭へ御越、扨々珍敷御物數寄に而候、駿河の富士を御床に直御掛に候与御挨拶に候

得ば、何と御申候、富士は駿河に而候かと御意に而、伊豆守殿へ御向被成、富士は駿河に而候かと又被仰候得ば、伊豆守殿外之事に被紛申候由。

〔松梅語園〕

一、微妙院樣御勤に御出可被遊与思召候時分は、御髮を揚られ候而、左右之御鬢を御むだき被遊、態あしく被成御出被遊候。度々見請候旨福嶋氏咄。

〔懷恵夜話〕

一、微妙院樣不斗或時御無刀にて御次ゐ御出被遊候。御近習之者御脇指をと申上候得者、大事無之候、其方共亂心仕候得ば、脇差さして居候ても、若き者共ゐ成事に無之候ゆゑ、指候ても不指ても不苦由。

〔微妙公夜話〕

一、春日神主子なく相果申候。掃除坊主の內筋目の者有之、御暇申上神主に成申候。江戸より御歸城の時分、春日前へ裝束仕罷出候而、御目見仕候。御覽被成、殊勝におじやると御意候。御供中ごつと笑申候へばにげ込申と、川緣市丞咄承候。

掃除坊主高井三喜の春日神主に補せられたること寛永十三年九月十三日に出せり

〔微妙公夜話〕

一、碓井峠に而錢御まかせ候得ば、三十計成大男の山伏罷出、子供にひらはせ不申、皆々取

申を御覽、あれ〳〵と御意被成候故、片岡七郎左衞門かけ出、後より引たふし候へば、ころりとたふれ申候を御覽被遊、大鷹が鶴取りたるはと御機嫌に御座候由。

〔微妙公夜話〕

一、神保長八に、われが祖父脇田九兵衞方へ心安き者共寄申候時分、しはき殿樣といふかと御尋候故、いや左樣の事は不承候、御物きらしとは申由申上候へば、左樣には申間敷候と御意候故、誓言をたて申候へば、夫はいな事にて候、年寄候へばことの外しはくなり候。むかしに違ひ加增其外とらせ事も、二三度も思案する。むかしは思ひ寄と其儘つかはし候と被仰候由。神保八左衞門咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、越後山の下駒返親不知の近所青海の問屋十右衞門、碓井近所坂本の問屋佐藤甚左衞門など、事の外御懇に御座候由。私共覺申候迄存命仕罷在、一宿仕時分、其儀申出難有がり、涙をながし咄申候。右之仕合故、御家來中へも馳走仕申体候。

私は山本瀨兵衞

〔松梅語園〕

一、天守臺惣奉行久世大和殿也。有時七ッ半時分に大和殿より、御家老の內一人明日五つ時過に可罷越と也。民部は中納言樣御屋敷に有之、青山將監者加賀樣御屋敷に有之故、奉書之

天守臺は江戶城のなり民部は今枝直恒

拜聴は綱紀よりなり

趣取次御請之案紙調、民部方迄遣之處、民部則左門を以申上候所、左門に奉書爲讀御聞被成、身共内に家老と申者持不申候、家來の内一人遣可申候与御請可調由御意、其通調遣之。然共誰參候哉不知候。御夜詰過、御手水之時分、左門伺候得者、家老はなし、民部成とも遣せと御意也。安房・因幡等在江戸に候得ば、右之通被仰御心持有之歟。

〔松雲公夜話〕

一、江戸御城御天守臺御普請之時、公儀よりの御奉行久世大和守殿也。右石垣の御用請負申町人、みの屋庄次郎与申者也。或時微妙院様・相公様御同道に而御登城、御普請場御覧の時、石共多く路の邊に在之、石の面言之外見事にならし申候處、微妙公御意に、庄次郎加様に石の面細にならし申に付はか取不申候、あらくいたし候而も不苦旨御意被遊候得ば、私は最前より左様に申上候得共、細に仕候様に御意に付如斯御座候。何を御意被遊候哉与はゞかりなく申上候處、其段被聞召、何の御意も無之旨、享保二年拜聽仕候。

〔殘嚢拾玉集〕

一、利常公上通り御通りの節、清見寺の前御通候て、あの松原景氣よからん、御覽可被成とて、清見寺ゟ被爲入、此寺中間を打て見よとの御意也。扨和尚、上向の松二三木切給へ、景氣不見不宜との事也。和尚迷惑仕候、不被爲成旨被申候へば、御機嫌損じ御辨當不被召上候

て御出也。畢竟は御奥意有之歟。寺中爲御打候て松を切せ候はゞ、寺を御立置し可被成との事也しに、和尙働き無之故乎と云々。

〔可觀小說〕

一、琵琶湖の竹生島は一石山に而、船に而參候も上り口は只一ヶ所有之体に候。某西近江海津邊より舟に而罷越候時、島の半腹絕壁之所に、そなれ松の見事に枝たれ候松有之候。船頭申候は、此松は千貫松共中納言松とも稱候旨申候に付、其いはれ有之歟と尋候へば、加賀中納言樣御上洛之時、一度此島へ被成御座候。其節は此松別而樣子も見事に候故御目に留り、金澤へ指越候樣に今津・海津の者共へ被仰付候。其節指上候ばゝ、千貫御褒美可被下旨被仰渡候得共、如何樣に仕候而もこぎ申義難成、御斷申上候。此故此名付申旨申候。

〔微妙公夜話〕

一、微妙院樣常々御たばこ被召上候御火入は、大き成る盞有之釣付の御火入に而、御きせる一本、御たばこ盆は無御座候。何ぞ不應御意事御座候而被仰出時分は、御きせるに而御火入を御たゝき、態と御機嫌惡鋪樣に外樣に相聞候樣に被遊候。每度の事に候旨福島氏咄に候。且又強く御立腹被遊候時分は、御びんの髮たち申候旨、日比物語に候。

〔御直言覺書〕

一、惣而夜に入候而は、御手燭・御燭臺出候得ば、御たばこの火入は御勝手に引申候。蠟燭の火に而御たばこ被召上候。晝夜に不限御たばこ盆は出不申候。御火入・御たばこ入・御きせる迄に而御座候。

〔辛卯隨筆〕

一、徽妙公小松に御座有し頃、花火をくゝらせて御慰の事折々なり。此役人は分部ぼく齋と云。此ぼくさい秘藏の花火の方として求出たるゆゑ、先年書記たる後なれば少ながら爰に亦記置物也。

玉　火

十匁　ゑんしやう。十匁　ゆわう。二匁　はい。一匁　樟腦。

右の玉火の藥燒酒にてかため、よき天氣に干申也。玉のふとさ〇是ほどに候。

玉　里

一匁七分五り　ゑん。二分七厘五毛　ゆわう。五分五り　は。八分二厘五毛　てつ。

繩　火

四匁四分　ゑん。二匁三分八厘七毛　ゆ。三匁三分　は。四匁四分　てつ。

車　火

一匁　ゑん。二匁五分　ゆ。二匁五分　は。四匁　てつ。

　　やまぶき

三匁三分　ゑん。八分二厘五毛　ゆ。二匁二分　は。八分二厘五毛　てつ。

右書記たる五種の末、なを餘方も有たるさまなれども、きれうせてなし。のこりおしき事也。

〔甲申雜書〕

一、菊池武康が老人に聞置けるとて語けるは、昔の風情今に各別也。尾州那護屋の城普請諸侯方へ被仰付、微妙公も御越にて、或夜何方へやらん御越、其頃世上にはやりける何やらん天目と云ふ、余程大なるどんぶり鉢にて、十五盃上り、大酒宴にて、此數盞の上は何程上り、如何樣に有りけるも御覺なき位にて、暮前に御歸、出頭の子小姓河合內匠が膝を枕に被成、御寢なりけるに、淺野殿より御家來の寺西備中が方へ狀を被越、池田三左衞門殿只今其へ御見廻可有之由にて、御隙入も無之やと被尋。各存ずる處、あの如くに御醉の上には、被爲成間布の間、御隙入の由申遣可然の相談に究る。併一應申上可然とて申上ければ、池田殿御出あらんとあるを、酒に醉ひたるとて否とは云難し、何とぞして見んと仰にて、御晝成に付、只今の御樣子にては、中々ならせられ間布由、達て申上げければども、無御承引、御出候へと被仰遣、御同道衆も多く、夜明まで御酒盛有し。此体なれども、御年よられては、中酒をも

晝成は目覺むるなり

嘗て上らざりける、名譽の御事とぞ。

〔御直言覺書〕

一、微妙院様朝夕之御膳、杉木具あこき椀に而被召上候。御菜數之極茂無御座候。御料理人中村長右衛門・勝見作右衛門抔考を以仕躰に御座候。御汁・御菜不應御意候得ば、別の物を見出候へと被仰、拵置御汁・御菜出申候。畢竟御汁一つ御菜一つか二つに而被召上候。其外は御勝手ゟ引候様にと御意被遊候。御膳所御居間ゟ近、盛立仕候所は猶更御前近候。小松に而は大形御目通与申極に御座候。江戸に而は少与御前より筋違申候。

〔松梅語園〕

一、微妙院様小松に被成御座候時分、御進物に鯉到來申候、入御覽何之仰出も無御座候故、御臺所へ遣置申候。其夜前田對馬御夜詰に罷出、御用相勤罷出申候處、御臺所奉行右鯉有之事を對馬へ申聞候得者、先程入御覽何之被仰出も無之候者、御吸物に認申付、何れも有合候者へ爲給可然旨被申付。則御吸物に認、對馬も給、其外之者共も給申候。然處暫間有之、先刻參り候鯉御用に候間、可指上旨被仰出候に付而、對馬指圖に而御吸物に仕、皆々給申候段達御聽候得ば、さたの限り、人の物を斷なしに取申候、早々對馬にまどはせ可申旨、則鯉二つまどひ申旨對馬物語に候。此對馬は後駿河守と申候。

まどふは辨償なり

〔松梅語園〕

一、江戸に而或時客有之、御料理漸濟候時分、御料理の間に上に淡路守樣・飛驒守樣・前田日向守殿、其外横山家・本多家の衆並居、御料理參候。御膳部等も御客の通に而候處、中納言樣出候而御覽、以之外御機嫌あしく、いろりの際に被成御座、御料理御乞被遊候。則上申候處、御椀・御皿等皆々下ゟ御下し、塗木具御本膳、二の膳共足を御手自御押折被遊候而、御投出し、御椀等下に御置被遊被召上候。淡路守樣初何れも御迷惑被成候而、漸御退被成候。其已後御客有之、御勝手ゟ御越被成候時分は、代り〳〵御料理の間いろり際に御座候而、御膳なしに御椀下に御置候而、御給仕も無之直々に御替も御乞候而參候。竹田・九里・野村咄。

〔松梅語園〕

一、葭島に美濃八谷柹爲御植、美濃よりつるし柹仕者被召寄、廿干つるし柹を被仰付。或時此柹の皮は捨るかと御尋。定而左樣にも仕候哉と申上る。柹の皮御前へ上可申由被仰出に付、成程奇麗に仕り上る。菓子師才次に被仰付、此皮干て粉に仕、米をいりて粉に仕、柹つきと申團子に仕上る樣にと御好被成、則出來す。上りて被仰出、下々此皮可捨事にあらず、其心故に食物に事欠也と御意也。人々至極仕、御露地の者ども其より此皮を貰ひ歸なり。名譽成事御存也。

同御代は利常

御意は綱紀

〔松雲公夜話〕

一、同御代將軍宣下御振廻の御時分、御料理之間に而御重引の品、竹田市三郎致持參、御前ゟ上候得ば御覽被遊、これが持參成ものかと御意に而、右のごとく何茂立込居申上ゟ、御天井にもあたり申程に御重ともに御なげ被遊候得ば、皆々つむりなどへあたり申候。微妙院様御時分には、度々加樣の事御座候由、右同時に御意也。

〔微妙公夜話〕

一、或年江戸御道中にて、何時に而も餅を燒せてあがり可申候由、火鉢に炭おこし荷ひ、御料理人中村長右衞門、馬之前に爲持て參候。御好之時々餅燒上申候。御駕籠際の御供人にも被下候由、不破平左衞門殿咄承候。

〔微妙公夜話〕

一、微妙公或時內藤外記殿に御咄に、手前隱居の身にて、毎日木具に而食致し候事奢候儀と存、ぬり膳部に可仕と申付、一日二日たべ候へ共、むさき樣にて、其後又木具にてたべ申候。過分の事に候へ共、責而是程の事はと如此と御咄之由、藤田內藏允殿咄承候。

〔桒華字苑〕

一、或時微妙院様、越中ゟ御鷹野に御越被成。今石動にて御旅屋にげんじの屏風立て在。利

たいめい本のまゝ

常公篠屋宗閑にむかはせたまひ、此繪は源氏とみえたり、大形よき繪なるが、何やらんかつかうあしきやうに見ゆる、宗閑何とおもふぞと御意。宗閑かしこまり御意のごとく、繪は源氏若むらさきにて御座候。扨もたいめいの御目通りは各別の儀にて御座候。如仰此御屛風の繪も、手本の繪と見ゐ申候へ共、かつかう惡敷御座候。上方にて何方に御座候源氏の屛風も、かつかうあしく御座候に付て、各かやうの儀かうしやなる者ども、せんさくを仕たる事にて御座候。昔土佐が筆に、源氏のちいさきおしゑ御座候を、其ちいさき一枚を、加樣に屛風いつはいにかき申に付て、何としても小を大にうつし申に付て、かつかうあしく御座候かとせんさく仕たるは、かやうの物に明暮なれ申ての上の儀に候。唯今御覽被成、はやかつかうの惡敷を御覽被爲付候事は、ふしぎなる御事とかんじ奉る。

〔桑華字苑〕

一、御歸りにくりからの峠にて御休被成、宗閑申上る。加賀の國を大き成國と奉存候處に、越中の國のおびたゞしき儀、中々目も屆不申候。加樣の國々をしろしめす殿樣は、人間には無御座と申、其上在々宿々ふつき安泰にて、家作等諸人の心やすく見ゐ申てい、乍恐けつかうなる御仕置とかんずる。利常公、如申大國預りて、せめて萬民の心安き樣にと思ふ外他事なしと御意。其時宗閑謹而、扨も難有御意にて御座候。加樣の大國の御主樣、御領國を我

物と不思召、御預り被成候とは、我々躰の心中とは各別の儀なり。京都にて我等の屋敷、おもて口四五間うらね廿間計御座候。此屋敷は、天の星までも屋敷の上は我等のほしと存て居申に付て、我家の上を鐵炮を打通すを聞ても、腹を立申候。加樣の御國を御預り被成たるとおぼしめす御心より被仰付御仕置なれば、萬民の心安く罷有も道理にて御座候と申上たり。此宗閑は京都の町人にて、歌學者源氏讀なり。宗閑子今村宗永出頭して、小松にて風氣を煩ひ死たり。父子ともにあいさつとはちがひ大惡人也。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、或時於江戶、中村權丞御相手に而御將棊被遊時、大地震振、江戶中騷動する。盤の駒振落、取て上るといへ共、黃門樣少も御驚不被遊により、權丞も其儘指終。御勝被遊て後、ごく大きなる地震也と御意に而、方々御見舞之御使者被仰付候由也。

〔微妙公夜話〕

一、微妙公中村久越に、人をつかひ候事を存候哉と御意に候。久越不奉存候由申上候へば、其方に能しりたる事に而可被仰聞候。其方は能物を書申候。筆は麁相に結ひたるが能候や、念入たるがよく候やと御尋被成候故、念入りたる能く御座候与申上候所に、夫はあら筆能候哉、又つかひなれたる能候哉と御尋被成候故、つかひなれたる能御座候と申上候。扨其つか

ひ入宜き筆をば如何仕候哉と御尋被成候故、夫はよくぬぐひ、さやを仕置候而、人の物を賴候時分取出し書申候。めた物につかひ申候へば、頓而先切用に立不申候由申上候へば、又筆は其書申物により、こはきやはらか成大小抔も違申候哉、何にてもひとつに候哉と御尋被成候故、紙により又文字の大小により、こはきやはらかなる、おほききさも大小有之旨申上候へば、其筆の心にて合點可仕候。惣而家來共の內を見立申候に、生得うつけはやす筆に而用に立不申、生得利發成る者を見出し仕申候。それは始は筆のごとく能無之とも、此方の心入も不存、又家來の心もしらず候へ共、次第に樣子を覺候而、宜敷用に立候。夫をめた物づかひ候得ば、人の元氣もつゞかず、頓而病者に成申候而死申候。筆のごとくにやすめ置候心得にて、加增などとらせ、心安事につかひ置候而、何ぞ用事の有之時に、誰は是によからう、彼は是によからうと役を申付候へば用に立候。其事濟候へばまた褒美を申付、心安樣に致し置候へば、人も久敷つゞき用に立候。能とてめた物づかひ候事、頓而仕損も出來、人を失申候。其方が筆をつかふ心にて能合點せよ、人には得手不得手も有之物に候。筆の紙に應ずるがごとくに候ぞと御意候。不破平左衞門殿掃部殿と申時、御側にて承候由。

〔殘囊拾玉集〕

一、利常公と正宗と御心安かりしは、或時茶の湯に御呼の所、正宗脇差乍指御入候。利常公

御挨拶に、御心安く存、丸腰にては出申候へども、懐劍は毎も入れて罷在と被仰故、正宗の仕形不都合には無之候ひし也。是より別て御心安く御成候と云。但外へ御兩方御同道にて御越の節也しとも云。

〔殘囊拾玉集〕

一、利常公伏見にて、茶湯の聞ゐ有者の躮有之親が、露地の物數寄は、最前被成御覽候、其後久敷不上御茶候可被爲入と御約束也。奉畏候とて大き成木を伐取、其跡ゐ小さき木など植ゑたり。心易き人々是は如何と申候へども、不聞入して仕直す。扨被爲入候て御覽被成、扨も扨も功者哉、能致したりとて、御機嫌能御歸被遊、銀廿枚其外品々被下之候由、彌名を發したる也。

〔微妙公夜話〕

一、葭島御數寄屋に而、金澤老中を初御茶被下候。其段小身者共四五人に御茶被下節、今日の客には六ヶ敷者有之由に而、御自身御かざりなども被遊候を、御近習者共、誰に候哉不審に存候所に、市川長左衞門上座に而御座候所、大雨降申節に而、笠をかぶり、脇をも見ず足ばやに御數奇へ參る。御會席をも被下、御茶相濟罷出候節、笠をも着不申、雨にぬれ心しづかに、御露地をそこ〳〵迄茂拜見仕罷歸申候。夫を御勝手より御覽被遊、さればこそ長左衞

故肥前は利長

門六ヶ敷客と御意被遊候。此長左衛門義は出頭いたし、古田織部方へ茂切々御使に故肥前様被遣候者と承申候。

〔享保雑誌〕

一、將軍家光公御代、利常公ゟ於御數寄屋御茶被進。利常公にじり上りを入給ふ時、戴て入給ふを、家光公御覽有て、御茶過て御尋候處、利常公御請に、御前の御手のさはり申處故如此候、此事は私家來横山刑部与申者に習候由被仰ければ、家光公御感有けるとなん。此時御同道松平陸奥守殿・嶋津薩摩守殿也。御數寄屋御門入口迄御草履取一人、夫より内は御一人也。此時御草履取伴八矢を被召連、御茶濟候時刻八矢御草履を持、薩摩守殿御草履取も一集に御塀地門の際へ向申處、御堅め役人中、嚴敷入申間敷旨警固足輕等おさへ候得ば、主人をはだしに致命有之者かと、八矢眼を見張り、脇指をそり打内へ入申に付、薩摩守殿草履取是に引續入申由。陸奥守殿草履取、中々此跡に入事成がたく、外ゟ立去され申處、御三人御同道に而御退出之處、陸奥守殿御草履無之、是はと被申候故、御指圖に而此方御持草履、八矢取出し上候得ば、御影にてはだしに成不申とて御歸り、陸奥守殿御草履取成敗被申渡。先其前に右の草履取役人召連、加賀守殿草履取へ禮に參可然旨にて、目錄被遣。右の目錄持參役人指添、翌日能越候而、昨日之御草履取小屋相尋候に付、早速得御内意候得ば、無構八矢小

屋へ敎遣候之樣被仰出、八矢小屋ゟ敎遣候處、八矢其時五千石に而、神田御屋敷に罷在、玄關前與力等相詰美々敷躰、陸奥守殿役人見候而大に驚入たる躰に而申候は、私共輕き者に而候、八矢殿に御直に御目に掛り候義如何敷候間、先罷歸陸奥守ゟ相達可申旨申、歸り右之趣陸奥殿に相達候得ば、陸奥守殿被聞、八矢事聞及たる者也、夫を被召連事感入たる事也。此度之義は我等が誤り也、草履取免し可申旨に而、其後陸奥守殿御式臺ゟ御禮に御越、八矢ゟも御慇懃之御口上御申置候由。此物語竹田市三郎咄、不破平左衞門聞申由、山本源右衞門ゟ平左衞門咄申旨、源右衞門金岩平助宅に而物語也。

〔松梅語園〕

一、御上洛御供に、中納言樣大津御屋敷に而御茶湯被成とて、築山泉水被仰付、近日御客之御用意也。然處小堀遠州大津御見廻に被參、留守なれども御庭一覽被致、御大名之物數寄には小さき事、あの大山と湖水御目に不見かと被申。慶安・石黑釆女聞、御歸とひとしく御耳に入。中納言樣御聞被成御笑、至極とて泉水築山御崩し、不斗御出、御書院の向塀御懸直し中を御切拔、格子小間に仰付、湖水・叡山・唐崎・三上山一目に見ゆる樣に被成、先遠州を御招請。宗甫見て手を打、是でこそ大名の御露地なれ、如形泉水如形山被仰付たりとて、ほめ被申退出也。跡に扨も和尙に成者の器量は別の事と御意也。江戸御馬場の壁に表具被成たる御

くろ〳〵本のまゝ

物數寄も、此御心持か。

〔松梅語園〕

一、山崎に傘能張、利休弟子に而、昔侘をいたしつる。此數寄屋今に有由御聞、御大工太郎右衞門被遣、様子爲御見、葭島に御造作被仰付、山崎之御數寄やといふ。是に而御近習の者御茶被下。御掛物東坡竹、但後脇田九兵衞に被下。御釜大講堂、御茶入唐物、盆立盆はくる〳〵の四角ぼん、御茶道品川左門。右御會席は葭島古御書院に而被下、御茶は御數寄屋に而被下、御露地之案內者分部卜齋被仰付、氣付所に而卜齋立留、何れも氣を付而御物數寄奉感。五人詰に而一日に三度ほど也。

〔松梅語園〕

一、御家のつくもがみの御茶入の譯、京都より賣に來、御求可被遊旨に而候處、金子百枚よりまけ申事難成旨申候。伊藤內膳御使に而、御隱居の事に候得ば、百枚と申御道具は難被召上候。責て一枚負候にと被仰付候得ば、奉畏候由申上まけ申候所、扨々早速に負申候、代金相渡其上に、金子三枚とらせ可申旨被仰渡、直に小堀遠江守殿へ內膳被遣、右の様子委細申入候而、名を付被遣候様に可申入旨に付、內膳持參候而右之趣申入候處、遠江守つくもがみと被付候。竹田氏咄。

一、利常公江戸にて茶碗を被召上候事有之。道具屋判金五枚と申茶碗を、二枚に御附被成候。道具屋申候は、無躰成御直切被遊樣にて御座候。小堀遠江樣・佐久間將監樣など御出入の御樣子にて御座候、被掛御目御覽可被成、判金五枚と申より下直には不仕御道具と申上る。重而御意には、道具屋に惡敷心得也、此方は是より能名物の道具を多く所持する也。然ども道具は掘出し仕たと思はねば慰に不成候。五枚の茶碗を二枚に求たと思へば、名物の道具より掘出し仕たと思ふ自分の目利を自讃にて、其道具を重寶に思ふ。人に茶を振舞んも一段快く面白き也。五枚する道具とは思へども、夫を負けて中納言に掘出しさせてくれと被仰出。然れども道具屋申候は、私買出しに合候ては、損が見え申候へば不罷成と申。亦御意に、扨々にくき奴かな、左候はゞ町奉行ゟ御斷り、肥前守が申事を不承者と可被仰入と也。道具屋申候は、扨々無是非次第に奉存候、私の損は知れたる事にて候へども、本を落して左候はゞ二枚に御請申上候とて指上候へば、即刻代金渡被下候て、扨々早速承知仕り、御滿足に被思召候とて、御料理被下之候上、先刻より段々思召の程を奉承知、御滿足被思召、一入茶碗御秘藏に思召候、爲御悅被下之候とて、加賀染五端・小松絹三疋・小判三十兩、右道具屋ゟ拜領被仰付候。道具屋難有がり、仲間どもへ普爲聽仕り候故、能き道具さへ有之候へば、先利常公へ

入御覽、直段を御附候へば早速負けて指上候に付、其後能き道具ども多く御手に入申由。然ども其道具の位程に御求被遊由の事。

〔前田家雜錄〕

一、利常公或時木津屋の御茶入を久敷御覽不被成由に而、御土藏より被取出御覽有之處に、昔よりはおもき樣に思召候とて、中を御覽被遊候へば、御濃茶入て有之也。木津屋の御茶入に而御茶湯被遊候事、十年にも廿年にも御覺不被遊候。但出申事も有之候哉と御尋之處に、竹中故是三を初、何茂覺不申旨申上る處に、誰哉覽申上候は、大阪始の御出陣の時、戰場の事は兼而難計候、去共目出度御歸陣被遊候樣にと御祝ひに、長如庵に木津屋の御茶入に而御茶被下候旨承及候由申上候。夫より年數をかぞへ候へば三十二年先に而候。唐物名物たるにより、茶を持申德も有けるか。其茶を故是三にのませ御覽あるに、其香少も替らず。依之皆々少宛頂戴仕候由。其節御意に、及物は吉光等高値成ものなれども、是程の德は間不及と御意に而、漢の茶入を御秘藏被遊候由也。

〔故人物語拔書〕

一、微妙公古田織部所持のがきばらの茶入御望にて、方々御尋の所、京都の町人所持仕候とて指上申候。右茶入新身にて、さのみ高代の物にも無之候へ共、御大名御尋の事に候とて、

金子五枚と申上る。微妙公右茶入御覽被遊、いかにも〳〵がきばらの茶入なり、いよ〳〵御望に候間、代物は金子百枚可被遣由被仰出。町人存之外にて、殊之外有難り罷歸り申候。其以後小堀遠州被參候に付、右之茶入御見せ被成候所、成程〳〵がきばら茶入に御座候、代物いか程計被出候哉と被申候所、金子百枚とらせ候由御意被遊候。遠州被申候は、扨々此御茶入も、はや唯今より天下の名物に罷成候由被申候と。

〔松梅語園〕

一、或時京都町人珍敷軍書入御覽候得ば、一遍御覽被遊候而、御棚へ入置、四五日立て右之軍書返候哉と御意に付、未相返申由申上候得者、早々返し候へ、扨々何にもならぬやくたいなき書物に候間、此通申聞、金子とらせ返候樣に被仰付相返候。いつの間爲御寫被遊候哉、御寫置被遊候而、珍敷書物之由御秘藏被遊候。竹田はなし。

〔菅君榮名記〕

一、無準和尚之懸物、小堀遠州より東福寺之什物の內所望候處に、寺修覆仕度候間、金三百枚被下候はゞ指上可申候由、先入御覽候旨參り申候。內々御望のもの候故、別而御滿足被遊候、代物金三百枚に而は拙者床に懸申事不足に候間、五百枚被遣候。遠州も御尤成御義に候。是に而五百枚の御道具に候。住持も難有がり、京・江戸の取沙汰に御座候旨、今枝伊兵衞咄承

御尋は綱紀なり

候。

〔微妙公遺事〕

一、大燈和尚の筆、梅溪の二字の掛物は、大阪より御歸陣の時分、御覽被遊、其後に御所望に御座候處、寺の什物指上がたく候へ共、御家有限寺かぎり、現米百石毎年被下候者、寺の爲に御座候間可指上候由被申候へば、奇特なる被申樣に候、其通に可被成旨に而、今にいたり大阪着米百石、薪の酬恩庵へ被遣之。年々に高直なる御道具に申成候由、今枝伊兵衞咄承候。

〔可觀小說〕

一、從後水尾帝利常公御拜領の宇津保物語の義、勅使を以御拜領に候哉、其首尾御尋候に付、永原權太夫・品川藏人・武田藏人・別所三平等、微妙公御代の義存知候者共二十人計ゟ御尋候得共、覺悟無之に付、今枝故民部・大橋故又兵衞等日記仕置候由に候間、相尋候樣に被仰出候。若勅使相知候はゞ小川坊城殿に候ばゝ芝山八郎兵衞、白川殿に候はゞ品川藏人方より樣子可承候旨被仰出候。

〔殘嚢拾玉集〕

一、利常公每年何やかや探幽に繪を多く被仰付、代銀を三四ヶ年不被下、大分の御用を勤め

たる也。或時此近年探幽に被仰付候繪代不被下と御覺也。勘定仕ると云も六つかし、五十貫目銀子を取寄申候。十貫目箱を氈にて包み、青細引にてからげ、大八車二両に三箱と二箱を積候て、御徒使にて、探幽の宅を二町程此方より、狩野探幽が宅は何方とひたと尋て參り渡せと被仰付。其通りに仕候へば、其比江戸中の沙汰に、加賀の肥前守殿より金子を車二両に積て拜領仕と申候由。實は繪代を積りしより下直に當り申たる由也。

〔殘嚢拾玉集〕

一、利常公御出入仕候狩野探幽か年若き時分、躍り地藏を御好にて、だてなる模樣に掛物爲御書候て、御客の時分御亭に被掛候を、御客衆御覽候て、扨々珍敷圖にて御座候、筆は何にて御座候や、能出來と被譽候へば、是は探幽めに書せ申候。探幽が書は掛ても被見かと存候と御意。江戸中にて肥前殿、探幽が書を被掛とて混物時花たると也。

〔見聞雜志〕

一、先考の被語ける事共の中に、一年微妙公大相國入道清盛公の筆の大乘妙典の內一卷御求出有て、箱を被仰付にて、蒔繪に清盛の紋をせらるべきとて、方々御尋有けれども不知。其時先考の、如斯事は道々にて、狩野探幽存知たる事もあるべければ尋可申やと言上しけるに、尤也呼びてとへと仰について、召寄て尋しに、度々此事は詮議仕候へども、清盛の紋とては

申傳も書つたへも候はずといふ。かやう〳〵の事也、しからばいかやうの事かしからむと問けるに、箱の上よりそれとしれ可然物は、兵庫の經の島しかるべく覺え侍といふ。さればと思ひ、尤の事也とて則御耳にいれければ、いかにも可宜物と御意に應じて、其圖を被仰付けると也。身延山久遠寺へ御寄進有けると聞ける、此法花經と也。

〔諸藝雜志〕

源義經の妾靜の長刀は小鍛冶宗近が作にして、御代々御秘藏の御道具故、御居間に指置ける。家光公御鷹野の節、雁を御かけ遊されしに、いかゞせしにやこみ本より打をれたり。何れもこれは御讓りの大切の御道具なるを、よしなき事にて損じたりなどゝ申けるを、堀田正盛是を聞いて、各にはいかゞの了簡にて左樣惜まるゝにや、白刄を交る時今の如くにをれたらんに、御用心に持せらるゝ御長刀のせんもなき事也。幸ひと折たるこそ吉事なれ、惜むにたらずと申さるゝ。其御長刀を鍛冶山城に被仰付て打つぎしに、少しも疵にならず、ためし見るに其切るゝ事恰も瓜をわるがごとくなり。今以御秘藏の御道具也。此時分迄は三尺餘りの大長刀にて、小形の長刀は、志津三郎兼氏などが打出したる初めなり。されば志津形と申せしを見れば、靜が長刀の形なりとて、靜形といふは誤り也と、增譽申されし。亦靜が長刀と云ひて、小松中納言利常公の方にも同銘なる物ありしかば、いづれが眞僞ならんと申沙汰せしを

利常聞給ひて、汝等は愚なる事を申ものかな、靜は義經の妾也、定而其時は義經座側に有りし長刀を以て働きたる成べし。判官一振の長刀のみならんや、いく振も有るべき事也。是等に限るべからず、名物は世上に類の有べき也とて、彌秘藏せられしと也。

〔漸得雜記〕

一、御代々御甲唐冠は、御家來不破民部は日根野織部孫也、織部方より利常樣へ上る。其時の御書于今不破覺丞方に有。覺丞は民部孫也。唐冠の御甲は、往昔秀次公へ日根野方より上る也。秀次公御生害の後、又日根野へ返りたるか。覺丞咄也。

〔殘嚢拾玉集〕

一、利常公ニ正宗咄に被參候時分、御國元の鍛冶ども能き刀脇指を打申由、新身御所望申上度と御申候。利常公即座に、兼卷・家忠・勝國等之新身白鞘の大小廿腰御出し、皆々能く切れ申候、御近習の若き衆に爲御指候へと被仰被進候由。

〔浚新秘策〕

一、御幸塚の土藏に、同じ樣に威しぬる甲冑五百領ありと云。此事に由緒有事也。微妙公或年京都之具足屋に、右之甲冑御誂被成候旨に而、一度に五百領持參いたし、其段御聞被成、甚御機嫌そこね、誰取次候得ば加樣の義仕候哉、聊御覺無之候、取て歸り候樣にと被仰出候。

是足師事の外致迷惑、損失もかゝり候間、何卒被召上樣にと願候得共、御許容無之、每日小松に相詰候得共難叶、空敷取りて歸申候。其段御聞、町人の事に候へば、代金之儀にて迷惑仕候は尤成る事に候。代金は追掛取らせ候樣に御意に而、途中迄飛脚を以代金相渡候。具足師存の外の仕合に而代金請取、左候はゞ五百領可指上与逗留仕候。乍然具足は御用に無之旨仰出候。町人は半途に而殘し置可申与、達而辭退仕候。其段申上候得ば、左程に候はゞ遠所の空藏ゐ入納可申候。必小松ゐ入申間敷与被仰出候。幸御幸塚之御藏明有之候に付入置可有之候旨。

〔松梅語園〕

一、或時微妙院樣御意被遊候は、與力共具足持申間敷候、被仰付被下候間、人々乳繩爲取可申旨被仰出。是は難有義と、何も與力共乳繩を取指上申候。則具足被仰付、段々出來申に付、兼而被仰付候與力共具足出來可被下候哉と、奉行より相伺候へば、事之外御機嫌損じ、いつ左樣之事被仰出候哉、やくたいもなき事仕候。飽末成義に候間、何方へ成共遣置候得と御意に付、皆々御土藏へ入置候。是は兼而與力具足被仰付度思召候得共、俄に被仰付ては目立申に付、右之通被仰出、時々出來仕候樣に候旨、前田氏咄。

〔微妙公夜話〕

一、板橋口御猪鹿狩之時分、筑前守樣にも供奉被遊候、御成之前日今枝民部に肥前守樣御尋被遊候は、明日筑前は何の刀を指被申候哉と御意に付、民部申上候は、此間御詮義に而度々御ためし被遊候半由に候旨申上候へば、其刀は新身に而候、尤切は何程能候而も曾て〳〵不入事に候、何れにても家に傳來候名有之、人も知たる刀を被指可然と御意被遊候。御家御傳之御道具共、何れも大事之御道具に候故、猪鹿御切被遊候義は如何と申上候へば、夫は不心得成申樣也、切まじきと思はゞ格別、切んと思はゞ能道具持可被申。其故は猪鹿を切、自然打折候はゞ、ひろひてもこられ間敷候。捨て來る時、新身の名も無之刀を筑前守が帶て、打折たると有之時は、無面目事に候。家に傳へ人も知りたる道具なれば、人口無之候と御意被遊候。九里氏咄。

板橋狩獵のことは寛永十二年十月に在り

〔微妙公夜話〕

一、大猷院樣板橋御鹿狩之節、筑前守樣御供に御出被遊候。御脇物は大物切ちやう木の御腰物を御指被成候由被仰候段、微妙公御聞被成、不可然思召候。ちやう木は黑瀧の長が指料、物切に御座候へ共下作物に候。何ぞ上作の物指可被申候。若鹿など切られ、打折申候時分、下作物は如何と存候由被仰候へば、筑前守樣も御感心、左文字の御刀御指被遊候由、脇田九兵衞殿承候。

黑瀧の長とは長與市景連なり

〔續漸得雜記〕

一、寶永七年五月御當所居住刀鍛冶兼若甚六は、微妙公御尋被遊受領の儀可奉願旨被仰出、即八條樣・近衞樣ゟ御書被爲遣、京都におゐて黑坂吉左衞門・九里覺右衞門ゟ被仰渡、官物官錢物並諸入用拜領被仰付、其上京都へ罷越申候時分、足輕・小人御添被下候。則銘相改、越中守高平と受領仕、京都仕廻申時分、八條宮樣より御服一重、近衞樣より御服一重拜領仕候。重ては法橋に可被成下由被仰渡候。京都首尾能相仕廻申候。

〔松雲公夜話〕

一、以前より御家に有來り候御道具の內、表御納戸の帳面には有之候而、其品相見え不申分有之候。先年微妙院樣御代、からかねの花生かけ多く、何の役にも立不申、數年すたり物の樣に古物共と一所に有之候由。誰にて候哉、古物御拂候時分拜領仕候。釜屋五郎左衞門所ゟロのかけ直しに遣候得者、是は見覺候御家に有之名物の御花生、から物紛無之候。自分の花生と御申越候得共、心得がたく旨申越。彌詮議有之、御拜領の御道具に紛無之、また差上申候。相公樣御覺御咄の旨、富永物語承知仕候。

〔山本源右衞門覺書〕

一、月拂と申し而、方々より輕き御進物、下緒・柄糸・扇子・筆墨之類、月の晦日〳〵に挾箱之

空隱は空印

蓋に入れ上り申候へば、何れもにとらせと御意、御次に而配分被下候。年拂と申は十二月廿日過に、御家中より上り申候遺物道具等長持之蓋に入上り申候。一腰〳〵御覽被成、是は誰にとらせ候へ、是は御納戸に入置候へと被仰候由。藏田內藏允咄承候。

〔集古雜話〕

一、當御家に牧溪の庭鳥の繪二幅對有。最前は雄鳥の繪一幅有。微妙公御代酒井空隱（讚岐守殿）御見廻に被參、微妙公ゟ被申上候は、御家に牧溪の庭鳥の繪御所持と承申候、少拜見仕度と被申。殿樣安き事とて、則掛させ被懸御目也。利常公思召には、是は名物故所望せらるゝと思召、御勝手にては御機嫌不宜旨。扨空隱事の外ほめ被申候故、彌所望と思召候へ共、御秘藏故其分に被遊御座候處、空隱被申候は、此御掛物扨々見事御座候。就夫私方に此雌鳥の繪所持仕候。私義は少身者に御座候、殿樣ゟ上可申候間、二幅對に可被遊候。私ゟは代り何にても二三幅可被下と有之に付、事の外御機嫌にて、達而御申候間可申請とて、代り御掛物四五幅も被遣候よし也。于今有之。此御懸もの東山殿所持にて表具は安阿彌とやらん物數奇、印も有之由候。長田兵左衞門はなし。

〔可觀小說〕

一、稻葉美濃守殿（後湖信軒泰翁）より被進候唐物孔雀の香爐、後藤程乘献上仕候。唐物麒麟の香爐、右

仰出は綱紀なり

足利義政の法名は喜山なり

いづれも名物に候。殊に孔雀は我國へ二つ渡來の內に而、無比類物に候由。前々より御香爐の內、此孔雀より勝れたるも候哉、玄蕃・兵部に可相尋旨被仰出候處、靑磁獅子並亦繪猫の香爐は、東山殿御物の由、最名物の旨申候。勝劣の儀は如何可有御座哉之旨申上候。御代々公方家より御拜領御道具及び名物・准名物等、兼て被仰出記注仕、今日指上候。就中大傳太御太刀は、高德公自太閤御拜領、淺井一文字は台德公に淺井備前守殿より傳り候處、自台德公微妙公御婚禮の節御拜領被成候。此外平野藤四郞・富田鄕等不可枚擧。漢の富士茄子御茶入は、太閤より高德公御拜領也。牧溪の鷄の畫爲名物の旨、其證有之哉の旨御尋有之候。兵部云、件の繪之事は、世間流布の名物記にも載之、且天山東山殿法名也の印有之候條、可爲名物候歟。元來一幅は酒井讃岐守殿空印御所持の所、或時空印御持參候而御合せ候處、表具迄も符合に付、則空印より被進候旨言上候と被仰出候。其儀尤御覺被成、空印より被進候は雌之樣に被思召候。此時微妙公よりは空印老に可被遣旨互に御辭退、良久しく有之由。此旨申聞候所、年寄中にも相尋可上旨に而、相尋候處、奧村伊豫並兵部も如御諚覺申候。然共本多安房申候は、右空印老より被進候節、安房在江戶に而覺申候。あなたより參候は雄に而御座候。右の通符合に付、御兩所相共に御辭退の所、空印被仰候は、最早及老年候間、遺物と被思召候樣にと有之、其上に而御留被遊候。其より以前、於小松葭島御掛作、金森宗和に御茶被下候其節、件の雌

の方を被爲掛候由言上有之候處、其節御茶の手前は何れに而候哉、且相伴は誰にて候哉御尋候處、相伴は安房と津田先々玄蕃正忠にて御座候。中村久越馳走可仕旨被仰出、挨拶に罷出有之候。御茶者宗和手前御所望被遊、徵妙公も御出座被遊、御茶茂被召上候由言上す。空印より御懸物進上の時代は、大火事以前に而、御十三歳頃に候哉と思召候旨被仰出候處、尤大火事以前に而御座候、時代慥に覺不申候。大樣被仰出候御年齡とも存候旨。其日稻葉美濃守殿も御出に候。是は御庭御見物有之度候由。其日御同道可有哉之旨、小堀孫兵衛を以空印老より被仰遣候由。いまだ御老中不被仰付以前に而候。扨又安房へ空印老御盃被下候節、御盃を持勝手ゟ退可申と仕候處、美濃守殿御出、安房盃御乞被成候に付拜伏いたし、猶可罷立と仕候處、微妙公不苦義に候、慮外可仕旨被仰付、時宜之處に、舟越伊豫守殿御座候故、伊豫守殿迄相渡候由。ヶ樣の儀迄は覺候得共、時代はしかと覺不申候由言上也。

〔可觀小說〕

一、年次と號せる十二律の事、六月廿七日奥御納戶諸色方に、年次之寫と記せる十二律有之ば、御覽の上に、是は先年中院殿より板津檢校を以、此方所持の十二律、故內府殿の時分より御聞及候。當時堂上方にも斷絕候條、被寫置度旨御懇望に付、則被遣候。若其寫に而候哉、表御納戶に件の十二律有之哉可相尋旨被仰出。則御土藏に有之御奉行持參上之候。其銘に云。

仰出は綱紀なり

恩德院住持　詮藝

名年次

應永十九年八月日　敦秋作

抑此十二律は、今於天下音律可糺に於ては、是を以てせずんばなしがたきの由、先年中院殿ゟ被遣候時分、被備新院叡覽の處、希有之物の旨勅諚有之、寫を被留官庫と云。微妙公最御愛玩と云。四辻少將公韶の家老淺野權左衞門光延罷越候に付、年次十二律の事奧村兵部相尋候處、於京都承合候に、慥成記錄に而者無之申傳候由に而御座候。彼銘に御座候恩德院者、往昔西八條の邊に有之候。彼院破滅に及候而、什物等遍照心院へ集之と云。詮藝は敦秋が兄、敦秋は今豐筑後守宣秋が先祖國秋が末子と云。又號年次者、一年に一竹つゞ切、十二年にして成就す、依て爲稱號と云。於京都茂爲名物之旨其沙汰有之哉相尋候處、尤無比類物の由及沙汰、樂人等も兼而名物のよし存知候由光延申候。

〔國事雜抄〕

進上

若松あめ　一箱　　　金澤町銀座　彥四郎

右飛脚を以上申候、以上。御印

二月廿五日　　　　富永勘解由左衛門

中納言様ゟ若松飴被上之候書付に御印被成候間、可有頂戴候。將又今度被仰付候吹分銀子、來る廿八日時分持參可有之旨尤候。油斷無之樣可然候。委細山田方より可被申候、恐々謹言。

二月廿六日　　　　勘解由左衛門　判

銀座　彦四郎殿

〔金澤古蹟志〕

若松飴の傳

觀音町飴屋傳記に云。越前國朝倉氏の末裔にて、其祖九郎左衛門景紀は朝倉義景の叔父也。景紀の三男景乘、越前堀江の鄉に居住し、堀江源太兵衛と名乘、柴田修理勝家に隨從す。勝家滅亡の後加賀國に寓居し、天正十二年能登末森合戰の時討死す。其子勇四郎河北郡鈴見村に幽居し、剃髮して名勇甫と稱し、中納言利常卿の御意に應じ、每度召させられ、恩賜の御判書今に傳來す。勇甫の二男を彌兵衛と云。利常卿の命に依て寬永年中上京し、明の沈惟敬來朝せし頃、大坂藥種屋定齋へ相傳せし藥飴の方十一品、京都中嶋淨雲傳授し居たるを相傳し來り、若松村に於て大明飴・延壽飴等を製合し差上たり。是より世人若松飴と稱し、其名高く當國の名產とす。彌兵衛の甥善兵衛藥飴の製合を傳受す。善兵衛の子傳右衛門、元祿元年

に若松より金澤へ出、卯辰八幡町に居住し、藥飴を賣弘め、城内二ノ丸廣式向の御用飴を製造す。故に世人御用飴屋と呼べり。同十二年正月より、毎春嘉例として、寶船の畵を二ノ丸廣式向へ献納す。元文三年に觀音町へ居宅を移し、是より世々爰に居住せり。利常卿判書寫。

鰤並大角豆到來之、悅入事候、しく。

七月六日　利常判

勇甫へ

火箸　二對　若松村彌兵衞

右擧之候條心得可申聞者也

六月　利常判

今枝與右衞門殿

內藤清兵衞殿

按に元祿四年二月加州產物取調中に、加賀郡若松村冬より春まで飴を製す、則若松飴と稱すとありて、元祿元年に飴屋傳右衞門金澤へ出たる後も、尙其庶家若松に居殘り、若松飴とて飴を製造せしにや。金澤家柄町人金屋彥四郎より利常卿へ献上目錄に、若松あめ一箱飛脚を以上之と載たり。三州名物往來と云ふものにも若松飴を記載し、從前は加賀の名產となした

のつたりは沼垂

三駄山は三堂山又は三道山

りといへり。或云むかしは食品も今と違ひ質素にて、石川郡野々市煎餅・河北郡若松飴とて兩品共に名物となして、藩公までも召上られしかど、後追々華美に移り、野々市せんべい・若松あめなど賞翫するものもなく、遂に絶えて今は兩所とも其名さへ知るものなしといへり。

〔微妙公遺事〕

一、微妙公或年越後新潟・のつたりへ御鹽を被遣、御拂可被成候。慥成者藏宿相極候樣に、山本瀬兵衞被遣候。あなたへ參候而、藏宿承立申候。所の者共は事の外悦申。扨承合候得ば、鹽直段躰、運賃藏敷其外入用考見申所に、御德用無之事に候故、其趣委細申上候へば、玄蕃殿迄被仰出、以之外御機嫌に違候而、辯口なる事を申越候。鹽藏宿慥成者極候へと被仰付候。損德の事おのれに誰が考へと申候哉と、以の外之御意候故、早々藏宿縮仕、證文等上之申候へば宜候与御鹽被遣候。少々舟着岸、藏入見屆罷歸候。後に承候へば子細有之事と、瀨兵衞咄申候。

〔袂草〕

一、利常公にひら野・小りうとて名馬二疋有。平野は眞黑利長より被進、小りうよりも上なり。元は越後侍亘里八右衞門馬、利長御所望也。上方御出陣三駄山へ御引取の時、殿長九郎左衞門人數を、小松城主丹羽長重人數を出し追討にす。長が勢敗す。利長三駄山に御膳被召上、此

事聞召箸を其儘拾られ、甲を乞給ふ。銀の鯰尾の甲を召、右平野に召、茂り立たる秋田の中を馳給ふに、御馬平地を行く如くなりと、西尾隼人物語す。こりうは秀忠公より利常公拜受、是は元芦野丹波所持、乘馬に難成七度在郷へ下しける。七歳より無双の駿足に成、平野にはおとりしと利常宣。

〔微妙公夜話〕

一、微妙公御鷹野に御出之時分、御馬之足音にて、此所は上田、此所は下田と御意に而、御尋候へば御考に無相違候由、宮井彥九郎咄承候。

〔松雲公夜話〕

一、微妙院樣或年の冬東海道御通りの御時分、參河遠江邊にて鶴を御合羽させ被遊候。宇野七郎右衞門なども合羽せ申候。由此五郎左衞門御供に罷越、是も御鷹につき罷出、咎め申もの有之候得者、かたはらへ招き候而、過分に金子被下候故、何茂咎め申もの無之たまり申由、七郎右衞門度々申上候旨、享保五年庚子七月六日御意也。

〔松梅語園〕

一、金澤小立野御鷹野之時、淺野川のかはらに鷺居申を鐵炮被遊候得者、かすり當り、河原を羽たゝきありき候を、あれとらへよと御意之處、梶川彌左衞門二三間有がけを飛、右之鷺をとらへ御前持參候處、何も御意不被成。其節宜き御意も有ば、諸人此後はケ樣之がけ等飛

可申与思召、御考と推量也。十年計後に、倶利伽羅猿が馬場に而、先年梶川飛申がけも是程可有、能飛ぶと大橋又兵衛に御意也。

〔拾纂名言記〕

一、利常様小松へ被爲入、兩年に一年づゝ、越中へ御鷹野に是非一度宛御越被遊時、新庄の御鳥見善太郎と申百姓半分の者有、是を御供に被召連、御馬際にて越中一國の物語御聞被遊、諸代官・十村肝煎どもの奸曲を不殘御聞被成、其外越中國境の案内、其年の作毛村々の過不足、無殘御直に被聞召上。雖然御鷹野御馬先誰もなく、何も御跡に參るにより、彌と聞物者なし。折々人承るとても、不苦事は御尋被成事もあり。御前近者は横目かと推量仕る。御前遠者は、鳥案内申上るに付て御かはゆがりなり、出頭仕るとまで存有之なり。又御家中沙汰に不審有。昔大納言様より此方御代々、越中は數度御巡見被遊ども、終に能州一國は御巡見不被遊、淡州様・飛州様も瀧谷より奥へは無御巡見。孫四郎様の御持の御國なれば、如何有か不知と皆人申沙汰仕なり。

〔微妙公夜話〕

一、微妙院様小松へ御隱居被遊候以後の事に候。青山織部内熊野才之助後伊左衞門与申候。中宮へ湯治仕罷有候所に、其時分迄御國に鹿無之候。金澤之人鹿を見申者は少く御座候。微妙院様中

宮邊に、鹿爲御放被遊、子を生段々鹿多く成申候。或時才之助中宮湯の邊に替りたる獸角を振立出申に付、あやしく存、鐵炮に而打留申候而、所の者呼見せ候得者、所の者肝をけし、是は徽妙院樣爲御放被遊候鹿に而候。御聞被遊候ば唯事に有間敷候。早々御算用場へ注進可仕旨申候故、才之助肝をけし、終に鹿を見申候事無之故如此候得共、兎角其分には難仕置事に候。早速罷歸織部へ相達、其已後いか樣共首尾次第与覺悟極め、早々金澤へ罷歸、右之樣子織部へ申入候へば、織部も肝を消し、是は大方ならぬ事に候間、早速小松へ罷越言上可仕旨に而、不取敢金澤罷立候。夜更候而之事故、寺井迄罷越一宿いたし候。織部常々伊勢を信仰被仕候。然處に寺井に罷在候內、暫まどろみ被申候夢に、白張裝束仕候神主一人罷越、才之助事申出氣遣仕間敷候、首尾好濟可申候。其禮には蚫十上げ可申候与ありくと夢に見え申候。其まゝ起き、夫より罷出小松へ參候處に、御用も御聞被遊候時節故、右之段々年寄中へ申入達御聽、とかく不調法至極成義、鹿を見知不申事故ながら、麁忽成義に候間、如何樣共可申付旨被申上候處に、旨趣御聞被遊、其身不存義に而打申事に候得ば、無是非事に候間、其分に可指置旨、早速結構に被仰出候。織部事之外難有がり、年寄中もヶ樣に可有とは不存候處に、結構に被仰出候間、當座御禮に何ぞ指上可然候、早速上げ候樣にと被申に付、指當り可仕樣無之故、御臺所奉行上木金左衞門へ、何に而も御臺所に唯今在合候御肴、借用仕度

旨申遣候得ば、心得申旨に而蚫十を臺に積出申候。不意に蚫有合せ候儀、寺井にて見申候夢想に少も違不申候。あらたなる義と八々存、織部彌伊勢を信仰仕候。才之助も難有がり申候。慥成事之旨藤田氏はなし。

〔松梅語園〕

一、微妙院様小松に被成御座候時分、山より野ぶすまと云物をとらへ打殺持参候。則微妙院様入御覽、奥の小將共に爲見置候樣被仰出、藤田三十郎家へも參見物仕候。顏はかはおその如く、胴も同じ比に而、恰好に應じ川おその如くなる尾有之。胴の左右はねのごとく、四角にひらたき薄き物出、夫に網のごとく毛生有之候。其四角に爪付き、それが則足に而候。三尺四方ほどのものに候由、藤田氏咄に候。

〔正德丙午集書〕

又小松君の御時に、何方桑名とも敦賀とも云、桑名實か。よりやらん、白魚の白干を取寄られ、潟水海水に多くまかせられしより後、御領内に白魚段々に出來て、年により時により、他國の魚に不劣程の白魚あり。小さは數多なり。されども子を孕みたるは見ず。是も蕎麥がらを泥水に付置く時は、乃ちごせうに化生するの類か、僉人知事なれば、干白魚を蒔れたる事は不珍也。

〔眞僞一統志〕

一、微妙公御代の時、京都職人指物屋清左衛門と申者、毎度御夜詰能出、御伽被仰付。久敷其年は逗留仕、御いとま被下歸京之時、清左衛門に何ぞ可被下物に可仕とて、生麝香を一つ被下候。清左衛門驚候而、天下にまれなる物拜領、近比忝義奉存候。於四條河原見物爲致候はゞ、京中の奇觀にも罷成事。殊により堂上ゐも相聞、清左衛門一生涯のもうけに可罷成と御請申上、人足やとひ大事に仕罷歸候。然所に中河内谷間に而、餌飼の時取放し申候。百姓七八十人も雇ひ、樣々尋ねさせ候へ共、終に捕得不申候。二三日も逗留仕候而尋候へ共、顏も不見罷成、空敷又金澤へ立歸り、此段申上迷惑がり申候へば、御笑被遊、金子など被下、京へ罷歸申候。以後〱までも申出し候。疋田氏心易きものゝよし談話に御座候。其孫は清十郎と申候。是も物語仕たるよし。

十月廿三日。會津侯保科正之、前田綱紀の後見となる。

〔梅花無盡藏〕

十月廿三日將軍家より保科正之君をして松雲公の御後見被仰付。依之同廿七日頭分以上は誓詞被仰付、綱利公御爲疎に奉存間敷之趣、前書六ヶ條有之由。

〔御定書〕

加賀守樣御意之覺

組中行義作法能樣に、萬端相心得可申候。前田對馬・奥村因幡・津田玄蕃御國諸事御用被仰付候。申渡儀組中面々承引仕候樣、兼而組頭心得尤被思召候。

肥後守樣御意之覺

何茂いまだ無御存方多候得者、加賀守樣より御使者被遣に付、御一傳被成候。侍中諸事作法能樣に、加賀守樣被成度思召候。其段者組頭心得次第、如何樣に茂能樣に可成儀に候。御國仕置前田對馬・奥村因幡・津田玄蕃、何事によらず申渡儀、組中致承引候樣に被相心得尤候。玄蕃儀者近年病中之儀に候得者、存程無之儀可有之候。因幡・對馬者いまだ若き者に候得者、若おもはくちがひの事も可有之候。惡敷義をも能樣に取なし、能事を取立申樣に、各年寄組頭之儀に候間、其心得かんやうに候。其段第一加賀守樣御爲に候。若被申渡儀不致承引者候得者、加賀守樣御年若に候條、急度可被仰付御心得に候間、被得其意尤に思召候。

十月廿七日。金澤の公事場に關する法規を定む。

〔古今定書〕

公事場之定

一、每月二日・八日・十四日・廿一日・廿六日、朝五つより相詰、晩者用所仕舞次第可罷歸事。

一、理非落着申渡刻者、前田對馬・奥村因幡・津田玄蕃へ斷、式日一人充罷出相談可申付事。

肥後守は保科正之

一、批判難仕出入有之刻者、對馬・因幡・玄蕃三人共に罷出可致相談事。
一、公事當日、誰々によらず用所無之者、公事場へ出間敷事。
一、昵近之侍にても、公事對決之刻者、刀脇指者番所へ置、丸腰に而可罷出事。
一、召封之日限、無斷及遲參者、曲言可申付事。
一、町方出入町奉行之手前に而難決理非儀者、公事場へ罷出相談落着可申付事。
一、寺社方出入同斷之事。
一、籠舍人賄之儀、請人・主人・親子・兄弟其品により、或は公事場より可申付事。

右條々不可有違背者也。

萬治元年十月廿七日　印（綱紀）

横山右近殿

菊池大學殿

十月廿七日。前田綱紀領國の施政及び江戸の事務に關して老臣等の部署を定む。

〔御定書〕

覺

今枝民部は近義

一、國之仕置、別紙書付之通中納言殿如在世、本多安房・長九郎左衛門・横山左衛門・小幡宮内ゟ申付候條、存寄之通無遠慮可令相談候。
一、月に兩度宛、四人之宅ゟ寄合、其日之亭主用之儀をしらべ、無滯樣に可仕候。但急用有之時者、何ヶ度も寄合可申事。
一、中納言如在世、前田對馬・奥村因幡・津田玄蕃、月切に月番定置、國中仕置存寄之通無遠慮萬端可申付候。並伊藤內膳・菊池大學、是又如前々諸事可致相談事。
一、江戸萬端用之儀、中納言殿如在世之、今枝民部可申付候。並靑山織部是又如前々諸事可致相談事。

右可相守此旨者也。

戌十月廿七日　(綱紀)印

本多安房殿
長九郎左衛門殿
横山左衛門殿
小幡宮內殿
前田對馬殿

奥村因幡殿
津田玄蕃殿
今枝民部殿

〔御定書〕

覺

一、國元江戸用所改申出儀者各別、其外諸事中納言殿被申付置通相違有間敷事。

一、五三ヶ年之内訴訟之義申上間敷候。急切之儀者不依何事其組頭致吟味、前田對馬・津田玄蕃・奥村因幡ゟ申聞、三人並組頭より今枝民部・江戸与頭迄可申越候。何ものによらず直に申越儀者、承引有間敷事。

一、江戸に如何樣之義有之候共、指圖之外扶持人たるもの相越間敷候。左樣之節家中面々より使者飛脚越候義、對馬・因幡・玄蕃ゟ斷、差圖次第に可仕事。

右之趣可申付者也。

戌十月廿七日　印（綱紀）

本多安房殿（以下七人略）

〔袖裏雜記〕

寄會之刻料理之事

一、用所はやく仕舞候者、料理給不申可致退出候。用所濟緩々与咄居申間敷事。
一、在合之肴一汁二菜之外、鹽辛か精進物之内一つ、香物可出候事。
一、鶴・白鳥・他國肴・木具停止之事。
一、酒二遍之事。
一、後段之振舞無用之事、但夜に入候迄用所濟不申刻者、何にても一種、其外吸物・香物・酒右同斷之事。

右不可有違背者也。

戌十月廿七日　　　　　　　　　　　印(綱紀)

本多安房殿　(以下七人略)

〔袖裏雜記〕

覺

一、公義御用御法度之事。
一、吉利支丹宗旨御吟味之事。
一、他國と出入之事。

一、女過書如前々判形可仕事。

一、三千石以上之者緣邊之事。

一、參宮並國內ゟ湯治爲養生上京暇之事。

一、侍共曲事並喧嘩等仕出し、當座に裁許無之不叶義之事。

一、侍共國中立退候刻之事。

一、自然百姓共大勢申合出入有之刻之事。

右前田對馬・奥村因幡・津田玄蕃・今枝民部相談可申仕候。此外不依何事、四人より申聞儀於有之者、可致談合者也。

戌十月廿七日 (綱紀)印

本多安房殿

長九郎左衛門殿

横山左衛門殿

小幡宮內殿

〔袖裏雜記〕

十一月二日。諸士の遺跡相續に關する法規を定む。

大學は菊池氏

覺

一、御家久敷ものゝ跡目無相違可被仰付候。但其親不屆之仕合有之者各別之事。
一、新參者、其身御奉公次第、跡目可被仰付事。
一、養子之義加賀守樣立御耳、御意を以被仰付ものは、實子可爲同前候事。
一、十五より內之せがれ、親知行分三ヶ一可被下候。
但、御家久敷者並親別而御奉公仕者は各別之事。
一、遺物上之刻、死去人何も何代先より御家に罷有、父・祖父知行高、其身御奉公之品等、与頭致吟味、樣子委細書付、遺書共各三人へ相渡、三人存寄之通添書を以江戶へ可書上事。
一、跡目不仰付者並減申者、正月より六月迄の內死去候はゞ、其年知行物成少も被下間敷候。七月・八月・九月之內死去候はゞ半物成可被下候。十月・十一月・十二月死去候はゞ、物成不殘可被下事。
一、跡目無相違被仰付者は、何月果候而も其年物成不殘可被下事。
右御家中死去人跡目之儀、其許相談、爲心得有增書付可遣旨、御內意付而如此候。追而御印可被遣候。委細大學口上申含候、以上。

十一月二日　　　　　　　　　　今枝民部

前田對馬様
奥村因幡様
津田玄蕃様

十一月六日。本日より前田利常の法會を金澤寶圓寺に營み十四日に至りて終る。

〔政隣記〕

一、御骨十一月四日寶圓寺ゟ御入。御法事同六日より七日惣奉行長九郎左衞門・青山將監、相次而岡島甚七。御家中香奠、本多安房等三人鳥目五百疋宛、一萬石以上三百疋、三千石以上二百疋、千石以上百疋、小將・馬廻・使番・組外・定番・射手・異風・歩行・御鷹師・與力・此分千石より五百石迄五十疋、二百石以上三十疋、百石以上二十疋、百石以下十疋、五十石以下並切米取は香奠無之。但百疋代銀十匁之圖り。御家中參詣は六日より十四日まで、組頭以上長袴。

〔政隣記〕

一、從將軍家爲上使小出越中守殿被遣、右御寺ゟ御越、御香奠銀百枚御備、初日。

十一月廿一日。前田綱紀初めて除服登營す。

父は祖父なり本文遺領相續の事は十二月廿八日なるを混じたるなり十萬石といへるも誤なり

〔徳川實紀〕

十一月廿一日松平加賀守綱紀喪制はてゝまうのぼり拜謁し、しば〳〵の御懇問を謝し奉る。父小松中納言利常卿が養老の領十萬石餘、綱紀が原封に合せて百二萬二千七百石餘所領たるべき旨聞命あり。家司本多安房守始め三人御前にめして、綱紀いまだ弱齢たれば、家司ども心いれ輔佐すべきよしの御詞を給ふ。

十一月廿九日。小將・馬廻の組頭をして毎月兩次會合協議せしむ。

〔菅綱記〕

一、十一月廿九日命あり。以來小將・馬廻の組頭毎月兩度宛、於私宅令參會、公事等無滯可勤と也。是を寄合日と云。公事場の式日も定る。惣而支配有之頭共、段々寄合を極め相勤る事に罷成る。

十二月朔日。江戸邸に於ける賄方の法規を定む。

〔萬治已前定書〕

一、御用に付宿に不罷歸者、職人並御出入之町人時分に參り懸り候者、青山織部・青地四郎左衛門・坂井與右衛門・會所之者共指圖次第、賄爲給可申事。

一、御振舞並方々御音信御菓子肴之儀は、青地四郎左衛門・坂井與右衛門指圖次第可給事。

無情は無精なるべし

一、御見舞衆ゟ御書院休息之間に而御菓子御振舞出候事、富田越後・横山隼人可爲指圖次第事。
一、使者之間ゟ御菓子吸物御振廻出候儀者、奏者番より可爲斷次第事。
一、肥後樣・彈正樣其外御供之者へ、御菓子御振舞爲給候儀者、番頭可爲斷次第事。
一、中小將・御次番其外御次相詰候者共、御夜詰長時分は、飯に而もかゆにても輕々と拵爲給可申事。
一、御客或は火事等、其外夜更候迄御番人起居申時分は、頭共斷次第、飯に而もかゆにても輕々と拵爲給可申事。
一、御賄方、諸奉行人於致吟味、猥無情なるもの、並殘肴菓子等奉行人ゟ不斷むざと取散者有之者、其品により御扶持方を押、或過銀可申付事。
一、御賄奉行手前切に相改、御菓子肴等損不申樣見計、つかひ可申事。
一、於御臺所御賄方其外、對御爲御賄奉行申渡義承引不仕者有之者、今枝民部・青山織部ゟ急度可相斷事。
一、御用人之外猥御臺所ゟ入込不申樣に急度可申付候。御賄爲給候刻不作法無之樣に可仕事。

一、行燈數別紙定之通相違有間敷事。

右被仰出之通違背有間敷者也。

戌極月朔日

今枝民部
奥村河內
本多安房

江戶御賄奉行

十二月朔日。金澤に於ける防火・放銃の事に關して命を傳ふ。

〔國事雜抄〕

覺

一、火事番、高知取候者二人、但頭一人十五日替二番定置、火事無之候共、風吹氣遣成時分は打廻、火之用心可申付事。

一、金澤夜廻、御小將・御馬廻之內五人、足輕十人指添、每夜方々廻可申候。但月夜に下々挑灯燈候義無用之事。

一、金澤侍屋敷に而、鐵炮打申事御停止候。卯辰山・才川・淺野川之岸三ヶ所に而、廣き的場を立置、稽古仕度者は、年中不依何時爲打可申事。

従是は江戸よりなり

一、馬市如跡々可申付事。

一、御一門樣方御年忌御法事之日限御施物等、夫々より極置、從是不被仰遣候共可有執行事。

右無相違急度可被守旨御意候、以上。

戌十二月朔日

今枝民部

奥村河内

本多安房

前田對馬殿

奥村因幡殿

津田玄蕃殿

十二月七日。加賀藩諸士の富山侯前田利次に對し年頭歳暮等に祝意を表するを停む。

〔御定書〕

從當御家中、向後淡路守樣ゟ年頭・歳暮御祝儀之儀者勿論、常之御見廻使者飛脚被上候儀、可被致無用之由御斷被仰入度旨、從淡路守樣被仰下候間、被得其意、御組中ゟ可被仰觸候、恐々謹言。

十二月七日

前田對馬
津田玄蕃
奥村因幡

十二月廿八日。將軍德川家綱、前田綱紀に命じて祖父利常の遺領を繼がしむ。

〔政隣記〕

一、御玄祖父利常公御隱居料二十二萬石及小松之城、公御相續可有之旨、從將軍御直に十二月廿八日被仰渡。依而御馬代三百枚・綿二百把御献上。故に小松城ハ金澤之老中替々相詰、其後横山左衞門暫爲城代。翌年前田三左衞門爲城代引越、延寶二年迄定詰之處、死去に付爲代前田平太夫被遣。

玄祖父は祖父なり

閏十二月八日。諸士の風俗に關する令を發す。

〔御定書〕

覺

一、御目付衆對御家禮、不作法に不仕、諸事いんぎんに可仕事。

御目付衆とは近日幕府より加賀藩に派遣せらるゝものをいふ

一、於町中も不作法躰有之間敷事。

一、辻うた高聲猥之仕合在之間敷事。

一、山野に而遊山がましき事仕間敷事。

一、家禮之者共にあしたはかせ申間敷事。

惣而跡々より被仰出候御法度之趣、毛頭無違背相守可申事。

萬治元年閏十二月八日

閏十二月十日。前田綱紀、利常の遺物を德川家綱に上つる。

〔德川實紀〕

閏十二月十日松平加賀守綱紀襲封を謝し、父黄門遺物朱判正宗のさしぞへ、漢瓢箪の茶壺、京極中納言定家卿眞蹟の伊勢物語を献じ云々。

父は祖父なり

閏十二月十八日。幕府目付の吏を加賀藩に派遣すべきを告ぐ。

〔德川實紀〕

閏十二月十五日使番下曾根三十郎信由・書院番妻木傳兵衞賴態は奥州仙臺、使番石川彌左衞門貴成・小姓組内藤新五郎正方は加州小松（中略）の目付にさゝれ、暇賜ふ。

小松は金澤なるべし

〔袖裏雜記〕

爲其國御目付石川彌左衞門・內藤新五郎被指遣之候。存其旨可被申談者也、謹言。

閏十二月十八日

阿　豐後守

松　伊豆守

酒　雅樂頭

本多安房殿

横山左衞門殿

長九郎左衞門殿

小幡宮內殿

奥村因幡殿

前田對馬殿

津田玄蕃殿

閏十二月十八日。德川家綱封國の施政に就きて命を前田綱紀に下す。

〔袖裏雜記〕

條々

一、家中之輩並國中仕置之義可爲如前々事。

附、町人百姓等不困窮候樣仕置可申事。

一、萬事家老之輩遂相談仕置可有之、難相究儀者可受保科肥後守指圖、依事之品可致言上事。

一、於隣國何篇之義雖令出來、無下知而不可出合、可受肥後守並目付之而々指圖事。

一、家中緣邊之義、知行三千石以上者可言上之。縱雖爲小身、依其仁躰申上之可相結事。

一、幾里支丹宗門之義、最前度々如令制禁彌以堅可申付事。

右條々可相守此旨者也。

萬治元年閏十二月十八日 印（ ）

加賀少將殿

閏十二月廿七日。前田綱紀左近衞權中將に陞任す。

〔前田家雜錄〕

從四位下行左近衞權少將菅原朝臣綱利。

正二位行權大納言藤原朝臣公理宣。

奉 敕件人宜令轉任左近衞權中將者。

萬治元年後十二月廿七日 大外記兼掃部頭造酒正中原朝臣師定奉

〔前田家雜錄〕

從四位は正四位なるべし

上卿　四辻大納言。

萬治元年後十二月廿七日　　宣旨

左近衞權少將菅原綱利朝臣

　宜任左近衞權中將

　　藏人頭左近衞權中將藤原實道奉

是歲。諸士の困窮を救ふが爲に買上米を行ふ。

〔又新齋日錄〕

一、萬治元年の暮、御家中爲助成御召米始る。奉行原田又右衞門・大石齋宮也。これより御奉行代り、二年に御召米有云々。

是歲、小將組の士市川彌五兵衞を誅せしむ。

〔菅家見聞集〕

一、今年暮御小將組市川彌五兵衞御成敗、此事奥村因幡宅に而申渡。御使与頭兩人押込、取手足輕森川五郎右衞門与瓦平右衞門捕之殺害す。彌五兵衞常々不行儀により、其組頭へ呼寄候得共不罷出、依之如此。

是歲。初めて用人の職を置く。

〔菅網記〕

先年御用人と稱するは、微妙公逝去之後萬治元年に起り、伊藤內膳・菊池大學・前田七郎兵衞・篠田助左衞門等也。或年寄中と連署し、或御用人迄にして事濟も有。萬治二年青山織部・岡島甚七東都より來り加判す。其後應當職。又寛文二年・三年の頃より、奥村內記・横山外記・青山織部・岡島甚七・脇田九兵衞此職を務む。是中興也。初め御用人廢るは、篠田は喧嘩に而果、菊池は公事場奉行、岡島は算用場奉行に移り、青山一人たる故に廢す。寛文九年加へ用人と云事起り、富永小右衞門・齋藤中務・熊谷九右衞門・近藤新左衞門等、青山・横山・岡島・脇田四用人に加判たり。但本職とは差別あり。後熊谷は病死し、富永・近藤は延寶二年に免じ、齋藤は延寶三年に免じて、加へ用人も遂に絶す。

萬治二年

正月朔日。諸士の藩侯に上るべき祝義及び禮錢の額を定む。

〔古今定書〕

一、歳暮御祝義、自分知二萬石以上御小袖二、同一萬石以上一荷一種、同三千石以上御肴一種充可上事。

一、端午・重陽御祝義、自分知一萬石以上御肴一種充可上之事。

一、口切、自分知一萬石以上御肴兩種、其外御肴一種充可上之。但鶴・白鳥・初鮭等上候之儀無用之事。

一、御奉公被召出候者、親又親無之者は兄一人充、太刀或鳥目・肴、應身躰可上之事。

一、跡目新知拜領之御禮、自分知一萬石以上銀馬代・御小袖二重、同五千石以上銀馬代・御小袖三、同二千石以上銀馬代・御小袖二、千石以上銀馬代千石、以下鳥目可上之事。

一、御加增拜領之御禮、自分先知一萬石以上銀馬代・小袖二、同五千石以上銀馬代・綿十把、同二千石以上銀馬代・御肴一種、同千石以上鳥目可上之事。

一、緣邊被仰付御禮、自分知三千石以上御肴一種充可上之事。

一、一萬石以上年中二度、五千石以上一度之外、窺御機嫌進物飛脚等上申間敷事。

右被仰出之通相違有間敷者也。

萬治二年正月朔日

正月朔日。諸士の饗宴に關する制限を定む。

〔御定書〕

家中振舞之定

一、一汁三菜、外精進汁一・鹽辛・香物可出之事。
一、酒可爲二篇事。
一、吸物に而も取肴に而も一種被出之事。
一、鶴・白鳥・他國肴・木具停止之事。
一、後段之振廻無用之事。
右之通相違有間敷者也。
亥正月朔日　印(綱紀)

正月朔日。一年後に於いて諸士以下の衣服を制限すべきを令す。

〔國事雜抄〕

御家中侍下々並町人百姓衣類之事

一、不依大身小身、紗綾・縮紗・平島・羽二重之外、唐物之小袖・羽織・袴・上帶は不及申、襟・袖縁等に至迄一切無用之事。但、奥島・龍相成毛織、勝手之爲能物各別之事。
一、御眤近之小々姓衣類、法體人羽織等は、唐物御赦免之事。並家中小々姓、紗綾・平島・奥島龍相成毛織之類、是又御赦免之事。
一、与力又家中之侍、羽二重・絹之外一切可爲無用。但、主人之とらせ候ものは各別之事。

一、歩者・鷹匠並算用者、絹・紬之外同斷之事。
一、弓・鐵炮之者、紬・木綿・布之外同斷之事。
一、小者・中間・草履取、布・木綿之外同斷之事。
一、百姓、紬・木綿之外同斷。
右當亥の年より二ヶ年過候はゞ、堅御停止可被仰出候間、兼々得其意、有來候古衣裳者各別、新敷拵不申樣、年中兩度充急度可申觸旨御意候、以上。

亥正月朔日

今枝民部
奥村河内
本多安房

長九郎左衛門殿
横山左衛門殿
前田對馬殿
奥村因幡殿
小幡宮内殿
津田玄蕃殿

正月朔日。捕鳥・嫁娶・遊戯・住居・器具等に關する制限を令す。

〔三百二條舊記〕

一、大鷹・鶻・弟鷹・兄鷹共、三千石以下之もの所持仕間敷候事。

一、雀鷂・雀鷂・隼並天網はり候義、金澤三里四方御停止之事。

一、嫁入手道具之外、つゞら・挾箱・長持・衣桁之類、蒔繪可爲無用に付、長持廿棹・乘物十丁之外御停止之事。

一、中陰・年忌三日より永法事無用之事。

一、かけの諸勝負御停止之事。

一、かこひ女堅御停止之事。

一、踊・辻相撲御停止之事。

一、女を向候もの、水あびせ候儀御停止之事。

一、家居金銀繪座敷、其外不應分限花麗之作事有間鋪候。但、仕掛候作事は格別之事。

一、上下共に刀、柄鞘かけて三尺五寸、脇指二尺五寸より長きをさし申間鋪候。付、朱鞘・かいらぎ鞘・大鍔・角鍔、其外かぶきたる拵仕間敷候事。

一、大撫付・大すりさげ・下ひげ・ほうひげ御停止之事。

一、月夜之節、月有之内下げ挑灯とぼし不申候而も、夜行苦間敷事。

右之條々誰々によらず、於令違犯者、隨過之輕重曲事可被仰付候。過料之義は向後御捨可被成候間忝存、深被仰出候筋目違背仕間鋪由、急度可被申觸旨御意候、以上。

亥正月朔日

今枝民部

奥村河内

本多安房

長九郎左衞門殿

横山左衞門殿

前田對馬殿

奥村因幡殿

小幡宮内殿

津田玄蕃殿

正月朔日。江戸藩邸の番人・詰人に關する法規を定む。

〔萬治已前定書〕

一、御番所へ宿々より、菓子・酒を取寄給候儀無用之事。

一、病人者誓文狀指合は、書附を以組頭迄可及斷事。

一、上使有之刻は、御番人不殘白洲へ下、つくばひ可申候。御拜領物者、御奏者番持而御座敷へ可出事。

一、常々進物御座敷へ出し、並太刀引候儀、中小姓中替々可仕事。

一、夜中他所より御使者等有之ば、門外に留置、御色代番人出合、口上承屆、御式臺迄通し可申候。御國許其外他所より、夜更下々ゟ參候使・飛脚等、中門・裏門番人其宿々迄送屆可申事。

一、走込其外不審成者、御門を通し不申樣切々番人ゟ堅可申付候。若內ゟ走込候はゞ、先沙汰なしに仕置、与頭・年寄中へ內談可受指圖事。

一、金銀をもらひ又奉公之訴訟などに、僞使者之躰をいたし參者、其外氣違、惣而不審なるもの、常々心を付見とがめ申分承屆、与頭或は年寄中ゟ可申聞事。

一、兩御式臺前、足輕又若黨高あしたはき申儀停止之事。

一、御邸中に而御昵近之面々に對、又若黨小者高足駄をはき、其外慮外ヶ構敷躰仕候はゞ可爲曲事事。

一、材木・植木・石は會所之者手形を以御門を可出、其外諸道具何によらず、道具主之手形無

之候者出申間敷事。

一、御屋敷之内小屋々々在之者罷歸刻者、疊表替、すのこ緣など仕置、修理を加へ可罷出候。

但、上葺・柱等取替申樣成普請は、作事より被仰付可被下候事。

一、百五十石より下々は、表緣會所より請取、表がへ其外致修理罷出事。

右被仰出通違背有間敷也。

亥正月朔日

今枝民部
奥村河内
本多安房

正月朔日。諸士死者の前祿を繼がしめざる者及び前祿よりも減ぜらるゝ者の給與法を定む。

〔御定書〕

家中死去人跡目不申付者、並減申者、其年知行物成とらせ候定。

一、正月より六月迄之内死去之者は、其年物成少も遣間鋪事。

一、七月・八月・九月之内死去之者は、其年半物成可遣事。

一、十月・十一月・十二月死去之者は、其年之物成不殘可遣事。

右之通無相違樣に可申渡者也。

萬治二年正月朔日　　　印（編者記）

正月二日。百姓の藩外に出づる者の取締方を令す。

〔三百二條舊記〕

覺

一、三ヶ國在々奉公人共數多、是跡より他國ゟ罷越候間、向後之義一村切に人數を改、十村並村肝煎に帳面に記置、急度縮可仕候事。

一、於他國御家中之外、他所に罷在者之義は、親兄弟・一類之方より急度呼返可申事。

一、伊勢參宮・本願寺參之者之義者、十村致吟味、斷之上を以郡裁許之衆より通書可被遣事。

勿論浦方船手寄之處、是又縮肝要之事。

右之通裁許衆ゟ可被申渡候、以上。

正月二日　　　津田玄蕃

奥村因幡

前田對馬

伊藤內膳殿

菊地大學殿

右之通前對馬殿・奥因幡殿・津玄蕃殿被仰渡候條、被得其意、御郡中十村共小百姓等急度御申渡、猥に無之樣に尤存候、以上。

亥正月五日

菊池大學

伊藤内膳

里見七左衛門樣

武部四郎兵衛樣

安宅三郎右衛門樣

津田右京樣

山本淸三郎樣

松田太郎兵衛樣

石野五兵衛樣

津田宇右衛門樣

千福長左衛門樣

正月四日。前田利常の遺物を富山侯前田利次に贈與す。

〔政隣記〕

一、徽妙公御遺物を、正月四日御使齋藤主馬を以、利次公に被進之。其以後小松・金澤御家來に被下之、紙面別に有。

正月六日。諸士の邸内にて發炮を練習し得べき期間を定む。

〔古今定書〕

鐵炮打之儀、如跡々四月朔日より七月晦日迄は、居屋敷之内に而、爲稽古的打候儀者御赦免被成候。但植木に泊候は勿論、あげ鳥射越など無之樣、隣へ遠慮可仕候。左樣之所猥打中間敷旨被仰出候條、被得其意組中へも可被相觸候、恐惶謹言。

萬治二年正月六日

正月七日。衣服に關する前の制限令を補ふ。

〔御定書〕

今度被仰出候衣類之外、不依大身小身、白小袖紫裏御停止候條、可被得其意候。幼少之子供・法躰人は各別候。但幼少に而も、又家中之者は可爲無用候。此旨御組中にも可被仰觸候、恐惶謹言。

正月七日　　本多安房

前田對馬
奥村因幡
津田玄蕃
小幡宮内
長九郎左衛門

正月十六日。寺社方門前に住する者の防火に關して令す。

〔御定書〕

覺

一、寺社方門前小家多、別而火之用心惡敷候條、無油斷候樣切々可申付候。門前小家之者共、其住持より毎日火之用心油斷仕間敷旨、せこ入候樣堅可被申渡事。

一、門前之者共申合、夜明迄拍子木打門前中爲廻可申候。風吹申時分、其而々家々前へ人を出し、別而情を入候樣可被申付事。

一、寺社其外門前之者共、佛棚燈明並香爐之火、四月中迄は日之內仕廻、夜分一切火禁可申事。

右之通急度可被申付候。則廻り番出候間可被得其意候。委曲御横目に可被相談候、以上。

正月十六日　　　　　　　　　　　　　　　　寺社奉行

正月二十日。領内の古城跡及び名所を調査上申すべきことを令す。

〔改作所舊記〕

古城跡並名所がましき所書上可申旨、御寄合所より被仰渡候條、面々与中致吟味、一郡切帳面に記可指上候、以上。

正月廿日　　　　　　　　　　　　　　里見七左衞門

　　　　　　　　　　　　　　　　　　武部四郎兵衞

石川郡　十村中

正月。江戸傳通院に於ける淸泰院靈堂の造營に着手す。

〔政隣記〕

一、今年正月より江戸傳通院淸泰院樣御靈堂を御造營、則九月成就。

二月六日。家中諸士の奢侈を禁じ利得を謀ることなかるべきを諭す。

〔典制彙纂〕

一、御家中侍衆之義惡事之噂申間敷事。付り、おごりたる作法仕間敷事。

一、利潤手廻し讃談無之、第一侍役嗜可申事。
一、存不付事は各別、かぶきたる躰又は無禮無之様可仕候事。
右之趣自分之儀者不及申、せがれ兄弟共に無油斷不作法無之様に可申聞候、以上。
二月六日

二月八日　前田綱紀相摸熱海温泉に澡浴す。

〔政隣記〕
一、二月八日綱利公相州熱海御湯治、同晦日御歸府。

二月二十日。前田利常の加賀能美郡三明野の灰塚に松樹を植うべきことを傳ふ。

〔小松舊記〕
一、三明野灰御塚松爲御植被成候に付、爲御奉行宇野五左衛門被仰付候條、町夫請取遣候様に可被仰渡候。植様卜齋に相尋可被申候。合點不參候者御城ゟ罷出候様に尤に候。右之通對馬殿・因幡殿御申付如此候、以上。
二月廿日　前田七郎兵衛
淺野藤左衛門殿

城中とあるは城下士邸の意なるべし

二月。小松に於ける諸士の家屋を壞ちて石川郡宮腰に回漕し、尋いで金澤城下に屋敷替を行ふ。

〔混見摘寫〕

一、萬治二己亥二月小松御城中之こぼち材木品々、宮腰ゟ積渡り金澤へ來る。春夏、利常公御從臣小松の面々引越金澤へ來るに付、諸役所をはじめ、端々屋敷替有之。公事場今年迄奥村因幡宅之所也。今年地を改めて岡島備中隣に被移、先公事場之跡は空地と成。小松城代は前田三左衛門引越、寛文四年まで定詰なり。

三月二日。諸士以下の遺跡相續に關する規程を定む。

〔御定書〕

一、御家中死去人遺物之儀、向後跡目被仰付、繼目之御禮申上候刻上させ可被申候事。

一、せがれ無之跡目絶申者、爲冥加遺物上申度与申置候はゞ、上させ可被申候事。

一、跡目不被仰付者は、遺物爲上申間鋪事。

一、跡目不被仰付者、又はせがれ無之跡目絶申者居屋敷之儀、跡之かた付仕廻候者、追付御屋敷奉行共請取候樣可被申付事。

一、御歩者・母衣者・御扶持方取、跡目公儀に茂不被下候間、向後御家中茂被仰付間敷候。乍然御家久敷罷在候者、或抽御奉公能候ものは可被仰付候事。

一、御徒者・母衣者・御扶持方取に而茂、せがれ親にもおとらず、其跡之御用勤器量成者は、組頭致吟味可被召出事。

右之通被仰出者也。

萬治二年三月三日

四月六日。前田綱紀越中高岡瑞龍寺の塔頭龜占庵・法性庵・林洞庵に寺領を寄進す。

〔御印所付寫〕

知行所付之事

一ヶ村草高五百十石之内

一、八十二石　射水郡　下關村

免四つ五歩

内

本高三十石

一、二十七石三斗三升四合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　龜占庵

本高三十石

一、二十七石三斗三升三合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法性庵

本高三十石

一、二十七石三斗三升三合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　林洞庵

草高合八十二石

本高合九十石　　　　　　　　　　　　　　　　　　　越中免四つ一歩

右除山川竹木夫銀口米如定可令收納者也。

萬治二年四月六日

四月廿三日。前田利常の子利明、大聖寺侯前田利治の養子たらんが爲江戸に赴く。

〔政隣記〕

一、今年前田美濃利明を、飛驒守利治公御養子之依御內談、四月廿三日江戸下向、爲傅岡島甚七を被指添。依之從利治公保昌五郎の刀を甚七に被下。

四月廿四日。金澤近郊の禁獵區域に橫目を派して巡視せしむべきを告ぐ。

〔御定書〕

今度御停止に被仰出候金澤より三里四方、小鷹遣・天網張之儀は勿論、從跡々御法度場兩野並森下川を限下口方、入込申候樣に野廻御横目出申候條、彌御組中急度可被仰觸候、恐惶謹言。

四月廿四日　　中川八郎右衛門

前田七郎兵衛

四月。小松に於ける諸士金澤に轉住す。

〔菅家見聞集〕

一、四月小松之侍中金澤ゟ引越、金澤組々ゟ組入被仰渡。

五月五日。諸士の小者成敗に關する規程を定む。

〔御定書〕

御家中侍、小者殺害仕もの候はゞ、公事場ゟ相斷可被任指圖候。若當座成敗仕候はで不叶ものは、死骸其儘置、公事場ゟ斷、檢使を乞可申旨被仰出候條、右之通組中ゟ御申觸御請可被上之候、恐々謹言。

五月五日　　津田玄蕃

奥村因幡

殺害仕者は可仕者の意なり

今枝民部
前田對馬

五月廿一日。他國より來りたる傀儡師等を百姓の宿泊せしむるを禁ず。

〔改作所舊記〕

他國より參り候でくるぼうまはしなどに、一夜も宿をかし不申樣に急度可申觸旨、御寄合所より被仰渡候條、得其意、何も名之下に判形候て可指越候。往還筋宿通り之分は、肝煎に書付爲致、其十村奧書に而早速上可申候。右之通在々所々不殘可申觸候、以上。

五月廿一日

里見七左衞門 判
武部四郎兵衞 判

石川郡十村中
河北郡十村中

五月廿四日。諸士に對し百姓等慮外の擧動あるべからざるを令す。

〔改作所舊記〕

跡々御法度之通、御昵近侍中ゟ對、乘打、其外慮外不仕候樣、郡中在々所々、百姓・馬かたに至迄急度可申渡候、以上。

五月廿四日　　　　　　　　里見七左衛門　判
　　　　　　　　　　　　　武部四郎兵衛　判

石川郡　十村中
河北郡　十村中

六月朔日。若黨・小者・草履取に關する規定を令す。

〔古今定書〕

他國へ召連候若黨・小者・草履取、二月二日以後、以相對暇を遣、御國へ相返候者、召置時之請狀に主人指出を添、面々与頭迄遣、与頭より奉行所へ可及斷事。

一、二月二日以後、自御國替人呼寄候內召仕候者、前年之給銀日算用に割、二和利增銀を加へ可相渡。但三月より末者、三和利增當るべき事。

一、定之季不相濟內令欠落者、請人手前遂吟味、給銀月割を以爲辨、外輕過銀可申付。若取逃贓物有之者、過銀內を以主人へ可遣事。

一、他國に有之面々、二月二日以後に而も、御國より替者呼寄申候內欠落仕候者、請人應分際過銀可申付。取逃有之者同斷之事。

一、走人請人とらへ出候者、給銀贓物共に主人可爲損。公儀或主人於捕候、給銀者主人之損、

取逃贓物並過銀請人より可出事。

一、給銀贓物並出し候以後とても、三年之內走人請人方より捕出候者、主人請取候銀子請人へ可相返候。科人者主人可被下之間殺害可仕事。

一、居成に可召仕旨被仰出刻、主人之手前を立退及斷、如何樣之雖爲理運奉公人可爲越度。田畠あれ在之、所へ引込不申難成仕合候者、十村肝煎書付郡奉行添書を以主人ゐ可相斷。若又主人非分申懸、堪忍難成首尾候はゞ、御國に而は公事場、江戶に而は割場奉行へ可申斷事。

一、若黨・小者殺害仕儀有之候者、公事場へ斷可受指圖。但當座に成敗仕候は而不叶首尾之者は、死骸其儘置、即刻公事場へ檢使を乞、其場之樣子誓紙を以可相斷事。

一、御國追放可仕下々百姓に候はゞ、公事場へ斷可受指圖事。

一、欠落人當座に不相斷、下に而濟置、以後奉行所へ及斷候者、聞入申間敷候。但かはりたる斷は各別之事。

一、欠落人請人死絕候者、主人可爲損。但科之品により、親子兄弟之手前可致吟味事。

一、籠舍人賄之儀、主人より可申付。但品により親子兄弟請人或公事場より可申付候。町人は十人与、百姓は其村より賄可仕事。

右之條々被仰出通無相違可有裁許者也。

萬治二年六月朔日

今枝民部
津田玄蕃
奥村因幡
前田對馬

金澤公事場

六月朔日。與力の知行に關する法規を定む。

〔古今定書〕

與力知寄親知行物成同事被下候之間、内加州三つ五歩、越中・能州四つ物成與力へ遣候。其上之免者寄親に被下候。明知、同前之事。

一、與力明知代官、與力之内見計申付、可爲致裁許事。

一、明知分免帳寄親より調、兩人加奥書、明知代官へ可相渡事。

一、與力之者對寄親不屆之仕合在之、扶持被放、並死去人欠人代召置候儀、寄親より兩人に斷、聞屆可致差圖事。

一、組付無之與力之者、明知有之寄親へ、鬮取を以早々可付事。

一、與力知千石以上、十ヶ一程明知に可仕置事。

一、與力死去跡知行收納之儀、御昵近之面々御定同斷之事。

一、新參に被召出與力、正月より六月迄は、其年之物成不殘被下候。七月以後者半物成可被下事。

右被仰出候通無相違可有裁許者也。

萬治二年六月朔日

今枝民部

津田玄蕃

奥村因幡

前田對馬

横山式部殿

篠原織部殿

六月朔日。金澤町奉行の職務に關する法規を定む。

〔御定書〕

一、不依晝夜、人馬手づかへ不申、往還無滯樣に常々堅可申付候。附、駄賃銀・荷物貫目、公儀可爲如御定事。

一、自然於町中喧嘩仕者有之ば、押置早速町奉行𛀁可相斷。大勢に而抑留難成候はゞ、宿本

見屆、近所之者共ゟ屆置、早々町奉行ゟ可致注進事。
一、町中火之用心、並夜番亭主番、無油斷可申付候。若火事有之刻は、町奉行同心・足輕召連早々参、火をふせぎ可申候。火事鎭候以後、火本之樣子聞屆、燒失之樣子聞屆、燒失之家數對馬・因幡・玄蕃・民部ゟ相談を以、町役可致免許事。
一、町中出入、押立候義並難極儀者、公事場ゟ可致相談事。
一、對奉公人慮外成躰不仕樣に堅可申付候。其外常々作法、町人に應じ候樣急度可申付事。
一、死去人跡職之事、十人組・町肝煎申談、病中爲致遺書可置。其身勝手次第幾度茂調替候儀は不苦候。若頓死之者有之ば、十人組・町肝煎より早速町奉行ゟ斷、町同心を遣、家財相改、十人組・町肝煎・町同心相封を付置、樣子聞屆可致裁許事。
一、地子町公事出入諸法度、町奉行より可申付。但地子銀・地子米取立候義者、如跡々淺野屋次郎兵衛・菊屋八左衛門可申付事。
一、町方買掛銀滯候者、町奉行より買主方ゟ相斷、其上に而茂代銀不相渡候者、横目を以可申聞候事。
一、質之事念を入、請人を立可取置。若請人無之、盗道具質に取候者、可爲質屋損事。
一、不見知もの振賣之道具、不依何色買取間敷候。買申においては、先ゟ人を遣、宿本見屆、

代替置は代に替へ置と訓むべし

其上に而代銀可相渡事。

一、町中借用金銀米錢者、利足一ヶ月に可爲一步七事。

一、浪人・醫師等によらず、宿かし候者、本國・先主・先祖・宗旨致吟味、帳面に記、請人を取、宿かし可申候。行衞なきものに宿借候者可爲曲言。但往還一夜泊のものは格別之事。

一、かけの諸勝負・傾城・かこひ女堅令停止。附、をどり・狂言・人形づかひ、其外不審成もの宿かし申間敷事。

一、町人与侍申合商賣物仕義堅停止之事。

一、町人闕落仕候歟、其外不審成躰之者候者、不拘時刻町奉行ゟ斷可申事。

一、町方闕所之家財、町同心・町肝煎立相、代替置、町中入用に遣、年中一度宛町奉行勘定可聞屆事。

一、年六十以上並病人之外、町奉行ゟ不斷、乘物にのり候義停止之事。

一、本町・地子町出入之義、別紙書付遣候事。

一、町奉行年中四度、金澤町中相廻、樣子見屆諸事可申付事。

一、町中より町奉行一人ゟ、爲年頭之祝儀銀子二十枚宛、五節句鳥目百疋宛。町同心一人ゟ、年頭銀子三枚宛、五節句鳥目五十疋可遣之。右之外聊之物に而茂受用仕間敷事。

一、籠賄之義者十人組ゟ可申付事。

一、町年寄十人ゟ三人扶持被下候。町中より毎年銀子五枚宛可遣。付、町肝煎・横目肝煎扶持は相對次第之事。

右被仰出之通相違有間新者也。

萬治二年六月朔日

今枝民部

津田玄蕃

奥村因幡

前田對馬

金澤町奉行

六月朔日。郡奉行の職に關する法規を定む。

〔廳事通載〕

郡中之義、不依何事算用場へ相達可指圖事。

一、耕作情に入候樣、十村肝煎並小百姓中へ切々可申渡候。諸給人下代在々へ不遣候間、納所無滯十村肝煎裁許仕候樣に可申付候事。

一、草高掛郡打銀申付、其手合十村方へ取集、十村書付に郡奉行裏書を加へ、銀奉行へ渡置、

郡入用に拂切候者、重而右圖りを以打銀可仕事。

一、郡中切々廻り、用水・川除並道橋損候所有之候はゞ、算用場へ相斷修理可申付事。

一、用水・川除材木、在鄕道之橋懸直候材之竹木被下候間、十村切手に郡奉行裏書いたし、山奉行方へ請取可相渡候。手先之奉行人有之時は、其奉行も郡奉行書付を以、材木請取遣可申候。人足並入用、又は林之木に而不罷成橋之分は、郡打銀を以材木可相調。附たり、往還道橋修理入用銀は、過料銀を以相渡可申事。

一、郡中百姓出入之義は、算用場へ申聞、指圖次第落着可申付事。

一、在々勸進令停止、其外費成義無之樣可申付事。

一、新開仕度と申百姓候者、其百姓書付に、手合之十村奥書に、郡奉行裏書を加へ、算用場へ斷、指圖次第可申渡事。

一、檢地を乞申百姓候者、其所之郡奉行相越、樣子見屆、算用場へ可申斷事。

一、他國へ參り候男之分致吟味、先に居留不申樣請人を立させ、越中堺・大聖寺口留へ郡奉行過書可遣事。

一、百姓相對を以地子におろし候義は、可爲勝手次第事。

一、百姓火事に逢候者、松木被下候間、其手合之十村に爲圖、十村書付に郡奉行裏書いたし、

山奉行より請取可遣事。

萬治二年六月朔日

今枝民部

奥村因幡

津田玄蕃

前田對馬

郡奉行中

六月朔日。寺社奉行の職務に關する法規を定む。

〔國事雜抄〕

寺社方諸式、猥成作法無之様、常々堅可申付事。

一、諸寺庵後住之義、師匠之讓たりといふ共、其宗旨頭寺より介吟味、兩人様子聞届入寺可申付事。

一、始而宗旨に成候者、吉利支丹紛無之様、跡々之宗門能々念入可致吟味旨、堅可申渡事。

一、曲事人並行衞不知牢人、寺社中不隱置様可申付事。

一、夜談議、其外夜中寺社中ゑ人集不仕様、堅可申付事。

一、山伏勸進之義、如跡々頭山伏之札を以可申付事。

一、諸宗公事出入之義、其頭寺より一宗中相談、大形之義は下に而事濟候樣可仕事。
一、領知有之寺社、無住之間與力代官申付、此方より裁許可仕候事。
一、寺內竹木猥伐荒不申樣可仕事。
右條々無相違樣可申付者也。
萬治二年六月朔日

六月朔日。作事奉行の職務に關する法規を定む。

〔御定書〕
御作事方萬端念を入、如跡々每朝早天に出、大工其外出不參等、急度相改候樣可申付事。
一、作料銀上中下相改、棟梁之切手に當座奉行加奥書、御作事奉行添書を以請取、可相渡事。
一、宮腰御園・金澤御土藏にも不在合竹木、少分之儀者會所ゟ相談、大分之儀者對馬・因幡・玄蕃・民部へ申斷、以差圖駒井主水ゟ申遣可調。松材木・御林之竹御用之節同斷。但、山奉行ゟ可申遣事。
一、御作事に大工肝煎二人立置、諸事手づかへ不申樣可申付事。
一、爲御用、方々ゟ一人二人充遣候大工作料之儀、手先之奉行切手之面遂吟味、銀子請取可相渡事。

一、宮腰御園より金澤木藏ゟ取寄申材木、一ヶ月切に請取、切手・入切手遂吟味、御作事奉行添書調、木藏奉行ゟ可渡置事。

一、破損修理之儀、毎年九月以前仕廻候樣に可相心得。附、丈木・批板・きりくず・古木等、入札を以拂申候儀、落札之面御作事奉行見屆、拂代銀は手先之奉行人より、御土藏ゟ上させ可申事。

批板はへぎいたと訓む

一、宮腰御園より金澤木藏ゟ取寄候材木・御林之竹、並所々御作事に遣申人足、木藏奉行手先之奉行、一ヶ月切に切手爲調、遂吟味、御作事奉行奥判を以割場ゟ遣し可申候。左候へば重而人拂御算用には不及事。

一、人足無之刻、宮腰其外、馬にて材木取寄候はゞ、駄數馬方之切手に、木藏奉行・御作事奉行加裏判遣、代銀請取候樣に可仕事。

一、同日用銀之儀、日用頭之切手に、手先之奉行・御普請奉行加裏判遣、代銀請取候樣可仕事。

日用は日傭

一、御作事場に有合候古木等、御用に遣候分は拂捨候事。但新木は不及申、古木にても切手を以門を可出事。

一、小作事奉行手前、諸事無滯樣に可申渡事。

一、御城中並外構、破損奉行相談を以、諸事可申付事。

一、御國中御作事之儀は、何方に而も萬端御作事奉行より可申付候。手先之奉行人入候者、對馬・因幡・玄蕃・民部ゐ斷、無滯樣に奉行を乞可遣事。

一、何色によらす、御作事方御用之儀、諸事無滯樣に可有裁許事。

右被仰出之通相違有間敷者也。

萬治二年六月朔日

今枝民部
津田玄蕃
奥村因幡
前田對馬

金澤御作事奉行

六月朔日。金澤の本町及び地子町に課する夫役を定む。

〔御定書〕

金澤町夫之定

一萬人　本町二十七町

二千人　地子町七町

右年中夫數如先規被仰出候條、出入之儀割場奉行切手を取置、於御算用場遂勘定、不足有之候者、一人五分充之積を以銀子可上之。過上有之候者、同前銀子可被下者也。

萬治二年六月朔日

今枝民部

津田玄蕃

奥村因幡

前田對馬

金澤町肝煎

六月朔日。金澤會所の執務に關する法規を定む。

〔御定書〕

隔日に會所ニ相詰、用所無滯可勤之。但急用有之時は、毎日寄合可申候。朝五ッより出、晩者用所仕廻次第可罷歸事。

一、諸方上り金銀、並佐垣九右衛門・中川平右衛門・小幡七郎兵衛裁許之金銀、入帳遂吟味、會所之御印可押事。

一、右九右衛門・平右衛門・七郎兵衛並平田三郎右衛門・齋藤主馬裁許金銀拂方、請取人手形に裁許人加裏書、留帳に記、會所押切に、對馬・因幡・玄蕃・民部印判を取可相渡事。

會所は城内にある一役所の名稱なり

一、絹・布・料紙・蠟燭・武具・馬具、並桶・檜物屋・荷物包料・炭薪等入拂、奉行人手前にて遂吟味、御印押可申事。

一、家具・肴・八百屋物・搗米・雜穀・油請取方、遂吟味入を立、御印押可申事。

一、他國ゟ荷物、先々奉行人迄、送り目錄を添可遣事。

一、女中並細工之者・掃除坊主扶持・切米・給銀、遂吟味請取可渡事。

一、諸方奉行人より申越調物、念を入遂吟味、無滯樣に可相渡事。

一、小算用之者、對上奉行に慮外之躰有間敷候。諸事上奉行申渡候儀、違背仕間敷候。但無理成儀申付、斷不聞入においては、對馬・因幡・玄蕃・民部ゟ可申聞事。

一、用所無之者會所ゟ參間敷候。附、用所相濟候者早速可罷歸事。

右被仰出之通相違有間敷者也。

萬治二年六月朔日

今枝民部

津田玄蕃

奥村因幡

前田對馬

金澤會所

六月朔日。算用場の執務に關する法規を定む。

〔御定書〕

覺

一、算用有之候刻は、毎日朝五ッより相詰、晩は八ッ過可罷歸。算用無之刻は罷出申間敷候事。

一、諸代官算用仕刻、在々高・物成御印帳合可遂勘定事。

一、見立檢地乞申在々候はゞ致相談、早速可遣候。左候へば引高・引免見立檢地奉行證文を取、算用場より極高物成代官ゟ書付可遣之事。

一、升廻欠米指引致相談、對馬・因幡・玄蕃・民部ゟ申聞可相極事。

一、納所米其外上り金銀、定之日を越候はゞ、一歩七之利足を加へ可取立。但斷之品尤之儀者各別事。附り、春秋夫銀は、如定百姓勝手次第可爲上事。

一、上り知分、越中は笹島豐前、石川・河北・能美木村甚左衞門、羽咋・鹿島兩郡相神村彌六・熊木村太右衞門、奥郡は手寄之代官に申付可爲納所事。

一、御扶持方・御切米取、御知行被下候はゞ、早速下行所へ可申遣候事。

一、御墨付極月晦日迄之御日附は、藏返米可被下候。正月朔日より遣申間敷事。

下行とは知行に對する名目にて扶持米及び切米をいふ

一、御藏返米被下候者は、翌年春夫銀より可收納。附り、死去人春夫銀請取、六月晦日以前果候はゞ可爲其分事。
一、御藏返米は、八升口米之内二升御代官へ被下、殘り六升御給入へ被下候事。
一、銀一步二步、米一升二升算用違は、過不足は委細に譯を立、其上を以引捨可申事。
一、御代官算用違に而、百姓より取過、御土藏へ上候金銀並米之分は、小拂奉行より請取可相返候事。
一、大坂登米、相濟次第早速代官所遂算用事。
一、御買米、其外之相場を以直段相極、代銀無滯可相渡事。
一、他國米買並脇賣留申間鋪事。
一、御調米、藏本能所に候はゞ其儘入米、七月越候は如定藏敷可遣事。
一、御收納藏へ買米取候はゞ、以借馬爲着可申事。
一、小算用人上奉行へ對、慮外ヶ間敷躰有間敷候。諸事上奉行申渡儀違背仕間敷候。但無、理成義申付、斷於不聞入者、對馬・因幡・民部・玄蕃へ可申聞候事。
一、用所無之者、算用場へ參間敷候。附、用所相濟候者早速可罷歸事。
右被仰出候趣相違有間鋪者也。

萬治二年六月朔日

今枝民部
奥村因幡
津田玄蕃
前田對馬

金澤御算用場

六月朔日。算用場奉行の檢地に關する法規を定む。

〔御定書〕

在々檢地之定

一、用水江代無之分者可指除。但江指など候者除申まじき事。
一、百姓居屋敷之廻り唐竹藪、二尺より廣き道、並宮石塚墓所除可申事。
一、桑・楮・茶之木・麻・苧・菜・大根畠者、田成之事。
一、粟・稗・蕎麥・大豆・小豆・麥・芋・菜種之畑は、御扶持人之十村に誓紙申付爲圖、遂吟味可相極事。
一、田地堺双方之百姓に誓紙申付、境目念を入、はいふをさゝせ檢地可仕事。
一、川崩等永不納之所々殘高田地境、念を入はいふをさゝせ、檢地可仕事。

一、檢地奉行に誓紙申付、御算用場之者、並横目差添遣可申事。
一、禮儀禮物取申義者不及申、少も百姓之費不罷成樣に、堅可申付事。
右被仰出之通相違有間敷者也。

萬治二年六月朔日

今枝民部
津田玄蕃
奥村因幡
前田對馬

金澤御算用場

六月十九日。吉利支丹宗門改を嚴にすべきを令す。

〔古今定書〕

覺

一、吉利支丹宗門之儀、密々今以可在之候間、家中之輩・中間・小者に至迄、常々無油斷可被申付候。勿論奉公人出替之刻は、請人に念を入、宗旨を改可被召抱事。
一、百姓町人者、五人与旦那寺を彌相改、不審成宗旨於有之者、可被遂穿鑿事。
一、吉利支丹御制禁之高札、明暦元年八月相立候。經年序文言見兼可申候。新敷書直可立候

事。

萬治二年六月十九日

六月廿三日。極印を施さゞる松材の賣買を禁止す。

〔改作所舊記〕

御拂松並被下松材木・ばい木、又は百姓山を受候而伐候松、何も山奉行手前之極印を打出候間、極印無之松木之分、賣買御停止候間、此通郡中可被申觸候、恐々謹言。

六月廿三日

奥村因幡
津田玄蕃
在江戸 今枝民部
同 前田對馬

武部四郎兵衛殿
千秋彥兵衛殿

七月朔日。私に諸士の婚約するを禁じ、凡て藩侯の選擇指定する所に從はしむ。

〔御定書〕

御家中緣邊向後不及御窺、加賀守樣御計に而可被仰付之旨上意に候。就夫只今迄公義江御窺被成候知行三千石並組頭共緣邊之儀、以來下に而申合御伺之儀無用に候。幾つに成候娘・男子御座候、緣邊被仰付被下候樣にと計申上、緣邊之望有之候はゞ、御用月番之者方江そと物語に而可申談候。下に而申合立御耳候事、必無用に可仕候。望之通不被仰付儀可有之候條、兼而右之通可爲申聞置旨御意に候。

萬治二年七月朔日

七月九日。花火を弄するを禁止す。

〔御定書〕

花火御停止に候間、居屋鋪之儀者勿論、其外於所々花火不仕候樣に、急度申觸候間可被得其意候、恐々謹言。

亥七月九日

前田對馬
奧村因幡
津田玄蕃

七月九日。諸士居邸の周圍に櫓を構へ其の他華麗の造作を禁ず。

〔御定書〕

居屋敷長屋之端矢倉仕候儀御停止に候。最前如被仰出候、惣而作事不應分限花麗之躰不仕、彌輕々と普請可申付由御意に候、以上。

萬治二年七月九日

野端松山は今の野田山なり

七月廿一日。金澤近郊に於ける藩侯の鷹場を定め諸士の捕鳥を禁ず。

〔古今定書〕

覺

一、小立野者末村を限、泉野者有松村より野端松山之根迄、大桑之河原御鷹場之事。

一、宮腰道をさかひ、粟ヶ崎道筋を切此内、並粟ヶ崎之橋を切宮腰迄濱野、同前之事。

一、森下川を切鵜之毛の橋迄、同前之事。

一、右御鷹場、跡々より雖爲御赦免之面々、鷹つかひ候事並鳥取候儀堅御停止候。以上。

萬治二年七月廿一日

八月朔日。大工・大鋸木挽・板批・屋根葺の工料及び勞働時數をを定む。

〔御定書〕

大工手間料之覺

一、一匁七分　　但大工自分賄　　上

一、一匁四分　　同　断　　中

一、一匁一分　　同　断　　下

大鋸木引・板へぎ・屋ねふき手間料

一、一匁五分　但大鋸木引・板へぎ・屋ねふき自分賄　　上

一、一匁三分　　同　断　　中

一、一　匁　　同　断　　下

右御定に候。併當年者御國作事方多候條、此手間料之外大工一人一日に三分增、大鋸木引・板批・屋ね葺二分增、八月朔日より可相渡事。

一、此御定之手間料之外に、少に而も高直に相渡候か、又は褒美などゝ申候而雇申儀、堅御停止之事。

一、相對を以、右御定より下直に雇候儀は各別之事。

一、唯今雇置候大工・大鋸木引・板批・屋ね葺、人々書付御作事奉行ゟ渡置、作事仕廻右職人上候者、又御作事奉行ゟ可相斷事。

一、雇置候大工・大鋸木引・板批・屋ね葺、右之手間料に而は細工仕事成間敷候旨申斷候歟、或は虛病を構不罷出者候者、其段作事御奉行迄可申斷、其品により可爲曲言事。

一、職人明六ッ罷出、日の入に仕廻可申候。若其時分違候者、作料を時割にして引可申事。

以上

八月朔日

津幡肝煎

八月六日。加賀河北郡津幡町に課すべき夫役の員數を定む。

〔改作方舊記〕

夫數之定

一、二百八　津幡

右年中夫數如先規被仰付候條、出入之義、其所之奉行人切手を取置、御算用場遂勘定、不足有之候者、一人五分宛之積を以銀子可上之、過有之候はゞ同前銀子可被下者也。

萬治二年八月六日

今枝民部

津田玄蕃

奥村因幡

前田對馬

八月十七日。壁塗・疊刺・張付師・石切・日傭の賃銀及び勞働時數を定む。

〔御定書〕

壁塗手間料

一、一匁七分　　但かべぬり自分賄　　上

一、一匁六分　　同　斷　　中

一、一匁五分　　同　斷　　下

疊刺手間料

一、一匁五分　　但疊刺自分賄　　上

一、一匁三分　　同　斷　　中

一、一　匁　　同　斷　　下

張付師手間料

一、一匁二分　　但張付師自分賄

一、一　匁　　同斷からかさ張

右跡々御定候。併當年は御國作事方多候條、此手間料之外一人一日に三分增之事。

石切手間料

一、一匁二分　　石切自分賄　　上

一、一匁一分　同　斷　中
一、一　匁　同　斷　下

日用手間料

一、八分五厘　日用自分賄、但日用廿人に食番一人
一、日用頭より人々に札出候條、無札日用者雇申間敷事。
一、此御定之手間料之外に、少に而も高直に相渡候歟、又は褒美などゝ申候而雇候儀、堅御停止之事。
一、相對を以、右御定より下直に雇候儀各別之事。
一、雇置候壁塗・疊刺・張付師・石切・日用、右之手間料に而成間鋪旨申候者、壁塗は作事奉行、疊刺・張付師は町奉行所、石切・日用者日用頭ゟ爲申聞、滯候者割場へ可申斷事。
一、朝者明六つに罷出、日之入に仕廻可申候。若其時分違候者、手間料時割にして引可申事。
右手間料、九月朔日より可相渡候、以上。

亥八月十七日

日用は日傭なり

八月廿二日。前田綱紀越中高岡瑞龍寺の塔頭東漸院に寺領を寄進す。

〔寺院來歷〕　貞享二年東漸院由來書

當院は瑞龍寺御造營之內、徽妙院樣御建立被仰付候。年號者申傳無御座候。萬治二年に從加賀守樣、御寺領五十石之所付御印致頂戴、所持仕候。住持代々年頭之御禮申上候。

〔御印所付寫〕

知行所付之事

射水郡　下關村

一ヶ村草高五百十石之內

一、四十五石五斗五升五合

免四ッ五步

定納二十石五斗

本高五十石

越中免四ッ一步

右除山川竹木、夫銀・口米如定可令收納者也。

萬治二年八月廿二日

東漸院

十月十六日。諸士より出銀を徵し、他國に出張の際之を支給するの制を定む。

〔古今定書〕

御家中出銀之覺

一、無役並役仕面々、御用相勤面々、百石に付十匁充。

一、無役並役仕面々御番不仕、老人幼少並一ヶ月を越病人、御番相勤、御用被仰付刻病者之及斷者、百石に付三十目宛。但無由緒理申者は、隨其品急度曲事被仰付事。

一、無役並役仕面々、及三ヶ年長病人、百石に付五十目充。

一、在江戸・京、其外他國引越並之者は、出銀遣取なしの事。

一、他國へ御使に參候者、日數多少に不寄、出銀取遣可仕事。

一、寺社領・氣はい田並五十石より下之者は、出銀御赦免之事。

一、料知には出銀遣取なしの事。

一、與力明知出銀有間敷事。

一、御折紙高可應出銀事。

一、出銀暮一度可取立事。

右被仰出之通無相違可裁許者也。

萬治二年十月十六日

遣取はやりとりなるべし

氣はい田は化粧田なり

料知は役料知なるべし

十月十九日。前田綱紀日光山東照宮參拜の暇を受く。

〔德川實紀〕

十月十九日松平加賀守綱紀日光山參拜の暇たまふ。

十一月朔日。前田綱紀前髮取の祝儀を行ふ。

〔政隣記〕

一、十一月朔日綱利公御前髮御執、御歲十七。

十一月十四日。諸士藩內といへども他所に宿泊する時は之を屆出しむ。

〔政隣記〕

一、十一月十四日金澤諸士、御國之內にても、泊に他所ゟ罷越候者、御老中ゟ可相斷旨被仰渡。

十一月十七日。加賀藩より八條宮に贈る物資の支出方法を規定す。

〔萬治己前定書〕

一、姬君樣御召料如跡々調可被上之。若御定之外御用被仰出候はゞ、二條御屋敷之者共以相談調上、追而成共此方へ可被申越候事。

一、式部卿宮樣御召料、徽妙院樣如御定可被調上。若御定之外被遣度由被仰出候者、此方へ

姬君は八條宮の女子

式部卿は八條宮智仁親王

御前は八條宮妃にして前田利常の女富姫

伺可被調上候事。

一、年頭・端午・八朔・重陽・歳暮御進物、如例年に可被調上事。

一、御前御用御調物は、高尾・坂井請取切手之表、十郎兵衛遂吟味、加添書金銀可相渡。御作事方諸職人切手に、是又十郎兵衛以添書、金銀可被相渡事。

一、御殿修理大分之義は、入用を圖り此方へ伺可被申付。少分之修理は十郎兵衛見計、二條御邸之者共以相談可被申付事。

一、御膳米・下行米於大津當座買に仕候刻、二條御邸之御横目、御前に相詰候御歩行者一人差添遣、直段聞合、菱屋源次に調させ、御横目之者・歩行者、京・大坂に而升廻欠米を立可申候。道中裁領に者、御所之足輕應馱數可被申付事。

一、御扶持方、三ヶ月宛請取可相渡。但路銀・御扶持方によらず、返上銀於有之者、十郎兵衛遂吟味請取置、追而算用可被仕事。

一、板前・御臺所小者・本參御小人、並御臺所に而御賄不被下候はゞ、如御定鹽噌・薪代可被相渡事。

一、御扶持方・路銀・跡々御扶持等之儀、別紙帳面之通可有裁許事。

亥十一月十七日

今枝民部

津田玄蕃
奥村因幡
前田對馬

藤懸十郎兵衞殿
宮崎彌左衞門殿

十一月廿五日。諸士の邸第に關する法規を定む。

〔御定書〕

一、被下屋敷歩數、御定之通無相違樣に念を入、可打渡事。

一、三千石以上之面々ゟ者、下屋敷被下候。居屋敷手寄能所に而可相渡。但御朊近之屋敷に不交、遠所にて可渡事。

一、居屋敷・下屋敷共、與力知無構、自分知之當り被下、與力屋敷者別に可被下候事。

一、御加増被下候面々、下屋敷不足分、對馬・因幡・玄蕃・民部指圖次第可相渡事。

一、高知之跡目小身に成候者、下屋敷知行當之外可取上事。

一、地子家數多所に而拜領屋敷望申者、以相對引料とらせ候者、何方にても可相渡事。

一、拜領屋敷作事不仕明置候者、三ヶ年目之正月可取上、但對馬・因幡・玄蕃・民部斷聞屆分は

條は延寶五年三月廢止

わかりは分れ歟

各別事。
一、親子兄弟一所望屋敷被下者、欠人候者其當り取上候か、地子に可申付事。
一、親跡目減、或兄弟にわかり候者、居屋敷知行當分より廣候共、其儘可被下候。若從公儀御定候歟、自分に替屋敷仕候者、其節者知行當りの外餘分可取上事。
一、死去人跡目不被仰付候はゞ、居屋敷可取上事。
一、上り屋敷、家其外植木等あらさせ申間敷候。替屋敷被下者は、勝手次第とらせ可申事。
一、居屋敷之內地子に而貸置候者、其屋敷不殘取上べし。下屋敷之內地子にて貸置候はゞ、貸申分可取上事。
一、地子銀如御定出來退轉、每年遂吟味帳面に記、淺野屋次郞兵衞・菊屋八左衞門に可相渡事。
一、金澤中道橋切々見廻り、往還さはりなき樣に修理可申付事。
一、侍町屋其外、屋敷主より道惡所作らせ可申候。度々申渡候而も作り不申候者、對馬・因幡・玄蕃・民部ㇸ可相斷。但屋敷主自分に難成所、堀端・土居などは、四人ㇸ斷割場より役人請取、修理可申付事。
一、惣構之竹箏切あらし不申候樣に、切々人を廻し念を入可申付候。竹卷之事者、如跡々町

夫可申付事。

一、惣構之竹、御作事奉行切手次第爲伐可申事。

一、與力侍並足輕・御弓之者被下屋敷、寄親組頭ゟ打渡、頭より其組中ゟ致割符可相渡事。

被下屋敷歩數之定

一萬石より三千石迄之內、はした知行有之者、五百石は上へ付、四百九十石迄下へ可付事。

一、千六百歩　一萬石より九千石迄

一、千四百歩　八千石より七千石迄

一、千二百歩　六千石より五千石迄

一、九百歩　四千石より三千石迄

二千九百石より百石迄に、はした知行在之者、五十石は上へ可付、四十九石迄者下へ可付。

一、八百歩　二千九百石より二千六百石迄

一、七百五十歩　二千五百石より二千石迄

一、六百歩　千九百石より千五百石迄

一、五百五十歩　千四百石より千百石迄

一、五百歩　千石より八百石迄
一、四百歩　七百石より五百石迄
一、三百歩　四百石より三百石迄
一、二百歩　二百石
一、百七十歩　百　石
一、百二十歩　九十石より六十石、御切米百俵迄
一、七十歩　五十石より御切米五十俵迄、御歩行之者・母衣者・御算用之者五十俵より內に而も此歩數
一、五十歩　御鐵炮之者、其外掃除坊主・御餌指
一、三十歩　御小人
一、七十五歩　人持下屋敷百石當り
一、百七十歩　町醫者並
一、千百五十歩　與力千石之當り

右之外御切米御合力銀被下者、歩數知行に圖り、人々の樣子に隨ひ、對馬・因幡・玄蕃・民部指圖次第可相渡事。

右被仰出之通相違有間敷者也。

萬治二年十一月廿五日

今枝民部

奥村因幡

津田玄蕃

前田對馬

御普請御奉行

是歲。初て定番馬廻組の士を定む。

〔政隣記〕

一、今年御馬廻組之内百五十石以下、始而定番御馬廻組に被仰付。此時組頭三輪藤兵衞・前田八左衞門・寺西主馬也。定番步小頭は東江與次右衞門・山田市左衞門・出口半兵衞也。此時定番步並定番足輕共に兼而裁許す。定番と云名は、足輕より事始る。其後老人の御步等、御馬廻組の內に而之一組を取定。定番足輕は微妙公御代、足輕せがれに跡目被下、其老父三人扶持百五十日被下、御番迄を相勤、是を定番足輕と云。今之三人扶持被下定番足輕者、小幡不入御城代之時、他より新參に召抱、御番迄を勤さす。定番之名是等之事を起こす。

是歲。初て定番步を置く。

〔政隣記〕

一、今年新規に御歩被召出、御給米廿五石宛。其頭前田木工助・富田治部左衞門、小頭上原勘兵衞・蜂屋孫右衞門・指江半左衞門・岡田十郎兵衞・城戸七左衞門。今年只今迄之歩小頭は定番歩小頭と成、平歩は定番歩と成。定番歩は歩役被指除、御城中番を勤、其作法定番馬廻之格之如し。

是歳。金澤森岩寺の住職二王座禪を行ふを以て追放せらる。

〔政隣記〕

一、今年鈴木昌三派の二王座禪と云事、時行曹洞宗組。依之金澤堀川森岩寺住寺永正院追放、寺破却。

是歳。江戸及び京に派遣する飛脚の日數等を定む。

〔御定書〕

一、江戸江早飛脚、三月朔日より八月晦日迄六十時、九月朔日より二月晦日迄七十四時の事。

一、右の御定に十時より早く參着仕候者は、銀二枚充御褒美被下候。十時より內は早く參着仕候者は、右の銀高割を以銀子被下候。此外道中路銀十里二匁五分宛相渡候事。

一、早飛脚道中洪水大荒に而、往來無御座時分、逗留仕候得ば、其所より往來留り候趣、且

本文萬治二年の規定の外に未の年御定なるもの混ずれども明確に之を區別すべからず、未の年紀も亦明ならず

又逗留仕候所へ參着の刻限、同所出足の刻限、何の刻より往來有之由、其所問屋より證文取可罷越候。逗留の內は、江戶御扶持方に二分宛宿賃銀被下、罷出候刻限より、又早飛脚路銀に仕候。尤逗留仕刻限指引仕、相殘る刻限に而御定より早く參候而茂、御褒美銀は不被下候事。

一、右の子細無之、御定の刻限に遲參仕候得ば、早飛脚路銀不遣、常の飛脚の路銀に申付候事。

一、早飛脚は兩人宛遣申候。品により三人も遣申候。御領國中は一人遣申候。品により兩人の儀も御座候。

一、江戶ゟ中飛脚、三月朔日より八月晦日迄八十四時、九月朔日より二月晦日迄百八時之事。

一、中飛脚御定より早く參着仕候而茂、御褒美銀は不被下、路銀十里に付一匁六分宛相渡申候。逗留は早飛脚同事、江戶御扶持方に二分宛の宿賃銀被下候事。

一、無子細御定より遲參の時分、早飛脚同事、常の飛脚路銀に申付候。但、中飛脚も兩人宛遣申候事。

一、江戶ゟ常の飛脚、三月朔日より八月晦日迄十日、九月朔日より二月晦日迄十二日、路銀一日に一匁二分宛の事。

一、常の飛脚無子細日数懸過候時分、一日五匁宛過銀取立申候。但銀高の儀御定には無御座候事。

一、江戸・京・大阪・大津ゟ詰に遣候者へ常飛脚申渡候節は、道中は京・大坂・大津共、江戸御扶持方に二分宛宿賃銀相渡申候。尤参着翌日より、其所々御定の御扶持方被下候事。

一、右の所々ゟ詰に参候足軽飛脚渡遣候時分は、早飛脚・中飛脚御定の路銀の外馬銀相渡、御扶持方・宿賃は渡不申候。常の飛脚は路銀相渡不申、御扶持方並宿賃・馬銀相渡候事。

但、早飛脚・中飛脚の者は、馬銀相渡候儀、戊の年横山外記・熊谷久左衛門・脇田九兵衛・岡島甚七紙面を以申渡候事。

一、飛脚勤様は、足軽・小者共に同事に御座候。

一、江戸飛脚又は詰に参候者には、相役方へ送状を添遣、参着刻限吟味仕候。京・大坂・大津其外へも、所々奉行中へ送状差添刻限吟味仕候。奉行無之所は、末に而参着刻限證文取参候事。

一、京都ゟ早飛脚三月朔日より八月晦日迄二十七時、九月朔日より二月晦日迄三十六時、御褒美銀は江戸の割を以被下、路銀茂十里二匁五分宛相渡申候事。

一、同所へ中飛脚、三月朔日より八月晦日迄三十九時、九月朔日より二月晦日迄五十一時、

路銀一日一匁六分相渡候事。

一、同所ゟ常飛脚、三月朔日より八月晦日迄五日、九月朔日より二月晦日迄六日、路銀一日に一匁二分相渡候事。

一、御分國中飛脚路銀は他國より減し、早飛脚の時十里二匁宛、中飛脚一匁二分宛、常飛脚は宿賃迄相渡申候事。

一、早飛脚御褒美銀、御國の内も江戸割を以被下候事。

一、御荷物早飛脚・中飛脚・常飛脚共路銀、御狀箱飛脚同事に候事。

一、江戸ゟ御荷物早飛脚は、三月朔日より八月晦日迄は八十四時、九月朔日より二月晦日迄百八時の事。

一、同所ゟ御荷物中飛脚、三月朔日より八月晦日迄十日、九月朔日より二月晦日迄十二日の事。

一、同所ゟ御荷物常飛脚、三月朔日より八月晦日迄十二日、九月朔日より二月晦日迄十四日の事。

一、京都へ御荷物早飛脚は、三月朔日より八月晦日迄三十九時、九月朔日より二月晦日迄五

十一時の事。

一、同所へ御荷物中飛脚、三月朔日より八月晦日迄五日、九月朔日より二月晦日迄六日の事。

一、同所ゟ御荷物常飛脚、三月朔日より八月晦日迄六日、九月朔日より二月晦日迄七日の事。

右江戸・京等へ御手人に御荷物早飛脚被仰付候節持參人は、中飛脚に而早飛脚に相成候。才領足輕は中飛脚歩に而罷越申候。御荷物持參人・才領共早飛脚の時は、持參人は宿繼に而御座候。

〔金澤古蹟志〕

早道飛脚足輕規則

舊藩中は早道飛脚に、早飛脚・中飛脚・常飛脚とて、刻限日數の定ありて、夏季・冬季により路銀の渡方褒美の差あり。十二冊定書制場條目の部に定書を載たり。萬治二年六月之定書に云、江戸ゟ早飛脚、夏五日・冬六日二時、此刻限より早く參着候者、品により御褒美被下、遲きものは路銀之内おさへ可申候。同中飛脚夏七日、冬九日、此日限より遲く參候はゞ、路銀之内おさへ可申候。同常之飛脚、夏十日・冬十二日、此日限より遲く參候はゞ路銀之内おさへ可申候。不叶斷有之候はゞ各別之事。京ゟ早飛脚、夏二日三時・冬三日、此刻限より早く參着候はゞ、品により御褒美被下、遲きものは路銀之内おさへ可申候。同常之飛脚、夏五日・冬六日、

此日限より遲く參候はゞ路銀之内おさへ可申候。越中境ゟ早飛脚、夏一日三時・冬一日五時たるべき事とあり。又金澤割場格帳に、萬治二年御定、江戸ゟ早飛脚、三月朔日より八月晦日まで六十時、九月朔日より二月晦日まで七十四時之事。江戸ゟ中飛脚、三月朔日より八月晦日まで八十四時、九月朔日より二月晦日まで百八時之事。京都ゟ早飛脚、三月朔日より八月晦日まで二十七時、九月朔日より二月晦日まで三十六時。同所ゟ中飛脚、三月朔日より八月晦日まで三十九時、九月朔日より二月晦日まで五十一時とあり。又早飛脚褒美之定書に、一時銀十匁、二時十五匁、三時二十目、四時三十目、五時五十目、六時五十目、七時六十目、八時七十目、九時八十目、十時八十六匁、但十時より上に而も十時之御褒美被下。右早飛脚に被遣もの御褒美、江戸・京同事に被下來候得ども、向後此定金澤より江戸積にして、御國・他國とも道程に應じ、割符致し御褒美可被相渡とあり。此定は未三月十六日とありて、年曆詳ならず。又割場格帳に未之年御定之内に有之、早飛脚御褒美銀、御國之内も江戸割を以被下事。又御荷物早飛脚之時は、御定之刻限十時より早く參着仕候時分、一人三十目宛御褒美銀被下、十時より内は割を以被下事とあり。

萬治三年

正月朔日。藩侯に供奉し又は使者として藩外に往來する者の出銀・人馬扶持方・路銀・馬銀・駄賃・宿賃等の額を定む。

〔御定書〕

他國御供出銀被下當之覺

百石より二千九百石迄は、はした知行在之時者、五十石より上ゟ付、四十九石迄下ゟ可付事。

一、百　石	二百五十目
一、二百石	三百十匁
一、三百石	三百八十目
一、四百石	四百四十目
一、五百石	五百十匁
一、六百石	五百七十目
一、七百石	六百四十目
一、八百石	六百九十目

一、九百石　七百五十目
一、千　石　八　百　目
一、千　百　石　八百六十目
一、千二百石　九百二十目
一、千三百石　九百八十目
一、千四百石　一貫四十目
一、千五百石　一貫百目
一、千六百石　一貫百六十目
一、千七百石　一貫二百目
一、千八百石　一貫二百六十目
一、千九百石　一貫三百十匁
一、二　千　石　一貫三百六十目
一、二千百石　一貫四百二十目
一、二千二百石　一貫四百七十目
一、二千三百石　一貫五百二十目

一、二千四百石　一貫五百七十目
一、二千五百石　一貫六百二十目
一、二千六百石　一貫六百八十目
一、二千七百石　一貫七百三十目
一、二千八百石　一貫七百八十目
一、二千九百石　一貫八百三十目
三千石より五萬石迄にはした知行在之時者、五百石より上へ付、四百九十石迄下へ可付事。
一、三千石　一貫八百八十目
一、四千石　二貫二百十匁
一、五千石　二貫六百目
一、六千石　二貫七百三十目
一、七千石　三貫百目
一、八千石　三貫五百目
一、九千石　三貫五百目
一、一萬石　四貫三百目

一、一萬一千石　四貫四百目
一、一萬二千石　四貫七百目
一、一萬三千石　五貫百目
一、一萬四千石　五貫五百目
一、一萬五千石　五貫七百目
一、一萬六千石　五貫八百目
一、一萬七千石　六貫百目
一、一萬八千石　六貫五百目
一、一萬九千石　六貫八百目
一、二萬石　七貫百目
一、二萬千石　七貫四百目
一、二萬二千石　七貫七百目
一、二萬三千石　七貫九百目
一、二萬四千石　八貫二百目
一、二萬五千石　八貫四百目

一、二萬六千石　八貫七百目
一、二萬七千石　九　貫　目
一、二萬八千石　九貫二百目
一、二萬九千石　九貫五百目
一、三　萬　石　九貫七百目
一、三萬千石　十　貫　目
一、三萬二千石　十貫三百目
一、三萬三千石　十貫五百目
一、三萬四千石　十貫八百目
一、三萬五千石　十一貫目
一、三萬六千石　十一貫三百目
一、三萬七千石　十一貫六百目
一、三萬八千石　十一貫八百目
一、三萬九千石　十二貫百目
一、四　萬　石　十二貫四百目

一、四萬千石　十二貫六百目
一、四萬二千石　十二貫九百目
一、四萬三千石　十三貫百目
一、四萬四千石　十三貫四百目
一、四萬五千石　十三貫六百目
一、四萬六千石　十三貫九百目
一、四萬七千石　十四貫二百目
一、四萬八千石　十四貫四百目
一、四萬九千石　十四貫七百目
一、五萬石　十五貫目

與力

一、百石　二百五十目
一、二百石　三百十匁
一、三百石　三百八十目
一、四百石　四百四十目

一、五百石　　五百十匁
一、六百石　　五百七十目
一、江戸に相詰候不依大身小身、御役相勤候者は、御扶持方出銀之内を以可被下、無役之者は、御納戸之銀子を以可相渡事。
左之御定寛文七年閏二月廿三日被仰出。
一、跡々江戸御供並他國御使續け候者には、出銀增被下候。御歩行之者並には、路銀增被下候。其身勝手にも不成儀、其上細過申候條、是以來被下間敷候。但度々御供使に參候者は、與頭より其時々相立御耳候樣に被仰出候事。
一、半年替りに江戸・京・大坂ゐ參候者、出銀知行當可被下事。
一、京大坂御奉行に參候者、出銀御供並可被下事。
一、道より罷歸者に者、出銀半分返上可仕候。其所迄參着仕候者、二三日過罷歸候共、皆可被下事。
一、道中に而果申者、出銀皆可被下事。
一、知行六十石より上、他國御供に參候路銀・馬銀、出銀之內を以可被下。無足人・御合力銀・御扶持方計被下候者、並五十石より下御切米取は、御納戸銀を以可被下事。

無足人とは知行を受けざる子弟をいふ

人馬御扶持方之覺

但、はした知行在之時者、二十四石迄者下ゟ付、二十五石よりは上へ可付事。

一、百　石　上下五人
一、百五十石　同　六人
一、二　百　石　同　七人
一、二百五十石　同　八人
一、三　百　石　同　九人
一、三百五十石より四百石迄　同　十人
一、四百五十石より六百石迄　同　十二人・乘馬一疋
一、六百五十石より七百石迄　同　十四人・乘馬一疋
一、七百五十石より八百石迄　同　十五人・乘馬一疋
一、八百五十石より九百石迄　同　十六人・乘馬一疋
一、九百五十石より千石迄　同　十七人・乘馬一疋
一、千五十石より千三百石迄　同　十八人・乘馬一疋
一、千三百五十石より千五百石迄　同　廿人・乘馬一疋

一、千五百五十石より千七百石迄　　同　廿一人・乘馬一疋
一、千七百五十石より千九百石迄　　同　廿二人・乘馬一疋
一、千九百五十石より二千石迄　　同　廿三人・乘馬一疋
一、二千五十石より二千三百石迄　　同　廿五人・乘馬二疋
一、二千三百五十石より二千四百石迄　　同　廿六人・乘馬二疋
一、二千四百五十石より二千七百石迄　　同　廿七人・乘馬二疋
一、二千七百五十石より二千九百石迄　　同　廿八人・乘馬二疋
一、二千九百五十石より三千石迄　　同　三十人・乘馬二疋
三千二百五十石以下は三千石ゟ可付事。
三千二百五十石以上は三千五百石ゟ可付事。
三千七百五十石以下は三千五百石ゟ可付事。
三千七百五十石以上者四千石ゟ可付事。
五萬石迄右同斷之事。
一、三千五百石　　上下三十三人・乘馬二疋
一、四千石　　同　三十七人・乘馬二疋

一、四千五百石　同　三十九人・乘馬二疋
一、五千石　同　四十二人・乘馬二疋
一、五千五百石　同　四十五人・乘馬二疋
一、六千石　同　四十八人・乘馬二疋
一、六千五百石　同　五十一人・乘馬二疋
一、七千石　同　五十四人・乘馬二疋
一、七千五百石　同　五十七人・乘馬二疋
一、八千石　同　六十人・乘馬三疋
一、八千五百石　同　六十三人・乘馬三疋
一、九千石　同　六十六人・乘馬三疋
一、九千五百石　同　六十九人・乘馬三疋
一、一萬石　同　七十二人・乘馬三疋
一、一萬五百石　同　七十四人・乘馬三疋
一、一萬千石　同　七十六人・乘馬三疋
一、一萬千五百石　同　七十八人・乘馬三疋

一、一萬二千石　同　八十人・乘馬三疋
一、一萬二千五百石　同　八十二人・乘馬三疋
一、一萬三千石　同　八十四人・乘馬三疋
一、一萬三千五百石　同　八十六人・乘馬三疋
一、一萬四千石　同　八十八人・乘馬三疋
一、一萬四千五百石　同　九十人・乘馬三疋
一、一萬五千石　同　九十二人・乘馬三疋
一、一萬五千五百石　同　九十四人・乘馬三疋
一、一萬六千石　同　九十六人・乘馬三疋
一、一萬六千五百石　同　九十八人・乘馬三疋
一、一萬七千石　同　百人・乘馬三疋
一、一萬七千五百石　同　百二人・乘馬三疋
一、一萬八千石　同　百四人・乘馬三疋
一、一萬八千五百石　同　百六人・乘馬三疋
一、一萬九千石　同　百八人・乘馬三疋

一、一萬九千五百石　同　百　十　人・乘馬三疋
一、二　萬　石　同　百十二人・乘馬四疋
一、二萬五百石　同　百十四人・乘馬四疋
一、二萬千石　同　百十六人・乘馬四疋
一、二萬千五百石　同　百十八人・乘馬四疋
一、二萬二千石　同　百　廿　人・乘馬四疋
一、二萬二千五百石　同　百廿二人・乘馬四疋
一、二萬三千石　同　百廿四人・乘馬四疋
一、二萬三千五百石　同　百廿六人・乘馬四疋
一、二萬四千石　同　百廿八人・乘馬四疋
一、二萬四千五百石　同　百　卅　人・乘馬四疋
一、二萬五千石　同　百卅二人・乘馬四疋
一、二萬五千五百石　同　百卅四人・乘馬四疋
一、二萬六千石　同　百卅六人・乘馬四疋
一、二萬六千五百石　同　百卅八人・乘馬四疋

一、二萬七千石　同　百四十八人・乘馬四疋

一、二萬七千五百石　同　百四十二人・乘馬四疋

一、二萬八千石　同　百四十四人・乘馬四疋

一、二萬八千五百石　同　百四十六人・乘馬四疋

一、二萬九千石　同　百四十八人・乘馬四疋

一、二萬九千五百石　同　百五十人・乘馬四疋

一、三萬石　同　百五十二人・乘馬四疋

一、三萬五百石　同　百五十四人・乘馬四疋

一、三萬千石　同　百五十六人・乘馬五疋

一、三萬千五百石　同　百五十八人・乘馬五疋

一、三萬二千石　同　百六十人・乘馬五疋

一、三萬二千五百石　同　百六十二人・乘馬五疋

一、三萬三千石　同　百六十四人・乘馬五疋

一、三萬三千五百石　同　百六十六人・乘馬五疋

一、三萬四千石　同　百六十八人・乘馬五疋

一、三萬四千五百石　同　百七十人・乘馬五疋
一、三萬五千石　同　百七十二人・乘馬五疋
一、三萬五千五百石　同　百七十四人・乘馬五疋
一、三萬六千石　同　百七十六人・乘馬五疋
一、三萬六千五百石　同　百七十八人・乘馬五疋
一、三萬七千石　同　百八十人・乘馬五疋
一、三萬七千五百石　同　百八十二人・乘馬五疋
一、三萬八千石　同　百八十四人・乘馬五疋
一、三萬八千五百石　同　百八十六人・乘馬五疋
一、三萬九千石　同　百八十八人・乘馬五疋
一、三萬九千五百石　同　百九十人・乘馬五疋
一、四萬石　同　百九十二人・乘馬五疋
一、四萬五百石　同　百九十四人・乘馬五疋
一、四萬千石　同　百九十六人・乘馬六疋
一、四萬千五百石　同　百九十八人・乘馬六疋

一、四萬二千石　同　二百　人・乘馬六疋
一、四萬二千五百石　同　二百二人・乘馬六疋
一、四萬三千石　同　二百四人・乘馬六疋
一、四萬三千五百石　同　二百六人・乘馬六疋
一、四萬四千石　同　二百八人・乘馬六疋
一、四萬四千五百石　同　二百十人・乘馬六疋
一、四萬五千石　同　二百十二人・乘馬六疋
一、四萬五千五百石　同　二百十四人・乘馬六疋
一、四萬六千石　同　二百十六人・乘馬六疋
一、四萬六千五百石　同　二百十八人・乘馬六疋
一、四萬七千石　同　二百二十人・乘馬六疋
一、四萬七千五百石　同　二百廿二人・乘馬六疋
一、四萬八千石　同　二百廿四人・乘馬六疋
一、四萬八千五百石　同　二百廿六人・乘馬六疋
一、四萬九千石　同　二百廿八人・乘馬六疋

中の年紀不詳

一、四萬九千五百石　同　二百三十人・乘馬六疋
一、五萬石　同　二百卅二人・乘馬六疋

與力

一、百石　上下四人
一、百五十石より二百石迄　同　五人
一、二百五十石より三百石迄　同　六人
一、三百五十石より四百石迄　同　七人
一、四百五十石より六百石迄　同　八人
一、他國御供並詰人、跡々者八百五十石より千五百石迄一人半扶持、千五百石以上一人扶持被下候へども、向後身代高下に者不構、二人扶持可被下候由被仰出候事。
一、馬飼料一疋に大豆三升宛可被下事。
但、乘馬爲牽不申候者飼料被下間敷候間、聞屆相渡可申旨申の十月より御定。
一、人馬御扶持方は、人馬過不足之無構、知行當之圖可被下事。
一、御家中出銀、御馬乘・御鷹師・與力・御算用之者・御歩行、唯今迄出銀惣並に出、請取候時分少分に有之候。向後取出一統に可有割符。但百石より内六十石までは、百石之當に十石に

付二十目おとりに可被下事。
一、知行取・切米取、御指圖に付御見送迎參候者、並足輕以下、御使並之役銀・馬銀・宿賃銀可被下事。
一、足輕・御弓之者被下人頭付分、知行當之外御扶持方可被下事。
一、參宮・湯治並煩御暇被下候者より、御扶持方引可申。但江戸引越人は、殘置候人數之分御扶持方可被下事。
一、御用有之屋敷に而御賄被下候者、御扶持方引申間敷事。
一、江戸引越之面々御扶持方、妻子扶持方共に、如前々之可爲事。
一、江戸引越死去人妻子、御國ゟ罷歸候迄、御扶持方可被下事。

他國御使路銀・馬銀之覺

一、主人一日二匁、下人一匁六分充、駄賃銀一里に付六分八厘四毛充。
上通。但人數乘馬御供同前。
一、主人一日に一匁五分、下人八分充、駄賃銀一里に付六分充。
下通、但人數乘馬御供同前。
一、知行六十石より三百四十石迄、駄賃馬一疋。

一、三百五十石より九百四十石迄、同二疋。
一、九百五十石より二千四百四十石迄、同三疋。
一、二千四百五十石より三千四百四十石迄、同四疋。
一、三千四百五十石より四千九百四十石迄、同五疋。
一、四千九百五十石より六千四百四十石迄、同六疋。
一、六千四百五十石より九千九百四十石迄、同七疋。
一、九千九百五十石より一萬四千九百四十石迄、同八疋。
一、一萬四千九百五十石より二萬四千九百四十石迄、同九疋。
一、二萬四千九百五十石より五萬石迄、同十疋。
一、右之通路銀・馬銀被下候者、御扶持方者取上可申事。
一、他國逗留之内御扶持方代、八百石迄は一日一人に四分五厘充、千五百四十九石迄は一人に三分四厘充、千五百五十石より上者一人に二分三厘充、馬飼料・宿賃共一疋に一匁一分充。
一、同御使船路之所、海上日數御扶持方、並運賃銀被下、路銀者取上可申事。
一、侍分早使に被遣刻者、路銀・馬銀之外、品により銀子可被下事。
一、侍下々共に、江戸往來可爲下通、雪深時指圖を以上通遣者各別之事。

一、侍分並足輕以下、御荷物裁許日限、江戸より金澤・京ゟ、三月より八月迄者十日、九月より明る二月迄者十二日、金澤より京ゟ、三月より八月迄者五日、九月より明る二月迄六日。但足輕以下御荷物持參者、江戸ゟ二日増、京ゟ一日増。但日數相違、斷之品により可相立事。

一、他國御供・御使道中上下、金澤迄之御扶持方・路銀・駄賃可被下事。

一、知行・切米取共、御國使に者、御扶持方・路銀被下間敷事。

一、江戸より御鷹野・御湯治或日光御參詣御供中、引越並替番之者に不依、如御定宿賃・馬銀被下、出銀者被下間敷事。

御國使之時駄賃馬之覺

一、御切米取並知行九百四十石迄、一疋。但足輕より下之者には被下間敷候。

一、九百五十石より三千四百四十石迄、二疋。

一、三千四百五十石より六千九百四十石迄、三疋。

一、六千九百五十石より一萬四千九百四十石迄、四疋。

一、一萬四千九百五十石より二萬四千九百四十石迄、五疋。

一、二萬四千九百五十石より五萬石迄、六疋。

一、御國使知行・切米取共に、宿賃銀一夜に主人二分、下人一分充、並駄賃銀一里に四分二厘

づゝ可被下事。

御國使之刻宿賃被下人數之覺

一、百石より百五十石迄　上下四人
一、二百石より三百石迄　同　六人
一、三百五十石より四百石迄　同　八人
一、四百五十石より六百石迄　同　十人
一、六百五十石より八百石迄　同　十二人
一、八百五十石より千石迄　同　十四人
一、千五十石より千五百石迄　同　十六人
一、千五百五十石より千九百石迄　同　十八人
一、千九百五十石より二千三百石迄　同　二十人
一、二千三百五十石より二千七百石迄　同　廿二人
一、二千七百五十石より三千石迄　同　廿四人
一、三千五百石　同　廿六人
一、四千石　同　廿八人

一、四千五百石　同　三十人
一、五　千　石　同　卅二人
一、五千五百石　同　卅四人
一、六　千　石　同　卅六人
一、六千五百石　同　卅八人
一、七　千　石　同　四十人
一、七千五百石　同　四十二人
一、八　千　石　同　四十四人
一、八千五百石　同　四十六人
一、九　千　石　同　四十八人
一、九千五百石　同　五　十　人
一、一　萬　石　同　五十二人

右之外、御使之品により人數多召連候儀、對馬・因幡・民部・玄蕃可爲指圖次第事。

與　力

一、百　石　上下三人

一百五十石より二百石迄　同　四人
一、二百五十石より三百石迄　同　五人
一、三百五十石より四百石迄　同　六人
一、四百五十石より六百石迄　同　七人
一、はした知行有之者、他國御扶持方如御定可相渡事。
一、御使より罷歸り廿日より內、路銀遂算用餘銀不上候者、廿日過二歩之利足、月を越候者一ヶ月に二歩充可取立。但病人又は何とぞ斷有之者可爲各別事。
一、江戶より箱根・碓氷兩關を越御使被遣者、知行取・切米取共に、御國よりの御使並、路銀・駄賃被下、御扶持方取上可申事。
一、兩關より內之御使者、御扶持其儘被下、先に召連候應人數、駄賃・宿賃御國使並可相渡。但兩關之內に而も、急度仕たる御使者、他國路並路銀・駄賃可被下事。
一、江戶詰人參宮仕、御國に直に罷歸候者、下通御定之日限御扶持方可被下事。
一、江戶詰之內煩、御暇申上罷歸候者は、御扶持方被下間敷事。
一、煩申儀相立御耳、御前より御暇被下候者は、御扶持方引申間敷事。
一、致御供罷歸節、並代番に而罷歸刻煩申者は、御扶持方可被下事。

右御定之通、無相違可有裁許所如件。

萬治三年正月朔日　奥村因幡

前田對馬

金澤御扶持方割所

正月十四日。江戶本鄕邸の表門及び長屋類火に罹る。

〔政隣記〕

一、正月十四日午の下刻、江戶湯島天神前より火事、綱利公之御上邸表御門並其續長屋令類火。此時横山左衞門在江戶。

正月廿五日。遺跡相續者に與ふる屋敷に關して規程を定む。

〔御定書〕

覺

一、親跡目被仰付、知行兄弟にわかり候面々之儀、親屋敷之步高を以、兄弟應知行高、御定之步數割符候而可被打渡候。自然餘地於有之者、請込地子に可被申付事。

一、一屋敷に而兄弟居住難成屋敷に候はゞ、被遂吟味、兄當り分被打渡、餘り地請込地子に可申付候。弟へ者分限之屋敷、別所に而被下候條可被打渡事。

わかりは分れなるべし

一、御加增被下候面々、下屋敷並不足分可被相渡候。並親知行兄弟へ分候仁之内、死去人跡目無之手前之儀、下屋敷取上可被申事。

正月廿五日

津田玄蕃

奥村因幡

前田對馬

今枝民部

御普請御奉行衆中

是月は大盡なり

正月晦日。日傭の他國に出でゝ滯留久しきに亙るを禁ず。

〔廳事通載〕

町會所・御作事會所・七尾・宮腰等御定書之寫之內、御家中侍並町人日用雇定之事。

一、他國へ日用雇召連候組々、飛脚等遣候者、請人を取、他國に居留申間敷候。請人不相立日用雇、他國ゐ遣候義有間敷候。

一、日用雇候刻、請狀町會所へ遣置、罷歸り候日限、町年寄共致吟味、右請狀可相返。若日限違候はゞ、請人手前穿鑿可仕事。

一、他國へ召連候日用、上下五十日定之日限越候はゞ、曲事に可被仰付候。但雇申主人斷候はゞ、日限相延候共不苦事。

萬治三年正月晦日

正月晦日。百姓の他國に出づるを禁ず。

〔改作所舊記〕

覺

一、在々百姓並あたまふり、他國へ一人も遣間敷候。日用にやとはれ參候共、他國に居とまり申間敷候。他國に居とまり不申樣、一類共に急度可申付候事。

一、從跡々他國に參候者、十村致吟味、其一類に申渡し、よび返し可申事。

一、奉公人暇をもらひ、日用取・あたまふりに成候者、曲言に可被仰付候。但、引こみ作を仕儀候者、各別之事。

一、在々百姓並あたま振、男之分人數、一ヶ村切に十村帳面に記可置事。

一、向後男子十歳に成候者、帳面に書加、他國に遣申間鋪事。

右郡中並宿々に急度可申渡候。每年春秋兩度に可相改候、以上。

子正月晦日

正月。清泰院の位牌所たる金澤如來寺の移轉工事に着手す。

〔政隣記〕

萬治三庚子歳正月より、清泰院殿爲御位牌所、淨土宗如來寺を、卯辰山より小立野ゟ御引上御建立、寛文二年九月御普請出來。

正月。金澤の米價大に騰貴す。

〔田平氏雜記〕

萬治三年正月十八九日以來五七ヶ日之間、金澤町中に而米五斗之價銀三十八匁宛に付、堂形詰米を三十目より內［　　］町中米不商賣といふ。

二月朔日。百姓の緣組に豫め十村の承認を得しむ。

〔廳事通載〕

一、態申遣候。能美・石川・河北御郡中在々百姓中、緣組申合候義、兩方より書付相調、十村方へ相斷、書附に裏書を以相究、向後取向可仕候。無斷下に而相定、於以來出入之刻及斷に候共、取上、此方へ書付など出候事堅無用に候。奉行所に而承候儀有之間敷旨。御算用場に而右之通相究、我等共方へ被仰渡候條、面々組下百姓共に急度可申渡候。書付裏書を以相定、

十村手前に帳面に附置、以來申分無之樣尤に候、以上。

萬治三年二月朔日

武部四郎兵衛

千秋彦兵衛

石川郡　十村中

三月十一日。百姓の居屋敷田畠に竹木を植うる者に苗を下附しその伐採を自由にせしむ。

〔日　曆〕

急度申遣候。面々与下百姓、松杉其外何木に不寄竹木、面々定之內に植申度候はゞ、公儀植なへ可被下候條、御算用場へ可相斷候。山奉行へ可申渡候。以來百姓勝手次第伐遣候樣被仰出候。公儀より勿論御構無之候間、右之通可申聞候。爲其申出候、以上。

萬治三年三月十一日

伊藤內膳

篠田助左衛門

平岡小左衛門

三ヶ國　十村中

三月十二日。金澤城下一般に火災を注意せしむ。

面々定とあるは他の文書によるに百姓居屋敷田畠の內なり

〔御定書〕

金澤中侍屋敷・町方・地子町、其外いづれの居屋敷によらず、火之廻無沙汰無之樣に下々可申付。若火事出來候者、火本之儀は勿論、風下之隣二三軒之下々、急度可被逐御穿鑿候之條、右之通被得其意、被召仕候下々堅可申付候、已上。

萬治三年三月十二日

四月二日。一季居奉公人の給銀及びその使役方を定む。

〔御定書〕

覺

一、一季者下々給銀、假相對に而約束仕候共、御定之外少茂遣申間敷候。異議申者於有之者、公事場に斷申事。

一、鑓持・草履取、狀箱其外輕き者爲持可申事。

一、乘物舁、居屋敷之普請並荷をもたせ可申事。

萬治三年四月二日

四月四日。女の囚人を里子として下附すべきを告ぐ。

〔改作所舊記〕

今日公事場より被仰出候者、速水三郎左衛門草履取之女、里子可被下之條、もらひ申度と申者、与下に於有之者、我等方迄早々可申越候。爲其申遣候者也。

四月四日

千秋彦兵衛

武部四郎兵衛

石川郡　十村中

四月廿一日。加賀・能登・越中四十四ケ村の検地に際し派遣せられたる横目復命す。

〔改作所舊記〕

一、今度加州能美郡・越中利波・中郡・氷見庄・能州羽咋郡、以上四十四ヶ村御検地被仰付、爲御横目罷越、竿目間数以下見届申候。

一、御検地御奉行中、諸事伊藤内膳・笹田助左衛門指圖を請、用水・石塚・宅地・引物以下念を入申候。

一、道之義、大道通り計十文字にぬき申候。自分之田ゑ參候道はぬき不申候。

一、内膳・助左衛門、御検地所其村ゑ毎日罷出、萬事申付候。

一、薗田左七情に入、四手合御奉行中廻り、相談之上に而御検地仕申候。

中郡は射水郡にして氷見庄は郡外としたるなり

ぬきは抜きにて除外する意

こすき本のまゝ

一、窪田九郎兵衞内膳・助左衞門同道仕罷出、四手合之御奉行中廻り申候。歩御横目四人九郎兵衞指圖を請、四手合一日替りに付申候。

一、山本又四郎情に入、竿取以下念を入、こすき立申事、有様に仕様にと度々申付、御檢地仕申候。御算用之者桐山吉兵衞・坂井十兵衞一日替りに野帳付申候。

一、定御檢地御奉行水越長右衞門・林十左衞門・石黑小右衞門・中村彌兵衞・松原八郎左衞門、何も情に入御檢地仕申候。其内石黑小右衞門手合ぬきもの以下、公儀六歩・百姓四歩通之躰に御座候。與力之内松原八郎左衞門別而情を出申候。

一、折畠之義、御奉行中四手合ともに、十村次第に仕申候。

一、十村御所村源兵衞・福留村間兵衞・田井村五兵衞・二塚村又兵衞・宮丸二郎四郎・下條瀨兵衞・白石三郎右衞門・田中村覺兵衞、一手合に二人宛付罷出申候。

一、利波・中郡畠折物之儀、越中十村・金澤十村少宛存寄相違仕躰に御座候。越中十村三つ折と申畠は、金澤十村二つ折と申樣に度々せんぎ仕申候。

一、折畠之義、上畠は田成、中畠は一つ半折より三つ半までに折申候。下畠は五つ迄に折申候。其外田成に可成畠は、御定之通に仕候。

一、十村何も情に入申候。取分御所村源兵衞・福留村間兵衞・二塚村又兵衞・白石三郎右衞門、

ゑんば縄は縁端縄殿村津幡江と野村津幡江となり江堺目は堺井目は堺目ゑさしは江指

ゑんば縄ばりなど、一入かけ廻り申候。
一、中郡殿・野村津幡江村御検地之砌、水越長右衛門・松原八郎左衛門手合に付罷出申候。然所野村津幡江村五六ヶ年以前追出し百姓三人、東津幡江村堺井目に有之候に付、様子御尋候へば、右堺井目に川べりゑさし御座候。ゑさし切に堺井目縄張置申候所、去年之御検地にはゝ宅助、か様之所も縄をはづし申候。二三日以前まで左様に仕置申候へ共、私共罷出申を承、縄ねはりこみ申候由申に付、去年之義はともかくも、只今堺井目縄少も違不申候や、違候者委細に可申上由申候へば、相違無御座候由申候。則東津幡江村堺井目百姓二人罷出居申に付、彌堺井縄相違無之候哉と相尋候へ者、慥違不申由申候。
一、在々に而百姓共に、去年之御検地とは、當御検地者いかゞ候やと尋候へば、竿目などいかにも御じゆんとうに御座候。去年よりぬきもの以下少違申候様に御座候。高出可申かと迷惑仕由申候。在々にて、何御奉行人通り申にも、おごりたる事無御座候やと相尋候へば、今程御法度つよく、左様之義少も無之由申候。
一、御鐵炮の者十六人、一手合に四人宛付罷出申候。何も情に入竿取仕申候。其内にも杉本市兵衛・櫻井仁左衛門・飯島杢右衛門と申者、りちぎに竿取仕、御奉公之義に候へば、御奉行人申付候事少も違背不仕躰に御座候。

一、泊り何も罷立申跡、四人之御横目替る〲に宿廻り、申分以下、宿拂無滯、下々ぶさほう成事無之様やと吟味仕申候。少も替事無御座候由申候。

右之外替義見聞不仕候、以上。

子四月廿一日　　　　田邊惣右衛門

中川八郎右衛門殿

四月廿一日。大聖寺侯前田利治卒す。

〔御日記〕

廿一日に松平飛驒守利治卒す。于時四十三歳。

〔徳川實紀〕

四月廿二日松平飛驒守利治病死せしにより、松平加賀守綱紀へ、書院番頭板倉筑後守重直して問せ給ふ。

〔徳川實紀〕

この利治は故中納言利常卿三男、寛永十一年十二月十五日十七歳にて從四位下に敍し、飛驒守と稱し御家號をゆるされ、正保二年閏五月六日加賀國のうちにて七萬石わかち、いまの城給はり、三年十二月晦日侍從に任じ、この四月廿一日四十三歳にて卒したり。

〔續漸得雜記〕

一、元祖飛驒守樣利治公、御若年の時、大猷院樣上意に、小松中納言は政道如何被申付候哉と御尋御座候。御答候に、御式目之通相守政道申付候旨。又常は何をいたし暮被申候哉と御尋之所、領國中吉利支丹宗門相改申儀、常々吟味仕候由被仰上。誠御尤成御請と申傳候旨。

〔松雲公夜話〕

一、實性院樣最初之飛驒守樣也御婚禮の時分、水を懸可申旨何れも御申、何とも御遁れ難被成首尾に御座候。常々疝氣御痛之由御斷にて、御家來村井主殿外に今一人御名代に水懸り申候。御幼少の御時分即御覽被遊、能御覺え被成候由、右同時に御意也。

四月廿二日。諸士の下屋敷に關する規程を定む。

〔御定書〕

一、下屋敷之儀、與力知共三千石迄之知行高に候者、自分屋敷は三千石當歩高被下、下屋敷は被下間敷事。

卯月廿二日

五月廿一日。再び百姓居屋敷及び田畠の樹木伐採を自由にすることを免す。

一人八夫とあるは一人八分なるべし

石の大さ一尺は一尺立方、三丈は三十立方尺にして三十尺立方にあらざるべし

〔國事雜抄〕

最前も如申觸候、百姓居屋敷其外田畠之内に植置候竹木、御公儀より無御構候。百姓勝手次第可仕候。但大き成木など伐候刻、山奉行に可及案內候。此旨百姓中へ可被申渡候、以上。

五月廿一日　　御算用場

武部四郎兵衛殿

千秋彦兵衛殿

五月廿三日。戸室山の石材運搬等に關する規程を定む。

〔御定書〕

戸室山石御定夫付之事

一、一尺より一尺四寸迄　冬一人八夫、夏一人五夫

一、一尺五寸より三尺五寸迄　冬二人、夏一人八夫

一、三尺六寸より六尺五寸迄　冬二人八夫、夏二人

一、六尺六寸より九尺五寸迄　冬二人八夫、夏二人五夫

一、九尺六寸より一丈三尺五寸迄　冬四人、夏三人五夫

一、一丈三尺六寸より一丈六尺五寸迄　冬四人五夫、夏四人

一、一丈六尺六寸より一丈九尺五寸迄　冬五人、　夏四人五夫
一、一丈九尺六寸より二丈三尺五寸迄　冬五人一夫、　四人八夫
一、二丈三尺六寸より二丈六尺五寸迄　冬五人五夫、夏五人二夫
一、二丈六尺五寸より三丈迄　冬五人八夫、夏五人五夫
右者一尺六方之夫付、此算用を以三丈迄人力圖り可仕候事。
一、人力付之義四夫迄は捨、五夫よりは一人に可相究事。
一、平石之義難知御座候間、御相見御奉行衆与相談之上を以、目分量次第人力付可仕事。
一、引石之義、平石同斷之事。
一、石釣運び一日道圖り之義、戸室・鷹巣並宮腰より金澤迄、夏冬一歸宛之事。
一、栗山・坪野・能州瀧石は、戸室石夫懸に二割増之事。
一、氷見庄之内小堺石、戸室同前之事。
一、鵜川・土合・氷見庄石並鷹巣石は、戸室夫懸に五夫劣之事。
一、二十人より内釣石夫付、肩下半當りに候得者、棒不足仕候條、一人宛懸増之事。

倶利石爲持候一日道圖り

一、三月より八月迄一日七里運之事。

一、九月より二月迄一日五里運之事。

右之通、割場御奉行衆御相談之上を以、如斯御座候、以上。

萬治三年五月廿三日　　人持下奉行　名

澤田次郎左衞門殿

村　善右衞門殿

岡田十右衞門殿

〔金澤古蹟志〕

戸室石來歷

此石は河北郡戸室山より伐出しける當國の產石也。青石・赤石の兩品ありて、是を青戸室・赤戸室と呼べり。他縣下に於ては加賀御蔭と稱すといへり。石質俗にして御蔭石に稍劣るといへども、火災に罹るとも破裂せざれば、石質御蔭石に勝るとも云べし。舊藩中は諸士普請役とて、家祿知行高に割當して城內の普請役を勤めしむ。之を人役・銀役と稱し、大身は歩役人を出し、小身は役銀とて銀子を出す定め也。さて歩役人共普請奉行の指圖に任せ、戸室山より石を切出させ、途中へ挽出し置、城中の石垣等の破損修繕方に宛る國法也。故に城中の石垣等悉皆此戸室石を用ひたり。此石を伐出せし濫觴は詳ならずといへども城中用の石は藩祖

利家卿の時代よりなりといへり。三壺記に文祿元年二月下旬利家卿上京あらせられ、其頃世子利長卿へ仰置かれたる由にて、金澤城の本丸を石垣に築き給はんとて、戸室山より石を伐させ給ふ云々。昌披問答に、是戸室山より御城御用石を切出す初也といへり。龜尾記に云、田上に橋あり、戸室山への石引道なり。此石切出し初りは、文祿元年金澤城普請を命ぜられたるより起るといへども、其頃の丁場は詳ならず。微妙公の時は、中山村領の山により切出されしといふ。微妙公みづから人夫を下知し給ふ處とて、今中納言山と呼べり。又人夫に餅團子を蒔き賜りたる處とて、今だご坂と呼べり。今は淸水村領に丁場ありて、藩士の歩役人を出して、其の用を勤むといへり。金城深秘錄に、慶長の頃利長卿・利常卿度々臨駕ありて陣取し給ふ處を、今以て御座山と呼べり。

六日朔日。普請奉行の職務に關する規程を定む。

〔御定書〕

一、御家中普請役、年中可爲三歩事。

一、役高加州知三つ六歩、越中能州四つ一歩、每年二月中に可相極。與力知平均同前、但寄親に被下一歩免、可爲無役事。

一、人持・御馬廻共、平均高千石以上二歩銀役、一歩役人を以可出之。同九百石以下、並遠所

に有之者千石に而も、銀役可申付事。
一、役人入不申節者、出人懸候平均に指繼、不足分は銀役並小入用銀指除可取立事。
一、寄親無役、並寄親千石より內之與力者、皆可爲銀役事。
一、普請場に而過仕果候役人者、十日出人ゟ相立、其以後家中惣かぶりたるべし。但銀役に而可出之。若其主人令死去者、惣かぶりの分引可申事。
一、病死之役人は、其日より銀役之圖りを以可取立、並他國に而果申役人、替人不及遣事。
一、他國詰役人、爲替候はで不叶儀候者、往來之日數割場掛に載可申事。
一、御國之內遠所逗留之役人、內輪に而十五日替往來之日數、是又割場掛載可申事。
一、石切者一人五步に可相立事。
一、過仕役人在之者、先手之奉行より普請會所ゟ斷、足輕に而も遣之、見斗次第三日之內者出人に相立、以後者割場奉行以相談、未進指引可仕候。但遠所に而過仕役人、手先之奉行見斗、御定之通可申付事。
一、所々普請役出人之切手、一ヶ月切に、奉行人より割場掛と引合、可遂算用事。
一、地·他國共御供使、其外當分之御用懸、如御定時々以證文役引可申付事。
一、死去人者其日より役引可申候。若妻子無之、役銀取立之儀不罷成候者、与頭より斷之書

付を取遂吟味、前田對馬・今枝民部・奥村因幡ゟ申聞可指除之。取過在之共勿論可爲其分事。

一、跡目被仰付、當分与入無之内者、先与頭より可致裁許候。与入被仰付日より、當与頭可爲裁許事。

一、死去人跡目無相違被仰付者は、前年之役可相勤事。

一、跡目減候者は、被仰付候前日迄親知行高役相勤、御一行之日より御折紙高之役可仕事。

一、自分知取候者は、被仰出候前日迄、親知行分・自分知共役相勤、御一行之日付より、應御折紙高役可仕事。

一、百石以下、役御赦免之事。但與力は百石以下に而茂役可相勤事。

一、御折檻人・欠落人、役銀過不足とも可爲其分事。

一、役銀春打取立候以後、引役在之候はゞ、秋打銀之内を以、与切に過上致指引可相返之。秋打指引者、明春打銀を以可申付事。

一、定杖・着到付共に、人持一与に二人充、切手取二人、六与に三人、割場懸裁可申事。

一、御馬廻六組に定杖四人、着到付二人、切手取二人、割場懸裁可申事。

一、町場杖役人二十人之外一人充。但普請場所により役人五人・十人出候共杖突可遣事。

一、食番十五人之内一人充之事。

一、於石山割出石歩付、下奉行圖可爲目錄之通。但石により、手先之奉行並下奉行相談を以、歩懸增減見圖候樣可申付事。

一、土坪等もたせ申、遠近往來吟味之儀、下奉行並手先之奉行人相談を以可申付事。

一、早朝より大雨並洪水、其外普請難成節者、其斷割場迄、手先之奉行人より指紙を添、役人可相返。小雨降、多降出候者普請難成候半と存程候時者、先罷出、不成時に至而、其斷差紙を添役人可相返事。

一、手先之奉行人より、役人相返し、日はしたに成、餘之所ゟ役人相渡候刻者、其奉行人請取、切手之奥に、右之斷割場奉行添書を以、一日之出人に可相立事。

一、役人於普請場申事仕出候者、其品により日數多少不參可申付事。

一、正月三日、盆三日、五節句可爲惣休。但急御用に而役人召仕候者、本懸に立用可仕事。

一、所々奉行人、毎日懸候人數相改、不參於在之者、割場並普請會所ゟ相斷、埋人請取、不參無之樣可仕。附、普請奉行より手先之奉行ゟ度々申渡、不參無之樣可仕事。

一、普請所仕舞候刻、翌日人懸請過無之樣に、所々奉行人ゟ、普請奉行より念を入可申渡事。

一、普請算用、一ヶ年に二度充可遂勘定事。

一、金澤より江戸ゟ御荷物貫目、三月より八月迄一人七貫目、道中日數十二日、九月より二月迄五貫目、日數十四日たるべし。若裁許人より不叶斷有之者、定之外にも日數可相立。御荷物無之時者、右日數之內二日宛引可申付事。

一、金澤より京都ゟ御荷物貫目、三月より八月迄一人七貫目、道中日數六日、九月より二月迄五貫目、日數可爲七日。御荷物無之時者、右日數之內一日充引可申事。

一、銀役奉行佐垣九右衞門・小幡七郎兵衞・中川平右衞門方ゟ、每年役銀高目錄調可遣事。

一、役銀每年四月三ケ一、十二月三ケ二、兩度に上させ可申候。自然於相滯者、一ケ月に二歩充加利足上候樣可申付事。

一、諸事小入用銀、齋藤市左衞門・遠田淸助方より可請取事。

一、普請道具拵奉行齋藤市左衞門・遠田淸助、同渡奉行神保源助、並人持与頭より、下奉行一人充年替に可遣事。

一、所々手先之奉行召仕候出人切手滯候者、普請奉行より急度申渡、無滯樣可仕事。

引役之御定

一、千石引。人持組頭・公事場奉行・寺社奉行・金澤町奉行・小松町奉行・高岡町奉行・宮腰町奉行・火消番。

一、五百石引。御馬廻組頭・定番組頭・與力裁許・組外頭・歩行頭・算用場奉行・諸方算用場奉行・會所奉行・御扶持方割奉行・御代官。御國之内御使但逗留之内日數可引。

一、三百石引。金銀土藏奉行・金銀小拂奉行・諸方より上金銀請取奉行・出銀奉行・與力明知銀奉行・御納戸奉行・御武具馬具奉行・與力武具奉行・御弓矢鐵炮道具奉行・御鐵炮玉藥奉行・割場奉行・普請道具奉行・作事下奉行・同帳付與力・材木奉行・御城中破損奉行・外構破損奉行・割場普請道具奉行・堂形奉行・宮腰・本吉・吉久・草嶋藏奉行・同下裁許・かち米並雜米奉行・賄奉行・御馬奉行・山奉行・書物奉行・公事場土藏奉行並取次・細工奉行・斗升奉行。

一、無役。御小姓頭・射手頭・異風頭・女中・御小々姓・御小姓・寺社方・隱居領・御横目・郡奉行・普請奉行・射手・異風・作事奉行・御鷹奉行・御醫師・御茶堂・金澤町同心・奥郡小代官・七尾罷在小代官・算用之者・御鷹匠・料理人・歩行之者・御小人頭・十村肝煎・宍生。

他國御供使役引

一、大身小身によらず皆引之事。

一、他國逗留十一ヶ月迄者五十日引之圖、十二ヶ月より二十三ヶ月迄者二百日之圖を以、役引可申事。

一、二ヶ年より上者、罷歸十二ヶ月引之事。

右條々被仰出之通無相違可有裁許者也。

萬治三年六月朔日

今枝民部

奥村因幡

前田對馬

金澤御普請奉行

六月十日。普請奉行・割場奉行の職務に關する規程を追加す。

〔古今定書〕

追加

覺

一、地・他國共、當分之御使者被仰付者、役人雖引分、其儘相勤、御用仕舞罷歸日數、如御定三歩共に、役銀之内に而引可申事。

一、御藏返米被下面々、夫銀代米引申間敷事。

一、死去役人者、一人一日五分四厘一毛八味四拂銀役、日算用を以可出之。但役人に而も、勝手次第之事。

一、御國之内御使、一夜泊に而も、如御定役引可申事。

一、寄親無役之與力は、寄親之与頭へ付、役可相勤事。

一、寄親無与付無役人之與力、並遠所有之無与付者、役銀引役等裁許之義、武藤彌左衞門・生熊仁右衞門被仰付事。

一、一歩人役を以出候分、一人一日に付一步五厘八毛一味六拂充、二步役銀之內へ加可出事。

一、銀役・小入用共、一人に付七分充之事。

一、不參銀一人一日に付一匁宛之事。

一、役人御國之內宿賃、一夜一人銀七厘宛之事。

一、下奉行石步付等に參候刻、間竿・大がね其外持參之役人、相見之奉行切手に、下奉行可加判。相見無之時者、割場へ斷役人可請取事。

右被仰出之通、無相違可有裁許者也。

萬治三年六月十日

御普請奉行

割場奉行

六月十日。銀座の職務に關する規程を定む。

〔國事雜抄〕

覺

一、於銀座、金銀之位相改、念を入封付可申事。
一、若爲似金銀於持來者、急度相改、早速町奉行迄可及斷事。
一、年中封賃銀之內を以、銀座諸事入用拂方並爲御扶持、三人九貫目之被下銀引取、殘銀町奉行迄及斷、千秋太郎左衛門・原八郎右衛門御納戶ゟ上之可申事。
一、當分之爲御用、御國中ゟ手代遣之候。入用是又賃銀之內を以遣可申事。
一、賃銀並留糟銀、至暮上切不申候者、春へ越候而も不苦事。
一、銀座算用之義、入拂證文就無之、跡々之通、靈社上卷誓紙上置、可遂勘定事。
一、五百目者小松銀座手代給銀並入用。
一、五百目者今石動銀座同斷。
一、五百目者七尾銀座同斷。
一、六百目者宇出津銀座同斷。
一、六百目者魚津銀座同斷。
但品々銀座賃銀之內を以引取、不足於有之者、金澤賃銀之內を以可指繼之。
右之外滯義候者、何によらず町奉行得指圖、可致裁許者也。

對 馬 判
民 部 判
因 幡 判

紙屋武兵衞
蠟燭屋彥四郎
越前屋孫兵衞

六月十六日。一季居奉公人に關する規程を定む。

〔三百二條舊記〕

覺

一、御家中組々、一年切鑓持・馬取・小者・草履取於召置、其者之在所請人、並年季奉公人之年數等委細帳面記、組頭方より可受取。附り與力又家中之者は、其主人より可書出事。

一、寺社方・町方同斷、帳面御奉行より可請取事。

一、宿々在々同斷、所々御奉行改帳面に記、請取可申事。

一、町方・地子方・在々宿々頭振、奉公人に可成もの、所々御奉行遂吟味、帳面に記請取可申事。

本文の御家中は藩侯の直臣にして又家中の者とあるは陪臣なり

一、御國中奉公人他國ゟ不罷越候樣、所々御奉行より急度縮仕候樣、年中兩度宛可申談候事。

一、他國ゟ此跡より罷越有之候奉公人、一類緣者に懸呼返申樣、所々御奉行ゟ年中兩度宛可申談事。

一、所々百姓等未進方に召置候奉公人、十村肝煎遂吟味、其給人勝手次第に可召抱事。

一、奉公人無謂引込申義、堅御停止候。但百姓等田地荒申候歟、又は年寄病候者に而、奉公難成由及斷候者、十村遂吟味、郡奉行ゟ聞届其上を以可申渡事。

一、町方・地子方同斷之事。

一、鑓持・小者・草履取等、自分として若黨分に成候義、堅御停止に候。但、其主人取上候者各別之事。

萬治三年六月十六日

前田對馬

今枝民部

奥村因幡

加須屋八郎右衞門殿

西村六右衞門殿

平岡五左衞門殿

角尾五左衞門殿

六月十六日。用水及び川除普請に農村の提供すべき人夫の數を定む。

〔三百二條舊記〕

一、萬治三年六月十六日御算用場に、向後所々用水川除御普請所之義、人足圖り內、水下草高百石に三十人懸出申候筈。但年中兩度・三度御普請御座候共、初一度出し候得者、後は出不申筈被仰出御座候事。右先祖覺帳に有。

六月廿三日。守隨彦太郎江戶より來り秤を檢すべきことを告ぐ。

〔御定書〕

東三十三ヶ國秤改之儀、從公儀守隨彦太郎就被仰付、御國へも守隨罷越及斷候間、來七月朔日より、此者次第組切に秤爲改可被申候。左候者古秤に人々名を書付取集、主人より家來一人相添、守隨宿へ爲持遣爲改、一組相濟候者、与頭より次々ゟ可有案內候。若古秤隱置、後日至知候者可爲曲言候。則公儀御定書之寫進之候條、被得其意、家來下々迄急度被仰付、如案文御請調可被上候、恐々謹言。

六月廿三日　　長　九郎左衞門

小　幡　宮　內

奥村河内
前田對馬
本多安房
煩 津田玄蕃
江戸 奥村因幡
江戸 横山左衛門

〔改作所舊記〕
萬治三年子八月守隨秤改公儀御觸來り、翌四年二月守隨手代金澤へ來り候。郡方は松任・鶴來等におゐて秤改候事。
〔無名録拔書〕
是年天下の衡錘を改定む。關東三十三州は守隨が制を用ひ、關西三十三州は豐後椽善四郎が制を用ひ、守隨本藩に來る。舊來の衡錘を棄擲して、新制に從ふ天秤・杠秤・盤秤・綿秤等悉易之。

七月三日。前田利明大聖寺侯前田利治の遺領を受く。

〔德川實紀〕
七月三日加賀國大聖寺城主松平飛驒守利治遺領七萬石を、養子大藏少輔利明につがしめら

る。

七月十日。金澤町民の心得を諭す。

〔古今定書〕

覺

一、花火・流星・車火・鼠火・辻躍・辻相撲・辻立・辻歌御停止之事。

一、町々家々天水桶並掛桶水、不絶樣に可仕事。

一、十人組に登りはしご二丁宛、並辻桶・鎌・熊手・水印以下、常々拵置可申事。付、高き屋根には小階子さし置可申事。

一、風吹の時分は、肝煎・番頭罷出、亭主番の者同事に、家々火の用心無油斷樣に堅可申付事。

一、夜番の者に、童或は行步不叶者、或は盲目など出置候者、其町人越度に可申付事。

一、町々木戶、日暮候者大門をさし、夜更候はくゞりをもさし、番人無油斷立て明け仕候樣可申付事。

一、町中道橋並水道廻り、常々無油斷作可申事。

一、面々家々前に穴を掘申間敷事。

一、町屋二階より、不依晝夜水抔捨候義勿論、小便など仕候義堅く御停止之義、旅人並子供下々迄堅く可申付事。
一、町人神參並諸見物の刻、長脇ざしを差、奉公人に爲似候義御停止之事。
一、町人嫁祝の刻、蔀を破或は礫など打、猥の者於在之は、十人組の者共罷出捕可申事。
一、男女出合屋堅く御停止。附、圍女預り申間敷事。
一、町中鍛冶共細工所、地の上高く致板屋に、屋根うら塗屋根に仕、天水絶し申間敷候。附大風の刻は細工留可申付事。
一、惣構竹木並竹子伐取候義、御停止之事。
一、明屋敷の樹木並土取候義、御停止之事。
一、堀並水道へ塵あぐた、其外□物捨申義御停止之事。
一、町中水打申刻、雪などおろし申時、往還の者に不掛様に可仕事。
一、町人藏宿米預候內、妻子所を離、遠所へ不遣樣堅く可申付事。
一、不依地・他國鷹の分、當町へ參候はゞ、大原源右衞門・丹羽宗兵衞方迄相斷、其上にて商仕候様可致、鷹宿者共可申渡事。
一、惣て町人上下共に、高あしだはき候義御停止。但、道惡敷時分、歴々の町人など用捨之

事。

右之條々堅く相守候樣に、面々組中へ急度可被申觸者也。

萬治三年七月十日　　　　里見七左衞門

長屋七郎右衞門

本町・地子町肝煎中

七月十三日。公事場に於ける事務取扱の規程を定む。

〔古今定書〕

定

一、公事場ゟ斷於有之者、不依何事、与頭・裁許人添書を以可相斷。與力又家中之者は、寄親主人之可爲添書。但与頭・裁許人・寄親・主人ゟ對、申分之義各別之事。

一、諸事出入落着申渡刻、其与頭・裁許人致出座、樣子承届事。

一、死罪に申付者之親兄弟妻子之儀、其頭・裁許人より急度相改、一門書付早速可上之。奉公人者其主人、町人・百姓等者其々奉行人より可改之。若妻子隱置、以來脇より相聞候者、可爲越度事。

一、盗賊人等穿鑿有之者之妻子、並諸道具者、裁許人より早速可致縮、奉公人は主人より致

縮置、公事場可相斷事。

一、何方に而も切捨置候者、其外死人有之刻、近所之者其樣子見屆、早速其頭ゟ斷、委細以書付公事場可相斷事。

一、盜賊人等捕候者、其頭へ斷、公事場へ可申聞。若手向當座切殺候者、死骸其まゝ置、近所之者にも樣子爲見屆、急速檢使を可乞事。

一、年季者、十五歲より以上十年之限たるべし。但幼少之者も、十五歲成候以後年季同斷之事。

一、百姓分年季に召置候者、跡々より如定、十村肝煎口入無之者、欠落人などいたし候共、其主人斷立間敷候。但飢饉年之者は各別之事。

一、年季奉公人令欠落刻、請人手前致吟味、給銀取候分者、年季に割爲致返銀、外輕く請人より過銀出さすべし。給銀取不申分者、其品により人代銀、請人より可出事。

一、向後百姓分之外、親類へ爲助成、以相對譜代窮候者、奉公人親之主人、或其所之奉行ゟ斷可召置事。

一、一季居之者、及十年召仕候者、請人無之候而も苦間敷候。若黨以上、親類慥成者は、右年數より內に而も、請人無之不苦事。

一、譜代、並右之通請人無之召置候者、欠落取逃いたし候刻、科之輕重其品により、諸親類手前可致吟味事。

一、奉公人給銀を取令死去者、並無故暇を遣者、返銀有間敷事。

一、藏宿米盜取致欠落候刻、跡々より如定、請人を不取置者斷立間敷事。

一、主人用所之由構虛言、致買物等令欠落、其者之證文有之共、主人手形無之候者、主人存間敷候。但家來之者手形を以可相渡旨、主人より兼而申合置におゐては各別之事。

一、盜物質に取、請人無之分者、勿論如定質屋之可爲損。請人を取置候者、贓物質屋へ可相渡。但本主於請出者、本銀を以可遣事。

一、盜物振賣買置、宿本不聞屆不念之族候者、買主可爲損。如定宿本聞屆候分者、贓物買主へ可相渡。但本主買返候儀者、可爲本銀事。

一、贓物之儀、本主盜人を捕出候分者、不殘本主へ可遣。公事場より穿鑿にて捕候者、盜人之贓物者、品により本主へ可相返、家財者可爲闕所事。

一、殺害申付者之妻子、命助置候共、贓物代銀妻子懸間敷事。

一、殺害申付者之せがれ助置分、男子者大形里子に可遣。但品によるべき事。

一、重科之者之妻女共、其品により同前之事。

一、金澤町並近郷において死人有之者、乞食躰之者は公事場より檢使を不及遣。其所之奉行人爲裁許、肝煎・近所之者ども可見置。但見分がたき者勿論、殺害人等者檢使を可遣事。
一、於遠所殺害人有之者、其所之奉行人早速見屆可置。然者公事場より檢使を不及遣。但穿鑿者之品により、追而檢使を遣儀は各別之事。
一、一季奉公人召置之男は十日、女は五日之內籠舍申付候共、賄主人ゟ相懸間敷事。
一、百姓等郡奉行へ申渡致闕所候家財、入札に而拂、代銀奉行差出に公事場より會所迄狀を添可遣。寺社・町方同前之事。
一、公事場より取上候闕所道具、於町會所拂、代銀町同心指出に公事場之者共加奥書、會所押切を以過料奉行へ可渡事。
一、過料銀、人々指出に、公事場より會所迄狀を添可遣事。
一、闕所銀之內五貫目充、公事場土藏奉行請取置、公事場之用所に遣可申事。
右之通無相違樣可裁許者也。

萬治三年七月十三日　　　　公　事　場

七月十七日。前例の如く踊を禁止することを戒告す。

〔改作所舊記〕

おふくわんは往還

覺

一、おどり申儀如例年御停止に候。与下ゟ急度觸可申處に、頃おふくわん道橋通、在々男女相ましはりおどり申旨、御横目衆より被申上に付、御寄合所よりおどり不申樣に可申付旨被仰渡候條、得其意与下ゟ急度可申付候。自然重而おどり申儀知候はゞ、其方共可爲越度候、以上。

七月十七日

武部四郎兵衛

千秋彥兵衛

石川郡十村中

七月廿五日。來月朔日より例年の如く淺野川に於いて馬市場を開くべきことを告ぐ。

〔國事雜抄〕

一筆令啓上候。仍如例年之、來朔日より馬市被仰付候。然共其郡馬寄申樣に、右迄可申談旨、御寄合所より被仰渡候間、如去年之、三歲より六歲迄、十村一手合切に、右朔日より淺野川馬市場迄引出候樣に可被仰渡候、以上。

七月廿五日

佐藤與三右衛門

石野半左衛門

武部四郎兵衛様

千秋彦兵衛様

七月廿九日。在々を徘徊する法義語に惑ふべからざることを告ぐ。

〔改作所舊記〕

一、態申遣候。然ば在々を廻り法義を語、何心もなき百姓共宗門を替り、色々さまたげに罷成者有之由、沙汰之限に候。百姓之内も左樣之者有之旨に付而、御算用場ゟ令相談候處、左樣之徒者有之候者、急度縮可申付旨被仰渡候間、与々在々遂吟味、是以來左樣之者於有之者、早々召連可罷出候。脇々より知申候はゞ、十村共手前急度被仰付候樣に可申上候間、可有其心得候。此頃迄左樣之法義語申者は、其在所ゟ預置、以來左樣之段爲仕候はゞ、一在所共に曲言に被仰付候樣にとの縮之書付爲致可指上候、以上。

七月廿九日

武部四郎兵衛

千秋彦兵衛

石川郡十村中

猶以行衛これなき法義語之者に候はゞ、當座にからめ召取連可罷出候、以上。

七月。富山藩領を加賀藩領の地と交換す。

〔改作方勤仕帳〕

一、富山御領与御知行替は、萬治三年七月相濟。村數二百四十九ヶ村。

御知行は加賀藩の領

御奉行

加州方　菊地十六郎　山本清三郎

富山方　富田左兵衛　奥野清右衛門

右兩方出合、繪圖に取替之事。

〔越中古實記〕

二年は三年なるべし

一、萬治二年加州能美郡二萬石と、下新川一萬六千八百石と御取替。其時富山も諸役銀・地子銀等迄御物成に御圖り込相渡る。

八月廿二日。凶作なるを以て造酒の制限等を令す。

〔御定書〕

覺

一、去々年より去年迄、酒造之儀可爲累年之半分旨相觸といふとも、當年打續雨降洪水に付、耕作損亡之地有之故、今年も猥に米を費べからず、酒造儀江戸・京都・大阪・奈良・堺、並名酒

之所々、其外諸國在々所々、四年以前迄造來員數、其所々給人御代官より入念改之、其半分つくらせ申べし。勿論新規之酒屋一切可令停止之。若於致違背は、給人御代官可爲越度。萬一密におほく造罷あらば訴人に出べし。御穿鑿之上、其品により御褒美之高下有之而急度被下之。且又あだをなさゞる樣に可被仰付之後、酒屋は可被行罪科事。

一、耕作損亡之所々、百姓可窮困之間、不草臥樣に入念仕置可有之事。

一、自先年如被仰出、對土民不可成非儀。若又作毛不損亡之所、申掠年貢令難澁ば可被行曲言事。

一、在々所々雖爲御鷹場、年内よりかゞしを仕、麥をまくべき事。

一、鹿猪おはせ申べし。勿論取來所は、尙以可爲其通事。

右條々急度可被申付者也。

萬治三年八月廿二日

〔政隣記〕

一、今年夏より秋に至大雨、日本一統五穀不熟。依而驛々人足料・驛馬料一割增被下之。

〔改作雜集錄〕

此年米價一石九十目天下飢饉に依てなり。故に諸道の驛馬一足の賃錢一割の增あり。

八月廿九日。藩侯以下諸士の武具に關する規程を定む。

〔萬治己前定書〕

覺

一、惣相印さいの事。

一、御甲なます尾わりおもだか。

一、御羽織鷺みの毛。

一、御馬じるし鷺みの毛の丸事。

一、御腰さし銀のさゝの葉の事。

一、御のぼり赤の絹一はゞ、長一丈二尺。但まねき地白く、梅輪内御紋赤く三つ双之事。

一、御自分御家中共、足輕筒玉目一兩・六匁兩樣之事。

一、御小姓頭羽織黑らしや之事。

一、御小々姓・中小姓、紫母衣出し金に而思ひ〳〵の事。

一、大小姓指物白紺段々しなへ、金に而左右字、並人々紋書付事。

一、御次に相詰候者共、羽織金みのゝ事。但三十計。

一、御旗奉行羽織もえぎの羅しや、腰七八寸猩々皮つぎ可申事。

一、御鐵炮頭指物、ふきぬき、地白く紋赤、おもひ〳〵の事。

一、御弓頭指物、右同斷、紋黑く思ひ〳〵の事。

一、御鑓奉行羽織黃羅しやの事。

一、御鐵炮足輕指物二本しなへ、赤と白と筋違段々之事。

一、御弓之者指物、二本しなへ、しろきとくろきと筋違段々之事。

一、御使番黑母衣、出し金に而思ひ〳〵の事。

一、御馬廻与頭猩々皮羽織之事。

一、御馬廻惣指物、金の小のぼり、長五尺はゞ一尺の事。

一、射手・異風指物、あかねのしなへ、金に而丸五つ双之事。

一、御歩者羽織、唐木綿地紺白き丸ぢらしの事。但小頭者こしさし白き尾花。

一、人持並組外指物、おもひ〳〵の事。

一、御家中のぼり、如御定まねきおもひ〳〵の事。

一、御家中馬上指物、並足輕之指物思ひ〳〵の事。

一、御家中甲、思ひ〳〵の事。

一、鑓二間半、黑ぬり、先一間金の笛卷之事。

肥後様は保科正之

一、御のぼり五百本、内二百本か三百本御もたせ可被成事。

一、御長柄三百筋、但長柄の者三百人は半左衞門・小右衞門裁許、其外は割場裁許之事。

一、足輕千人程、但以來者千五百人程、内二百人計御弓者。

右之通肥後樣へ茂御内談被遊、成程沙汰なしに、御自分御道具之分、そろ〳〵目に立不申樣に可仕旨、御内意に候、以上。

子八月廿九日

八月。大聖寺藩領と加賀藩領とを交換す。

〔改作方勤仕帳〕

一、大聖持御領替は萬治三年八月相濟。

御奉行

加州方　岡嶋甚七・千秋彥兵衞。

大聖持方　武部四郎兵衞・石黑小右衞門・山崎權之丞・林九郎兵衞・山井甚右衞門・阿部權左衞門。

十月十日。本日より前田利常の第三回忌を寶圓寺に執行す。

〔政隣記〕

一、微妙院殿三回忌御法事、十月十日より十二日迄、於寶圓寺御執行。惣御奉行奥村河内・前田平太夫。他國使者飛脚留に大正持ㇾ、村上市郎右衛門・安藤長左衛門・岩田釆女・樋口宇右衛門。

十月十五日。新開の田畑に對する納租率等の規程を定む。

〔三百二條舊記〕

覺

一、萬治四年より新開、其年・翌年作取、三年目・四年目兩年半收納、五年目より者本收納之事。

一、何方に而も野毛山開並野方に木苗を植、林に仕可然所候得ば、勝手次第木苗を植林に仕置可申候。以來まで其もの之林に可被仰付事。

一、最前被仰出候如く、百姓領分に在之竹木、彌百姓勝手次第剪採可申候。但大木は郡奉行指圖次第に可仕事。

萬治三年十月十五日　　御算用場

津田殿

金森殿

十一月三日。金澤の町幅を廣くする豫定なるを以て作事の際注意すべき

を告ぐ。

〔御定書〕

侍屋敷並不依町方、小路之せまき所者、追而見計道廣被仰付儀茂可有之候間、此以後作事なご仕候方、得其意候樣被相觸尤候、已上。

萬治三年十一月三日

十一月廿二日。奉公人の藩外に出づるを禁ずる條目を毎年兩次郡中に令すべきを告ぐ。

〔三百二條舊記〕

一、御國中奉公人他國ゟ不罷出樣に、所々御奉行より急度縮仕候樣、年中兩度宛可申談事。

一、他國に此跡より相越有之候奉公人、一類縁者ゟ掛り呼返申樣、所々奉行へ年中兩度宛可申談事。

右奉公人之義に付、御書出內、此二ヶ條年中兩度宛各々可申談旨に候間、被得其意、御郡中ゟ可被仰付候。御披見之後御名之下に御判形可被成候、以上。

十一月廿二日

加須屋五左衛門

角尾五左衛門

西村六右衛門

加州・能州・越中御郡御奉行中

十二月十一日。諸士の衣服に關する制限を定む。

〔御定書〕

御赦免衣類之覺

大身小身並子供

一、さあや	一、八でう嶋	一、ころさい
一、ちりめん	一、茶宇嶋	一、あるみさい
一、のしめ	一、かべちよろ	一、ゑるさい
一、あや嶋	一、ころたん	一、あるみといん
一、ねり嶋	一、ごゝ	一、とろめん
一、はぶたへ	一、おく嶋	一、らしやいた

一、日本糸織物

一、歩・子小姓右同斷。

一、御昵近之子小姓並法躰人唐物御赦免、出家・町醫者共同斷之事。

一、不依誰々拜領物各別之事。

與力・又家中給人並法躰人・歩行小頭・鷹匠小頭・同子供

一、はぶたへ　一、ねり嶋　一、かたいろ

一、いがらし嶋　一、日本糸織物

一、主人よりとらせ申物は各別之事。但御横目見付候はゞ主人方江可相斷候。

歩行者・鷹匠並算用者

一、きぬ　一、つむぎ　一、あさくさ嶋

一、ひのきぬ　一、ぐんない嶋　一、日本糸織物

一、武具・馬具・座敷かざり唐物苦間敷事。

一、夜着・ふとん有來候唐物は苦間敷候。是以來新敷拵申儀無用之事。

一、弓鐵炮之者、紬・木綿・布之外御停止之事。

一、小者・中間・草履取、布・木綿之外同斷。但小頭分は紬御赦免之事。

家中子小姓

一、さあや　一、はぶたへ　一、きぬ

一、ねり嶋　一、ぐんない嶋　一、ひのきぬ

唐布云々の條も亦百姓に關する者なり

一、おく嶋　一、ちやう嶋　一、あや嶋
一、もん嶋　一、らしや板より下絁相成毛羽織
一、日本糸織物
　又若黨・掃除坊主
一、きぬ　一、ぐんない嶋　一、ひの絹
一、つむぎ
一、町人絹・紬之外御停止、同法躰人同斷之事。
一、百姓紬・木綿之外同斷。
一、唐布・唐木綿御赦免之事。
　　以上
　子十二月十一日

〔御定書〕
衣類之儀最前御觸之通、來正月より彌堅御停止御座候。就夫紛申分、有增致頭書進候。被得其意、此外着不仕様に、御組中急度可被仰觸候。則御横目出申候條、左様に御心得可被成候、恐惶謹言。

十二月十一日

中川八郎右衛門
津田源右衛門
在江戸 玉井市正

十二月廿三日。再び諸士衣服の制限に關して令す。

〔御定書〕

覺

一、御眤近・又家中共知行取子供衣類之儀、其子奉公之品たるべし。親懸之儀親同前之事。
一、弓・鐵炮之小頭、家中若黨並之事。
一、小者頭歩行並之事。
一、掃除坊主頭、家中法躰人並之事。
一、知行望申浪人衣類又家中給人並、給米望申浪人若黨並之事。
一、御料理人・御馬乘並伯樂衣類歩行並之事。
一、御家中大身・小身によらず、召仕候中小姓分、衣類給人並たるべき事。

以上

十二月廿三日

十二月廿五日。大聖寺侯前田利明、養父利治の遺物を徳川家綱に上つる。

〔徳川實紀〕

十二月廿五日松平飛驒守利明は、亡父故飛驒守利治遺物行光の刀を献ず。

是歳。犀川の大橋を改架し、明年に至りて成る。

〔參議公年表〕

一、城南犀川の梁を修覆す、奉行前田內藏知辰・松平治部康英也。水災に因て難成、明年四月廿七日に成。又城西堂形の地に調馬圃を設て、自六月始て成十一月。是を堂形馬場と云。

〔政隣記〕

一、今年金澤犀川之橋被懸直、三丁程下に舟橋を渡し、往來旅人を渡す。今年就洪水橋株難居、橋翌年迄不成。翌年四月廿七日成就、五月朔日渡初、普請奉行前田內藏允・松平治部。

寬文元年

正月四日。郡奉行の十村・村肝煎・組合頭に申渡すべき心得書を定む。

〔十村舊記〕

有之の次間敷な脫するなるべし

一、耕作無沙汰仕、納所等わだかまり、不謂公事沙汰を取持、物言たていたし、同名を引そこなひ、村中之費致、又はむざと金澤に罷出無用之買物を仕、おごりたる躰之百姓有之候者、急度可申上。若ヶ樣之徒者を隱置候者、村肝煎・組合頭可爲越度事。

一、御代官給人より人を遣爲致賄、百姓爲費義候者、是又早速可申上。附、似せ横目其外公儀横目之由、かり事申相越候者候者、其品により或とらへ、或御奉行に可相斷。勿論公儀より爲御用被遣者、百姓に賄等懸申義有之候條、何者によらず在々に參爲致賄、置錢不仕、あくれたる躰之者候者、可爲徒者候間、兼々左樣に可相心得事。

一、作食米之儀、毎年秋初より十村共縮いたし、收納以前可取立。惣て作食米、百姓爲食物被仰付事に候間、百姓中も忝存、無滯藏入可仕事。

一、諸百姓作食致貸置候所、耕作に手づかへ、時分過作仕付候村有之候者、村肝煎・組合頭、其組之十村可爲越度事。

一、作仕付候時分、作毛刈申前、十村切々村廻いたし、諸百姓納所之縮無油斷吟味可仕。附、御扶持人十村、春夏秋三度何れ之組にも手合いたし、萬事勢子入、諸事見聞樣子御郡奉行に可申聞事。

一、其組之十村申付義、村肝煎・組合頭違背仕間敷候。村肝煎・組合頭より小百姓に申付義、

是又違背致間敷候。若十村並村肝煎・組合頭非分申懸候者、小百姓より直に御郡御奉行江可申斷事。

一、十村非分有之旨、御扶持人十村迄斷有之義を隱置、後日に相聞候者、御扶持人可爲越度事。

一、徒成百姓、申立にも成間敷を、公儀を掠申百姓手前は、其組之十村・御扶持人吟味仕、御郡奉行江可申斷候。律義成百姓公儀をおそれ、可申上義をも不申上もの者、十村・御扶持人見聞樣子、御郡奉行江可申聞事。

一、收納方たまり申百姓、後日相聞候者、村肝煎・組合頭・其組之十村可爲越度事。

一、御公領御代官並給人、對百姓非分申懸義者不及申、費成義いたさせ候はゞ、御給人方江十村より申斷、不致承引候者御郡奉行江書付を以可相斷。惣而百姓を介抱いたし、費成義無之樣、十村可相心得事。

一、十村村廻りいたし候時分、每年春秋兩度、右之通村肝煎・組合頭に可申聞事。

右御頭書之通被得其意、御郡中十村並肝煎・組合頭江、春秋兩度急度可被申渡候、以上。

萬治四年正月四日　　　御算用場

武部四郎兵衞殿

千　秋　彦兵衛殿

正月四日。地黃煎及び刻煙草の營業を禁じその稅を除く。

〔改作所舊記〕

地黃煎・たばこ刻御停止に被仰付候間、御郡中可被申觸候。勿論小物成、裁許十村中ゟ、右兩頭之役銀取立爲指除候樣に可被申渡候、以上。

正月四日　　　　御算用場

武部四郞兵衛殿

千　秋　彦兵衛殿

〔金澤古蹟志〕

地黃煎之事故

龜尾記に云、地黃煎町の邊はむかしは六斗林とて、茂れる森なる不毛の地なるを、悉く伐開き田畑となし、或は村家を建て、其初め此地にて地黃の製藥をなさしむ。依て古地黃煎町と呼び、今に至り地黃煎町の名ありといへり。平次按に、右龜尾記に載たる傳說は實事なるべし。地黃は和名抄草類に、本草云地黃一名地髓と見ゆ、延喜典藥寮式に、加賀國地黃四斤十一兩、薯蕷一斗云々、附貢調使送寮、など見ゆれば、上代より當國は地黃を國產の一品と

なし、典藥寮へ貢ぎたる事知られたり。さて地黃煎といふことは、三代實錄卷四に、內藥正大神の虎主の卒傳中に、嘗て出自禁中、向作地黃煎之處云々と見ゑ、春記に長曆三年十月廿日丁丑、地黃煎使事、以出納資任遣云頭辨許など見ゑたり。地黃煎といへるものは、地黃を煎じ詰たる藥水にて、昔は今夏季に枇杷葉湯を賣あるく如く、郡地の村落までも地黃煎を持出商ひたりけん。地黃煎町の地は、即ち地黃煎を此地にて製造せしゆゑ、地名に呼びそめたるものなりといへり。按に地黃煎といふものを、郡地の諸村落などへ賣あるきたるを停止せられし事、改作所舊記に彼是その達書を載せたり。

正月十日。初て火消役を置く。

〔政隣記〕

一、金澤火事之節火消役与云事、正月十日より出來。

一番　成瀨內藏助・玉井市正・生駒內膳・淺香左京。

二番　葛卷藏人・横山式部・堀與左衞門・中村惣右衞門。

右一ヶ月十五日代り當番非番を定め相勤。

右火消役之事、前田平太夫・成瀨內藏助・葛卷藏人・堀與左衞門・生駒內膳・仙石庄左衞門・寺西若狹・西尾隼人・神尾數馬・中村惣右衞門、此人々萬治三年之頃金澤町廻を兼て相勤。

正月廿五日。諸士の使役する下人給銀の率を定む。

〔萬治已前定書〕

覺

役小者

一、百十匁より九十目迄。但、江戸其外他國詰仕候者、十五匁之增銀、江戸へ當坐歸遣候者五匁、京へ三匁。

鑓持

一、百十匁　上。百目　中。九十目　下。但、江戸其外他國詰仕候者十匁之增銀、江戸へ當坐歸遣候者五匁、京都へ者三匁。

馬捕

一、百目　上。八十五匁　中。七十目　下。但、右同斷。

乘物かき小者

一、九十五匁　上。八十目　中。四十五匁　下。

あらしこ

一、五拾目　上。四十目　中。三十五匁　下。

右相違有間敷候。但相對を以、御定より給銀少分召置儀者、可爲勝手次第候、以上。

萬治四年正月廿五日　　公　事　場

〔金澤古蹟志〕

馬捕之來歷

萬治三年七月家屋敷立引料の定書に、本座御小人、御草履取、御馬捕給銀七十目とあり。右御馬捕といへるは、御仲間とも呼べり。藩公の召馬及び貸馬の御者なり。舊藩中は馬奉行の裁許にて、御厩の御仲間と稱し、上等の小者なり。諸士の馬捕をも仲間とも別當とも呼べり。按に諸士の召仕へる下僕の次第にても、馬捕は鎗持の引次にて、上等の小者也。藩公の下僕も、三十人組小者の指次は御馬捕仲間小者也。馬捕は馬を取扱ふゆゑの名稱にて、仲間の名はむかしは中間と書たりけん。白山莊嚴講中錄貞治二年の條に、佛眼坊の中間又次郎男と見ゑ、汲古北徵錄に載せたる暦應三年十一月得江九郎頼員申軍忠狀に中間源四郎、同二年十二月の軍忠狀に中間左近次郎信忠とあり。此の外記錄共に中間の名彼是見ゑたり。此は小人の上等にて、若黨と小者との間なる者ゆゑに、中間とは呼びそめたるにや。また之を舍人といへり。和訓栞に史秦紀の註に、舍人立厩内小吏官名といふによれる成べし。大嘗會記にも犢の舍人といひ、東鑑にも御厩の舍人と見ゑたりとあり。徒然草に栂尾の上人道を過給ひける

に、河にて馬あらふをのこあし〳〵といひければ、上人立とまりて尋ね給ひければ、府生殿の御馬に候と答へけりとあるも、馬捕の舍人也と彼註書にいへり。また或は世人馬捕をば別當と呼べり。此はいにしへ御牧の別當とて、牧監の稱號より移りたる俗名也。牧監は御牧の官人にて、延喜馬寮式に、信濃・甲斐・上野の三國は任牧監、武藏國は任別當と見ゆ、政事要略卷廿三に載せたる武藏國司への官符に、立野牧云々、即蔭孫藤原道行宛其別當などゝありて、彼齋藤別當實盛も越前國の生れなりしかど、近年御領に付けられて武藏國長井に居住し、御牧の別當と成りしゆゑに、齋藤別當と世に稱すといへり。されば後世厩係りの御者をば別當と呼べるものは、甚過當の僭號なりといへり。

二月廿二日。肥料に供する鰯を領外に賣出すを禁ず。

〔廳事通載〕

諸浦に而捕候而、こえに致候砂鰯、御分國之外他領他國へ遣候儀御停止に候間、裁許分急度可被申渡候、以上。

寛文元年二月廿二日　　御算用場

武部四郎兵衛殿

千秋彥兵衛殿

〔河合録〕

屎物他國出御制禁等之事。附り、御領國中積廻之節之取捌方。

一、屎物者耕作第一之品に而、自然不足仕候而は、自ら作當りに成申候故、改作方におゐて厚世話可致事也。去るに仍而、御領國中出來之干鰯等、他國出者前々御制禁之事に被成居候。其根元等末々少々略記す。

諸浦に而捕候而、こえに致し候砂鰯、御分國之外他國ゟ遣候義御停止に候間、裁許分急度可被申渡候、以上。

寛文元年二月廿一日　　御算用場

武部四郎兵衛殿

千秋彥兵衛殿

一、右申渡を根元として、前々他國出不被成譯に成來り候內、寛政九年詮義之上、御領國に而格別餘計干鰯出來、他國津出承届候時者、三歩半口錢可取立旨等、御算用場より談有之義も有之候へども、其後享和二年重而左之通申談有之。

御領國に而出來ほしか餘計有之候へば、他國津出仍願承届、且津出承届候に付而者、三歩半口錢取立候義等、去る巳年一統申觸置候得共、元來都而屎物之義者、一圓他國出不相成

前文には廿二日とあり

趣御定も有之義、中古詮義之趣有之、承屆候振合も有之付、前段之通申談置候へ共、猶更遂詮義候所、中古等申談置候趣者不相當事に候條、往古御定之通彌有相違間敷義に候。仍之向後ほしかに不限、都而岺物他國津出一圓雖相成候條、被得其意、末々心得違不仕樣に急度可被申渡候。且又御領國廻之分は、是迄之通各より改作奉行へ相談有之、各於手前被承屆、縮方可被申付候、以上。

戊五月　　　　　　御算用場

右之通御郡奉行等へ一統申渡候に付爲承知申達候。以上。

五月四日　　　　　　御算用場

改作御奉行中

一、右之通りに而、他國出は願出候へども不承屆譯に相成來り候所、天保十四年諸浦ども過分に干鰯出來、不承屆ては獵師共難澁至極いたし候に付、見計を以聞屆有之候ても可然旨、場へも內談を遂置、諸浦より願之分、時々役所に而指留置、程能承屆候義も有之。翌弘化元年及場達、以後一圓他國出不相成趣、場より觸出有之。

一、弘化四年春鰯大獵に而、干鰯過分に諸浦出來に付、他國出願出候へども不承屆內、追々之大獵に付遂詮義候所、礪波郡に而者何れ植付濟迄聞屆相見合申樣申聞、彼是見合申內植付

も相濟候に付、他國出承屆候事。礪波郡よりも最早聞屆有之候而も不指支旨申聞る。

一、他國出願は、改作奉行聞屆候上、御郡奉行へ其聞屆物を以願出、御郡所より場違有之候而聞屆になる也。

一、干鰯御領國中積廻しは、干鰯買人等より願書付指出、何方へ積上賣申度とか、何方誰ゟ賣候に付積廻し度と歟願出候に付、改作所に而裏書に而、願之趣承屆候條、此書付を以津出入御郡所ゟ可相願旨調渡す。扣改作所へ取置、右裏書物を以御郡所へ願出候得ば、津出入御郡所に而承屆る也。

三月二日。百姓に金銀米穀を貸して利を收むるを禁ず。

〔改作所舊記〕

先年御郡中開作に被仰付候以後、百姓に金銀米錢等かし申儀堅御停止之所に、百姓に貸物、並月を延利足をくはへ賣物に仕なし、又者品を替貸置取立候者有之由に候。急度可被遂穿鑿候得共、此度之儀は御赦免被成候間、取立候分不殘百姓共ゟ可相返。若返し不申者有之候者、子孫へいたり相聞候共、曲言に可被仰付候。

一、給人米預り候藏宿、去暮惡米に入替候由沙汰有之候條、所々藏宿手前可被相改事。

右之通被得其意、御郡奉行中ゟ可被申觸候、以上。

三月二日

前田七郎兵衛
笹田助左衛門
奥村因幡
奥村河内
前田對馬
京都 伊藤内膳

岡嶋甚七殿
津田宇右衛門殿

岡島甚七等は算用場奉行

三月六日。農村の荒地・野方及び下畠に桑苗を植うべきを諭す。

〔改作所舊記〕

在々荒地・野方並下畠に桑苗つけ、百姓勝手可然候條、十村共見屆爲植候樣に可被申渡候。則檢地奉行・御扶持人・十村指添遣、歩〆いたさせ置、向後其所檢地有之候共、田成に申付間敷候間、得其意、御郡中ゟ可被申觸候。

三月六日　御算用場

武部四郎兵衛殿

千秋彦兵衞殿

三月十日。百姓地を侍及び町人に貸與するを許す。

〔廳事通載〕

最前申觸候通、百姓地侍並町人に下し申儀、彌百姓勝手次第に可被申付候。向後構無之候、以上。

三月十日　　算用場

武部四郎兵衞殿

千秋彦兵衞殿

〔東西手引〕

寛文元年武家・町家へ相對おろし地勝手次第と申御觸あり。其後同六年相對おろし御停止之旨御觸あり。

三月十三日。加賀石川郡倉月用水下の村民等、上流油車の移轉を命ぜられんとするに對して陳情す。

〔温故集錄〕

御常水水下百姓願書付寫

乍恐倉着用水下十三ヶ村之村々百姓共御斷申上候。

一、私共村々草高〆八千石餘御座候處に、耕作時分用水たてに罷出候刻、十三ヶ村の村々より人足三百人程罷出、其外俵など大分に持參仕、川せぎ仕候御事。

一、右用水通候內、牛右衞門殿上地步數百二十二步之處、金澤町人油屋三人油車をたて商賣仕候處に、右用水入用人足、私共無構、右油車衆方より無滯水下し可申旨、是跡私共方へ斷に付、七ヶ年以前より右油ぐるま衆をたのみ、私共方よりは用水に少も構不申候へども、去年迄用水少も滯申義無御座候御事。

一、右牛右衞門殿上地油車所、今度取立申樣にと被仰付由に御座候。油車立申候へ者、右申上る通十三ヶ村之村々より用水たて申刻は、取わけ野作之時分に御座候へども、人足共召連罷出普請仕候。其上切々水など出申候へ者、其度々に罷出用水口を仕なをし申に付、大分之人足・俵など入申候間、御じひを以右牛右衞門殿屋敷油ぐるま、立不申候樣に被仰付可被下候。左樣に御座候へば、私共過分之たそくに罷成申候間、御相談を以右油ぐるま居成に罷在申樣に被仰付被下候者、忝可奉存候、以上。

萬治四年三月十三日

西念新保村　四右衛門　印
南新保村　九郎右衛門　印
同　九郎兵衛　印
北廣岡村　五郎兵衛　印
下安江村　六郎右衛門　印
上安江村　甚右衛門　印
直江村　三郎右衛門　印
近岡村　彌市郎　印
戸水極田村　太郎兵衛　印
大友村　與兵衛　印
割出村　次兵衛　印
長田村　助右衛門　印
二口村　市郎右衛門　印

武部四郎兵衛様
千秋彥兵衛様

右水下百姓ども申上候通相違無御座候に付奥書仕上申候、以上。

田井村五兵衛判

淵上村三郎兵衛判

〔温故集錄〕

倉月用水御常水之由來書

一、倉月用水之御義、古來者御城火除堀与申候而、岩谷牛右衛門殿上地百二十二歩之水溜堀に而御座候。然處私先祖與助与申者、正保年中に奉願上候者、右火除御堀拜領被爲仰付候はゞ、右御場之代りに川堀仕、御常水相通し申候而、右川筋御堀之跡に油車相建候而、油商賣仕度旨與助儀奉願上候處、段々御詮議之上、右御常水全く相通じ申儀御請可上旨被仰渡候に付、乍恐御普請會所ゟ、右御常水無滯相通じ可申旨御請上之申。則右水溜御堀之代りに川堀替仕、御常水于今無滯相通し、油車相建油商賣仕候。依而右水下御高八千石餘之處、御常水を用水に用ひ申候。然所其後七八ヶ年過て、又候私車川下ゟ、兩人油車相建申度由に而、油車相建申候。依而御常水川筋に者、上下車三兩与申義御定之趣、御普請會所より被仰渡与申事、前々より申傳に御座候。然る所萬治四年小松御引越之御家中武士方居屋敷へ、私居屋敷共に被仰渡御座候處、右御常水水下百姓中より、油車居成之願書付指上申に付、段々於御普

請會所古來之御詮議御座候處、用水よりは、右御常水之義乍恐於御上者格別之譯茂可有御座候に付、右水下願之通、私油車居屋敷共に居成に被爲仰付候。其上右水下より指上申候願書付、私先祖ゟ拜領被仰付置候。右書付拜領之砌被仰渡候者、以來何等之義に付彼是与申義出來候節者、右拜領水下願書付を指上申候而奉願候へ者、御普請御會所之古來之御帳面御しらべ有之上者、右常水堀格別之譯合も相知可申旨被爲仰渡候与申傳に御座候。依而右拜領之書付、于今相傳私所持仕罷在申候。右川筋由來荒増申傳へ如此御座候、以上。

年號月日　　　　　　牛右衞門橋町　油屋　源兵衞

〔温故集錄〕

右牛右衞門橋町油屋源兵衞書付は、草案なるか年號月日とありて、其年曆未詳なり。按に元祿三年火災記に牛右衞門橋町、同九年地子肝煎裁許附及び同十一年の書付にも牛右衞門橋町と記載したれば、彼言上書も元祿の頃ならんか。元祿以後は橋名は牛右衞門橋と稱すれど、町名は油車と呼べり。或云昔は金澤市中に水車を以て燈油を製する三ヶ所にあり。此なる油車と淺野川小橋の水車及び犀川下元車と三ヶ所なるを、文政二年より郡方松任等にて製造する事に成りたるに依て、三ヶ所共に止みたりと云。彼油屋源兵衞傳書に云、元祖は多田五郎政晴と稱し、攝州多田氏の後裔也。後加賀國能美郡河合村に住し、河合藤左衞門宣久と改稱

し、享祿四年朝倉宗滴加賀國へ發向の頃戰死す。其子孫町人と成、坪野屋源兵衞と名乘、松任へ出で始て種油を製造す。其子孫與助金澤へ出で木倉町に居住し、種油を商賣す。然所正保年中岩谷牛右衞門の揚地を申請、倉月用水を取入れ、初て水車を建て種油を製造す。是金澤にて種油を製造する起原なり。夫より代々臼元を勤め、御城內諸役所の用事を承ると雖、寶暦九年の火災後此の地を退去し竪町へ移轉すと。今も子孫連綿して多田源兵衞と稱せり。

按するに多田の元祖源兵衞、石川郡松任に居住し、彼地に於て水車を以て種油を製せし故に、金澤へ出で、初て水車を建て油を製したるなるべし。松任の水車は早く寬永に起れり。三宅邦か橘園文集に載たる三宅完典行狀に云、高祖祢専府君。寬永十五年新卜宅地。子孫賴之。前是邑未有水碓。君巧思始造水車。設機碓。邑人賴其利。乃推稱以車爲稱號。と。されば松任の水車は、三宅が祖先の創立する處にて、故に屋號を車屋と呼べり。金澤の油車なる水碓も、彼を模擬したるものなる事知るべし。又犀川の上、覺源寺前の㞍地なる川除の水戸口を油瀨木と呼べり。此用水をば玄蕃川と云。或云此用水は、油屋源兵衞の先祖初て油屋を建たる頃、倉月用水のみにては水不足し、水勢弱く水車難立に付て、許可の上、初て此用水を更に取て、水勢を補へり。故に油瀨木と呼べり。玄蕃川と稱するも、源兵衞川の呼誤りなりとぞ。右等の傳說にても、油屋源兵衞は油車の創立人なる事著明なり。

因みに云、三壺記に、元和二年の頃瀧與右衛門と云者、石川・河北兩郡の裁許仰付られ、野田道右手の野原に油木數十本植えさせられ、三つ屋の在所に土藏を立、木の實を取入、御城中の灯油に用之と見え、又今金澤卯辰山の下なる山上町の裏をば、惣名を油木山と呼べり。同所光覺寺貞享二年の由來書に、寛永十三年山上町油木山の下にて寺地拜領、油木山谷際千歩餘請込など載たり。此油木山と云名も、昔油木を卯辰山の尾崎に植付命ぜられ、依て其地を油木山と稱すと云へり。元和年中に油木を所々に植しめられ、城中の燈油に用之とあれば、其頃は菜種油はなくして、木の實油をのみ用ひしに依て、諸方に油木を植付られたるならんか。

三月十八日。烏の巢を破毀すべきことを命ず。

〔改作所舊記〕

からすのすおろし候樣に、村々ゟ可申渡候。玉子に成候而おろし尤に候。越中分者、御鳥見之者猶以無油斷見廻、おろし候樣に可被申付候、以上。

三月十八日　　　　御算用場

武部四郎兵衛殿

千秋彥兵衛殿

三月廿八日。人持組の士に火災の豫防を嚴にすべきを令す。

〔御定書〕

今之時分火之用心肝要候條、面々氣遣無油斷、町之內木戶又は屋敷之內高番所など仕、如何樣にも近所相談用心仕候樣に、御小姓・御馬廻其外組々ゟ相觸候條、人持中へも、下屋敷など堅被申付候樣に可被仰觸候、恐惶謹言。

三月廿八日

前田七郎兵衞
笹田助左衞門
奧村因幡
奧村河內
前田對馬
在京 伊藤內膳

三月廿九日。行路病死人又は溺死人を試斬するを禁ず。

〔御定書〕

途中に行たふれ果候者、又は川に流死候者有之刻、猥にためし物に仕候儀堅御停止に候間、其御心得被成、御組中へ茂可被仰觸候、以上。

この改元は四月廿五日にありたるなり

四月十四日。河北潟に放養したる鴻の保護を命ず。

〔改作所舊記〕

大鳥潟ゟ御はなし置候間、潟廻り之者共折々見廻、海へ出申を見申候者、潟へ上込候様に可被申渡候。若大鳥見ゟ不申候か、又者死居申候者、案内候様に可被申付置旨、御寄合所より申來候之間、可被得其意候、以上。

四月十四日　御算用場

武部四郎兵衛殿

千秋彦兵衛殿

五月十二日。在江戸の老臣より改元の事ありたるを報ず。

〔御定書〕

當節句諸大名衆御登城被成候刻、御老中御出、寛文と年號改元仕候由被仰渡候條、右之通御國ゟ可申遣旨御意候。可有其御心得候、恐々謹言。

五月十二日　横山左衛門

今枝民部

本多安房殿
長九郎左衞門殿
前田對馬殿
奥村因幡殿
小幡宮內殿
前田三左衞門殿

五月十五日。山本淸三郎等四人に改作奉行を命じその執務に關する心得書を與ふ。

〔三百二條舊記〕

郡中御收納方免相指引等、四人に御任置候間、度々不及伺、見積次第算用場談合を以可相極。若仕そこなひ有之候者、其段御捨免可被成候條、少もあやぶみ不申、諸事存寄之通り急度可致裁許候事。

一、耕作情を出し候十村共並小百姓には、褒美をとらせ、徒者者籠舍或追出・人替、無遠慮可申付。但殺害人は可相立御耳事。

一、諸給人より不依何事に、百姓に直に申付間敷候。又百姓より給人に相斷間敷候事。

一、御收納方之義者、一切郡奉行にかまはせ申間敷候。郡しまり並公事出入者、必跡々郡奉行取次、於算用場相談可致指圖事。

右所被仰出相違有間敷者也。

丑五月十五日

今枝民部

奥村因幡

奥村河內

前田對馬

山本清三郎殿

園田左七殿

松原八郎左衛門殿

河北彌左衛門殿

この日附を九月十五日とするものあり

〔藩國官職通考〕

改作奉行。寬文元年山本淸三郞・松原八郞左衛門・園田左七・河北彌左衛門四人命ぜらる。是當時へ連綿初也。其後佐藤助左衛門、同五年中村助左衛門・毛利又太夫命ぜらる。元祿以來より全十人宛有之と見ゆたり。

〔國初遺文〕

改作樞要錄云、萬治三年は惡作。此年は秋より雨天打續て稻干兼るにより、籾にて百姓手前に預り置、春に成り搨て納申べし。それにて來春の出作手づかへなきよし、十村請合を以て藏納春延あり。此年春出作手づかへもありや、納所遲滯の催促嚴しく申渡、漸々搨て納し處、惡米あるひは米に水を打てはかる抔と、御代官・給人申立やかましく、扨又百姓は御代官・給人の米吟味つよく、此上仕方なく迷惑仕よし訴出で、樣々申分の事舊記あり。是はや上よりせり立のいきほひぬけ、十村・御扶持人の心得おこたり、改作御法いさゝか亂れの端なるべし。是によりて歟寬文元丑年五月、改作奉行山本淸三郎・園田左七・松原八郎左衞門・河北彌左衞門四人ゟ仰付候而、山本は新川御郡奉行にて、最前改作の御用專に勤、園田は最前改作に御發起之頃、專に伊藤內膳に附副、彼御用勤たる樣子、其餘兩人も御代官等最前相勤、何れも御郡方の事功者を御撰みと見え、彼改作御法荒增一通り仰付られし跡をば、增補して樣々取啜ありし樣子なり。其上園田は、御藏の金銀出入方勘定も兼帶、其外三人の內にも此相役ありや知がたし云々。

五月十六日。百姓その家屋を賣却するを禁ず。

〔改作所舊記〕

在々百姓家むざと賣たやし候儀、跡々より御停止に候條、自然下に而相心得、左様之儀有之候者、可爲越度候間、被得其意、御郡中ゟ急度可被申觸候、以上。

五月十六日　　　　御算用場

千秋彦兵衛殿

村　助左衛門殿

五月廿八日。鵜の羽を所有する者に賣上を命ず。

〔改作所舊記〕

御算用場より被仰渡候。鵜之羽御用之旨に候條、所持於仕者、一与切に上げ可申候。魚を食申に羽を落有之候間、此通申付ひろはせ爲上可申候。則代銀可被下候旨候條、村きもいり・与合頭に急度可申付候。

五月廿八日　　　　千秋彦兵衛

村　助左衛門

五月廿九日。米價高直なるを以て困窮の者あらば諸士の養育使役すべきを命ず。

〔聽事通載〕

一、當年米高、下々致迷惑之由に候間、難義に及者於有之は、此跡如飢饉年、不依誰々致養育置、譜代可召仕旨被仰出候條、可被得其意候、恐々謹言。

丑五月廿九日

前田對馬

笹田助左衞門

藤田七郎兵衞

奥村因幡

奥村河內

伊藤內膳

御馬廻組頭中

六月四日。本年米價高直なるを以て、諸士に出銀の增徵を命ず。

〔御定書〕

御家中一統、出銀を以於江戶被下候御扶持、並他國御使に參候入用、去年以來米高直に付大形中勘、當年中五百貫目計入可申積候。知行當り過分之出銀、何茂迷惑可仕被思召、如何樣にも御用捨可被成候間、先二十五匁懸に可申渡候。是に而も二百貫目餘不足に付、此分御納

二十五匁懸とは百石に對し二十五匁の割合なることをいふ

戸銀を以可被下之旨被仰出候間、被得其意可被申觸候。左候者秋十夂、極月十五夂致出銀候樣に尤候。自來年者春秋兩度に可有御取立候、恐々謹言。

六月四日

小幡宮内
奥村河内
奥村因幡
前田對馬
長九郎左衛門
本多安房

横山右近殿

右之通自江戸被仰出候條、當年出銀九月晦日・十二月十日兩度に、御組中御自分共御上げ可被成候。

一、自來年は三月晦日・十月晦日に、每年出銀候樣に御組中ゟ可被仰渡候。則出銀品々目錄別紙書記進之候。不及申候得共、御定之月を越候者、如跡々之利足懸候間、其御心得可被成候。重而は申觸間鋪候條、御披見候者御名之下可有御判形候、恐惶謹言。

丑六月六日

横山右近

本多安房様
前田對馬様
奥村河内様
奥村因幡様
横山左衞門様
長九郎左衞門様　人々御中

六月六日。郡中の神社及び神職に關する調査を命ず。

〔改作所舊記〕

石川・河北兩郡之內村々、氏神立置候宮所何ヶ所有之候哉、神主は如何樣之者に候哉、委細御吟味候而、帳面被記可被指越候、恐々謹言。

六月六日

横山式部
篠原織部

千秋彥兵衞殿
村助左衞門殿

右之通寺社御奉行衆より申來候條、宮之帳面書付、神主記出可申候。神主無候而、まつりの

時分神主或は山伏共雇候者、其趣書上可申候。油斷仕間敷候、以上。

千秋彦兵衛
村助左衞門

七月朔日。前田綱紀登營して就國の辭見す。

〔續漸得雜記〕

一、寛文元年辛丑六月廿九日、阿部豐後守殿上使に而御暇被進。

〔政隣記〕

昨朔日御暇被進候爲御禮御登城之處、御前近御召被成、御歸國候而緩々と御休息、御仕置等可被仰付旨、色々御懇之上意、御手自御熨斗鮑被進旨、御直之上意に而、無比類御仕合候。其上民部儀目見被仰付、御帷子・單・御羽織拜領仕、重疊忝被思召候。追付御入城、御直御様子可被仰聞候得共、先御仕合之事、兩人より申遣、何茂悦候様可仕旨、御前に被召出被仰渡候。誠以千秋萬歳目出度御大慶御同然候。未御發足御日限極不申候。仰出次第早々御案內可申入候。以之外御用多、晝夜曾而御透無御座候、恐惶謹言。

七月二日

今枝民部
長九郎左衞門

前田三左衛門殿
横山左衛門殿
奥村河内殿
小幡宮内殿
本多安房殿
前田對馬殿
奥村因幡殿

七月三日。領外より塩を輸入するを禁ず。

〔廳事通載〕
御分國之外他所より商鹽入申間敷候。勿論御國之者たり共、他所より鹽入申間敷事。

寛文元年七月三日　　寄合所

岡嶋五兵衛殿
津田宇右衛門殿

七月四日。農村にて餅・酒・小間物の振賣及び露店を禁ず。

〔廳事通載〕

在々ニ餅・酒・こまものふり賣、並通筋に小屋をかけ各商賣不致樣に、御郡中へ急度可被申付候、以上。

七月四日　　御算用場

村　助左衛門殿
千秋彥兵衛殿

七月六日。前田綱紀月番の勤務に關して諭示す。

〔袖裏雜記〕

覺

一、用所に而召出候刻、月番之者先へ出、用之義可申聞。又下々ニ申渡義も、月番之者可申出事。
一、月番之者煩指合等有之不參候節は、次之番之者助可申事。
一、書付・書狀等、其外何事によらず、ぬりあひ不申、無遠慮互に助候而、月番之者情を出可相勤者也。

丑七月六日　　印（綱紀）

前田對馬殿

奥村河内殿
奥村因幡殿
今枝民部殿

七月八日。郡中にて放鷹する者の姓名を錄進せしむ。

〔改作所舊記〕

各裁許御郡之内鷹山、當年鷹打に被上候御鷹師、其外誰々に寄らず鷹打に上り候もの、主人並鷹打名字改、委細書付、早々書付指上旨可被申渡候。御急の御用に候條、油斷有間敷候、以上。

七月八日　御算用場

千秋彦兵衞殿
村　助左衞門殿

七月九日。金澤城橋爪門内に於いて諸士の使役し得べき下人の數を定む。

〔御定書〕

三之丸橋爪御門より内ゟ召遣候人數覺

一、若黨二人・挿箱一、草履取一人、雨降候刻は外からかさ持一人、但御用番之者挿箱二、右

十八之面々可召遣事。

一、御子小姓並御用人は、若黨一人・挿箱一・草履取一人、但夜中ちやうちん持、雨降候刻はからかさ持一人可召遣事。

一、右之外誰々によらず、若黨一人・草履取一人可召遣候。自然用所之刻は、挿箱橋爪御番人に相斷可相通事。

一、所々御番人は、如跡々供者可召遣事。

右之通御歸城以後御印を以可被仰出候得共、其内相違無之様に急度可被申觸候、以上。

七月九日

七月十日。諸士邸前の道路修理を命じ又犀川に於ける漁撈を禁止す。

〔御定書〕

御鷹野・御川狩、其外方々ゟ出御可被成候間、面々之屋鋪之前、道惡所直し掃除可仕候。將又才川上下共魚取候事御停止に候間、被得其意、御組中可被仰觸候、恐々謹言。

七月十日

笹田助左衞門

前田七郎兵衞

伊藤内膳

奥村河内
奥村因幡
前田對馬

七月十四日。荷馬を犀川・淺野川の橋爪に繋留するを禁止す。

〔改作所舊記〕

才川・淺野川橋爪に、柴等枝着馬多立居候而、人道不成旨、内々御郡奉行迄町御奉行より依斷、申付候得共承引不仕候由、沙汰之限に候。何に不依馬に着候物、先々へ賣に行、橋爪に居留不申樣、急度可申付候、以上。

七月十四日　　御算用場

十村へ直觸也

七月十九日。前田綱紀初て金澤に入部す。

〔續漸得雜記〕

七月八日御發駕、同十九日御當地ゟ御入城被遊候。同廿五日御禮、人持・御小將頭・定番頭・御步頭・足輕頭・町奉行・御子小將・御小姓・儒者・御醫者・御茶堂。同廿六日御禮、御馬廻・定番・御射手・御異風・与外・御鷹匠頭・御步行小頭、同廿七日御禮、寺社方・與力・町人。

町人御禮之次第

町年寄　三ヶ屋　九郎兵衛　同　紙屋　六右衛門　同　田井屋　市兵衛
同　津幡屋　與三右衛門　同　中屋　彦右衛門　同　香林坊　喜兵衛
同　正阿彌　次郎右衛門　同　紙屋　與兵衛　同　菊屋　彦左衛門
同　高岡屋　太郎右衛門　銀座越前屋　孫兵衛　同　蠟燭屋　彦四郎
同　紙屋　武兵衛　淺野屋　左郎兵衛　同　平野屋　半助
同　越前屋　喜右衛門　同　龜田屋　與助　同　飾屋　右近
同　春田屋　太右衛門　同　菓子屋　吉藏　同　豆腐屋　太右衛門
惣名代南町肝煎　新右衛門
右御禮錢五十疋宛。

〔政隣記〕

一、御入國爲御祝、御家中侍分面々、於加城御振廻被下、步以下者米五斗宛被下之、金澤役町同前。

一、就御入國御家中御目見申上、組頭以上御太刀献上。其餘御禮錢、物頭小々將知行八百石以上は百疋、五百石以上五十疋、二百石以上三十疋、百九十石以下並御扶持方組・御鷹匠小頭・御步小頭二十疋也。當分爲御合力金銀被下者並隱居面々者、御禮錢各別也。且又物頭並御

小姓は長袴着、御馬廻は八百石以上長袴着す。輿力士も御目見申上、知行不依高下に御禮錢二十疋也。

七月十九日。城中奥方に出入する者に關する規程を定む。

〔袖裏雜記〕

覺

一、奥方ゟ出入仕もの、札を以可相通。但七つ過候はゞ一切出入いたさずましき事。

一、じやう口暮六つうち候はゞ、急用等之義は今井指圖次第じやうを可上事。

一、じやう口より奥ゟ、男之分一切通し申間敷候。但、病人有之刻醫者、其外掃除等申付刻者、松本次郎左衞門・長谷川大學指圖を以可通。急用之刻者、今井斷聞屆可相通事。

一、奥方火用心堅可申付候。自然城近き火事有之刻者、兩人指圖次第女共召連可罷出事。

一、今井に用所有之もの、又者病人等之刻醫者於罷通者、兩人內一人にても可相通事。

七月十九日　印(綱紀)

じやう口番人中

〔袖裏雜記〕

一、出入仕もの札を以可相通。其外諸道具等者、奉行人切手を以可出事。

一、七つ過候者、一切女之出入いたす間敷候。何とぞ急用有之刻、外よりは松本次郎左衛門・長谷川大學手形、奥方より出候ものは、奥方番人之斷聞届可相通候。付、ちかき火事等之刻者、兩人指圖次第女共召連可罷出事。

一、暮六つ過候はゞ門をたて、往還留可申候。但、用所有之刻者、共品聞届通し可申事。

丑七月十九日　印(綱紀)

裏門番人中

七月十九日。月番の勤務に關する規程を定む。

〔袖裏雜記〕

覺

一、諸事用所、月番切可致裁許事。

一、朝者四つに致登城、晩者八つに退出。但用所有之時者各別之事。

一、兩人充致供、月番之者は殘可申事。

一、公事場・町奉行・寺社奉行・會所・普請奉行・作事奉行・割場・下行割与頭・物頭用所有之刻者、於城可致相談事。

一、諸事用所之義、最前如申付、前田七郎兵衛・伊藤内膳・笹田助左衛門可相達事。

右之通相違有間敷者也。

丑七月十九日　　　印（綱紀）

前田對馬殿

奥村河内殿

奥村因幡殿

今枝民部殿

八月八日。米穀を賣り又衣類等を購ひたる百姓あるときはその姓名を記帳せしむ。

〔改作所舊記〕

如去年、在々當米引賣に出候はゞ、十村指紙を以買取、帳面記置候樣可被申觸候。

一、百姓衣類並酒肴・菓子、其外何によらず、ゑよう成る道具買候者、賣主に而かひ申百姓之村名を、委細帳面に記置候樣、是又可被申渡候、以上。

八月八日　　　御算用場

千秋彥兵衞殿

村　助左衞門殿

八月十七日。老臣の掌る政務に關して諭告す。

〔袖裏雜記〕

覺

一、加增之事。

一、新知之事。

一、跡目之事。

一、知行にて召抱候奉公人之事。

一、家中緣邊之事。但三千石以上並与頭・物頭近習召仕之者緣邊、下に而不申合、自然望有之者、月番之者內證承屆可申聞事。

一、与外・歩並・かろき者共緣邊、不及申聞承屆可申付事。

一、侍分訴訟之事。

一、永暇をもらひ候者之事。

一、折檻申付置候もの召返し候事。

一、侍分殺害申付事。

一、与頭・物頭並諸奉行申付事。

一、人持・小姓・馬廻其外与入之事。

一、渡屋敷事。

一、公事理非落着申渡刻、式日一人充可參出事。

一、一夜泊にても國之內逗留仕暇之事。

一、茶湯道具・かな物之事。

一、武具藏・鷹・馬、對馬・因幡可致裁許事。

右之外不依何事、前田七郎兵衞・伊藤內膳・笹田助左衞門相談仕義、無遠慮指圖可仕者也。

丑八月十七日　(綱紀)印

前田對馬殿

奥村河內殿

奥村因幡殿

今枝民部殿

八月廿一日。前田綱紀、奥村榮淸を江戶に遣して入國を閣老に謝せしむ。

〔政隣記〕

一筆致啓上候。其地彌御安靜、公方樣益御機嫌能被成御座旨、目出度奉存候。然者拙子儀、

今度始而御暇被下、其上種々致拜領、難有仕合奉存候。道中無異に至國本參着申候間、右爲御禮以奥村河内申上候。其元可然樣賴入存候、恐惶謹言。

八月廿一日　　　　松平加賀守

酒井讃岐守樣
松平伊豆守樣
阿部豐後守樣
稻葉美濃守樣

八月。金澤に建築せる德川家光の靈堂成り、前田綱紀初めて之に詣づ。

〔政隣記〕

一、大猷院殿御靈堂、別當屋敷之側に去年五月より新に被營之。今年八月成就。公始而御束帶に而御參詣。供奉之面々狩衣、其以下皆式正之躰、其以下白丁を着す。右御靈堂之執行金澤宮腰口出雲寺、同所かぎ取は最勝寺塔頭玄覺執行、安住寺・最勝寺等加る。其外才川藥王寺・卯辰願聖寺・宮腰道入寺、是を御佛殿之加僧と云。掃除坊主は宗壽坊・眞敎坊、各天台宗坊主に而妻帶也。

八月。新たに前田綱紀に仕へたる深美縫殿助金澤に下り町人北村屋の家

に寓す。

〔金澤古蹟志〕

北村彦右衛門傳

家の傳記に云。始祖北村彦右衛門が父は彦次右衛門と稱し加賀・越中の境七黑谷北村と云所に居住せし處、父死後慶長の初頃金澤へ出、町人と成下堤町に邸宅をトし、爰に居住す。利家卿の御用を承り、御目見仰付られ、每度御前へ召させられ御懇命を蒙り、町家の義萬端任せらるゝに付、萬事掛引致すべきとの御懇命にて、初て金澤町年寄役のやうに相成ける。利家卿大坂御在府の頃、御機嫌伺として町家の者二百人許罷越候事在之。其節彦右衛門裁許致し罷登りける處、馬上御免にて乘馬にて罷越たり。其節德川家康公御覽被成、利家卿へ御尋有之處、此者は金澤にて町之年寄役を勤め、町家の事は此者へ申付置處、能く智辨仕る由被仰たり。家康公御聞被成、尤に思召たりけん、江戶表にも町年寄と申者をば申付度、此者御所望可被成との御約束にて、其後江戶へ召されける故に、金澤の家財は舍弟次郞兵衛へ讓り渡し、彦右衛門は江戶へ罷越、今に至り北村屋彦右衛門と名乘、代々町年寄役勤たり。さて金澤北村屋は三代彦左衛門の時まで北村屋と名乘ける處、寬文元年深美縫殿助をば綱紀卿召抱られ、六月一日江戶表に於て家祿頂戴致され、八月金澤へ下向、當分北村屋彦左衛門家に寓居

せらる。此時北村屋の北の字は敗北の義にて不宜、喜多の二字に改可然と、縫殿助被申に付、喜多村と書改と云々。

閏八月五日。加賀能美郡安宅にて魚問屋以外の者魚類を買ふを禁ず。

〔加賀古文書〕

御請之事

一、安宅浦へ是以來魚屋並振賣之者、其外誰々によらず魚商賣に罷越、何魚にても買申間敷候。其上餘浦より買參申肴、當地に而賣可申分は問屋着に可仕之旨被仰渡。其故當六日より御横目御出し可被爲成之旨、承屆畏奉存候。若右之通相背申候者、如何様共曲言に可被仰付候。爲其十八人与切に、裏屋・借屋まで御請仕上申候、以上。

寛文元年壬八月五日

町御奉行様

一、是跡は安宅浦へあみの魚買に罷越、小松へ入不申、直々に方々へちらし申に付、問屋迷惑仕義被聞召上、安宅浦魚買に參候義、直買御留被成候。然者向後は魚問屋札を持、安宅より買上、小松問屋前へ出し賣買可仕候。札無之者安宅浦へ參申間敷旨畏奉存候。問屋前より買請候者、何方成共出し賣買可仕旨、被仰渡畏奉存候。若相背申者御座候与訴人御座候か、

御横目も被仰付申旨御座候條、ちらし申者被聞召上候者、曲言可被仰付候。其時少も御うらみ御座有間敷候。爲其後日之連判證文上申所如件。

寛文元年壬八月十四日

閏八月十七日。町醫師の屋敷與奪に關する規程を定む。

〔國事雜鈔〕

一、百七十歩　　町醫者並

右萬治二年十一月廿五日御定書之內也。町醫者之內御屋敷被下、致死去候者屋敷爲上可被申候。其せがれ、親不劣療治能仕候はゞ、其通申上、重而其屋敷可被下候。若其せがれ不心懸に而、療治碇不仕候はゞ、勿論御屋敷被下間敷候條、可被得其意候。町奉行相談を以切々改可被申候、恐惶謹言。

閏八月十七日

今枝民部

奥村因幡

奥村河內

前田對馬

津田次郎左衛門殿

近藤新左衞門殿
久津見忠兵衞殿

閏八月十八日。今明日能を演じ諸士をして之を觀覽せしむ。次いで前田綱紀老臣の邸に臨む。

〔政隣記〕

一、御入國御祝儀之御能被仰付、大夫は今春權兵衞、其外役者附等略之。閏八月十八日人持・物頭、十九日御小姓・御馬廻・定番・射手・異風等見物、但七月廿八日淡路守様御振廻、御拍子被仰付、八月四日にも御拍子有之。

一、御入國爲御祝儀、銀子千枚御小姓組・御馬廻組・定番並小松・魚津・新庄射手・異風・組外之内扶持方之者十四人に、八月十八日に被下之、千石以下白銀一枚宛、百石以下加州御藏米五斗代。

一、御入國爲御祝儀、飛驒守様金澤ゟ御來駕。

九月朔日　本多安房・長九郎左衞門。
同　四日　横山左衞門。
同　八日　前田對馬。

拍子は囃子なり

本文前田綱紀入部のことに關するを以てこゝに附載す

同　十日　奥村河內・奥村因幡・小幡宮內・今枝民部。

右面々宅ゟ綱利公を奉成。其節息共並家臣御目見被仰付、御道具及時服等被下之。

〔松雲公夜話〕

一、相公樣初而御入國之時分、兼而御願に付而、信州上田ゟ御立寄被遊候。越前守殿御隱居道休は、外曲輪之門迄御迎に御出、本膳並引物等御持參、ことの外御馳走に御座候。御供中は上田の町に罷在、何茂支度仕、相濟申迄緩々御休被成御立被遊候由、享保八年壬卯三月晦日御意也。

九月十五日。他國に出づる少祿の者及び飛脚の扶持方・路銀・馬銀支給の法等を定む。

〔御定書〕

知行五十石より下並切米取、他國御供替番爲詰人罷越者、馬銀被下覺。

一、一人に一疋　步小々將・御料理人・算用者・坊主頭。

一、二人に一疋　御鷹匠・御步行・御菓子屋・壁塗・穴生・塗師・檜物師・切米取大工。

一、六人に一疋　裁領之者・御鐵炮者・御弓者・板前之者・掃除坊主・餌指・御扶持方取之大工。

一、八人に一疋　本座御小人・御草履取。
一、十一人に一疋　御臺所小者・御長柄小者。
一、他國替番爲詰人相越者、罷歸もの共に、御荷物裁許不仕候而も馬銀可被下事。
一、掃除坊主御國之者江戸に詰候時者、御臺所に而御賄被下、小遣銀一日に二分五厘、宿賃一分充、外八講布一卷、木綿着物一つ可被下。但跡扶持は被下間敷候。御國へ罷歸候はゞ御臺所に而御賄可被下事。
一、同江戸引越之ものは、江戸御扶持方一日に一升五合充、御國ゟ御供仕罷越刻、御臺所に而御賄被下、江戸跡扶持一日に一升充可被下事。
一、江戸より金澤並京都ゟ常之飛脚、三月より八月迄は十日、九月より明る二月迄者十二日、路銀一日に一匁二分充之事。
一、同中飛脚、三月より八月迄は七日、九月より明る二月迄は九日、路銀十里に付一匁六分充之事。
一、同早飛脚、三月より八月迄は五日、九月より明る二月迄は六日二時、路銀十里に付二匁五分充。但御荷物持參之時者、中飛脚に而早飛脚に成候。
一、金澤より京ゟ常之飛脚、三月より八月迄は五日、九月より明る二月迄は六日、路銀一日

他の文書によれば、金澤より京へ中飛脚三月より八月迄は三日三時八月より明二月迄四日三時路銀十里に付一匁六分充之事とあり。

に一匁二分充之事。

一、同早飛脚、三月より八月迄は二日三時、九月より明る二月迄は三日、路銀十里に付二匁五分充之事。

一、金澤より越中境ゟ早飛脚、三月より八月迄は一日三時、九月より明る二月迄者一日五時、路銀十里に付二匁充之事。

一、早飛脚若遅參候はゞ、其品により路銀之內おさへ、御定之日數よりはやく參着候はゞ御褒美可被下事。

一、常之飛脚・中飛脚御定之日限よりはやく參着仕候而も、御定之日數程路銀可被下。若遅參候はゞ路銀之內おさへ可申候。但不叶斷有之ば各別之事。

一、殺害被仰付候もの受取候御給米・御給銀不殘可被下候。被放御扶持候者御給米春被下分、八月迄は日算用を以取返し、九月より末は皆可被下事。

一、其身より御暇申上ものは、御給米・御給銀日算用を以可爲致返上事。

一、病死仕候もの、並此方より暇を遣候もの御扶持方者、其日より取上、御給米受取候分は皆可被下。但御扶持方迄被下ものは、切米同前之事。

一、籠舍人者、其日より御扶持方御給米をおさへ、籠賄は公義より可被仰付候。被成御赦免

如跡々於被召仕者、籠舎仕内之飯米引、殘分可被下事。
一、御下行取御知行拜領仕候はゞ、御切米・御扶持方其年之物成を以可返上、至翌年御藏返に而被下候はゞ、其内を以可返上事。
一、秋田・酒田・津輕・野代・十三・沼垂・延澤・西國・松前・越前へ御調物御用に被遣もの、於彼地裁許能仕候はゞ、寄合所より被下銀、指圖次第可相渡事。
右御定之通、無相違樣可有裁許者也。
一、江戸詰人並御使人、御暇被下候以後、自分逗留仕分者、御扶持方相渡間敷候。御暇被下候翌日より、道中之日限に可窮事。
一、料知に御扶持方代並路銀・馬銀可被下候。但料知に出銀被下間敷事。
一、御國堺より一里にても他國路へ參、一宿仕候はゞ他國並路銀可被下候。一宿不仕候はゞ御國並之駄賃・宿賃可相渡事。
一、他國御使に罷越時、一日之内舟路・陸路有之所、其者之指出次第相極、路銀・御扶持方代者上之方へ付、運賃は證文次第、駄賃者道程に應割符可仕事。
一、侍分他國御定之日限無之所々ゟ罷越刻、江戸・京御定之日限道程見合、半日より內は引捨、半日より上者一日に可立事。

一、江戸ゟ中仙道罷越者路銀・駄賃銀、大正持より關ヶ原迄は京都ゟ之圖、關ヶ原より信州追分迄者東海道之圖、追分より下通之圖を以可窮之事。

寛文元年九月十五日

九月十八日。前田綱紀小松城に至り二十日金澤に歸る。

〔政隣記〕

一、九月十八日小松城ゟ被爲入、同廿日に御歸城。

十月八日。藩侯不在の間に於ける城中の規程を定む。

〔御定書〕

留守中城中之定

一、城中所々番人無慢怠可相勤。自然替時分、相番人遲參候者、人持番ゟ斷得差圖可罷歸。

附、泊番之者七時に替可申候。夜に入番所受取渡仕間敷事。

一、夜四つに所々番人臥入可申候。宿より菓子・酒など取寄給候義停止之事。

一、用所有之登城仕面々、並番人供之人數、在城定之通可相守事。

一、火事之節召連候供之人數、別紙定之通相違有間敷事。

一、自然於城中喧嘩等仕出刻、番切に可致裁許。但、樣子により隣之番人者可出合、組頭罷

出落着可申付事。

一、破損修理等申付刻、職人並普請之者、其奉行人召連、番所ニ斷可爲致出入事。

一、主人不召連下々、番所ニ主人之名を申斷可相通。惣而城中出入候もの、番人可隨改、違背之輩可爲曲言事。

一、門之あけたて、朝夕六時たるべき事。

一、城中より注進之義、其番所より小幡宮内方ニ早速可申遣事。

右條々相違有間鋪者也。

寛文元年十月八日　　(綱紀)印

十月八日。前田綱紀金澤を發し、二十五日江戸に着す。

〔政隣記〕

一、十月八日綱利公金澤御發駕、同廿五日御着府。今年より公越前少將光通・富山侍從利次公と江戸御交代也。

同廿七日爲上使阿部豐後守殿御出、同廿八日御登城御參勤之御禮被仰上。

十月晦日。德川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。是月は大盡なり

〔德川實紀〕

十月晦日松平加賀守綱紀はじめ、御使して鶴給ふもの三人。

十月。金澤城玉泉院丸の厩築造に着手す。

〔政隣記〕

一、十月より玉泉院殿丸御厩御作事被仰付、來年四月出來。

十一月十六日。雁・鴨その他の鳥類を切手なくして領外に出すを禁ず。

〔改作所舊記〕

雁・鴨其外鳥、大正持御關所、向後長屋七郎右衞門・里見七左衞門手形無之候得者不相通候間、若上方ゟ被遣候者、右兩人切手被取可遣候。則此旨御寄合所に而被仰渡候間、被得其意、御披見以後御名之下に御判候而可被指越候、以上。

十一月十六日　　神尾數馬

駒井主水

千秋彥兵衞樣

十二月廿四日。郡中の普請に里子を使役するを止め是を解放せしむ。

〔改作所舊記〕

御郡普請里子是己後無用に可仕候條、早速暇を遣可被申候。給銀者返辨成間敷候間、其分に可仕候。右里子廻し足輕之者共、前々所へ可被相返候、以上。

丑十二月廿四日　　　　御算用場

川除奉行六人

十二月。百姓に命じ餘暇あるものは雉子・山鳥を捕へしむ。

〔改作所舊記〕

一、百姓共手透有之候者、如跡々雉子・山鳥おひ賣商仕候樣に可被申渡候、以上。

十二月　　　　御算用場

千秋彥兵衞殿

是歲。京都三條河原町に藩邸を設く。

〔雁皃新佘〕

一、是歲京師三條河原町に宅地を買て旅館を建。公方家朝參奉供の時の爲也。伊藤內膳重正奉之。吳服所三宅庄兵衞を以地主とす。先是二條油小路の公邸は廢之。小姓・馬廻の兩組より、每歲兩人奉行す。一人は六月、一人は十月交代。

是歲。領內の米穀大に豐穰す。

〔改作雜集錄〕

辛丑寛文元年此年御領國大に豐熟す。稻長さ八尺嘉穗有と云々。

寛文二年

正月十一日。江戸に於ける奉公人出替に關する件を令す。

〔御定書〕

覺

一、二月二日以後、從御國替人呼寄申內召仕候者、前年之給銀日算用に割、二割增銀を加可相渡。但三月より末は可爲三割增事。

一、他國在之面々、二月二日以後に而も、御國より替者呼寄申內欠落仕候者、早速可被相斷候。過銀上申御定之事。

一、當三月御國ゟ罷歸者は、御國ゟ歸着次第、相對を以暇可遣。然者二月二日以後增銀、右同斷之事。

一、當地に而暇を遣もの、御家中之外他所ゟ爲致奉公候儀、堅御停止之事。

一、暇を乞候はで不叶首尾之者、雖及斷主人不聞入、又は給銀等非分於有之は、其奉公人よ

り御横目迄可相斷事。

一、此二月二日、若黨・鑓持・馬捕・小者・草履取出替候事、主人相對を以居成に召置候者、又暇を出申者、人數書付可被出事。

一、御國ゟ代人申遣、其替人參次第、入替御國ゟ被相返もの候者、是又書付可被出事。

一、當地に而召置度者候ば、若黨・鑓持・馬捕・小者・草履取等品々書付可被出候。此方より奉公人見計可申付事。

一、下に而相對を以召抱申儀は不苦候間、召置候ば誰方に居申者抱置候由、書付可被出事。

一、暇を出御國ゟ相返候はで不叶者候者、其主人吟味をとげ、私共方迄書付被添、其奉公人可被指越候。委細聞屆、其上を以可申付候事。

右之通御自分並御組中へ可被仰觸候指出案紙進之候、以上。

寅正月十一日

加須屋八郎右衞門

中川八郎右衞門

久世平助

關屋新兵衞

正月十三日。防火・乘輿・辻立・門立等のことを令す。

〔御定書〕

春先風吹、火之用心之時分に候間、如去年面々手前火用心之儀不及申、勝手次第火之番所、又は屋敷廻夜番に而茂出、無油斷氣遣仕候樣可被相觸候。

一、御組之內他國留守方へ、火事之節見廻之面々有之候者、書付被出候樣可被成候。

一、與力並又家中之者、乘物御赦免之者、こも懸乘物に而御座候。

一、不依上下、辻立・門立無用之由可被仰觸候。勿論跡々より被仰出候御法度品々無相違樣、年中兩度宛御觸可被成候得共、爲念申上候。御横目茂出申候間、其心得可被成候、恐惶謹言。

寛文二正月十三日

中川八郎右衞門

津田源右衞門

玉井市正

正月十七日。本年田地割を行はざるべきを令す。

〔改作所舊記〕

當年野早に在之候條、田地割不致、耕作情を出候樣、与中へ可申渡候。田地割いたさせす候はで不叶所は、承屆此方ゟ可相斷候、以上。

正月十七日

園田左七

松原八郎左衞門
河北彌左衞門
山本清三郎

十村中

二月六日。往還筋道路の修理方法を改めしむ。

〔改作所舊記〕

往還筋道作り申儀、是跡之刻は、追くり遠境へ參作候間、村々之者費と言、致迷惑候條、十村中致相談、少損得有之候共、一与切定銀に仕、宿村は其所之者に割符爲作申様に、割符可仕候。爲其申遣候、以上。

二月六日　千秋彦兵衞

石川郡九人の十村中

二月八日。出替以後奉公人を宿泊せしむる者は日割を以て給銀を減ぜしむ。

〔御定書〕

當月出替奉公人、馬捕・鑓持・役人・小者・草履取・あらしこ、去年如申觸候、自今以後毎年二月

あらしこは雜役の下人なり

廿日過、出替奉公人に宿借候者於有之は、御定給銀之内日割を以引落、殘分相渡可申候。則御目付衆へも申渡候條、自然違背之者於有之者、急度曲言に可被仰付候。右之通御組中並御家來下々迄可被仰觸候、恐惶謹言。

二月八日

横山右近

菊地大學

本多安房様

奥村河内様

奥村因幡様

長九郎左衞門様

横山左衞門様

前田對馬様 留守居

借は貸なり

二月十四日。小松町に鹽問屋五人を置くことを令す。

〔小松舊記〕

小松町中に鹽問屋五人立置、公儀鹽買請代銀者翌月指上、御定之直段之外に、鹽一俵に付二分宛問屋口錢取爲賣出可申候間、慥成望人有之候者、可被仰付候條、早速申觸可被申越候、

以上。

二月十四日　　御算用場

原田又右衛門殿

右之通申來候條町中相觸、望之者會所迄書附出候樣可申渡候、以上。

二月十五日　　原田又右衛門

小松町肝煎中

同地方ちり町肝煎中

鹽問屋誓紙前書、別紙調遣候條、一向宗者門跡裏判有之阿彌陀、餘宗者靈社誓紙可被申付候。

一、今村助太夫・不破八郎兵衛方ゟ、鹽問屋仕候者共之判鑑遣候而、鹽請取候樣可被致候、以上。

四月十二日　　御算用場

原田又右衛門殿

敬白天罰靈社上卷起證文前書之事

一、御鹽一ヶ月切に、御奉行より通を以而買請、所々ゟ賣出し、代銀翌月十日以前に無滯御土藏ゟ御上候而、御奉行ゟ可相渡事。

一、御鹽賣出直段之義者、御定直段之外、鹽一俵に被下口銭二分宛、御鹽藏より私在所迄、道程に應じ定り之駄賃銀、直段に込賣拂、致指引代銀上げ可申事。

一、定之銀少に而茂、自分者利潤取申間敷候。附り、俵之内少茂さし取申間敷候事。

一、御指圖不請、他國他領ゟ鹽賣出し申間敷候。勿論御領國ゟ茂、脇鹽入申間敷候事。

一、御公儀御爲惡敷義、中間与申合致間敷候。自然左樣之手立仕問屋御座候者、見聞次第可申上候事。

右之通於相背者、忝茂左に申候神罰冥罰可相蒙所如件。

一昨日十二日之御狀令拜見候。然者小松鹽問屋誓紙前書被指越候。一向宗は門跡裏判有之阿彌陀、餘宗者靈社可申付由得其意存候。五人共に餘宗は無御座候。一向宗に而御座候。裏判有之阿彌陀、五人義に而相調候義者難成由に御座候。第一當地何茂一向宗故、中々賣人無御座由に候。跡々より町會所に、五日之門跡之裏判有之あみだ御座候而、爰元に而一向宗之誓紙爲仕、其裏に血判爲致申候之條、其阿彌陀に前書を繼爲致判可申哉、爲御相談以書狀申上候。御報に可被仰聞候。前書あみだ繼申義に候得者、其ゟ進置候義者罷成間敷与存候。町會所に置可申候、恐惶謹言。

四月十四日　　　　　　　　　　原田又右衛門

御算用場

尙々直段之義は、何程に被仰付候哉。左樣之義茂具に御報可被仰聞候。可申渡候。誓紙判本之義者、我等見屆可申候、以上。

覺

一、他國他領江鹽賣出し申間敷候。勿論脇鹽入申間敷之事。

一、御鹽問屋當町に五人被仰付、問屋より鹽賣に札出候間、濱方より鹽賣候共、札無之候者一切買申間敷候事。

一、棚賣・振賣共に、問屋鹽買置、脇鹽を買交賣仕間敷候。年内如申渡、當正月より脇鹽買候義御停止に候。棚賣・振賣之者手合にて改、問屋江遣、爲致誓紙、鹽買請札を取賣可申候事。

右之通於相背者、急度可行曲事候條、裏家・借家迄入念爲申聞、御請上可申也。

寛文二年四月十七日　　原田又右衛門

小松町肝煎中

同地方ちり町肝煎中

二月十五日。金澤城二ノ丸の唐門造營用の栃材を越中庄川より運搬するが爲役夫を出すべきを命ず。

〔改作所舊記〕

金澤二丸唐門出來之爲御用、於庄川原枥材木認、此方へ取寄候付而、御奉行横山甚左衞門・平田彌右衞門遣候。就其御郡日用之義、右兩人相談に而滯無之樣に可被申付候。金森長右衞門・津田右京にも申遣候、恐々謹言。

二月十五日　　小幡宮内

千秋彦兵衞殿

二月二十日。松樹盜伐の者を磔刑に處したることを告げ、百姓の竹木を盜まざるべきを諭さしむ。

〔改作所舊記〕

石川郡窪村之者、松木盜候致統取に付、張付に被仰付。其外に野々市之もの二人、科之依輕重籠舍被仰付、其上過銀出候條、郡中百姓共此通爲申聞、竹木伐盜不申樣に急度可被申付候、以上。

二月廿日　　御算用場

千秋彦兵衞殿

三月二十日。極印なき松材の賣買を禁じ、又林木の根株を採り割木とし

て售ぐものを制止す。

〔改作所舊記〕

山々伐あらし候に付、縮被仰付御目付出候間、松長木ころ公儀極印無之分は、賣買に不仕樣、百姓中並在々に有之頭ふり共に、急度可被申渡候。

一、山によりかぶ木を伐、割木にいたす商賣有之由に候。是又御停止に候間、可被申渡候。猥に無之樣縮可被致候、以上。

三月廿日　　御算用場

千秋彦兵衛殿

四月朔日。日傭の賃銀を定む。

〔改作所舊記〕

覺

一、金澤・小松日用直段、一人に付七分五厘、但戸室より石釣候日用九分宛之事。

一、石川・河北・能美郡村々に而遣候日用、一人に付七分之事。

一、能州・越中日用一人に付六分五厘宛。

右之通可被申付候。以來米直段高下有之刻は、日用も可有指引者也。

本文と同様の令は寛文元年四月十四日にもあり

四月朔日

割場御奉行

笹田助右衞門

前田七郎兵衞

伊藤内膳

四月二日。河北潟に鴻を放養するを告ぐ。

〔改作所舊記〕

粟ヶ崎潟ゟ大鳥御放被成候條、如跡々近郷百姓共に被申付、外海へ出可申躰に候はゞ、潟へ追込候樣に可有御申渡候。若又見え不申候はゞ、早速相斷候樣、是又可有御申付候、以上。

四月二日

御算用場

千秋彥兵衞殿

四月八日。賴母子講を設くるを禁ず。

〔御定書〕

賴母子銀向後無用之事。

右被仰出候條、組中可被申觸候。

寬文二年四月八日

四月十日。百姓に耕地の改善を諭し、今後田地割を行ひてその持高を變ずることなかるべきを告ぐ。

〔廳事通載〕

覺

一、百姓中面々持高、あぜくろをもひろげ、作徳取候様に可仕候。道之分は可指除事。

一、下畠に而耕作不出來之所は、桑・茶ねん・かうず其外木苗を植、たそくに成候様に可仕事。

一、何之村も家近所之田地之分は、大形上田に候得者、手入を以、下田も上田に可成候條、手ずゑの田畠をも、常々情を出し可申事。

右之通に候得者、人々かひしやう次第に付而、御算用場ゟ致相談候處、向後田地割被仰付間敷旨に候條、持高無油斷修理すまし、情を出候様に致、村廻・小百姓中へも爲申聞、能合点いたさせ可申候、以上。

寛文二年四月十日

園田佐七　判

松原八郎左衛門　判

河北彌左衛門　判

山本清三郎　判

石川郡十村中

四月十二日。諸士の困難を救はんが爲に藩より借銀を許す。

〔菅君雜錄〕

此月御家中の人々勝手助成として、御城銀を以拜借被仰付、津田內藏助正眞奉行之、諸組一統觸出。拜借仕者は、勝手儉約の筋誓紙指上る也。

觸之趣

御家中ゟ御拜借銀出申候。就夫拜借被成度方は、私宅迄御出可被成候、樣子之段可申入候。御借り有間敷方は、付札に御斷書候而可被指越候、以上。

四月十二日　頭　々

天罰起請文前書之事

一、今度拜借仕候御城銀返上不相濟內は、隨分勝手を詰、脇借銀仕間敷候。但、不叶儀候者御斷申入、御指圖次第に可仕事。

一、修理之外作事仕間敷候。但、不叶義御座候はゞ、御差圖を得普請可仕事。

一、合力並諸勸進入申間敷事。

一、不入物買、榮耀道具拵、其外何によらず費成義仕間敷事。

一、振廻仕間敷候。但時分に参懸候者、常住之料理を出し可申候。但、他國客は格別之事。

一、親方分年頭見立振舞不苦、並祝義振廻各別之事。

一、他國ゟ之音物不苦事。

一、御國に而者不應分際衣類着仕間敷事。

一、鷹持申間敷事。

一、借銀高、買懸並八月晦日迄入用積り申品々、少も相違無御座事。

右之條々於相背、黍茂――。

四月十六日。加賀河北郡倶利伽羅より金澤に至る路傍の家屋を修理せしむ。

〔改作所舊記〕

倶利伽羅より金澤迄、往還端道筋之家かべ共損、其上かべのうらなどもかへし不申有之候條、急度申付ぬらせ可申候。越中など道通之家、當地之様に無之、きれいにいたし候。當地之者おうちやくに有之よし、御寄合に取沙汰之旨、御算用場より被申渡候間、左様に相心得可申付候。申渡候上に不致修理候はゞ、其身可致籠舎候間、此旨可申聞候、以上。

四月十六日　千秋彦兵衛

二郎右衛門
半右衛門
又右衛門
源　兵　衛
新右衛門

四月十六日。領内及び領外の海上に於ける米穀・鹽及び材木の運賃を定む。

〔故新錄〕

運賃之御定一件

一、越中新川郡赤川より

魚津迄	六　里	米百石に付	一石六斗一合
滑川迄	八　里	同	一石八斗九升
岩瀬迄	十一里	同	二石四斗一升五合
放生津迄	十五里	同	二石八斗七升
伏木迄	十六里	同	二石九斗八升一合

氷見迄	十九里	同	三石三斗二升六合
鹿渡嶋迄	二十七里	米百石に付	四石一斗四升
七尾迄	三十里	同	四石四斗八升五合
宇出津迄	三十四里	同	四石八斗三升
飯田迄	四十里	同	五石三斗九升六合
三崎迄	四十三里	同	五石七斗四升一合
輪島迄	五十六里	同	六石八升六合
福浦迄	六十九里	同	六石九斗
宮腰迄	八十八里	同	八石四升五合
本吉迄	九十三里	同	八石六斗二升五合
安宅迄	九十五里	同	同断
堀切迄	百二里	同	九石一斗九升一合
三國迄	百六里	同	同断
敦賀迄	百三十一里	同	十一石四斗九升五合
若狹迄	百四十一里	同	十二石七升五合

一、越中新川郡魚津より。

滑川迄	二里	米百石に付	一石一斗四升五合
岩瀬迄	五里	同	一石四斗九升
放生津迄	九里	同	二石七升
伏木迄	十里	同	二石一斗八升
氷見迄	十三里	同	二石六斗三升六合
鹿渡嶋迄	二十一里	同	三石四斗五升
七尾迄	二十四里	同	三石七斗九升五合
宇出津迄	二十八里	同	四石二斗五升
飯田迄	三十四里	同	四石八斗三升
三崎迄	三十七里	同	五石一斗七升五合
輪嶋迄	五十里	同	五石八斗六升五合
福浦迄	六十三里	同	六石四斗三升一合
宮腰迄	八十二里	同	七石四斗六升六合
本吉迄	八十七里	同	八石四升五合

安宅迄　八十九里　米百石に付　同断
堀切迄　九十六里　同　八石六斗二升五合
三國迄　百　里　同　八石七斗三升五合
敦賀迄　百二十五里　同　十石九斗一升六合
若狹迄　百三十五里　同　十一石四斗九升五合

一、越中新川郡滑川より。

岩瀬迄　三　里　米百石に付　一石三斗八升
放生津迄　七　里　同　一石七斗二升五合
伏木迄　八　里　同　一石八斗九升
氷見迄　十一里　同　二石四斗一升五合
鹿渡嶋迄　十九里　同　三石三斗二升六合
七尾迄　二十二里　同　三石六斗一升五合
宇出津迄　二十六里　同　四石一升六合
飯田迄　三十二里　同　四石五斗九升五合
三崎迄　三十五里　同　四石九斗四升

輪島迄	四十八里	同	五石八斗六升五合
福浦迄	六十一里	同	六石三斗二升
宮腰迄	八十里	同	七石四斗六升六合
本吉迄	八十五里	同	八石四升五合
安宅迄	八十七里	同	同断
堀切迄	九十四里	同	八石六斗二升五合
三國迄	九十八里	同	八石七斗三升五合
敦賀迄	百二十三里	同	十石九斗一升六合
若狹迄	百三十三里	同	十一石四斗九升五合

一、越中婦負郡岩瀬より。

放生津迄	四里	米百石に付	一石四斗三升五合
伏木迄	五里	同	一石四斗九升
氷見迄	八里	同	一石八斗九升
鹿渡嶋迄	十六里	同	二石九斗八升一合
七尾迄	十九里	同	三石三斗二升六合

宇出津迄　二十三里　米百石に付　三石六斗七升一合
飯田迄　二十九里　同　四石三斗六升一合
三崎迄　三十二里　同　四石五斗九升五合
輪島迄　四十五里　同　五石七斗四升一合
福浦迄　五十八里　同　六石二斗一升
宮腰迄　七十七里　同　七石四斗六升六合
本吉迄　八十二里　同　八石四升五合
安宅迄　八十四里　同　同断
堀切迄　九十一里　同　八石三斗九升
三國迄　九十五里　同　八石六斗二升五合
敦賀迄　百二十里　同　十石九斗一升六合
若狹迄　百三十里　同　十一石四斗九升五合

一、越中中郡放生津より。

伏木迄　一　里　米百石に付　一石一斗四升五合
氷見迄　四　里　同　一石四斗三升五合

鹿渡嶋迄	十二里	同	二石五斗二升五合
七尾迄	十五里	同	二石八斗七升
宇出津迄	十九里	同	三石九斗五合
三崎迄	二十八里	同	四石二斗五升
輪嶋迄	四十一里	同	五石五斗二升
福浦迄	五十四里	同	五石九斗七升五合
宮腰迄	七十三里	同	六石九斗
本吉迄	七十八里	同	七石四斗六升六合
安宅迄	八十里	同	同断
堀切迄	八十七里	同	八石四斗五合
三國迄	九十一里	同	同断
敦賀迄	百十六里	同	十石三斗五升
若狹迄	百二十六里	同	十石九斗一升六合

一、越中氷見庄伏木より

氷見迄	三里	米百石に付	一石三斗八升

鹿渡嶋迄	十三里	米百石に付	二石四斗一升五合
七尾迄	十四里	同	二石七斗六升
宇出津迄	十八里	同	三石二斗一升五合
飯田迄	二十四里	同	三石七斗九升五合
三崎迄	二十七里	同	四石一斗四升
輪島迄	四十里	同	五石三斗九升六合
福浦迄	五十三里	同	五石九斗七升五合
宮腰迄	七十二里	同	六石九斗
本吉迄	七十七里	同	七石四斗六升六合
安宅迄	七十九里	同	同　断
堀切迄	八十六里	同	八石四斗五合
三國迄	九十里	同	八石一斗五升六合
敦賀迄	百十五里	同	十石三斗五升
若狹迄	百二十五里	同	十石九斗一升六合

一、越中氷見より。

鹿渡嶋迄	八　里	同	一石八斗九升
七尾迄	十一里	同	二石四斗一升五合
宇出津迄	十五里	同	二石八斗七升
飯田迄	二十一里	同	三石四斗五升
三崎迄	二十三里	同	三石七斗九升五合
輪嶋迄	三十七里	同	五石一斗七升五合
福浦迄	五十里	同	五石八斗六升五合
宮腰迄	六十九里	同	六石九斗
本吉迄	七十四里	同	七石四斗六升六合
安宅迄	七十六里	同	同斷
堀切迄	八十三里	同	八石四斗五合
三國迄	八十七里	同	八石一斗五升六合
敦賀迄	百十二里	同	十石三斗五升
若狹迄	百二十二里	同	十石九斗一升六合

一、能州鹿島郡七尾より。

宇出津迄	十　里	米百石に付	二石二斗九升一合
飯田迄	十六里	同	二石九斗八升一合
三崎迄	十九里	同	三石三斗二升六合
輪島迄	三十二里	同	四石五斗九升五合
福浦迄	四十五里	同	五石七斗四升一合
宮腰迄	六十四里	同	六石五斗五升五合
本吉迄	六十九里	同	六石九斗
安宅迄	七十一里	同	七石一斗
堀切迄	七十八里	同	七石五斗九升
三國迄	八十二里	同	七石五斗三升五合
敦賀迄	百七里	同	十石三斗五升
若狹迄	百十七里	同	十石九斗一升六合

一、能州鳳至郡中居より。

宇出津迄	七　里	米百石に付	一石七斗二升五合
飯田迄	十三里	同	二石六斗三升六合

三崎迄　十六里　同　二石九斗八升三合
曾々木迄　二十四里　同　三石七斗九升五合
輪島迄　二十九里　同　四石三斗六升一合
福浦迄　四十二里　同　五石六斗三升
高松迄　五十四里　同　六石三升
宮腰迄　六十一里　同　六石三斗七升五合
本吉迄　六十六里　同　六石六斗六升五合
安宅迄　六十八里　同　六石七斗七升六合
堀切迄　七十五里　同　七石三斗五升五合
三國迄　七十九里　同　七石九斗三升五合
敦賀迄　百四里　同　九石一斗九升一合
若狹迄　百十四里　同　九石七斗七升

一、能州鳳至郡宇出津より。

飯田迄　六里　米百俵に付　一石六斗一合
三崎迄　九里　同　二石七斗

曽々木迄　十七里　米百俵に付　三石一斗五合
輪島迄　二十二里　同　三石六斗一升五合
福浦迄　三十五里　同　四石九斗四升
高松迄　四十七里　同　五石八斗六升五合
宮腰迄　五十四里　同　六石三升
本吉迄　五十九里　同　六石二斗六升五合
安宅迄　六十一里　同　六石三斗七升五合
堀切迄　六十八里　同　六石七斗七升六合
三國迄　七十二里　同　七石一斗二升一合
敦賀迄　九十七里　同　九石一斗九升一合
若狹迄　百七里　同　九石七斗七升

一、能州珠洲郡飯田より。

三崎迄　三　里　米百俵に付　一石三斗九升
曽々木迄　十一里　同　二石四斗一升五合
輪島迄　十六里　同　二石九斗八升一合

福浦迄　二十九里　同　四石三斗六升一合
高松迄　四十一里　同　五石五斗二升
宮腰迄　四十八里　同　五石八斗六升五合
本吉迄　五十三里　同　六石三升
安宅迄　五十五里　同　同　斷
堀切迄　六十二里　同　六石四斗三升一合
三國迄　六十六里　同　六石六斗六升五合
敦賀迄　九十一里　同　九石一斗九升一合
若狹迄　百一里　同　九石七斗七升

一、能州鳳至郡曾々木より。

輪島迄　五　里　米百俵に付　一石四斗九升
福浦迄　十八里　同　三石二斗一升五合
高松迄　三十　里　同　四石四斗八升五合
宮腰迄　三十七里　同　五石一斗七升五合
本吉迄　四十二里　同　五石六斗三升

安宅迄	四十四里	米百俵に付	五石七斗四升一合
堀切迄	五十五里	同	五石九斗七升五合
三國迄	五十五里	同	六石三升
敦賀迄	八十里	同	八石四升五合
若狹迄	九十里	同	八石六斗二升五合

一、能州鳳至郡輪島より。

福浦迄	十三里	米百俵に付	二石六斗三升六合
高松迄	二十五里	同	三石九斗五合
宮腰迄	三十二里	同	四石六斗五升
本吉迄	三十七里	同	五石一斗七升五合
安宅迄	三十九里	同	五石三斗四升
堀切迄	四十六里	同	五石七斗九升六合
三國迄	五十里	同	五石九斗二升
敦賀迄	七十五里	同	八石四升五合
若狹迄	八十五里	同	八石六斗二升五合

能州奥兩郡御鹽運賃之事

一、能州鳳至郡内浦方宇出津より。

宮腰迄　五十四里　鹽百俵に付運賃銀　四十五匁九分五厘

小松迄　六十二里　同　五十五匁二分

一、能州鳳至郡外浦方曾々木より。

宮腰迄　三十七里　鹽百俵に付運賃銀　四十二匁五分

小松迄　四十五里　同　五十一匁七分五厘

一、能州羽咋郡富木より。

宮腰迄　二十一里　鹽百俵に付運賃銀　三石四斗五升

本吉迄　二十六里　同　四石一升六合

安宅迄　二十八里　同　四石一斗四升

堀切迄　三十五里　同　四石九斗四升

三國迄　三十九里　同　二石二斗八升五合

敦賀迄　六十四里　同　六石九斗

若狹迄　七十四里　鹽百俵に付運賃銀　七石四斗六升六合

一、能州羽咋郡福浦より。

宮腰迄	十九里	鹽百俵に付運賃銀	三石四斗五升
本吉迄	二十四里	同	三石七斗九升五合
安宅迄	二十六里	同	四石一升六合
堀切迄	三十三里	同	四石五斗九升五合
三國迄	三十七里	同	四石九斗四升
敦賀迄	六十二里	同	六石九斗
若狹迄	七十二里	同	七石四斗六升六合

一、能州羽咋郡川尻より。

宮腰迄	十六里	同	二石九斗八升一合
本吉迄	二十一里	同	三石四斗五升
安宅迄	二十三里	同	三石六斗七升一合
堀切迄	三十里	同	四石四斗八升五合
三國迄	三十四里	同	四石八斗三升
敦賀迄	五十九里	同	六石九斗

若狹迄　六十九里　同　七石四斗六升六合

一、能州羽咋郡瀧より。

宮腰迄　十三里　鹽百俵に付運賃銀　二石七斗六升

本吉迄　十八里　同　三石四斗五升

安宅迄　二十里　同　三石四斗五升

堀切迄　二十七里　同　四石一升五合

三國迄　三十一里　同　四石四斗八升五合

一、能州羽咋郡塵濱より。

宮腰迄　十二里　鹽百俵に付運賃銀　二石六斗三升六合

本吉迄　十七里　同　三石二斗一升五合

安宅迄　十九里　同　三石四斗九升

堀切迄　二十六里　同　四石一升六合

三國迄　三十里　同　四石四斗八升五合

敦賀迄　五十里　同　六石九斗

若狹迄　六十五里　鹽百俵に付運賃銀　七石四斗六升六合

一、加州河北郡高松より。

宮腰迄	七里	鹽百俵に付運賃銀	一石七斗二升五合
本吉迄	十二里	同	二石五斗二升五合
安宅迄	十四里	同	二石六斗三升六合
堀切迄	二十一里	同	三石四斗五升
三國迄	二十五里	同	四石一升六合
敦賀迄	五十里	同	六石三斗二升
若狹迄	六十里	同	六石九斗

一、加州石川郡宮腰より。

本吉迄	五里	鹽百俵に付運賃銀	一石四斗九升
安宅迄	七里	同	一石七斗二升五合
堀切迄	十四里	同	二石七斗六升
三國迄	十八里	同	二石九斗八升一合
敦賀迄	四十三里	同	五石七斗四升一合
若狹迄	五十三里	同	六石三斗二升

一、加州石川郡本吉より。

安宅迄	二里	鹽百俵に付運賃銀	一石一斗四升五合
堀切迄	九里	同	二石七升
三國迄	十三里	同	二石六斗三升六合
敦賀迄	三十八里	同	五石七斗四升一合
若狹迄	四十八里	同	六石三斗二升

一、加州能美郡安宅より。

堀切迄	七里	鹽百俵に付運賃銀	一石七斗二升五合
三國迄	十一里	同	二石四斗一升五合
敦賀迄	三十六里	同	五石七斗四升一合
若狹迄	四十六里	同	六石三斗二升

一、加州江沼郡堀切より。

三國迄	四里	鹽百俵に付運賃銀	一石三斗八升
敦賀迄	二十九里	同	四石五斗九升五合
若狹迄	三十里	同	五石一斗七升五合

一、右運賃之儀は、大小共御公儀人足懸り、一人に付三斗五升持之圖りに御運賃可相渡事。

一、末口御材木之義は、本末平均にして二間五寸角に直し、一本に付三斗五升持之圖り、人足懸り成共御運賃可相渡事。

一、末口寸無之御材木、丈木・草槇板並御植木、其外品々御荷物之分は、右之通人足懸りに御運賃可相渡事。

右承應三年に三ヶ國浦方肝煎共、御運賃圖り仕指上申候帳面に、今度三割八分増に就被仰付、帳面調被申候。御材木積出、送り之通に御運賃被下。

寛文二年四月十六日　寺西新七

御算用場

五月六日。地黄煎を賣る者を捕縛すべきを豫告す。

〔改作所舊記〕

役儀御赦免被成、地黄煎賣御停止被仰出候處に、頃あめとなづけ、在々へも入込賣申由に候。其上酒の振賣も仕由に候。近日足輕廻し爲捕可申候間、宿々並に町はづれ百姓地に有之者共に、可有御申付候、以上。

五月六日　御算用場

千秋彦兵衞殿

五月廿六日。御扶持人及び十村の海上に運漕業を營むを禁ず。

〔改作所舊記〕

御代官被仰付御扶持人並十村、外海船を持商賣仕義、自然破損など有之、過分之失墜仕候得者、其者不愼に成、御用に難立候間、外海船持不申樣可被申付候。其外危商賣不仕樣尤に候、以上。

五月廿六日　御算用場

千秋彦兵衞殿

五月廿七日。侍町に於ける橋梁修繕の責任者を定む。

〔御定書〕

侍町方橋懸直樣之事

一、其町に而行留候分は、其町より懸させ可申事。

一、二三町先行留之所、又は先規より自分として懸來候橋者、公儀より材木被下、人足入用者其往來仕町より可出事。

一、先行留無之往還之所者、從公儀可被仰付事。

右之通向後可被申付候、以上。

寛文二年五月廿七日

五月廿八日。喧嘩の行はれたる場合に處する心得を令す。

〔御定書〕

一、最前被仰出候、喧嘩口論之刻御定書御印之物、彌可相守事。

一、喧嘩之場は不及申、宿々ゟ引取共、落着無之內は喧嘩之場同前に候間、見廻候儀無用に候。但不叶仕合候者、与頭並御横目へ斷可受指圖事。附、宿々に而喧嘩之刻、首尾により隣之者者出合、肝煎可申事。

一、若往還に而喧嘩有之刻、行懸候者見物停止之事。

右之趣急度對馬殿与中ゟ可相觸候、以上。

五月廿八日

横　左衞門
今　民部
奥　因幡
小　宮內
奥　河內

長　九郎左衛門

本　　安　房

前田對馬殿

留守居

五月。京都と金澤との間に爲替銀の取組を開始す。

〔政隣記〕

一、五月京都・金澤爲替銀可仕旨被仰渡、金澤支配人堤町尾張屋久右衛門。

六月九日。前令により踊、相撲及び花火を禁止す。

〔改作所舊記〕

一、踊　一、相撲　一、花火

右跡々被仰出候通、町外・野・在々迄堅御停止候。彌相違無之樣、御郡中ゟ急度可被申觸候、以上。

六月九日　　　御算用場

千秋彦兵衛殿

六月十日。十村手代の百姓に非分を申懸くるを禁じ、手代及び村肝煎よ

り誓詞を徴す。

〔改作所舊記〕

一、十村手代共、收納時分に百姓へ非分申懸、並手廻など仕樣に相聞へ候。慥成儀しれ申候者、急度吟味とげ、其者は不及申、十村可爲曲言候。且は其身のために候條、兼而手代共手前能可致吟味候。百姓口などもかげ聞可仕候事。

一、收納時分に御横目遣し、与風斗升改可申事。

右之通十村共に急度御申付候はゞ、書付取可被置候、以上。

六月十日　　御算用場

千秋彦兵衞殿

〔改作所舊記〕

一、御公儀樣御ためへ對し、惡敷儀御郡中に御座候ば、見聞次第に其十村並御扶持人迄可申斷候事。

一、私共御郡中百姓ゟ對し非分申懸、依怙ひいき成儀少も仕間敷候御事。

一、御郡百姓中に禮儀禮物すゝめ、たのもし一粒も請申間敷候。若何物に而も持參仕者御座候者、當座に其十村迄可申斷御事。

一、百姓連判の中ゟ加り、銀米少ゝ借用仕間敷御事。

一、御公儀樣上り銀・當座之用に、自分として取遣申間敷候。並わきへ御公儀樣上り銀米取替申間敷御事。

一、爲御用在々へ罷出候時、百姓方より賄之儀、如跡々是以來少もたべ申間敷候。若たべ不申候而不叶時は、食代銀相渡、切手取可申御事。

一、在々より金澤町へたき木以下持出申者、時々之相場よりやすく買申間敷御事。

一、私共在々ゟ罷出候刻、如跡々馬に少も乘申間敷候。若煩並あやまち仕、馬に乘不申候はで不叶時は、如御定駄賃銀相渡、切手取可申候御事。

一、名代共之內、此誓紙を違背仕者御座候者、當座御扶持人迄可申斷御事。

一、在々百姓共より銀米何に而もかり申間敷候。付り、在々に而下直段に物買申間敷候御事。

右條々相背申におゐては、忝も――。

寬文二年六月　　　　御供田村勘四郎手代　新右衞門

（下　略）

〔改作方年中行事追加〕

十村手代共誓詞可申付旨、萬治三年七月廿三日申渡有之、是を始りとす。御藏方之手代誓詞

は寛文二年より始る。

〔改作方年中行事追加〕

手代之事

一、手代者十村之召仕所、其内場付手代・納手代・内手代与三等有り。

一、場付手代、遠郡之分者、郡々に二三人宛有之、何郡手代と申名目に而、給銀御郡打銀より出之、金澤に居住、人別は御郡奉行支配に而、番代与同様也。勤方は専番代之助勢をなすもの也。日々詰所に相詰、諸事御用相辨ずる也。召抱候時は、其御郡御扶持人より願出、御郡・改作両役所詮義に而、願小紙裏書に而聞届る。人別方等番代に同じ。

一、石川・河北之場付手代は、御扶持人より平十村迄一人に一人宛手代召抱候。依而何村何某与申名目也。勤方等其組々に當りて仕事御用向相勤る也。人別方前同様也。召抱候時、其組十村に、廻り口御扶持人連名に而願出、聞届方も同前也。

一、納手代是は御代官方に付召仕手代也。尤人別に一兩人宛召仕もの也。各郡皆同事也。此分は名目を顯し、納手代与願事も有之、又唯手代与申願に而召仕候ものゝ内に、納方爲致も有之躰、何れ場付之外之もの故、十村より願出候刻も、承置候旨裏書（御郡所改作所）いたし相渡す。

一、内手代者、十村等其宅々におゐて、諸事御用向に召仕手代也。尤遠郡など、其御郡之百

姓子弟之內等人撰召仕候。尤召抱候節、其段及屆置也。

一、石川・河北より、遠郡手代ども自ら違ふ所あり。石川・河北に而者、場付手代をやはり自分宅に而も召仕也。遠郡に而者場付手代は、先は金澤居住之もの、內手代は御郡之ものにて、境界相立居候也。

一、右手代誓紙も、定役御算用者見屆る。遠郡等內手代は相談所におゐて見屆候事。

一、十村並御扶持人手代召抱候節者、慥成請人兩人宛相極、誓詞之義は、御郡切相談所ゟ改作方下裁許御算用者相廻り候時分、右手代召連、判元爲見屆、諸事勤様申渡候。

〔改作所舊記〕

靈社上卷起證文前書之事

一、十村並名代、其外御代官下代衆、百姓中ゟ對し非分之儀申懸候者、當座に御扶持人衆ゟ御斷可申上候御事。

一、十村並名代、同町宿、其上御代官下代衆ゟ、禮儀禮物少茂仕間敷候御事。

一、十村並名代、其外諸事御奉行様方、並御家禮衆在々ゟ御出之刻、酒肴振舞申間敷候。若食御くひ候者、代銀請取、切手を仕渡し可申候。萬一代銀御渡無之候者、當座に御扶持人衆御斷可申上候御事。

同町宿本のまゝ

一、十村並名代・御代官下代、買物被仕候者、其時々相場に直段相極、代銀當座に請取、切手を仕渡可申候。若押買被仕候か、又は代銀渡し不被申候者、當座に御扶持人衆ゟ御斷可申上候御事。

一、十村並名代、百姓中ゟ商がましき事被仕候か、又はかし物手廻など被仕候者、早速御扶持人衆へ可申上候御事。

一、十村並名代より、百姓中ゟすゝめ、たのもし仕懸候共、少も請合申間敷候御事。

一、十村並名代、百姓中ゟ借物之內へ加り申儀御座候共、同心仕間敷候御事。

一、百姓中より金澤町ゟたき木以下持出申刻、名代より押賣被仕候共賣申間敷候御事。

寛文二年　　何村肝煎　たれ

与合頭　たれ

小百姓　たれ

七月八日。百姓の納税を皆濟せざる前に米穀を賣ることを禁ず。

〔改作所舊記〕

御藏入・御給人知共、皆濟不仕內、米賣申儀仕間敷旨、改作御奉行より在々申觸候間、十村指紙無之米買不申樣、如跡々宿々急度可被申觸候。則御横目出申候、以上。

七月八日

千秋彦兵衛殿

御召米とは給人收納の米穀を藩へ買上ぐるをいふ

七月十日。御召米に關する規程を定む。

〔御定書〕

一、公儀ゟ御召米、其翌月御算用場より藏本へ人を遣、所々御奉行相談を以相改、藏宿縮申付、給人賣上候書付可相返候。若米不足於有之者、被召上候直段を以、代銀取立御納戸へ可被上事。

一、二ヶ月越候者、不足米有之候共、賣上候給人存間敷事。

一、若藏宿火事に逢候共、俵數相違無之候者、公儀可爲御損事。

右被仰出通可被相守者也。

寛文二年七月十日

七月十日。給人の知行米を預る藏宿の所在を定め、その監視方に關して令す。

〔御定書〕

御家中諸給人知行米預置候藏本御定之覺

金澤町中　小松町　鶴來町　高松町　今石動町　氷見町
城ヶ端町　高岡町　福光村　戸出村　東岩瀨　水橋
滑川　赤川　横山　泊　魚津町　七尾町
劒地村　道下村　輪島町　曾々木村　飯田村　宇出津村
鵜川村　中居村　富木村　子浦村　飯山　今濱
神代川尻　堀松村　大島村　羽咋村　熊木村　野崎

一、諸給人知行米藏宿之儀、其所之御奉行相談を以可預置旨申觸候條、給人より斷次第、藏宿並請人之躰遂吟味、肝煎を可然者に預置候樣に可被致指圖事。

一、藏宿仕候者預り米有之內は、妻子など他所不被遣樣に、常々十人組急度縮可被申付事。

一、向後藏宿致引負候者、藏宿並請人、或は欠所或殺害被仰付、不足米之分十人組より取立、給人に可被下候間、惡敷藏宿者十人組より遂吟味、御奉行へ相斷候樣に可申渡事。

一、藏宿預り米を以手廻仕付而、引負出來之由申候樣之仕方、近所之者兼而可致存儀候條、早速御奉行迄相斷候樣急度可被申付候。藏宿共預米、惡米替取候樣に取沙汰有之候。其段藏宿爲致誓紙、妻子下人に茂、若惡米に替取、其外引負可仕躰及見聞候者、早々御奉行迄申上候樣に、每年夏中相改爲致誓紙可被置事。

右條々被仰出候趣被得其意、裁許之所々急度可被申觸者也。

寛文二年七月十日

郡　裁　許　中

〔政隣記〕

一、七月十日御家中諸給人知行所加越能米預置藏中之在々相定る。前記同斷略之。

八月廿二日。前田利常の女富姫逝去す。

〔壬子集錄〕　天德院書付

寛文二年八月念二日

眞照院殿光嶽宗春大姉。

〔壬子集錄〕

一、眞照院樣內の御年御四十二にて、八月廿二日にて御死去、御誕生の月日存不申候。

〔松雲公夜話〕

一、右八條宮智忠親王の御簾中樣は、利常樣の御姫樣に而、即天德院樣の御腹也。慈昌院樣の御妹也。天德院樣御腹に而、御姫樣は右御ふた方樣の外は無御座候。右御簾中樣には御子無之。智忠親王薨去以後、號眞照院樣候。御病氣に被爲成、御實子も無之に付、金澤ね御引

越被成候樣にとの御事に候得共、穩仁親王ことの外御懇意に被遊、とかく其まゝ京都に被爲入候樣に御留被遊候。然ども御病氣之樣子も有之に付、高田勘右衞門を御のぼせ被成、色々被仰入、御下り被遊に相極り、勘右衞門は罷歸り申候。又勘右衞門御迎に上京仕筈に候處、御病氣御差重り御逝去被遊候旨、右御眞翰被成下候。同日拜聽仕候。

〔政隣記〕

一、七月八條親王智忠卿薨去、御簾中御富姬君利常公御女、母天德院殿。御依痢病に、爲御看病前田平太夫を被遣、終に不治、八月廿二日於京都御逝去。任御遺言に加州野田山ゟ御遺骸を移葬し、御牌を桃雲寺に建之、號眞性院殿と、御死骸之御迎岡嶋兵庫也。中陰之御法事は於天德院、九月二日・三日御執行、惣奉行津田內藏助、岡嶋は京都に殘り、諸事跡仕廻歸。

〔德川實紀〕

八月廿八日故八條式部卿知仁親王の北の方中納言利常卿女、母は淸泰院御方。うせられしよし聞えければ、月次拜賀停廢あり。同事によて、松平加賀守綱紀へ奏者番松平備前守正信御使し、松平淡路守利次へ使番渡邊筑後守正、御使して弔はせ給ふ。

知仁は智忠の誤

淸泰院は天德院の誤

八月。金澤城の石垣を修築す。

〔河瀨雜記〕

寛文二壬寅八月御城南之大石垣の外惣構崩、石垣修補惣奉行小幡宮内、下裁許長瀨孫丞・北川庄右衞門。

〔改作所舊記〕

御城石垣御普請、戸室山より石出候得共、先年之石道よりせばく、三間棒通兼候故、御普請奉行並御家中下奉行昨日見立遣し、くいを爲打置候間、田地に懸候分早々御見せ可然存候。日寄能内一刻も急、道爲作可申候。今日中見立可被相究候、以上。

八月十三日　　小幡宮内

津田宇右衞門殿
駒井主水殿

九月廿三日。淸泰院七周忌の法會を江戸傳通院に行ふ。

〔德川實紀〕

九月廿三日淸泰院御方大猷院殿御養女。七年の法會、傳通院にて松平加賀守綱紀とり行ふにより、稻葉美濃守正則御使し、香火料銀二百枚給ふ。

九月廿六日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔德川實紀〕

九月廿六日松平加賀守綱紀就封の暇給ふ。

十月二日。藩侯歸國の際庶民奉迎の爲道中に出て又は進物を上つるを停止す。

〔改作所舊記〕

御歸國之刻、道中江爲御迎罷出、又は飛脚進物上げ之儀、御人指之外堅御停止候。御在國之内も進物上げ之儀、如跡々是又御停止に候條、被得其意、御郡中宿々等急度可被申付候、以上。

十月二日　御算用場

千秋彦兵衛殿

十月廿四日。淺野川と森下川との間を藩侯の鷹場と定む。

〔御定書〕

淺野川を切、森下川を切、往還之道をさかひ濱手之方、向後御鷹場に被仰出、諸殺生御停止被仰出候。勿論跡々御鷹場者、古より之通候間、其御心得候而早々可有御申觸候、以上。

寛文二年十月廿四日

〔廳事通載〕

一、淺野川・森下川之間、往還之道切瀉端迄、御鷹場に被爲成候に付、鳥役寛文二年より退轉。

十一月五日。新知及び加增を與へられたるもの、出銀上納法を定む。

〔御定書〕

覺

一、新知並御加增被下人々は、其年之收納仕候者、春秋之出銀、暮一度に惣一統、月切に出銀可仕事。

一、一統出銀仕以後、御知行被下ものは、年内中に出銀可仕。但及月過御知行被下候者、至于春も出銀可仕事

一、至于翌年御藏返被下者は、前年之當り一兩月之內に出銀可仕候事。

右之通可被得其意候、以上。

寅十一月五日

前田對馬

奥村因幡

今枝民部

奥村河內

寺西若狹殿

十一月廿四日。前田綱紀金澤に歸城す。

〔政隣記〕

一、十一月八日越中御鷹野、同廿四日御歸城。

十二月朔日。諸士七十歳以上の者の勤番を除くことあるべきを定む。

〔御定書〕

七十以上之面々、御番御赦免之儀、御意次第可申渡候條、向後被得其意、寄合所迄書付可有御上候、以上。

寛文二寅十二月朔日　　奥村河内

組頭中

十二月九日。父の業を受けざる子に家督相續を命ぜざることを定む。

〔政隣記〕

一、十二月九日不依何事に、親之所作不勤子には跡不被仰付旨被仰出。

十二月廿四日。町人百姓の貸借に關する件を令す。

〔司農典〕

一、町人・百姓によらず、近一門貸物いたし置、其以後貸主手前衰へ、家に離れ申首尾御座候

かり不申而は本のまゝ

はゞ、他人与者違、借物無之候而も身繼可申事に候間、譬御改作之百姓に候とも、返辨可仕儀に奉存候。左樣御座候得者、かじけ申百姓に候而も、一門寄合取立可申儀も可有御座候与奉存候御事。

一、合力がしに利なし、當分取替申者は返辨仕事。

一、野道具、所帶道具之分際に應たる買物、賣掛返辨仕事。

一、炭・薪・茅草・藁並布さらし賃、前銀返辨仕事。

一、如先年かし物並高直に賣延御座候而は、百姓さきの無考借込、開作には不情仕、かり物あて目にいたし、其年は勝手能樣に御座候得共、有に任せ遣過、利足を出申に付、次第に行詰、高末進出來仕候。其上是跡貸物御座候時者、下免に候得共、走百姓多御座候旨十村共申候。

一、是跡改作に被仰付候時分、百姓賣延銀貸御座候而は、御收納縮り難儀に付而、百姓借物公儀より御取替御濟被成候間、向後貸物仕候はゞ、其者の損に可成由被仰觸候。かり不申而は無御座候に付、只今迄は脇借仕候を蔭に而承り候而も、借申儀無用与は不申付候。

右之通御老中ゟ掛御目に候處、双方奥書いたし置、向後此通可仕旨被仰渡候に付相究候也。

寛文二年十二月廿四日　　　　長屋七郎右衛門

里見七左衛門
松原八郎左衛門
園田左七
河北彌左衛門
水上喜八郎
山本清三郎

是歲。農村にて盜賊放火等を爲したる諸士の處分方を郡中に令す。

〔上田源助舊記〕

日は不明

今日公事場に而被仰渡候。在々盜人・火付抔之義者、侍たるといへどもしばり、御郡奉行方江案内可仕。且又侍より對百姓致申分、百姓手など負候はゞ、刀脇指を打落、繩を付不申及案内候樣被仰渡候旨、寛文二年御郡奉行觸付。

是歲。眞鶴・袖黑鶴・白鳥を捕ふるを禁ず。

〔改作所舊記〕

覺

一、眞鶴。

一、袖黒鶴。
右鶴、網に而爲捕申間敷事。
一、白鳥。
右白鳥、網に而捕候共放し可申事。
右之通因幡殿より被仰渡候條、御郡中ゟ早々可被仰渡候。因幡殿より各ゟ可被仰渡候得共、
猶以拙子共方より可申入由付如斯に候、以上。

窪田九郎兵衛
宮崎彌左衛門

千秋彥兵衛殿

是歲。諸士の由緖帳を藩侯に上らしむ。

〔政隣記〕

一、今年御家中侍先祖之由緖一類等、從弟を限可書上旨被仰渡。是より先は各組頭迄に取置、
御前ゟ上る事なし。

附録年表

寛永十八年　辛巳　皇紀二三〇一

正月　〇十九日神尾圖書之直信濃松本にて歿す。(一)
〇廿七日前田利常嚢に光高の東照宮勧請の請の許されたるを幕府に謝す。(二)

二月　〇七日若黨小者草履取の給銀を定む。(三)
〇廿一日小者草履取に百姓を使役する場合の法規を定む。(五)
〇廿六日百姓の年貢米上納の日限と割合を定む。(七)
〇廿九日大僧正天海前田氏の出自を源氏とすることを利常に勧告す。(八)

三月　〇廿四日小者草履取に關する法規を補ふ。(九)

四月　〇廿一日前田光高竹田牛黄圓を利常に贈る。(一〇)
〇廿八日前田利常參覲し徳川家光に謁す。(一一)

五月　〇十日幕命を奉じ切支丹吟味の法を定む。(一二)

六月　〇十六日前田光高病み徳川家光之を慰問す。(一三)
〇廿七日前田利常病み徳川家光之を慰問す。(一三)

夏　〇金澤馬坂に高源院を建立す。(一三)

七月　〇十七日前田利常柳營に於いて子小姓の躍を徳川家光の觀覽に供す。(一四)

八月　〇三日徳川家綱生れ前田利常登營之を賀す。(一五)
〇九日徳川家綱誕生後七夜に當り前田利常光高登營之を祝す。(一七)
〇九日前田光高越中礪波郡埴生社に徳川家綱の爲祈禱せしむ。(一八)
〇九日鋸引の刑を加賀石川郡宮腰に行ふ。(一九)
〇二十日東照宮靈代江戸を發し金澤に向ふ。(二〇)
〇前田利常江戸穴八幡遷宮の費を助く。(二一)

十月　〇金澤城外に高札を立て津田勘兵衞の切支丹たることを誣告す。(二三)

十一月　〇二十日前田利常の姉千世姫歿す。(二六)

十二月　〇二日徳川家光千世姫の逝去を弔す。(二七)
〇廿八日小松に於いて鋸引の刑を行ふ。(二七)

是歳　〇前田利常越中立山の本社を再興す。(二七)
〇奥村源左衞門岡島市郎兵衞小塚藤右衞門公事場奉行となる。(二八)

寛永十九年　壬午　皇紀二三〇二

正月　〇十八日前田光高夫人額直を行ふ。(二九)
〇本多政重徳川家光よりその子政朝の定婚を命ぜら

る。（二九）

二月　○八日加賀石川郡佐那武社の宮橋築造を命ず。（三〇）

四月　○九日前田光高江戸を發し日光に赴く。（三一）

○十六日徳川家光日光にて使を前田光高に遣す。（三二）

○十八日徳川家光日光東照宮の祭典を行ひ前田光高之に侍座す。（三二）

○廿五日前田光高日光より歸り徳川家光に謁す。（三三）

五月　○三日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。（三三）

六月　○朔日金澤町の諸法度を定む。（三五）

○二日幕府前田利常に百姓の所務を勵ましむる高札の案文を附與す。（三八）

○六日前田利常加賀能美郡河原山村の諸役を免除す。（三九）

○廿五日徳川家光前田光高に巣鷹を贈る。（三九）

七月　○十八日越中礪波郡五ヶ山等に借米を許す。（三九）

○百姓の上納する夫銀に米を代用するを禁ず。（四〇）

○前田利常の從臣加賀能美郡三谷にて爭鬪す。（四一）

八月　○三日徳川家光前田光高の子小姓を召して舞踊せしむ。（四二）

○十六日徳川家光前田光高に放鷹の暇を與ふ。（四三）

○十八日徳川家光前田利常の女富姫の八條宮に嫁するを祝し物を賜ふ。（四三）

○廿二日前田光高命じて鐵炮藏の床下に塩を置かしむ。（四四）

○廿七日前田利常の女富姫八條宮に嫁せんが爲江戸を發す。（四四）

九月　○三日前田利常加賀能美郡小松稻荷社を轉地せしむ。（四六）

○九日江戸辰口邸にて井内清兵衛人を害す。（四七）

○晦日徳川家光前田利常に鶴を贈る爲使者を命ず。（五一）

○加賀能美郡那谷寺の三重塔婆成る。（五二）

閏九月　○廿八日前田利常その女富姫の成婚を徳川家光に謝す。（五四）

秋　○凶作による米價の騰貴初めて下る。（五五）

十月　○七日前田光高に狩場及び浴湯の暇を賜ふ（五六）

○十一日大聖寺侯前田利治參覲登營す。（五六）

○十五日富山侯前田利次就國の賜暇を謝す。（五七）

○十七日越中礪波郡五ヶ山に塩の貸附を命ず。（五八）

○十九日百姓の借米返納及び租額減免に關する法を定む。（五八）

○廿一日徳川家光相摸の狩場にある前田光高に使を命ず。（五九）

○廿七日徳川家光前田利常に遣す使者を命ず。（五九）

十一月 ○八日百姓より給人の下代等に給する食料に關する法を定む。(六〇)
○十五日金澤町の祝儀法會等の規程を定む。(六〇)

十二月 ○朔日前田光高狩場より歸り徳川家光に謁す。(六一)

是歳 ○小松城内に亭榭園囿を營む。(六二)
○前田利常諸士に命じて嫁娶せしむ。(六二)

寛永二十年 癸未 皇紀二三〇三

正月 ○十一日小松天秤座に運上の領收書を與ふ。(六三)

三月 ○廿九日小松に於て處刑用の磔木を作らしむ。(六五)

五月 ○十二日 徳川家光 大聖寺侯 前田利治の病を問はしむ。(六五)

六月 ○三日前田光高切支丹の來航を警戒せしむ。(六六)
○五日 加賀石川郡 野田山の 取締を桃雲寺に命ず。(六七)
○八日徳川家光前田光高に就封の暇を與ふ。(六八)
○九日前田光高登營して賜暇を謝す。(六八)
○廿一日前田利常切支丹類族の搜査を命す。(七〇)

七月 ○朔日前田利常切支丹の嫌疑者を江戸に送るべきを命ず。(七一)
○七日前田光高 使を幕府に遣はして 歸國を 報ぜしむ。(七一)
○九日 百姓の新米賣買を 九月に至るまで 停止せしむ。(七二)

八月 ○六日能登羽咋郡寶達山の產金上納に對する代銀支拂を受く。(七三)

九月 ○五日徳川家光前田光高の封國に派遣する使者を命す。(七四)
○廿五日前田利常切支丹類族園田長太夫等を糺明せしむ。(七四)

秋 ○小松の士宮部彌三右衞門の妻 その婢の爲に殺さる。(七五)

十月 ○十八日前田光高金澤城番の勤務を諭示す。(七六)
○二十日 前田光高 能登羽咋郡妙成寺に 土地を寄進す。(七九)
○廿二日前田光高江戸に向ひて發す。(八〇)
○廿七日前田光高參覲の途武藏熊谷に於いて夢想の句を得。(八〇)

十一月 ○十二日前田光高夫人安產の祈禱札を領內社寺より上る。(八二)
○十六日前田光高の長子綱紀江戸に生る。(八三)
○廿二日徳川家光前田綱紀の生誕を祝す。(八五)
○廿九日前田光高在國の吏の切支丹宗門改の勞を犒ふ。(八六)

十二月 ○廿一日奥村因幡易英歿す。(八七)

是歳 ○百姓の田畑を永代賣買するを禁す。(九〇)

正保元年 甲申 皇紀二三〇四

正月　○二十日前田光高書を金澤の老臣に與へて政務に勵精せしむ。(九一)

二月　○朔日徳川家光前田光高の病を問はしむ。(九二)

○五日大聖寺侯前田利治、光高の小堀政一訪問に就きて問ふ。(九三)

○七日前田綱紀江戸山王宮に社參す。(九三)

○十二日前田光高夫人綱紀を携へて徳川家光に謁す。(九四)

○十六日中川長勝家臣中の切支丹類族に關して報告す。(九四)

○廿五日前田光高在國の吏の切支丹宗門改の勞を犒ふ。(九五)

四月　○九日前田利常眼疾に罹るを以て徳川家光使を遣して之を問はしむ。(九六)

○廿六日在藩の吏金澤城石壘修築に關し前田光高の指揮を仰ぐ。(九六)

○廿六日金澤の城下大に火く。(九七)

○廿八日前田利常就封の爲徳川家光に辭見す。(九八)

五月　○三日幕醫啓通院意安明日前田光高の病を診すべきを報ず。(九八)

○七日前田光高金澤城石壘の修築に關し書を在藩の吏に與ふ。(九八)

○七日長連頼能登鳳至郡穴水に長谷部信連の廟を建立す。(九九)

○十八日小松の絹問屋等絹の相場書を上る。(一〇一)

六月　○朔日前田光高中庸の抄の借覽を求む。(一〇一)

○九日前田光高書を以て前田貞里の病を問ふ。(一〇二)

○十六日前田光高再び書を以て前田貞里の病を問ふ。(一〇三)

七月　○十四日中川長勝再び家臣中の切支丹類族に關し報告す。(一〇三)

○十九日前田光高又前田貞里の病を問ふ。(一〇四)

八月　○六日目安場横目の職務章程を定む。(一〇四)

○越中礪波郡城端町に高札を立つ。(一〇五)

九月　○廿五日徳川家光、前田利常及び光高の履切支丹嫌疑者を捕縛したるを賞す。(一〇七)

○廿八日前田光高横山長治に湯治を許す。(一〇七)

十一月　○廿二日越中新川郡十村肝煎の職務に關する法規を定む。(一〇八)

十二月　○六日加賀石川郡佐那武社その寄進地に關して愁訴す。(一〇九)

○七日加賀石川郡宮腰町に檢地を行ひその圖帳を附與す。(一一〇)

○十二日加賀石川郡白山七社惣長吏社殿造營の綸旨を頂戴す。(一一一)

是歳　○越中高岡瑞龍寺に於ける前田利長の墓碑を築く。(一一三)

正保二年　乙酉　　皇紀二三〇五

正月　○廿三日前田綱紀髮置の儀を行ふ。（一一三）
二月　○十五日上國に輸出する米穀取扱に關する法規を定む。（一一三）
○十五日前田利常小松を發して江戸に向ふ。（一一六）
三月　○廿五日前田利常參覲して徳川家光に謁す。（一一七）
○廿九日小堀政一前田光高來訪の際會はざりしを謝す。（一一八）
○前田利常越中高岡繁久寺に土地を寄進す。（一一八）
四月　○五日白山鳴動す。（一一九）
○五日前田光高暴かに江戸に卒す。（一一九）
○前田光高行狀。（一三五）
○六日徳川家光、前田利常を慰問せしむ。（一五九）
○十一日徳川家光使を金澤に遣はして前田光高の葬儀に列せしむ。（一五九）
○十九日前田光高の遺骸金澤に着す。（一六〇）
○淺井一政等前田光高に殉死す。（一六一）
五月　○六日前田光高の遺骨を高野山に送る。（一六二）
○十日金澤天德院に前田光高の法會を營む。（一六二）
○十二日清泰院夫人臨月なるを以て幕府醫師を遣はす。（一六四）
○廿九日故前田光高の次子萬菊丸生る。（一六五）
閏五月　○三日前田孝知遁世して上國に赴く。（一六六）
六月　○十三日前田綱紀封を襲ぐ。（一六七）
○十九日大聖寺侯前田利治金澤に牒し萬石以下の士綱紀就封の賀使を派すること勿らしむ。（一六九）
○廿一日前田綱紀徳川家光に謁し就封を謝す。（一七〇）
九月　○十二日前田貞里金澤城代を命ぜらる。（一七一）
○十八日横山康玄歿す。（一七三）
○二十日能登土方領の物成を加賀藩に報ず。（一八一）
十月　○三日徳川家光、前田利常に鶴を贈る。（一八七）
○十四日加賀河北郡若松村にて火刑を行ふ。（一八八）
十一月　○十日徳川家光、前田利常の病を問はしむ。（一八八）
是歳　○長連頼の釆邑能登鹿島半郡の十村組を定む。（一八八）
○前田利常越中射水郡一宮を再建す。（一九二）

正保三年　丙戌　　皇紀二三〇六

正月　○廿一日横山山城守長知卒す。（一九三）
三月　○十五日大聖寺侯前田利治加賀江沼郡山中醫王寺に土地を寄進す。（二〇七）
四月　○加賀能登越中の高辻帳を製す。（二〇八）
五月　○二十日前田利長の三十三回忌法會を越中高岡に行ふ。（二一三）
七月　○十日前田利常就封の爲徳川家光に辭見す。（二一四）
○十二日前田利常江戸を發し小松に向ふ。（二一四）
○十六日前田綱紀奇魚を徳川家光に献ず。（二一六）
八月　○朔日前田利常京師頂妙寺に藏する日蓮の筆蹟を裝

漬せしむ。(二一六)

九　月　○十七日近江大津着米取扱の覺書を菱屋源次に與ふ。(二一七)

○廿三日近江今津村弘川の年貢皆濟狀を與ふ。(二一八)

○上旬前田利常小松城に新殿を構ふ。(二一九)

十　月　○十三日前田貞里祿千五百石を加賜せらる。(二二〇)

○廿四日德川家光、前田利常に鶴を送る。(二二一)

十一月　○二日前田利常の女春姫本多政長に嫁す。(二二三)

○十五日幕府前田利常に重臣の子女を證人として江戶に置くことを命ず。(二二三)

十二月　○十四日能登鳳至郡總持寺塔頭の六院寺領の收納方に關する協約を爲す。(二二三)

○十五日前田利常越中高岡の繁久寺に知行所附を與ふ。(二二五)

○廿五日步若黨以下の衣服佩刀に關する制限を定む。(二二六)

○晦日大聖寺侯前田利治從四位下侍從に叙任せらる。(二二九)

是　歲　○加賀石川郡上野に田地を開く。(二二九)

○金澤玉泉寺を再興す。(二二九)

正保四年　丁亥　皇紀二三〇七

二　月　○九日金澤の魚問屋に誓紙を命ず。(二三二)

○廿七日小松一針屋市左衞門等魚問屋たることを許さる。(二三三)

○前田利常加賀江沼郡山代溫泉に浴す。(二三五)

三　月　○十三日金澤魚問屋、口錢運上等に關して誓約す。(二三五)

○十九日前田利常小松を發して江戶に向ひ、途武藏鴻巢にて石黑權平人に殺さる。(二三六)

四　月　○朔日前田利常能登羽咋郡氣多神社の法式を定む。(二三九)

六　月　○三日本多安房守政重卒す。(二四〇)

○十一日江戶本鄉邸にて小姓河田市十郎自害す。(二五六)

七　月　○廿二日越中礪波郡般若野嚴照寺居屋敷を賜はらんことを請ふ。(二五九)

八　月　○朔日小松魚問屋の營業に關する規程を定め認可を求む。(二六〇)

○三日京都紫野芳春院修營の爲藩吏を派遣出發せしむ。(二六二)

○十三日火災に際する金澤城警衞の部署を定む。(二六二)

九　月　○越中射水郡古國府勝興寺の寺領を增加寄進す。(二六二)

十　月　○朔日七日市侯前田利意の爲に加賀藩より殿閣興造に着手せしむ。(二六三)

十一月　○廿一日德川家光、前田利常に鶴を贈る。(二六五)

是歳 ○領國の繪圖を幕府に上つる。(二六五)

○大阪の船舶初めて領國に回漕す。(二六五)

慶安元年　戊子　皇紀二三〇八

正月 ○十日前田利常の子鶴丸生る。(二六六)

○十九日能登羽咋郡荻谷村の百姓等免の低減を請願す。(二六七)

閏正月 ○十日德川家光、前田利常に鶴を贈る。(二六八)

○十一日金澤に於ける絹及び綵の判賃を定む。(二六八)

三月 ○三日前田利家の第五十回忌法會を行ふ。(二七〇)

五月 ○廿五日前田利常柳營に上り就封の辭見す。(二七〇)

○下旬前田利常日光に社參し、次いで封國に歸る。(二七一)

七月 ○前田利常仙洞下賜の職人歌合繪卷を越中高岡瑞龍寺に寄進す。(二七五)

九月 ○二十日德川家光、前田利常に鶴を贈る爲使者を命す。(二七七)

秋 ○金澤小松の士の窮乏を救ふ爲貸銀を許す。(二七七)

十月 ○廿三日前田利常の女松姫生る。(二七七)

○前田利常加賀江沼郡山代溫泉に湯浴す。(二七七)

十二月 ○朔日加賀石川郡宮腰村に檢地圖帳を與ふ。(二七八)

○朔日金澤卯辰八幡の神主厚見紀伊守その由緒を言上す。(二七九)

○六日前田利常神社に對する法令を布く。(二八二)

○十六日加賀石川郡佐那武社の神主神社法令に對する請書を上つる。(二八三)

○廿六日降雪多きを以て十村等に百姓を保護せしむ。(二八四)

是歳 ○加賀石川郡本吉に米廩を建つ。(二八四)

○前田利常小松城內葭島に亭榭を造る。(二八五)

○本多政長の臣本多兵庫死刑に處せらる。(二八七)

慶安二年　己丑　皇紀二三〇九

二月 ○十八日前田利常養女犬姫に化粧田を給す。(二八八)

○廿二日前田利常養女犬姫を前田貞里に嫁せしむ。(二八九)

○廿九日前田利常加賀江沼郡山代溫泉旅屋番堀口宗也に知行を給すべく大聖寺侯に告げしむ。(二八九)

三月 ○十日金澤卯辰八幡神主厚見紀伊守社地の由來を上申す。(二九四)

○中旬前田利常江戶に向ひて發す。(二九五)

○廿三日金澤の魚問屋次郎右衞門その營業に關して誓紙を上つる。(二九五)

○廿三日前田利常小松葭島亭に於いて老臣等を饗す。(二九六)

四月 ○十五日前田利常加賀小松多太八幡社に制札を與ふ。(二九七)

○廿八日前田利常參覲せしを以て德川家光に謁す。

(二九七)

○廿八日金澤城惣構の土居及び堀等に關する規程を定む。(二九七)

六　月　○四日金澤長久寺屋敷の地子銀を免除す。(二九九)

○廿四日小松の絹肝煎等その營業に關する誓紙を出す。(二九九)

○廿六日道晃法親王前田綱紀の江戸にて震害を受けしことなきやを問ふ。(三〇〇)

八　月　○十三日前田綱紀の弟萬菊丸歿す。(三〇一)

九　月　○十日富山侯前田利次參覲せしを以て德川家光に謁す。(三〇三)

○廿二日德川家光、前田利常に鴻を贈る。(三〇三)

○廿六日大聖寺侯前田利治に就封の暇を賜ふ。(三〇三)

十二月　○七日德川家光、前田利常に鶴を贈る。(三〇四)

○八日大聖寺侯前田利治加賀江沼郡山代溫泉の旅屋番堀口宗也に知行を加增す。(三〇四)

是　歲　○米銀の貸借に關する利子の制限を定む。(三〇四)

慶安三年　庚寅　皇紀二三一〇

正　月　○二日江戸本鄕邸の小姓等堺町に歌舞伎を觀る。(三〇五)

三　月　○五日江戸城西丸の興造に就き前田利常等資を助く。(三〇七)

○廿九日前田利常の江戸本鄕邸類燒す。(三〇七)

四　月　○前田利常災後大聖寺侯前田利治の邸に假住し、その新造の書院を毀たしむ。(三一二)

五　月　○朔日德川家光、前田綱紀の疱瘡平癒を祝す。(三一三)

○朔日金澤城の石垣地震により崩壞す。尋いで幕府その修理を許す。(三一四)

○四日前田利常柳營に上り就封の辭見す。(三一四)

○五日小松の役夫等江戸本鄕邸式臺の建築に着手す。(三一五)

○十九日前田利常江戸を發し東海道より歸國の途に就く。(三一六)

六　月　○前田利常小松城中土居の庭園を修め、士人の家計を調査して救濟の法を講ず。(三一六)

九　月　○十八日前田利常等江戸城西丸移徙を賀して物を献つる。(三一七)

十　月　○十九日前田利常越中射水郡一宮に土地を寄進す。(三一八)

○十九日前田利常能登羽咋郡大福寺に土地を寄進す。(三一九)

○廿八日前田利常能登鹿島郡氣多社に土地を寄進す。(三二〇)

○廿八日前田利常能登珠洲郡法住寺に土地を寄進す。(三二一)

○廿八日前田利常山城酬恩庵に常住料を寄進す。(三二一)

閏十月　○二日幕府富山侯前田利次に就封の暇を賜ふ。(三二三)

十一月　○十三日前田利常能登鳳至郡道下の農三郎左衞門等を扶持す。(三二三)

○二十日前田利常能登鳳至郡阿岸中村の農高右近等を扶持す。(三二四)

十二月　○廿四日富山侯前田利次先に綱紀の病を祈らしめたる越中礪波郡埴生社の神主に銀子を與ふ。(三二五)

○前田利常の女辰姫生る。(三二六)

是歲　○前田 利常の 側室 京極殿小松より 京師に 還さる。(三二六)

慶安四年　辛卯　皇紀二三一一

正月　○二日小松城中に 能を演じ 市人をして觀覽せしむ。(三二七)

○十五日能登鹿島郡 宮前の 熊甲社に土地を寄進す。(三二八)

○十六日小松の酒商等城中に納むる酒に關し誓紙を上つる。(三二八)

○廿二日前田利常能登羽咋郡相神の農彌六等を扶持す。(三二九)

二月　○二日金澤卯辰八幡の神主厚見左京配下神社の居屋敷の由來を上申す。(三三〇)

○十八日贋銀行使者の調査を寺社に命ず。(三三二)

三月　○十一日小松の彫刻師に命じ銀座使用の印判極印を製せしむ。(三三三)

○廿六日小松の 桶屋等 桶の賣價に關し 誓紙を上つる。(三三四)

四月　○十日江戶上野附近の火災に前田利常東照宮を守護す。(三三五)

○十七日 前田綱紀 江戶 東照宮に 銅燈籠を 寄進す。(三三五)

○二十日德川家光薨ず。(三三五)

五月　○下旬 金澤小立野に於いて 水車を用ひ火藥を製す。(三三八)

七月　○廿八日前田利常、 由井正雪等陰謀の顚末を藩吏に報ず。(三三八)

八月　○廿一日前田利常江戶本鄕邸成りたるを以て之に徙る。(三四〇)

九月　○廿三日金澤惣町年寄頭の制を定む。(三四一)

十月　○二日前田利常口切茶等を德川家光に献ず。(三四二)

十一月　○四日伽耶院札を有せざる山伏及び諸勸進の入國を禁ず。(三四二)

○十日小松の天秤屋山上屋長右衞門をして誓紙を上つらしむ。(三四三)

○廿八日能登鹿島郡和倉溫泉の湯稅に對して領收書を與ふ。(三四五)

十二月　○十七日今枝民部直恒歿す。(三四五)

○廿九日前田貞里閉門を命ぜらる。(三四七)

是歳　○前田利常領内の改作法實施に着手す。(三五九)
○津田勘兵衛重次歿す。(三六八)

承應元年　壬辰　皇紀二三一二

二月　○廿七日前田利常の女熊姫生る。(三六九)
○廣瀬助左衛門等逃走せる盜賊を越前に於いて捕縛す。(三六九)

四月　○二十日前田綱紀銅燈籠を江戸上野德川家光の廟に上つる。(三七〇)
○晦日前田利常江戸より歸國の途越中堺に於いて木村彌兵衛を自双せしむ。(三七〇)

六月　○十九日加賀石川郡十村與三兵衛職務に關する誓紙を上つる。(三七五)

七月　○二十日前田利常越中高岡の繁久寺に守廟の料を扶持す。(三七八)

八月　○四日前田利常越中神通川の漁場所屬を定む。(三七八)
○十四日奧村河内榮政京師に歿す。(三七九)
○廿七日前田利常加賀石川郡の十村等に作食米の取扱に關する規定を示す。(三八一)

九月　○二日加賀石川郡松任古城に建てられたる米藏の勤務に關し肝煎より誓紙を上つる。(三八二)
○十五日前田綱紀能登鹿島郡石動山天平寺に土地を寄進す。(三八三)
○廿五日前田利常寺社奉行の職務に關して命を下す。(三八四)

秋　○前田利常小松城内葭島に數寄屋を築く。(三八六)

十月　○小松の同心廣田源太夫切腹を命ぜらる。(三八六)

是歳　○金澤城中に時鐘を置く。(三八八)
○大聖寺の足輕盜を爲して捕へられ火刑に處せらる。(三八八)
○前田利常越中新川郡大岩山日石寺を祈願所とす。(三九一)

承應二年　癸巳　皇紀二三一三

正月　○十五日前田利常加賀河北郡大熊村の十村兵右衛門を扶持す。(三九一)
○十六日越中新川郡陀羅尼寺村の十村九郎左衛門等扶持を給はりたるを謝す。(三九二)
○十村等郡内巡廻に際し鎗を携ふるを許さる。(三九三)

二月　○十五日鯨の浦方に漂着したる際分配すべき比率を能登の十村に諭す。(三九五)
○十八日德川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。(三九六)

三月　○十八日能登鳳至珠洲二郡の間役人を命ず。(三九六)
○十九日前田利常能登七尾の氷見屋助右衛門に宅地及び田地を與ふ。(三九七)
○廿一日前田利常能登鹿島鵜浦の右衛門に一宮神事の鵜を捕ふるが爲土地を扶持す。(三九八)

○廿二日前田利常能登羽咋郡上田の舞々三郎太夫に居屋敷を與ふ。(三九八)

四月 ○八日西本願寺光圓書を前田利常に致して越中射水郡勝興寺の殊遇を受くるを謝す。(三九九)

○廿三日前田利常參覲したるを以て徳川家綱に謁す。(四〇〇)

六月 ○廿二日前田利常越中礪波郡中田川の浚渫を命ず。(四〇〇)

閏六月 ○廿八日百姓の取扱に關し能登の十村等に令を傳ふ。(四〇一)

七月 ○三日前田利常畫を徳川家綱に献ず。(四〇二)

九月 ○十二日富山侯前田利次日光社參の爲に暇を賜ふ。(四〇二)

○廿四日大聖寺侯前田利治就國の暇を賜ふ。(四〇三)

十月 ○十六日徳川家綱、前田利常に鶴を贈る。(四〇三)

○十八日徳川家綱前田綱紀に鶴を贈る。(四〇三)

十一月 ○廿九日金澤の酒肝煎酒價を屆出づ。(四〇三)

是歲 ○領內十村の一部に收納代官を命ず。(四〇四)

○大聖寺侯前田利治の從士を減じて加賀藩に屬せしむ。(四〇四)

承應三年 甲午 皇紀二三一四

正月 ○四日越中礪波郡井波町の豆腐税を定む。(四〇六)

○十二日前田綱紀柳營に首服し諱を綱利といひ正四位下左近衞權少將に叙任せらる。(四〇七)

四月 ○廿七日前田利常就封の暇を受く。(四一〇)

○領內の神主に組合を組織すべきを命ず。(四一〇)

七月 ○廿九日諸給人の下代を知行所に遣はすを禁ず。(四一三)

○前田利常千岳和尙を以て加賀河北郡傳燈寺村傳燈寺の住持たらしむ。(四一三)

八月 ○七日前田利常越中射水郡古國府勝興寺に寺領所附を與ふ。(四一五)

○七日前田利常越中射水郡氷見光禪寺に寺領を寄進す。(四一六)

○十二日越中礪波郡の十村に諸給人の收納する免率を錄進せしむ。(四一六)

○十六日領內に於ける少額の取引に錢貨の使用を命ず。(四一七)

○十七日前田利常越中高岡稻荷社に改めて社領を寄進す。(四一八)

九月 ○十日錢貨と銀貨との交換比例を定む。(四二一)

○十一日越中礪波郡に一作五步の平均免上を命ず。(四二三)

○廿一日大聖寺侯前田利治、米澤侯上杉綱勝の姉を娶る。(四二三)

○廿七日後光明天皇崩ぜしを以て幕府前田利常に特赦を行はしむ。(四二三)

○加賀石川郡二俣村等に於ける杣百姓の由來を錄進す。(四二三)

十月 ○四日錢貨と銀貨との交換比例を改定す。(四二四)

十一月 ○十六日用水の修理及び黃蓮採取に關する規程を定む。(四二五)

○十七日前田利常能登鳳至郡鹿磯の藤右衛門を扶持す。(四二六)

○廿二日前田利常加賀河北郡大熊村兵右衛門の扶持を增加す。(四二六)

○廿六日前田利常 加賀石川郡 吉野村 彌兵衛を扶持す。(四二七)

○廿七日家中青年諸士の行狀に關して訓戒す。(四二七)

○廿七日加賀石川河北二郡秋收の成績可ならざるを上申す。(四二七)

十二月 ○三日前田綱紀金澤玉泉寺に寺領を寄進す。(四二八)

○三日前田綱紀越中高岡瑞龍寺に改めて寺領を寄進す。(四二九)

○三日 前田綱紀 越中高岡 繁久寺に 寺領を 寄進す。(四二九)

○三日前田綱紀加賀石川郡傳燈寺村傳燈寺に寺領を增加寄進す。(四三〇)

○三日前田綱紀金澤經王寺に寺領を寄進す。(四三〇)

○三日前田綱紀能登鳳至郡道下村寶泉寺に寺領を寄進す。(四三一)

○三日前田綱紀金澤天德院に寺領を寄進す。(四三一)

○四日諸給人の收納に新升を用ひしむ。(四三二)

明曆元年 乙未

皇紀二三一五

正月 ○廿一日前田利常 能登羽咋郡相神村 彌六を扶持す。(四三二)

二月 ○十八日能登鳳至珠洲二郡の百姓に上書の手續を示す。(四三三)

○廿四日玉泉院夫人の三十三回忌を金澤玉泉寺に行ふ。(四三三)

三月 ○四日能登の製壚者に貸與したる米穀に對し返納する壚の比率を增額す。(四三四)

○四日前田內藏允知辰歿す。(四三四)

○十一日錢貨と極印銀との交換比率を定む。(四三五)

○十三日能登鳳至珠洲二郡に於ける拂米の相場を定む。(四三六)

○二十日 前田 利常 越中高岡瑞龍寺に 制札を 與ふ。(四三七)

春 ○加賀能登越中三州の町夫を定む。(四三七)

四月 ○十二日前田利常參覲して德川家綱に謁す。(四三八)

○十八日德川家綱前田利常の病を訪はしむ。(四三九)

○廿一日前田利常 越中 高岡瑞龍寺に 寺領所付を給す。(四三九)

〇廿一日前田利常越中礪波郡今石動永傳寺に寺領所付を給す。(四四〇)
〇廿一日 前田利常 金澤永久寺に 寺領 所付を 給す。(四四一)

五月 〇廿六日前田利常その病を問はれたるを徳川家綱に謝す。(四四二)

六月 〇加賀藩加賀石川郡尾添の百姓に白山嶺上神祠を造營せしむ。(四四二)

七月 〇三日越前藩加賀石川郡尾添の百姓が白山嶺上神祠を造營せんとしたるに抗議す。(四四三)
〇十日加賀藩の老臣越前藩の抗議を江戸の前田利常に報ず。(四四四)
〇二十日加賀藩の老臣白山嶺上神祠造營の事に關し越前藩に回答す。(四四七)
〇廿二日越前藩の老臣吏に白山の事に就いて書を加賀藩に致す。(四四八)

八月 〇十二日今枝近義白山の事に關し幕府に使したる顚末を在金澤の老臣に告ぐ。(四四九)

是歲 〇小松の商金平屋酒酢等を城中に納入するを以て誓紙を上つる。(四五三)

明曆二年　丙申　皇紀二三一六

正月 〇十三日十村等隨意に帶刀を許さる。(四五四)

三月 〇廿二日金澤に於いて近藤傳吉中島九郎兵衞互に相爭ふ。(四五四)
〇廿九日富山侯前田利次の小姓相鬭爭す。(四五七)
〇加賀石川郡 湯涌より 湯稅を 徵すること初めて見ゆ。(四六一)

五月 〇二日前田利常越中新川郡大岩山日石寺に寺領を寄進す。(四六二)
〇三日 加賀 河北郡 竹橋津幡の 驛馬に 關して令す。(四六二)
〇前田利常就封の暇を得て小松に歸城す。(四六三)

六月 〇廿四日百姓自から勵精するを以て改作奉行を置かざることを告ぐ。(四六三)

七月 〇五日百姓の借物を禁じ藩有金穀の貸附を乞ふことを許す。(四六四)
〇六日耕作を勵まざる百姓を打殺すを得べきことを告ぐ。(四六五)

八月 〇七日明年以降百姓の吉初銀上納を要せざるべきを告ぐ。(四六五)
〇十七日前田利常、村肝煎十村の事に關し諮問す。(四六七)
〇晦日步莇を越中礪波郡石坂出村に行ひ以てその規模を示す。(四六八)
〇金澤本願寺に芝居を構へ歌舞伎を興行す。(四七〇)

九月 〇四日百姓の怠惰を戒めその監督を嚴にすべきを十村に令す。(四七〇)

○十一日大聖寺侯前田利治參覲せしを以て德川家綱に謁す。(四七一)
○十三日能登四郡内に於いて鐵炮を放つを禁ず。(四七一)
○廿三日前田光高の後室清泰院逝去す。(四七二)
○加賀石川郡泉野と寺地山との間に新田を拓く。(四八二)

十月 ○十三日大阪の商人等加賀藩の登米船運賃に關する約定書を提出す。(四八三)
○廿一日駕籠に乘る者の制限を定む。(四八四)

十一月 ○八日前田利常小物成の稅額を定む。(四八四)

十二月 ○二十日前田利常加賀石川河北二郡の百姓が概ね貢租を皆濟したるを賞す。(四八六)
○廿六日前田利常加賀河北郡百姓の貢租皆濟を賞す。(四八六)

是歲 ○越中高岡瑞龍寺を興造す。(四八六)
○百姓自から手上高を申請して貢租の額を增す。(四九一)
○給人の收納すべき免の率を增加す。(四九一)

明曆三年 丁酉 皇紀二三一七

正月 ○十一日金澤寶圓寺等の祠堂銀取扱を町人紙屋武兵衞に命ず。(四九四)
○十九日江戸辰口の藩邸類燒す。(四九五)

二月 ○十一日給人の居屋敷に關する法を定む。(五〇三)
○十五日小松郊外の天滿宮營成る。(五〇四)

三月 ○十日喧嘩口論及び火災に關する法規を定む。(五〇七)
○十七日前田利常能登鳳至郡總持寺の寺領を增加寄進す。(五〇八)
○廿二日前田利常金澤の老臣等に執務の心得を諭す。(五〇九)
○廿七日組頭の心得を示す。(五一三)
○廿七日前田利常小松を發して參覲の途に就く。(五一三)
○廿八日前田利常能登羽咋郡氣多社の社領を增加寄進す。(五一三)

四月 ○七日前田利常江戸に着す。(五一四)
○廿五日小松に於いて茶商の問屋に納むべき役銀を定む。(五一五)
○廿九日加賀藩の老臣等日蓮宗不受不施派の禁止せられたることを告ぐ。(五一六)
○前田利常改作法により收納の皆濟となれることを幕府に報ず。(五一七)

五月 ○十四日加賀藩江戸辰口に於ける上屋敷の替地を受く。(五二一)

七月 ○九日加賀藩江戸本郷に於ける旗本同心屋敷の地を受く。(五二三)
○廿九日前田出雲貞里歿す。(五二七)

八月　○廿五日小松郊外梯天滿宮に於いて初て月次連歌を興行す。(五二九)

九月　○四日前田利次江戸に參覲せしを以て登城す。(五三一)

○廿三日清泰院の一周忌法會を行ふ。(五三一)

○廿七日前田綱紀江戸城天守臺造營の命を受く。(五三一)

十月　○廿二日明年二月以降藩士中少祿の者の乘輿を禁す。(五三二)

○廿五日前田利常徳川家綱に口切茶等を獻つる。(五三二)

十二月　○朔日小松に於ける牢獄番人の爲に請狀を差出す。(五三三)

○五日小松に於いて問屋を經ずして煙草を賣買するを禁ず。(五三四)

是歳　○越中高岡瑞龍寺の塔頭に龜占庵法性庵を造營す。(五三四)

萬治元年　戊戌　皇紀二三一八

正月　○十一日馬廻の士に命じて防火の爲金澤城下を巡邏せしむ。(五三五)

三月　○九日加賀石川郡の十村等その職務に關して誓紙を上つる。(五三六)

○十四日加賀藩の助役を命ぜられたる江戸城天守臺の築造工事に着手す。(五三七)

四月　○十三日越中神通川以西諸村に擅に用木を伐採するを禁ず。(五三九)

五月　○八日小松に於いて問屋を經ざる茶煙草木綿繰綿を賣買するを禁ず。(五三九)

○廿八日越中神通川以西諸村に鷄の尾を賣上げしむ。(五四一)

六月　○三日徳川家綱保科正之の女を前田綱紀に嫁せしむべきを命ず。(五四一)

○廿三日加賀石川郡佐那武社湯立執行の事に關して上申す。(五四二)

○廿六日前田綱紀保科正之の女を娶る。(五四三)

八月　○十日本月より十月まで小鷹使用を禁ず。(五五〇)

○中旬加賀石川郡土清水にて水車を用ひ火藥を製す。(五五一)

九月　○三日前田利常就封の爲徳川家綱に辭見す。(五五一)

○廿三日清泰院の三周忌を江戸傳通院に營む。(五五二)

○廿三日前田利常小松城に歸る。(五五二)

○晦日加賀藩の助役せる江戸城の天守臺竣功す。(五五二)

十月　○十二日前田利常小松城に薨す。(五六〇)

○前田利常行狀(五六八)

○廿三日會津侯保科正之、前田綱紀の後見となる。(七六三)

○廿七日金澤の公事場に關する法規を定む。(七六四)

○廿七日前田綱紀領國の施政及び江戸の事務に關して老臣等の部署を定む。(七六五)

十一月 ○二日諸士の遺跡相續に關する法規を定む。(七六九)

○六日前田利常の法會を金澤寶圓寺に營む。(七七一)

○廿一日前田綱紀初めて除服登營す。(七七一)

○廿九日小將馬廻の組頭をして毎月兩次會合協議せしむ。(七七二)

十二月 ○朔日江戸邸に於ける賄方の法規を定む。(七七三)

○金澤に於ける防火放銃の事に關して命を傳ふ。(七七四)

○七日加賀藩諸士の富山侯前田利次に對し年頭歳暮等に祝意を表するを停む。(七七五)

○廿八日徳川家綱、前田綱紀に命じて利常の遺領を繼がしむ。(七七六)

閏十二月 ○八日諸士の風俗に關する令を發す。(七七六)

○十日前田綱紀、利常の遺物を徳川家綱に上つる。(七七七)

○十八日幕府目付の吏を加賀藩に派遣すべきを告ぐ。(七七七)

○十八日徳川家綱封國の施政に就きて命を前田綱紀に下す。(七七八)

○廿七日前田綱紀左近衞權中將に陞任す。(七七九)

是歳 ○諸士の窮乏を救ふが爲に買上米を行ふ。(七八〇)

○小將組の士市川彌五兵衞を誅せしむ。(七八〇)

○初めて用人の職を置く。(七八〇)

萬治二年　己亥　皇紀二三一九

正月 ○朔日諸士の藩侯に上るべき祝義及び禮錢の額を定む。(七八一)

○朔日諸士の饗宴に關する制限を定む。(七八二)

○朔日諸士以下の衣服を制限すべきを令す。(七八三)

○朔日捕鳥嫁娶遊戯住居器具等に關する制限を令す。(七八五)

○朔日江戸藩邸の番人詰人に關する法規を定む。(七八六)

○朔日諸士死者の前祿を繼がしめざる者及び前祿より減ぜらるゝ者の給與法を定む。(七八八)

○二日百姓の藩外に出づる者の取締方を令す。(七八九)

○四日前田利常の遺物を富山侯前田利次に贈與す。(七九〇)

○六日諸士の邸内にて發炮を練習し得べき規間を定む。(七九一)

○七日衣服に關する前の制限令を補ふ。(七九一)

○十六日寺社方門前に住する者の防火に關して令す。(七九二)

○二十日領内の古城跡及び名所を調査上申すべきを

令す。(七九三)

○江戸傳通院に於ける清泰院靈堂の造營に着手す。(七九三)

二月 ○六日家中諸士の奢侈を禁じ利得を謀ることなかるべきを諭す。(七九三)

○八日前田綱紀相模熱海温泉に湯浴す。(七九四)

○二十日前田利常の加賀能美郡三明野の灰塚に松樹を植うべきことを傳ふ。(七九四)

○小松に於ける諸士の家屋を壞ちて石川郡宮腰に廻漕す。(七九五)

三月 ○三日諸士以下の遺跡相續に關する規程を定む。(七九五)

四月 ○六日前田綱紀越中高岡瑞龍寺の子院に土地を寄進す。(七九六)

○廿三日前田利明大聖寺侯前田利治の養子たらんが爲江戸に赴く。(七九七)

○廿四日金澤近郊の禁獵區域に横目を派して巡視せしむべきを告ぐ。(七九七)

○小松に於ける諸士金澤に轉住す。(七九八)

五月 ○五日諸士の小者成敗に關する規程を定む。(七九八)

○廿一日他國より來れる傀儡師等を百姓の宿泊せしむるを禁す。(七九九)

○廿四日諸士に對し百姓等慮外の擧動あるべからざるを告ぐ。(七九九)

六月 ○朔日若黨小者草履取に關する規定を令す。(八〇〇)

○朔日與力の知行に關する法規を定む。(八〇二)

○朔日金澤町奉行の職務に關する法規を定む。(八〇三)

○朔日郡奉行の職務に關する法規を定む。(八〇六)

○朔日寺社奉行の職務に關する法規を定む。(八〇八)

○朔日作事奉行の職務に關する法規を定む。(八〇九)

○朔日金澤の本町及び地子町に課する夫役を定む。(八一一)

○朔日金澤の會所の執務に關する法規を定む。(八一二)

○朔日算用場の執務に關する法規を定む。(八一四)

○朔日算用場奉行の檢地に關する法規を定む。(八一六)

○十九日吉利支丹宗門改を嚴にすべきを令す。(八一七)

○廿三日極印を施さゞる松材の賣買を禁止す。(八一八)

七月 ○朔日私に諸士の婚約するを禁じ、凡て藩侯の選擇指定する所に從はしむ。(八一八)

○九日花火を弄することを禁ず。(八一九)

○九日諸士居邸の周圍に柵を構へ其の他華麗の造作を禁ず。(八一九)

○廿一日金澤近郊に於ける藩侯の鷹場を定め諸士の捕鳥を禁ず。(八二〇)

八月 ○朔日大工大鋸木挽板批屋根葺の工料及び勞働時數を定む。(八二〇)

○六日加賀河北郡津幡町に課すべき夫役の員數を定

む。（八二二）

○十七日壁塗疊刺張付師石切日傭の賃銀及び勞働時間を定む。（八二三）

○廿二日前田綱紀越中高岡瑞龍寺の塔頭東漸院に寺領を寄進す。（八二四）

十月 ○十六日諸士より出銀を徵し他國出張の際之を支給する制を定む。（八二五）

○十九日前田綱紀日光山東照宮參拜の暇を受く。（八二六）

十一月 ○朔日前田綱紀前髮取の祝儀を行ふ。（八二七）

○十四日諸士藩内といへども他所に宿泊する時は之を屆出しむ。（八二七）

○十七日加賀藩より八條宮に贈る物資の支出方法を規定す。（八二七）

○廿五日諸士の邸第に關する法規を定む。（八二九）

是歳 ○初て定番馬廻組の士を定む。（八三三）

○初て定番步を置く。（八三三）

○金澤森岩寺の住職二王座禪を行ふを以て追放せらる。（八三四）

○江戸及び京に派遣する飛脚の日數を定む。（八三四）

萬治三年　庚子　皇紀二三二〇

正月 ○朔日藩外に往來する者の出銀扶持方路銀馬銀駄賃宿賃の額を定む。（八四〇）

○十四日江戸本郷邸の表門等類火に罹る。（八六二）

○廿五日遺跡相續者に與ふる屋敷に關して規程を定む。（八六二）

○晦日日傭の他國に出でゝ滯留久しきに亙るを禁す。（八六三）

○晦日百姓の他國に出づるを禁ず。（八六四）

○清泰院の位牌所たる金澤如來寺の移轉工事に着手す。（八六五）

○金澤の米價大に騰貴す。（八六五）

二月 ○朔日百姓の緣組は豫め十村の承認を得しむ。（八六五）

三月 ○十一日百姓の居屋敷等に竹木を植うる者に苗を下附しその伐採を自由にせしむ。（八六六）

○十二日金澤城下一般に火災を注意せしむ。（八六六）

四月 ○二日一季居奉公人の給銀及びその使役方を定む。（八六七）

○四日女囚を里子に下附すべきを告ぐ。（八六七）

○廿一日加賀能登越中四十四ヶ村の檢地に際し派遣せられたる横目復命す。（八六八）

○廿一日大聖寺侯前田利治卒す。（八七一）

○廿二日諸士の下屋敷に關する規程を定む。（八七二）

五月 ○廿一日再び百姓居屋敷田畠の樹木伐採を自由にすることを免す。（八七二）

○廿三日戸室山の石材運搬等に關する規程を定む。

(八七三)

六月 ○朔日普請奉行の職務に關する規程を定む。(八七六)

○十日普請奉行割場奉行の職務に關する規程を追加す。(八八二)

○十日銀座の職務に關する規程を定む。(八八三)

○十六日一季居奉公人に關する規程を定む。(八八五)

○十六日用水及び川除普請に農村の提供すべき人夫の數を定む。(八八七)

○廿三日守隨彦太郎江戸より來り秤を檢すべきを告ぐ。(八八七)

七月 ○三日前田利明大聖寺侯前田利治の遺領を襲ぐ。(八八八)

○十日金澤町民の心得を諭す。(八八九)

○十三日公事場の事務取扱規程を定む。(八九一)

○十七日前例の如く踊を禁止すべきを告ぐ。(八九四)

○廿五日來月朔日より例の如く淺野川馬市場を開くべきを告ぐ。(八九五)

○廿九日在々を徘徊する法義語に惑ふべからざることを告ぐ。(八九六)

○富山藩領を加賀藩領の地と交換す。(八九七)

八月 ○十七日前田綱紀老臣に委任すべき政務を定む。(八九七)

○廿二日凶年なるを以て造酒の制限等を令す。(八九七)

○廿九日藩侯以下諸士の武具に關する規程を定む。(八九九)

○大聖寺藩領と加賀藩領とを交換す。(九〇一)

十月 ○十日本日より前田利常の第三回忌を寶圓寺に執行す。(九〇一)

○十五日新開の田畑に對する納租率等の規程を定む。(九〇二)

十一月 ○三日金澤の町幅を廣くする豫定なるを以て作事の際注意すべきを告ぐ。(九〇二)

○廿二日奉公人の藩外に出づるを禁ずる條目を毎年兩次郡中に令すべきを告ぐ。(九〇三)

十二月 ○十一日諸士の衣服に關する制限を定む。(九〇四)

○廿三日再び諸士衣服の制限に關して令す。(九〇七)

○廿五日大聖寺侯前田利明養父利治の遺物を德川家綱に上つる。(九〇八)

是歳 ○犀川の大橋を改架し明年に至りて成る。(九〇八)

寛文元年 辛丑 皇紀二三二一

正月 ○四日郡奉行の十村村肝煎組合頭に申渡すべき心得書を定む。(九〇八)

○四日地黄煎及び刻煙草の營業を禁じその税を除く。(九一二)

○十日初て火消役を置く。(九一二)

○廿五日諸士の使役する下人給銀の率を定む。(九一三)

二月 ○廿二日肥料の鰯を領外に賣出すを禁ず。(九一五)

三月 ○二日百姓に金銀米穀を貸して利を收むるを禁ず。(九一八)

○六日農村の荒地野方及び下畠に桑苗を植うべきを諭す。(九一九)

○十日百姓地を侍及び町人に貸與するを許す。(九二〇)

○十三日加賀石川郡倉月用水下の村民等上流油車の移轉を命ぜられんとするに對して陳情す。(九二〇)

○十八日烏の巣を破毀すべきことを命ず。(九二六)

○廿八日人持組の士に火災の豫防を嚴にすべきを命す。(九二七)

○廿九日行路病死人及び溺死人を試斬するを禁ず。(九二七)

四月 ○十四日河北潟に放養したる鴻の保護を命ず。(九二八)

五月 ○十二日在江戸の老臣より改元の事ありたるを報ず。(九二八)

○十五日山本清三郎等四人に改作奉行を命じその執務に關する心得書を與ふ。(九二九)

○十六日百姓その家屋を賣却するを禁ず。(九三一)

○廿八日鴇の羽を所有する者に賣上を命ず。(九三二)

○廿九日米價高直なるを以て困窮する者あらば諸士の養育使役すべきを命ず。(九三三)

六月 ○四日本年米價高直なるを以て諸士に出銀の增納を命ず。(九三三)

○六日郡中の神社及び神職に關する調査を命ず。(九三五)

七月 ○朔日前田綱紀登營して就國の辭見す。(九三六)

○三日領外より鹽を輸入するを禁す。(九三七)

○四日農村にて餅酒小間物の振賣及び露店を禁ず。(九三七)

○六日前田綱紀月番の勤務に關して諭示す。(九三八)

○八日郡中にて放鷹する者の姓名を錄進せしむ。(九三九)

○九日金澤城橋爪門内にて諸士の使役し得べき下人の數を定む。(九三九)

○十日諸士邸前の道路修理を命じ又犀川に於ける漁撈を禁止す。(九四〇)

○十四日荷馬を犀川淺野川の橋爪に繋留するを禁止す。(九四一)

○十九日前田綱紀初て金澤に入部す。(九四一)

○十九日城中奥方に出入する者の規程を定む。(九四三)

○十九日月番の勤務に關する規程を定む。(九四四)

八月 ○八日米穀を賣り又衣類等を購ひたる百姓ある時はその姓名を記帳せしむ。(九四五)

○十七日老臣の掌る政務に關して諭告す。(九四六)

○廿一日前田綱紀、奥村榮清を江戸に遣して入國を閣老に謝せしむ。(九四七)

○金澤に建築せる徳川家光の靈堂成り前田綱紀初て之に詣づ。(九四八)

○新たに前田綱紀に仕へたる深美縫殿助金澤に下り町人北村屋の家に宿す。(九四八)

閏八月 ○五日加賀能美郡安宅浦にて魚問屋以外の者魚類を買ふを禁ず。(九五〇)

○十七日町醫師の屋敷與奪に關する規程を定む。(九五一)

○十八日今明日能を演じ諸士に觀覽せしむ。次いで前田綱紀老臣の邸に臨む。(九五二)

九月 ○十五日他國に出づる少祿の者及び飛脚の扶持方路銀馬銀支給の法等を定む。(九五三)

○十八日前田綱紀小松城に至り二十日金澤に歸る。(九五七)

十月 ○八日藩侯不在の間に於ける城中の規程を定む。(九五七)

○八日前田綱紀金澤を發し廿五日江戸に着す。(九六八)

○晦日德川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。(九五八)

○金澤城玉泉院丸の厩築造に着手す。(九五九)

十一月 ○十六日雁鴨其他の鳥類を切手なくして領外に出すを禁ず。(九五九)

十二月 ○廿四日郡中の普請に里子を使役するを止め是を解放せしむ。(九五九)

○百姓の餘暇ある者に雉子山鳥を捕へしむ。(九六〇)

是歳 ○京都三條河原町に藩邸を設く。(九六〇)

○領內の米穀大に豐穰す。(九六〇)

寛文二年　壬寅　皇紀二三二二

正月 ○十一日江戸に於ける奉公人出替に關する件を令す。(九六一)

○十三日防火乘輿辻立門立等の事を令す。(九六二)

○十七日本年田地割を行はざるべきを令す。(九六三)

○六日往還筋道路の修理方法を改めしむ。(九六四)

二月 ○八日出替以後奉公人を宿泊せしむるものは日割を以て給銀を減ぜしむ。(九六四)

○十四日小松町に驛問屋五人を置くを令す。(九六五)

○十五日金澤城二ノ丸の唐門造營の材を越中庄川より運搬する爲役夫を出すべきを命ず。(九六八)

○二十日松樹盜伐の者を磔刑に處したるを告げ百姓を戒む。(九六九)

三月 ○二十日極印なき松材の賣買を禁じ又林木の根株を採り割木として售ぐ者を制止す。(九六九)

四月 ○朔日日傭の賃銀を定む。(九七〇)

○二日河北潟に鴻を放養するを告ぐ。(九七一)

○八日賴母子講を設くるを禁ず。(九七一)

○十日百姓に耕地の改善を諭し今後田地割を行ひてその村高を變ずることなかるべきを告ぐ。(九七二)

○十二日諸士の困難を救はんが爲に藩より借銀を許す。(九七三)

○十六日加賀河北郡俱利伽羅より金澤に至る路傍の

家屋を修理せしむ。(九七四)
○十六日海上に於ける米穀鹽材木の運賃を定む。(九七五)

五月 ○六日地黄煎を賣る者を捕縛すべきを豫告す。(九九四)
○廿六日御扶持人及び十村の海上に運漕業を營むを禁ず。(九九五)
○廿七日侍町に於ける橋梁修繕の責任者を定む。(九九五)
○廿八日喧嘩の行はれたる場合に處する心得を令す。(九九六)
○京都と金澤との間に爲替銀の取組を開始す。(九九七)

六月 ○九日前令により踊相撲及び花火を禁止す。(九九七)
○十日十村手代の百姓に非分を申懸くるを禁じ手代及び村肝煎より誓紙を徴す。(九九七)

七月 ○八日百姓の納税を皆濟せざる前に米穀を賣るを禁す。(一〇〇三)
○十日御召米に關する規程を定む。(一〇〇三)
○十日給人の知行米を預る藏宿の所在を定めその監視方に關して令す。(一〇〇三)

八月 ○廿二日前田利常の女富姫逝去す。(一〇〇五)
○金澤城の石垣を修築す。(一〇〇六)

九月 ○廿三日清泰院七周忌の法會を江戸傳通院に行ふ。(一〇〇七)
○廿六日前田綱紀就封の暇を受く。(一〇〇七)

十月 ○二日藩侯歸國の際庶民奉迎の爲道中に出で又は進物を上つるを停止す。(一〇〇八)
○廿四日淺野川と森下川との間を藩侯の鷹場と定む。(一〇〇八)

十一月 ○五日新知及び加増を與へられたる者の出銀上納法を定む。(一〇〇九)
○廿四日前田綱紀金澤に歸城す。(一〇一〇)

十二月 ○朔日諸士七十歳以上の者の勤番を除くことあるべきを定む。(一〇一〇)
○九日父の業を受けざる子に家督相續を命ぜざることを定む。(一〇一〇)
○廿四日百姓町人の貸借に關する件を令す。(一〇一〇)

是歳 ○農村にて盜賊放火等を爲したる諸士の處分方を郡中に令す。(一〇一一)
○眞鶴袖黑鶴白鳥を捕ふるを禁ず。(一〇一二)
○諸士の由緒帳を藩侯に上らしむ。(一〇一三)

就業

侯爵前田家囑託 日置謙

昭和五年七月　二十　日印刷
昭和五年七月二十五日發行

（非賣品）

著作者　侯爵前田家編輯部
東京府下荏原郡目黒町大字上目黒字駒場八百六十一番地

發行者　石黒文吉
東京府東京市本郷區本富士町二番地

印刷者　大村重松
石川縣金澤市彥三三番丁三番地

印刷所　明治印刷株式會社
石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二

